文學博士 井上頼圀
熱田宮々司 角田忠行 監修

平田盛胤
三木五百枝 校訂

平田篤胤全集

東京 平田學會

天覽

台覽

胤雄大人肖像

目次

以上

毎朝神拝詞記序

我國は神の生成給へる御國人種も神の裔にし有れば宇宙舉りて神國とぞ稱ける然れば御代々の　天皇命の神祇を祭給ふは天の下治給ふ御政の本にて其儀式の嚴重なる事古典に見たるが如し斯て庶人も程々に其祖たる神たちを齋祭けるを三栗の中世より諸蕃の道々弘ごりて其本たる神をば神と思ひたらず世中も亂れに亂れて神祇官も古の如ならざれば況て庶人の神事の粗略に成たるは言も更なり然るを今二百餘年天の下愛たく治れるに依てよろづ古に復れる中にも去し文化の頃より平田篤胤と云者出て其師本居宣長の教を受て神祇の學に仕奉り種々の書ども著せる中に古風の拝式を敎たる毎朝神拝詞記と云物あり又其を詳に講明せるを玉襷と名けたるが共に最正き書にして實に古風は斯こそ有べけれ然れば我祖父の君の御代より此道の學師に任給ひて神職らにも其道を說聞しめ庶人も古風の拝式を心得て次々我道の明かに成ぬるは專この篤胤らが功にぞ有ける世々其つかさ承れる身の此を悅思はざらめや誰かは此功を稱ざらめや故この由を一言かき與ふるになむ。

嘉永三年三月　　神祇伯資敬王　花押

平延胤謹臨寫

神拜詞目錄

毎朝神拜詞記

○朝早く起て貌手を洗ひ。口を漱ぎ身を清めて。まづ皇都の方に向ひて。愼み敬ひ。平手を二つ拍ち額突て。畏み畏み拜み奉るべし。

【一】皇居乎拜美奉留事（詞は各々心々に申すべし）

また手を二つ拍て拜み奉るべし。

○右畢りて大和國の方に向ひて。平手を二つ拍ち。額突き拜み奉りて。

【二】大和國平群郡龍田乃立野爾。大宮柱太敷立氐鎭座坐須。天御柱國御柱命。亦名波志那都比古志那都比賣神乃御前乎。愼美敬比畏美畏美毛遙爾拜美奉留。

まづかく申し。手を二つ拍て拜み。頭を上げて。

過犯須事乃有乎婆。見直志聞直志坐氐。枉神能爲牟禍事乎氣吹拂波志。堅石爾常石爾息長久令在給比。天津神國津神爾。日珥異爾願白須事由乎。御氣乃共走出留駒乃耳彌高爾。聞上給比幸閉給閉登。畏美畏美毛白須。

かく白し竟て拜むこと右に同じ。下此に效べし。

○次に北の方北辰の邊に向ひ。平手を二つ拍ち。額突き愼みて。

【三】高天原乃天眞區爾神留坐須。挂卷母綾爾畏伎天之御中主大御神。高皇産靈大御神。神皇産靈大御神乎。始米奉里。凡氐別天神等乃大御前乎。愼美敬比畏美畏美母遙爾拜美奉琉。

○次に天日の方に向ひ。平手を二つ拍ち。額突愼みて。

【四】高天原爾神留坐須。天照大御神。皇産

靈大御神。伊邪那岐大御神乎。始米奉里。畏美
八百萬之大神等乃大御前乎。愼美敬比
畏美毋遙爾拜美奉留。

○次に西の方に向ひ。平手を二つ拍ち。額突拜みて。

〔五〕月豫美國爾神留坐須。國之底立大神。
豐斟渟大神。伊邪那美大神。月夜見尊乎
始米氐。其國爾坐須大神等能大前乎。愼美敬比
畏美畏美毛遙爾拜美奉留。

○次に日向國の方に向ひ。上件の如くして。

〔六〕皇御孫尊斗稱辭竟奉留。挂卷毛畏伎天
饒石國饒石天津日高日子番能邇々藝尊乎
始米奉里。大皇后木花之佐久夜毘賣命。及
神世二御代乃天皇命乃大御前乎。愼美敬比畏美
畏美毋遙爾拜美奉留。

○次に大和國の方に向ひ。上の件の如くして。

〔七〕神倭磐余毘古尊乎始米奉里。御代代乃
天皇命。及御世世乃大皇后等乃大御前乎。
愼美敬比畏美畏美毛遙爾拜美奉留。

○次に伊勢國の方に向ひ。右の如く拜みて。

〔八〕神風乃伊勢國。拆鈴五十鈴原乃。底津
石根爾大宮柱太敷立。高天原爾比木高知氐
鎭座坐須。天照皇大御神乃大朝廷。外宮乃度
會乃山田原乃。底津石根爾大宮柱太敷立。
高天原爾千木高知氐鎭座坐須。豐受大御
神。及二宮乃相殿爾座須皇神等。枝宮枝社乃神
等能御前乎毋。愼美敬比畏美畏美毛遙爾拜美奉留。

○次に常陸國。下總國の方に向ひ。右の如くして。

〔九〕吾妻國乃三社登稱辭竟奉留。常陸國鹿

島郡。鹿島宮爾鎮座坐須武甕槌大神。下總國香取郡。香取宮爾鎮座坐須經津主大神。常陸國息栖社爾鎮座坐須岐神乃御前乎。愼美敬比畏美畏美毛遙爾拜美奉留。

○次に出雲國の方に向ひ。右の如く拜み奉りて。

〔十〕八雲立出雲國。八穗米杵築宮爾鎮座坐氐。幽冥事知看須大國主大神。后神須勢理毘賣命。二柱乃御前乎。愼美敬比畏美畏美毛遙爾拜美奉留。

○次に大和の國の方に向ひ。右の如く拜みて。

〔十一〕大和國城上郡。大神社爾鎮座坐須。大物主大神山邊郡。大和社爾鎮座坐須。大國魂大神。高市郡宇奈提社爾鎮座坐須言代主神。三柱乃御前乎。愼美敬比畏美畏美毛遙爾拜美奉留。

○次に常陸ノ國の方に向ひ。右の如く拜み奉りて。

〔十二〕常陸國鹿島郡大洗磯前社。那賀郡酒列磯前社爾歸里鎮座氐。外國々能事掌給比。禁厭乃術登醫藥能方斗袁傳給比斯大名持神少名彦名神。二柱乃御前乎。愼美敬比畏美畏美毛遙爾拜美奉留。

○次に伊豆の國の方に向ひ。右の如く拜み奉りて。

〔十三〕伊豆國加茂郡。雲見嶽爾鎮座坐須磐長比賣神乃御前乎。遙爾拜美奉里氐。過犯須事能有袁婆見直志聞直志給比。堅石爾常石爾壽長在志米賜閉斗。畏美畏美毛祈理奉留。

○次に尾張國の方に向ひ。右の如く拜み奉りて。

〔十四〕劒太力尾張國愛智郡。熱田宮爾鎮座坐須大神等乃御前乎。愼美敬比畏美畏美毛遙爾拜美奉琉。

○次に當國の一宮の方に向ひ。右の如く拜み奉りて。

〔十五〕某國某郡爾鎭座坐氏。國乃一宮登坐須某大神社乃御前乎愼美敬比。畏美畏美毛遙耳拜美奉留。

○次に當所の鎭守神の方に向ひ。右の如く拜みて。

〔十六〕此邑乎總守賜布產土大神乃御前袁愼美敬比。夜守日守爾守理幸閉給閉斗。畏美畏美毛遙爾拜美奉留。

○次に家に齋き奉る神等の御棚の前に向ひ。右の如く拜み奉りて。

〔十七〕此乃神牀耳神籬立氐。招奉里令坐奉里氐。日爾異爾稱辭竟奉琉。伊勢兩宮大神等乎始奉里。天御神八百萬。國御神八百萬能神等。大八島之國々島々所々之。大小社々爾鎭座坐須。千五百萬乃神等。其從幣給布百千萬之神等。枝宮枝社之神等。曾富登神乃御前乎毛愼美敬比。過犯須事能有乎婆見直志聞直志坐氏。各々掌分坐須御功德乃隨爾。惠賜比幸幣給比氐。神習志米。道耳功績乎令立給閉斗。畏美畏美毋拜美奉留。

○次にまた別に手を拍ち。右の如く拜みて。

〔十八〕辭別氏。挂卷毋畏伎神伊邪那岐命。筑紫日向乃橘能小戸能阿波岐原爾。禊祓給布時爾。生坐留祓處乃神等。萬乃枉事罪穢乎。攘給比淸給比氐。神事乎毛善斯久仕奉志米給閉斗畏美畏美毛拜美奉留。

○次にまた別に手を拍ち。右の如く拜みて。

〔十九〕辭別氏。大八衢爾湯津石村乃如久塞坐氐。根國底國余利荒備疎備來物乎。此用理勿

來登守給布。塞神二柱能御前袁。愼美敬比畏美畏美毛拜美奉流。

○次に又ことに手を拍ち。右の如く拜みて。

〔二十〕辭別氐。津速產靈神。市千魂命。興台產靈命。天兒屋根命。亦名八意思兼神。亦名太詔戸命。亦名櫛眞智命乃御前乎愼美敬比。思慮乃智有志米。言美斯久。吾爲業乎彌進爾進給比。幸幣給閉斗。畏美畏美毛拜美奉留。

○次にまた別に手を拍ち。右の如く拜みて。

〔二十一〕辭別氐。天宇受賣命。亦名大宮能賣神。亦名宮比神。亦名矢之簾神乃御前乎愼美敬比。某我常爾仕奉留神等乃御心。君親乃心爾令違受。手躓足躓令爲受。家内乃者等。己我乖々令在受。朋友親族佗諸人乎母睦比集幣。吾爲業乎彌進爾進給比氐。惠良惠良爾笑比和波布家斗令在。夜守日守耳。宮比乃御靈乎幸幣給閉斗。鹿自物膝折伏世。鵜自物項根突拔氐。畏美畏美毋拜美奉留。

○次にまた別に手を拍ち。右の如く拜みて。

〔二十二〕辭別氐。宅神屋船命乃御前乎愼美敬比。此乃家居乎。伊豆乃眞屋斗幸閉給比。突立流堅乃柱乎。齋柱登幸坐氐。心靜郁久。天之血垂飛鳥乃禍無久。桁梁戸牖乃錯動鳴事無久。夜目乃伊須々伎伊豆都志伎事無久。守給比幸幣給閉斗。畏美畏美毛拜美奉留。

○次にまた別に手を拍ち。右の如く拜みて。

〔二十三〕辭別氐。大年神。御年神。若年神。阿須波神。波比岐神。及此乃屋地乎守給布神乃御前乎。愼美敬比畏美畏美毛拜美奉留。

○次に竈處の神の御前に向ひ。右の如く拜みて。

〔二十四〕辭別氐。竈處爾齋伎奉留火產靈神。奥津比古奥津比賣神乃御前乎愼美敬比。今日毛賜波留天津火登。天之香山乃火登令受氐。枉神乃禍事在世受。諸能穢乎清米給比氐。伊豆能御靈乎幸幣給閇斗。畏美畏美毛拜美奉留。

○次に水屋の神の御前に向ひ。右の如く拜みて。

〔二十五〕辭別氐。井之神斗齋伎奉留。水波能賣神。御井神。鳴雷神乃御前乎愼美敬比。今日毛賜波留天津水登。天忍石能長井能水登令受氐。枉神乃禍事在世受。諸乃穢乎清米給比氐。伊豆乃御靈乎幸閇給幣登畏美畏美毛拜美奉留。

○次に廁の方に向ひ。右の如く拜みて。

〔二十六〕辭別氐。廁乎掌須神等乃御前乎愼美敬比。過犯須事能有乎婆。見直志聞直坐氐。枉物乃禍事有世受。夜乃守日能守爾。守幸幣給閇斗。畏美畏美母拜美奉留。

○次に學問の神の御前に向ひ。右の如く拜みて。

〔二十七〕辭別氐。吾古學爾幸閇給幣登齋比奉留。八意思兼神。忌部神。菅原神。又添氐齋比奉留。羽倉大人。岡部大人。本居大人。久延毘古命乃御前乎愼美敬比。學問乃業爾悟深久。彌奬爾奬給比。足波不行杼毛。天下乃事等令知給幣斗。畏美畏美母拜美奉留。

○次に代々の祖等の靈屋に向ひ。常の神拜の如く拜みて。

〔二十八〕遠都御祖乃御靈代々能祖等。親族能御靈。總氐此祭屋爾鎭祭留。御靈等乃御前乎愼美敬比。家爾母身爾毛枉事有世受。夜乃守日能守爾。守幸閇宇豆那比給比。彌孫乃次々。彌益々爾令榮給比氐。息內長久。御祭善志久、

仕奉志米給閉登。祈白須事能由乎。平部久安祈久聞食幸給閉斗。畏美畏美毛拜美奉琉。

○かく白し竟て頭を上げ。また平手を二つ拍て。額突き拜む事上の件々の如し。但し穢に觸たらむ節は。祓事を行ふまで。神拜凡て遠慮すべし。然れど先祖の拜みのみは闕べからず。

此の折本に記せる詞どもは。己れに從ひて古への道を學ぶ徒の。朝ごとに何の神々を拜みてば善けむ。また其の御前に白す詞を。古へ風には。いかに白して宜らむと。先問ふ人に傳へむとて。故鈴屋大人の神拜式。また己が常に拜み奉る拜式をも。取合せて記せるなり。抑神拜は。人々の心々に爲す態なれば。必しも斯の如くせよと言ふには非ず。然れば其の詞も古へ風にまれ。今の風にまれ。其の人の好みに任すべし。また公務の劇しき人。或は家業のいと閙しくて。許多の神々を拜み奉るとしては。暇いる事に思はむ人も有りぬべし。さる人は。第一の　皇居を拜み奉り。次に第十七なる拜二家之神棚一詞と。第二十八なる拜二先祖靈屋一詞とを。其前々に白して拜むべし。其は第十七の詞に。伊勢兩宮大神等乎始奉里云云と云へるに。有ゆる神等を拜み奉る心はこもり第二十八の詞に。遠都御祖乃御靈。代々乃祖等云々と云へるに。家にて祭る有ゆる靈神を拜む心を籠たればなり。猶これに記せる外に。各々業々の氏神。またその職業の神を。かならず拜むべし。偖この上件々の詞どもの意。また其の神々の御傳。また神を拜む心ばへ。また神の御道に習はむ人の。常の心むけなどの事は。別に玉太須喜といふ書を著はして。此の詞どもを委しく註せるにて見つべし。

文化八年辛未正月　　平田篤胤花押

我が父の。此れの神拜詞記を。始めて撰まれたるは。去し文化の初め頃なりしが。此を弘く世の同じ學びの徒に傳ふべく成たるは。同じ文化の十三年と云し年に。渡邊之望が勞きて。板に彫しめたるよりの事なるが。次々に數千の卷を摺出たるに。片假字の磨滅たる處も出來。はた素より詞の數少く。心ゆかぬ事も有なりとて。父の豫て。正し補はれたる本の有けるを以て。文政十二年と云ひし年に。宮負定雄。金杉常長らが計らひて。彫り改めたり。然るに又年ふ

る儘に。此わざ仕へ奉る人の彌増につきて摺本の數多く。是はた磨滅も見えたれば。初ひ學の輩の。唱へ誤らむ事をし。危ぶみ思ふ時しも。この四月の初めがた。歷世神事の宗原しろし看す神祇伯王の。此の卷と。玉襷の書とを稱給ひ愛給ひて。御序文をしも賜はりたるに。此の詞等も一段光り添りて。靈幸ふ神々たちも。いよゝ阿波禮と聞しめし受たまひ。わが古へ學も。彌増々に榮え行くべく思ゆれば。嬉さ辱なさ言はむ方なく。いかで又能く彫り改めて。詞の紛亂あらせじと。己齋はり愼みて筆取つゝ。板下書成し。やがて其の工人木邨ノ房義に誂へて。かく鮮明に彫らしめつ。抑大皇國の人の。神の御末なる事は云も更なり。現身の世に在る。衣食住の道をはじめ。一つも神の賜物にあらざるは無し。されば神拜は。少かも其の御惠に報い奉る業なれば。此を勤めざるは。其の御めぐみを思はざるにて。人の道に非ざるぞかし。吾黨の人々。よく勤むべし阿那かしこ。

嘉永三年庚戌六月　　平田鐵胤　謹白

我國は神の生成給へる御國人草も神の裔にしあれば宇宙擧りて神國とぞ稱ける然れば御代々の天皇命の神祇を祭給ふは天下治給ふ御政の本にてその儀式の嚴なることは古典に見えたるが如し斯て庶人もほとほとに其祖たる神たちを齋祭りけるを三栗の中世より諸蕃の道々弘ごりて其本たる神をば神と思ひたらず世の中も亂れにみだれて神祇官も古の如くならざれば況て庶人の神事の粗略に成たるはいふも更なり然るを今二百餘年天の下愛たく治れるに依てよろづ古に復れる中にも去し文化の頃より平田篤胤といふ者出て其師本居宣長の敎を受て神祇の學に仕へ奉り種々の書とも著せる中に古風の拜式を敎へたる每朝神拜詞記といふものあり又其を詳に講明せるを玉襷と名けたるがともにいと正き書にして實に古風はかくこそあるべけれ然れば我が祖父君の御代よりこの道の學師に任給ひて神職らにも其旨を說聞しめたゞひとも古風の拜式を心得て次々我が道の明かに成ぬるはもはら此篤胤らが功にぞ有ける世々其つかさうけ賜はれる身の此を悅思はざらめや誰かはこの功を稱へざらめや故此よしを一言かき與ふるになむ。

嘉永三年三月

神祇伯資敬王 花押

玉手襁序

たまぼこの道はしも。刺竹の君の行ひ給ひて。天の下にしきほどこらし給ふわざにこそあれ。白眞弓今の世のならはし。道にかなはざらむからに。下なる者の。あらゝ松原あらため行はむは。蜷の腸わたくしごとにして。なか〳〵に道のこゝろにあらず。下なる者は。よくもあれあしくもあれ。上の御於毛夫氣に。したがひをる物にこそあれと。わが翁のいひさとされたるは。直く正しきをしへなれば。こも枕高きわたりにも。聞えあげまほしかるを。上は高く下ははるけく。五百重の雲霧へだゝれゝば。たづきなきしたのねぎことにて。神直日。神しらさばと。葦垣のよそながら。あひなだのみに。時のいたらむをのみまてらむは。道を思ふ心の淺きにして。人のねぎごと淺からむは。神のたすけも。ゆるびたゆたふべくこそ。高きわたりは。高山に降おく雪の。とくることおそきが如く。すべて何事もかろ〴〵しからず。厚く重きがあまりに。桃花褐い。物あらため加へ給ふことと。すみやかならずとかや。されば此ねぎごとは。いつの時にか成りなむ。あないきづかし。目にこそ見えね。神の道はしも。この天地よろづの物のいできはじめも。代々にありこし。世の大きなる小き萬の事をはじめ。今のうつゝの人の身のうへ。命つぐあしたゆふべの御氣つ物。身にとりよそふ。春夏秋冬の著物。天の御蔭日の御蔭とかくろひすむ家居等。何等も。神の御めぐみにかゝらざる事はしもなきを。神世の古事を聞ても。はるけきよその國の。むかしがたりをきくが如くに。きゝすぐして。今のうつゝの。人の身のうへにかゝれる事としも。人みなの思はざるこそいきづかしけれ。世に歌よむ人よ。ある時はいにしへ書をも見る物の。歌にのみかゝづらひもてあそびて。道にはよらぬこそ。昔も今もふさはしからぬことなれ。そは此たまだすきに。益良武雄の。雄ごゝろたけくいひあはめて。世のため道のため。秋の田のたのもしき。あげつらひ見えたれば。ひらき見てしるべし。そも〳〵物學びのすぢは。人人心々にたつる所ありて。一かたに定れることなきしも。道の明らかになりとゝのひゆくつぎてなるべく。といひかくいひきそひはげむによりて。道の光

もあらはるゝわざなれば。つゝじさく片山そはのかたくなに。有こし本つときごとにのみ。よるべきにもあらずかし。此玉たすきにぬきつらねたる。あげつらひのなかには。わが翁のさとしごとにことなるあり。太平等が思へるおもぶきにもことなるあり。それやがて道のさとしの。やゝ〳〵にとゝのひゆくつぎてなるべし。はたわが翁のさとしごとにも。われによりて物まなばむともがら。わが後に。又よき考へいできたらむには。わがときごとになゝづみそ。繩のあしきよしをいひときて。杣人の手にとる斧の。よき考へをひろめよ。すべておのが人をゝしふるは。とる手火の道を明らかにせむとなれば。かにもかくにも道をあきらかにせむぞ。われを思ふにはありける。眞木の板戸のいたづらに吾をたふとまむは。わが心にはあらざるぞかしと。あるをも思ひ合すべし。此書のつくりぬしの。あら玉の此年ごろのいそしみはも。世に道の行はれむ事をのみ。深く思ひ。ひろく考へて。かく此巻々にしるしあらはされたるは。春山の峰の春風なして。かのとくる世おそしと待わぶる。高山の雪のみならず。大方の谷々の氷も。玉手繦かけのよろしき。これのときごとにふきとかれて。落瀧つ早川の瀬々の岩根を。岩こえ根こえ瀬音さやさやに。四方にながれゆくほどゝ助け幸ひ給ふ直日の神も。天がけり立そひ給ひて。あやにいそしく。あやにたふとき。時かたまけぬと。よろこぼひ思ふがまに〳〵。玉勝間の花の雪ふりおける跡をたづね。櫻の落葉にちりまじれることゞもひろひあつめて。これがはしふみとす。

天保二年六月十八日

本居太平

玉襷のふみを板に彫れる由よし

此の書は。わが父のいと早く。尋常人にも。惟神なる道の意を。たはやすく諭さむと。殊に近く譬をとりて。一向の俗語。又戯言をさへに打交へて。口づから說聞せられしを。始めは敎子たちの。各々聞書などせるも有りけるを。取集めてなほ言加へ。その心留にとめ置れたる物にして。後には其辭をも改めて。世にも傳へむと思ひ給ひ設ながら。專と勞き居ます事ども多くて。未ひろく他にも示すべく。書取られし物には非らず。然はあれど。是も早く。著述書目の中に出して。世に其の名を傳へつれば。然る書ありと人も知りて。板本は出來つや。寫本にても給てむやなど。國々の弟子等。また然らぬ倫ひも。同じ學びに仕へ奉らふ人等の。問おこすが日に異に多く。或は便りにつけて。坊くの書肆をし。問覓むる人も多かりと聞ゆるに。江戶なる弟子たちは更なり。近き國々より。もの學びに來居る人々相議りて。此の書はしも。師の初學なる人に諭ふる。講說の料に綴られたる物にて。神習ふ人に。魂の眞柱突立しむる。いと便宜き書にし有るを。我なみ御許に近く敎へを受る倫は。時々に請申して。讀見ることも有なるを。國放れる弟子たちは。文の通ひも心を盡さず。爭で御口づからの敎へをがなと。思ひ渡れど心に任せず。過なむ物と想ひ遣られて。心苦しき態なれば。此を摺形木に物して。世に弘く傳へむと思ふは何に。此事宇斯にまをし賜へと請るゝにぞ。己もげに然る事に覺えて。此の由を父の前に申せば。己が講せちの心留にこそ有れ。然ながら世に弘むべき物に非ず。終には人にも見すべく。書改めてむと思ふ物から。暇なくて過ぬるを。頓には爭で物すべき。又近く別に思ひ寄たる旨もあれば。暇有らむ時に改むるを。待ねと云へと告はすに。言返し得ずて。持退きしは。前去去年の春なりき。上の件あひ議りし人々も爲方なくて。父の書改め給ふを。待侘つゝ過るほどに。諸國のまめ人たちの。彌益々に見ま欲きよしを云ひ遣さるゝ。其の答へに倦わたる迄也。爰にまた彼の相ひ議れる人々も待あへずて。時に觸つゝいかに〳〵と問るゝを。既に三年と云ふを經ては。然て在べくも非ざれば。去年の九月十まり五日。父のおもわも今宵

の月と。穩しく見ゆる時を見合せ。また其の由を申し出れば阿那かまし。此ほど思ふ旨あれば。しばし待てと云ひつる事をし。又云ふにやと咎め給ふを。少か面勝參らせて。此ほどゝ告へど。はや三歳を越して侍りと云へば。誣言なせそと。自から指をり數へて。實にもはや三年は越たりけり。然には有れど。汝は更なり。此の事あひ議る人たちも知らむ。古史傳も悉は書をへず。其がうへに西蕃太古傳。印度藏志を始め。人のいまだ明めざる事どもの。默止あへざる著述をものして。未だ功なし竟ざる事の多ければ。今し此ふみに勞くべき暇を得ず。然れど其の思ふ旨をば語りてむ。然るは此のふみ神の道の秘事共云べき事の。初學びの徒などには。容易くいひ顯はすまじき事をもかき綴り。はた己が學び知れる。外國々の善き惡き差をも。際やかに論らひ斷めて。捨べきは捨て取べきを取り。またかの鎌倉の平の子らが。罪のかろき重きを判め。かの歌聖たちの實ならぬ所爲を論らひ。俗の歌作りらが。其の風にならふ事をも卑しめ。光源氏の物語を。好み讀む人らが。男道なきよしを。云ひ腐せるなどを始め。なほ次々にも。故鈴の屋大人の説に違ひ。かつ同じ學びの兄弟たちの。意にも叶ふまじき事さへに少からず。斯てもろこしに傳はる。彼玄道は更なり。儒佛の道にも。我が古への道より出たる事の。交れるが多かれば。其はみな取り返せるを。然る事とは得しも知らずて。彼の道々の意を羨み取れりと。未しからむ徒は詈り憎むべく。或は儒の道佛の道と片倚りて。神の正道知らぬ倫は。おのが彼の道々を論へる趣きの。甚く異なるを。また驚き怒るべく。殊に此ふみ。雅言俚語のうち交れる耳ならず。戯言の近く卑しき譬へも有れば。閑雅佐備する人々は。後指さし。笑ひ謗るも多かるべく。此等みな削去もし。書改めもすべき事どもなるに。況て此まゝにては。初學びの徒に甚く害となる事もぞ多かる。然るは世に。實の學する人はいと希にて。才まぐりに道の片はし聞はつりて。故大人の書類。又其の餘の人の著せる書等をも。生讀にかひ出しつゝ。上を竊して下に取おき。下を掠めて上に取つけなど著述めかせる物の。何くれと見ゆるを。其みな他の説ぞとの。其の意をしかすめ過まり。間間に己が意を加へたるは。大凡かの諺に耳取て鼻か

む云ふがごと。あて違ひの說にて。かの導すと醜の物しり中々にと、師の歎かれし如く。道の學びのしるへとて。廣道ならぬ狹道にさそひ、黃楊の小櫛の、男柱とだに見えぬ物をも。天の御柱に擬ふる類の。いと恥かしき癡言どもを。櫻の木に災して。世に弘むるが多かるを。かの櫻大刀自神。いかに陋しく見給ふらむと。傍いたく覺ゆるを。熟々に思へば。此は故大人等の物せられし、便よき書等の許多ありて。朗々と道見え行くより。善ことに枉事いつぐ例にし有れば。然るぬすまひ人の出來る也けり。しが上に、また此の書この任に出なむには、其の倫ひの人らが、普ねくは得知ざる書をしも。數引たれば。益々にさる癡書どもに取り出べく。然らぬも今引く本つ書は見も知らで、事識めかす徒の、多くなりもて行らむ云ふ。恐りも少からねばなり。然るは己いと稚くて。叔父茂胤ぬしに聞たる言あり。其の說に延寶天和の頃までの醫師は。內經を始め。有ゆる古醫書をよく讀て。師の傳を重みし。實に三たび肘をゝりて。漸漸に良醫とは成れりしを。後に烏巢と號ひしが手引草。又吉益と稱へるが。方極ちふ物の類ひ。數多くいで來しより、家の產業ならぬ懶者。あるは身の不具なる徒など。彼の書らによりて醫語をきゝ知り醫にても成なむと。匕とる者の多くなりぬ。是はかの風來が謂ゆるでも醫者なり、舊き醫師の、その學問に厚かりし事は。內經などのいと舊き摺本は。みな師說の書入なとの。多かるにても知るべしと云はれき。此は實然る言なるに就てまた思ふに。北溪含毫ちふ漢籍に。唐より前は、書籍みな寫本なりし故に、讐對に精しく。善本も多く。誦讀もまた精詳なりしを。五代の時に。始めて印行ありしゝより。刊鏤る者ます〱多く。書を得るに易けれど、その誦讀は精からず。然るに板本もと校正を經ざれば、訛誤なきに非ず。世すでに一に、板本をもて正と爲るが故に、寫本は日々に亡びて。其の訛謬つひに正し得べからず。甚惜むべしと云へり。此は師の玉勝間に云れし旨と相符ひて。誠に然る言なるが。寫本を板本となせるすら。實學の爲に害となれば。況て此れ等の手近き書を作りて。世に弘めむ事は。その心得なくて叶はぬ態なり。然れば此の書を是隨に弘めむ事は。中々に實學なる人の出來ずて。竊まひ人を出し。また只に

口利く物云ひ喧ぐ徒からの。殖なむ物。と煩ければ。然る害となるべきことをら。悉けづり捨て後にとは思ふなりと。諭し給ふを畏りて退ける翌日に。教子たちと。其事かたりて在けるに。父の常に善しく語らひ給ふ。北川眞顏來れり。此は齡もては父の父にも類つべき翁なり。打集へる教子たちの。思ふ旨有けるにや。老翁のいまだ父に見えぬ間に。此の由を語りて。老翁いかで師に執なし給へと云へば。頂づきしとか。然て例のごと父と互に隔なく。學問のこと。戯笑歌の事など語らふ端に先つ頃をしへ子たち相ひ議りて玉襷のふみ板に彫ると聞つるを。今し御息の君にとひ申せば。宇斯の許し給はぬよし。何ちふ謂か侍ると問ひ起せば。父のしか／＼と答へ給ふに。老翁ほゝ笑て云ひけらくは。其は宇斯の去し年、道のためにと。先の主の仕へを退き給へる時に誓ひて「雲となり或は雨とも降しきて。神世の道に身をや盡さむ」。と詠給へるに似ず。また吾に賜へる。宮比てふ語の意を述ませる。序詞にも似さる御語にも侍るかな。然るは專と勞き給ふ古史傳は更なり。西蕃太古傳、印度藏志の類なる。嚴く物し給へる書等は。

雲となして。高き邊に吹擧給はむ下搆へ。玉襷妖魅考の類なる。近く物し給へる書等は。雨となして。卑き邊りに降敷まさむ下搆へと。豫ては思ひ給へりしを。今の御言にては。道の眞語は高きにのみ伊吹上げて。卑き所に及ぼさず。彼の謂ゆる賢きをばますます賢く。愚なるをばます／＼愚に、さし置給はむ御心にや。己が心には。假令さる云ふかひ無き古學者の。多に出來とも。此れ等のふみの。普ねく世にふり敷てだに在らば。其が中より實の學ならむ人も。また數いで來べく思ひ侍る、其は己はじめて。俳諧歌を教へし人の中より。實の學びに志せる人も數いで來て。宇斯に屬參らせたるも、多きを以て知られ侍り。また他學びの善き惡きを、わかつ辭の嚴酷なるを、其の群ならむ人の腹立ち、凡ての文辭に雅俗を嫌はず、戯言をも爲給へるを、閑雅佐備する倫の。誇り笑ふなどを。厭ひたまふも心得ず。實の宮比は然る物にて。猛固を震はむ時はしも。八方に敵なむ人なき如く、打笑めば嬰兒も懷かるべく。古へをいへば。胸乳をかきいで。保登に裳紐をおし垂れて。股乳よろしと戯言ありしも。宮比の中の一つに侍る

を。然る宮比の本をえ知らで。笑はむ人は。其また此の道を。笑ひ浮むる宮比態にも有れば。何でふ事の侍らむ。前に宇斯の賜へる。賞詞の謝がてら。己此の由を序せば。何に有らむと戯語しつゝ、老翁が名に負ふ眞顔になりて諫むるに。父も勇み出られて。老翁が例の口合こそ面白けれ。實然らば。此ふみ此まゝに教子ども持分て。其ひき書どもに校正して。疾くほり調へよと許し給ふに。相議れる人たち。甚く悦びほど走りて。諸國の教子たちにも言ふれて。今年かく板に彫初る事と成ぬるは。歡しなど云ふも更なり。然は有れど。憾きかも悲しきかも。北川のをぢその序をし。今日や書む。明日や書むと云ひしらふ。此の春の頃より病臥して。此の六月の六日と云ふ日に。七十七つの齢にて。あたら此の世を罷ぬれば。彼の序はつひに成らずぞ有りける。故是を以て。己その有りける實事の次第をしるして。老翁がこの擧に功ありし事を。人にも聞え申すになむ。阿波禮此を見む教子たち。上の件有ける事をし熟く思ひて。此の書によりて道の大旨は辨へ知るとも。此をしばしの間の梯として。尙次々に古へ書の奥所に學び入り。諸蕃のふみ等の。その林にも栞しつゝ。實の學びに至り極めて。彼のから人の。他の善を取りて己が事と爲すを盗と云ひ。人の非をあげて其の善を蔽ふを。賊と爲すと。云へりし言を忘れずて。彼しれ人等の所爲に勿傚ひ給ひそと。請願ぐ者は。たひらの

平田鐵胤

文政十二己丑九月五日

多滿太須喜總目錄

總目錄終

たまたすき一之卷

伊吹廼屋先生講本
門人　武藏國　大野廣則
同　下總國　永井年尋
同　武藏國　葉田明親　校

發題上

玉手繦掛弖祈羅那世々能祖。於夜乃御祖能神乃幸比乎。伊佐子等佐加斯良止弖現人乃。神邇效比弖祖乎齋加奈。

此の二首は。我が門に入りて。古道の學問する初學の徒に。まず神拜詞記を傳ふるに就て。其の發題に詠める歌なり。其はまづ玉手繦とは。岡部翁の冠辭考に。萬葉集一卷なる。「珠手次懸乃宜久遠神吾大王云々。とある歌を引きて。此は襷を懸るを。言にかけて云ふ事に續けて。例多しと云はれたる如く。上代には。小玉を多く緒にすげ通して。手次に掛たるより出たる枕詞なり。(今の世にも、細き竹を五分ばかりづゝに切りて、紐にとほしたる襷を玉手次といふは、古名の存れるなり、)さて掛弖祈羅那とは。心に懸て祈らむと云へるにて。世々能祖とは。先祖代々の事なり。抑古言に於夜と云ひしは。吾を生成たる兩親を始めて。祖父母。曾祖父母より前々の先祖たちを。幾代さきの遠祖にても云へり。是を以て古書どもに於夜といふには。多く祖の字を書來れり、また子と云ふも。吾が生成たる子は元よりにて。孫よりして幾代の末をも子といふ。これ古への道にて。先祖にも子孫にも。甚親しくぞ聞ゆめる。(然るを後には、此の古意を忘れて、吾を生たる兩親をのみオヤといひ、兩親の兩親を祖父祖母と云ひ、祖父母の兩親を、曾祖父曾祖母と云ふ事に成たれど、其より上なる祖たちに云ふべき言なく、また我が生の子をのみ子といひ、其の子の生たる子を孫といひ、孫の生たる子を曾孫と云ひ曾孫の子を玄孫と云ふより外に語なし、是によりて先祖をも子孫をも、自然に疎々しく思ふやうに成行く事なり、人情として、稚き者ほど愛しみ思ふ物にし有れば、子孫をば幾代後なるをも愛しと思へど、先祖をば然しも慕はしく思はぬが、大凡の人の常情なり、古へに幾代

前の先祖をもオヤと云ひ、幾代後の子孫をも子といひしが、自然に厚き人情なりし言なる事、頭を傾けて、深く思ふべき事にこそ）さて於夜乃御祖能神とは。我が此御國は神の本國にて。我ら各々ともに。其の御末なる故に。我を生成たる兩親より。祖父母曾祖父母と。夫より逆上りて。昔の先祖たちを稽ふれば。其の大本の先祖は。必ず神等に止まる故に。かく詠たるなり。（但し御國の人と云へども、中には蕃種とて、古く外國より渡り來れる人の種も有なれど、其外國々の人物も、實には我が皇神たちの御恩賴によりて、出來たる物なれば、かく云むにも、其の大旨は違ふ事なし）さて神乃幸比とは。また神の幸へとも云ひて。神より種々の幸福を賜ふことなり。一首の意は。玉たすき心に掛て。朝に夕べに。世々の祖等。また其の本たる、諸神たちを齋き祭りて。幸福を賜らむ事をも。祈らむと云へるなり。（玉襷は、かけの枕詞のみに非ず、神事に、その供物などを調ずるには、必ず木綿襷を懸て、かひ〲しく物するなれば、其義をもかねて、かくは詠たるなり）また一首の。伊佐子等と詠たるは。萬葉などの古歌に。多く有る詞にて。子等と言へばとて。稚子を云ふには非ず。弘く諸人を誘ひ立たる詞なり。（俗言に云はゞ、皆の衆や、と云ふ心ばへの詞なりと思ふべし、）佐加斯良と云ふは。世の生々なる學者らの如く、小智を振ひて。鬼神を無き物となし。其の道理はかくの如しなど言ひ散して。天神地祇を蔑如にし。先祖の神靈をも無にする樣なる類を云ふ。（漢文字を當たらむに、狡意などの字よく叶ふべし、其は字書に。狡を猾也と有りて、惡がしこき事なればなり）現人乃神とは。古事記を始め古書どもに。天皇命の御事を。現人神とも。遠神とも申せり。そは掛まくも畏き申し言ながら。天皇も御人には御坐せども。天照日大御神の。正しき御統におはし坐て。凡人とは遙に遠く。御尊さの類なく御坐すが故に。人と現はれ御坐す神といふ義をもて。上代よりかく稱し奉れるなり。（但しては、天皇を申す耳ならず、住吉神など始め、時としては、凡人と同じ樣に、御形を現はし給へるを、現人神と申せる事も多かり、みな同じ意ばへなり

と知るべし。）さて一首を總たる意は。皆の衆や。俗の生學者らが說の如く。或は鬼神は造化の迹なり。或は鬼神は二氣の良能なりなど。痴臭き生さかしらを止めて。現人神とおはし坐す。天皇の御わざに效ひ奉り。親より祖。また其の祖の御祖たる。神々を齋き奉らむと云へる意なり。（こは上の玉手襁かけてといふ歌と、相發し合せて其の旨を心得べし。）そは世の諺にも。上を效ふ下と云ふ如く。下たる者は。すべて上の御掟を守り畏み。その御制度に效ひ順ひ奉らでは。叶はぬ事なるは。云ふも更なるが。天皇の御祖神を。御崇敬まし坐す御定めは。天照大御神より四十九世。神武天皇より八十四代の帝。順德院の天皇の。御自から記させ給ひて。禁祕御鈔とも。建曆御記とも。題け給へる御典の。開卷第一に。凡禁中作法。先神事後他事。旦暮敬神之叡慮無懈怠。白地以神宮幷內侍所方不為御跡。萬物隨出來必先被奉之。自僧尼及憚人許所進之物。不奉之と。あり。（こは御文のこゝに要とある所をのみ引き出たり、委くは本書によりて拜見すべし。）かく讀申す我等こそ卑けれ。この讀上たる御文は。いとも畏き遠神。現人神の綸言なれば。各々愼みて承はるべき事なり。（そは、凡て神皇の御事實を、記し奉れる御典どもは更なり、かゝる綸言令式の類なる御書ども、學問上達し畢りて後に、その義を注解する時の議論は姑くさし置き、（その讀上る時は、正にその神語令式を傳へ承はる心になりて、恭敬拜讀し奉り、また其に就ては、岡部大人、本居大人など始め、先生たちの、神典古傳說に依りて。釋著されたる書をも、拜讀の意ばへを忘れず、讀み學ばむこと勿論なり。今の世に古學者と云ふ徒いと多かれど、斯の如き事までに心をつけて、言ひ敎ゆる人は無れば、かく云ふを聞て、嗤み言るも有るべけれど、其は漢籍をのみ讀ふけりて、實學なく、句讀を授け詩文を敎へて、口を糊する徒の、風を見習へる惡弊なり。其に替りて僧徒は、その奉ずる道こそ異かれ、謂ゆる經論注疏の類を讀むに、身を淸め香を焼き、机を掃ひ、戴き捧げて讀誦を爲し、白地にも、人の蹈む席の上に措ざる倫も、しかすがに多かり、其が中には、僧徒の

例の方便に、容體づくりて、愚人に信を取らむと、搆ふる倫もなきに非ねど、實にしか崇敬する者も、はた無きに非ざれば、其の徒にも恥て、古學の徒は眞心に、拜讀拜聽あらま欲しきわざにこそ、此は敍なれば云ふなり。）さて御文の意は。すべて禁中の御作法の。多端なるが中に。何事よりも。まづ神事を第一と成され。夫より他事を行ひ給ふ。御事ぞと宣へるなり。旦暮敬神之叡慮無懈怠とは。旦暮に。天神地祇を御崇敬ある。叡慮の懈怠なき樣に。御勤めある由なり。白地以神宮幷內侍所方不爲御迹とは。右の如く神祇を御崇敬ある御事ゆゑに。假初にも。伊勢の大神宮の御方。及び內侍所の御方をば。御後とし給はぬが。天皇の御行ひぞと宣へるにて。（白地とは、かりそめにもと云ふが如し。）內侍所と申すは。伊勢の大御神の御靈を。禁中にも祭らせ給ふ御所の名なり。（なほ此の事は、第四の詞に委しく演說すべし。）天皇の大御祖神を。御崇敬ある御有趣。これにて窺ひ奉るべし。其は只に天皇御一己の御謹信のみに非ず。天下に有ゆる人民を。眞福く平穩に在せまほしと。所思召す御心より。かく爲たまふ御事なり。（然れば此の事のよしは、神の道の講說の中にも、やごと無き事なれば、各々きつと愼みて心にしめ、彼の謂ゆる馬の耳に風吹たる如く、うつかりと聞くこと勿れ。）其の由は。まづ此の世界の始まりは。靈の眞柱に說たる如く。天つ御國。謂ゆる高天原に御坐せる。男女二柱の皇產靈大御神。まづ天地の基本を成し給ひ。伊邪那岐伊邪那美二柱神に詔命して。この大八島國を生しめ。島の八十島。外國々をも造しめ給へるは。其の時の御語に。この漂へる國を。修固成せとのみ有れど。要とは。人種を生成せとの。御語にぞ有りける。其は國土を造り堅むる御事は。人民を生成し。住しめ給はむとの御心ならずは。何の用とかせむ。（こは譬へば、家を造ることは、必ずその住しむべき人あるを以て、造ると同じ道理なること能く思ふべし。）是を以て伊邪那岐伊邪那美二柱神。その大御心を御心として。國土を生成してのち。直ちに青人草を生殖し。然して後に。その青人草の蕃息り榮ゆべき事をし。種々に物し給へり。其は風火金水土の神

等を始め。數多の神たちを成給ひ。日神月神を生給へるも。言もて行けば。實には。人草のために成坐せり。と申さむも强言に非ず。（この妙なる道理は、古今の學者の、かつても言ざる大義なるを、委くは古史傳に就て見るべし）是を以て。伊邪那岐伊邪那美二神の御語に。然してば。青人草のために惡からむ。斯してば。青人草のために善むとやうに宣ひ。また其の御言に。多く宇都志伎青人草とは宣へり。此は愛しみ惠み給ふ。青人草と宣へる御言にて。珍御子。愛しき吾名兄命。愛しき我が那邇妹命。などある宇都と同義の言なり。（神代紀に、顯見の字を書れたるも然る事なれど、猶その義のみには非ずかし）さて青人草とも云ふは。古說に。人の蕃息ごるを。青草のしげるに譬へたる語なりと云へるは。天益人とも云ふを思ふに。實に然も有るべし。斯て伊邪那岐大神。のちに天照大御神を生給ひ。天日の御國を治し食しめ給ひて。御自身は。天上なる日の少宮と云ふ御所に。靜まり坐せる後に。天照大御神。皇靈產大神の御心として。天の下に蕃息れる人民を。御治め

有るべき爲に。大御神の御孫。天津日高彥火邇々藝命を。天上にて天皇命の御位に即け奉り給ひ。天の下の大君と定めて。此御國へ天降し奉り給へり。（これ天子の始めにて、此の邇々藝命より、當今の天子まで。百二十四代にならせ給へり、偖しか天の下の萬民を。統治看す尊にます故に。スメラギとも。スメラミコトとも申すと、古人の說なるが、此は誠に然るべし）抑この邇々藝命と申し奉るは。御父神を天忍穗耳命と申して、その稚く御坐せる時は。天照大御神つねに御脇に懷き坐て。御愛みまし。此の忍穗耳命の后神は。皇產靈大神の御女。栲幡千々比賣命。とまをす神の生坐せる。玉依毘賣命とまをす神にて。其の御間に生給へりし。邇々藝命に坐す故に。天照大御神には御孫にまし。皇產靈大神には御曾孫に坐なり。（上代にヒコと云へるは謂ゆる孫なり、後世この稱へを誤りて、孫をマゴと云ひ、曾孫をヒコと云ふ、然れどマゴとは眞子の義にて、我が生子より。次々の子孫までを、廣く云ふ言にて。孫をのみ云ふ語には非ざるなり）さて此の邇々藝命の御事をし、天照

大御神は。我が宇都の御子と詔ひ。皇産靈大神の御愛しみ坐せる事は。神代紀に。皇産靈神。特鍾憐愛以。崇養焉。と有るにて知べし。(此の御國は、四方の蕃國の陋しきに比べては、殊に勝れては有なれども、天つ御國の、また異に卓越たるに比べては、劣れること云ふも更なるが、然る天上の卓れたる御國より、此の國土へ天降し給へりし、二柱の神慮は、如何と想ひ奉れば、彼愛しき青人草の蕃息れるを、取すべて御治め坐すべき、御系の尊く正しき、大君の御坐さでは、猾亂がはしく、平穏なるまじき事を所思食して、其の人民を惠み鎮め治め給はむ爲に、降し奉り給へる御事なり、その天降し給ふ時に、邇々藝命に、天照大御神の詔へる御語に、豐葦原中國は、汝の知るべき國と詔へるは、青人草を治め給ふことの。要とある御語なる事を熟く思ふべし、其は人草の無りせば、國を治むると云ふも、徒事なること、思ひを深めて能く辨ふべし。)畏けれど。世の凡人の上を以ても知べく。孫は生子よりも愛く。曾孫は孫よりも愛しと。誰も云ふを。天地人物の本つ御祖神と坐す。天都神たちに坐せば。殊にその御慈愛の。深くおはし坐こと申すも更なり。各々が心に準へても想像り奉つるべし。斯てその天降し給へる時は。邇々藝命いと幼稚く御在せしを。天上に在せる神たちの。殊に卓れたるを盡く附屬たまひ。眞牀衾と云ふを覆ひ奉りて。御許を放ちて天降し給へりし。神慮はと申せば。青人草を平穏に治め給はむ。との神慮より外なし。(邇々藝命の天降ませる時は、なほ御幼稚におはし坐ること、神代紀の一書に、始めは其の御父天忍穗耳命、天降り坐べき議定にて、既に降り坐むと爲ける時に、その雲路にして、邇々藝命生れ坐るを、父神に替て天降し給へり、と有るを以ても辨ふべし。)また邇々藝命幼稚く御坐つゝも。其の御祖神たちの御言のまに〱。其の御許を離れて。見もしろし召ざる。此の御國へ天降り坐る事は。天照大御神。皇産靈大神の。大御心を御心とし給ひ。天の下の人民を惠み。治め給はむとの御事也。(天照大御神の青人草を愛しみ給ふことは、穀物の種ども御覽はせる時に、此の物等は、宇都志伎青人草の、食ひて活べ

き物ぞ、と詔へる一と事をもても悟るべし、此は只に、食て活べき物ぞ、と宣はむには、御身づからの上にかゝれど、青人草のと宣へるにて、其の大御心いと著明に知られたり）かくて世の青人草の成出しもとは。皇產靈大神の御靈に賴りて。伊邪那岐伊邪那美神の生成し給ひ。天照大御神に屬(ことよさ)し給へるを。また其詔命に依て。邇々藝命より次次に。天皇命の知り治め給ふなれば。（是らの道理は、古史傳に委曲に說たるを見るべし、猶その大略は次々にも云ふべし）實には國土人民ともに。天照大御神の御物にて。天皇命は其を治め給ふ御職に坐こと著く。かつ國土人民の天皇命に御坐すを。國々の侯(きみ)はそを持別て。領(し)り治むる道理にぞ有りける。（西戎(もろこし)の國の古き語に、天下者非二一人之天下一、天下人之天下也と云へるは、我が上代の意ばへの傳はれるにて、君たる人には實に然るべき語なるを、下として上を覬覦する者どもの口實とすれば、甚く道の意に背けり）さて邇々藝命の天降(あもり)ます時に。御祖神たち。此の國土を治め給はむ御政事の方(さま)をも。委曲(つばら)に諭し給へるが。其の趣何

に有りしと言ふに。世にある事は盡く。天神地祇の御靈に資ることなる故に。神祭りの事を專と御傳へまし。まづ荒ぶる神は。祭り和(な)めて祟あらせず。諸神たちを夫々に齋ひ祭りて。その惠みの。いや益々に加るべく御定めませり。其みな天の下の青人草をまつろへ。惠み給ふ御態より他の事なく。外國風の小賢しき敎へ語は更に無し。（然れば祭事やがて御政事の本なる故に、天下を治め給ふ事に用ふる政の字を、即マツリゴトと訓むとふ古說も、實然る說にぞおぼゆる）かくて邇々藝命より次々。御代々の天皇命にも。その御由緖の如く御行ひありて。神事を第一になし給ひ。まづ上古には天皇御みづから神事を成されて。天の下の人民(おほみたから)の。衣食住に安然(やすらか)ならむ事を御祈り坐して。年ごとの六月と。十二月との晦日には。天の下に有ゆる人民の。枉事罪穢(まがことつみけがれ)を拂ひ給はむ爲に。大祓(おほばらひ)ひと云ふ神事を成され。其の時に集れる諸人に。讀聞しめ給ふ御文を。大祓詞(おほばらひのことば)といふ。（俗に此の御文を、中臣祓(なかとみのはらひ)と云ふは誤なること、岡部翁の祝詞考、師の大祓の詞後釋などに辨へられたるにて知るべ

し、)さて後の世に漸々に。外國風の事をも。交へ用ひ給ふ御世となりしかど。右の由緒によりて。朝廷の禮儀作法を。記させ給へる御典ども。みな神祇に關かることを先と爲られ。まづ令義解と云ふは。十卷ありて。令條の御典なるが。其の第一は神祇令とて。神祇にあづかる御令を載され。延喜式と云ふは。五十卷ありて。式條の御典なるが。其の初卷より。第十卷までを神祇式とて。神祇に關かる御式を載され。あと四十卷も。云ひもて行けば。神祇の事に約まる程の事にて。其の八卷めは。諸の神々を祭らせ給ふ時の。祝詞どもを載られたるが。第一にある祈年祭の祝詞より。いや末に有る大祓詞まで。蓋く天の下の人民のために爲給ふ。神祭の御文にて。更に天皇御一己の御祈りに非ず。天下の事を祈り給ふに付て。御自の御事にも及ぼせる御文なり。(もろ〳〵の祝詞に、深く心を用ひて、孰く此の旨を心得べし。)さて其の九卷め十卷めは。神名帳とて。朝廷より御祭りある。國國の神社の名を載られたるが。其の數三千一百三十二座。社の數すべて二千八百六十一處あり。こを延喜式内の社と云ふ。(なほ此の外に國史に見えたる式外の社、また國史に洩たる御社の、朝廷より祭らせ給ふもいと多かり。こを官知の社と云ふ、また未官知の社とて、朝廷の御祭りに洩たる社の數は、今委くは尋ね知るべきに非ず、そは各國の神階記に載たる、社の多きに准へておもふべく、諸書に、或は大社小社一萬三千七百二十餘社とも、或は神宮二萬七千七百十三社、成宮神二千七百五十社、不成宮神一萬九千社とも、或るは大小神祇三千七百餘處、上者一萬三千社、下者粟三石數など有るを以ても、其の社數の多かる事を辨ふべし、)源親房卿の職原鈔にも。神祇官を第一に擧て。以當官置諸官上。是神國之風儀。重天神地祇故也とも。祭官之職者。上古之重任也。又神國之故。以當官置太政官之上乎。と記されたるは。能くも古への道を。かき傳へたる文なり。信に此の語の如き。神世の由緒なるが故に。天の下を治め給ふ御政事に。神事を先と爲たまふ事。やがて皇產靈大神。天照大御神の。青人草を愛しみ給ふ大御心を。御心と受行

ひたまふ。天皇命の御職におはし坐なり。(然ればば此の由緒に違ひ坐て、神事を第一に爲給はざらむは。恐けれど、御過失と申さむも非言に非ず、そは如何となれば、天皇祖神たちの神勅の御旨を、麁略にしたまふ道理なればなり)禁祕御鈔の開卷第一に。かくの如く。先神事後他事云々。と載させ給へるは。御先代の天皇命たちに。神事を麁略にし。佛事を專要とし給へるが有りしより。神世の御故實の。廢れもて來し事を。所思食たるにて。其は古く孝德天皇の御世に。天の下の人民を。治むる道を問給へるに。臣等みな。先以祭二鎭神祇一。然後應レ議二政事一。と奏せる旨をも所思食せるにや。然るは御文いと能く似たればなり。(師の玉かつまに、風雅集に、後宇多天皇の大御歌、「天つ神、國つ社を祝ひてぞ、我が葦原の國はをさまる、」これぞ道の意には、能く叶へる大御歌なりける、他の國のごと、くさぐさ言痛きわざは、爲させ給はざりしかども、只神を齋き祭り給ひて、天の下のいと能く治まりつるは、神の御國の勝れたるにて、上つ代はまことに然てぞ有りしかと云はれ、また

宇治左大臣賴長公の台記に、鳥羽院の天皇の大御言に、不レ如レ闕二禮佛之勤一全二敬神之忠一矣、と宣へるをも擧て、こは佛事の御をり也しに、神事をやごと無くおぼし召たる詔の。尊くおぼえ奉るままに記しつとも有り)さて萬物隨二出來一必先被レ奉レ之とは。何に依らず。其の初穗を奉らるゝ由なり。必先と記させ給へるに。心をつけて拜讀すべし。(闕如なく、必ずまづ其の初穗を奉り給ふ由にて、必先の字おほきに力あり、序なれば云ふ、神にいち早く物を奉ることを、初穗といふは、舊說に、稻の初穗を奉るより出たる語なりと云へるは、然も有るべし、また若くは、穗のごど拔出て進むる故に、云ふならむも知るべからず)自二僧尼一所レ進之物不レ奉レ之とは。尼や僧はよし何なる貴人の出家にも有れ。佛法の人にて抹香くさく。其の佛法は。天照大御神の嚴しく嫌ひ給ふが故に。其の道に汚れ付たる。尼や僧の手より進れる物をば。何ほど珍しき物にまれ。神へは奉らぬ御定なり。大御神の佛法を嫌ひ給ふことは。著明なる事なるに。世の人おほくは。神佛一體など云

ふ。僧徒の説に欺かれ居れば。因にその惡ひ給ふ證文を。一二つ云はむに。まづ菅家の御撰ありし類聚國史の。嵯峨天皇の弘仁七年。六月丙辰日の處に。伊勢大神宮司。從七位下。大中臣朝臣清持。有犯穢並行佛事神祇官卜之有祟。科大祓解見任と見え。（この清持と云ひし人、大中臣と有れは、天兒屋根命の神孫にて、神家の歴々なるに、況て伊勢の大神宮司と在りながら、佛法の事を行へる故に、神の御祟りあり、其の事神祇官の御卜によりて露はれしかば、大祓を成されて、其の穢を清められ、其の官をも召放し給へる也、）宇治左大臣頼長公の台記に。近衛院天皇の天養二年三月七日の所に。左馬權頭顯定來云。左大將雅定伊勢勅使精進之間。雖渡他處。衣裳雜具等。猶在中院第。仍佛經等不置家中。而間中院寢殿有煙。件煙見屋上。鄰里驚存放火由。放天井見之。有繪像佛色旗等。出件物於門外之後煙散盡とあり。（これは左馬權頭顯定と云ひし人、頼長公の許に來て、左大將雅定卿の、伊勢大神宮への、勅使を承はりて、精進せられし間に、かゝる御祟の有る由を語られしを、其のまゝに記されし物なり、此は師の玉勝間にも記し置れたり、）また高倉院の天皇の。治承元年三月に。三條内大臣實房公。伊勢の公卿勅使たりし時の日記に。十五日の處に。去夜夢僧侶於佛經類者。先日併取去了。然而驚夢告令搜求之處。出居廊長押上。見出楊柳觀音一體。則以取退了。信心彌凝謹愼殊重可恐可恐。又障子色紙形畫圖有僧法師等。或云是繪像佛同事也。雖強事取退了。敬神之至。以重爲先之故也と見え。（是また勅使を受賜はりて、物忌にこもり居たまふ間の事なり、）あくる十六日の處に。去夜夢相又見僧侶眼前謂談之由也。佛像併取去了。爲之如何。倩思之。裡錦之護等不可憚之由。先日兼康所聽也。仍予朝夕所懸之護。奉神事之後不懸之。只置寢所枕上也。若是等佛像所見歟。爲相試今夜之告併渡他所了。小女之護。全以渡了と記され。（此文を見れば、常に懸給へる護には、多く佛像を著せりしことと知らる、裡錦の護と云も、佛像ありしとは聞ゆれど、此はさしも多くは無りけむ故に憚り有べからずと、兼

康は申されけむ、此の兼康は、今の神祇權大副吉田殿の先祖なり。)其翌日の處に。去夜無謂僧徒之夢。知去雨夜夢相彼護尊所見歟。每度嚴重。彌成信者也とあり。天照大御神の佛を惡ひ給ふこと。何に著明なるに非ずや。(猶かゝる類の證文多かれど、然のみ引出むも煩はしければ、中に尤けき二三條を引き出たり。)然れば眞の道に志ざむ人は。是らの故實をよく覺え居て。伊勢參宮などせむにも。其守袋までに心をつけて。佛臭きこと無るべく。用意すべき事なり。神は誠に寛仁大度に坐まして。下ざまの卑しき者などは。然しも嚴しき御罰はなしと見ゆれど。佛臭き事ありては。御心よくは思召さず。その拜禮を受給ふまじき道理なればなり。(然るは我ら神職ならねば、謂ゆる忌がたきなど言ふ筋にて云ふに非ず、また謂なく佛を忌忌しく云ふにも非ず、古への道を學びて、其の學び取れる故實を、人々の心得になれがしと、思ふ信心よりかく言ふなり、夢々あしく聞こと勿れ。)然れば古へより神宮には。統て忌詞といふ有りて。延暦儀式帳。また延喜神祇式にも載られたるが。

寺を瓦葺。塔を阿良々岐。佛經を染紙。齋を片膳。僧を髮長。尼を女髮長。佛を骨とも中子とも。立須久蘭とも云ひ替て佛語をいみ。伊勢の神宮には。僧尼の拜所とて。宮前より遠く傍にまうけ置きて。法親王と申せども其の所にて御拜あり。(近ごろ或る諸侯の法體し給へるが、參詣あらむと爲けるに、其の由を申しかば、還俗して詣で給ひ。或る法親王の參詣し給へる時も。神官さゝへ申しゝかば、僧尼の拜所にて拜み給へりと、聞ゆるなどを思ふべし。)また大嘗會新嘗會を始め。朝廷の重き神事の時には。寺々の鐘を撞ことを止められ。(但し鐘つく事を止めらるゝ事は、鐘の元より、佛法の物なることは更にも云ず、僧家の說に、かの過去現在因果經といふ物の、諸行無常、是生滅法、生滅々已、寂滅爲樂、といふ四句の語音に、響くと云ふを以てなり、其はいたく取下したる說には有れど、道成寺といふ謠曲に、初夜の鐘は、諸行無常と響き、後夜の鐘は、是生滅法と響き、入相の鐘は、生滅々已寂滅爲樂と響く、とやうに作れるを以ても知るべし。)諸大社の神事。および堂上

方の物忌にも。僧尼及び不淨の徒から。門内に入べからず。と禁札を出されし。神宮への勅使發向の時は。路次の道端なる。立須久彌に類せる物をば。觀音地藏に至るまでも。菰包みとなし。或は取去もして。途を清むる御例めなり。(猶くさ〴〵の事ども有れど、中々にこゝに、說盡すべくも非ざれば、まづ是らを以て佛法の、神事に忌々しき事の大概を知るべし、猶次々に論ふを待てよ)さて天照大御神の。然しも佛法を惡び給ふことは。凡人の心をもて如何なる由緒ならむと云ふこと。知がたきに似たれど。篤胤はやく。佛法の謂ゆる一切經どもを。普ねく見て考へ得たる說あり。(但し大御神の佛法を忌たまふ事を、ふるく法師らが說に、大神宮の三寶を忌ことは、昔この國未成らず、大海の底に大日の印文あり、天照大神鉾をもて是を探れば、其の滴り露の如し、第六天の魔王はるかに見て以爲らく、此の滴もし國と成らば、必ず佛法流布して、人生死を出べし此を破るべしと、時に大神魔王に謂て云く、我三寶を近づけじ、必その名を稱へじと、魔王即ち歸りぬ、此の約に因りて、僧を傍に近づけず、經を染紙といひ、佛を立須久彌と云ひ、僧を髮長といひ、堂を香里多幾と云ふ、外は三寶を忌むと云へども、內は三寶を守ると云ふこと、元亨釋書を始め、數の書に記せれど。此はかの行基、最澄、空海などが、造言せる妄說なること、巫學談弊に既に委しく說辨へたるを見るべし)然るは御國に今行はるゝ僧法の趣は。世に見馴て。然しも異かる法の如くは覺えぬ物から。總じて僧の行狀は。其の道の本を有のままに云ふときは。人の人たる道に。外れたる所行なる故に。嫌ひ給ふ事と思はる。其は佛祖釋迦氏の立たる道の本義。及びその起原は。印度藏志と云ふ書を著して。其に委しく記せれば。今その大要を云はむに。(印度藏志は。例の己が書風なる、細書の卷々にて、數十葉なるが、三十卷ばかりありて。容易に世に著す事能はず、哀れ世の佛ごりなる徒に、見せま欲きは此の書也)まづ彼の國に元より傳はる古說ありて。世の初め天上に、大梵自在天王といふ神有しが。此の神始めて天地を鎔造し。人種及び萬物をも成育たるに其の子に。鳩摩

羅天。また梵天子など云ふ神あり。此の梵天子かの國に天降りて。世道及び天文地理醫藥方術文字を始め。世人に用ゐる事を。みな傳授したるを。其の子孫受傳へて。世の人にその道を教授する者多かり。此を婆羅門と云ふ。凡ての人種は。かの大梵天王の世界を造れる後に。天地の氣ざし感合氤氳して。蟲のわく如く。一時に沸生じたる故に卑しきを。婆羅門は。梵天子の口より生れて。其の末裔なる故に。梵種と稱して。殊に尊重せし事なり。(梵はすなはち、婆羅門と云語の約まれるにて、實はに同語也、彼國の本の名を、婆羅門國と云ふも、梵天子の開闢せる國なる由にて、梵國といふに同じ、そは其の書く文字を梵字と云ひ、其の行ふ業を梵行と云ひ、其の言ふ語を梵語といひ、其の學ぶ學を梵學と云ふも、皆梵天より傳はれる由の、名なるを以て准へ知るべし)かくて婆羅門種の徒の。傳へ教ふる道の趣きは。十善十惡と云ふ說を立て。善を勸め惡を懲し。人よく善を修すれば。死して天上に生れ。人もし惡を行へば。地獄に墮するが。猶その善惡の品によりて。人道。鬼道。

畜生道にも生るゝ由なるが。此は彼の國の古說にて。その大旨は。和漢の古說にも。甚く違ふこと無きなり。(然も有べきは、彼の大梵自在天王とも云へるは、我が神典なる皇產靈神、漢籍に謂ゆる元始天尊、また梵天子と云へるは、其の御子神たちと聞ゆる中に、鳩摩羅天と云ふは、譯すれば童子天と云ふ名にて、卽ちわが神典なる少彥名命、漢籍に謂ゆる太一小子の傳へなれば、實にも梵種の始めは、その梵天子の口より生たりけむかし、斯てその謂ゆる天堂は高天原、地獄はすなはち、夜見國の傳へにぞ有ける、猶委くは、印度藏志の印度國俗品、すべて三卷に說著せるを見るべし)然るに佛祖。この古說をしひ破りて。新に佛法を作爲せり。其は此の人もと。彼國內の迦毘羅衞國と云ふ一小國の。淨飯と云ひし者の子にて。名を悉多と云へるが。元より甚しき愚質にて。十七歲の時に始めて。人に老病死と云ふ。三の苦難ある事を知りて甚く恐れ。家を出て山に入り修行せむには。其の苦難を免るべく思ひて。動すれば。家を出むと欲る氣色なる故に。父淨飯大きに心を痛

めて。妻を持しめば。其の心止なむと謀りて。瞿夷。耶輸。鹿野と云ふ。三人の美女を迎へて妻と爲たり。(但し美女とは云へど、彼國は赤道直下の熱國なれば、其の國人男女ともに、顏色黄黒にして、髮は謂ゆる螺髮のちゞれ髮なる事云ふも更なり、こ佛祖素より然る愚質には有りしかど。)月日を經て。その妻瞿夷腹孕らかになりて。優婆摩耶といふ子を產めり鹿野もその後同く。善星と云ふ子を產みたれど。彼の老病死の三苦難を。免れむと欲する心かつて止まず。二十五歲の時に。父母にも妻子にも知しめず。潛に家內を忍び出たり。此を二十五出家と云ふ。(此出家の歲に、異說多かれど是正說なり、印度藏志の佛祖生涯品に委く辨へたるを見るべし、又たかの耶輸をも孕ませて、羅睺羅といふ子を產せたれど、其は出家して遙に後にて、菩薩と云ひし間の事也、其は下に云ふを見るべし。)さて鬚髮をそり回して。圓頭と成りて山に入り。阿羅々迦蘭陀羅など云ふ。仙人どもの弟子と爲り。しばし其の修行をも爲たるが。遂ること能はず。また其の處を去りて。猶深山に入り。何くれと苦行

をも爲たるに彼の三苦難を免るゝ法を得ざりしかば。大きに其意を失ひたるか。今更に彼苦難を。遁るゝ法を得ずと言て。家には歸り難ければ。大きに我慢の惡心を發し。猶數年の間山に居て幻術を修し得て。そを奧術と爲し。佛陀ちふ物に成りて。生老病死の四苦を遁れ。廣大無邊の神通を得て。三千大千世界ある。其の內を一目に見通し。諸天神鬼人畜蟲魚に至るまでの。過去現在未來の事。また其情意も何も朗に知り得て。天上天下の獨尊たり。と言りて山を出たるが。三十歲の時なる故に。こを三十成道と云ふ。(佛の神通と云ふは、即謂ゆる幻術なること、彼龍樹菩薩と云ひしが著せる、大論と云ふ物に、佛に希有の事無れば、多衆生を得度せしむる事能はずとも、鳥に翅無れば高く翔ること能はず、佛に神通無れば、隨意に衆生を教化すること能はず、とも言ひ、其やがて幻術にて、そを習ふ趣をさへに記し遺し、而に此を幻術と云へること、論疏どもに見えて、印度藏志に記せるが如し。)備この出山の後に。耶輸を孕ませて。羅睺羅と云ふ子をば生せたり。是を以て羅睺

羅をば。出家する前に。耶輸が腹を指して孕ませたるが。佛祖が修行六年の間生れず。出山せる後に生れたり。と云ふ説は有るなり。然れど其は後の妄説なり。（然れば佛も、女に法心を許されぬ物ならずや、其は羅睺羅が出生、故に其の指の態ならむや、指に少か似てこそ有れ、佛の謂ゆる陰馬藏の態なり、故かの法華經を譯せる、羅什法師が語にも、父王が誓[illegible]の心を慰めて、其の出家を止めむと、更に妓樂を増ける時に、菩薩欲心内發、耶輸陀羅其夜有身、と云へり、此を佛者らは何と見るらむ、猶委くは印度藏志を見るべし）斯て其の立たる道の趣きは。人畜おし込て衆生と云ひて。差別なき物とし。君臣と云ひ親子と云ふは。人の私なり。實には佛德を成たる人を尊とし。佛德に至らざるは。君親と云へども。尊敬すべき謂なき由を云ひ。我が弟子と成て。佛法に入りたる者は。三界に父母なし。みな釋子と稱すべし。一子出家すれば九族天に生ずと言ひて。其の親たる淨飯に其の足を頂禮せしめ。親子妻妾の愛み。眷族朋友の睦など云ふは。人の惡欲にて。佛德に至るまじき賊情ぞと謂ひて顧ざらしめ。三界無菴と立て家を出しめ。樹下石上を住所として風雨を厭はず。衣服は人の捨たる穢物を著せしめ。（其穢物とは、糞掃衣、牛嚼衣、鼠嚙衣、火燒衣、月水衣、産婦衣、塚間衣、裡死人衣、往還衣など云ひて、牛や鼠の嚙破れる物、火に燒たる物、女の月水また産の汚れ物、また死人を裡める物、塚間に捨たる物、往還に捨たる古ふむどし、糞を拭へるなどを拾ひ集めて、洗ひつぎ立て著る故に、こを袈裟といふ、ケサとは直に天竺語にて、物の色目の一樣ならず、混雜せるを云ふ語なり、僧の衣服は、右の如く種々の汚物を拾ひ集めたる物なる故に、其の色一樣ならず、其故にケサと云へ、元は上中下の三衣を、すべて云ふ語なるを後の世には、襟もとへ懸る物ばかりをケサと云ひ、そを金襴また錦などを以て製するは大きに元の定めと違ひて、驕奢に長じたる物なり）また其の食は。手に鉢をもち。人の門に立て。不淨の汚物。腐損たる物。犬猫のくひ殘し。或は人の食ひ餘せる物を。乞ひ食ひて命をつぐ。此わざを分衛と云ふ。此は彼の國言にて。

譯すれば。乞食と云ふ語なり、（但し此れにも法を立て、其の誡めに、飲食は譬へば、身の病に服藥するが如し、其を愈さしむれば、貪著を得ざれども、一日に一食して、再食を得ざれども有り、なほ衣食の事は、種々の訣あれ共、今はその大凡を云ふのみ。）さて右の如く穢物を食し。汚物を著する事は。一切の驕慢心を止めむ爲なるが。なほ淨き衣服は誰も著られ。清き食物は誰も食るゝ故に。人も欲する念有れば。其を食ふは却りて不淨なり。人畜の食あまし。人の捨たる古褌の類は。人の欲する念なき故に。却りて清淨なりと云ふ理窟をつけて。此を正法衣。正法食と云ふ。（今御國に行はるゝ佛法は、更に其の立たる趣に違へど、其の本は如此くなる故に、實に温に燒たる飯を食ひ、新しき衣を著るは、佛祖が法に非ず、寺と號けて家を造り、疊をしきて住ふなれど、此また佛法の本意ならず、三界無菴と云ひ、出家と云ふからに、座するには、石の上に座具といひて、常に見る非人らが、古薦を荷ひて、行つき次第に、石の上また橋の本などに、其の薦を敷て居る如くして、雨降り雪降れども、樹下に居て避ること無く、樹上より雨は灑れども、蛙の類へ水を灌げる如く、手にて摩り居るべしと立たる道也、今の僧徒が、絹切の類ひを合せぬひて、腕にかくる物を、座具と云ふは。即この遺風なり。）また佛經どもに。寂滅爲樂とも。厭離穢土とも有る如く。此の世は穢土と云ひて。穢の土なる故に。厭ひ離れむ事を欲し。寂滅爲樂とは。死ることを喜ぶ義なり。（寂滅爲樂とは、上に云へる如く、因果經の謂ゆる四句の文なるが、葉田明親が書に、台記に、久安六年正月十二日、令麻呂參ニ御前一、依レ勅書ニ以呂波一と云ふ事ありて。今麻呂とは、隆長卿のわらは名なり、然れば童部の手習ひ始めに、こを教へたるも古き事には有れど、老さき長くと祝ふ兒に、まづ誦習はす事は、忌はしき事也、然るは舊說に、空海の以呂波歌は、此の文の意を詠めるにて、諸行無常を、色波匂閉止散奴留遠と詠み、是生滅法を我世誰曾常奈良武とよみ、生滅々已を、有爲乃奥山今日越天と詠み、寂滅爲樂を、淺幾夢見之醉毛世寸と詠るなりと云へり、信に然も有るべく思ふ由は、そ

の四十七音の字を、七行に並べたる、終の字どちを見れば、とがなくてしすと云ふ語なるは、四句の文の意にあはせたる、空海の作意と見ゆ。然れどかくの如き事はし、佛法者こそ樂とは爲めれ、最も忌々しき事なり、然ればかの、假名手本忠臣藏といふ、淨瑠理曲の題名は四十七士の、咎なくして死たる意を、寓せるなり、と或る人の云へるは。然も有るべし、と云へり、此は信に然る說なり、童部の手習ひ始めに、難波津淺香山の歌を教へしも、古き事とは聞ゆれども、彼よりは神世の日文か、或は吾が師の、同じ文字なき歌とて詠れたる、あめふれば云々の歌などを、教へまほしきわざ也かし〕さて惡獸毒龍。とりて食はむと爲れば。食はれ。石上樹下に居て。蚊や蟻が喇せども。蚤蝨が食へども。彼ら我が血肉を好みて食ふなれば。掃ひ避るは道に非ず。思ふが任に食しめよとの教也。何に辛き事ならずや。(世の佛このみする徒、眞の佛法のかくの如きを得知らずて、後世の僧らが、善ざまに執り成たる、妄談に欺かれて、生涯そを妄談としも曉らざるは、憐れむべき愚昧なりかし〕さて佛祖は例の我慢にて。人の見る目は右の如く行ひ。かつ其の新張の道を弘むると爲ては。世の初發より。國中に行はるゝ。婆羅門らの唱ふる古說を。卑しめ貶さでは。其の道立がたき故に。彼の十善十惡の勸懲、及び天道地獄報應の說など。總て實徵ある說どもは。みな竊みて我が道に採用ひ。(世の人おほく神幽の道に達せず、因果報應の說に於ては、佛祖が始めて、發明し出たる說と心得、かつ其の事實あることをし、佛法の信實なる、異驗の如く心得ためるは、最も愚なる事なり。實には佛祖より以前に、婆羅門の道に、說來れるは更にも云はず、漢にも和にも、いまだ佛法を聞ざりし程より、往々聞えて實徵ありし事なり、是をもて佛祖もやがて、其に本づきて、その道をば立たりしなり〕婆羅門の道には。彼の大梵天王を始め。古傳の神を尊奉し。世人も普ねく信ずるを。然すがに其を無き物とは云ひ得ずて。横に卑しめ堅に貶して。神に三熱の苦み有りと妄說し。婆羅門ら及び世の人こそ得知らね。梵天王に勝りて。無上至尊なる佛と云ふ物ありと云ふ說を作り出たり。

「其の由は、印度藏志の印度國俗品、及び佛祖生涯品などに就て見るべし、備また佛祖この妄說の罪に因りて、自から却りて天狗道の惡道を造りて、三熱の苦みを受る魔魅とは成れり、其は古今妖魅考に、委く記せるを見るべし」斯して其の國の衆人を。悉く弟子比丘に爲むと欲るに。邪道と稱して信せぬ者多く。古昔よりかつて聞知らぬ事ぞと。惡み論ふも有りけるに。此は我が始めて弘むる道に非ず。久しく其の傳を失ひたれど。過去の世人壽八萬歲の時に。毘婆尸如來と云ふ佛いで。次に人壽七萬歲の時に。尸棄如來といふ佛出たり。次に人壽六萬歲の時に。毘舍婆如來と云ふ佛いで。次に人壽四萬歲の時に。拘留孫如來といふ佛出たり。次に人壽三萬歲の時に。拘那含如來と云ふ佛いで。次に人壽二萬歲の時に。迦葉如來といふ佛出たり。今吾は人壽百歲の時に出世して。無上の正覺を成たりと云ふ。是謂ゆる過去の七佛なり。(然れども此中に、釋迦は當世に在れば、過去と云ふべきは六佛なり、然るに過去の七佛と稱し來れるは、後世の誤にぞ有りける」衆人怪みて。

然しも遠き過去の世の事を。何して知たると言へば。吾は久遠劫の昔より。既に菩薩の位にて。兜率天に在しが。出世すべき時節の相應せる故に。淨飯が妻なる。摩耶が腹を借りて。世に出たるなりと言ひ。なほ疑ふ者には。いざ其の證を見せむと。例の神通と稱する術を用ひて。大地振動すと思はしめ。地中より一の塔涌出して。其の塔中に謂ゆる過去の佛居て。釋迦文佛の說を。な疑ひそと云はしめ。吾はやく天上に居たりしと。云ふを信ざる者には。眉間より大光明を發して。天上に及べる如く思はしめて。其の有狀を現じ。大梵王を始め諸天神の。吾を尊敬する體を。變現し見するなど。其の術の千變萬化。今こゝに盡すべくも非ず。その大凡は此に準へて知るべし。(しか幻術を行ひつゝ、世の人を惑はし、片端より比丘となして、出家せしめけるに、其の世の心ある者は、佛智慧不レ出二於人一但以二幻術一惑レ世、と云ひしこと、彼龍樹が大論と云ふ書に見えたり、然も有るべくこそ、其の幻通のさまの耆目覺しき中にも、人を圓頭となす時の術に、まづ其の能辯をふるひ

て説法するに、聞く人其の説を信なへりと思ふ時に、かならず善來比丘と聲を懸れは、其の人かならず聽するに、自づからに。頭髪おちて圓頭となり、身に出家の衣服たちまちに著てあり、是を以て、その善來比丘と呼ふ一聲に、數百人も、一時に僧體となれり。其は迦葉を始め、其の弟子五百人を、一時に圓頭になしたるより次々、數ふるに暇あらず。）さて己か母及び妻子弟。近き親族どもは云ふも更なり。同流の一家それより某と。數萬人を弟子比丘となし。なほ國中の者を。みな圓頭にせむと欲るに。父淨飯王甚く歎きて。斯ては國計永絶。と云ひし事も見えたり。（かくて己が父母の國統をは、間なく滅亡せしめ、次々に同族の國國を斷滅せしめ、人の子孫をも斷滅せしめたる事、勝て數へがたし、其の年數およそ四十年餘りの間なり何にいみじき妖人ならずや、）然るに。工師の子に周那と云ひし者あり。佛祖がさる妖態しつゝ。世の人を妖惑して。その子孫を失はしむる事を。憎しとや思ひけむ。佛祖が說法を信ずるげに事謀りて。齋を施さむと言ひて。我が宅に招請し。栴檀樹の茸なりとは言へれど。何なる毒菌にか有りけむ。羹物にして食しめけるに。佛祖は周那にさる工ありとは。少かも覺らず。多く食ひて出けるが。婆提といひし河の端にて。彼の毒大きに發し。胸痛し背痛むと。わめき死にぞ死たりける。此は七十九歲の時なるを。推て八十入滅と云ふ。（こは御國にては、懿德天皇の、二十五年と云ふ年、もろこしは、周敬王が、三十四年といふ年に當れり、然るに數多の佛書どもに、周昭王が時に當ると云へるは、五百年ばかり、上せたる妄說なり、印度藏志に委く辨ふるを見て知べし。）此の時傍に居合せたるは。從弟なりしを弟子に爲たる。阿難。阿那律といふ二人より外に無りき。然るに後の佛經どもに。最期の時に。眉間の白毫より。百千の日輪を合せたる如き。大光明を放ちて。今涅槃なる由を呼はりけるに。其こゑ三千大千世界に聞えて。其の界ごとの大梵王。及び諸天神。諸菩薩。諸衆生。禽獸蟲魚など。有ゆる活物みな來りて。泣悲みたりと載せれど。總て妄說なり。涅槃の圖と云ふ物などに。斯かる事なかれ。（德永茂彥云く、

或る說に、佛祖死して後に、阿難、阿那律二人にて、彼此と馳めぐり、葬具を調ふる數日の間河ばたに捨置たりし故に、蛆たかり、鳥獸も多く集りけむ、死たる月を二月と云へど、彼の國は其の頃と云へども、我が國の夏の如く暑かる故に、忽に蟲わきしを、佛德に感じて、然る物どもの集へる由に取成して、謂ゆる涅槃の圖は、作れるかと言へり。實然も有るべく覺ゆる事も無きに非ず）さて佛祖が入滅より數百年の後にぞ。總て佛經は出來たりける。其が中に小乘と稱する。阿含部の經々は古ければ。佛祖が眞の事實も多く有れど。大乘と稱する經々は、佛滅より五六百歲後の僞作にて。眞說はいと希にぞ有りける。是を以て上の件の講說は。多く阿含部の經に依て說たる也（いまだ佛經を能くも讀まぬ人々は、上の件の說どもを聞たらむに、案の外なる事に、疑ひ思ふも有りぬべし、然れど右に說く事ども、片言隻句も、無稽の說は無こと、印度藏志に、委く論へるを見て知るべし、和漢古今に、佛法の非を數へ、論へる徒いと多かれど、みな謂ゆる胡椒丸呑の論にて。取るに足ざる中に、

富永仲基が出定後語、服部天游が赤倮々ばかり、論ひ得たるは無れど、此の二人が說ともに、佛祖が妄誕妖術をし、國民を導く方便の善意に落し說きて、實には彼が我慢の惡意より出たる、妄事なりし事を悟らず、其の內心には、信仰の意ありて著せる故に、其の書知らては、人に信を起さしむる、梯となる說ども少からず、かつ鞋を隔て痒をかく如き、說どもゝ多かり、其は印度藏志に。委しく論ふを見て知べし）さて御國に立置たまふ佛道は。現人神の御心と。寬裕大度に宥めまして。然しも辛苦ならず定給へる故に。佛祖が立たる趣とは。甚く異りて。行ひ易けれど。其の道の本を有の任に云ふときは。右の如く忌々しく。其の行ひ人の道に外れて。天皇祖神たちの。世の人を生成蕃息せしめ。愛惠みます御心に背ふが故に。天照大御神は。甚く惡ひたまふ事と所思るなり。（また彼の大乘部と稱する佛經どもを見るに、中にも密部といふ經ども、忌々しく穢き事ども多かり、そは牛糞を淸淨なる物として、地に塗るなどは、彼の國なべての風俗なれは、此は除きても、五淨と

云ひて、牛糞、牛尿、蜜、酥、酪を、佛像佛檀などに塗り、謂ゆる護摩に、狗肉人肉などを燒き、また火葬の灰もて佛像を造り、大威徳明王と云ふ物の像を造るに、暴悪なる畫工の、悪念熾なる時に、裡死人の白衣をとり、髑髏を硯と爲し、死人の髪を筆に造りて、軸には狗骨を用ひ、刑人の血をとりて、墨をすり用ふる等の類、あげて云ふべくも非ざる、不淨の極なる事どもも多かり、今密僧らの修する、儀軌の傳書と云ふ物を見るに、然る汚き事をば多く省きたれど、其の本はかくの如き故に、動すれば古法によりて、修事する行者もありとなむ、其は法の如く修すれば、其の驗も有るを、彼の汚物を清物に替たる傳法にては、驗なき故なりと聞たり、大御神の佛法を惡ひ給ふこと、斯の如き不淨の多き故にも有るべし」抑我が皇神の道の趣きは。清淨を本として汚穢を惡ひ。君親には忠孝に事へ。妻子を惠みて。子孫を多く生殖し。親族を睦び和し。朋友には信を專とし。奴婢を憐れみ。家の榮えむ事を思ふぞ。神ながら御傳へ坐せる眞の道なる。(然れば公儀より、里處に建て示し給ふ御制札の第一に、忠孝を勵み、夫婦兄弟諸親類に睦まじく、召仕ひ者に至るまで憐愍を加ふべし、若不忠不孝の者あらば、可レ爲二重罪一事とあり、是ぞ神隨なる眞の道には有りける、但し俗の佛凝なる徒など、上の件の説どもを聞て、此は人を神の道に引入れむとの結搆なり、と云ふも有るよしなるは、甚く僻める言なり、其は今論ふ言ばも、此の神國の本つ御民は更也、日の大神の御照し給ふ國の限り、生とし生出る人の盡、神民ならぬは一人も無きに、皆其の本を忘れて、佛民に引入られて在るを、今その由を論して、本の神民に引出さむとの。信情なりとは知らずやも」然る正道を傳へ給ひし皇神たちの。其の御旨に違へる佛法を。あに嫌ひ坐ざらむや。是をもて欽明天皇の御世に。百濟國より。始めて佛像經論を渡し獻れる時に。物部大連尾輿。中臣連鎌子など。其を退けむとて。我國家者。恒以二天地社稷百八十神一祭一爲レ事。改拜二蕃神一恐致二國神之怒一とは奏されけり。(また中臣勝海連、物部守屋大連の語には、何背二我國神一敬二他神一也、由來不レ識二若レ斯

事ヿ矣、ともあり、蕃神他神とあるは佛を云へり、靈異記には、鄰國の客神ともありヿ然るにかの廐戸皇子。蘇我稻目馬子など。然る神意の深き辨へも無く。佛法に心醉して。此を退けむと諫むる臣等をば。逆臣の如く奏し成して討亡し。天皇にも用ひしめ奉りしが。果して物部中臣の臣等の。諫られし語に違はず。其の頃よりして。麻疹疱瘡の病など渡り行はれ。漸々に天神地祇の御守り薄く。畏けれど朝廷の御稜威も。衰へ坐す基とは成れり。(此は俗の口ずさみに、「神道者守屋重々理だと云ひ、」と云へる如く、世の舊き神學者らが、佛道の爲に、我が皇神の道の、甚く衰へたる事を、深く憤ほり、口を發けば、守屋勝海の諫られしが理にて、聖徳太子、馬子などが、佛法を弘めし事を論ふは、げに道理なる憤りにぞ有りける、然れば鈴屋大人の歌にも、「佛等は玉の臺に齋かえて、神は雨もる小屋のしき屋に、」とも、「僧らは雲に飛ぶ世をふせ菴に、屈みてふるが神の宮人、」とも詠れたりけりヿそは佛法の渡れるより以前に、まづ謂ゆる儒道の渡り來れるに。人心わろ狡意に成しを。また佛法の因果ばなしの過たるに。人心雌々しく成り。漸くに上下舉りて。其の妄說に誑惑せられ。傍にさる信ずる物の出來し故に。自然に皇祖神たちの。神敕の大切なる御故實に。疎く成もて來つつ。古風の神事も麁略になり行き。また神事にも。佛法風なる事をし。交ふる事と成來し故に。右に演說する如く。節々はその惡ひ給ふ趣きを。御示しも有りけるにや。(畏けれど、其の神慮をしひて推察り申さば、上下ともに、此の道理に心づき給はむ事を、おぼしての御事にも有るべしヿ然るを上下ともに。然る事とは心も付れず。其の祥あることは。唯その時々何となき異驗のごとく心得られて。古の道を深くも顧考し給はず。剰にかの聖徳太子の攝政し給へる頃より。唐風を用ひ給ふこと盛にして。古への天皇命たちの。御身づから御馬に乘し。御弓を執して山狩し給ひ。また背ける者を征伐め給へる。英武の道を陋として。戎王らがしひ高貢れる趣に效ひ坐して。其の威儀を用ひ給ひ。(西戎王らが強に高ぶる由は、もと卑しき者の、才覺をもて經上れる者共なる故に、しかせでは、

世の人の伏せざる故なること、開題記および、西籍慨論に論へるを見て知るべし、）天下の權を。藤氏の臣等に委ねまして。文を重むじ。武を卑むる制度を立給ひし故に。文官の人は。功無きも上位に居て下を侮り。武官の人は。功有るも下位に居て上を恨み。是に因りて文武の間相和せず。（岡部翁の萬葉集大考に、文を貴く武を卑めつるより、皇神の道の衰へたる事を返す／＼論はれたり、其の文は、第二十四の詞の此の翁の傳に引て云ふべし、人の國にては、文武とついでて、文を重き事にすめれど、我が皇神の道の體は、武の道ぞ文にまさりて重かりける、其は武とし云へども、弓箭劍戟を用ふる、術のみを云ふに非ず、神武にして、雄々しき倭心ぞ本なりける、○或る人高橋眞緒を詰りて、子の師說の如くは、今川貞世の、其の息仲秋に遺せる狀に、不知文道而武道遂不得勝利、とあるは非なるか、此は武道の人と云へども、文道なくては、勝利を得ずとの事にて、武にまさりて文の重き由なり、然るに、武を文より重しといふは、古今の學者の言に違ひて、甘心しがたき說なり、と云へるに、眞緒答へて、貞世の此の語は、武人の說に、本づけりとは見ゆれど、能く見れば、武道もとより武士の心魂にて、それに兼ぬるに文道を知れと云へる敎へなり、其は文道をば、知されはと云へれど、武道をば、知れと云はざるは、武道は本體、文道は衣服の如なればなり、然れど是らの俗書は、左まれ右まれ、我皇神の道は、神武を以て本と爲ること、神典をよく見む人は、疑ひ有らじ、と答へしとぞ、誠にこの答への如し。）かつ詩歌管絃風流花奢に耽りし故に。淫亂の事ども多有しこと。草紙物語ぶみの類を見ても知るべし。物語ぶみの中にも。光源氏の物語は。作り物語なれど。當昔の淫亂なりし趣。この物語のいたく行はれたるにても所知たり。（然れば古學せむ徒も、暇あらむ時に、一通りは見るべし、然れど此を古學の要用なる書のごと云ひ、此の物語なくては、物の哀れは知られざる如く云ひて、髭くひそらし男道なくも、讀ふける人あるは、眞のます荒男の讀べきふみ、爲べきわざの、多かる事を得知らず、鈴屋大人の玉の小櫛を、讀ひがめ

たる故なりかし、心をつけて見よ、此の物語を好み讀む人、多くは容貌づくり艶ばみて、嗚呼なるそぶり有る物なり、此は早く更科日記に、此の作者が源氏をよみて、光源氏の夕貌、宇治の大將の、うき舟の女君のやうにこそ有らめ、と思ひける心、まづいとはかなく淺ましと、自ら思へるやうを云ひ、また此の頃の世の人は、辛うじて思ひよる事は、いみじくやむ事なき、かたち有さま、物語にある光源氏などやうに云々、と書たるにても知るべし、此は今見るに、女のみには非ずかし〕然る淫奔の世の中ながら。似氣なくも上下擧りて佛法を信仰し。神を汚し侮ることの多かりし故に。神々の御守り薄く。種々御手違ひの事ども出來て。朝廷の御稜威も自づから御衰へまし。其に乘じて。我が儘なる廷臣たち。畏くも天皇をなみし奉り。〔そは後三條院の天皇、藤氏の權を抑へ給はむとして、宇治殿に御髭かき撫て御怒り有りけるに、彼殿そを畏まれず、藤氏なる廷臣たちを、皆將て退り出られし事、また國々には、殿下の御領といふ莊園殊に多かりしと、諸書に見えたるを以ても知るべし〕また君にも。遠つ御祖邇々藝命に。かの皇産靈大神。天照大御神の附屬し給へる。天の下の人民を。養育み給ふ御勤も。俺略になり給ひ。それ畏けれど。天皇の御過失にて。大御神の御心に。叶はせ給はざりし故に。御護なくて。遂に保元の亂よりのち。源平の武士立分りて。朝威を憚らず合戰をなし。〔然るに此の保元の亂れの根元はも、白河院の天皇の、道ならぬ婬犯の御行ひより起れること、水戸殿の、參考保元物語に論はれたる如くにて、其根ざしは、光源氏の物語やうなる事の、行はれし故なり、然ればこそ、後光明院の天皇の、源氏物語の類は、きはめて浮華淫亂の書なるぞとて、御前近くは置せ給はざりけれ〕天の下亂れに亂れて。終には武家の世とぞ成ける。其は武官を卑むること。甚く古意に違へれば。武を要とする。古の道に復し給ふ。皇神たちの神慮ならむとぞ所思ゆる。〔新井君美ぬしの讀史餘論に、今川貞世が難太平記に、源義家の置文に、我七代の孫に生れ變りて、天下を取べしと見えし、と有るを引きて・武士を卑しめ給へる事を論じて、義家

のふかく寃を含まれしこと、其の故なしと云ふべからず、但し天下を取べし、と云ひ置れし事に心得あるべし、朝家を傾け參らせむとの謂には非じ、當時の事勢によりて、思ひ慮るべし、當時天下の權、久しく執柄の家にあり、其の權を奪ひて、我が後に與へむとの義にぞ有るべき、果して三世の後に、頼朝その權をわかつ事を得しより、足利殿また今代世を所知めさる、其の遺言空からずと云ふべし、また清和の皇統は、陽成にて絶たりしに、頼朝より此のかた、武家世をしろし召れし人皆これ其の皇胤也、天意のほど測り難きことにや、と案ぜられしは、實然る說にこそ、)然るに。その始めて武家の頭領として。天下を治たりし源の頼朝卿。元より姦雄なりし人にて。朝廷を誣ひ申せること。多有し故にや變死せられ。其の子頼家朝臣。實朝公。ともに幕下の臣たる。北條義時に弑せられき。(頼朝卿の變死ありしこと、また義時がさる弑逆の事など、讀史餘論に委く考へ記されしを見るべし、)是より鎌倉に幼主を立て。義時その執權となりて。天下の事遂に。其の掌握に歸せるか。此の義時又並なき姦惡の男にて。敕命に違ひ。上を凌ぎ。世を恣に行ひけるに。此の時しも。順德院の御父帝。後鳥羽院を本院と申し。御兄帝土御門院を中院とまをし。順德院を新院と申して。共に上皇にて御坐し。御位は順德院の皇子にて。後に九條廢帝と申せる君に坐けるに。本院新院共に。北條が振舞を深く逆鱗ありて。內々は。遂に征伐し給はむの。所思召立も在りけるが。(此のほどの事など、具には東鏡、增鏡、承久物語などを讀見て知るべし、また神皇正統記、愚管抄、讀史餘論などあり、)其の頃の大御歌と聞えて。續後撰集に。題しらず。後鳥羽院とて。「人もをし人も恨めしあぢきなく。世を思ふ故に物思ふ身は。」と見えて。(一首の意は、天下の政のさまの御心に叶はず、かくては終に、世はいかに成り行らむと、宸襟安からず思し召につけて、何某が生て在むに、御力になるべき物をと惜み思召し、誰がしが世になくは、物思ふことの有るまじき物をと、恨めしくも思し召るゝ由なり、と人々の解たるが如し、)增鏡に。此の天皇の何事にも。勝れさせ給へる事

を申し述て。中にも敷島の道なむ。勝れさせ給ひける。御歌かず知らず。人の口にある中にも。「奥山のおどろの下も踏分て。道ある世ぞと人に知らせむ。」と侍るこそ。政ごと大事と所思されけるほど。著く聞えて。最いみじくやむ事なく侍れ。と有るなどを思ふべし。(此の御歌新古今集の雜部に出されて、住吉の歌合に、山を、太上天皇と有り、)又續後拾遺集に。題しらず。順德院とて。「百敷やふるき軒端のしのぶにも。猶あまり有る昔なりけり。」とも見えたり。(一首の意は、內裡の軒端に、忍ぶ草の生るなど。衰へたる御世なれば、盛なりし古をおぼし出らるゝに、忍び慕ふにも餘りある、古天皇たちの御榮えにて在けると、是また北條を憎ませ給へる御歌なり、)斯て承久三年と云ひける年の四月。つひに思召し立せられ。諸國の武士を徵して。北條義時を征伐の御催し有りけるに。彼の逆賊義時。そを疾く傳へ知りて。大江廣元ちふ姦人と相謀り。畏くも朝敵となりて。其の子泰時を遣して。逆よせに射向ひ奉り。いたく惱めて打勝ち奉り。當今の天皇を推下し參らせ。(此の天皇その後は、外舅藤原道家公の、九條の第におはし坐せるゆゑに、九條の廢帝とはまをし奉れり、御歳わづかに四歲にて、御即位の禮も、いまだ行ひ給はざりし間に、廢せられ給へる故に、御代數には入れ奉らざるなり、)本院。中院。新院。三ばしらの天皇命を。武士どもに。弓箭を帶して圍ませ奉り。本院を隱岐國に。中院を土佐國に。新院を佐渡國に遠流し奉りて。本院の御兄宮の御子を。御位に定め奉れり。後堀河院の天皇と申し奉るは是なり。(かくて其の三柱の天皇たち、遂に其の國々にてぞ、崩御ならせ給ひける、中にも新院の佐渡にて崩御ありし御有趣を、平戶記などに記されしを見るに、悲しとも御悼ましとも、云むすべなき御事にこそ、師の玉鉾百首に、「鎌倉の平のあそが逆わざを、うべ大君の怒らせりける、」また、「隱岐の島弓矢かくみて幸まし、御心思へば淚しながる、」又、「思ほさぬ隱岐の幸行きく時は、しづのを吾も髮さかだつを、」と詠れたり、實にも其の大御心のうち想ひやり奉れば、ほと〳〵拳も握らるゝかし、)後鳥羽院の隱岐國海部郡。狩田郷に

儲おきし。御所に入らせ給ひて。海水の岸を洗ひ。大風の木をわたる音の烈しきを聞し召して「我こそは新島もりよ澳の海の、あらき浪風心して吹け。」とぞ遊ばしける。此の御歌を。藤原家隆卿、都にて傳へ聞きて。後の便宜に「寢ざめして聞かぬを聞きて悲しきは。荒いそ浪の曉の聲。」と聞え上られしとぞ。（右の大御歌を、「吾こそは新島守よ」と、今よみ上まつるだに、心痛ければ、況て大御目近く、召仕はれけむ人は、げに然も有るべくこそ、此の卿の殊に後鳥羽院の、御寵みを蒙られし事は、增鏡を初め、何くれの書どもにも見えたり。）然は有れど。此の家隆卿。また同じ世に在しける。京極黄門定家卿は。今の世までも。歌聖と稱せらるゝ卿等なるに。漢語ながら。君辱しめを受たまひて。臣死すべき時節なりしに。此の時の事におきて。此の歌聖たちの。名の聞ゆる事なきは。君のさる御難をし。少かも憂ひ顧み奉らず。安閑無事に。歌のみ作り構へて居られしか。最も不審しき事なり。（此は既く、加藤某と云ひし人の、和學論といふ物にも、北條天下を恣にして、御一方ならず、帝を流しものにし奉りしほど、天の下に住むとすむ人、誰かは悲まざるべき、然るを其の頃の歌よみ等は、など悲みの歌は作り給はで、をかしく面白きさまにのみ、詠給ひしにや、北條が御門をかすめ奉りし頃、歌よみたち一人も、命にかへて、臣のことわりを盡されし事の、聞えざるなり、と云へるは實さる論ひにこそ。）然れば家隆卿の都より。「寢ざめして聞かぬを聞きてふ歌を。便宜につけて。聞え上られし事を。歌人らは。物の哀を知たる事に云ひ詈れど。篤胤が心には。疎りて事情に通達ざる。所爲とこそ思はるれ。（其は然らぬだに、荒いそ浪の聲きこし召て、都こひしく、御憂のやる方なく、思し召るゝ時しも、都にては寢ざめにも聞かぬ、然る荒磯浪の御歌をうけ給はりて、悲しく思ひ奉り侍り、と申せる歌を、御覽じけむほど、いとゞ悲しき御物思ひの彌益なむと、想ひやり奉らざる所爲にて、此は歌詠の常ながら、入ざる哀知りがほに、徭々御悲みをそゝいがし、起させ奉る所爲ならずや、其は增鏡に、此の歌を奉られし事を、「かき連ねて參らせたる、

和歌所のむかしの面かげ、數々忘れがたうなど申して、つらき命の、今日まで侍る事の恨めしき由など、えも云はず哀おほくて、今の歌を記しけるを御覽じて、いみじと所思して、御衣いたくしぼらせ給ふ、と有るにても知るべし、信に然ばかり哀知られなむには、何ぞも辱しめを受させ給ふ時しも、其の哀をし出されざりけむ、然れば此は、哀知られたる證歌の出しおくれとや言まし、是に就て思ふ由あり。そは伊勢物語に。むかし男有けり。歌はえ詠ざりけれど。世中を思ひ知たりけり。と有るを按へば。當時より。歌よむ人のみ。世の中の哀は知りて。歌よまぬ人は。世の事情にうとき物のごと。言へること知らる。然れど此は信られぬ事なり。然るは近き世の歌作りら。眞の古へ學する徒に。「益荒男のなすべきわざを知らで有れや。手弱女もする歌よみはなぞ。」など笑はるゝを。然すがに恥わびて。古への道の奥所にわけ入りて。物の哀を知ることは。歌をよく詠み得てこそ。と言ふなども信られず。そは歌聖と聞えし彼の卿等すら。君臣の道の大義に闇く。物の哀れに疎かるを。俗の歌作りら。よし歌をば尤々しく作りなむとも。豈道の眞の哀れを知りなむや。(またその歌作るわざを專として、群愚を敎ふる徒の中に、人に對して口かしこく、歌よみ導きて、道に入る手段なりなど、遁辭するも有るは殊にをかし、其は縣居大人、鈴屋大人などの如く道の學問い十分ならむ人こそ、然もいはゞ云はめ、其の徒なにの爲出ることも無く、世のかぎり歌作りにて終るを、誰かその言を尤なりと云はむ、歌作り覺えて後にと云つゝ、其の歌に長尻くさらすは、兼好が謂ゆる、彼もゝ尻なる法師が、よき說經者にならむと、馬に乘ならひ、早歌など習ふほどに、說經を習ふべき隙なくて、年よれる類の、歌作りのみぞ多かめる、穴をかしや)細川幽齋ぬしの耳底記に。定家卿の話に。予は歌作り。家隆卿は歌人なりと。云はれしと有るを思ふに。予は歌をこそ物の哀を知れる趣に作れ。道の眞の哀をば。元より辨へねば。歌と行ひと。一致せずとの意にや。然ては歌をしも(巧言令色のすぢに。作り構へられしか其は戎人すら甚く惡める事なるをや)然るに鈴

屋大人の、此の卿たちの歌を甚くめでゝ、力を入れてほめ稱へ、此の卿たちの歌のみやびを感ざる人は、眞の宮比も知らざる人のごと、うひ山踏、玉勝間などに言れしは、唯に其の詠口の巧に面白きを云はれしにて、其の眞心を感られしには非ざるなり。）斯て貞永元年の頃は。三柱の天皇たち。なほ國々におはし坐せる時なるが。此の年に定家卿。かの新敕撰集を。撰び畢て獻られしに。右三院の御歌をば一首も入れず。鎌倉武士の歌を多く入られたり。是を以て井蛙抄に。此の集の異名を。宇治川集と云ふは。武士の多く入りたる故なり。と言へり。此は北條に畏み諂はれし故と聞ゆ。（但し百錬抄に、文暦元年十一月九日、中納言入道定家卿、於二前關白家一、披二覽新敕撰一、南殿下監、頗有二用捨事一、被レ切二棄百首一、又有二被レ入之人一云々、と有るを思へば、契沖法師が言に、此の天皇たちの御歌を入さるは、許容無りけるが、關東の計ひか、此の事定家卿の意ならざりけるにや、百人一首の終りに、二人の帝の、かり難き述懐の御歌を載せられたり、と云へる如くなるか、若實に然る事にて、殿下の監に從はれたるにも有れ、既に前々年に、奏覽を經られし勅撰を、しか用捨せられしは、北條に諂はれたると論ひなし。）此は我が言ふ迄も無く。直にその女弟なりし。越部の禪尼の消息に。新敕撰は。中納言入道殿ならぬ人のして候はば。取て見たくだに候はぬ物にて候。然ばかり感たく候御所たちの。一人も入おはし坐ず。傍いたく打聞え候と見えたり。（此は諸書に。俊成卿女と稱せる人なるが、手弱女にこそ有れ、兄の卿には大く勝りて、雄々しかりし人也、此の文に御所たちと有るは、即上に申せる三柱の天皇を申せるなり。）彼卿さる忠實ならぬ故にや。其の子冷泉中將爲家朝臣は。順德院の佐渡國へ遷されさせ給ふ。御供に定まりしを。一まどの御送りをも申さず。都に留まり居られしと。承久物語に見えたり。定家卿その父として。然る不義を呵責せざるは何ぞや。是にても。此御世頃の歌人たちの。實なき大概で想像るべし。（然れば。定家卿の明月記を見るにも、此は僞心の雄々しく、感たき眞語なりと覺ゆる節はなく、いと煩さき歌の理窟のみぞ多か

る、斯て此の卿の御末の歌人たち、親々互にいどみ相つゝ、かの爲氏卿、爲世卿などの、人わろく殘忍なりし趣など、北川の眞顏が、爲兼卿集の末に。考へ記せるを見て知るべし。彼の卿たちの如くならむ人々の、いかで道の哀れを知れむや、其を知りて、履行はざらむには、歌も詮なきわざにこそ、今の俗の歌作ども、此のうし。彼の大人と稱するも、皆さる類に互に妬みかはして、表の交はりこそ・禮のごと見ゆれ、裡にはみな角つき相ふてぞ有るめる、傍へより見るにいと笑しくてそ。)いでや古へに題詠と云ふこと無く。事とある時に。その眞情のまに〳〵。詠出たりし事は。人の普ねく知れる如くにて。此ぞ眞の歌なる。然るに人麻呂赤人などの頃より。詞花を專とすること始まりて。是より後にぞ題詠は始まりける。(此の事もはやく彼の和學論に、古への歌は萬づの事にふれて、直言には盡しがたき意の誠を、物にもたぐへ、詞にもよせて、有りのまに〳〵云ひのべて、人をもさとし、心をも行しむる事にして、いたづらに持はやし種とするわざには非ざりけり、斯てつがの木の、いや次々に御世を經て、藤原の都に人麿ぬし、平城の都に赤人ぬし出られし頃より、人々の歌、やゝ巧みになりて、あだし詞をとりよろひ、をかしく遊び事のやうにぞ成にける、こや古へに勝れりとや言む、劣れりとやせむ、云々、と論へるは實に然る説にぞ有りける。)其より歌人といふ名も出來て。後には互に嘘言の云ひ競しつつ。其の嘘言を巧に佘色く言ひ得たるを。佳歌とめで囃す世とし成れり。此は人も云へる如く。歌の末弊なること言ふも更なり。古學と稱しつゝ。生涯さる末弊に從事せむは。豈いふ詮なき事ならずや。(是に就て案ひ出たり、舊く讀たりし、問はず語りと云ふ書に、詩をも歌をも作りならひて、大かたよしと人も云はむ頃には、かならず己作らずとも、古きあと誦し出して樂むがよし、己かならずとすれば、心をつからし、或はほまれを求めて閑からず、心をのどめむとする物をもて、心を勞するなり、然れど其の道のよしあし知らぬ限りは、人のいみじきをも、何でいみじと知らむや、然るは學ばずともとて、非ぬことなど荷ひ出して、

傍いたき事あるべし、と云へり、此は見所ある言とぞ聞えたる、貝原篤信なども、何くれの書に、此の心ばへを云へりき。）然れば古へ學せむ人は。まづ一速く、一以てこれを貫ぬく道の大義を學び得て。其の習ひを我が心神と爲さむに。謂ゆる鬼神の情狀にも通じ。物の哀を知ること是より起るを。殊に鳥獸草木の名を知りて。事とある時は思ひ邪なく。その眞情のありの隨にうち出むに。詞のあやはた自然に調ひなむ。此は鬼神を感かし。義人を泣しむる眞歌なり。我が徒の子ら、努々かの卿たちの。虛歌に心を寄ること勿れ、此は說の因に驚かし置なり。（今しは世に此の道も開けたれば、鄙にも都にも吾が知れる人々に、誠に道の大義を辨へて、眞歌の詠ざまを敎ふる人も、はた無には非ざれど、其は稀にこそ有れ、大凡は此の道の本義を得知らず、其の心神うつけて、只に巧言令色を專とせる、彼の歌聖たちの虛歌を習ひて世に售り、庸人を悅ばしむる者村里に多かり、此は周人の謂ゆる、人の子を賊ふ徒にて、今樣の淫風なる謠曲を敎ふる者と、何の異なる事あるを知らず。然れど共に猶やむに勝れりとは云ふべくや。）さて定家卿爲家卿などの。然しも忠實ならぬに就て思ふに。淸水寺の鏡月坊と云しが。此の時の官軍に加はりて。宇治に起きけるを。泰時が手に捕はれて。殺されむと爲けるに。硯をれ一首詠たりとて。泰時に見せける其の歌に。「勅なれば身をば捨てき武士の。八十宇治河の瀨には立ねど。」泰時この歌に感じて免しつと。東鑑また承久物語に見えたり。淸少納言が云へる如く。物の哀を知らぬ物とて。木の端の樣に云はるゝ法師ながらも。後の歌人たちに勝れること萬倍と云ふべし。故その誠より。然る敵の心をさへに。感かしてぞ有りける。（この法師の名を、承久物語には鏡月とかき、東鑑には敬月と書たり、孰れか是を知らず、また何ちふ人の子なりしとも、知られざるは遺憾けれど、叶ふべき便なし、此の事は師の玉勝間にも出されたるが、義人はかゝる歌にぞ泣かるめる。）さて義時は。承久の亂より二年のち。元仁元年の六月に。近習の深見三郎といふ小侍に。六十二歲にて刺殺されたり。此の事保曆間記に見えたり。是を

以て明慧傳なる泰時が詞に。父義時は頓死にて有りしかば。讓狀の沙汰にも及ざりしと言へり。（然るを東鑑に、脚氣のうへに霍亂を煩ひて剃髮し、念佛を稱へつゝ、順次往生したりと云へるは、潤飾の僞說なり、新井君美ぬしの言に、本朝古今第一等の小人、義時にしくは無し、三帝二王子を流し、一帝を廢し參らせ、賴朝の弟一人、姪一人、子一人、賴家並びに其の子二人、又賴家の子公曉をして、實朝を殺させたる、其の姦計恐るべし、いかでか其の死を得べき、義時が罪惡、なほ蘇我の馬子に軼たり、と云はれしが如し）義時が後は。泰時その執權職をつぎて。天下の政務を知れり。此の人の事。師の甚く憎みて詠れし歌ども有れど。承久の大逆事は。義時かの大江廣元と云ひし。姦詐の勸めに依りて。謂ゆる湯武らが道を。先蹤と爲たるを。泰時その命には順へれど。實には父に似ず。殊勝にも善意善行ありし人なり）。湯とは、殷湯王名を天乙と云ひし西戎王にて、其の君たる夏桀王と云ふを放り棄て、其の位を奪ひし逆人なり、武とは周武王名は姬發といひし者にて、殷紂王と云ふ君を弑して、國をも位をも奪へりし姦人なり、かくて此の二人、さる惡逆を行へる後に、またた人ありて、己が子孫を亡はむことを恐れて、奪はるまじき搆へを、甚さかしく作り物して、世を欺ける故に、儒道には此の王らをも聖人と稱して、其の道を尊奉すれど、此は岡部翁の國意考、鈴屋翁の直日の靈などに論れし如く、惡王どもなり、猶委くは、予が西籍概論に云ふを見て知るべし）其は廣元が義時を勸めし事は。東鑑に。官軍已に鎌倉に發向すと聞えし時に。廣元進みて。運を天に委せて、早く京師に兵を發すべしと言しかば。義時これに從ふ。と有るにて知られ。（廣元は、大江匡房中納言の末にて、從四位下維光の子なりとは云へど、實には飛驒守中原廣季が子なるを、維光の養子として、大江を稱せりとぞ、元より儒家なる事は。誰も知れるが如し。新井君美の云はく、廣元累世王家の臣として、賴朝を助けて、六十州を其の掌握に歸せしめ、義時を助けて承久の謀主たり、此の人當時の望有りしかば、時政が一幡を殺せし時も、彼を假りて自をなし、凡そ義時

が奸詐を恣にする、常に巣をかりて私を營みき、然ればこの人、ひとり朝家に背きしのみに非ず、頼朝にも背きたり、其の柔佞多智、これも義時が亞なるべし、玉海に、頼朝、廣元に委ぬるに腹心を以てす、恐くは獅子身中の蟲なり、と宣ひしこと、先見の明ありと云ふべし）泰時が殊勝なりし事は、明慧傳を按ずるに。此の時父を諫めて。普天の下これ王土に非ずと云ふ事なし。一朝に孕まるゝ者。君の御心に任せらるべし。然れば戰ひ申さむは道理に背けり。しかじ首を垂れ手を束ねて。各々降人に參りて愁ひ申すべし。此の上に首を刎られば。命は義に依りて輕し。何の辭む所か有らむ。力なき事なり。若また芳免を蒙らば。何なる山林にも住て。殘年を送り給ふべきか。と言るにて所知たり。（此の泰時が云へる言ども、悉く誠の道理に叶ひて、間然すべき事なきなり）然るに義時その言を聽入れず。其は君王の政正しく。國家治まる時の事なり。此の君の御代と成りて國々亂れ。萬民愁を抱かずと云ふ事なし。もし御一統あらば。四海の人民大きに愁ふべし。私を存ずるに非ず。天下の人の歎きに替る。先蹤なきに非ず。周の武王すでに此の儀に及ぶか。猶自から天下を取て王位に居せり。是はもし運を開くとも。此の御位を改めて。別の君をもて御位に即申すべし。君を過ち奉るに非ず。急ぎ罷立べしと言ふに。泰時力なく。父の命背き難きに依りて。上洛せしと有るを以て。義時が惡逆まさに湯武が道に效へる事を辨ふべし。（此の義時が云へる言ども、大義を辨へぬ儒者などに、一義ある事に思ふも有りなむか、然れど此は皆もろこしの擬聖人らが、君を亡ぼして國を奪へる時に、人を面向むとして云へる、かの謂ゆる尙書なる、湯王武王らが誓誥どもに同じ、然れば先蹤なきに非ずとて、周武王が事をし引出たり、此はかの廣元が訓なりけむ事、いふも更なり、かつ此の君の御代と成りて、國々亂れ、萬民愁を抱かずと云ふ事なし、と云へるは殊に當らず、其は賴朝卿、天下の總追捕使を申し賜はりて、國々に守護地頭を置たるは何の要ぞ、さる國國の亂れを、朝廷に替り奉りて、鎭めむとの事ならずや、然れば其の治まらざるは、當時その事を

執る義時が罪失にこそ有れ、皇の御過ちには非ざるを、己が失をもて上に誣ひ奉れるは、何に憎さ事ならずや、また君を過ち奉るに非ずと云へれど、三院を遠國に放らし進らせ、稚くおはし坐る。當今の天皇をも廢し奉れるは、子の泰時をさへに欺ける言なりかし」また增鏡を按ずるに。泰時父の命を承て。已に打立たる翌日に。馬に鞭をあげて馳歸り。軍の掟など。仰せの如く其の心を得侍りぬ。もし道の上にて。慮らざるに。辱なく鳳輦をさき立て。御旗を揚られ。嚴重なる事も侍らむに參り合はゞ。其の時の進退いかゞ。爲侍らむ。此の一事を尋ね申さむとて。一人はせ侍りと云ふに。「こは上の如く思ひ定めては打立ながらも、もし天皇命たちの、御自から御旗をさき立て。征伐し給ふ事のおはし坐む時には、弓射むこと叶ふまじければ、其の時の進退をいかにせんと、心も心ならず、途より歸りて、かくは問へるなり、何に殊勝なる事ならずや」義時とばかり打按じて。賢くも問へる男かな。其の事なり。まさに御輿に向ひて。弓をひく事いかゝ有らむ。然ばかりの時は。

兜をぬぎ弓の弦をきりて。偏に畏まりを申して。身を委せ奉るべし。然は有らで。君は都におはし坐つゝ。軍兵を給はせば。命を捨て千人が一人に成までも。戰ふべしと言ひも果ぬに。急ぎ立にけり。とも見えたり。「義時は、實に天地不容の罪人なるに論なけれど、其の子に答へたる詞の、少しく見る所あるに似たるは、元より道の大義を知り辨へたるには非ざれども、然すがに天照坐皇大御神の、立給へりし道の、神ながらに、世の初めより、人の心にしみつきて有る故に　かゝる惡人さへに、其の心とも無く、また其の大義を深く思ふとも無く、かくは云へるなりけり、彼の周武王が主の都に攻入りて、自から鉞を執りて。君たる紂王が首を斬たるとは、同日にも語るべからず、何に尊く辱なき皇神の御道ならずや、然るに本院の、さる御大事をし所思看し立ながら。御自から然ばかり尊くおはし坐す、本の御由緒をも深くは所思し召さず、鎌倉勢の京に入りぬと聞し召せるより、甚く穢き滅ひまし、御似氣なくも、叡慮に出ざる由の、院宣など下されしも其の詮なく、終に島に

遷されさせ給へるは云はむ方なく口惜き御事にぞ有りける、今歎き申さむも、甚く事遅れては有るなれど、其の時しも勅命に應じ奉れる官軍を、御後に從へ給ひ、眞前に御旗を立させられて、鳳輦を向け給ふ程ならば、官軍の勇みも萬倍して、東夷はみな殺しにも爲給ふべかりし物を、さる事の御心づきも無く、たゞに憶したまへりしは、畏きや中つ御世より、儒道によりて武を卑しめ、佛法によりて御心よわく、上古の天皇たちの、神武の道に習ひ給はざりし故にぞ有りける、穴かしこしや。然れば承久の逆事は。もはら義時が計ひにて。泰時は上洛して。其の事をこそ行へれ。其は父命に從へるにて。元よりの意に非ざりしかば。其の逆罪いさゝか輕しと云ふべし。然れど親の命は事にも非ず。皇軍に手向ひ申せる罪の重き故に。師は餘の善意善行ありしを物の數とせず。皇神の道の本義をおし立て。然る善事をみな欺きと爲て。「善人といふは誰が言かま倉の。平の子らは國の罪人。」また「大君を惱め奉りて狂れらが。民はぐくみて世を欺きし。」とも詠れたり。(なほ「大君の

御命恐れぬ顔たぶれ、醜の泰時しこの髙氏、」と詠れたる歌も有れど、此は泰時を義時と改むべくなむ、其は御命恐れぬ張本は、義時に有ればなり、また或る説に、泰時がさる逆罪を犯せる事は、不學の故なり、其は京に打入ける時に、此の事もと叡慮に出たる事に非ずと云ふ、院宣を下されけるに、泰時そを讀こと能はず、味方の中に、誰かこを讀べきと尋ぬるに、武藏國の住人に、藤田三郎こそ、博學多才の文士なれ、と云ふ人あるに、そを呼出して讀せしと有るにて知られたり、然る文旨なりし故に、此の逆罪を犯せりと云へるは、漢學なきを云へるにて、一通り然る言にも聞ゆれども、其の世の事識貌なりし廣元は更なり、義時が先蹤とて引出たるも、西戎の惡例なれば、西戎の學問、却りて逆罪の張本と成れるを、泰時さる學問は無りし故に、少かは道をも忘れず在しなり、然れど私の親の命にまれ、私の主の命にまれ、大皇に手向ひ奉る道理とては、絕てなき事なる、皇神の道の本義までは、得知ざりし故に、彼逆罪をば犯せるなり、此の御道の眞意は、百年千とせ漢

舉すとも、知得る期は絶て無き事なりと知るべし、承久物語、東鑑などに、大納言藤原忠信卿、中納言源有雅卿を始め、院の近臣等を、廣元は文治中の平氏與黨の例に準じて、皆京にて戮せむと云るを、泰時は三位以上の人々を、京師にて戮する事を欲せず、中には釋せるも有りしを以て、其の人となりを比べ察るべし。此の人の事なほ明慧傳に、種々の善行善意を記せるを始め、諸書に多く見えたり、合せ考ふべし）偖かの義時が立進らせたる。後堀河院の次に。四條院立せ給へるが。僅に十二歳にて崩じ給ひぬ。此は仁治三年正月の事なり。御連枝も無りしかば。順徳院の御子忠成王として坐しを。前攝政藤原道家公。その外孫なれば。立申されむと。關東へ議り給ふに。泰時は土御門院の後を立參らせむと思ふ有心て。鶴岡宮に詣でゝ籌を取けるに。其の旨に協へり。故その第二の皇子を御位に定め奉れり。後嵯峨院と申すは是なり。（平經高卿の平戸記に、此の事を論じて、以凡卑之下愚、計立帝位之條、未曾有事也、我朝者神國也、不似異域之風、自茲天地開之後、皆先主命計立給、至不慮之事者非此限、至光仁、光孝二代群臣議定歟。然而其趣偏安天下也、今非群議以異域蠻類之身計申此事之條、宗廟之冥慮如何、尤可恐々々、と有るは誠に然る語ながら。土御門院の御子を立申さむと思へるは、其の謂なき事に非らず）然れば源親房卿の神皇正統記に。泰時計ひ申して。此君をすゑ奉れる事。誠に正理なり天命なり。土御門院は御兄にて。御心ばへも穩しく。御孝行も深く聞え給ひし故に。天照大神の冥慮に代りて。計ひ申せるも理なり。（親房卿のかく宣へる意は、土御門院は御兄、順徳院は御弟にて、共に御代に立せ給へるが、後鳥羽院の、御大事おぼし立ませる時に、順徳院は、その御旨に隨ひ坐て、共に事謀り給ひしかど、土御門院は、御諫め申して、其の事に預り給はず、然るに父帝の遠國へ移され給ふ時に、御子として都におはし坐べきに非ずと、御自から請まして、都を出給ひし御孝行の、大御神の冥慮に叶ひ、かつ御兄にて坐す故に、神慮として、泰時にかく計ひ申させ給へるにこそ、と言ふなり、神慮まことに然

も有りけむかし）大かた泰時心正しく。政直にして人を育み物に驕らず。公家の御事を重くし。本所の煩ひを止しかば。風の前に塵無して。天下鎮まりき。斯て年代を重ねしこと。偏に泰時が力とぞ申し傳ふめる。とは記されたり。（新井君美ぬしも、讀史餘論に、その善行を稱して、案ずるに泰時父の所領を、盡く諸弟に分ち與へ、執權十二年の後に、僅かに從五位下に敍しぬ、かの四條院崩御の後ち、皇胤まし坐ざりしに、土御門院の皇子、後嵯峨院を立まゐらせ、また其の主君賴經をうやまひ、成敗式目を定む、太田道灌が說に、泰時執權の時に、僧ありて、公もし善心あらば、一寺を立たまへと云ふ、泰時その功德いかにと問ふ、僧云く、一字の寺を建立すれば、治世安民後生善所、子孫繁昌の功德あり、泰時云く、佛法と神道聖法と何れが優劣ある、僧答へて、神道聖法は佛法に及がたし、泰時笑ひて、一師道に闇ければ、萬弟道に迷ふとは、かゝる事にぞ有るべき、我が國の宗廟太神宮は、御社を萱ぶきにして渡らせ給へども、御惠みは秋津洲にみつ、和僧の心こそ正しからね、功の大小に依らず、心ざし道に叶ふ時は、求めざるに善緣ありと、勸めなば善かりなむ、我をすかして、寺を建ると云ふは、大に過れるにこそ、今寺を建なば、其の費大にして、國の煩ひと成べし、これ安民の便ならず、民を苦むるなり、現世安穩とは何を云ふべき、世を治め從類眷屬を育むこそ、現世安穩とすべけれ、子孫善ならば祈らずとも榮え、惡あらば祈るとも亡びなまし、我が家業だに知らず、況てや我が道ならぬ聖賢の法、神道の意の深長なるを、豈でか知らむや、和僧もし鎌倉に在らば、政事の妨ともなり、淺智の人の家業を失ふ媒と成なむとて、鎌倉を追出しけり、其の後は鎌倉の僧徒に恐れて、人を誑かさず、泰時はかく賢才なりしかど、時賴が代に建長寺を建てしより鎌倉中に、五山とて大寺の數多かり、其の外國々に寺を造ること數を知らず。國の寶大きに費え、盜賊巷にみちぬ、高氏は夢窓と云ひしに誑かされ、天龍寺を立てあらぬ事多かりき、寺を作る志あらば、先四海流離の民を、救ふ謀こそ有まほしけれ、武將の身として、かゝる道に迷ひ

ては、國を治むること難かるべしと云はれしは、實然る言とこそ所思ゆれ。)さて後嵯峨院の御位に卽ませる。仁治三年の六月に。泰時六十二歳にて卒れり。子の時氏は。父に先立て卒せれば。嫡孫經時その職を續て。鎌倉に執權と爲て。天下の政を行へり。經時卒して。弟の時賴その職を嗣しより。時宗。貞時。高時と子孫うけ傳へ。時賴以來の逆威を振へる趣。いふ許無れど。事長ければ是に著はし難し。(そは時賴が時に、其の私主と立る賴經、賴嗣二將軍を廢し逐ひて、遂に隱殺し、後嵯峨院第一の御子、宗尊親王を申し下して主とせるに、時宗が時に、そを逐ひて、其子惟康親王を主となし、又其を逐ひて、後深草院の御子、久明親王を迎へて主とせるを、貞時が時に此れを逐出して、その子守邦親王を主とす、此は其の主長て、世の中の事知るべく成ては、心隨ならぬ故に、皆かく計ひて、幼主を立たるなり、その逐出し進らせし樣を書等に、昨日まで自から供奉渇仰せるを、今日は俄に網代輿さかさまに寄せて、逐出せり、と有るなどを見て准へ思ふべし。)寬元四年正月に、後嵯峨院御位を皇太子に傳へ給ふ。此は第三の御子に坐り。後深草院と申すは是なり。此天皇。正元元年十一月に。御位を皇太弟に傳へ給ふ。御同母の御弟に坐せり。龜山院と申すは是なり。(後深草院の在位、わづかに十年御歳わづか十七に坐り、然れば王代一覽に、今年わづか十七におはし坐れば、御心より發らず、後嵯峨上皇の御計ひなるべし、と有るは然る說なり、龜山天皇は、此の時十一歳にぞ御坐しける。)此天皇の文永九年二月に。後嵯峨上皇崩じ給ふ。其遺詔に。龜山天皇の御末にて。世々皇統を承給ふべし。と有りしかば。龜山院第一の皇子。後宇多院に御位を傳へ給ひしに。鎌倉より計ひ申して。以來は後深草院と。龜山院と御兄弟の二流。替々に御世治し看べしと定め申せり、其は時宗が代也き。(其のした心は、朝廷を二流として、其の勢ひを分ち抑へ奉らむ爲に、かく計へりと、王代一覽、讀史餘論などに論へるは、實然る說なり、其は此後の繼體ごとに、北條が許より、申し行へる趣をもて知るべし、陪臣の身として、最も畏き皇統をしも、如く計ひ申

せること、憎しとも憎き逆事にぞ有りける。)是を以て後宇多院は後深草院第一の御子伏見院に御位を傳へ給ふ。此の御世の正應三年九月に。淺原八郎爲頼といふ者。禁中に亂入して。帝を取奉らむと爲けるが、衛兵のために討れて自殺せる事あり。此は龜山上皇の御意なり。と云ふ沙汰ありしかば。關東へ告文を下されて。其事治まりき。(然るは伏見院に位を傳へさせ給ふこと、龜山上皇の御意に非ざりし故に、爲頼がさる亂行は、龜山上皇の爲しめ給へる事なりと。世に申し沙汰せる故に、關東の疑ひを晴けむと爲て、誓書を賜へるなり、此は北條貞時が代なりき。)伏見院の次に、其第一の皇子。後伏見院立せ給ひ。其の次に後宇多院第一の御子。後二條院立せたまひ。其次に伏見院第二の皇子花園院立せ給ひ。其のつぎに後宇多院の第二の御子。後醍醐天皇立せ給ふ。後深草院より此の御代まで。大凡七十年計りの間に。天皇八代おはし坐せり。(其は二流變る〳〵と定めし故に、休位の御方にて、讓位を待かね給ひ、關東よりも、早く御讓位あらむ事を促し申すに、御心ならずも、讓位ありし故にぞ有りける、御兄後深草院の御流は、伏見院　後伏見院、花園院に坐し、御弟龜山院の御流は、後宇多院、後二條院、後醍醐天皇に坐なり、此の如き御代々の有狀なりし故に、兩院御互にその御間の、宜らざりし事は更にも云はず、卿相雲客地下の官人までも、二方に分りて相和せず、其の世の書ともを見て知るべし、其みな北條が所爲にぞ有りける、斯て後深草院の御流を持明院殿とまをし、龜山院の御流を大覺寺殿と申せり、此は人の思ひ惑ふ事にし有れば、常に心得て在るべし、(其は龜山院の御子後宇多院は、大覺寺といふに御坐し、後深草院の御孫、後伏見院は、持明院と云におはし坐るより起れることなり。)

玉たすき二之巻

伊吹廼屋先生講本

門人 武藏國 北村久備
上野國 田中貞幹 同
信濃國 鈴木敬貞 校

發題下

挂卷も可畏き。天照皇大御神。高天原に坐々て。皇孫邇々藝命に。八咫鏡。天叢雲劍。八尺勾璁。この三種の神器を授け奉り給ひ。此の御鏡を吾が御魂として。齋き奉り給はゞ。寶祚の御隆は。天壤と與に。窮み無るべし。と詔ひて。皇美麻命を。筑紫の日向の高千穗峰に。天降し奉り給ひしまに〳〵。其の御子の次々。神器を御傳へ坐て。大御神の詔の如く。天下統御し給へるは。尊しとも尊き。御事にぞ有りける。(此の三種の神寶は、祟神天皇の大御世まで、大宮の中に齋き奉らせ給へるが、其を畏み思して、新に御鏡劒を造らせ給ひ勾玉と共に、初めの如く、天日嗣の御守りと成り坐て、堅石に常石に、今に至るまで、御傳へませり、其の本の御鏡は、伊勢大御神、御劒は、尾張國熱田宮の神體と齋き祭らせ給へり。)然るに天照大御神より。四十八世の皇孫。後鳥羽天皇の御宇に當りて。源頼朝卿と云ふ人出て。平家の一族を滅し。其功績に依て。總追捕使と云へる職を乞奏しけるに。後に朝廷の御惱みと成るべしとは知食さず。其を勅許ありければ。頼朝卿やがて。幕府を相摸國鎌倉に開きたるが。其の私の臣に。北條氏てふ者出來て。甚く朝廷を惱ませ奉り。畏くも天皇命を遠き島々に移し奉り。甚く逆威を振へるより。足利氏に移りて猶甚しく。皇統は二流に分れ坐し。天下亂れに亂れて。其の果はまた自然に。皇統も御一流に成坐し。織田豐臣の二公に次て。東照神御祖命。世に出坐し。其の亂逆を鎮め。宸襟を休め奉り給ひしかば。天下は。古へにも例なき迄に治りしは。最も尊き御事になも有ける。惜つらつら中世の亂れたりし其の根本を按るに。枉神の荒びは元よりなれど。最も畏き。崇徳天皇の大御怒りより發れるにや。と所思ゆる由あり。(其の說こゝに書き盡すべくも非ざれば、別に記せるを見るべし、穴かしこ、抑北條が代々の逆罪ありしに

比べては。泰時が善意善行ありて。父を諫し事は。初巻に論へれど。猶かの明慧傳を按ずるに泰時は父命背き難く。方及ばず上洛せしが。八幡宮の前なる。赤橋の本にして。馬より下り。首を低て信心に祈り申て云く。此の度の上洛理に背けり。忽に泰時が命を召れて。後の世をば。助け給ふべし。冥慮定めて照覧あらむ。聊も私を存せず。もし天下の助と成りて。人民を安ずべくは。哀憐を垂給へと申し。又三島明神の御前にて。誓を立たるも同じ。と見え。(泰時明慧房を深く信仰して、其の教訓を受けるに、法師ことの役に、我が朝は神代より、皇祚他を交へず、一朝の萬物、悉く國王の物に非ずと云ふ事なし、然れば天下に孕れて、義を存せむ者、よし命を奪ひ給ふとも、辭むこと有らむや是を背くべくは、我が朝の外に出て、天竺震旦にも渡るべし。然るを私に武威を振ひて、官軍を亡し、剰に、太上天皇を擒にして遠國に移し奉り、皇子后宮月卿雲客を、國々に流せる事、その理に背けり、冥の照覧、天の咎め無らむや、小緣の德を以て、其の災を贖ふべからず、並々の益を以て、此の罪を消す事有るべからず、御様を見るに、是れほどの理に背く事、し給ふべき事には非ぬに、何にと問ふ、泰時こぼれ落ゐ涙を、さらぬ體にて押拭ひて、疊紙を取出し、鼻かみ拆して、押靜めて此の事は、日頃委く語り申たく存じつるを、役なくて過侍りきとて、右の事どもを語り、誠に其の罪免れ難し、今の仰を承りて、感涙さらに禁じ難し、と云へる由見えたり、明慧とは、栂尾寺に住し、高辨と云ひし僧にて、高倉院の瀧口、平重國と云る人の子なり、此の難問、まことの道理に叶ひて、少かも間然する事なし、此の法師の事、なほ下にも云ふを見るべし)然れば其の運命を天に任せて。怖々ながら。父が命せし如く。事行へるに。思ひの外に。身に難は無りしかど。其の後なほも。戰々慄々と。恐れ思ひて。其の惡罪を贖はむと。其の行ひを愼み。神にしか誓申して。出たりし由なり。(この誓の爲さま、古への宇氣比の趣に、よく叶ひて、其の信心なる心底を見るに足れり)されど。元より文盲不學の人なりしかば。父の命なりとも。天皇の詔には替へ難してふ。重

き大義を知らざる故に。斯る善心は有りながら。最も恐き大逆を犯せるなり。(また泰時、つねに人に語りて、不肖愚昧の我れながら、政を官て、天下を治むる事は、一と筋に明慧上人の御恩なりと言ひ、承久大亂の後に、在京せる時、この法師に、天下を治むる術を尋て、國を治むる事は、良醫の病を治むるに、病根の發る所を、よく診て、治むる如く、國の亂るゝ根元をよく察て、其の根源を治め。また無欲にして、天下を治むべし、と言ふ教訓を受けて、其を心肝に銘じて、深く大願を發し、心中に誓ひて、此の趣を守る、と語れる由をしるせり。)此の人父の遺領をも。己は少しく取りて。諸弟等に多く分ち與へたる。無欲の爲さまを始め。一世の善行を。數多のせたり。(右の説どもは、甚く文を約めて記せれば、委くは本書を見るべし、明慧が教訓せる語ども、凡て佛法臭からず、甚も感たし、此の法師の言に、今の知識たちの申さるゝ佛法が、實の佛法にて侍らば、世の中に、佛法ほど惡き物は侍らじ、とも云へり、法師にも、希にはかく正しき人も有けり、其は舊く、高僧智識と聞えし僧ども、一人も漏れず、天狗道に入たるが中に、此の明慧と解脱とのみ、其の道に墮せずと其の界なる魅の、人につきて語れること、何くれの書に見えたるを、前には、いと心得がたく、思へりしを、右に擧たる、泰時への雜問、また天下を治むる道の教訓、なほ本書に、泰時が信仰の餘りに、栂尾寺へ、所領を寄進しけるに、辭退せる時の言などを思ふに、實にも天狗界の物の云へる如く、此の僧ばかりは、彼の界に入まじき人とぞ所思ゆる、猶此事は、委く古今妖魅考に論ふを見べし。)然れば泰時が善行を力めしは、實には世を欺けるに非ず。父の命に順へる。前非を悔て。其の逆罪を贖はむとの所爲なりけり。(然るに泰時が孫の時頼をも、世に善人の如く、云へる物もあれど、此は最々惡き男なりき、其は新井君美ぬしの、讀史餘論、また師の玉がつまにも、論ひ置かれたるを見て知るべし。)斯て弘安四年正月に。蒙古襲來の事あり。此の時時宗執權にて。前に云へる如く。奸惡なる男には有りしかど。此の事に於ては。能く計らひてぞ有りける。此は師の馭戎慨言に。委曲

に記し置れたれば。今更に云はず。(なほ此の時の喧ぎ、かつ其賊の軍艦を、神軍の神風にて、吹きくづし、鏖にしたる趣など、今の世の書等に、委く見えたるを、塙保己一検校が、拾ひ抄さしめて、螢蠅抄と號けし物の有るを見るべし、此の時の事は、かの國籍にも、舌を巻て恐れ記し、西洋にて皇國の事を云へる、ギハムヤツパム、と云ふ物を譯して、鎖國論と名けたる物にも、甚く恐れてぞ記したりける、)さて持明院殿の御流なる、花園院の御次に。後醍醐天皇立せ給へり。此は龜山院の御孫。後宇多院の皇子。後二條院の御弟に坐なり。三十二歳にて。御世治看せり。是とき鎌倉は。高時入道執權たりしが。驕奢を恣にして。朝廷を蔑如し奉り。殊に逆威を振へるを。天皇元より英哲の御性に坐つれば。渠を滅ぼして。後鳥羽院の舊き御恨を晴し。公家の政に復し給はむと。御世初めの頃より。内々その御催しぞ有ける。(そは増鏡に、後に隱岐國へ遷され坐せ給ひし時の、御意ばへを云へる所に、昔の御迹は、其と計りのしるしだに無く、人の住家も稀に、自づから蜑の鹽やく里ばかり遙にて、最哀なるを御覽ずるにも、御身の上は指置れて、先かの古への事おぼし出、かゝる所に、世を過し給ひけむ、御心の内、いか計なりけむ、と哀に忝く覺さるゝにも、今はた更にかく遷ひぬるも、何により思ひ立し事ぞ、かの御心の末や、果し遂ると思ひし故なり、苔の下にも、哀と覺さるらむかし、と書集め盡せずなむ、と有る、昔の御迹とは、後鳥羽院の御坐せる、御迹をいひ、彼古への事とは、彼院の當昔をいひ、彼御心とは、彼院の御心を申せる也、是れにても後鳥羽院の、舊にし御恨を、晴し給はむの御心なりしこと著明なり、)然るに正中元年九月に其の事泄たり。高時甚く怒りて兵を遣し。密詔を蒙れる土岐頼員。多治見國長らを殺し。中納言資朝卿。藏人頭俊基臣を。鎌倉へ捕へ下して。事の由を問ふに服せず。(此の二人の卿等は、天皇の近臣にて、二人共に、身を修驗者などに裝ひなして、關西關東の風俗要害などを察し、土岐、多治見なども、此卿たちの誘らはれしなり、彼永久の時の、歌擧たちの倫ならず、君と憂ひを共にして、事を謀れる忠臣たちな

り」爰に天皇しばしの叡謀に。勅使を遣して。高時に告文を賜ひ。謝し給ひしに依りて。俊基朝臣は都に歸し。資朝卿をば。佐渡國に遠流して。一とまづ事靜りてぞ有りける。（讀史餘論に、高倉院御幸の時、清盛入道に、誓詞を賜へるよし云ひ傳ふ、是は入道逆威を恣にして、强申したるなり、其の後淺原爲頼が事の時に、龜山、後宇多の兩上皇より、關東に告文を賜ひしは、世の浮説を仰せ開かれむ爲に、萬乘の尊を屈して、陪臣に對ひて誓はせ給ふ、是に於て皇威地に落たり、此たび後醍醐帝、また告文を下されし事は、しばらく關東の疑ひを解しめて、御宿意を晴さむ爲の叡謀に出づと云へども、帝德の御累とぞ申すべき」嘉曆元年七月に。量仁親王を皇太子に立給ふ。此は持明院殿の御流にて。後伏見院の皇子なり。（後醍醐天皇に、御子多く在しかど、例の如く、北條高時が許より、計ひ申せる故に、叡慮ならずも、其の計ひに任せ給へりと、增鏡太平記などに見えたり」斯て彼叡慮なほ止こと無く。禁裡にて密に諸僧に命じて。東夷を調伏せしめ。元德二年の三月に。

東大寺。興福寺。延暦寺などに行幸あり。其は第三の皇子の。延暦寺の座主にて。大塔宮と申せると。密に謀り給ひ。其僧徒らを語らひて。東夷を討む事を議し給ふにぞ有ける。（其は太平記に、此の寺々へ行幸の事を記して、元亨以來、主憂ひ臣辱められて、天下更に安き時なきに、何事の叡願ならむと尋ぬれば、近年相摸入道が行迹、日頃の不義に超過せり、蠻夷の輩は、武命に從ふ者なれば、召とも勅に應ずべからず、只山門南都の大衆を語ひて、東夷を征伐せられむ御謀とぞ聞えし、是に依りて大塔の二品親王は、時の貫主にて在せしかども、今は行學ともに棄果させ給ひて、朝暮たゞ武勇の御嗜みの外は他事なし、御好ある故にや因りけむ、早わざは、江都が勁捷にも超たれば、七尺の屛風も高しとせず、打物は子房が兵法を得給へば、一卷の祕書盡されずと云ふことなし、天台座主始まりて、義眞和尚より以來、一百餘代、いまだ挂る不思議の門主はおはし坐ず、後に思ひ合するにこそ、東夷征伐の爲に、御身を習はされける、武藝の道とは知られたれ、と有るにて知べ

し〕然るに。其の事いつしか鎌倉に洩聞えしかば。相摸入道大く怒りて。此君御在位の程は。天下靜まるまじ。承久の例に任せて。遠國へ遷し奉るべし。先殊に龍顏に呎尺して。仔細を尋ねむと。兩使を上洛せしめて。忠圓僧正。文觀僧正。圓觀上人と云ふ三人を。六波羅へ捕へしめ。(六波羅とは、京師守護の爲に、鎌倉より、其の地に建置く所の、役所の名なり〕其より鎌倉に下して。まづ文觀僧正。忠圓僧正を拷問するに。二人共に白狀に及びける。中にも。忠圓房は。責ざる先に。主上山門を御語らひ有りしこと。大塔宮の御事。また俊基。資朝の隱謀など。有りも有らぬ事までを。殘なく白狀一卷に載たり。(此の僧ども、此の時みな遠國へ流されけるが、北條亡びて後に、みな召歸されて、皇の寵遇を蒙れる中にも、文觀が奢侈は、殊に甚しかりき、其は太平記の、文觀僧正奢侈事、とある條を見て知るべし、此の僧ども　北條調伏の法を行ひて其の驗なく、朝敵の拷問をうけて、忽に君のさる御大事を白狀せり、然る實なき法師らは、

歸洛の後は、圓頭をも刎らるべきに、召歸して寵遇他に異なりしは何事ぞや、是れに就て思ふに、承久の時に、かの栂尾寺の明慧房、官軍の落人を隱して、出さざりしかば、泰時が手に搦捕られて、其の事を問はるゝに、敵を免るゝ軍士の、疲れて隱れ居るを、我が身難にあはむとて、情なく追ひ出して、敵の爲に身命を奪はれむ事を省みぬ事や侍ふべき、隱す事ならば、袖の中、袈裟の下にも隱して、取せばやと存じ侍ふ、これ政事の爲ならずは、僧愚か首を刎らるべし、と云へること、彼の明慧傳に見えたるは、誠に殊勝なる法師なりけり、泰時か此の僧を信仰せるは、此の時よりのことなりき〕僧かの俊基朝臣は。先年捕はれて。鎌倉まで下り給へれど。樣々に陳じ申されし趣。實もとて赦されて。京に歸り給へるが。今度の白狀。共に隱謀の企。もはら彼の朝臣に有り。と載たる故に。また捕はれて。鎌倉へ送られ。蜘手嚴しく結たる一間に押籠られ給ひけり。(此の朝臣、のち遂に、北條が爲に殺され給へり、そは下に云ふを見るべし〕さて當今御隱謀のこと。露顯のゝち。

御位は持明院殿へ進らむと。近習の人々青女房に至るまで悦合るに。土岐が討れし時も其の議なく。今また俊基捕はれと成りぬれど。御位の事に就ては。何なる議有とも聞えねば。其の御方の人々。按に相違して力を落せり。爰に持明院殿より。内内關東へ御使を下され。當今御隱謀の企。事すでに急なり。武家速に糺明の沙汰なくは。天下の亂。近きに有るべしと仰られけり。（此の時持明院殿には、後伏見、花園兩院と、前に當今の東宮に立給へる、量仁親王あり、是をもて持明院殿の御流と、大覺寺殿の御流と、互に御中宜らざりし事を知るべし、此はかの北條時宗が、後嵯峨院の遺勅と稱して、後深草院と龜山院と、御兄弟の御末、かはるかはる、御即位あるべしと、計り定め申せるゆゑなり、甚にくき奴にてぞ有りける、此は後に足利高氏が、持明院殿に乞へるに、其の院宣を賜はれる事をも、思ひ合すべし、）相摸入道實もと駭きて、一門及び家臣らを聚めて。此の事いかゞ有るべきと。各々所存を尋ぬるに。執事長崎圓喜が子。高資といふ者進み出て。君をば速に遠國に遷し進らせ。大塔宮を殺し。隱謀の徒を誅すべしと言ふ。二階堂貞藤と云ひしは諫めて。君雖レ不レ君。臣不レ可レ以不レ臣と云へり。御隱謀のことゝも。武威盛ならむ程は。與し申す者有らじ。是に就ても武家彌々愼みて。勅命に應せば。君もなどか思召し直す事無らむ。斯てこそ國家の泰平。武運の長久にて侍らむと言ふに。（此の貞藤か引たる漢語は、すなはち彼國の籍等に見えたる語なるが、此を引て諫めし事ども、悉く我が皇御國の、君臣の道の意に叶ひて、誠に然る言にぞ有りける、）高資怒りて。異朝には。文王武王臣として。無道の主を討し例あり。吾が朝には。義時泰時下として。不善の君を流す例あり。然れば古典にも。君親レ臣如ニ土芥一則臣視レ君如ニ寇讎一とあり。事停滯して。武家追討の宣旨を下されば。後悔すとも益有らじと。居長高に成りて言勸むるに。高時ふかく其議を然として。評定それに決しけり。（此高資が言に、文王武王と云へるは、周の文王武王が事也、上に云へる如く、其主殷紂王を討亡ぼせるは、武王なれど、其の逆事は、父文王が遺策に依れる

事なる故に、かく云へりと聞えたり、其は西籍慨論に論ふを見るべし」さて爰に古典にとて引出たるは。孟子と云ふ漢籍の語なり。抑この孟軻と云ひし男は。岡部翁の國意考に。勸化僧の類なりと云はれし如く。長には聖道を説くと稱して。裡には國々の諸侯と云ひし酋等に。謀反を勸め歩きし惡者なるが。此語は。漢土のごとく。王の統定らず。かつ彼が當時の如く。亂世にて。昨日まで齊國に仕へし者の。今日は楚國に仕へ。或は互に相仇なむ國々の酋らに遊説しつゝ。孰にも臣と稱して。世を渡れる私の君臣どちは。然も有るべけれど。我が天皇命の。萬姓を臣とし給ふ。君臣の道は。天照大御神の定め給へる御道にて。然る私事に非ず。(但し御國にても、中古より、私の主を取ると云ふこと聞え、奉公搆など云ふ言さへに出來し後は、かの良禽は木を擇ぶちふ語の如く、主を擇びて仕ふるも常なれば、然る私の君臣の上には、謂ゆる三諫にして、聽れざる時は、退く道も無きに非ず、然れば主より從を見ること、土芥の如くせむには、孟軻が語の如く、自づからに、然る意ばへの恨を思ふまじき物にも非ず、是もやごと無き人情なれば也」其は上に云へる如く。邇々藝命を。葦原中國の君と定めて。天降し給へれば。君臣の名分こゝに定りて。國内に孕るゝもの。盡く其の臣ならずと云ふ事なし。然れば邇々藝命より。當今まで。天照大御神の即賜ひし高御位に御坐して。天璽の神寶を受傳へ給ふは。幾萬代を重ぬとも。大御神の御眞子。たゞ御一代と仰ぎ奉る道なる故に。其長き間に。よし善惡盛衰交々有りて。君々たらぬ御事ありとも。臣々たらざる事能はざる御道なり。(其は譬へば、天照す日の、國土を照すに、晴雨晦明交々有れども、其の惠みに洩れ背き奉ること能はざると、同じ道理なり、然れば私の君といへども、また是に準ふべき事とぞ思はるる」然るに高貴その本義を忘却して。然る西戎の卑しき君臣のうへを言へる邪義を執して。逆意を勸むる張本と爲たるは。謂ゆる拘子定規にて。俗の頑儒らが。漢籍を引用ふる樣。また大凡かくの如し。(そは西籍慨論に、委しく論へれば、今更に云はず、彼の論に就て見るべし」周の文武が其の

主を討し事と。此の語とを引たるは。周書に。武王が紂を弑せる事を。獨夫の紂を。天に替りて誅せるにて。君を弑せるには非ずと。誣たる語も有れば也。（然れど紂王は獨夫に非ず、そは周武と對陣せる時に、數十萬の軍兵ありて、周の賊兵を恐れしめ、亡びて後も、なほ其の舊恩を慕ひて、數十年がほど、周に從はず射向ひたる國、四十餘國ありき、此を殷の頑民など號けたるは、武王が弟の姫旦と云ひしが誣言なり、尙書の多士、多方の篇を見て知るべし、斯て俗の儒者ら、暴惡の事とし云へば、紂王を口實とすれど、其は孟子などの、勸化語に欺かれて、然は思ふにこそ有れ、實は論語に、子貢が言へる如く、紂が惡さしも甚しからねども、武王が主殺しの罪を、いひ消たむとして、後に惡とし云へば、皆紂王が事に、誣つけたるにぞ有ける。）孟子は。然る誣說の書なる故に。朝廷には用ひ給はずと聞えて。臥雲日件錄に。文安五年五月の條に。大外記伏原業忠曰とて。吾朝用二漢土書一。必有二朝廷施行之命一。如二孟子一則未施行之書也。と見えたり。（宇多天皇の御世に、藤原佐世朝臣の奏進せる、見在書目錄に、儒家部に、孟子趙注の目あり、然れば早く渡りては有りつれど、施行の命は無りしなり、斯て後醍醐天皇の御世に玄慧法師と云へるが、始めて程朱の說を用ひて、儒書を講じけるよし、尺素往來に見えて、當時かく高資が其の語を引用ひたるを思ふに、漢籍意の世に毒を爲すは、いと速き物なりかし、是を以て、師は玉鉾百首に、「きも向ふ心さくじり中々に、漢の敎へぞ人あしくする、「漢ざまの、さかしら心移りてぞ、世人の心あしくなり沒る、と詠れたり、實に然る言ならずやも、）此の書を吾が朝にては、施行し給はざる事。かの國にも。早く聞えて有りし故に。後の物ながら。五雜俎地部に皇國の事を云へる所に。凡中國經書。皆以二重價一購レ之。獨無二孟子一云。有下攜二其書一往者上。舟輒覆溺。此亦一奇事也。と載せり。然る誣言をし。神の惡ひ給ふ由緣ありて。舊く然る事も有りしにこそ。（京師の亡友、立入經德云く、伊藤坦菴が老人雜話といふ物に、老人少年の時、洛中にて、四書の素讀を敎ふる人なし、公家の中に、山科殿知れりとて、

三部を習ひ、孟子に至りて、本を人に貸たりとて、終に敎へず、實には知ざる也と有るは、此の頃までは、施行の書ども、多くは明經道の博士の古訓に從りて、讀む例なるを、孟子は、未施行の書なれば、古訓なき故に、論語などの如く、訓こと能はず、是をもて、本を人に貸たるに託して、止れけむ、其は今の世の音儒者らが如く、謂ゆる百姓よみに讀まむには、誰か讀得ざらむ、と言へり、誠に然るべし、また若くは、朝廷未施行の書なる故に、敎へ難しとは、言ひ難き由など有りて、人に貸たりと託し給へるにもあるべし）さて元德三年八月。改元ありて。元弘と號ふ。此の月の二十二日に。東使兩人三千餘騎にて上洛し。かの六波羅の陳屋に著して。いまだ文箱をも開かぬ先に。何とかして聞えけむ。今度東使の上洛は。主上を遠國へ遷し進らせ。大塔宮を。死罪に行ひ奉らむ爲なりと。叡山に披露有りければ。二十四日夜に入て。大塔宮より。竊に此由を奏して。今夜急に潛幸有べしとて。計策ども。猶申させ給ひけり。（其の策は、今夜急に南都の方へ御忍び有りて、近臣を一人、主上と稱せしめて、山門へ上せられ、臨幸の由を披露し侍はゞ、賊軍定めて叡山に向ひて、合戰を致し侍らはむ、然る程ならば、衆徒吾か山を思ふ故に、防ぎ鬪ふに身命を輕んじ侍ふべし、凶徒力疲れ、合戰數日に及ばゝ、伊賀伊勢大和河內の官軍を以て、却て京都を攻られむに、凶徒の誅戮、踵を旋らすべからず、國家の安危、たゞ此の一擧に侍なり、と申されける、と見えたり）其夜は大納言師賢。中納言藤房。その弟季房など。宿直なりしを召て議し給ふに。藤房卿。とかくの御思案に及ばず。御急ぎ有るべしとて。御車を女房車のさまに裝ひて。主上と神器とを乘せ奉り。中宮の行啓と詐り稱して。出し進らせけるに。大納言公敏。中納言具行。少將忠顯など。三條河原にて追つき奉らる。此にて尹大納言師賢に瑤輿を許され。臨幸の由にて。叡山へ登らしめ給ふ。此は大塔宮の御計策により給へるなり。（斯て師賢卿は、袞龍の御衣を著て、瑤輿にて、山門の西塔院へ登り給ふ、四條中納言隆資、二條中將爲明、中院左中將定平など、みな衣冠正くして、供奉の體

に相従ひ、西塔の釋迦堂を皇居となされ、主上山門を御憑み有りて、臨幸成たる由を披露ありければ、山上坂本は云ふに及ばず、諸方の兵ども、我先にと馳參る、其の勢東西兩塔に充滿して、雲霞の如くなり、六波羅には、主上山門へ落させ給へりと聞て、勢のつかざる前に攻よとて、海東仲家、佐々木時信など云ふ賊將どもを向けて、大手に五千餘騎、搦手に七千餘騎にて、推寄けるに、山上には豫て期したる事なれば、大塔宮、また御兄妙法院宮ともに、御旗を揚られて、御合戰有りけるに、賊軍大きに敗北して、海東は討れ、佐々木も這々の體にて京に歸れり、此を坂本合戰と云ふ、山門の大衆は、事始めよしと悅び、其翌日に本院へ臨幸なし奉るべしとて、衆徒ら參列しける折ふし、深山おろし烈くして、御簾を吹上たるに、龍顏を拜し奉れば、主上には御坐さず大納言師賢卿、天子の袞衣を著し給へるにて有りければ、大衆ら興を醒して、其の後は參り仕ふる事も無りしかば、斯ては何なる野心有らむも計り難しと、兩宮を始め師賢卿など、みな山門を忍びて、主上の潜幸し給へる御所へと志してぞ、落行き給ひける、此は同月二十九日の夜なりき。)さて主上は。三條河原より張輿に召替られ。諸卿たちは。衣冠を解て。京家の青侍などの。女姓を具せる體に見せて。御輿の前後に供奉して。南都に赴き給へるが。遂に笠置寺に臨幸し給ふ。然るに近き邊なる兵士は稍集りしかど。宗々しき大名は一人も參らず。是に天皇御夢に感じ給ふ事ありて。河內國金剛山の西に。楠正成ある事を尋ね聞看され。藤房卿を勅使として。召寄たまひ。東夷を滅ぼし。帝位を興復し奉るべき由を委ね給ふ。正成畏りて。己が鄕に歸りて。急に赤坂山に城を構へて。義兵の旗をぞ揚たりける。(天皇御夢の趣は、紫宸殿の前庭に、大樹ひと本あり、南に指たる枝の、殊に茂れる本に、御座を設けたり、其を異しと見行はす程に、神童二人來りて、主上を迎へて其御座に居奉れり、御夢さめて、木の傍の南は楠の字なれば、楠氏なる者ありて、朕を輔けて、帝位に復せしむる瑞にこそと、御自から御夢を合せて、寺僧に尋ねまして、正成を召たるなり、或る說に、此は前に資朝卿、俊

基朝臣の忍びて諸國を周られし時に楠と語らへる事の有りしを、天皇しろし看せる故に、夢に託して、召給へるなりと云へれど、臆斷の說にて、信るに足らず。）然る間に。主上笠置山に御座ありて。近國の兵士多く附從ひ奉るよし聞えしかば。九月朔日に。六波羅より。十萬餘騎の大軍を向けて。數度の合戰有りけるに。官軍いつも勝利あり。賊軍攻あぐみ。遠攻に扣たりし中に。二十九日の夜。密に山へ忍び登りて。皇居に火を懸たる賊軍あり。此は陶山藤三義高。（或は陶山次郎高通とす。）小見山次郎氏眞。（或は正俊とす。）など云ふ奴にぞ有りける。（青天白日と云ふ書に、此のとき賊の手引せしは、笠置の東なる飛鳥路といふ所の者なるが、其の子孫血脈を引て、今に癩疾の者たえず、笠置、飛鳥路は隣村なれども、今もなほ婚姻を結ばず、親しき交はりをさへ爲ざるなりとあり、最もかしこき天皇をしも、惱め奉りつれば、神の御憎も深く、其の御祟りは、裔の末までも、及びつべき事とぞ思はるゝ。）是に主上を始め。皆跣にて。何處とも知らず逃出まし。夜の紛れに皆別々に成りたる後は。藤房季房のみ御手を引き。忝くも玉體を野人の形に替進らせ。赤坂城へと落行き給ふ。途にて。君臣共に東夷の手に擒はれさせ給ひけり。太平記に、其の途の間の御辛苦を記して、一足には息み、二足には立留り、晝は道の傍なる青塚のかげに御身を隱し、夜は人も通はぬ野原の露を分迷はせ給ひ、三日まで御食を斷しかば、君臣共に足たゆみ、身疲れて、今は何なる目に遇ふとも、逃ぬべき心地もせざれば、幽谷の岩を枕にて、現の夢に臥給ふに、梢を拂ふ松の風を、雨の降るかと聞し召て、木蔭に立ち寄らせ給ふ、下露のはら〳〵と御袖に懸りけるを御覽じて、「さして行く笠置の山を出しより、天が下にはかくれがも無し」藤房卿淚を押へて、「いかにせむ憑む蔭とて立よれば、猶袖ぬらす松の下露」とあるを見るに、悲しなど申さむもなか〳〵なり。）此の月の二十日に。北條高時が心と。東宮量仁親王を奉じて。京師に於て帝と稱し奉る。光嚴院と申すは是なり。（こは持明院殿の御流にて、後伏見院の御子なるを、御心ならずも、後醍醐天皇の東宮に立給ひしこと、上に

云へるが如し〕さて笠置を落給ひし皇子たち。近臣たち。及び官軍の人々所々にて擒はれしを。籠輿または傳馬にて。京都に送り。主上を宇治の平等院へなし奉り。東使兩人參りて。三種の神器を。持明院殿へ進らせ給ふべき由を奏聞するに。主上藤房をもて。仰出されし事あり。是に因りて。東使も詞なく退けり。〔其の仰せ出されし勅に、三種の神器は、古へより繼體の君、位を天に受させ給ふ時、自ら是を授け奉る者なり、四海に威を振ふ逆臣ありて、天の下を掌に握る者ありと云へども、未この三種の重器を、自ら擅にして、新帝に奉る事なし、其の上内侍所をば、笠置の本堂に捨置たれば、定めて戰場の灰塵にこそ、隨させ給ひぬらめ、神璽は山中に迷ひし時、木の枝に懸置しかば、遂には、よも吾が國の守りと成らせ給はぬ事あらじ、寶劍は武家の輩、もし天罰を顧ずして、玉體に近づき奉る事あらば、自ら其の刄の上に伏せ給はむ爲に、暫くも御身を放たるゝ事有るまじきなりとぞ、宣ひ出されける、最も畏く、尊く雄々しき、勅語にこそ有りけれ〕さて翌日。六波羅へなし奉らむと爲るに。前々臨幸の儀式ならでは。還幸成るまじき由を。強て仰出さるゝ東夷も力なく。鳳輦を用意し。袞衣を調進しける間。三日ありて。十月二日。遂に六波羅へ入らせ給ふ。日來(ひごろ)の行幸に事替りて。鳳輦は數萬の武士に打圍まれ。月卿雲客は。怪げなる籠輿傳馬に扶乘られて。急がせ給へば。見る人涙を流さゞる者なし。〔かくて六波羅に坐けるなど、思召し出す御事おほき折ふし、時雨の音、一と通り、軒端の月に過けるを聞召して、「住なれぬ板屋の軒の村しぐれ、音を聞くにも袖は濡けり、」此は新葉集にも見えたり〕主上六波羅へ臨幸ありし後。また神器を新主（光嚴院）に傳へ給はむ事を請しかば。豫て設置き給へる新器を授らる。然るに人是を知ることなく。眞神器と思へり。〔此は水戸の青山氏が皇朝史略に、増鏡に、主上自から神器を奉じて、隱岐に幸坐(いでませ)る由、見えたるに依りて、此の時渡し給へるは、眞神器ならぬこと、明かなり、と云へるが如し〕さて翌れば元弘二年正月に。東使二人上洛して。笠置城沒落の時に。捕はれたる人々のこと。流刑と死罪と

を定めて。五月三日に。先足助次郎重範を。六條河原にて斬しめ。(此は異本に、元弘二年五月三日、重範六條河原にて首を刎らる、此は笠置にて、大矢を厳しく射て、其の行迹、人に超たりし故なり、と云へり)平宰相成輔卿をば。河越圓重と云ふ者に預けて下せるが。鎌倉へ下しも著ず。同二十二日に。伊豆國早河宿にて失ひ。源中納言具行卿をば。佐々木道譽と云ふ者に預け下せるが。道にて失ふべしと苛立て。六月十九日近江の柏原にて失ひき。(此の卿は、主上いまだ帥宮と申し奉りし頃より、近侍して晝夜の勤功、他に異にして、君の恩寵いと深かりし人なり、辭世の頌ありて其の奥に、「消かゝる露の命の果は見つ、さても吾妻の末ぞゆかしき、」斬られ給ひし時、四十三歳なりとぞ、増鏡に「源中納言具行も、吾妻へ率て行く、數多の中に取りわきて、重かるべく聞ゆるは樣異なる罪に當るべきにや、と有るは、太平記に、殿の法印良忠、捕はれて、六波羅へ出し時に、「北條仲時一天の君だにも、叶はせ給はぬ御隱謀を、御身など思ひ立なむ事、粗忽にこそ、先帝を奪ひ進らせむ爲に、當所の繪圖までを持廻れる條、武敵の至り、重科雙なし、隱謀の企罪責餘りあり、計の次第一々に述られよと言ふに、法印答へて無道を誅せむ爲に、隱謀を企ること、更に粗忽の儀に非ず、始めより叡慮の趣を存知して、笠置の皇居へ參内せし條、仔細なし、然るを白地に出京の迹にて、城郭固なく、官軍敗北の間力なく本意を失へり、其の間に具行卿と相談して、綸旨を申し下し、諸國の兵に賦りし條勿論なり、普天の下、王土に非ずと云ふこと無く、率土の濱、王民に非ずと云ふこと無し、誰か先帝の宸襟を歎き奉らざらむ、人たる者是を喜ぶべきや、叡慮に代りて、玉體を奪ひ奉らむと企る事、なにかは粗忽なるべき、と返答せられけり、と有るを以て、其の趣を知るべし、此の法印は、關白藤原良實公の孫にして、大僧都良寶と云ひし人の子也、彼の忠圓文觀などが、前に白狀せし樣とは事替りて潔く、法師ながらも、最愛き人にこそおはしけれ)中納言藤房。右大辨季房を。常陸國へ流して。藤房卿を。小田兼秋に。季房卿を。長沼何某に預け。尹大納言師賢卿を。

下總國へ流して。千葉介貞胤に預けたりき。（此の卿は、志學の年の昔より、和漢の才を事として、榮辱の中に心を留め給はざりしかば、今遠流の刑に逢ふ事、露ばかりも心に懸て思はれず、主憂則臣辱、主辱則臣死、と云へり、縱ひ骨を醢にせられ、身を、車裂にせらるとも、傷むべき道に非ずとて、小しも悲み給はず、花の都を遠々と、東關の末に、越させたまはむずる、御悼はしさよなど、人々申しけるを聞給ひて、「別るとも何か歎かむ君すまで、憂ふる鄕となれる都を、」と遊しけるこそ理なれ、未だ强仕に滿ず、翠の髮を剃落し、桑門人と成り給ひしが、幾程なく、元弘二年の亂れ出來し始め、俄に病に侵されて、失給ひけり後に南朝より、文貞公と謚し給ひけりとぞ。）猶中納言公明卿。別當實世卿。大納言公敏卿を始め。流し申せる人々多く。又彼右少辨俊基朝臣をば。葛原岡にて。工藤高景と云ふ者に斬しめ。前に佐渡國へ流せる。日野資朝卿をも。本間入道と云ふ者に下知して斬しめき。此は元德三年五月の事也。（神明鏡に、俊基朝臣の、葛原にて斬られ給ふ時の歌とて、「秋を待たで葛原はらに消ゆる身の、露の恨みや世に殘るらむ、」と見え、太平記に、資朝卿の斬られ給ふ時に、其子の阿新殿とて、十三歲に成り給へるが、父卿の末期に逢給はむとて、慕ひ來給へるに、書殘されし文に、和翁懷屈平之楚思、八回優游以到今日、爲汝爲吾、秋霜三尺、曾不埋貞松、土見之齡開眼睛、洒々落々獨立乾坤之間、とあり、阿新殿の、父の敵を討れし始末など、最哀なる事ども有れど、所狹ければここに記さず。）此資朝卿の。忠義なりし風操を見つべき事は。是より前にも。大覺寺殿なる上皇たち。御隱謀の沙汰有りし時に。大納言入道爲兼卿。その御企に與し申せりとて。武家へ搦め取られ行るるを。一條邊にて是を見て。あな羨まし。世に有らむ者の思出。かくこそ有ま欲けれ。と言はれけりと。徒然草に所見たるにても知るべし。（また同書に、此人東寺の門に、雨宿して居られけるに、片は者どもの集まり居たるが、手も足もねぢ歪み打かへりて何くも不具に異樣なるを見て、取々に類なき僻者なり、尤も愛するに足れりと思ひて、

守り居ける程に、やがて興つきて、見憎く、いぶせく覺えければ、只直に珍からぬ物には及ずと思ひて、歸りて後に、この間うゑ木を好みて、異樣に曲折あるを求めて、目を悦ばしめけるは、彼の片は者を愛するなりけりと、興なく覺えければ、鉢に植ゑたる木どもを、皆ほり捨られけり、然も有べき事なりと見え、また西大寺の靜念上人・腰屈まり、眉白く、誠に德長たる有狀にて、內裡へ參られけるを、西園寺內大臣殿、あな尊のけしきやとて、信仰の氣色有りければ、資朝卿是を見て、年の寄たるに侍と、申されけり、後日にむく犬の、淺ましく、老さらぼひて、毛はげたるを引せて、此のけしき尊く見えて侍とて、內府へ進らせられけりとぞ、と有るも、其風操の雄々しきを見るに足れり、是に就て、近頃何所の山にか、久しく念佛修行せりとて、德本とか云ふ瘦法師の、むく犬めけるが、出たるを、愚俗東西に馳走りて、わめき尊み、止ごと無き御邊りにも、尊み召れて、十念とか云ふ事など、受給へるも多かりと、風聞し、さて後には、其まことは狸の化たるにて有し

が、犬に噛れて死けるを、往生せりと、隱し詐れりと、其の由を圖にも書て、賣ありき抔もすめり、此は實ならぬ事にも有るめれど、心あるきはゝ、傍いたく思ふ倫も多かる故に、然る童謠もあるにこそ、資朝卿の見られむに、何とか言れむと、いと偲ばしくぞ所思る、）斯くて承久の例とて、後醍醐天皇を隱岐國へ。（太平記に、臣として君を蔑如し奉る事、關東も流石畏れ有りとや思ひけむ、此のために、後伏見院第一の御子を、御位に即奉りて、先帝御遷幸の宣旨を、なさるべきとぞ計らひ申ける、天下の事に於て、今は重祚の御望有るべきにも有らざれば、遷幸以前に、法皇になし奉るべしとて、香染の御衣を、武家より調進したりけれども、御法體の御事は、暫有るまじき由を仰せられて、袞龍の御衣をも、脫せ給はず、每朝の御行水をめして、太神宮の御拜有ければ、天に二つの日なけれども、國に二人の王います心ちして、武家も持あつかひてぞ覺えける、是も叡慮に賴み思し召ことと有りける故なり、三月七日、隱岐國へ移し奉る、供奉の人とては、一條の頭大夫行房、六條

の少將忠顯、御介錯には、三位殿の御局ばかりなり、其の外は皆甲冑をよろひて、弓矢を帶せる武士共、前後左右に打圍み奉る、京中の貴賤男女小路に立ならびて、正しき一天の主を、下として流し奉る事の淺ましさよ、武家の運命、今に盡なむと、憚る所もなく云ふ聲、ちまたに滿て、泣悲みければ、聞に哀を催して、警固の武士も、諸ともに、皆鎧の袖をぞ濡しける、と有るも、後にぞ思ひ合されける」一宮を土佐國へ遠流し奉り。其の餘の宮がた。（また同書に、一宮中務卿親王をば、佐々木時信を、路次の御警固にて、土佐の畑へ流し奉る、武士ども數多參りて、中門に御輿を指よせたれば、押へ兼たる御涙の中に、「せきとむるしがらみぞ無き涙川、いかに流るゝ憂身なるらむ、」同日妙法院二品親王をも、長井高廣を御警固にて、讃岐の國へ流し奉る、是も海邊近き所なれば、毒霧御身を犯して、瘴海の氣すさまじく、漁歌牧笛の夕の聲、嶺雲海月の秋の色、總じて耳にふれ、眼に遮る事の、哀を催し、御涙を添る媒とならずと云ふ事なし、と有るを思ふべし、いかに可畏き事ならずや」卿相たちをも。處々へ配流しける事。上の件の如くなるに。大塔宮のみは。能々忍びて。東夷の手に渡り給はず。還俗して吉野城に籠り給へるが。謀りて搦手より忍入れる敵の防ぎ難く。宮も必死を極めて戰ひ給ひしかども。遂に危く。御心ならずも。村上義光が。御身に代りて討死せる際に。（湯淺元禎の、常山樓筆餘に、太平記に、大塔宮護良親王、吉野城に籠らせ給ひ、城陷りしとき、村上彦四郎義光、いまだ敵の餘所に廻り侍はぬ前に、落させ給へ、恐れ多き事に侍へど、召されし錦の直垂を下し賜はりて、御命に代り奉るべし、と云ひし詞をよみて、涙を墮さゞる武人は、必ず節義を忘るゝ人なるべし、と云へりけり、凡そ忠臣義士の傳記を讀て、尋常の物語と思て、看過す人は、萬卷の書を讀たりとも、何の益かあるべきと云へるは、誠に然る言なり」辛うじて高野山へぞ落させ給ふ。かく苦戰危難の中にも。既く令旨を下して。忠義の武士を語らひ給ふ。新田義貞。足利高氏。赤松圓心なども。其の旨を承れるなり。（此の三人の中に、高氏は、遂に天下を掌握

せむと欲する心、元より有りて、姑く皇威を假らむ爲に、應じ奉れる術計なりしこと、讀史餘論に、君美ぬしの委しく論はれたるが如し、其は下に云ふべし、義貞は然らず、元より朝廷に忠義の志ありて、宮の令旨に應じ奉れるなり、其は太平記を始め、其の世の書どもを考へ合せても知らるれど、近く筑後國柳河の、茅山豬といふ人の、南朝の事を考へたる、行在或問と云ふ物に、吾が藩の佐田氏は、新田氏に出たり、世譜の舊記あり、世間いまだ見ざる所なる故に、今その三條を擧とて記せる中に、義貞年十七、謂族人曰、吾家世々任朝廷爪牙、討叛撥亂、義不貞則不可、自名曰義貞、謂弟小次郎曰、吾擧義則義宜爲其助、迺名之曰義助、後醍醐帝在笠置山、義貞欲擧兵、馳使者乞綸旨、未到行在陷、義貞歎、と云へる事の有るをも思ひ合すべし、）是に於て。諸國の武士に義兵を擧る者多く。北條に從ふ凶徒らを。處々にて誅するよし。主上隱岐國にて傳へ聞召して。六條少將忠顯朝臣ばかりを召具して。密に御所を御出ありて。辛うじて伯耆國に行幸し名和長年と云ふ武士を御憑み有りければ。畏りて船上山といふを皇居と爲て。一族二十四人。軍兵纔に百五十騎にて。警固し奉るに。翌日。かの隱岐國にて。主上を預り惱まし奉れる。隱岐判官清高三千餘騎にて推寄けるが。長年が武略にて。甚く賊兵を討破りければ。清高は六波羅へ逃上りぬ。斯て後醍醐天皇は。隱岐國より遷幸なりて。船上に御坐す由聞えければ。兒島高德を始め。山陰山陽四國九州の兵ども。我先にと馳參り。皇居を守護し奉りき。（是より先に、楠正成ぬしは、勅に應じて義兵を起し、河内國赤坂城に楯籠りて、逆徒の大軍を攻惱し、後に千劒破城にても、小勢を以て大軍を破り、其の辛苦を盡されつる趣、また菊池、土居、得能等の諸將が、朝廷に仕へて忠なりし事どもは、人の知る所なれば、今更に云はず、其の世の書どもに就きて見るべし、）斯有ければ。赤松則村入道圓心は。大塔宮の令旨を承りて。播磨國より都に攻上り。六條少將忠顯朝臣は。勅を奉りて。赤松等の諸將と共に。六波羅を攻ければ。相摸入道甚く驚き。重ねて名越高家。足利高氏の二

人に。大軍を添て指上せけるに。高家は只一戰に誅せられ。高氏は降參す。(讀史餘論に、高氏初に、累代の親昵を捨て、朝廷に仕へ、其の家を起し、程なく朝廷に叛きて天下を亂れり、朝廷其の微功に報せられし處、尤も厚きに過たれど、元より我が家の爲を計りて、朝廷の御爲に起せる軍ならねば、終には朝廷に叛き參らせむ事は、豫て思ひ設けし處なるべし、されど朝廷に背きて、大塔宮を殺し、其の後恒良、成良の兩親王を殺し參らせしなどは、是れみな直義が奸謀に出たりと見えたり、猶次々に云を見て知るべし。)爰に新田義貞。一族と共に大塔宮の令旨を賜り。上野國にて義兵の旗を揚られしに。忽ち大軍と成りて。鎌倉勢を討破り。纔に十五日の間に。鎌倉を攻落し。高時入道。一族郎從八百七十餘人と共に。東勝寺に入り。自害して一時に亡び失たりき。(此は元弘三年五月廿二日なり。)抑北條が代々。然ばかりの大逆ありながら。八世までも相續せしは。全く泰時が餘勳の。高時までに及べるにぞ有りける。其は前に論へるを合せ考ふべし。)かくて忠顯朝臣。赤松圓心。足利高氏等の官軍は。六波羅を攻落し。兩六波羅なる。北條仲時。北條時益等の賊徒。悉く誅に伏しければ。元弘三年五月廿三日に。天皇船上を御發あり。(此時正成は、千劍破の寄手を追討して、攝津國兵庫に御駕を迎へ奉りき。)同六月七日。京師に還幸坐まし。高時が立進らせたる。光嚴院の御位を廢し給ひ。是より天下は。公家一統の御政事となりて。大御心の儘なりければ。まづ勳功の諸將を賞せられしかど。皇御祖神たちより。御傳へ坐る古の道を。深くも顧考し給はず。大内裡を再興し給ひ。漢風を御尊崇ありて。文を重くし。武を輕くし。且天下の大事に寸功なく。二心をさへに懷けるに。雲上の文官たち。或は高氏が輩には。高位高祿を賜はり。身命を惜まず。大功ありし武官たち。圓心らをば。猶元の如く。卑め貶し給へる故に。諸國の武士に。朝家を恨むる者多く出來て。中にも足利高氏と云ふ逆臣出て。朝廷を甚く惱め奉れり。(彼の讀史餘論に、かゝる時の急務、刑賞の二つにしくはなし、小功の輩は云ふに及ばず、まづ賞せられし、大功の人々、其功の多少を

論せられし處、悉く其所を得ざりき、今試にその功を議せむに、護良王の功は申すに及ばず、但し是は正しき御父の爲なれば、然も有るべくや、功臣に於ては、正成を以て第一とすべし、其故は、始め笠置落て、天子西州に蒙塵ありし時に當りて、六十六州の内、たゞ此一人、其の節を改めずして、纔の小勢を以て、東國の大軍と戰ひ、年を經し間に、武家に背く輩も、彼これ出來しなり、此人かく王家の御爲に、勳勞なからましかば、新田、足利、赤松等の人々も、其志を立る事叶ふべからず、偖その次は、義貞の功最も大なり、是その巨魁を亡ぼせしが故なり、さて其の次は、赤松名和、いづれをか上とし、孰れをか下とすべき、赤松が功に非ずは、六波羅は破れじ、帝たとへ船上に坐しますとも、鎌倉いまだ亡びず、六波羅いまだ破れざらむには、行在最も危ふからむ、名和乘輿を迎へて、是を守り參らせざらむには、假令鎌倉亡びたりとも、誰が爲にか、其の功をも奏すべき、然はあれど、究鳥懷に入れば、獵者も是を憐むと云へり、まして況や、萬乘の天子の、御賴あらむには、凡そ人たらむ者、いかで身を以て守り參らせざるべき、其の功多なるに似たれど、其事は、またなし難しとも思はれず、天子既に海外に移され給ひて、武威殊の外に張りし日に、都の外遠からぬ境に、兵を起せし事は、其の功長年に及ばざるが如くなれども、其事は成し難しとや云べき、高氏の功は稱すべき處なきにや、東兵久しく正成が爲に苦らめれ赤松が兵新たに起り、天子船上に遷り給ひて、官兵都に赴き、事以の外に難儀たるよし聞え、且は高時がふるまひ、當に亡びぬべき時至る事を、まのあたり見及びければ、年頃の志、事成りぬべき時を待得つと思ひしかば、官兵に屬すべき由を申せしかど、六波羅の亡びし日とても、仕出したる程の戰功も有らざりき、然るに此の人を賞せらるゝに、第一の功を以てせられしは、心得ぬ事なり云々、また其の代に、大功と云はれし人人の功を議せられしだに、誤多しと見えたれば、況て、其の餘小功の輩の、忠否明らかならざりしこと、太平記等に記せるが如くなるべし、さらばなど、世亂れずして有るべき、)さて然ばかり勢ひ盛

りなりし。北條が暫しの間に、誅に伏せしこと、叡慮に出づるは。論なけれど。專ら大塔宮の。其の功を助成し給へるにぞ依れりける。(其は前に引たる、君美ぬしの論說の如く、始め此の宮の御計策にて、逆徒の危急を笠置山に避け給ひ、また新田、赤松始め、諸國の武士、多くは此の宮の令旨を承はりて、義兵を起しつるより、逆徒の衰へとなりしを思ふべし。)然れば逆徒伏誅の後は、此の宮を征夷大將軍に任れ。忠義の武士たち。悉く其の御武威に服從しけるを。高氏は元より。逆意あるに依り。その御威名を忌嫌ひ。主上の御心をとり奉り。種々に讒言し。宮の御隱謀ある趣に申なし參らせければ。竟に宮をば。高氏の弟直義に預け給ひしに。情なくも鎌倉に送り。土牢に入れて苦め奉り。後に其從者なる。淵邊義博と云へる賊を以て。弑し奉りき。最々憎き逆罪にぞ有りける。(保曆間記に、高氏昇殿官途は成りしかど、させる恩賞もなし、其の故は大塔宮さゝへ申させ給ひけり、高氏兵權を執らば、昔の賴朝に替るべからず、此の次に討罰せらるべしと申されけるを云

云、とあるは、いと〳〵心得ぬ事なり、其は君美ぬしの論にも、按ずるに、梅松論、保曆間記の說、みな武家の爲に、潤飾せし物なり、高氏越階して從三位に昇り、參議になされ、三國の守護を賜ふ、いかで、させる恩賞もなくといふべき、太平記に高氏宮を讒せし由を載たり、されば保曆間記の說建武元年といふより以下は則高氏が讒說の趣、しか有しと見ゆ、又此の宮はじめより、高氏を叛臣と御覽じて、征罰あるべしと、思し召されしこと、尤もその謂れ有る事と見えたり、難太平記の說に依れば、高氏武家の代を奪はむと思ひし事、年久し、只に高氏、直義兄弟、かく思ひしのみに非ず、家時、貞氏の代より、其の志は有りしかど、便なかりしかば、さてのみ過ぎ、高氏の宮方に參りしは、只その勢を假れるのみなり、朝家の御爲に義兵を擧られしには非ず、かくて天下の有狀、思はざる外に、公家一統の代となりしかば、いかにもして、故右大將家の如く、武家の代と成さばやと思はれし事を、宮はとく御覽じ付られしかば、速かに討給ふべしと、思し召されしかど、御免しな

かりしを、とかくためらひ給ふ間に、高氏やがて其の叔母して、准后に讒へ申せしを、畢竟に弑ひ給へり、と云はれたるは、最正しき論ひなりけり。）斯て建武二年の秋。高時が族なる。北條時行と云ふ者起りて。鎌倉に攻入ければ。直義は。成良親王を供奉して。三河國に奔りき。（是より前に、成良親王を、征夷大將軍に任れ、直義を守護として、鎌倉に置せ給ひしなり。）此時高氏は。都に在りて此の事を聞き。東國に向はむ事を乞ひ奏し。征夷將軍。諸國の摠追捕使に補せられむ事を望みけれど。勅許なかりけるに。（此は其の乞へるまに、勅許あらば、すぐに鎌倉に止りて、頼朝が事を行はむとの、心なりし事、いと明かなり、其は次に云ふを合せ考ふべし）恣に發向して。時行をば討破りしかど。鎌倉に居て自ら征夷將軍と稱し。先に新田の一族に賜ひし。東國の所領を。悉く闕所にして。己に功ある者にぞ充行ひける。其の上に猶己が逆罪を隱さむ爲に。奏狀を獻りて。義貞朝臣を讒し。則軍を起して。上洛すべしと聞えければ。主上甚く逆鱗坐まし。高氏が官爵を削り。義貞朝臣を大將として。高氏を征伐せしめ給ふ。爰に直義は。二十萬餘の大軍にて。三河國矢矧川まで出向ひ禦ぎけるに。官軍二度の戰に打勝て。賊軍鎌倉まで引退き。既に高氏兄弟をも。誅戮すべき勢ひなりしに。十二月十二日。箱根竹下の戰に大友左近將監貞載。鹽冶判官高貞等。俄に賊軍に成りて。官軍の背を射たりしかば。義貞朝臣遂に敗れて。力なく尾張國まで引退く。此の時朝廷を恨み奉る輩。赤松圓心を始め。諸國に起りければ。義貞を都に召歸して。守護せしめ給へり。斯て高氏は。諸國の逆徒を招集め。大擧して。都を攻むとす。時に叡山の僧。道場坊祐覺と云ふ者。山徒の義者千餘人を語らひ。近江國伊岐洲にて。高氏を拒ぎしが。力盡て討死し。（佛法の世に益なきは論なけれど、此の法師は、大義をも辨へて、朝廷の難に死したるは、さすがに大皇國の御民たる道理にも叶ひて、いと殊勝なる事にこそ、）賊勢いたく熾なりしかば。天皇は三種の神器を奉りて。叡山に臨幸し給ふ。（此の時高氏が皇宮を燒きしなど、暴惡の事どもは、太平記などに見えたるが如

し〕然るに鎮守府將軍顯家卿は。義良親王を供奉して。陸奧國より攻上り。權中納言實世卿は。忠房親王を奉じて。東山道より上洛し。義貞。正成。長年等の諸大將と。力を合せて。大く逆徒を攻破り。高氏兄弟は。筑紫に敗走しければ。天皇再び皇宮に還幸し給ふ。是延元元年二月二日なり。〔正成朝臣は、此機會に乘じて、逆臣を追討し、其根帶を絶べしと申されしに、其言竟に用ひられざりしは、いと〳〵口惜き事なりけり〕同三月菊池武敏。筑前國多々良濱にて。高氏と戰て打負ければ。關西の武士逆心して。高氏に屬する者多きにより。義貞朝臣に勅して。中國に發向せしめ給ふ。爰に高氏思慮しけるは。味方每度の戰に打負ること。全く朝敵たる故なり。何にもして。持明院殿の院宣を申し賜はり。天下を。君と君との御爭となして。戰はめと深く奸智を廻らし。熊野別當の子。藥師丸と云者を使として。其の事を光嚴院に乞ひ奉りけるに。やがて三寶院僧正賢俊と云へる法師を以て。院宣を下し賜りき。此は前に北條時宗が。持明院殿。大覺寺殿の御兩流。代る〳〵御世知し召すべしと。定め奉れるより。竟に御兩流の御中善からず。かく逆臣が乞るまに〳〵。院宣を下し賜へるは。最も悲しき事なりけり。〔そは初卷の末に論へるを合せ考ふべし〕かくて高氏は。院宣を賜り。勢ひを得て。大軍を率ゐ。海陸より都に攻上るよし聞えけるに。正成朝臣は。此度もまた叡山に行幸なりて。敵の勢を避け。其糧道を絶ちて。懈らむ時に。官軍力を合せて。挾み攻なむには。必勝なるべき由を。奏されしかど。御許容なく。速に發向して。逆徒を征伐すべしとぞ。仰下されける。〔太平記を按ずるに、此時正成、さては勝軍を全ふせむとの叡慮に非ず、討死せよとの勅定なるべし、義の爲に身を顧みざるは、忠臣勇士の所存也とて、是を最期の合戰と思はれければ、嫡子正行が、今年十一歳にて、供したりけるを招て、申されけるは、今度の合戰、天下の安否と思ふなれば、今生にて汝を見むこと、是を限りと思ふ也、正成既に討死すと聞かば、天下は必ず高氏の代となりぬと心得べし、然れども、一旦の身命を助らむが爲に、多年の忠烈を失ひて、降人に出る事あ

るべからず、一族若黨の、一人も死殘りて在らむほどは、金剛山の邊に引籠り、敵寄せ來らば、命を養由が矢先にかけ、義を紀信が忠に比すべし、是ぞ汝が第一の孝行ならむと申し含めて云々、と見えて、其の健く雄々しき、忠心の程を思ひやるにも、涙流れて記す事能はず、いかで人たらむもの、これを見て憤激の心を發せざるものは、非じとぞ思ふ。）正成朝臣は　其の獻策も用ひられず。今日を最期と思ひ定めつ。手勢纔に七百餘騎を率ゐて。湊川に發向し　直義が大軍と血戰して。數度逆徒の軍を驅破りつ。直義も既に討れつべき有狀なりしが。衆寡元より敵すべきに非ればつ。傍なる在家に入り。一族郞等七十餘人つ同く腹をぞ切られける。（太平記に、此のとき正成、舍弟正季に向ひて、そもそも最期の一念に依りて、善惡の生を引くと云へり、九界の間に、何か御邊の願ひなると問はれければ、正季うち笑て、七生までも只同じ人間に生れて、朝敵を滅さばやとこそ、存じ候へと申しければ、正成よに嬉しげなる氣色にて、我もかやうに思ふ也、いざさらば、同く生を替て、此の本懷を遂せむと契て、兄弟ともに刺違へて、同じ枕に伏にけり、抑々元弘以來、忝くも此の君に憑まれ進らせて、忠を致し功に誇る者、幾千萬ぞや、然れども此の亂また出來てのち、仁を知らぬ者は、朝恩を棄て、敵に屬し、勇なき者は、苟くも死を脫れむとして、刑戮に逢ひ、智なき者は、時の變を辨へずして、道に違ふ事のみ有りしに、智仁勇の三德を兼て、死を善道に守るは、古より今に至るまで、正成ほどの者は、いまだ無りつるに、兄弟ともに自害しけるこそ、聖主再び國を失ひて、逆臣横に威を振ふべき、其の前表の驗なれ、と見えたり、そもそも最期の一念に依りて、善惡の生を引てふ言は、幽深の旨あることにて、世の生學者などの、容易く悟り得べき事には非ず、其は靈の眞柱に論へるを見るべし。）かくて新田の一族を始め、官軍今を限りと奮戰しけるが、逆徒は元より大軍なれば、終にやぶれて、都をさして引退き。高氏は跡を追て攻め上りけるに。正成朝臣の言の如く。主上は三種の神器を奉りて。また叡山にご行幸ある。（此のとき花園院、光嚴院をも、叡山

へ成し奉らむとの事なりしに、兩院ともに、御不豫の由にて、御幸なく、却て高氏が乞へるまにまに、男山へご御幸なる、此は先きに高氏に院宣を賜ひし故なりけり。）參議忠顯卿。少將雅忠朝臣など。賊を防て討死せられけるが。義貞朝臣力めて賊兵を討破り。高師重などを討せられしかど。其の後の戰に。名和長年も討死し。忠義の武士は。大かた失て。新田の一族のみにぞ成りにける。然るに延元元年八月。高氏が計らひにて。光嚴院の御弟、豐仁親王を立て。京師に帝と稱し奉り。猶建武の年號を用ひらる。光明院と申すは是なり。（爰に至て、高氏が奸謀、やゝ成りて、天下に二柱の天皇御坐すが如し、世の大義を辨へ知らぬ者は、何れか實の天皇とも、思ひ惑ひ奉りつつ、竟に畏こくも、天津日嗣の神寶を御傳へ坐る、天皇を、吉野の荒山中に追ひ落し奉り、吉野の大宮は、有れども無きが如くに、窮まし奉れるは、最も甚く憎むべき逆罪にぞ有ける。）同十月。高氏僞て天皇に誓詞を獻りて罪を謝し。奏聞しけるは。此の事御許容ありて。京師に還幸し給はゞ。供奉の諸卿以下。悉く本官本領に復し。天下の成敗を。公家に任せ奉るべきよし。使者を以て欺き奉りしに。天皇は是を僞りとは知召さず。勅許ありて。既に還幸なるべきに定りけるに。（是また惜しとも惜き姦計にて、かく奏し奉らば、天皇必ず信じ給ひて、一と度は還幸なるべく、然らば新田氏等の忠臣は、孤立と成りて、亡び失ぬべし、然して己一人、天下の兵權を奪はむとの謀計なるべし、其は次に云ふを見て知るべし）新田の一族は。其の時坂本に在りて。賊を防ぎ居られければ。夢にも是を知らず。然るに堀口美濃守貞滿。いち速く此を聞出し。急ぎ參內して。ことの樣を窺ふに。只今行幸なるべき御有狀なれば。力めて諫奏しけれど。御許容なく。（太平記に、此の時貞滿鳳輦の轅に取つき、涙を流して申されけるは、還幸のこと、兒女の說、幽に耳に觸れ候つれども、義貞存知仕らぬ由を申し候ひつる間、傳說の誤りかと存して候へば事の儀式、はや誠にて候ひけり、そもそも義貞が不義、何事にて候へば、多年の粉骨忠功を思召捨られて、大逆無道の高氏に、叡慮を移

され候ひけるぞや・去ぬる元弘の始め、義貞不肖の身なりと雖も、忝なくも論旨を蒙て、關東の大敵を、數日の内に亡し・西海の宸襟を、三年の間に休め進らせ候ひし事、恐らくは、上古の忠臣にも類少く、近日の義卒も、皆功を讓る處にて候ひき、其の後高氏が反逆顯れしより以來・大軍を靡かして、其の帥を虜にし、萬死を出て、一生に逢ふこと、勝て計ふるに遑あらず、然れば義を重じ、命を隕す一族、百六十三人、節に臨んで尸をさらす郎從、八千餘人なり、然れども今洛中數箇度の戰に、朝敵勢ひ盛んにして、官軍頻に利を失ひ候事、全く戰ひの咎に非ず、只帝德の闕る所に候、仍て御方に參る勢の少き故にて候はずや、詮ずる處、當家累年の忠義を捨られて、京都へ還幸なるべきにて候はゞ・只々義貞を始めとして、當家の氏族五十餘人を御前に召し出され、首を刎て、伍子胥が罪に比し、胸を割て、比干が刑に處せられ候べしと・忿に面に涙を流し・理を碎て申しければ、君も御誤りを悔させ給へる御氣色になり、供奉の人々も、皆理に服し、義を感じて、首を低てぞ、座せられけると見えたり、）東宮恒良親王を義貞に附屬て。北國に落し奉り。同十日京師に還幸坐ましけるに、（果して逆臣の謀計に陷らせ給ひ。天皇を花山院に押籠進らせ。四門を閉て警固を置き。御供の公卿等は。皆解官停止せられ。武士をば。一人づゝ大名共に預けて。囚人の體にてぞ置たりける。斯て高氏は、三種の神器を。己が立進らせたる。光明院に。傳へ給はむ事を乞奏しければ。豫て造らせ置給へる。僞器を御渡しあり。（抑三種の神器の御事は、初めに云へる如く、天照大御神の、皇美麻命に授け賜ひしまに〳〵、御傳へ坐るが、崇神天皇の大御代に、新に御鏡劍を摸し造らせ給ひ、勾玉と共に、天津日嗣の御璽として、御代々の天皇、受け傳へ給ひしに、彼の壽永の亂に、安德帝西海にて崩御らせ給ひし時に、勾玉と御鏡は歸り坐つれど、崇神天皇の御世の御劍は、海に沈み坐ましき、然れば此の後は、晝の御座の御劍を以て、此に代へ給ひしを、順德天皇御受禪の時に、夢想ありて、伊勢より御劍を進りしによりて、此の御劍を寶劍に准せられ三種を合せて、

今に至るまで、天津日嗣の御璽として、御傳へ坐るは、尊しとも尊き御事也けり、)同十二月。三條景繁朝臣の密奏に依りて。天皇世の有狀を知召し。夜に紛れて。潛に花山院を立出坐し。三種の神器を奉りて。吉野山に行幸し給ふ。(太平記に、主上は重祚の御事相違候はじと、高氏卿樣々申されたりし、僞りの詞を御憑み有て、山門より還幸成りしかども、元來謀り進らせむ爲なりしかば、花山院の故宮に、押籠られさせ給ひ、宸襟を蕭颯たる寂寞の中に惱され、霜に響く遠寺の鐘に、御枕を攲ては、楓橋の夜の泊に御哀を添られ、梢に餘る北山の雪に、御簾を揭ては、梁園の昔の御遊に御淚を催さる、紫宸に星を列ねし百司の老臣も、滿天の雲に掩はれ、參り仕る人一人も無ければ、天下の事いかゞ成ぬらむと、尋ね聞召すべき便りもなし、そも〳〵朕が不德何事なれば、かほどに佛神にも放たれ奉りし、逆臣の爲に、犯さるらむと、舊業の程も淺ましく　此の世の中も、憑少く思召されければ、寛平の遠き跡をも尋ね、花山の近き例をも、追はばやと、思し召立せ給ひける處に、刑部大輔景繁、武家の許を得て、只一人伺候したりけるが、勾當内侍を以て、潛に奏聞申けるは、越前金が崎の合戰に、寄手每度打負候なる間、加賀國劍、白山の衆徒等御方に參り、富樫介が籠りて候、那多の城を攻落して、金崎の後詰を仕らむと企候なる、是を聞て還幸の時、供奉仕て、京都へ罷り上り候ひし、菊池肥後守武重、日吉加賀法眼以下、皆己が國々へ逃下り、義兵を舉て、國中を打從へて候なる間、天下の反覆遠からじと、謳歌の說、耳に滿ち候、急ぎ近日の間に、夜に紛れて、大和の方へ臨幸成り候て、吉野十津川の邊に、皇居を定められ、諸國へ綸旨を成し下され、義貞が忠心をも助けられ、皇統の聖化を、輝され候へがしと、委細に申入たりける、主上、事の樣を具に聞召され、扨は天下の武士、猶帝德を慕ふ者多かりけり、是天照大神の、景繁が心に入り易らせ給ひて、示さるゝ者なりと思し召されければ、云々、と有り、)斯て景繁供奉して。吉野山近くに至らせ給へば。吉野の大衆三百餘人。楠正行。和田次郎を始めとして。大和紀伊の武士ども。五百騎三百騎引

も切らず馳參り。吉野山に皇居を搆へて。守護し奉りき。然るに世に吉野宮を南朝と稱し。足利の立進らせたる君を。北朝と申して。何れを正しき大皇統と。思ひ惑へる徒も無きに非ず。此は論ひ申さむも。最々可畏き御事には有れど。天照大御神の詔のまに〳〵。天津日嗣の神寶を御傳へ坐る。吉野の大宮ぞ。正しく動き無き。大皇統には御坐すなる。然れども後に南北御和平ありて。北京の君。後小松天皇を。御養君に成し奉り給ひ。三種の神寶を御讓り坐しより後は。假令吉野の宮の御末は殘り坐とも。後小松帝ぞ。正しき大皇統には坐しける。(此は水戸殿の大日本史を始め、先哲の論定せられし事にて、予が憶斷の説に非ざること、遍く人の知れるが如し、猶かの讀史餘論に後醍醐帝、南山に遁れ給ひしかど、正しく萬乘の尊位を踐せ給ひし御事にて、三種の神器を御身に隨へさせ給ひしかば、時の關白左大臣經忠公を始め、忠を存じ義をも知れる朝臣、多くは南朝に赴き仕へられき、武家の輩も、又かくぞ有ける、されば足利氏の代となりても、猶從はざりし國々多かり

き、然れども終に運祚の開け給はざりしは、皆これ創業の御不徳に依りて、天の與し給はぬ成べし、されば心ある人々は、北朝に仕ふる事をは、恥かしき事に、思ひし也、然れは北朝は全く足利氏の自らの爲に、立置まゐらせし處にて、正しき皇統とも申し難ければ或は、僞主僞朝なども、其代に云ひしとぞ見えたる、そのかみ頼朝卿、天下の事を行はれしかど、猶王命の及ぶ處もありき、義時か代に、廢立の事を恣にしけるより、陪臣として國命を掌りしかど、さすが古への姿世に殘りしかば、後醍醐帝の兵起させ給ひし時に及びて、猶王命に應ずる者多かりき、其の後南山に遁れ給ひても、猶六十餘州の內、三分が一は、天下に王ましますを知りき、云々と云はれたるが如し、此はなほ南北御和平の處に云ふを見るべし、)儲また皇太子恒良親王。及び尊良親王。成良親王は。叡山を落給ひしより。新田の一族と共に。越前國に坐しけるが。延元二年の三月。逆徒の爲に。金崎の城陷りて。尊良親王は。新田義顯等と共に。御自害あり。皇太子と成良親王は。擒と成て。都に上り

給へるが。翌る年の四月。高氏が爲に。毒害せられ給ひけり。（高氏が暴逆なるは云ふまでも無けれど、此の事に至りては、胸せまり、髮逆だちて、畏しとも、悲しとも云はむすべなき心地ぞする、彼蒲生秀實が、東山の邊に在りし時、高氏が墓を、終夜鞭うちたりし由なるは、實にも尤なる、憤りにぞ有ける、）爰に鎭守府將軍顯家卿は。陸奥國の守護に在りながら。數度大軍を率ゐて上洛し。皇室の御爲に逆徒と戰ひ。屢勳功を立られしに。今年五月。和泉國境浦にて。高師直と戰て討死せられ。同き閏七月義貞朝臣も。越前黒丸の戰に討死せられければ。今は新田楠の一族と。筑紫に懷良親王を奉じて。菊池氏あるのみなり。然れども力足らずして。逆臣を誅する事能はず。（新田、楠、菊池、又は土居、得能の人々、始終義を金鐵に守りて、衰へ坐し朝廷を、助け奉られし功績は、いとも雄々しく、忠心の臣たちにぞ有りける、）斯て延元四年八月九日より。後醍醐天皇。吉野の行宮に坐々て。御不豫の御事ありけるが。次第に重らせ給ひ。同き十六日に遂に崩御らせ給ひけり。（此とき御遺勅の趣は、太平記に、只生々世々の、御妄念ともなるべきは、朝敵を悉く亡し給ひて、四海を泰平ならしめむと、思召さるゝのみなり、御早世の後は、第八の宮を、御位に卽奉り、賢士忠臣事を圖り、義貞義助が忠功を賞して、子孫不義の行ひなくば、股肱の臣として、天下を鎭むべし、是を思召す故に、御骨は縱ひ南山の苔に埋るとも、御靈は常に北闕の天を望み給ふべし、もし命を背き、義を輕むせば、君も繼體の君に非ず、臣も忠烈の臣に非じと、御遺勅ありて、左の御手に法華經を持たせ給ひ、右の御手には、御劒を按じて、八月十六日丑刻に、遂に崩御ならせ給ひけり、云云と見えて、最も雄々しき、御有様にぞ坐々ける、然れど左の御手に、佛經を持せ給へる事、佛法の盛なりし時とは云ひながら、いとも尊き現人神と御坐す大御身を、穢させ給へるは、畏しとも、忌忌しき、御事なりかし、されど、もしくは、此書作れる法師の、己が道を貴げにせむとて、態とかかる事を、書記したらむも、知るべからず、穴かしこしや、）御陵は。吉野山の麓。藏王堂の丑寅な

る。林の奥にあり。(今吉野村塔尾山如意輪寺内の後山と云所なり)斯て高氏これを聞て。甚く其御祟を恐れ惶み。且は其方ざまの人々の心を執らむため。佛事を營み。悲しげに祭文など作れるは。最々奸智の深き人にぞ有りける。(其は太平記の參考に、其願文を出して、論はれたる言に、按尊氏弑レ儲反レ君、忘レ恩擅レ逆、及二帝崩一、或建レ寺薦レ福、或作レ文飾レ非欲下以蔽二人耳目一、可レ惡之甚者也、所レ謂掩レ耳盜レ鈴彼雖二巧詐一孰能信レ之、今載レ之者、欲レ使三讀者知二尊氏狡奸之無一レ究耳、と見えたるが如し)同十月。御遺勅のまに〳〵。第八宮義良親王。吉野の行宮に坐して。天津日嗣知召しき。後村上天皇と稱し奉るは是なり。(此時皇居の守護には、楠正行、和田正朝あり、征東將軍宗良親王は、遠江に坐し、征西將軍懷良親王は、筑紫の菊池が許に坐し、鎭守府將軍源顯信、脇屋義助、新田義宗、義興の一族、土居、得能、三角、櫻山等の官軍、なほ國々に在て、朝廷の恢復を圖ると雖も、勢ひ微にして、逆徒は、ます〳〵强かりしかば、御即位の禮も行はれず、たゞ三種の神器を、御拜ありしのみなるは、最々悲しき御事なりけり)延元五年の春。改元ありて。興國元年となる。此年の三月。脇屋義助を。四國の大將として。下向せられ。官軍大に勢を得たりしが。五月に至りて。義助朝臣卒去せられ。官軍また衰へき。前の大納言源親房卿は。東國に在りて。逆徒を征伐し。同じ二年の夏。大塔宮の御子。興良親王を。京師より迎へられしが。同十一月。小田治久の謀叛に依て軍敗れ。同四年終に吉野に參り給ふ。)此卿の、朝廷に忠勤せられし事は、皆人の知る處なれば、今更に云はず、)同じ六年。義助朝臣の息。義治。兒島高德等。潛に北京に入りて。高氏を討むとせしが。事敗れて信濃に走りぬ。正平二年九月。高氏その黨。細川顯氏を將として河内國を侵し。同十一月。又賊將細川顯氏。山名時氏等。來りて攻犯しけるに。楠正行皇居を守護して。甚く逆徒を討破りければ。高氏大く驚きて。同三年正月。高師直を大將として。中國。四國。東山。東海。北餘國の大軍を發して。吉野に攻來る。正行を始め。其一族等は。是を最後と思ひ定め。賊の大軍と。四

條繩手に奮戰して。大く賊軍を討破りけれども。元より微勢なるが上に。竟に殘り少く討れければ。正行。弟正時。和田正朝。同賢秀を始め。悉く討死し。賊軍進て皇居を侵せる故に。天皇は賀名生に行幸し給ふ。(此のとき賊軍ら皇居を燒て歸りぬ)此の年の十月。北京の君。光明院。御位を光嚴院第一御子。興仁親王に傳へ給ふ。是を崇光院とぞ申しける。同き五年二月。足利直義。高師直と權を爭ひ。直義吉野に來て。降を乞奉りしに。勅許ありて。高氏を討しめ給ふ。(この時大納言實世卿は、誅すべきよし奏されけるに、左大臣師基公は、許して高氏を討しめむとの事なりしかば、竟に其の降を御許容ありし由なり、然れど前に大塔宮を弑し、また東宮と、成良親王を、毒害し奉れるも、大かた此の賊が奸計より出たる趣は、讀史餘論に言はれたるが如し、されば今遁るゝに道なくして、來降せれば、幸に誅戮して、大逆の罪をも、糺し給ふべきに、其の降を御許容ありしは、何に慨く憤ろしき事ならずや、されど此は悲しくも、朝廷の御衰へより、出たる御事にて、せめて賊手が借てなりとも、皇威を復し給はむとの御事にぞ有りける)然るに間なくまた賊と成りき。(此ころ高氏が兄弟叔姪、或は戰ひ或は和して、禽獸にも劣れる所爲のみなりき、此は其の世の書どもに委しければ、讀見て其亂行を知るべし)正平六年八月。高氏使を吉野に奉りて。其の君崇光院を廢して。天皇を京師に迎へ奉るべき由を奏しけれど。御許容なし。此は直義が、關東に在るを討むには、官軍の其の虚を襲はむ事を恐れて、暫の奸計に欺き奉らむと、爲し也けり)同十月。高氏また前の如く。使を獻りて。乞奏すに依り。伴て御許容ありしかば。高氏は關東に下り。其の子義詮して。崇光院。及儲君。直仁親王を廢し奉り。北京の年號觀應を止めて。正平の年號に改め。北京の百官たち。皆吉野に參らる。斯て主上は。高氏の僞謀を。とく知召されつゝ。同七年二月賀名生の皇居を出させ給ひて。男山に臨幸坐まし。俄に右近衞大將顯能。少將顯經。正行の弟左馬頭正儀。和田和泉守正忠等。詔を承りて。北京を攻破り。細川頼春を誅しければ。義詮驚き怖れて。近江に

走りき。斯りければ。北京の君。光嚴。光明。崇光の三院。及び直仁親王を。男山に迎へ給ひしが。後に吉野に移して。賀名生の別宮に置進らせ給ふ。（前に後醍醐天皇の假に作らせ給ひて、光明院に御傳へ有りし新器も、此の時に取返し參らせられ、其の眞器ならぬ事を、知らせ給はむ爲に、神璽の御筥をば棄られ、寶劍と內侍所とは、御近習の雲客に下されて、衞府の太刀、裝束の鏡にぞ成されける）然るに逆徒また大に起りて。男山を圍み攻ければ。五月に至り官軍悉盡て。權大納言隆資。中納言雅賢討死し。康長など防戰せし間に。主上は辛うじて。吉野に還幸坐ましき。同き八月足利義詮の計らひにて。光嚴院の御子。彌仁親王を立て君とす。是を後光嚴院と申す。然れど此は先帝の詔宣も無く。天津日嗣の神器も坐ざりければ。識者たちは。彼此と議し申されしかど。武家強て申し行ひける上に。二條關白良基公の說に。高氏を以て寶劍に替へ。良基神璽に替り奉り。踐祚あらむに。仔細あらじと申されければ。竟に御即位ありし由なり。然れども。此は謂ゆる。僞朝の御事とは申しながら。全く良基公の。足利に諂はれたる言にて。畏くも天照大御神の大詔に違ひ。且は皇統の御亂れをも釀し奉るべき。狂言にぞ有りける。（其は園大曆に、文和元年七月二日、一條前關白被送消息、踐祚事所存之趣、一紙註進被談、神妙之由申畢、其次予申詞同註獻之、加一見被返送之、其後令實夏卿清書之、加消息、遂遣仲房朝臣、若宮踐祚條々、何樣可有沙汰哉事、傳國禮以舊主宣命、普告天下之上、被渡神璽鏡劍、是爲奕代流例哉、但有別故之時、蓋以被渡神璽神鏡、不及宣命宣制歟、而壽永舊主不御帝都、神器等在西海、仍被經再往之沙汰候、太上天皇詔宣被施行乎、彌降元弘建武、同任彼先蹤有其沙汰乎、而今上皇御座外都、壽永以來儀、猶被遵行歟云々、と見えたるが如く、安德天皇西海に坐し時、後鳥羽天皇神璽なくして、御卽位ありしは、後白河天皇の、詔宣により給へる御事なりしかば。此時とは甚く異なり、思ひ惑ふべからず、猶良基公の事は、彼讀史餘論に、論ひ置れたれば、今更に云はず。）

斯て高氏は。關東にて。直義が降參せしを。毒殺して。事果たりしが。其の時義貞朝臣の息。義宗。義興。脇屋義治と。義兵を起し。高氏と武藏野に戰て。鎌倉をも攻破り。足利基氏を追落し。後に笛吹峠の戰に。官軍打負て。義宗は越後に赴き。義興義治は。河村城に籠り給。然るに和田楠の一族等。正平八年より。同十六年までの間に。三度北京を攻取り。逆徒と數度の戰ひ有りしが。官軍は小勢なれば。永く都を有つ事能はず。偖また正平十三年に高氏卒し。同廿二年に義詮卒して。其子義滿ますます逆威を振へり。爰に後村上天皇は。正平廿三年三月十一日に崩御坐まして。（御陵は。河内國錦部郡。觀心寺後山に在り。南山要記には。如意輪寺とあり。）第一皇子。寛成親王御即位あり。是を長慶天皇と申奉る。（長慶天皇御即位の事は。皇朝史略に。按新葉集、藏後龜山帝御製和歌、以歌意觀之、似後龜山帝以是歳即位、且本書序、以後醍醐、後村上、後龜山、爲三朝、不以長慶帝列世數、左可疑也、然無他書可證、今從三代記不輙改、と論はれたるに從ふべし、）

建德元年三月。北京の君。後光嚴院。御位を御子緒仁親王に讓り給ふ。是を後圓融院と申す。斯て文中二年。足利義滿。細川氏春して。賀名生の行宮を犯しければ。天皇賊を吉野に避給ひ。此の年八月。御讓位ありて。皇太弟。熙成親王御即位あり。後龜山天皇と稱すは是なり。（長慶天皇は。紀伊國伊都郡。玉川宮に移り坐して、太上天皇と稱し奉りけるが、崩御の年月、御陵も詳ならず。）弘和三年四月。北京の君。後圓融院。御位を第一御子。幹仁親王に傳へ給ふ。後に是を後小松天皇とぞ申ける。此の頃天下の亂逆極まりて。大義名分を知る者なく。朝廷は有れども無きが如くに衰へ給ひ。楠氏の一類ありて。纔に守護せるのみなりしに。天授六年。楠正儀朝臣卒去せられ。弘和二年和田正武朝臣卒して。皇威は益衰へ坐しき。然れども正儀朝臣の子正勝。微勢を以て屢賊軍と戰ひしが。元中五年八月。義滿紀伊國和歌浦を看る由にて。潛に皇居を覦ふ趣を聞き。正勝八百餘騎を率ゐて。其の空虚を襲ひしが利を失つ。（楠氏の一族たちの、代々忠義を盡されつる事は。人皆知る

所なれども、諸書を按るに、元中九年、正勝正元兄弟、千劒破城を守り居られけるに、義滿其の勢の微なるを伺ひ、使者をもて降參を勸めければ、正勝ぬし答へけらく、吾不肖なれども、祖父正成の遺訓を守りて、世々忠義を盡せり、いかで不義の富貴を貪るべき、と云ひければ、義滿怒て大軍を以て圍み攻め、其の糧道を絶ちける故に、正勝兄弟力盡て、城を捨て、十津川の邊に奔り、力の足らざるを、歎き居られしに、其年の五月、正元潛に北京に入りて、義滿を刺むとせしが、事露はれ、賊數百騎にて、取籠たりしを、正元奮戰して、多くの敵を殺し、力疲れて捕へらる、義滿また降參を勸めければ、正元涙を流し、吾ら不肖にして、皇室の衰ふるを扶け奉ること能はず、其罪死すとも餘りあり、然るに復讐の志をも遂ず、死して憾を身後に遺すべしと、答へければ、賊竟に是を殺せるよし見えて、其世々祖訓を守りて、忠義を盡されしは、最も哀れに、健く雄々しき、眞心の人等にぞ有りける世の士たらむ人々、能く是を想ふべき事にこそ、かくて元中九年十月、大内介義弘

と。義滿の弟、佐々木六角滿高の議らひにて。南北御和睦の事を、北京より請ひ奏されけり。然るは北京の君、後小松院に御讓位ありて。後龜山天皇の皇子を、後小松帝の太子に立進らせ、前に北條時宗が定め奉れる時の如く、持明院殿、大覺寺殿の御両流。代る〳〵御世知召さるべしとの御事なりければ。御許容ありて。十月十八日。後龜山天皇。賀名生の行宮を出發せ給ひて、閏十月二日、京師に還幸坐まし、同五日御讓位の御事ありて、三種の神器を、後小松天皇に傳へ奉り給ひ、後龜山天皇には、太上天皇の尊號を進らせて。嵯峨の大覺寺殿に御坐しけり、かの青天白日と云ふ書に、神寶御歸座記を引きて、元中九年閏十月、主上御入洛、是は去る頃より御和睦の事、大内義弘、佐々木滿高に議して、室町へも達し、叡慮をも繕ひけるとぞ、其御粧ひ、行幸の例に任せて、御供仕るべき由聞えし程に、今かゝる體、然るべからずとて、禁中より勅使を遣はさる、室町よりも、細川畠山山名以下、嵯峨に向ひて、此の由を奏しければ、主上御出さるゝは、傳國の璽として、三種

の神器を、授け進らせ、幹仁親王を、御養君になし奉り、一統の化を、しき坐すべき故にこそ、遙遙と此の處まで行幸なりし、今叡慮の外なる御使こそ、驚き思召しけれとて、武家へも、しか〴〵のよし、仰せ下されける程に、重ねて逆亂に及び、嵯峨京都の間、急を告る人馬、行かふさま、更にめざまし、滿高やがて、室町の舘に參りて申けるは、南方の仰、御利運至極せり、神器渡御なきほどは、南方當今にて坐ます御事、わくかたなき上は、急ぎ和を講ぜさせ給ふべきこそ、太平の御基なるべしと、諫め申ければ、室町殿、げにもと諾し給ひて、然らば汝參りて、ともかくも、拵へ奉れと、仰けるほどに、滿高嵯峨に參りて、室町殿の旨を奏し、行幸の御粧、叡慮のまゝに、諸家供奉し奉るべき由啓しければ、主上斜ならず叡感わりて、事靜まりにけり、去ほどに同五日に、三種の神器を、禁裡へ渡し奉らる、南方の公卿六人、御幸櫃の前後に供奉し奉り、都より御迎の公卿、二十一人、並に守護の武士には、備中守滿高參りて、迎へ奉り、京中の貴賤、街に拜み奉りける、

實に五十餘年の春秋を、南山の雲にへだて坐ましけるに、今年正しく歸り入らせ給ひける、嵯峨へは、やがて太上天皇の尊號を、授け奉らせ給ひき、十一月四日、太上天皇禁裡へ御幸坐ましければ、さま〴〵の御遊ありて、武家より、御料を渡し奉り、南方伺公の公卿も、顯官元の如くなるべきよし、宣下ありければ、上下一時に眉目を開き、都鄙萬歲の賀儀を述て、一統の御代に歸らせ給ふを、悅び奉りけり、されば、光嚴院より此のかた、五主渡らせ坐ましけるも、潤統の君とや、申奉るべきとぞ聞えし、可彥謹で思へらく、太上後龜山天皇、恢復の謀つきて、北狩し給へども、强暴に屈し給はず、父となり子となして、神器を傳へ給ふこと、名正しく分明らかなり、武臣滿高、身權勢に據れども、威武に恃らず、義を明し、主を諫め、事を定め、二君を安むじて、天下の太平を成せり、嗚呼時なる哉、臣なる哉と云へるは、實にも尤なる說なりかし、然れば後醍醐天皇の延元元年八月。足利高氏が計らひにて、光明院を立てゝ北京に帝と稱せるより。五十七年にして。御一統あり。常石に

堅石に。皇統の御榮え坐せるは。天照大御神の大御心なるべく。最も尊き御事にぞ有りける。されど此は大凡滿高が功とも云ふべく。少か足利の逆罪を。贖ふにも足るへくや。然るに義滿將軍の暴戾僭上は。忌々しとも。畏こしとも。最々亂りなる事どもにて。朝恩の深さをも思はず。西戎國の脅に媚て。彼が云ふに任せ。自ら日本國王と稱し。重き逆罪を犯して。皇國に萬世の臭名をしも貽されたり。(そは師の馭戎慨言に、此の將軍、皇朝へ忠ならぬほどは、更にも云はず、專ら皇國を西戎國の奴になして、末の代まで、甚じき恥を殘し給へるは、天地分れてのち、來しかた往さき、比ひなき事なり、かゝる甚じき非事して、恥かしとも思はざりけむは、愚なりとも拙しとも、云はむ方ぞ無りける云々、近き世東照神御祖命より以來、御世御世の大將軍へ、朝鮮國王が奉る書にも、日本國王と申奉る事をば、此の方より止めさせ給ひ、又其國王に賜ふ御書にも、然は書せ給はぬ御事よ、天皇を憚り奉り給ふ、御義理の有がたきのみならず、御國の尊さを隆し給はぬ御計らひ、めでたしともめでたし、然るを太宰純などが、今の世大將軍と申すは、名正しからず、當らぬ事と申せるは、甚じき私言なり、征夷大將軍と申すは、正しく皇朝より任し給へる御職にて、天の下しもが下までも、明らかに仰ぎ奉る御號なる物を、當らぬ事とは最も畏く、中々に名を亂る事、これより甚じきは有らじとぞ思ふ、すべて儒者は、たゞ西戎の例をのみ思ひて、大御國の大義をば思はぬ故に、かゝる僻言は有るなり、云々、と論はれたるが如し、猶委しくは、本書に就て見るべし。)猶また此の人。薨後に。太上天皇の尊號を宣下ありしに。其の子義持將軍。甚く恐れ畏みて。辭し奉れる由なり。(かの青天白日と云ふ書に、此の事を記して、應永十五年五月五日の事にて、公深ゝ懇望して、諷奏ありしかば、やむ事を得ず、朝廷も宣下ありし由、或る家の記に見え、畠山基國、細川頼元、諫て辭せしむる事、瀧川吹毛居士が記に見えたり、云々とあり、その懇望せし由の、實にさも有りけむと思はるゝは、此の人太政大臣に任せられむ事を懇願せし時、清盛の外は、武家相國に任ずるの

例なければ、いかゞと朝議ありしに、義滿怒りて自ら國王と成りて、細川畠山等を、攝家淸花に准せむと云ひしかば、朝廷甚く恐れ給ひて、御許容ありし由見え、また淳和奬學兩院別當源氏長者は、世々久我家の職なりしに、義滿將軍より後は、武家此の職に任ぜらる、然れば尊號を懇望せし由なるは、實にしかありしなるべくぞ思ゆる、）然れば義滿將軍の惡逆は。高氏にも過て。憎むにも餘りある事なりけり。（これらの事ども。委く言はま欲けれど、煩はしきが故に省きつ、）斯て南北御和睦。御一統の御事ありて後も。吉野の朝廷に世々仕へ奉りし人等は。猶忠義の志を守りて。其の御方の皇子たちを止め奉り。吉野の邊に潛に仕へ奉りて。暫く世の形勢を伺ひ居たりけるに。（凡て南朝の御事に就きては、己年ごろ見聞に及べる事ども、思ひよれる事ども、書とめ置たる物多かり、此の前後に云へるは、則その大略なり、又南北御一統の後も、吉野の邊に事ありし趣は、近ごろ伴信友、諸書を參考して、委く記せる物あり、故これをも取合せて、なほ次々にも記すを見るべし、足利氏は。ますく恣に逆威を振ひて。後龜山太上天皇の皇子に。御讓位の御事をも計らひ奉らず。吉野の御方の武士等をも。仇敵の如くにせしかば。益深く憤り居つる時しも。義滿の子。義持將軍の計らひにて。應永十九年八月廿九日。御契約に違ひて。後小松天皇の皇子。躬仁親王に御讓位あり。是を稱光天皇と申す。然るに同三十一年四月十二日に後龜山太上天皇崩御坐まし。（御陵は、嵯峨の福田寺にあり、）正長元年七月廿日。稱光天皇崩御坐まして。皇子も坐ざりければ。今は後龜山天皇第二の皇子。小倉宮か。又は其御子などこそ。御位を繼せ給ふべきに。又しも義持將軍の計らひにて。伏見宮貞成親王。（此は榮仁親王の御子なり、）第一の御子。彥仁王御即位あり。後花園天皇と稱すは是なり。（伏見宮の御家傳に、榮仁親王は、後醍醐天皇の御末子にて、後村上天皇の末に、楠正儀敗軍の時、御和睦の事、南朝より仰入られ、其證として、此の皇子を送らせ給ひし由なり、實に然らば、今の天皇命は、後醍醐天皇の、御血統にぞ坐々ける、）斯有ければ。小倉宮深く憤り思召し。御子尊義王

と共に。伊勢國司。北畠滿雅朝臣と謀りて。軍を起し給ひしかど。滿雅朝臣討死せられしかば。力なく御和睦ありて。御父子再び嵯峨に歸らせ給ひ、（此とき小倉宮は、御飾をおろして、萬壽寺に入り給ひ、後長慶院とぞ申ける、）其の御方の武士等は。望を失ひ。ますく憤り深くぞ成りにける。（此の頃其の方ざまの人々、深く憤りを含みつる中にも、楠氏の一族は、殊に祖訓を守られし事と見えて、永享元年の後崇光院御記、九月十八日の條に、楠五郎左衛門尉光正、召捕られて首を刎らる云云、此は義敎將軍の、春日參詣を伺ひて、討たむとせしに、露顯て捕へられし由なり、）嘉吉三年。楠次郎某。大和の越智某等を始め。吉野十津川。河內紀伊國の者どもを誘らひ。小倉宮第二の御子。尊義王を太上天皇と尊稱し。其御子尊秀王を南方宮と稱し。舊の南朝の皇統に復し奉らむとし。日野一位入道有光卿も。京に在て潛に示し合せ給ひ。軍兵三百人ばかり。九月廿三日の夜に。內裡に襲寄せ。西門より打入りて火を放ち。思ふ儘に振舞けるが。其の兵の中より。長刀を打振りて。主上に近附奉る者ありけるに。忽に眼闇みて倒れける所へ。親長季實と云ふ者。御前に立塞り。太刀を拔て敵を切り拂ひ防ぎける間に。主上は御冠を脫せ給ひ。女房の姿にて御徒より。忍びて逃れ出させ給ひけり。然るに此の時主上は御心疾く。御自ら寶劍を錦の袋より取出し。鞘卷繪の御太刀の。布の袋に入替て。持せ給ひ錦の袋には。鞘卷繪の御太刀を入れて。態と殘し置せ給ひ。典侍は。神璽と殘し置給へる。御太刀とを取り持て。遁れ出るを寄手見つけて。共に奪ひ取り。又內侍所をも奪ひとり奉り。清涼殿に火を放ちてぞ退きける。此の時內裏警固の武士ども。追々に馳參りて。退く敵を追討に。五十三人討取り。內侍所は取り返し奉りぬ。寄手は比叡山に登り。中堂に居て。僧徒を誘らひけれども。僧徒ら更に從はず。却て京方の軍兵と共に攻ければ。同廿五日。中堂を攻落されて。日野有光卿。楠越智等を始め。或は討れ。又は自害して。尊義王も失はれ給ひけり。然れども殘黨ら。尊秀王を守護し。神璽を奉りて。大和を指て落行ぬ。さて鞘卷繪の御太刀をば。眞なら

ぬ事をや知りたりけむ。清水寺の堂中に。書付を添てぞ。殘しける。斯て南方の者ども。大和國へ引退き。吉野邊の者どもと謀りて。尊秀王に神璽を奉り。私に天子と稱して。吉野の山奥なる。大河內と云ふ處に。御在所を搆へて。仕へ奉り。また尊義王第二の御子。忠義王と申を。河野谷と云ふ山中を御在所として。(大河內より河野谷へは、山中八里ばかり、隔たりたる處なりとぞ、)河野宮と稱して守護し奉り。また私に年號を立て。天靖元年とぞ稱しける。(まだ後村上天皇第六皇子、說成親王の御子に、前圓滿院門主、大僧正圓悟法王と申すが、文安元年還俗して、義有王と名のり給ひ、尊秀王を助けて、大和河內和泉の浪人等を集めて、吉野の山奥に接きたる、紀伊國牟婁郡北山と云ふ處に坐ましけるが、御旗を擧て、同國八幡城に籠り給ふ、武家此のよしを聞て、大く驚き、管領畠山持國入道、紀伊の國人らに、八幡城を攻させけるに、城强くして寄手利を失ひ、重ねて細川出羽守を加へて、勵しく攻めければ、兵ども防ぐに堪ず、其の城を棄て、同國湯淺城にぞ籠り給ひける、同三年九月、また其の城を攻けれども、城方强く、同四年寄手重ねて兵を集め、力を盡して攻めければ、十二月廿二日、城竟に陷て、楠が弟の二郎を始め、數多の兵討死し、義有王も失はれたまひき、)爰に赤松滿祐の一族家人等の殘黨相議り。何にもして。南方の宮を討參らせ。神璽を取り返して。嘉吉の罪を贖ひ。再赤松の家を興さばやと云ひ合せて。中にも中村彈正忠貞友。石見太郎左衞門尉と云ふ者。專ら此の事を議らひ。密に三條內大臣實量公に就て。愁訴申ければ。勅許ありし上に。綸旨を下され。武家よりも。內書と云ふ物を添て賜ひければ。康正二年十二月廿日。赤松が一族家人等。吉野に參り。僞て兩宮へ奉公を請奉るよし申けるに。始めは御許容なかりけるが。さま〴〵に欺き拵へ。やゝ御許容ありければ。時を待伺ひて。長祿元年十二月。山中雪深く。宮の御怠りを伺ひ。同二日の夜。一手は大河內の御在所へ參り。密に御殿に忍入りて。丹生屋帶刀左衞門尉。同弟四郎左衞門尉と云者。尊秀王を害し奉り。中村彈正忠と云ふ者。御頭を賜はり。神璽を取り奉りて。

引退く處を。此の宮の伺候人を始め。吉野十八鄕の者ども起り立ち。伯母谷と云ふ處に追詰て。丹生屋兄弟。中村彈正忠。同太郎四郎等を討殺す。此時宮の伺候人。井口太郎左衛門と云者。心速く計らひて。神璽を取返し奉り。尊秀王の御頭をも取返しぬ。偖また河野谷へ向ひたる一手も。同く忍入りて間島彥太郞と云ふ者。忠義王を捕へ奉り。上月左近將監と云ふ者。御頭を賜りて。引退く處を。宮方の者ども出合て。寄手八人討取りぬ。宮方には。伺候人宇野大和守を始め。四人討死せり。（今吉野の山中高原村、高峰山福源寺に、古碑二つありて、一ッには一宮自天親王、一ッには二宮忠義大禪定門、と誌したるが在りとぞ、兩宮の御墓にぞあるべき、と見えたり。）其後南方宮方の者ども。猶も思ひ弱る事なく。楠正理ら。尊義王第三の御子。尊雅王を取立。神璽を上りて。潛に大和の十津川に坐しけるが。明る長祿二年の六月。吉野の山奥に。御在所を搆へて遷し參らせけり。爰に赤松が黨に。小寺藤兵衛入道性說と云ふ者。大和の國內に在りけるが。國人越智某。小河中務少輔などゝ云ふ者と議りて。間島衣笠等と共に。其の宮の御在所を襲ひければ。宮は遁れて十津川に遷り給ふ。小寺追續きて。勵しく攻けるに。八月廿七日の夜。竟に其の處を打破られ。尊雅王痛手を負ひて。吉野の北山なる。高野上の高福寺に。遁れ坐しけるが。御創の惱重りて。遂に其處にて薨じ給ひき。（この宮に諡を奉りて、高福院と申けりとぞ、）さて神璽は。御事なく坐しけるを。此時小寺性說等が手に守返し奉り。都に參上りて。此の由を申ければ。奏聞ありて。天皇叡感限り坐まさず。即日に神璽は內裡に御歸座ましくけり。此は後花園天皇の大御世。（足利義政將軍執政の時、）の事にぞ有りける。（其の後もなほ、其芽しもや有りけむ、寬正元年三月に、楠氏の一族、吉野に在る者を捕へて、悉く殺せる由なり、此も義政將軍の時なりき、信友が說に、そのかみ南朝の皇威は、漸々に衰へさせ給ひつゝも、猶三代かけて、正しき天津日嗣知し召し、都近き吉野の山の行宮に、御坐して、ともすれば、御軍人を出しなどして、都邊を伺はせ給ひけるを、北朝方に取りては、大なる世の煩ひ

なりければ、武家より數多の軍人を指向けて、捕り奉らむ事は、難かるまじく思ふべき勢ひなりけるに、さしも得せで、竟に御和睦御讓位と申す御事に、御中とり仕へ奉れるは、然すがに、甚く大義に背きてある事の、そら恐ろしくて、憚り奉れる意も有りつらめど、專とは神器に御あやまち有らむ事を、深く畏み奉れるが故にこそは有りしなるべけれ、斯てその御讓位の後、こゝに記せる如く、南方の宮方、軍を起し內裡に亂れ入りて、畏くも天皇を驚かし奉り、はた神璽を犯し奪り奉れるは、實に上へもなき御大事なるが上へに、其の罪惡いと重ければ、速に官軍を差向けて、神璽を守り返し奉り宮々をも捕り參らせ、其の方ざまの武士どもをば、悉く誅亡すべき事なりかし、殊に彼の宮方は、いと微なる御勢ひなりければ、容易かるべき事なるを、十年に多く餘るまで、さて有りしも、ひたすら神璽に御あやまち有らむ事を畏れて、かにかくに時を待伺ひて、有り經しものなりけり、然は云へど、甚く危き御事なりけるを、亂世の極みの、狂れ足利が輩の心にも、神寶をば神寶とし

て、しかすがに其の尊き御事を、忘れ果ざりつるは、最も畏くいとも尊き、皇國がらになむ有りける、備しも己が君をが弑せる赤松の輩が、其の罪あかなはむとて、命にかけ辛苦て、功しく守返して奉りたる事はしも、凶事吉事ゆきかよふ、幽理の行はれたるものにして、云ひもてゆけば、挂卷も畏き天照坐皇大御神の、大御護の著明く、返すゞも尊き御事にこそ有りけれ、諸今この書に記せる、嘉吉三年より此のかたの御禍事は、南方の宮方の、御子の繼々、また其の方ざまの武士等の、子孫の末までも、猶そのかみの御事どもの、憤ろしくて、數の年へし後の世までも、猶思ひ弱る事なく、志を致し、命を棄て、功しく、さばかり振舞たりつるは、既に御和睦御讓位の後にしては、甚く大義に背きたる所爲なる事は、論までも有らぬ事ながら、其の眞心に志せる趣の深かりつるは、いと哀れなる事にこそは有りしかと、云へるは、實にも尤なる論ひにぞありける、）抑北條時宗が奸謀にて。皇統二流に分れ坐しより。高氏また姦智を振ひて。北京の君を立參らせ。吉野宮をば。天子と

も御坐さぬ體に爲なし奉り。兩君の御爭の如く爲成し。北京の君をさし挾みて天下に令し。遂に其子孫に。吉野宮の御系を絶しめ奉れるは。來しかた。往さき。比ひなき逆罪なりけり。(されば師の歌に、「畏しや皇御軍に射向ひて、惱め奉りし狂れ足利、」また「大君の御命恐れぬ頑たぶれ、醜の泰時しこの高氏」又「いかなるや神のあらびぞ眞木のたつ、荒山中に君が御代經し、」など詠れたりき、借また新井君美ぬしの論に、按ずるに、義滿初め南北を和せし日に、盟約せられし處は、持明院殿、大覺寺殿、兩流むかしの如く、互に御位を知らせらるべしとの事にて、三種の神器を、北朝に渡され、南帝の太子、寛成親王を、東宮に立らる、此の後十七年を經て、義滿薨ず、竟に盟約の如くに、南帝の太子を、翼戴し奉らず、又四年にして、後小松讓位の日、義持前盟に背きて、稱光院を立參らせしかば、南軍憤りを含みて、諸國に兵をおこ、此のとき義持南軍と相和するに、此の次の御位には、南帝の太子を、立參らすべしと、約せしかば、兵解ぬ、其の後十六年にて、稱光院崩じ給ひ、御位を繼るべき皇子もなく、後小松の上皇にも、又御子なし、此の時に於ては、義敎よろしく、南帝の太子を、立申すべき事に非ずや、然らば義滿義持の盟約にも違はず、南朝舊臣の憤りも散じ、且は建武以來、八十餘年の間、戰死せし南朝義士の、忠魂冤魄をも慰しつべし、豈忠厚の至りに非ざらむや、然るに腹わしく、南帝の統を、絶棄參らせし事こそ、うたてけれ、云々と論ひ、また義滿義持義敎等の、南帝を欺き參らせし事は、三種の神器を、奪ふべきが爲なれば、穿窬の盜の如し、とも云べきにや、と云はれたるは、顯幽にわたりて、いと正しき說なりかし〕然れど元中九年。南北御一統の後。御契約の如く。御兩流代るゞ。天津日嗣しろし召し給はゞ。吉野の御方には。御遺憾なきが如くなれど。又しも終には。皇統の御爭ひも無しとは申奉り難し。然るに恐くも。吉野宮の皇統は。絶果まして。かく御一統に成り坐し御事を。つらく思ひ奉るに。是ぞ禍神の荒びにて。北條が時より。御亂れの出來たりしを。天照大御神。直日神の御靈幸ひて。堅石常石に。動きなき

皇統になし定め奉り給へる御事なるべく。最も尊き神量になむ有ける。(此は初めに論へるを合せ考ふべし。)さて足利氏の世を司たりし。十三代二百三十餘年の間は。天下一日も平穏なる事なく。(其は讀史餘論に、高氏直義不快にして、終に直義は毒殺せられ、義詮は其庶兄直冬、其同母の弟基氏と不快にて、直冬また父と弟とに向ひ合戰す、義持義嗣を殺し、義教、義昭を殺し、持氏父子をも殺して、我身また逆臣の爲に弑せらる、義政義視兄弟不快にて、義植義澄從兄弟にて世を爭ひ、義晴義榮再從兄弟にて又爭ふ、是みな人倫の理なきに似たり、云々と云はれ、猶その陪臣たる者の、世を亂りたりし趣をも、いと具に論はれたり。)其末世の頃に成りては。天下亂れに亂れて。朝廷の御衰微は。實に數へ出るも心痛み涙るゝ事どもにて。內裡は損はるれど諸國の貢物もはかゞしからねば。修理ひ給ふ事能はず畏くも本願寺より。即位の料を獻り。內裡をも修理し奉れる時も有しと云ひ傳ふるは。甚も悲く。忌はしき事にぞ有ける。玉鉾百首に。「天の下常夜ゆくなす足利の。末の亂れの亂れ世ゆゝし」。と詠れしは。此時の事なり。抑かゝる亂れどもは。大皇國の御國體を忘れて。漢風の驕奢と。餘りに佛法を執はやし給ひて。神事を麁略になされ。神祇を汚し奉る事の。多かりし故なり。是を以て。佛法の始めて渡れる時に。物部中臣の臣等の其を拒みて。我朝は。恒に天神地祇百八十神の祭を爲し給ふ事なるに。改て蕃神を拜せば。恐く國神の怒りを致さむとぞ奏されける。何によく神祇の情狀を曉り得られし。物識たちに非ずや。(大かた中世より、儒者、故實者、歌作などの、少(さ)けき事ども、知りたる輩をも、物知と云ひ來つれど、實には然る倫は、事識にこそ有れ、物識には非ず、古意をもて云ふときは、神祇の情態に思ひを潭めて、其神髓なる道を知れる人を、物識とは云へり、委くは古史傳に、說たるを見て知るべし。)果して其諫め奏されし語どもの如く。彼穢き事を惡ひ給ふ。八十枉津日神(やそまがつひのかみ)なも。御怒ありて。荒び坐すに。所得たる妖神ども。枉事しつゝ。然る禍事どもの出來しなり。然れば光仁天皇寶龜七年四月乙巳の大御詔(おほみこと)に。祭二祀神祇一國之大典

若不誠敬何以致福。如聞諸社不修人畜損穢。春秋之祀亦多怠慢。因茲嘉祥弗降。災異荐臻。言念於斯情深慙惕。宜仰諸國莫令更然。云云。また陽成天皇の。云々。光孝天皇に。大御位に讓り坐る時の宣命に。云々。食國乃政乎。末遠聞食乎御病時々發止有天。萬機滯止久成奴。天神地祇之祭毛怠止有加止危畏利念天保支天皇位讓遜給天別宮爾還御坐止宣云々と見えて。最も尊く有がたき大御詔にぞ有ける。（世の庸人ら、神とし云へば、他し物の如く、麁略に思ひなし奉れる者の多きは、いと〳〵不審しき事の極みなりけり、謂ゆる源平藤橘の四姓を始め、親より親を、逆上り算ふれば、神は則祖にて、餘に祖とすべき物は有ることとなし、然るに緣もなき、外國の卑き佛ちふ物を、齋き拜みて、神をば祖とも思ひ奉らず、死しては其道の妖魅となりて、長く祖神の御罰を蒙るべき事をも知らずて、惜ら年月を過せるは、最哀れなる事に非ずや、此は此の書の開卷にも云へるを、合せ考ふべし、）然るに足利の末の世。その時の朝廷は。正親町天皇の御世に當りて。織田信長公。豐臣秀吉公。ともに尾張國より勃興して。まづ朝廷を尊崇し奉り。その御衰微を立直し。世の亂れを治め。叡山根來の惡僧徒を鏖にして。其の兵器も燒亡び。爾後の凶逆を止められしは。最も大じき功績なりけり。（讀史餘論に、白河院の御詔に、朕が心に叶はぬは、双六の賽と、山法師、と仰られしとぞ、山僧のみに非ず、三井寺興福寺の僧徒らも、動もすれば、兵革を動かして、朝威を蔑如にし、應仁の亂の後は、山僧は云ふに及ばず、法華一向の徒、高野根來の僧も、兵威を振へるを、信長の代に、叡山の兵器を燒き、根來寺を燒亡ぼし、數百年の禍を除かれしは、其の功尤大なりと云べし、たゞ一向の一宗、今に其の禍根たえず、後世また國の憂をなさむ者、此の一つのみ殘れりと記され、師の玉鉾百首にも、「倭文機を織田の命は朝廷邊を、拂ひ靜めて功しき大臣、」また「服はぬ國らことごと服へて、朝廷清めし豐國の神」、とも詠れたり、）抑信長公の。朝廷を尊崇し。世の衰廢を興復せられしは。專ら正親町天皇の。大詔にぞ依れりける。（其は此

の天皇の永祿五年十月、熱田宮に奉幣し給ふに託して、密に信長公に詔して、世の亂逆を謐めよとて、御衣と奇香とを、賜ひしかば、信長公謹で勅を奉じ給へる由、國史略に見えたり、其は、畏けれど、熱田大神の神體と坐す、天叢雲御劒の、御靈幸ひにて、信長公に、世の亂れを、攘ひ鎭めさせ給へる御事なるべく、最も尊く忝き御事とぞ思ひ奉らるゝかし」さて此の時は。前に論へる如く。天下逆亂の極みなりしかば。皇居も荒果て。有か無かの御有狀なりしに。(西戎人も云へる如く、尺土も天皇の御有に非ざるはなく、一民も、天皇の御民に非ざるはなし、然るに當時、諸國の大名たち、少かも君臣の道を辨へず、一人も天下を治めて、宸襟を安むじ奉るべき事を思はず、恣に暴威を振ひて、天皇の御土地を掠め取り、我物貌に君ごろひ居るは、叛逆に等き事なるに、そを上なき大罪としも思はざるは、いかにぞや、抑々兵は逆亂を治むる道具なるに、其の事を思はず、私の戰爭を爲て、暴惡を逞しくするは、叛逆に非ずして何ぞ、中にも上杉謙信、武田信玄ら、頭を圓めたるは、殊勝げに見ゆれども、殺伐を專にせるは、何事ぞ、不法の甚だしき者に非ずや、謙信は、少か見る所なきに非ずといへども、擬僧ら、何の仕出したる事か有る、然るを世の、兵學家と稱する者ども、其を祖師の如く尊奉するも多かるは、傍痛き事にこそ、但し中古以來、擬僧らの惡行は、大抵推並ての事には有れど、此の二人は信ずる愚人らの多きが故に云なり、我が黨の小子、兵學の眞旨を知らむと思はゞ、予が武學本論の出るを待て見るべし」信長公まづ大に皇宮を造營し給ひ。亂れ世の中ながら。金子を都民に貸て。其の息を經費に供へられ。廷臣等も窮迫して。粥を食し給ひし程なりしに。此公其の采田を撿して。人に賣る者は。價を償て其舊に復し。また二條の城趾を購ひしにも。自らは住せられず。其の處に宮室を營みて。皇太子に獻られ。また義昭を諫められし十七條の第一に、御參内の儀、光源院殿等無沙汰につき、果して御冥加なき次第に候、是に依りて當御代、年々懈怠なきやうにと、御入洛の刻より申上候處に、はや思召忘られ、近年御退轉、物體なく存候

事、と載されたり」猶また伊勢の両宮は。天武天皇より此のかた。廿年に一度づゝ。造進せらるゝ御事なるに。兵亂の爲に。皇室と共に。數百年衰廢せしを。信長公奏請て。男山の八幡宮と共に造營せられ。また武田勝頼を滅して。歸陣せらるゝ時に。熱田宮に賽して。其の宮を修造せられ。天正六年正月。始めて節會を行はれし時も。朝儀廢絶せしを。此の公廢典を起して執行ひ給ひしなど。人みな感歎せし由なり。(猶また柴田勝家を、越前の守護とせられし時も、廷臣の邑、亂賊の爲に掠めらるゝ物は、印券に據て、還付すべしと命せられき」すべて此の公は小義に拘はらず。專に大義を勸めて。まづ天の下に皇室の尊きを知らしめ給へり。最も太じき功績ならずや。(當時朝廷の御衰微は、供御にさへ、御事を缺せ給ひし程なれば、天下に天皇の御坐す事を知れる者は、少かりしほどの事なるべきに、此の公の絶たるを繼ぎ、廢れたるを興されしは、亂世に取ては、容易からぬ事なるに、かく世に大功を㨗ごりしは、最々尊き事なりけり、又此公叡山を攻めむとせられし時、

この山は、僧徒の奸計にて、王城の鬼門を護るとか、云ひ來つるが故に、諸將疑懼を抱きて、進まざりしに、信長公、我れ勤王の師を唱へ、風に纚し露に沐して虚日なし、僧ら律を破り政を亂る、是國賊にして、私の讐に非ず、今誅夷せずむば、後世天下の患を貽さむ、と宣へるにて、此公の本意を察るに足れり、此は諸書に記せるを見て知るべし」然るに新井君美ぬしの論に。此公の義昭を諫められしは。義昭の爲に忠を盡されし事とは見えず。義昭の惡を。世に顯はさむとの。計と見ゆと云ひ。また三好松永が輩を。速に誅戮せられざりし事など。何くれと論れたれど。みな小義に泥みて。大義を思はざるの説なり。其は當時天下の逆亂極りて。大義名分を知る者なく。皇室の尊きを忘るゝ程なれば。況ては私の主從の義理などは。論ふべき所に非ず。然ればまづ至尊と御坐す。天皇の御上を。世に知らしめなむには。其の下の主從たる義理も。自ら明白に成ぬべく、是を以て此公。まづ根本たる勤王の事を第一に行はれしなり。是重き大義には叶ひてぞ有ける。此は畏き事ながら。

東照神御祖命の。大坂の亂徒を滅して。まづ宸襟を休め奉り給ひ。後に學問の道を起して。天下に大道を知しめ給へる御事と合せ思ふべし。(頼氏の日本外史に、昔周世宗以英明之資、而抱混一之志、不幸衆言、勵精進取、雖半途而沒、而能開趙宋之業、右府之迹蓋似之矣、而豐臣氏、以右府將校、繼其成緒、能就其志、而至於尊王之義、經營四方之略、無一不師右府者、即德川氏之興、亦不能不因此、云々と云へり。)偖また秀吉公も。大かた信長公の意を繼て。厚く朝廷を尊奉し。亂臣賊子に。天下の大義を知らしめ給ひき。其が中にも。天皇を聚樂第に行幸なし奉り。御前に諸大名を召集へ。共に皇恩を奉戴し。力を王事に竭して。怠るまじき由を盟はせ給ひ。(世に秀吉公は皇胤にて、實は卑賤の胤には非ずと云へり、然も有るべく思ゆ、其は彼の岩垣ぬしの國史略に、松永貞德の、戴恩記を引て、豐太閤、嘗て朝服を闕下の施藥院に著け給ひし時、しば〳〵天顔を拜するに感激して、人に語り給ひけるは、余が母、むかし朝家式微の時に當り、後宮

に事へ奉り、圖らず龍體に近づきて、身める事あり、出て尾張人に嫁して、余を生るなりと、松苗按ふに、云々、而るに當時其實を宣はざりしは、朝廷に憚り給へるにて、其禮也、施藥院の一語は、たま〳〵感激喜悅の餘りに出て、其の實を泄すのみ云々と見えたり。)其ほか此の公は。皇國內のみに非ず。西戎國までも。稜威を輝し給ひて。我が皇朝の尊きを知らしめむとぞ。思されける。(そは太閤記に、對明使可告報之條目、とありて其第一條に、夫日本者神國也、即天帝、天帝即神也、全無差、依之國俗風度崇王法、體天則地、有言有令、雖然風移俗易輕朝命、英雄爭權、隣國分崩矣、予之慈母懷胎之初、夢日輪入胎中、覺後驚愕、而即相士卜之曰、天無二日、德輝彌四海之嘉瑞也、故及壯年、夙夜憂世愁國、再會復聖明於神代、遺威名於萬世、思之不止、纔經十有一年、族滅凶徒姦黨而攻城無不拔、敵陳無不靡、有乖心者、自消亡矣、已而國富家娛、民得其所、而心之所念、無不遂、非予力、天之所授也と見ゆ、此にて、太閤の本

志を察すべし、然れど此外の條々どもは、甚く物しらぬ者の書たりと見えて、更に尊內卑外の旨に叶はず、却りて皇國の光りを失へる事ども多く、殊に小西行長らが、姦佞の計ひと、文盲の人のみ多きとにて、太閤の本旨の、彼の國に達せざりしは、いと〱口惜き事なりけり、其は師の馭戎慨言に、具に論ひ置れたるを見て知べし、猶かの外史に、秀吉公軍を朝鮮に發し給ふ時に、或る人漢文を善する者を從へ給へと申けるに、秀吉公笑て、彼の國人に、我が文を用ひしめむのみ、と答へ給るよし見えたるをも、思ひ合すべし〕然るは。彼韓國を征給へるは。甚しき大皇國の御光なるを。世には彼此に論へる者もあるよしなるは。上代の大御手風をし。得しらぬ癡心になも有ける。其は天下の諸蕃國悉く。我が皇大朝廷に仕へ奉るべき道理なるを。秀吉公さる由縁は知り給はざりつらめど。自然に上代の御由縁にも幽契ていと有難き事也かし。〔此公の、朝廷の御衰廢を興し給ひし事は武家高名記に、秀吉公京都の開基を尋給ふ條に、天正年中の末、四海平均に治りしかば、或時玄以法印紹巴を召て、洛陽を遊覽有けるに、東は高倉より、北は鴨川の河原平々と、東山に取續き、耕作の地なり、西は大宮より、嵯峨太秦へ押し通し田畠なり、南北の際、何ともなく、只在鄉の如し、一々見給ひて、細川幽齋を召て尋られけるは、花洛とは、昔より云傳へしかど、此有さまは在鄉に等し、洛中洛外とは、何よりと云境なし、其上內野の上に北野右近の馬場と云森は、興ありて面白き所なり、右近あらば、左近も有べき事なり、何として無やらむ、今洛中洛外の堺を、末代の爲に定むべし、都の舊記は如何ぞや、幽齋畏て、桓武天皇延曆三年十月二日、奈良京、春日の里より、始て長岡里へ遷り給ひて同十年に、彌々四神相應の地なりとて、葛野郡、愛宕郡へ、同十三年十一月廿一日に遷都あり、油小路を中に立て、條理を制給ふ、東は京極まで、西は朱雀、北は鴨口、南は九條までを、九重の都とし、油小路より東を左近、西を右近とし、右京は長安。左京は洛陽と號給へり、其より內裡、代々に少か替るとは申せども、此定め置るゝ洛中洛外の際は、聊も違ふ事な

し、然る所に、高氏公の末孫、法住院、常德院の時代より、何となく衰ふ、其謂は、內野御前、山名奥州か謀反より動もすれば兵亂起りしかば、都鄙の貴人往來絕て、自ら零落すと聞けり、秀吉公聞召され、左もこそ有らめとて、事の始終を能々思慮有て、先洛中洛外の土手を築せられ、禁殿を磨き王法の祭事、廢れたるを興し、洛中の地子、公方役を悉く赦免ありて、都を守護し給ひけり、と有るにても、其大方を辨ふべし）然れど何なる枉神の禍事にや率られ給ひけむ。神祇官の地を亡し。天下諸神社の領地を多く。沒收せられし由なるは。最も忌々しく。不審しき事にこそ。（此は參考神名式の附錄に說を見て知るべし）斯て後に東照神御祖命。ます〳〵世を平穩に治め給ひ。其のころまでも。天下の大名たち。足利の世の風に習ひ。なほ朝廷を畏み奉るべき理を。忘れ果たる如くなりしを。東照宮その御武德を以て。天下の大名たちを悉く帥ゐ坐し。その御尾前と爲して。天皇命を御崇敬在しけるに。宸襟易く。天下の人民始めて安堵にぞ成れりける。其の趣まことに千日の旱にしぼみ果たる草木の。慈雨を得たる如くにぞ有りける。（玉鉾百首に、「東照御神貴とし、天皇を、いつき奉らす御功績見れば、「安御代と君の大御世を東照る、神の命ぞ固め給へる、「東照神の命の安國と、しづめ坐ける御世は萬代」、など詠れたり、信に此の歌どもの如く、かく太平にて、士農工商、その產業に安むじ居ること、みな東照宮の御恩賴に資ことなれば、朝夕にその御神德を、辱み拜禮し奉るべき事にこそ）さて慶長二十年七月に。時の關白二條昭實公と共に定させ給へる。禁中諸法度の初條に。天子御藝能之事。第一御學問也。不學則不明古道而能致太平者。未之有也。云々。所載禁祕抄御習學。專要候事とあり。（なほ寛平遺誡、また漢ぶみ貞觀政要、群書治要をも、誦習ひ給ふべき由の御文もあり、其寬平御遺誡にも、毎日整服盥嗽拜神と記させ給へり）こは最も有がたき御文也。其の由は。是まで天下麻の如く亂れて。朝廷の御衰微ありし事は。中世より天皇命たち。餘りに佛法を信じ坐て。古道を明らめ給はず。神世の御由緒を思し食さず。第一に

御務め有るべき神事を徧略に遊せるより起れる事を勘考し給ひ。此の後は古への如く。禁中の作法。まづ神事。のちに他事たるべく。其の御心得には。禁祕御抄の御習學こそ。專要に侍れ。と宣へる御文なればなり。(己命は、禁裡補佐棟梁の任に當り給へれば、如此は御定め坐けむこと、誠に宜なる御事にこそ）さて其の神事。やがて天下を治むる御政事の本なる故に。古例の如く。天皇の御業となし參らせ。四夷八荒を鎭め。世を治むる御勞きは。天皇に代り坐て。萬民を安撫し給ふ御事なり。(かく太平の世の久しき故に、其の太平の常になれて、自然に、その御恩賴を、然しも有難き事と思はぬ倫も有るめれど、其は足利時代などの、亂世なりし有狀を、深くもえ知らぬ故なり、玉鉾百首に、「安國の安らけき世に生れ遇て、安けくて有れば物思ひもなし、」「苅薦の亂れりしさま聞ときし、治れる世は貴く有りけり、」など詠れたり）是より後は。御代々の天皇たち。能く神世の由緒を御守り遊ばし。神事を專要と遊ばさるゝ事にて。近代の年中御行事などを拜見するにも。正月などは。十五日がほど。御寢なる間もなき程の事にて。其の御祈り事はし。唯々天下の人民の。安然に在るやう。五穀の豐饒に在るやうにとの。御禱より他事なし。(然るにかく豐年のつゞきて、米の價ひ易く、難儀なりと云ふ者も、有る由なるは、能くも神祇の御罰なき事と、そら恐ろしくぞ所思ゆる）さて東照宮より。將軍家の御代々。無窮に天皇の御手代として。江戸の御城に坐つゝ。諸蕃國を鎭めて。天下を治め。萬民を撫育し給ふことは。畏けれど神世に。天照大御神の。皇產靈大神の。青人草を愛しみ給ひ。其を治め給はむ爲に。皇孫邇々藝命を。天降し給ひし大御惠を。天皇に代りて。將軍家のなし行ひ給ふ道理なるが。また國々所々を持分け領らす侯等は。その御手代として。預り治むる道理にぞ有りける。(是をもて玉鉾百首に、「天照す神の御民ぞ御民らを、おほろかにすな預れる人、」「皇神のめぐゝ思ほす人草ぞ、世中の人惡くすなゆめ、」などぞ詠れたる、其は玉がつまに、朝野群載なる、新任國司廳宣に、恒例神事慥守式日、殊可勤行矣とも、國中之政、神事爲先、專

致如在之嚴質、須期部内之豐穏云々、と有るを擧て、古へは諸國にても、神事を重くせられし事、かくの如しと云ひ、更科日記に、菅原孝標の、東國の國司になりて下りしが、國内の神社めぐりせる事を擧て、昔は國司任國に下りては、まづ部内の神社々々に、詣でし事なりと言れ、また天の下の政、神事を先とせられし事どもを擧て、萬づの事、さばかり唐の國ぶりを、習ひ給へりし御世にしも、然有けるは、然すがに、神の御國の、しるしにて、最も〳〵尊くめでたき態になむ有りける、世の中は何につけても、此の心ばへこそ、有ま欲けれ、とも言はれしを、思ひ通して心得べし、今の諸侯たち、慥に然るや否を知らず。然れば古の道に志さむ徒は。殊によく此の深理を辨へて。其の時々の御制度を常忘れず。畏み尊奉し奉るべき事にこそ。先師の歌に。「かもかくも時の御令に背かぬぞ。神の眞の道には有りける。」「時々の御法も神の時々の。御命にし有ればいかで違はむ。」と詠れしは此の事なり。(また「今の世は今の御のりを畏みて、異しき行ひ行ふなゆめ、」とも詠れき、

天下かく太平にて、五穀も豐饒なること、全く神事を第一に遊ばす、朝廷の御勤めと、東照宮の世を思召されし御心と、相ひ合ひて、神世の道理に符ひ、皇神たちの、人草を惠みます、神慮に叶ひ給ふが故なり。)さて東照宮の。しか御定め坐せる事は。すべて皇朝の古典に本づき給へるにて。古道の學問は、此の御神よりぞ始まりける。(其は駿府政事錄の、慶長十六年より、二十年六月までの所を、能く讀み、右の諸法度の、二十年七月の御文なるに、相發して辨ふべし。)然るは保元平治の頃の亂より。世の中うち續き。喧擾し有し事はおきて。足利氏の。天下の事執られし世々には。天下一年も事無りし年なく。殊に應仁の大亂より。諸國に軍起りて。京都もをり〳〵兵火に燒れて。古書どもゝ。多くは燒失せ。稀に遺たるも。深く祕藏して。世に出すこと無れば。見る人なく。世の中は苅蔣の如く。亂がはし有しを。織田信長公。豐臣秀吉公。つぎ〳〵に征伐め。鎭め給ひしかども。諸國の守たち。なほ足利の代の舊き風に慣ひて。動すれば。荒び立べき狀なりしを。東照宮深く神

慮を經らし坐て天下を一統め給ひ。宸襟を休め奉り。民を安撫むじ給ひけり。其は元和元年の事なるが。是より先。慶長の末つ方より。普く天下に令せて。古書の祕れたるを召問ひ。古道を順考へ給へりき。古事記。六國史。令式格律の御典を始め。古語拾遺も。此時にぞ再び世に現はれける。(然るは駿府記に、慶長十六年の處に、九月十六日吉田神龍院梵舜、進藤原系圖一卷、十九日、今日建武式目、令林道春讀之、議論其得失給、十月朔日、舟橋式部少輔秀賢、自京都著府獻諸家略系圖、六日、召畫工狩野、大內圖、并日本大社圖、新造之前殿、可畫之由、被仰出、則畫工與舟橋可相談、云々、十一月十八日、鎌倉莊嚴院出仕、依御尋而、鎌倉三代將軍、北條九代舊規之事、詳言上之、保曆間記所持之由申之、自保元至曆應、治亂粗所記云々、則其書可有御覽之旨被仰、また十七年の下に、二月十四日、於御前、東鑑、盛衰記異同、令考之給、三月十日、伊豆山般若院快運、獻續日本紀、令道春讀之、また十九年の下に、四月五日、群書治要、貞觀政要、續日本紀、延喜式、自御前出五山衆、可令拔書公家武家可爲法度之處、之旨被仰出、金地院崇傳、道春承之、十三日、今日、群書治要、續日本紀、延喜式等之拔書、進上于御前、金地院、道春於御前讀之、二十日、仰曰、公家中法式爲記定、諸公家之記錄、皆書寫可有之旨、被仰三代實錄、西三條所持之由、六月二日、今日卷本之續日本紀、不足所十卷、此內仰五山衆、令書寫續給捧御前、八月十九日、律令到來、是者金澤文庫之本、關白秀次執之、今出川殿被遣之、今日被進之、令三十篇、內十篇不足、律二卷有之、九月七日、今日舟橋秀賢依死去、繼目之爲御禮、舟橋大炊介參著、秀賢男也、爲遺物三代實錄獻之、內十卷不足云々、十月二十七日、今日五山衆五十人、於南禪寺、金地院、諸家記錄、一本三部宛令寫、一部禁中、一部江戶、一部駿府可令置給由、傳長老、道春奉之、十一月六日、今日吉田神龍院、諸家系圖七冊進上之、九日南光坊、傳長老、召奧御座間御雜談、今度諸家記錄就御寫、日

本後紀、弘仁貞觀格式、類聚三代格等、仙洞有レ之乎否、以二南光坊一被二仰遣一、記錄書立、則傳長老、道春奉レ之、南光坊參被レ奏處、御所持之本、可レ被二書寫一之旨云々、十日、今日從二仙洞一、類聚三代格六卷、自二聖武一後一條院迄、年代略十九卷、類二國史二卷、古語拾遺等、南光坊爲二院使一、持參、及レ夜、道春於二御前一讀レ之云々、十二月二十三日、傳長老、唯心院、出二御前一、仰曰、今度諸記錄書寫、然則自二公家一、古今禮義式法之相違、可レ被二申上一旨、先日相觸處、無二其注進一之由被レ仰云々、二十六日、傳長老出二御前一、今度被二仰付一記錄等之內、舊事本紀、古事記、續日本紀、文德實錄三代實錄、江家次第、明月記、續文粹、菅家文集、西宮記、釋日本紀、內裡式、山槐記、類聚三代格等獻レ之、二十七日、於二長橋局一、對二諸公家一、有レ被二仰事一、禁中禮法儀式等、二十九日、廣橋大納言、三條大納言御對面、捧二目錄七箇條一、正月節會事、白馬節會、踏歌事、准后親王位階事、官位以下云々、仰云、是無二其古今異同一之分、考二律令格式一、自二駿府一可レ被二仰越一之由被二仰出一、また二十年の下に、六月九日、今日傳長老、持二本朝文粹兩部一備二御覽一、件本者自二甲州身延一到來、仍先日仰二五山僧一、令二書寫一給處也、第一卷不足之處、道春於二京都一探二出之一備二御覽一、仍急可二寫補出一被二仰出一、此一卷出來奇特之旨、頗有二御感一云々、など見え、また神道を御尊崇にて、御傳授あらせられたる由も、此記に見えたり、此等の事ども、既く水戸人丸山氏の、成憲摘要にも、駿府政事錄、創業記、御年譜、德川記、家忠日記を始め、種々の書を引きて、記著し、中古より、朝廷衰へて、文學禮典廢れ、菅江の博士も、只名のみ存り、詩賦文章は、五山僧家の玩物となり、況て書を讀む人は希なりけるを、東照宮禮典文學を嗜み給ひ、金地院、足利の三要、日野唯心院、林道春など、日夜御前に伺候ければ、儒釋の奧儀に通達し給ひ、かつ神道を崇敬し給ひ、和漢の書籍を尋ね求めさせ給ひて、諸家の記錄を、新に書寫を命ぜられ、慶長十九年の頃は、專ら大阪騷亂の時節なるに、京都に御逗留の內に、かく御心を用られたること、眞に文武兼備たる御事にや、今天下

文物盛に行はれて、人々學問に志ざすこと、皆東照宮の敎化による所なり、と云へるは信に然る言なり）然ればこの御國學は。畏くも東照宮の始を興し給へるなりけり。（今かく平けく安けき大御世の御惠によりて、古書等も容易く見得らるゝは、當昔古書をえうじ給へる趣を見通して、常に此の神の恩賴なる事を、思ひ奉るべき事にこそ、）斯て遺御命ありて。駿府に御藏め有りける。和漢の書等を。公子たちに御分配ありしに。御國書をば。多く尾張の源敬公に賜ひ。漢土籍をば。多く紀伊の南龍君に賜へりしかば。敬公その御心を承給ひて。御國の學問を興し給ひ。古の道を明して。神祇寶典類聚日本紀など御撰み有りける後に。御孫水戸中納言光圀卿。皇道の乖雜を歎き給て。禮儀類典。神道集成。大日本史など種々の御書を記させ給ひき。（此は尾張の殿人、天野信景が、しほじりといふ記、また成憲摘要などに記せるを、摘採りて記せり、なほ鹽尻に、紀南龍公、文雅の才ましまし、水戸源威公、御作文めでたく坐しけるは、賴朝卿の御子、尊氏公の令君など、かゝるためしやはあ

る、況て織田豐臣をや、とも云へり、○或る人云、今寫本にて傳はる二十卷の日本後紀は、眞本の日本後紀の傳はらざる事を惜みて、敬公の神祇寶典を撰ばせ給ふ頃に、かの御內人の、纂成せるなりと云へり、彼の後紀の事實の正きを思へば、信に然らむも、知るべからず、此は猶よく尋ぬべし、）さて東照宮上件の如く。古書を召問ひ給へる事は。古道に順考へ。故實を正して。天下奏し給はむの御心なりし事。當昔の記等に見えたる如くにて。聊も古物を珍奇しみ。翫弄び給はむとにはあらざりけん。（其は駿府記に、慶長二十年六月二十三日の處に、今日陸奥守正宗、持二參定家自筆古今集一、並俊成女自筆古今集一、被レ備二御覽一、則召二冷泉爲滿一令レ見給、政宗以二日野唯心院一、言上申云、於レ入二御意一者、致二進上一度由、再往雖レ申レ之、可レ爲二正宗翫弄之慰一由被レ仰、令レ返レ之給云々、とあるを思ふべし、此の頃古き書を訪求め給ふ間なりしかば、正宗卿の心に古き物を好ませ給ふと思ひて進上らむと申されけるにや、）林道春先生。時の儒宗として。常に御前に侍はれたるが。御國の

古を考ふる事を。專要と勤まれたる事。その著されたる書等を見て知るべく。是やがて東照宮の御心なり。(林家は、今に至るまで、此の風にて國學を第一にせらるゝ由なり、其は近ごろ今の祭酒の、塙保己一檢校に命せられし言に、吾が家の學に於ては、國學を第一とし、さて漢學を爲ことと定まれる法なるに、門下の徒、漢籍をのみ讀て、此の國の古書を讀ざるは僻めり、漢籍のみ讀む者は、唯に口利く物言ひて、有用の學に至らず、故この國の古書を讀しめむと思へど、多くは寫本なるに、板本といへども、誤字多ければ、日本紀より始めて、次々に美しき彫本に直してよと、公儀の命を含みて、任られしと、塙氏の語られき、いと難有きことなり、漢學のみする輩は、よく此の旨を思ふべき事にこそ。)抑々東照宮に。公子おほく御坐しける中に。彼草薙の御劍の。鎮座ます。尾張國を封し賜へる敬公にしも。御國書を賜ひて。古學を興さしめ給へる事は。幽契ある事のごと。思はるゝは何に有らむ。(畏けれど、しか思ひ合さるゝ事の由を、少か言むに、玉鉾百首に、「東の國言向けて御劍は、熱田宮に鎮まりいます」、と詠れし如く、日本武男命、かの荒振る神ども、東夷どもを言向け坐て、後に御劍は竟に熱田に鎮り坐せるは元より幽契ある事なるに、かの馭戎慨言に、信長公、秀吉公、追次ひて、同じ尾張の國より出給ひて、皇朝を崇まへ尊み奉りて、天下を拂ひ鎮め給ひ朝鮮の國をも征け給へる御威ひに、萬の國々彼もろこしの戎國まで、震ひ怖たりしは、專ら彼尾張國に鎮り坐す、熱田大神草薙の御劍の御德になむ有りけらし、と言れたるは、實然る事にて、其の道理やがて古道の、學問の、神に君に國に忠なる事の大義を説明して、天の下に弘ごれる、橫趣の徑を拂ひ清め、俗の邪説をし言向けて、遂には此正道の意を諸蕃の國々までに、敎へ及ぼし、其王等、こぞりて、皇朝の御稜威を畏み、仕奉るべき事の趣に、よく叶へればなり、穴かしこ。)抑また光圀卿は。實とある種々の書ども撰び坐て。大に古學を興し給へるより。(此事は、西山遺事、年山紀聞、千年山集など、其外の書等にも見えたり。)世にも弘まり。志ある人々。京にも鄙にも。起りける

中に。京に荷田大人出られ。吾古學の規範たる旨を上書し給ひ。次に遠江國より。岡部大人出られ。田安殿に召れて。此學を申され。（田安殿の撰び給へる古事記詳說三卷、別記二卷あり、また服色管見服色漫語といふ書をも往し年見たるに、いと珍たく書き給へり、また今の謠曲の大抵は、佛法風にて、大皇國の風に非ざるを慨み坐て、別に撰ましめ給へる、獨吟曲と號けられたる物もあり、）其の門より。吾師本居大人。伊勢國に與り。此の學によりて。紀伊殿に召れき。此の二人の翁たちの。大きに古實を說明されしより。鄙も都も古へ學の尊き事を知りて。今かく眞盛と成ぬべき時に逢ひて。吾輩に至までも。安けき御世の德化に手伸みつゝ。古道を伺ひて。斯ばかりも。物記す事と成ぬるを。彼廣成宿禰の神靈の。天翔り見て。千載の後に。其志の達れる事を。深く歡び。此に始めて蓄たりし憤を攄ひて。東照宮の御功績を辱み。斯く仕へ奉る吾が輩の學問をも。珍重となも守ざらめや。甚愛となも幸へざらめや。

文政元戊寅年八月

たまたすき三之卷

伊吹廼屋先生講本

門人　武藏國　吉田政章　同
下總國　櫻井豐延
讃岐國　高　榮章　校

故鈴の屋の大人の歌集に。「世の中は何につけても神を思へ。神の惠みをゆめ忘るなよ。」また玉鉾百首に。「天地の神の惠みし無りせば。一日一夜もあり得てましや」。「命つぐ食もの著もの住む家ら。君のめぐみぞ神の惠みぞ」。と詠れし如く。世に有ゆる事物は。此の天地の大なる。及び我々が身體までも。盡く天神地祇の。御靈に資りて成れる物にて。各々某々に神等の持分け坐まし。命をつゞくる衣食住の道。一として。神の惠み君の賜物に非ざる事なき。其の大約を申さば。但し其の事物の本は、神の御靈によりて、成り出る事には有れど、そを盡く皇大君に依し賜へるを、人草までも賜はりて用ふる事なる故に、神の惠みぞ君の惠みぞとは詠れしなり、其はまた、「皇に神の依させる御としをし、飽までたべて在るが樂しさ」、とも詠れ

たるを思ひ合せて辨ふべし、此はなほ第四の詞の所にて委しく説べし〕まづ天之御中主神。二ばしらの皇産靈大神。かの伊邪那岐伊邪那美大神〕また天照大御神。及びその和魂大直日神。また速須佐之男神。及びその荒魂禍津日神などは。何事にも其の本と坐ます大神等なること。靈の眞柱に記せる如くなれば。其の餘の神々の事を説かむに。志那都比古志那都比賣神は。風と共に成坐して。其の御靈なるが。即その風を司り給ひ。火産靈神は火と共に生坐して。其の御靈なるが。即その火を知り給ひ。金山毘古金山毘賣神は。金と共に成坐して。其の御靈なるが。即その金を司り給ひ。彌都波賣神は水と共に生坐して。其の御靈なるが。即その水を知り給ひ。埴安毘賣神は埴と共に成坐して。其の御靈なるが。即埴と土を司り給ふ。此の五神を姑く號けて五元神と申す。其は萬物盡く此の五神の元靈に洩るゝ事の無ればなり。此の中に風神と金神とは、比古比賣二柱づゝ坐せど、此を一神に數ふること、師の具に論はれたるが如し、萬物すべて、此の五神の元靈に洩るゝ事なき論の大意は、玉の眞柱にいひ、其の委しき説は、古史傳に説たるを見るべし、漢土にて五行と稱し、天竺にて四大と稱するなどは、皆こゝの古説を傳へし物なることの考へは、西蕃太古傳、印度藏志などに云へるを見るべし、玉の眞柱にも、既にその大概は論へりき〕借かく世に居るには。今日の衣食住の本は。豐受毘賣神の御靈に資り。其の衣食住に安居するに。大山津見神は。山を知して山幸を賜ひ。大海津見神は。海を司して海幸を賜ひ。大年御年若年三神は。穀物に幸ひ坐し。奥津比古奥津比賣神は。竈所に幸ひ。御井神は飲水を司り。阿須波神波比岐神は、人家の這入。また人の行く途中を守り。八衢比古八衢比賣久那斗神三柱は。門を守りて惡き鬼を逐ひやり。住吉神たちは。海路を守り。水分神たちは。雨を降して國土に幸ひ。大雷神は。雷鳴せしめて惡物をとり挫ぎ。大國主神少彦名神は。醫藥の道と禁厭の方とを始め。殊に大國主神は幽事を主たまひ。手置帆負命。彦狹智命は。木工家作りを始め。天目一根命は。金工を始め。石凝度賣命は鑄工を始め。天思兼神は思

慮と言語の道に幸ひ。大宮能賣神は君親に仕へ。人と交はる道を守り。石長比賣神は壽命を司り。泣澤賣神は命ごひの神なり。祓處神四柱は。萬づの禍事罪汚を祓ひ賜ふ。（是らみな常に御名をおぼえて、其の御靈をこひのみ奉るべき神等なり、猶こまかに言むには甚多かれど、然のみ擧げむは、所狹きわざなれば、今は僅に擧たるなり）此の餘に。天神地祇八百萬づの神たち。各々某々に掌り別けて坐ます。其の恩賴の辱さを思へば。世に有ゆる人等の。かくて在こと。大小盡く神の惠みに洩るゝ事無し。（然るに俗の儒者佛者どもに、神祇をおとしめて、其の御惠みは蒙らぬごと云ふも有れど、彼らも人の子にし有れば、總て神の惠みに依らでは、生存すること能はず、其の御惠みの中に居て、其の由を知らざる空氣心にこそ有けれ）然れば世に居る人のかぎり。日々に其の御徳を思ひて。拜禮し奉らでは。得有まじき謂なり。然は云へ。その八百萬の神々を。逐一に拜禮せむには。終日夜もすがら。神拜のみして居ねばならぬ事ゆゑに。然は行ひ難ければ。其の中にかならず拜み奉らでは。叶はぬ神等をのみ。御名を申して拜禮し。その餘は一にこめて拜せむこと簡易なるべし。（然れど神拜は、すべて人々の心々になす態なれば、實には其拜すべき神々をも、億よりさし定めては云ひがたく、また神等は、よし拜禮し奉らざらむも、幸ひ給ふべき程の幸ひは、外國々の道に熟して、かつて神拜すること無き倫ひにも、分々に幸ひ賜ふなれば、拜せざらむも事無れど、此は我が古學の徒の、道に志ふかき人々に云ふ言なり）さて別に木工みの事には。山神と手置帆負命。彦狹智命を祭り拜み。金工みの事には。金神と天目一根命をまつり。船路を行くには。住吉神と。大海津見神を祭ると云ふ趣に。その時々。その事を持別け坐す神々を。拜祭るとして在べきなり。（古の代に殊更に、その事々を司る神を祭られたる趣も、みな斯の如くなりし故に、よく誨ふるなり、其の事々を司る神々を、逐一に記さむ事は、所狹きわざなれば、是また其の例を一つ二つ云ふのみ、委くは古史傳を見て知るべし）さて今傳ふる神拜詞記は。誰しの人も。日々に拜し奉ら

では叶はぬ神々へ。申す詞のみを記せるが。此は既にも云ふごとく。殊に福祿を賜ふとしも無れど。衣食住にかく安居するが。即神の御蔭による事なる故に。そを辱く存じて。賽謝の御禮を遂むと欲る心より。拜み奉ると云ふ趣意なれば。餘り言繁く云ふべきに非らず。最も尊き神等に。卑しき者の。强ひてねだり言。よまひ言など申し上るは。却りて恐多き事なり。(そは古き俗歌に、「思ふこと一つ叶へばまた一つ、二つ三つ四ついつか止なむ」、と云へる如く、貴賤老少男女の隔なく、常に欲する事の絶ぬものにて、其の望みごと多くは、木に金を生しめ給へ、灰吹より龍を出し給へ、と云ふごとき私願にて、人に聞しめ難く、天地神明に恥ること無し、と云ふべき公願は、いと少き物なり、其故に人の聞くを恥て、口裡にて唱ふるなり、抑人の聞をだに恥る事をし、神に申すは何に非禮ならずや、其は實には、神を人より馴れ下しむる所爲なればなり、根がさる揉もなき心より起す願なる故に、其の願の叶ふも叶はぬも、神の方には由ある事にて、人のえ知らぬ事なる由をも辨へず、其の事叶はねば、勿體なくも神を恨み奉るなり、然らば其の事の叶ひたらむに、神の幸へ給へるなりと、慥に覺え有るかと思ふに、汝が願ひの如く、聞受たりと、正しく諭し給ふ事は、昔よりいと希なる事なれば、偶然の如くにも心得て、鐵の鳥居を獻せむと申せるが、針がねの鳥居を獻じて、賽のしるしと爲す倫ひも有り、此は神明を欺くなり、また願ひの叶へる後に、前の申せる事を忘れて、其の事を果さぬも多く、中にも笑しきは、願酒と云ふ事をして後に、其の神へ日々に神酒を供へ、或は今まで一合獻れる神酒を、三合も四合も獻じて、其のおろしを、神酒なれば苦からずと云ひて飮み、また二三つなる香の物に、酒しほと號けて、一合も二合もかけて飮つゝも、飮むと云ふはわろし、吸ふと云へば苦からずなど云ふめり、猶願がけと云ふことゝする徒には、かゝる類の捧腹に堪たる事ども多かれど、煩はしければ云ず、此はみな神の神たる道を知らず、幽冥を恐れぬ仕方にて、神罰をも受べき罪なり、取總て云むには、願掛と云ふこと、まづは猥りに爲まじき事

なるが、若その願はむと思ふこと、我もかひさへ考へ、天地神明に申し、人に聞えたらむも、耻ること無き公義ならむには、人事を盡して神の冥助を祈るも、古への道なれば難なき事なれど、然るなる事の、神明は更なり、人にも聞しめ難き、汚濁心より出る願ひ事のみぞ多かめる、此は事の因に驚かすのみ、）然れば神拜には。只その神の受持たまふ事の幸ひを。言少に聞え申して。然しも强頼言を云ふべきに非らず。其の大なる事どもは。天下の人民の爲に。禁中にて日々に御祈願ある事にて。此は諺に雀の千聲より、鶴の一聲と云ふ如く。神の最能く聞受ます道理なりかし。是を以て毎朝の神拜詞記を。まづ左の如く略文に作りて。取捨は見む人の心に任しつ。

○朝早く起て貌手を洗ひ。口をすゝぎ身を清めて。まづ大和の國の方に向ひて。平手を二つ拍ち。額突き拜み奉りて。

平手は開手とも書きて。俗に云ふ柏手なり。然れども古へに。柏手と云ふ目は無く。こは神祇式を始め古書どもに。拍二開手一とも。拍レ手とも書たる拍を。柏と誤寫せるより來れる非名目なり。此を古く平手とし云へるは。手を平に開けばなり。是をもて開手とも書なり。（柏手と云ふに就て、俗の神道學者らが、云ふ説ども許多あれど、皆論ふに足らぬ愚説どもなり。）額突とは。字の如く額を下に突つくる事なり。拜みのさま何の事も無く。座して手を拍ち。貴人に拜謁する如く。額をつけて拜するなり。（古言に額をヌカと云へり。）をがみと云ふ語の義は。古説に。折屈の略詞なり。と云へるは信に然るべし。今の世にも人の常の立振まひを。折屈のよき惡きなど云ふにて知るべし。

大和國平群郡。龍田乃立野爾。大宮柱太敷立弖鎭座坐須。天御柱國御柱命。亦名波。志那都比古志那都比賣神乃御前乎。愼美敬比畏美畏美毛。遙爾拜美奉留。

この比古比賣二神は風の神に坐なり。此の神の此所に鎭座し給へる事は。崇神天皇の御世に。此の神のみづから請ませるに依りてなること。延喜の

祝詞式なる。龍田風神祭詞に見たるを。古史成文に取りて。委く傳せるを見るべし。（かく龍田に鎮座すがゆゑに、古書どもに、また龍田彦龍田姫とも申せり。）此の神の成坐ることは。伊邪那岐命。すでに國を生竟まして後に。我が生りし國。狹霧のみ薫滿たりと宣ひて。其を吹撥ひませる御息に成坐たり。其の御息やがて風の始めにて。此の神すなはち其の御靈に坐なり。（然して風を司給ふ御德のことは、下の詞に說くを聞て知るべし。）敬ふウヤマヒと常に云へども。キヤマヒと云ふぞ古語なる。畏美畏美を。俗の神道者流など。畏美畏美と云ふは非なり。遙爾拜美奉留と申すは。謂ゆる遙拜なればなり。（さて常の拜禮は、右の詞にて濟たれど、猶篤志ならむ人は、下の詞をも申すべし。）

まづかく白し。手を二つ拍て拜み頭を上げて。

過知犯須事乃有乎婆。見直志聞志直坐弖。枉神乃爲牟禍事乎。氣吹拂波志。堅石爾常石爾。息長久令在給比。天津神國津神爾。日爾異爾願白須事由乎。御氣乃共走出留駒乃。耳彌高爾聞上給比。幸閉給閉登畏美畏美毛白須。

かく白し竟て。拜むこと右に同じ。下是に效ふべし。

自から知つゝ。好らぬ言行の有るを惡と云ひ。思はず知らず。好らぬ言行の有るを過と云ふ。然れば誰人にまれ。何ほど篤くその言行を愼みたらむも。按の外なる過ち犯しは。必ず有る事なり。是を以て。もし神の意に嫌ひ給ふ。過ち犯しの有むには。見直し聞直し給へと。必ず申す古語の例なり。（其は凡人の上をもて思ふにも、人の我に好意を以て爲し言ふ事に、却りて我が意に應ざる事も多かれば、人また我が好意を以て爲し言ふ事の、其の意に應はざること必ず有るべし、此の意ばへを推て、我れは覺ねども、神意に悖れる、過犯しの有むかと、心遣ひを爲てかくは云ふなり。）但し古祝詞には。有牟乎婆と云ふ例にて有りなむにはと云ふ意なれど。猶足ぬ心地すれば。今己が詞に

は有乎婆と云。其は我が心にこそ覺え無けれ神の見給ふには。過犯し必ず有りと我より決めて如此は云ふ也。假令さる過犯しの有りとも。見直し聞直し給へと申せば。即宥恕し給ふぞ。我が皇神たちの御心なる。（古き祝詞に、神直日大直日に、見直し聞直し給へと有るは、即ちこの事なり）枉神とは、世にも人にも。禍事を爲し行ふ。惡神妖魅の類を云ふ。此は伊那邦岐大神。夜見國より還り坐て。彼の國にて觸れ給ひし。穢氣を禊祓し給ひしときに。其の穢氣より成出たるが始なるを。其の後に佛法渡りて。枉神おほく世に殖たり。（此は古今の學者の、かつて心著ざる事なるが、其の委しき考へは、古史傳また古今妖魅考に說たるを見よ）風の神は。何にまれ吹拂たまふ御德のませば。枉神どもの。我に爲し行はむ禍事を。氣吹拂はし給へと請白すなり。（古言に氣吹をイブキと云へりし故に、また伊吹とも書くなり、）堅石爾常石爾とは、堅石の如く。常石の如くと云ふ義なり。（常石に堅石にと云ふは俗の恒なれど、古き祝詞を參考するに、堅石に常石にと云ふぞ正しかりける、）息長久令在給比とは。古語に息を息とも云へり。神功皇后の御名を。息長足比賣命と申せるを始め。古書に。息長と名に負たりし人々多かり。其は人もと謂ゆる先天より受たる。元氣の胎息あるが上に。天地の風氣を呼吸して。活動く事なり。是をもて古人も。世に長存して。息長からむ事を。かく祝て名付しなり（然れば生活などの字を、イクと訓むも、生たる間は、息ある故の言と聞え、老翁をオキナと云ふも、息長の義と聞えたり）さて天地間の風氣の始めは。伊邪那岐神の御息に生じ風神すなはち其の神靈にて。其を司り給へば。人は更なり。活とし生たる物の呼吸あるは。即この神の。御恩賴による事なる故に。息長く在しめ給へとは請すなり。（古くも風を神の御息と云こと此の謂に依れり、漢土に傳へし玄道に、五牙を服する術、胎息術、また行氣の術など云ふも、詮ずる所は、此の息の論なり）また此の神の御名の志那も。すなはち息長の義なり。息を古言にシとも言へり。其は息長鳥を志長鳥とも云ふにて知るべし。（志長鳥とは鷉鷈の事にて、俗にムグリ鳥カイ

ツブリなども云ふ鳥也、水鳥なるが、其の息い
と長く、水中に潜りゐて鳴もするものなり、また
息をシとも云ふを思ふに、息やみて動かず成ぬ
るを死ると云ふは、息往ると云ふ言にも有るへ
し）天津神國津神とは。謂ゆる天神地祇なり。日
爾異爾とは。日々にと云ふが如し。願白須事由は、
字の如し。（ねがひを古言にねぎと云へり、其はね
ぎのきを延て、ねがひとは云ふなり、神職に禰宜
と云ふが有るも、神に願事する職なればなり）、御
氣乃共とは。字の如く。御氣と共にと云へるにて。
風は即神の御息にて。何處までも通ふこと。古事
記に。下照比賣之哭聲與レ風響到レ天と見え。
天御柱國御柱と申すも。風は天地の間を通ひ保つ
故の。御名なるを以て知るべし。（是をもて漢籍に
も、風者天地之使也など云へる語ども多く見えた
り）然るに人の息また風にて。音聲を爲し語言を
爲すも。皆この神の御靈に賴ことなる故に。その
御氣と共に。我が願事を。天神地祇に聞召しめ給
へと云ふなり。（今現に西風吹けば、西方の物音よ
く聞え、東風吹けば、東方の物音よく響くを以て
も、風は天地間の使なる眞事は知られ、また我が
物云ふ聲の、かれが耳に聞え、彼れが物云ふ聲の、
我が耳に通ゆるも、皆この道理にぞ依れりける）、
走出留駒乃耳彌高爾云々とは。馬は走出るに用ふ
る畜にて。耳疾き故の譬なるが。馳出る馬の如く。
耳疾く高く聞召すべく。幸ひ給へと云へるなり。
（遷二却祟神一祭に、馬を獻りて、其の詞に、馳出物
止御馬と云ひ、出雲國造神壽詞に、白御馬能云々、
振立流事波耳能彌高爾と云へり、此らの古語に例
ひて作れり）天津神は。天之磐門を押披きて聞食
し。國津神は。高山短山の伊穗理を搔別けて聞食
すこと。全この大神の御德に依ことなる故に。此
詞を神拜の始めとは爲たるなり。（己かく思とり
て、早より每朝の神拜に、風神を拜する事を第一
として在けるを、後に仙境の事を髣に聞傳へたる
に皇國なる山人の、古代より長存せるが多かるに、
其の人々の神拜ごとに、必ずまづ天の御柱、國の
御柱と唱へて後に、諸神を拜する由なり、然れば
其は古代の拜式の、仙境に傳はれるにて、我が考
への誣ざる事も、また明に知られて、甚も歡しく

こそ、但し俗の學者たち、仙は西土にのみ聞えて、此の國には無き事と、心得たるが多ければ、此等の事を泄し聞えむは、痴人の前に夢を說ると云ふに等けれど、然しも隱し敢ずてなむ）○龍田大神の事につきて。因に其の神德の凡ならぬ。近き事實の有りけるを。此にとり出て語りてむ。其は我が許へ年ころ來通ひて。物問ふをのこに。野山種麿と云ふ者あり。（よび名を淺利屋の又兵衛と稱ふ）家は江戸南鍋町といふ坊なり。此が子に多四郎と云ふあり。文化十三年に十五歲にて。芝口日蔭町といふ坊の裡住なる萬屋安兵衛と云ふ者は。多四郎が母の甥なれば。行きて逗留しけるほど。失ちて釘をふみ貫き。病臥して在りけるに。五月十五日の事なり。既に火を燈せるころ。痛む足に。しひて木履をつけて。長屋裏なる便處に。立ながら尿して居けるが。アッと叫ぶ聲しければ。家内より出て見るに。多四郎は見えず。衣服の片袖ちぎれ落てあるに。其のはきたる木履。屋上に落たり。人々驚きて。聲々に名を呼ばれど音もなし。是ぞ世に云ふ天狗の所爲なりと。人を走らせて。父が許へ告やりぬ。種麿いそぎ行きて。有りける趣を尋ぬるに。其の長屋に住む者ども。賴もしく打よりて。例しの如く。鉦太鼓など打て。呼に出むと噪ぐ間也。（江戸の坊方の風俗として、故なく人の出失たる事あれば、其の坊の組合また同じ長屋の者ども、四五人づゝ手分して、夜になりて鉦太鼓をうちて、迷子の某やあと名を呼びて、町町を尋ね行く例なり、何處にも有る例なるか知らず）爰に種麿云ひけらくは。此はまさに謂ゆる天狗の態と所思れば。例のごと呼たりとも。出べきに非ず。徒に人々を勞し參らせむも心苦し。止まり給へと云ふに。噪ぎ立たる效なれば。止まらで皆出行きける。種麿は家に歸りて。家内の者どもの。泣倒れて在りけるに。其の由を語り聞せて。我いまの間に祈り返してむ。勿泣そと慰めて。髮かき亂し。井邊に行きて水をあみ。二階の上に齋ける。神の御棚の前に畏まりて。既に己が敎へ置つる意ばへを以て。祝詞白せりとぞ。其の白せる趣は。まづ龍田神に。今天津神國津神に。祈り申す事を。御耳いや高に。疾く聞え上げ給へと云ふ

ことを。返々祈り申して。然て天津神千五百萬。國津神千五百萬の大神たち。辭別ては。幽事しろし看す。大國主大神。産土大神の。和魂は靜まり。荒魂は悉くに寄り給ひて聞し看せ。種麿卑くも。深く神世の道を尊み。神の恩頼を辱なみ。心を直く正くし侍る事は。白すも更なり。一日も神拜怠ること無く。祈り信奉りて在るに。今わが子に。かゝる枉事ありては。憑なき事に侍り。かつは神の道を蔑如する癡者どもが。後指を指さむ事も恥かし。然れば奴吾が恥は。神の道の恥ならずや。明日とは云はじ。いま速く我が子を返さしめたまへと。大音聲に諄反し〱。汗水になりて。躍り上り〱。三時が程祈り申したるとぞ。(かく急なる祈事せむずる時は、同じ事を、くり返し〱云ふこと、古への道なり、是を以て日本紀に、祝詞を諄辭とも書れたり、同じ詞をくり返し誦むを、佛者のしざまに效へり、とのみ思ふは委からずと、己が豫て敎へ置たるに依りて、かく祈れりと後に語りき。)餘りに祈りこうじて。曉方になりて。物の欲しく成ければ。階子を下りて。自ら飯櫃とり

出て。飯二まり喰ける所に。周章しく門口をたゝく者あり。誰ぞと問へば。安兵衛が許より來れり。多四郎今歸りつ。然れど氣絶て見ゆれば。早く來り給へと。云ひすてゝ立歸りぬ。種麿いたく歡び。まづ神前に謝申して。近き邊なる醫師を伴ひ。いすゝぎ走りて。安兵衛がり行て見るに。多四郎は死たる如くなるを。人々取まとひ。名を呼て在り。まづいかにやと問ふに。長屋の者どもの。尋ねに出けるのち。家内の者は唯あきれ果て。貌見合せ居たるに。七つの鐘うつ頃。長屋の中ぐわらぐわらと震動して。空より此の家なる戸口に。したたかな物を。打付たる如き音すると等しく。ウンと云ふ聲す。驚き急ぎ。戸を開て見れば多四郎なり。軈て庭にころび入りて。かく現心なしと云ふにぞ。面に水そゝぎ。醫師に氣付の藥など含めしめて。やゝ身動きするを伺ひて。多四郎いかに。心を慥にもて。父なるはと。三聲ばかり呼けるに。くわと眼をあきて。父を見つけて。あら辱なしや。今歸り來れる事は。偏に父の恵なりと云ふ。其の由はと問へば。恐ろしさに。今は語り難しと戰き

云ふにぞ。然も有るべしとて。勞はり寢しめけるに。二日二夜ばかりは。疲れ寢けるが。折々目を開きて。あら恐ろしかりしとぞ云ひける。斯て正氣になりて後に。能く問へば。かの夜痛き足を爪立て。何心なく尿して居けるに。何處よりとも知らず。大男の髪を垂たるが。つと來りて。いざと云ひさま。嚴しく腕を取れる故に。振放ちたれば。小ざかしとて兩手にて首筋を捕へて。屋の上より空に上りぬ。今は叶はじと息をつめて在けるに。唯しばしの間に。何處か知らぬ淸げなる山に至れば。寺の如き所あり。其の時は既にこゝは日暮たりけるに。彼處に至れば。なほ明き頃なりき目を開きて熟見めぐらすに。物すさまじき事いはむ方無れば。能も見留ざれど。山伏の如き人また法師。或は俗形の人なども。竝居たる中に。上座なるは。別に眼ざし恐しき老法師なりき。彼伴ひたる男。末座に我を具して。强て頭を低しめぬ。此の時我れのみならず。十二三歲なる童子を。二人伴ひ來れる男ども有りき此所は必ず天狗の住所なるべく思ひて。泣悲みつゝ。返し給はれど。聲をたゝず額突き云ふに。彼の伴へる男。わが頭を押へて。ダマレ／＼と頻に云ふを。耳にも聞入れず。操返し云へるが。ふと頭を上て。上座の老法師を見れば。甚く恐れたる狀に。頭を傾むけ。心耳をすまして。何やらむ聞居る體なりしが。我を伴へる男に。童子らを用ふる事ありて。彼をも伴はしめたれど。彼が父の。神等へ嚴しく祈り申すこゑ。遠音に聞ゆれば。聽て神の仰せ有るべしと云ふにぞ。始めて我も耳をすまして聞けば。父の神を祈り給ふ聲。風にひゞきて能く聞えたり。伴ひたる男の。我にダマレと頻に云ひしは。老僧の耳ひき立て聞居るに。我がもの云ふ聲の。妨と爲れば也けり。然て老僧のかく言ふを賴みに。なほ歸し給はれと。返す／＼云ふに。竝居たる中に。年のころ五十歲餘りに見ゆる人と。二十四五歲に見ゆる人と。竝び在しが。五十歲餘りなる人手をつきて。是は我等がゆかりの者に侍れば。爭で返し遣給へと願ひけるに。老僧われに向ひて。然らば歸るべしと云ふ。何として。獨は得歸らむと言へば。伴ひたる男に。送りて取らせよと云ふに。彼の男すなはち我

を引立て。大空に上れるまでは覺えたれど。其の後は知らずとぞ語りける。多四郎が母また安兵衞も。此の事をきゝて。其の五十歳餘りと見えし男の。在ける形容を。なほ委細に尋ねて。大きに驚きて。母が云へるは。今より二十年さき。寛政九年の事なりき。我が姉聟なる。萬屋萬右衞門と云ふ者。その頃は伊皿子臺町といふ坊に住き。即今の安兵衞が父なり。九月二十四日の夕つかた。安兵衞が弟に藤藏とて。七歳なりける子を連て。芝の愛宕山へ詣たるが。往方知らず成りぬ。錢二百文より外に。少しの物も持たず出たるに。幼き子をさへに連たれば。旅に出べくも非ざるに。遂に歸らず成りぬ。其の後巫に口をよせて問けるに。今は二人とも。人の得見ざる所に使はれて。歸ること叶はず。折々そなたの人々を見れども。詞を相さぬ定なれば。然て在なりと言へり。齡のほど。其の形容をもて考ふるに。五十歳餘りと見つるは。決めて姉聟なるべく二十四五歳と見えしは。藤藏が成人せるなるべし。然らば多四郎が伯父と從兄なる故に。ゆかりの者と云へるならむと言へば。人も殊に驚きて。誠に其なるべしとおもひ合せけり。然て其後は多四郎。ことに龍田大神を信じ奉りて。一日も拜みを缺こと無しとぞ。此は種麿また安兵衞を始め。其時の事に出會たる者どもの語るを。なほ反さへ問明したる趣なり。(然て案ふに、安兵衞が家に、燈火つくる頃に誘はれ出て、行き著たる所の、なほ明かりしと言へば、直徑百里餘りは、西にあたる國なりけむ、然るを江戸にて祈れる、父が聲の聞えたりと云ふを、神の道を知ざる人は、いと有るまじき事と、怪しみ思ふめれど、熟く神の道の理を辨へたらむ人は、奇しとは思はざらまし、正しき神の守護まして、御稜威をふるひ幸はひ給ふには、妖鬼の類ひの恐怖るゝこと、此多四郎が一事をもても、證し曉りつべきを、漢國意に化りて、心遲き輩の、異しき事とては、無き事なるを云々など、例の青々しき見識て論はむかし、凡て世にくさ〴〵聞ゆる、奇異き事どもに、信ずまじき有り、信ずべきあり、信ずまじきを信ずれば凡常の人なり、信ずべきを信せざるは、生漢意に化れる人にて、共に思慮の至らざるなり、

然れば此等の事ども。其人に非ざるには、謾りに語るべからぬ事なれど、然のみは默止がたくてなむ）

○次に天つ日に向ひ平手を二つ拍ち。額突きつつしみて。

高天原爾神留坐須。天照大御神。皇產靈大神。伊邪那岐大神乎始米弖。八百萬之神等乃御前乎。愼美敬比畏美畏美毛遙爾拜美奉留。

高天原とは。もと天文家に謂ゆる天極。紫微宮の所を云ひて。其の所に天之御中主神と申して。謂ゆる陰陽混沌なる神體の。玄靜寂寞にして。臭も無く聲も無き大神。無始より御座ませるが。其の無爲の神德より。皇產靈神男女二柱を生給へるに。此の二神の產靈をもて。大虛空の中に。その狀貌言がたき。一の物を成出給ひつ。又此れを天日と。大地とに分ち給へり。此を天地初判の時と云ふ。（顯宗天皇紀に、天照大御神の御語に、我祖皇產靈神は、天地を鎔造まし〻御功あり、と御誨し坐せるは此の事なり）偖しか分れし時に。大地につきて。伊邪那岐伊邪那美二柱ノ神生坐せり。爰に此の二神に天の瓊戈を賜ひ。御言依して。大地を修堅しめ給ふに。二柱ノ神御合まして　大八島國を生坐し。人種及び萬の物。また神等をも生成給ひ。伊邪那美ノ命は夜見國へ往坐し。伊邪那岐ノ命左右の御目より。天照大御神と。月夜見ノ命とを成給ひて。天ッ日を大御神の所治食す御國と定メ給へり。かくて後に。此を高天原と稱して。皇產靈大神。また其の所にも御座坐すこと。神典に所見たるが如し。（此のよし委くは、古史傳に考證せるを見るべし、玉の眞柱を書たりし頃は、今ノ思へば考證なほ麁かりしなり）故今の詞に。高天原と云へるは。即その天ッ日の御國を白せり。伊邪那岐ノ神また其の御國にも御座坐すこと。神典に。伊邪那岐命。すでに神功竟て天上に昇り。復命をして。日少宮に留り給ふと有るにて知るべし。（然れど神典の事實と、漢籍に傳はる古說とを委く參考して、其趣を觀ずるに、皇產靈ノ大神、伊邪那岐ノ神共に、彼天極なる高天原に御座しつゝも、天ッ日の高天原に、御往來

ますと覺ゆるなり、其は此條の末に云ふ說をし、熟讀おきて後に、古史傳、また別に著せる西蕃太古傳を、熟く見てよく思はゞ、其の事おのづからに審明ならむ物ぞ。）さて天日の御國には。右の大神等の外に。天之底立神。大直日神を始め。八百萬之神おはし坐こと。玉の眞柱に著せる如なれば。如此白して。其の御靈を悉拜み奉る詞なるが。神留坐須とは。かの邇々藝命の天降坐せるに對して。降坐さず。高天原に留りて坐ます。神等と申す言なり。此は古き祝詞に多かる詞なるが。其義みな同じ。（此の詞を俗の神道者流は、かの中臣祓詞などを誦にも、高天原爾神留利と云ふは、古言を知らざる故なり、神と云ふは、神集ひ神議り、神祝きなど言ふ神と同じく、神のことを申すに、尊みて添たる詞なれば、カミと云ふは宜からず、ツマリと云ふは、即ちトヾマリと云ふに同じ言には有れど、ツマリと云ふが古言なり、委くは師の大祓詞後釋を見て辨へ知るべし）さて天日やがて高天原にて。天照大御神の所知食す御國なること。神典の古傳に昭々たる事なるを。俗の生學者らの言に。

高天原とは。帝都のことにて。大和國を云ふとも常陸國を言ふとも謂ふは。皆妄說なり。（此の由は師の古事記傳又天祖都城辨々と云ふものに、委く辨られたるを見るべし）此の正說の古きは。仁明天皇紀なる長歌に。茜刺し天照國の日宮の。聖の御子ぞ瓢葛の。天の梯建踐歩み。天降坐しゝ。と詠たるにて知るべし。（天照國とは即天日を云ひ、日宮とは、其中なる大御神の宮をさし、聖とは日知の義にて、大御神を白し、御子とは即ち邇々藝命を申し奉れり、此の頃なほかゝる古傳の、正說ありしに依りて詠めりと所聞たり）此は印度にも漢土にも。早く其傳へ有しと聞ゆ。そは印度の說は。長阿含世記經に。日宮殿縱廣五十由旬。宮殿四方遠見故圓。二分天金一分頗瓈。內外淸徹。光明遠照。正殿純金。高十六由旬。日天子身放二光明一照二于金殿一。金殿光出照二于日宮一。日宮出レ光照二四天下一と見え。（こは其の縱廣を云へるなどこそ信られね、此を神の治らす一域とせるは、古傳の穢れるなり、猶大樓炭經、立世阿毘曇論などにも見えて、互に少づゝ相違あり、委くは印度藏志に參考

せるを見るべし、）漢土の説は。玄學の書ともに。縱廣二千三十里。金物水精臺於內流光照於外。其中有城郭人民など云ひ。其神を日君と云へり。（雲笈の日月星辰部を見ても知るべし、然れど中には、後に作れる妄談と聞ゆる説も少からず）、然れど其の成し始めの委しき傳へ。また其の大御神の皇國に生坐し。かつ比賣神に坐ます事などは。嘗ても得知らずぞ在りける。（和名抄の天部星宿類に、日造天地經云、佛令寶應菩薩造日、月造天地經云、佛令吉祥菩薩造月、と有るなどは論ふにも足らず、殊に此の經は、唐土の僧の僞り作れる物なるをや。）先師の玉鉾百首に。「天照るや月日の影をしる國は。本つ御國に仕奉ざらめや。」「諸のから國人も日神の光りし得ずは如何かもせむ。」「狹き意に言擧はすれど漢國も。比留賣の神の照す國內をなど詠れたり。（三首をとり總たる意は、日月の尊く忝き御蔭をしる國は、此の本つ御國に仕へぬと云ふことは、有るまじき道理ぞ、諸えみしの國人らも此の大御神の御光を蒙らずは、何とかすべき、然るに其の謂をば思はずて、各々さまぐに物の道理などを、賢げに言痛く云ひ立れど、其の國々も盡く、日の大御神の照し給ふ國なる物を、此の日の大御神の道を知らざるは、何ぞと含めたるなり。）また皇產靈大神の御德をも。「諸のなり出る本は神產靈。高皇產靈の神の產靈ぞ。」とは詠れたり。信に人類の生れ出ること。萬物の出來ること。みな此二柱の御靈によりて成り出る事にて。其の物を生じ給ふ御德を稱へて。產靈とは申すなり。抑々產とは。もと宇牟須の宇を省ける語にて。物を生じ出來す事なり。其は古歌に。石ほとなりて苔のむす迄と云へるは。苔の生ずる迄と云へる意なるを以て知るべし。（また今の語にも、息男息女など云ふムスも、其の人の產し成せる子と云ふ意なるをも思ひ合せよ。）また靈とは、もと火と同語にて。世に火ばかり靈妙なる物はなき故に。何にまれ奇々妙々にして。測識られぬ事物に。うつし稱ふ語となれり。皇產靈神は。天地をさへに鑄造たまへる。奇々妙々なる。神德の。大神に坐ます故に。かくは白せり。既に云ふごとく。伊邪那岐伊邪那美命に。天瓊戈を賜ひて。國を造らし

め給へるを始め。世の中の有ゆる萬物を成し給ふ。産靈の元神に坐すこと。神典の事實に明に見え。其が上に。顯宗天皇の御世に。日神月神の御誨に。わが祖産靈神は。天地を鎔造ませる御功ありと詔へるにて炳焉かり。この祖と詔へるは。近く云はば御先祖と云ふが如し。（神典に所見たる如く、日神月神は、伊邪那岐神の御子に坐すを、皇産靈神を我祖と詔へるは、諸の神々の御出生も、云ひもて行けば、皆この皇産靈大神の、御靈に頼ること なるが故なり、既に神代卷には、産靈神に、千五百座の御子ありと有るをも思ふべし、此は千五百とこそ有れ、數のいと多きを五百八百とか、千五百とか、八百萬とか云ふ例にて、千五百數には限らぬ言なれば、有ゆる神等を、皆此の大神の御兒と申さむも、甚き强說には非ずかし、然るは神も人も、總て此の大神の御靈の神德に資て生出ればなり。）然れば記傳に引れたる後拾遺集の歌に。「君見ればむすぶの神ぞ恨めしき。つれなき人をなに造りけむ。」とも詠みて。猶此の意はへなる語ども他の歌物語にも何くれと見えたり。（右の歌の意は、あゝはれ君は情なき人かも、然る情なき君を見るごとに、産靈の御神を恨めしく思ひ奉らる、然るは、なぜに如此情なき人を造り出し給ひけむと、恨み思ひ奉らると云へるなり。）此は元より戀の歌には有るなれど。此の頃まで其。是の大神の御德を。世間の人も熟く知りて在りし故に。かゝる歌も有るなり。御名の義と云ひ事實といひ。右の類なる歌語のあるに付ても。此の大神の尊き由緒は知り辨ふべき事なるを。外國々の學問をわろく爲損へる學者ら。また學問なしとも。生狡意に生れ付たる倫。などは。其の己が生出たるも。乃此の神の産靈に資れる事をし辨へず。そは是の國ぎりの昔語と。閑流し居るも多かれど。此は是の國ぎりの說に非ず。諸外國にも、各々其傳へのあるが中に。唐土には。其の名を元始天尊と稱し傳へ。印度には大梵天王と稱し傳へて。其の旨皇國の古傳に異ならず。（そは唐土の說は、唐の徐鉉が初學記に、大玄眞一經を引て、元始天尊者能爲二萬物之始一、故名二元始一、運道一切爲二極尊一、故稱二天尊一也と見え、印度の說は、小乘涅槃論に、大梵天王

名一切衆生祖父作一切有命無命物也など云ふ說の、あまた所見たるにて知るべし、）然れば釋迦も達磨も猶も[illegible]も。皆是の大神の產靈に生れる物なるに論なし。努々唐土印度などの。末學に扇惑せられて。此大神を疎略にな思ひ奉りそ。（然るは後儒の說に、元始天尊を玄家の妄と爲し、理をもて誣たる說等あり、佛家に大梵王を甚く卑めたる說等の有ればなり）偖また伊邪那岐大神を。諸越の古傳に。天皇氏と稱し。儒書には。天皇大帝とも。昊天上帝とも。天帝とも稱し。印度籍には。帝釋天とも天帝とも白せり。（但し漢國の古書を委曲に稽ふるに、上帝と云ふに三の別あり、其は天日を云ふと、五星の神を云ふと、紫微宮內なる天皇太帝星を云ふとなり、然るに、天日また五星の神をば天帝と云はず、天帝と云へば、必ず天皇太帝星の主神を云ひて、其の事蹟いと著明なり、此は俗の儒者などの、都に知らざる差別なり西蕃太古傳に委く辨ふるを見るべし）抑かく考へ定めたる事の由來。こゝには盡し難けれど。己早く。萬國の天地一枚なれば。此を開闢し坐る神々

も。國に依りて御名こそ異れ。同じ神々ならむと思へるに合せて。種々その證を得たればなり。其はまづ神武天皇紀。四年二月の所に。鳥見山中に靈畤を立て。皇祖天神を郊祀し給へりと有るは。皇產靈神。伊邪那岐神。天照大御神などの。天皇祖神たちを祭り賜へる事なるを。古語拾遺に祀皇天とあり。（また同書に、皇美麻命御天降の時に、皇產靈神の依し給へる神籬を、神武天皇の御世に祀り給ふ處にも、皇天二祖の詔に從ひて、神籬を建つと記せり）又桓武天皇紀。延曆六年の處に。十一月甲寅祀天神於交野と有るは。神武天皇御世の例と聞ゆるに。其の際文に。告于皇天上帝云々と詔へり。これ皇祖天神に。漢籍に謂ゆる昊天上帝。天皇大帝を當給へるなり。（此の御祭、また文德天皇紀、齋衡三年十一月の處にも見えて、河內國交野原にて、昊天の祭りし給ふと見えたり、）斯て同紀の二十四年二月丙午の處に。石上宮の神寶どもを移し給へるを。其の大神の祟めて。御誨ませる御語を記せるに。唱天下諸神。勅諱贈天帝耳とある天帝は。神語に

は。天神と宣へるを。漢文にかく書れしかと思ふに。然には非ず。伊邪那岐大神。やがて漢籍に謂ゆる。天帝に坐ます故に。當時の語のまにまに。神の自かく誨し給へるなり。其は御々世々の實記に有ゆる。神語の類を竝べ視るに。誠に其の時々の詞をもて。誨し給へるが多かればなり。(さるを凡常の古學者などの心には、神世の神等の、よし人に著りて御誨あるとも、神世の古語をもて、宣給ふべき事と思ふべかめれど然には非ず、其は尊き神等の外國々に渡などし給ひては、其の國々其の時々の語のまに〳〵言語まして、譬へば皇國にて、火水と宣へるを、唐土にては水火とのたまひ、印度にしては、水火と宣ひて語通はし、皇國にては歌に宣ふべき事を、漢土にては詩にのたまひ、印度にしては、陀羅尼にも宣ふことにて、凡人の通譯なくては互に言の相通はぬ類の、不自由なる事には非ず、こは別に考へ證せる物もあり、然て己が書等に、往々漢文の序跋など付ることも有は、俗には漢文をのみ感讀て、却りて和文を讀得ぬ人も多かれば、序の漢文より引きて、本文の和文に讀入しめむと欲へる老婆心なるを、生心つきて、一向に漢土を惡ふが、其宣はぬ事とて、何くれと論ふ倫ひも有れど、其は心せまし、己が傳ふる眞の神道に志して、皇國のみかは萬國の顯幽かけて、奇魂を飛し、幸魂を通はしめて、是の道を傳へ弘めむと、思ひ入りたらむ教子どもは、能く此の旨を思ひて、萬國の言靈をも、幸ふべく心懸べきなり、此は敍なれば云ふなり)一條太閤兼良公の纂疏に。天御中主神と。皇産靈神とを。此の神等は天に在りて地に降らず。謂ゆる天帝なりとも。大梵天王なりとものたまへれど。未精からず。誠には天御中主神は。漢籍に謂ゆる上皇太一。皇産靈神は元始天尊にて。印度に謂ゆる大梵王にまし。天帝とは伊邪那岐大神に坐こと。上にも云ふ如くなるをや。(俗の古學者など。此の纂疏の御說などを見ば、誣會の如くも思ふべけれど、此は久那斗神に道祖をあて、水波能賣神に、罔象を當たる類の牽强には非ずかし)然れば菅原天神の御事を。記し奉れる實錄どもに。告文に罪なき由を注めて天帝に白し。其の許をうけて。祟をなし給ふと有

る天帝も。右の石上大神の。御言と思ひ合するに。伊邪那岐大神に坐こと灼く。また漢土の故事をもて云はむに。春秋傳に。秦穆公と云へるが正夢に。帝の許に到れる事あり。また良霄と云ひし者の靈現はれて。帝に請へる由にて。祟を爲たるなどの類。數ふるに暇非ざるは。皆同じ天帝に坐なり。(また彼の國の是より古き世の始の事實を云はむに、天皇氏とて、世間の事を草創たることの、三五暦記などに見えたるは更にも云はず、天柱を立て地理を安し、扶桑國を神の本國と定め、其の海中に三神山をものして、海神の宿となし、夏禹王に洪範の九疇を與へたる類のこと、尚書列子漢武內傳を始め、諸書に多く見えて、西藩太古傳に委く考へ注せるが如し、)是を以て彼國にも。古く此の大神を。世間の主宰として天帝と稱し。物類も事業も。みな其の神靈に資て成り。人の生質に。至善の靈性あることも、此の大神の賦たる由を語り傳へて。尚書毛詩を始め。其の意なる語ども多く見え。また此を司命神とも白して。人に罪犯あれば。其の罪の輕重によりて。大なるは三百日の壽を奪ひ。小なるは三日の壽を奪ふなども見えたり。(此は古緯書の類。また支道の諸書にも見えて、別に抄錄し正せる物も有り。)また是に就て思ふに。新撰字鏡に。社以レ豕祀ニ司命一也、宇牟須比萬豆利とあり。(からぶみ說文解字に、祀以レ豚祀ニ司命一と見えたれば、其に倣へる趣なるべし、)豕をもて神を祀るは、諸越の爲なれば。此には其の祭法を用ひたりや。用ひずや知ねども。司命を產靈神にあてゝ。其の祀りせる事とは知られたり。(靈異記、今昔物語などに、牛を殺して漢神を祭ると云ふことの、有りしに准へて思へば、豕をもて祀れる事の有りけむも、亦知るべからず、)實には司命神は。伊邪那岐神にこそ當れ。產靈神には當らねど。伊邪那岐神の司命とます。其の本は產靈神の。神德に賴給ふ事にし有れば。甚く差へる事には非らず。(なほ此司命神の、皇國內に理命之宮と云ふを建て、神仙の生籙を主ると云ふこと有り、是また讖緯の事に非ざれど、其の說長ければ、太古傳、また三神山考に說くを見るべし、)さて此の大神たちの。惟神に行ひ給ふ道を天道と言ひ。

其の道を萬物の奧と云ふ。其は老子に。天之道其猶張弓乎。高者抑之。下者擧之。有餘者損之。不足者補之。天之所惡孰知其故。是以聖人猶難之。天之道不爭而善勝。不言而善應。不召而自來。繟然而善謀。天網恢々疏而不失。道者萬物之奧。古之所以貴此道者何也。不曰求以得。有罪以免耶。民不畏威則大威至矣など言ひ。孔子も此れ等の師言に習ひて。畏天の道を敎へ。人の。其の奧に媚より。むしろ竈に媚よとは。何の謂ぞと詰問へるに。罪を天に獲ときは禱ところ無と言へりき。(勤々かの宋儒らが、天者理而已と云ひ、或は天道理、理便天道也、且如說皇天震怒、終不是有人在上震怒只理如是と云へる類の、邪說を用ふる事なかれ、墨子はやく、後世かゝる邪說の起らむ事を察へるか、大雅曰、文王陟降在帝左右、若鬼神無有、則文王既死、彼豈能在帝之左右哉と云へり、げにも人の靈は更なり、帝の左右と云へれば、彼の古へに天と云へるも、理をのみ云へるに非ざること著し、然るを商湯周武がごとき姦人ら、こを口實となし、天命と云ふを、其の弑逆の罪を文る遁辭に用ひしより、後には寓言の如くなりし故に、師は「神こそ有れ、天に心はなき物を、心ありげに云ふがをかしさ、」また、「戎人の神の御靈をえ知ずて、天のしわざと云ふが愚かさ」など詠れたり、然れど實には彼の國の古書どもに、天之道天之命など稱せるは、天帝の道、天帝の命と云ふ義なるを、其の座所をもて略語せるにて、譬へば多賀坐伊邪那岐神、伊勢坐天照大御神と申すべきを、御伊勢樣、御多賀樣など云ふが如し、師は此の謂を思ひ落されてぞ有りける。)さて延喜神名式に。神祇官坐八神と申奉るが中に。高御產日。神產日二神は。上に白せる皇產靈神二柱に坐こと。云ふも更なるが。次に玉積產日。生產日。足產日と申す三前は。疑なく伊邪那岐神の。謂ゆる司命に坐ます神靈を。三柱に齋ひ給へるにぞ有りける。其の由ここに說盡すべくも非ねば。古史傳に就て視るべし。但し八神の中に。此の五前は。邇々藝命の天降り給ふ時に、天津神籬に齋ひて、皇產靈神の御手から授賜へる神等なるが、此餘に大宮賣、事代

主、御食津神の三前は、遙後の世に加へて、八神と爲給へるなり、此の事も古史傳につきて視るべし〕さて此の大神等を天ッ日の御國に拜み奉ることは。神典の趣きに依れるなれど。尙委く赤縣州の古書どもに依り。事實に徵し考ふるに。謂ゆる紫微北極の高虛に。元より其の神域ありて。此處ぞ常宮なると所思る由あり。其は太古傳に云へれば。此に精くは云はず。志篤からむ人は。つねに彼處をも畏むべき事にこそ。(說文を按ずるに、虛の字は丘に从ひ、丘は北一に从ふ文字にて、紫微直下の崑崙丘を云ふ字なり、山海經に、崑崙之丘惟天帝之下都也と見え、說文及び諸書に、崑崙虛とも云ひ、此所はしも、天地の本所なるが故に、引伸して總て大空を大虛とは云へり、是を以て玄道には常に此の丘を尊みて、諸天神の下都と稱し、儒書に死者を北面にするは、神幽に求むる意なる由見え、狐の死ぬるに丘を首にすと云ふも、北を尊む義なり、また印度の古說にも、彼處を天帝の神都にて、諸大神妙天の居止する所とは云へり、共に浮たる說には非ず、委くは。古史傳及び太古傳、印度藏志に云ふを合せ考ふべし〕

○次に西方に向ひ。平手を二つ拍ち。額突き拜みて

月豫美國爾神留坐須。國之底立大神。伊邪那美大神。月夜見命乎始米弖。其國爾坐須神等能御前乎。愼美敬比畏美畏美毛。遙爾拜美奉留。

月豫美國とは。即今見放る月のことなり。此國の成始めは。玉の眞柱に圖を著せる如く。此の大地の底つ下に附て成れる故に。根國底國下津國など云ひ。また常に闇なる國なりし故に。夜見國とも云へりしが。其の國に始めて成坐せる二神あり。國之底立神。豐斟野神と申す。夜見國は。此の二神にて修堅め給ひしと聞えて。此を豫母都神と申せるを。伊邪那美大神その國に到り坐て。彼處に永く御坐す事に定れるより。此の神を豫母都大神と稱せるが。後に健速須佐之男大神。この國を所治食して。月夜見命と御名に負坐せれば。其より後は。此の大神ぞ彼の國の君には御坐ける。(此の大神かの國の君には坐せど、他神たちは皆臣なり

と云ふには非ざること、天照大御神は天つ日の國に君と坐せども、餘りの神等の、みな臣なりと云ふには非ざるが如し。)斯て此の國の。大地より切放れて。大虛に見ゆる事と成ぬるは。邇々藝命の天降坐りし前なること。古史傳に委く考證せるが如し。(第百三十八段の傳見るべし、)偖しか切放れて後は。何に有るらむ知得ねども。大地の根に付て在りしほどは。大地の汚濁の盡く垂下れる故と見えて。甚も穢き國なりし事。伊邪那岐大神。大國主神の到り坐せる時などの趣にて知るべし。既に伊邪那美神は。こゝの竈所にて粪炊たる物を聞食せる故に。還り難くぞ思召しける。(玉鉾百首に、「穴かしこ豫母都戸喫のまがよりぞ、諸の禍おこり初ける」、と詠れし如く、伊邪那岐神なも、伊邪那美神の御後を追て、此の國に往坐し、其戸喫し給へる伊邪那美神と、御あらそひの事ありしより事起りて、禍神たちの多く成出で、世に枉事を行ふ本とは成れり、其の大意は、第五詞に云ふを見るべし、)さて此の國を。所治食す月夜見命。やがて速須佐之男神にて。元より月夜見國を。所知看べき由緒あるが上に。かの保食神を殺し給へる耳ならず。甚く荒びて。高天原を騷動し給ひ。彼處より。流離はれて。往坐せる國なる故に。古語に月の別名を左佐良榎壯子といひ。月はもと豫美國なりし故に。又月讀壯子とも言へり。(そは萬葉集に、山葉左佐良榎壯子と詠める歌の下に、月別名曰二佐散良衣壯士云々と見え、また三空往月讀壯士云々、また仰而將待月人壯なども詠めるにて知るべし、)是を以て古く萬葉にも。月の歌は有るなれど。甚く哀れと感るをば。善からぬ事と爲たりと聞えて。伊勢物語に。「大かたは月をもめでし此ぞこの。積れば人の老となる物」と詠み。(此の歌古今集にも見えたり、)竹取物語に。春の初よりかくや姬。月の面白う出たるを見て。常よりも物思ひたる樣なり。或る人の。月のかほ見るは忌ことゝ制しけれども。ともすれば。人まには。月を見ていみじく啼給ふとも見えたり。(また後撰集に月をうつくしみ哀と云ふは忌なりと云ひ、源氏にも、凡ら月な見給ひそよ、心空なればいと苦しなと見え、漢籍にも白氏文集に、莫下對二月明一思中往事上、滅二君年一損二

君顏色と云り、前には上なる歌物語の詞は、此の文集より起れる詞ならむと思ひしかど、此はからやまと同じ故實の傳はれる物と見えたり。）然るに八月の十五夜に。月看とて。上下なべて月前に物を備へて祭りをなし。宴することは。實にも秋の最中にて。月の殊にさゆる頃なる故に。上古より此の夜のみ。かく行ふ例なりしか。其は詳ならず。（月令廣義と云ふ漢籍に、中秋餽遺月、饌西瓜之屬名看月會と云るを思へば、其にならへる態ならむも知るべからず、續古今集天曆御製に、「月ごとに見る月なれど此の月の、こよひの月に似る月もなし、」と詠ませるを思へば、月看とて祭へる事の古きは知られたり、其は九月十三夜の月をめづる事は、諸書に寬平の御世に始まれり、と有るを思ふにも、中秋の月看は其より前に有りしと聞ゆればなり。）また此に就きて思ふに。伯家部類に日神月神の拜式の處に。不拘時刻先向東方再拜。此拜日神。次向西方再拜。此拜月神と見えたるは。故實ある事と思はる。漢籍禮記に、祭日於東、祭月於西、以別外內、以端其位と見え、玄學の書等にも此の說あるは、是また和漢の故實あひ符へる物か。）さて月また一箇の國なることは。漢土にも印度にも。早く其の古說ありしと聞えたり。其の印度の說は。長阿含世記經に見え。漢土の說は。雲笈の日月星辰部に見えたり。（然れど共にたゞ一箇の國にて、中に月神の坐ますと云へるのみ古說と聞えて、餘りの文は後の增說と聞ゆれば、其の文は引出ずなむ。）さて天日の御國は。大空中に位を定めて旋動しつゝも。其所を變さるを。大地は其の旋りに從ひて。一周一年をなし。月豫美國は大地に屬ひめぐり。日月の神自然に。大地の晝夜をもち別け。幸へ給ふ道理の。なほ委しき趣きは。古史傳また天象實義に謂ふを見るべし。（玉のみはしらにも且々は云へりき。）

○次に伊勢國の方に向ひ。上件の如くして。

神風乃伊勢國拆鈴五十鈴原乃底津石根爾大宮柱太敷立高天原爾比木高知氐鎭座坐須。天照大御神乃大朝廷。外宮乃度會

乃山田原乃、底津石根爾大宮柱太敷立。高天原爾千木高知弖鎭座坐須。豐受大御神乃大朝廷。及二宮乃相殿爾座須皇神等。枝宮枝社乃神等能御前乎毛。恒美敬比畏美畏美毛遙爾拜美奉留。

神風乃と云ひ出たるは、伊勢と云はむ枕語にて。古事記日本紀を始め。古書に多く見え。萬葉集に。神風爾伊吹惑之とも言へり。風は神の御息なれば。神風の息と云へるキをおきて。イの一語にいひ掛たり縣居翁說の如し。(なほ冠辭考を見るべし、)折鈴五十鈴原とは。拆鈴は五十鈴と重たる枕辭也。其は鈴の口の裂たる故に拆鈴と云ひ。五十鈴は借字にて。イは發語。スズは篶なり。其は此の所もと篶原なりし故の名なり。(五十鈴と書たるは借字なること彼の立走いすゝぎし姬命の名を五十鈴姬と書たる例の、書様なる事を思はで、此の字に合せて、其の原へ天より五十の鈴の降りし故に名くと、外宮の書等に作加たる說あるを、師も取り用ひられしかど、其は信られず、此の眞篶苅ニ科野と云る篶、鈴鹿山、鈴の森など云ふスヾと同し語なるにや、委くは古史傳に註ふに見るべし、)神功皇后紀に。大御神の御語に。神風伊勢國百傳渡會縣之。拆鈴五十鈴宮所居神。名。撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命と。御自から御名告り給へる。御詞に依れる文なり。(また古事記を始め古書どもに、佐久々斯侶伊須受能宮とも佐古久志留伊須受能宮とも有、其は記傳の說にて心得べし、)底津石根爾大宮柱太敷立云々とは底つ岩根までに深く。大宮柱を太しく築立て。高天原にも及ぶ迄に。比木を高く置て鎭座ますと申して。先其の宮より稱美へ申すが古語の例なり。(宮柱の太嚴めしきと、比木の高きこことを云ひて、其の宮の巍然なる事は云はねど、自づからに結構なる趣の、こもりて聞ゆるは古文の妙也。)比木とは。神宮の棟に打違へて。高くさし上たる木の事にて。即屋根の押なるが。師說に其の狀肘の如く曲りたる物ゆゑに肘木と云ふ。其のチを略して比木と云ひ。ヒを略して千木とも云ふと有り。(此の比木千木の事につきて、祕事とて俗間に云ひしらふ說ども有れど、取るに足らず)

借かく枕辭を用ひ。言にあやを爲して。美しく云ふが。神世の物云ひ趣なりっ然れば天照大御神と申す御名も。假字付たる如く。音便を用ひず濁らず。正しく申し奉るべし。（此の御名を古事記には、大御神と書たるが正しきを、日本紀は字少に書く事を好まれし故に、大神と書たるを、俗にオヽンガミと唱ふるはオホミカミと音便訓なり、かやうの訓ざま皆わろし、其は此の大御神の御名のみならず、高皇產靈神をタカンスビと唱へ、伊邪那岐命を、伊邪那美命を、諾尊冉尊などいひ、素盞烏尊を素尊など申す類みな宜からず、古學に入りたらむ人は力めて然る俗弊を去ること專要なり、）大朝廷とは何の事もなく。大御神の朝廷と云へるなり。外宮乃度會乃山田原とは。即謂ゆる外宮を申し。五十鈴原の大宮は宇治にて。即ち謂ゆる內宮なり。此の兩宮及び其の相殿に座坐す皇神たち。また其の別宮攝社末社をも。總て拜み奉るとして。此の詞を作れるなり。（但しこは、先師の常に白されし詞をとりて、少か文の趣を改めしなり、枝宮枝社とは、即ち別宮攝社末社なり）、さて內宮の大御神をっ此所に鎭座なし奉られし由緖。またその御神體の事は掛まくも畏き御事ながら。高天原にて大御神。かの須佐之男命の御荒びに依りて。天岩戶をさして幽居りし時に。天つ御國もこの世間もっみな常闇と成り妖神とも時を得たりと荒び立しかば。皇產靈大神を始めて。八百萬の神たち甚く憂ひて。八意思兼神を出し奉らむと。種々に議り給へるに。ふかく謀り給ひ。まづ手置帆負命、彥狹智命といふ二神に。新宮を造らしめ。天香山命またの名は。天兒屋根命と申す神。兼神またの名は。石凝度賣命と云ふ神に。天香山の鐵もて八咫鏡を作らしめ天目一根命と申す神に。八握劒を作しめ（是ぞ御殿また鏡劒を造れる事の始なる。此より前に伊邪那岐命の御劒は有れど、そは其の御靈に化給へる、別なる由あり、また此の時に造り給ひし御鏡は、鐵なる事、又此の時造らしゝ御劒は、即ち草薙太刀なる事などの、委しき考說有、其の大意は、第十詞に註せるを見るべし、）天羽明玉命といふ神に。五百箇御統の玉を作らしめ。天日鷲命と申す神に。青和白和布を作しめて。其の鏡。玉。和布をし。

根こぢの榊木に取つけて。天太玉命と云ふ神そを取持ち。石戸の前に庭燎を焚き。常世の長鳴鳥と云ふを集めて鳴しめ。（漢土の古代に出たる鳳凰と云ふ鳥は、此の長鳴鳥の類ひならむと思ふ由ありて、西蕃太古傳に註せり就て見るべし）天手力雄命亦の名は。天石戸別命と申す神を。石屋戸の側に立しめ。大宮能賣命またの名は。天宇受賣命といふ神に歌ひ舞しめ。天兒屋根命は稱詞まをし。八百萬の神たち。笛吹き琴かき鳴し。神樂をぞ奏しける。（此の時の神樂はしも、石屋内に坐ます大御神にまさりて、他神のいと尊き神の坐ます故に其の神に稱詞白し、神樂など奏して、慰め奉る趣にもて成し、大御神の疑ひ思召して、石戸を開けて御覽さむ時に、引き出し奉らむとする術なり）爰に天照大御神。その樣を聞召し怪み給ひ。石戸を細めに開けて御覽じけるに。彼の八咫鏡にその御貌の映れるを。他し貴き神の坐すと思ほし。彌いぶかしみ坐て。少く戸を出て御覽せむと爲けるに、彼の戸側に隱立たりし。天手力雄命。その御手をとりて。引き出し奉られしかば。高天ノ原もこの世間も。本のごとく照り明かに成れり。こゝに大御神を彼の新宮に座せ奉りて。大宮能賣命を御前に侍はしめ。天石戸別命に。其御門の左右を守護せしめき。是ぞ石屋戸段の大略なる。（委くは古史傳に就て見るべし、猶くさ〴〵の事共有り）さて内宮の御神體は。皇孫邇々藝命の。高天原より天降り坐むとせし時に。天照大御神の御手づから。彼の八咫鏡を取持せ給ひて。此の鏡は吾御靈として。吾を齋祭る如く。拜祭り給へと詔して。授け奉り給へる神鏡に坐也。（師の伊勢二宮拆竹の辨にも、此の由を記して、即ちこれ此の世を照坐ます天照大御神の、御靈を託給へる所也、然れば此の内宮の御神は、皇國の人は更にも云ず、漢天竺其餘の國々、天地の間の萬の國、天津日の御蔭を蒙る限りの國々の人は、王も臣下も民もみな、其御徳御蔭を尊み拜み奉らでは、叶はぬ御神に坐ますを、總て外國には、神代の正しき傳説なきが故に、今に至るまで、件の子細をえ知らずして過來ぬるは、憐むべき事なるを、皇國には、此の子細正しく神典に傳はりて、明かなれば、此御徳御蔭を、誰かは仰ぎ尊み奉らざ

るべき、天皇の大皇祖神に坐ます御事の尊さは、今更に申すに及ばぬ御事ながら、只その尊さをのみ思ひ奉りて、天下萬國の人盡く、今現在に御蔭をかゝふる尊さをば思はざるは、最悲しき事なりと記して、玉鉾百首に「とこしへに世を照し坐す日の御靈つけし鏡はいせの大神」と詠れたり。かくて此の御神靈の御鏡の伊勢國に鎮座なり給へる事は。皇美麻邇々藝命より次々。同じ御殿の內に齋祭り給へるが。其の十四代崇神天皇の御代に至りて。大御神の御誨あり。かつ天皇にも。御同殿に坐ことを。畏く思召され彼の石凝度賣命の子孫に。別にかの神鏡の形を摸造らしめて。御代となされ。本よりの御神體をば。豐鉏入比賣命と申す皇女に。戴き奉らしめて大和國の笠縫邑と云ふ地に宮を造り。齋き奉れるに。其の地は神慮に應はずと御誨しあり。(此の事日本紀及び、大同本記、また神宮雜事記などに見えたるを以て云ふ。)是によりて次の御代垂仁天皇の御時に。倭比賣命と申す皇女に戴き奉らしめ。大和國より伊賀近江美濃伊勢と。神慮に叶ふ地を求め給へるに。今の內宮の地。五十鈴原に到坐して。此所ぞ我が高天原にて。見定めつる地ぞと御誨有りしかば。其の原の荒草木根かり攘ひ。大宮造りて鎮座なし奉られたり。此は垂仁天皇の二十六年と云ふ年なり。(今この文政五年まで、千八百二十六年になるべし、此に鎮座せるより以來の事は、歷朝の事記せる書等は更なり、近く集記せる、神廷紀年といふ書などを見て知るべく、其の神事のと記せる書は、延暦の儀式帳、及び延喜の大神宮式、建久の年中行事など猶多かり其は內宮の御事のみならず、外宮の御事も委く見えたり。)さて外宮に鎮座ます。豐宇氣毘賣神と申すは。伊邪那岐伊邪那美神の御子。火神迦具土命と。土神埴安姬命との御間に生坐る。稚產靈神と申す神の御子に坐なり。(火神と土神とは、兄弟なるに御合ませる事をし、道ならぬ惡行の如く思ふは、神々造化の玄妙なる趣を思はざる、後世の俗意也、其の由古史傳に註せるを見るべし、玉の眞柱にも少か論へりき。)即上の詞に說たりし須佐之男命。亦名月夜見命に殺され給ひし。保食命とも。大宜都比賣神とも申せる神これなり。此の神

の御名なほ宇迦之御魂命。稚宇迦能賣命、豐宇迦能賣命、大宇迦神。大御膳神。登由氣大神など申して。その御神德廣太にして。まづ穀類は此の神の御體より成始め。何にまれ腹内に藏めて、飢を養ふ物は。みな此の大神の御靈を蒙ざるは無き故に。宇氣と云ふ名を負ませり。(此の神の穀類のみならず、一切の食物を幸へ給ふことは、須佐之男命に進らしゝ御饗に、海山の物をも備へて進れるにて、著明に知らる、)其は師の言の如く御名の義豐稚大などは賛稱にて。神名にも人名にも例おほし。宇氣は食の義なるが。此を言のつゞきに依りて。宇迦とも通はし云ひ。また宇を省きて。氣とのみも多く云ひ。また尊みては。御氣と云ふも常の事にて。同く食の美なり。登由氣大神とも申すは。余宇を切めて由と云ふなり。また豐受とも書く受の字は。たゞ訓を借たるにて。更に此字の義に非ず。また御饌神御膳神など樣々に書たるも。皆御食の義なり(此の御名を御食津之神と之を添へて唱ふるは非なり、津と云ふは之の意なれば、ミケツカミと唱ふべきなり、天津神國津神など云ふ例をも思ふべしと師說なり、)然れば宇迦之御魂神と申すと。食の御靈なる神と申すこと。保食神と申すは。食を保ち掌る神と申す義なり。此の外に謂ゆる神學先生らが說。すべて論ふにも足らず。(其は師の折竹の辨を見ても知るべし、)偖また此の大神の。分靈の神二柱あり。其の一柱を久々能智神と申して。木祖の神にて。諸の木は悉。この神の御靈に因りて生出たり。其の一柱を萱野比賣神と申して草祖の神にて。諸の草は皆。この神の御靈に因りて生出たり(木神野神ともに、豐宇氣毘賣神の分靈なりと云ふことは、古今の學者のかつて云はざる事なれば、不審に思ふ倫も有るべし、古史徵に就て見るべし、)抑この大神の御德の顯れたるは。彼須佐之男命荒び坐して。此の神を斬給ひし時に。その御骸に穀物の種ども。牛馬蠶など出來て。そを天照大御神の取寄まして。其の種等を。此物等は愛しき青人草の。食て活べき物ぞと詔ひて。天上にて始めて其の穀物を殖しめ給ひ。(蠶は御眉に生て其の狀の眉に似たるが、眉をつくり、麥と豆とは御陰に生れるが、麥の形やゝ女陰に似たり、また今の俗に女

陰をきめと云ふも由ある言には非ざるか。）さて蠶の糸を紬ぎて。衣服と爲ことを始め給ひ。家住は木もて造り。草もて葺き。木綿麻蕢など。皆その神靈によりて出來たる物なれば。外宮に坐す登由氣大神は。衣食住の神になむ御坐しける。（外宮の大神を食の神と申すのみは、師の精說あれど、衣食住の神ぞと云ふ說は、余が始めて云ひ出たる說なり、委くは古史傳に說たるを見るべし。）是を以て天照大御神。天つ御國にて此の神の御靈を。いと嚴重に祭り給へり。其は天下の人民の爲に物し給ふ御祭なること。彼種等を始めて御覽じける時に。此物等は顯しき青人草の食て活べき物ぞと詔へるにて明白なり。（たゞに此の物等は食て活べき物ぞとは詔はず愛しき青人草のと詔へるに深く心を付て思ひ辨ふべし、信に言ひも得がたき、尊き厚き大御情のこもりて在り、其委しき說は古史傳に云を見べし。）さて皇孫邇々藝命を天降し給ふ時に。その豐宇氣毘賣神の御神體。また齋庭の穗とて。大御神の御田なる稻穗をさづけ給へり。然る種をし。神の生給へる御國の。季候順正なる。肥土良田に

殖る故に。神世より稻穀萬國に卓れて美ければ。瑞穗國とも號しなり。（拆竹の辨にも皇國は殊に稻穀の、はるかに萬國に勝れて、めでたく美しき御國にして、瑞穗の國と云ふも、稻穗の卓れて麗はしく美たき由の國號にして、神代より稻穗の事に、格別に貴き子細あれば、天照大御神の、此の豐受大神を、とり別て重く祭らせ給ふは、深き由ある御事にぞ有りけると有り。）また然る美たき米を飽まで食て在るが故に。人また萬國に卓れて剛強なり。外ッ國の稻種の始めも。漢土天竺ともに天より降下れる由の古傳あれば。天津神の下し賜るには違ひ無れど。御國の稻種の如く美からぬは。神の生給へる國ならず。潮沫の凝成れる瘦地にて。風土また稻に相應せざる故なり。人命の元たる稻のわろき故に。人また柔弱なり。其はかの唐土の御國に近き國なるに。其の國人の御國人に合せては甚弱く。米また甚脆きにて知られたり。（長崎聞見錄と云ふ書に、唐人の飯は唐米にて、粒大なれども味ひ淡し、もし彼地より持來る糧盡れば、此の地の米をも食ふ、其の時は熱湯に湯びきて後に煮て食ふ、然らでは

彼國人の口腹に重く、譬へば此地の人の、糯米を飯にして食たる如く、腹中鬱滿して宜からずと云ふ、また力量此地の人に劣ること雲泥なり、此の地の者の擔ふ三分の一にも、足ざる程の物を擔ひても、流汗甚しく、僅に十歩二十歩行きて憩息することなり、此を以て麥麪などを末する磨器は、必ずその廻し手を牛に結接て、轉回さすなり、夫故に彼の地にても、此の地の人一人に七八人を當ると云ふ、然ながら身輕く履にて蹴る術あり、此の地の人の知ざる事なり、彼の地は惣て此術を行ふ、此の地の人其の術に心付かず、一槩に唐人は弱き者と輕慢して、嘗て朝鮮人一人に、此の地の人七八人蹴られて厥倒せし事あり、是を以て唐人と事を論ずるには、先その蹴る事を心得べきなり、此の事をだに知れば、七八人は固より二三十人にても、容易に屈伏せしむべし、偖かの國の藁は膏澤なく折れ易くて、繩などに製して、久しく保ち難し、其の穀の膏油少きを以て考ふるに、斯有るべき事なり、唐人ら此の地の藁の潤澤にして、繩などに製して強く、調法なるを見て、稱嘆する事なりと云へり、)また淤蘭陀などは。國がら殊に惡く寒地なる故に。米の出來宜からず。麥は却りて米より能く出來る故に。酒も麥にて造るなり。其は麥は此方にても。四月頃のやゝ暖なる時節に。熟する物なるが故なり。彼の國人ら皇國の米の美たきを羨み。その種を賜はりて。其の國に植るに。其年は可成に出來る事もあるを。其の種を再植ては。淤蘭陀の米と同じ樣に化るとぞ。萬づの國の稻も。御國の稻に劣るべき事これに準へて知るべし。(近く文化六七年頃の事なりとか、陸奧國白川領へ、秋の頃に、何れの國のとも知らぬ、異國の稻穗を一穗、鶴の喰持來つること有り、こは大同本記に、天照大御神を、今の所に鎭座なし奉れる翌年の九月、志摩國伊雜方の葦原にて、鶴のいた鳴ける處を尋視れば、一本なる稻の末千穗に茂れるを、白眞鶴の咋持て鳴けるにて、其を見出つれば鳴止けるを、倭比賣命、恐し言問ぬ鳥すら、田作りて、皇大神に奉る物をと宣ひて、神供に奉れる、其の翌年もまた然る事の有しかば、其の鶴の在し處に、八握穗社を造り給へる故事に、思ひ合されて由有る事なりとて、白川領主、その稻を翌

年になりて、殖しめられけるに。能く實れり、其の稻のさま、莖太く五尺ばかりに延て、實の大きさ皇國の稻實を、二つ合せたるよりも大きなるが、糯米にて實の數いと少なく、籾に合せては、米粒小さし、然れど尋常の米を、二粒合せたる量にて稍長し、膏澤なく、其藁はなはだ脆くをれて、都て繩などに綯ふべくも非ず、其を年々に作り殖せるに、始めに變らず出來けり、往年人より一穗贈れるを、近國の百姓門人らがり、十粒ばかりづゝ贈りて作らしめ、己も大鉢に作り試るに、田に作れるに替りなく繁茂して、能く實れり、此を作れる者ども云く、實成のいと少く、莖葉の餘りに繁り榮ゆる故に、田地を甚く害ひて、得分なき稻なりと云へり、然れば此の後いつまで作るとも、本質を變ぜずと見えたり、此は紛ふべくも非ぬ異國の稻なるが、皇國に植て變ずる事なく、皇國の稻種を他國に植たるは、其の國風に變ずること、最も奇しく不測なるに就て思ば、皇國の稻種の本は、別なる由ありて、天皇に神の依せる稻なる故に、他國に植ては變ずるを、他國の稻も、本は天より降たるなれど、普ねく下國に賜へるなれば、何國に植ても、其の性質を變ぜざるにや有らむ、此の事なほ深く其の因縁を考ふべきなり、凡て他國渡りする大鳥の高く大空を翔るには、必ず木の枝草の莖など咋もつ物なりと云へば其の鶴はも、異國より來しこと疑なくなむ。）玉鉾百首に。「天皇に神の依せる御歳をし。飽までたべて在るが樂しさ。」と詠れしは信に然る言にて。御國の稻穀の萬國に勝れたるは。右の由緒なるが上に。天照大御神の。青人草を惠み坐す大御心に。豐宇氣神を厚く祭らせ給へれば。豐宇氣大神また殊に御靈を幸へます故なり。然る大神たちの賜物なる謂による事と聞えて。飯をば古くも給ぶと云ひ世の言にも給ると云ふ。其は神より頂戴する義なり。（まためしと云ふは、何によらず身に受納るゝを云ふ言なるが、飯はめし納るゝ物の中にも、第一の物なる故に、其の名を負たるなり、また稚子の言に、おまんまと云は、御甘々の義にて、能く甘味ふるに米の飯ばかり、甜き物の無き故に、いひ習ひ來れる語と聞えたり、）然れば神世よりして。新穀の出來し始めは。天皇御身づから。其の初穗を。天照大御

神をはじめ。諸神たちに奉らるゝ神事あり。此れを新嘗祭と申す。然して後に御祝ひありて、御自も所聞食す事なり。伊勢の宮にては。九月十七日と定め給ふ。是をもて其の國人はっその御祭りの濟ざる間は。新穀を食せずとぞ。信に然も有るべき事なり。(今は然る事の本を辨へざる人の多かれど、實には兩宮の大御神たちへ、新穀を奉る御祭りの濟ざるに、給始めむ事は、いかにも憚り奉るべき事なり。)古昔は上下なべて。新嘗の祝ひを爲たること。常陸風土記に。富士の神筑波の神の御祖神。國巡せす時に。日くれて富士神に宿を請へるに。新嘗の祝なりとて入しめず。筑波神に請へば。今夕は新嘗なれども。御祖に坐せば。など宿し參せざらむと言ひて。入しめたる故事あり。(こは其の新嘗の祭する日は。物忌して、外より入り來る人を、禁じたりし故なり。)また萬葉集の下總歌に。鸊鷉のかづしか早稲を嘗すとも。其悲しきを戸に立めやも。と云ふ歌あり。(にほ鳥は、葛飾と云ふへ、枕言に置たるにて、鸊鷉の潜くと云ふを略きて、葛飾の地にいひ掛たりと、冠辭考に云れたるが如し、此は下總國に、葛飾といふ地ある。其の所の早稲と云へるにて嘗すともとは、始めて早稲を刈て、里鄕の者にも饗ひて、祝ふ事なるが、葛飾は其ころ早稲に名高かりけむ故に、かくは詠たるにや。)此は女の歌なるが。一首の意は。早稲を新嘗する節は。いみじく齋ひ愼みて。門をも指して。猥によそ人を入れぬ事なれども。戀しく悲しく思ふ男の來ては。門の外に立せては置し。內へ入れむと。男を思ふ志しの。淺き由を詠たるなり。また同じ卷に。「誰ぞこの屋の戸おそぶるにふなみに。我が夫をやりて祝ふ此の戸を。と云ふ歌も有り。(此は早稲饗をする所へ、その夫をやりて、其の妻の家に居たるが詠る歌なり、おそぶるとは押と云こと、にふなみとは、新嘗と云ふ事にて、此の頃の下總語と聞えたり、)一首の意。人の許へ新嘗の祝ひに夫をやりて。我は家に戸をさし固め。齋ふてゐる時に來て。戸を押て開むとするは誰ぞと咎めたる歌なり。(此の歌によれば師說の如く、新米を始めて給るとき、家にて祝ふのみならず、人の許へ新嘗に招かれたる迹にても、齋ひたりし物なり、國々の事は知らず、已が生れたる秋田な

どは、今も知行所を持たる人は、必ずわせ振舞とて神にまつり、人をも招きて祝ふ事なり、其は己いと稚くて國を出づれど、我が本生の家にて、いと古く然る例にて有りけるを、髄に覺え居るなり、百姓は更なり、商人も其の祝ひすとは聞つれど、其は詳には知らずなむ、〕また新穀を祝ふ時のみならず。上古には。天皇命の御食きこし召す時は。いつも御子等など。みな其の御前に居竝び給ひしこと。古事記の景行天皇の卷に。その事ほの見えて。師の傳に說著されたるが如し。是に準へて下の風儀をも想ひ察るべし。今も田舍などには。食の時はみな居竝びて。率々と勸めひつゝ。睦しく立派に物する家もなきに非ず。こは誠にしか有りたき物にて。見るに最感たく思はるゝ態なり。(世の諺に、人の家の亂りは、食の時に有りと云ふは、實も然る語にて、三度の食時を居並て食はず、己がむき〳〵菜好みなどする家は、決めてよく治まらず、後や前やとなる故に費えも多く、かつ三度の食時さへ整はぬ程の事なれば、決めて行儀合ざる故に、何事にも心うち合ず睦しからぬ物なり、最鬧しき家業にて、家内の者ども代り相つゝ食事するなどは、今云ふ限りに非ず、然らぬ家はみな打揃ひ、其の主人たる人の他行ならむ時は、かげ膳など供へおく家は、いかにも睦ましく、能く齊ふ物なり、試し見るに多くしかり〕さて玉鉾百首に。「朝夕に物くふごとに豊宇氣の神の惠みを思へ世の人」と詠れたるは。信に然る敎なれば。能く此の訓を守りて。豊受大神の御德を。思はむ事は云ふも更なり。穀物の種ども御覽して。此物等は愛しき青人草の。食て活べき物ぞと詔して。殖始め給へる。大御神の御惠を忘るゝ事なく先禮して膳に向ひ。箸と椀とを戴き捧げて其の事を念ひ。また此を作れる百姓の勞をも思ひ。給ると云ふ語の義を失はず。給畢たらむには。箸また膳をも戴きて。納むべき事とぞ所思ゆる。(然るに、世には、まゝ食事の時に、親子夫婦兄弟の諍などして、終には。膳椀を打つくる者なども有るは、言語道斷の惡行と云ふべし犬などこそ、食事の時に諍ふ物なれ、皇國人の食事するに。禮儀正しき事は。萬國に比類なく。其は何なる卑しき者どもゝ。親子夫婦兄弟を云ず膳を別にし。菜箸といふと。自の箸とを

別つこと。蕃夷人らが。見る者ごとに感心する由なり。何にもかゝる事どもは。無窮に猥雜ならず有たき物なり。彼唐土など。禮儀の國と誇れども。一箇の机に器をおきて。主客たがひに其の器中へ匕を入れ。箸をものして食ふなれば。其の家内の者ども食事する狀の陋しき事もこれに準へて知るべく。印度於蘭陀などは云ふも更なり。(俗に物するしつぽく料理と云ふは、其の異國の風なるが、飯も菜も其の鍋に入れて猪や犬の油などを入れ煮て、主客憚らず箸を入れて食ふが本にて、其は外國には、客を招きて、食物に毒藥をまじへ與ふる事、をり〳〵有る故に、その疑ひを避けむ爲に、然する由なるを、其の風を移せる料理なる故に、御國人も然するが多かれど、我が神國の風儀に合ざる、非禮の穢食なり、然るに外國の學問する徒は然しも思はず、鹿肉猪肉など料理して、互に其の箸を入れかはし、土足にせむなど卑言しつゝ、食合ふを見るに、ほと〳〵物もつき出むとぞすなる、何につけても御國の正しき風儀を損ふ者は、外國學びの徒にぞ有りける、總じて然るむくつけき事は、神の甚く惡ひ坐す事にて、我が古への風に非らず、)今の世さる陋しき所行に習ふ人の。多くなりもて行ことは。朝夕に食ふ物ごとに。神の賜物なる本緣を辨へず。米穀諸品の常に滿足るを以て。大切に思ふ情うすく。遂に賜るちふ語の意をも尋ざるが故なり。古へ學に志し有らむ人は。努々さる夷俗をば。效ふまじき事にこそ。(皇國は神の殊なる御惠みを賜ふが故に、稻穀の十分なるを、其の大き御惠みの常なるに馴て、さまで辱なしとは思はねど、外國々は、唐土など可なりに米穀の出來るも、其の品あしく、其餘の國々にては、常に米を食ふこと能はず、生涯に米を見ざる國人も多く、極寒の國などにては、大病を煩ひ今期に及べる時に、數十粒の米を煮腐して獨參湯を用ふる如く、用ふる國も有りとなむ、然る事をし聞くにつけても、神國の人と生れし辱さを常に忘れず、食事の禮儀を思ふべくこそ、)倩また衣服の始めは豐宇氣神の御骸に蠶と桑木と生出しを。天照大御神の作り殖しめ。其の糸を紬ぎて。天八千々比賣命と申す神に。和衣を織しめ給ひ。天日鷲命と云ふ神は。穀木の皮をもて。白布を織り。長白羽命またの

名。天羽槌雄命と申す神は、麻をもて青布を織り。また倭文と云ふ物をも織たるが始にて。上代の衣服は其の和衣荒衣にぞ有りける。（穀木は桑の類木なれば更なり、麻も豐宇氣神の分靈と坐す、木祖久々能智命草祖萱野比賣命の御德によりて生れる事は云ふも更なり。）偖もめむの綿は。白縫の筑紫の綿と。萬葉の歌にも詠みて。奈良の御世頃迄は。筑紫太宰府に命せて貢進しめ給ひしを。桓武天皇の御世の。延曆十三年と云ひける年に。印度の地方なる。崑崙と云ふ國の人漂流し來れる。其船中に木綿の種の有りけるを。同十九年より國々に殖しめ給へるが。中頃絕たりしを。近く永祿天正の頃に。また其の種を傳へて。再び世に殖弘むる事となりぬ。是また風土に相應して。異國の產に勝れること。普く人の知れるが如し。（其の原は異國より貢奉れる物にも有れ、此も草木の屬なれば豐宇氣神の分靈神たちの、御德によりて生れる事は論ひなし、そは總て神等皇國には生坐れど、其の御幸は萬國に及べばなり。）また彼の蠶の糸の。萬國に卓れて美たく宜しきが。澤山に出來て。禽獸の皮毛を用ふる事なく。卑賤の者と云へども。其の綿を重ね着て老を養はるゝ事は。みな伊勢兩宮の御恩賴に依る事なるを常に思ふべき物なり。其は外國々は。眞綿いと少く。木綿さへに。寒國にては實なり悪き故に。夷人らが工夫をもて。禽獸の皮毛を製して衣服とは爲なり。（是に就て思ひ出たり、去ぬる文化元年に漱呂舍國より、御國の漂流人を送りつゝ、レサノットと云ふ使者を遣して、交易を願ひける時に、かの國王へ種々の賜物ありける中に、眞綿二千把、鹽五百俵ありしに、其の綿を山の如く積たるを見て、彼の國人ども、此は何ちふ物ぞと驚き、また其の船中へ鹽俵をはこび送るに、其の卑しき者ども、濱邊の砂にこぼれし鹽をいと惜がりて、腹這つゝ嘗たりとぞ、然るは彼の國などは、極寒の地にて鹽少き故に、多く用ふること能はず、少かも他國のよき鹽を得ては、大切にして、小器にもり、常に見る柱につけ置て、見しほと號けて、朝夕に見てのみ居る所さへに在りとぞ、古學せむ人は、昔より外國々へ漂著して、見廻れる者どもの、口書などの多かるを見るがまに／＼心に留めて、外ッ國々

の趣を知らぬ人に語り聞しめ、我が神國の尊さを知しむべき事にこそ、外ツ國々には、鹽さへに得難き所の有りと云ふを、不審に思ふ倫ひも有るめれど、鹽はすべて寒暑のほどよに善き邊りの海ならでは、其の味ひ宜からず、然るは淡呂舍の如き寒國の海は、日の照ること薄き故に鹹味なく、天竺の如き熱國は、日の照ること烈しき故に、味ひ苦鹹に過ぎて食用に善からず、殊に外國は、唯に荒地のみ廣く通用あしく、海遠き國々には行渡りかねて食用足らず、是を以て海遠き所にては、土鹽草鹽などを取りて、食用と爲す所も多かるを、其の味ひ殊に善からず、其は唐土なども、鹽に乏しき所の多かるは是の故なり、舊くは菅子、鹽鐵論を始め、世々に鹽鐵の議の、喧しきを以ても知り辨ふべし、此は事の叙に少か云ふなり。)偖また人の家居は。木をもて作り。萱にて葺くが。神世に始め給へる本製にて。その木萱ともに。豐宇氣大神の分靈によりて出來る物なる故に。古昔には家を造り畢て。謂ゆる移徙の祝するを。新室壽と云ひて。上下ともに此神を祭れり。其は新宅の時のみならず。常も其の祭り有りしこと。大殿祭詞にても知るべく。其の時は屋船命と申す事なり。屋船とは即舍を云ふと古書に見えたり。(其は家は、人の乘り住ひて在る物ゆゑに屋船と云ふか、然れば令義解に、庶人宅神祭とあるは、此の大神を祭るを云へり、そは清輔朝臣の奥儀抄に、保食神は宅神なりと有るにて知るべし。)豐宇氣比賣神は。かく食物。衣服。住舍の事の本に幸ひ給ふ神徳の。廣大なる神に坐ます故に。天照大御神は。天下の人民の爲に。天つ御國にて重く祭らせ給ひ。豐宇氣神また其の御祭りに依りて。倍々その御徳を施し惠み給ふが故に。皇國に衣食住のこと。十分に備はれり。(外國々も同じ大神たちの御靈によりて、分々に其の道は有るなれど、自然に我が御國の如く、十分には有るまじき道理を思ひて、兩宮の大御神たちの御惠みを、常忘るべからぬ事にざりける。)さて今の外宮に御鎭座より以前は。丹波國比沼の眞名井といふ所に坐たるが。天照大御神を。今の內宮の地に。御鎭座ありし年より。四百八十四年のちに。雄略天皇の二十二年といふ年に。天皇の御夢に。大御神の御誨あり

て吾一所のみ御坐せば。朝夕の御膳も安く所聞食さず。此沼の眞名井原に坐す豐受大神を。吾許へ迎まほしと誨し給へるに依りて。その外宮に鎭座なし奉られしなり。（此の時の大御神の御誨し言に、豐受大神の坐さでは、朝夕の御膳も、安くきこし食さずと詔へるは、豐宇氣姫神は、食に御靈を幸へ坐す神なる故に、大御神へ奉る御饌と云へども、此の神の御幸へなくては、聞食しにくう在らせらるゝ由なり、此に依りても豐受大神の御神德を思ふべきなり、天照大御神だに斯の如し、此の由緒によりて今に至るまで內宮の御饌をば、外宮の御饌殿にて調進なし奉る例なり）さて其の鎭座ありし後に。また大御神の御誨ありて。其の頃まで內宮に御相殿なりし。皇孫邇々藝命。及び天兒屋命。天太玉命の御靈を。外宮の相殿になし奉られ。其の時まで御戶開神と申して。佐那神社に坐たる。天手力雄命。栲幡千々姫命の神靈を。內宮の御相殿となし。また內宮に。多賀宮荒祭宮とて。大直日神。枉津日神。攝社として坐けるを。其多賀宮大直日神をも。外宮の攝社となし給へり。（是らの事ども委くは古史傳に說辨ふるを見るべし、其の精說は中々に此に盡すべきに非ずかし）なほ兩宮に。攝社末社の神はいと多かり。其は神名式。及び兩宮の儀式帳などを見て知るべし。今遙拜する詞に。二宮乃相殿爾座須皇神等。枝宮枝社乃大神等乃御前乎毛と申すは。兩宮の相殿なる神等。また其の攝社末社の神等までを。總て拜み奉る詞なり。（兩宮の枝宮枝社は。諸國にある社々の末社とは事異りて、皆一社立たる御社なるを、內宮に坐す大御神のいみじき故に、少く思ひなし奉るなれば、此旨をも思ふべきなり、其は古語拾遺に、天照太神者、惟祖惟宗尊無ニ與二一、自餘諸神者乃子乃臣、孰能敢抗とある如く云ひもて行けば、有ゆる諸國の神社、みな大御神の攝社末社とも申すべけれど、同く伊勢に坐す故に、殊更に其末社とは申すにこそ）さて伊勢の外宮の餘にも、此大神を祭れる社は。國々に多かるか。中に山城國紀伊ノ郡に坐す。稻荷神社三座。（並名神、大、月次、新嘗）とある御社も、古書どもに。宇迦之御魂命。猿田彥命。大宮賣命とありて。宇迦之御魂命を主と祭れり。此は豐受大神

の亦名なること上に云へるが如し。斯て此の社の始めは。山城風土記に。秦伊呂具と云ひし人。この地に稲梁を作りて。富裕たりし故に祭りて。社名と爲たるよし見え。諸神記に。元明天皇和銅四年二月九日。倉稲魂命。始現于伊奈利山。地主神則荷田明神也。其地祀之故號稲荷明神と有れは。伊奈利としもいふは。稲梁の略語なるか。（稲梁とは稲穂を積入れ置く倉を云ふと聞えたり、其は伊勢の調御倉神をも、宇賀能美多麻神なりと有るを思ひ合すべし、稲荷と書く義は、諸神記の說さも有げに聞ゆれども、荷田明神と云ふ神の、地主なりしと云ふこと詳ならねば、決めがたし、荷字は、荷前をノサキと訓み、荷前の稲と云ふ語も有り、ノとニと通ひ、ニとリと横に通へば、イナニをイナリと唱ひ來れるか、また古く荷利と書し利を誤れるにも有るべし）さて今の世國々所々に。小祠の多かるに就て說あり。然るは豐宇氣神を御食都神とも申す故に。古書等に。三狐神とも書たるを。世人心得ひがめて。稲荷社に坐す三座の中なる大宮賣命は。天照大御神の御前に侍ひて。

事執り給ひし神なる故に。專女と申せるなどを混じて。稲荷神を狐なりと言ひ。狐に專女と云ふ名を負せ稲荷と云ふ名をも付て。狐を祀れる祠をば。今は推なべて稲荷祠といふ事とは成りぬ。（上方邊の田舍にては多く狐を專女と稱し、東國邊にては、多くとうかとぞ云ふなる、然ればかく言ひ來れるも、いと古き事とは聞えたり、其は京の稲荷山の末社に、白狐社といふありて、專女神とも稱ふにて知るべし、但しかく云ひ來れるも古き事なる故に今は狐も稲荷神の氣どりにて、人に託して吾は何處の稲荷ぞなど云ひ、或は吾を稲荷に祭り給へなども云ふは笑しき事なり）抑此の興りは（眞言法師の妄誕より出たりと思はる。其は古く空海ほふし渡唐せる時に。白狐の老人に化たるが遇り。それ空海の弘むる佛法を守らむと約せるを。歸朝して後に。東寺の門前にて。彼の老人稲を荷ひて逢へりしかば。東寺の鎮守に祭りて。稲を荷へる謂を以て。稲荷明神と號たれど。實は本地十一面觀音にて在しと言ふ俗說あり。（此說鎌倉前後の書等に彼此見えて、神社考、神社啓蒙などにも擧て其の妄を論

じ、井澤長秀が俗說辨といふ物にも其の辨あり、二十二社註式には、智證大師、過二紀伊ノ國石田川一下二稻羽里一之間、一人老翁刈レ稻荷レ之、二人女亦戴レ稻云々とて圓珍が事と爲たり、其もこれも忘謬によることと云ふも更なり。）また其の眞言宗にて。稻荷は茶耆尼天なりと云ふ。其やがて妖狐の梵語と聞えたり。抑かゝる妄誕どもの。世に弘まれる事は。世間こぞりて佛法に心醉して。神の故實を探ぬる事の麁略なる。虛心を見すまして。狐と僧とは。妙に人を誑かす能あれば。然は欺けるなり。法師と云ふ物は。とかく尊き御德の神等をば。己が道へ引込みて。佛の利益に奪ふ物なり。油斷すべからず。（德永茂彥云く、今の世過に、稻荷神を信ずる人あれば、僧等勸めて、陀耆尼法を修せしむれど、此は外法なり、其は源平盛衰記に、淸盛若くて餘りなる貧者なりしに、或る時蓮臺野にて大きなる狐を追ひ出し、既に射むとせるに、狐忽に黃女に變じて、我が命を助けば、其の所望を叶へむと云ふにぞ、淸盛、さては貴狐天にて御座すにやと、馬を下りて敬屈すれば、女また本の狐と成りて失ぬ、

淸盛按じて、僧は我陀天ノ法を成就すべき者にこそとて、彼の法を行ひけるが、實や外法成就の者は、子孫に傳へずと云ふを、如何すべきと思はれしが、善々今の如く貧ならむよりは、一時に富て名を揚むにはとて、行ひけると有をも思ふべし、醫書に邪の至る所、その氣必ず虛す、と云へるは然る言にて、法師らの然る外法を弘むるも、世の人の本を辨へざる虛を見て物する態なる故に、師は油斷すべからずと誡められたり。）さて稻荷神を。初午の日に祭ることは。雍州府志に。稻荷出現和銅四年二月九日也。以二長曆一推レ之則其日當二初午日一。今不レ用二九日一而於二初午日一。諸人參詣。俗謂二初午參一と云へり。（但し九日は疑なく七日の寫誤なり。）紀貫之集に。延喜六年。月次の屛風の歌の中に。二月初午いなり詣したる所とて。「獨のみ我が越なくに稻荷山春の霞のたち隱すらむ」。と有るを思へば古き事なり。（なほ初午の古き證歌はいと多かれど、さのみ引出なむは、煩はしければ漏しつ。）然れば山城の稻荷は更なり。所々に移し祀れる。稻荷神と申すをも。隨分に懇懃に仕へ奉るべし。其は

稻荷と云へば。狐を祀れる祠とのみ。江戸人などは思へど。狐は其の使者に居るものにて。其の主神は。は上に說明せる大神等なり。總じて神々の御德は。此こそ神の御惠なれと。指し言がたき物なるは。廣大無邊にして。行住坐臥。つねにそい大なる御德の中に居るが故なり。其はまづ神の造作し給へに國土に住み。神のなし行ひ給ふ。四時晝夜の造化を蒙ふり。神の御靈になり出たる。萬つの物を衣食住の道に用ふれば。生れ出しより。食ふも便るゝも著るも冠るも。神の惠みに洩たる事なき故に。それ恒となり。恒の事と心得て何とも思はず。偶に蛸藥師に願をかけて疣が落たり。觀音に祈りて籤に當れり。と云ふやうなる小利益が有れば。殊の外に辱く思ひて。喧ぐこと世の人の情なり。世の人の佛菩薩などを。尊き物に云ふは此らの事なり。豈に傍痛く恰むべき事ならずや。(此れも茂彥が言に、人のよく云ふ言なるが、天日の光りをば、常になれて辱しと思はず、闇の夜に、挑灯の明りを借たる程には思はず、また稚子が兩親の慈愛をば何とも思はず、たまく道路の他人に、饅頭の一つも貰へば、殊の外に悦びて、彼をお樣は善き人ぞとて忘れぬと同じ意ばへなり、兩親の慈愛する所と、道路の他人に菓子一つ貰ひたると、何れか大なる惠みならむ、小兒ならずば能く此道理を思ふべきなりと云へり、)殊に知らずその藥師觀音など云ふ物どもは。後の天竺法師らが。妄意に揑ね出せる。有名無實の物にして。異驗も利益もなき物なるが。其の利益と思はるゝ事どもは。みな妖魅小鬼の依托して。示する態なり。(此の說ことに長ければ此に云はず、古今妖魅考と云ふ書を著して、精しく說辨へたるを見るべし、)然る妖魅小鬼の小利益。いかで四時を造化し、萬物を生成して。衣食住の必用を幸へ給ふ。神德に比する事を得む。然るに庸人この道理を辨へず。天皇祖神たちの道に背きて。佛菩薩らに奉ずるは。信に喬木を下りて。幽谷に入る態なりと。林羅山先生の言れたるが如し。其は今しばし御怒なくとも。豈遂にその罰め無らむや。(天神地祇はしも、固より寛仁大度に坐まして、人の生涯を見直し聞直し宥め給ふ故に、道ならぬ行ひ有れども、速に其の罰を行ひ給はぬ

ど、遂には罰し給ふこと、彼の漢籍どもに、其の道理をくさ〴〵論へる中に、天網恢々疎にして失はずと云ひ、積善の家に餘慶あり、積不善の家に餘殃ありと云へる如く、生涯は遁るゝとも、死後に其の大威を蒙りて、子々孫々の世に及びて餘殃あり、其の由は第六の詞の處に說くを待べし）庸人と云ふ中にも。一向宗。日蓮宗と云ふ佛宗を奉ずる徒など。殊に放言して。世にかくて在こと。總て佛菩薩の惠みにこそ有れ。佛に事へむに。神何の罰をか行はむと云ふも有れど。其の徒も用ふる衣食住の道。一つも佛の預れる事なく。皆神の賜物なれば。其の道を皆用ふる事無らしめ。食物を與へず赤裸になし。家は勿住そと禁せむに。忽に死べし。是即神の罰なり。豈佛にさる殃罰の有なむや。（若適に佛祖が如く、ねぢけ固まれる痴人ありて、神の惠みに預らじと、絕食祛衣の裸體となり、樹下石上に居すくむとも、其樹其石は更なり、此の大地も神の造作し給へる物なり、其に勿立そと云はむにかの神通をもて虛中に立なむか、假令然するとも其の體は誰か造れる、即神の產靈に成れる身なれば、何にとも所すべき道はなき物をや）神の惠みは常になれて居るが故に。心づかねど斯の如し。是をもて玉鉾百首に。「天地の神の惠みし無りせば。一日一夜もあり得てましや。」とぞ詠れける。（眞の道に志あらむ徒は、常に吟誦して忘るべからぬ歌なりかし）さて此は覺えず稚氣なる事どもを。甚く長講して在りけり。かゝる稚き講說も。思ふ旨ある事なれど。然る事としもえ知らぬ倫は。定めて聞厭てぞ在るめる。時に古き俗說に。外ツ宮に坐す豐宇氣大神を。天之御中主神ぞ。國之常立神ぞと云ふ說の有るは。誣誕なること。兩宮拆竹の辨に。師の精しく論はれたる說の如し。（鈴屋集九卷にもさき竹の辨のしりに添むとて、詠ける歌とて、「外つ宮を國の常立とこ立と、よそりなきこと言ふは誰が言」また、「外つ宮の神は天照日の神のいつき祭らす御食の大神」とあり、なほ此の兩宮の大麻御玉串を、家々に齋き奉ること、また其の兩宮に庶人の參詣する事につきて、近頃の僧徒が弘むる邪說の、辨へずば有るまじき事あれど、其は第十四詞に論ふを俟べし）

たまたすき四之巻

伊吹廼屋先生講本

門人 武藏國 大野倚芳
上總國 弓削春彥 同
下總國 宮內嘉長 校

○次に常陸國。下總國の方に向ひ。右の如く拜みて。

吾妻國乃三社登稱辭竟奉留。常陸國鹿嶋郡。鹿嶋宮爾鎭座坐須武甕槌神。下總國香取郡。香取宮爾鎭座坐須經津主神。常陸國息洲社爾鎭座坐須。岐神能御前袁。愼美敬比畏美畏美毛遥爾拜美奉留。

鹿島香取の宮のこと。神名式に。常陸國鹿島郡鹿島神宮。（名、神大、月次、新嘗、）下總國香取郡香取神宮。（名神、大、月次、新嘗、）とありて。二宮ともに神世よりの勸請なること。古史傳に委く說きたるを見べし。抑々この二神の生出ませる本は。伊邪那岐大神。かの火産靈神を斬給ひし時に。その御刀の刄より垂落る血。天に激上りて。安河原なる石群と化れるに。また其の鋒より垂落る血。その石群に激つきて。磐裂神根裂神と申す男女二柱の神成出まし。此の二神の子に。磐筒之男磐筒之女神と申す二柱あり。香取宮にます經津主神は。即ちその子なり。また此時に。伊邪那岐神の御刀の鐔より垂落る血も。その石群に激りつきて。甕速日神と申す神成出まし。其の子に。熯速日神と申す神ありて。鹿島宮にます武甕槌之男神は。即ちその子なり。（なほ委くは、古史第十五段の傳に說きたるを見べし）さて伊邪那岐神の。火産靈神を斬り給へる御刀の名を。伊都之尾羽張神と申して。即ち伊邪那岐神の神德に成給へる現身の神に御坐すを。御刀と化して帶し給へるにて。武甕槌神。經津主神の出自を尋ぬれば。伊邪那岐神の御怒り。また斬れ給ひし火産靈神の御怒りに因り。彼の御刀の御靈と。火産靈神の血に化れる磐石とに因りて生坐るには有れど。別て云へば。經津主神は。むねと火産靈神の血の化れる磐石に因りてなりまし。武甕槌神は。むねと彼の御

刀の御靈に因りて成り坐たり。(是をもて、經津主神の御親神たち、みな祭てふ語を名に負まし、武甕槌神をば、古事記に、伊都之尾羽張神の御子と云へり、深く心をつけて思ひ辨ふべし。)さて其の伊都之尾羽張神は武甕槌神と共に。彼ノ安河の河上の石窟に籠り居ませるを。後に天照大御神。皇産靈大神の御言もちて。皇孫邇々藝命を。此の御國に天降し坐むと爲給ふ時に。八百萬神をめし集へて。葦原中津國は。いたく喧ぎて。惡神多かり。誰ノ神を遣して平治めむと問給ひしかば。八意思兼神の語に。伊都之尾羽張神の子。武甕槌神しかるべし。然れど彼の神は。天安河の水を逆にせき居れば。他神はゆき得じ。天迦具神こそ往得めと白し給へば。其の神を遣しけるに。尾羽張神畏まりて。武甕槌神を進れるに。經津主神と共に天降して。此の御國の惡神どもを平しめ給へり。(天迦具神と云ふは、即ち天なる鹿神にて、尾羽張神、武甕槌神ともに、其を愛給ふ故に、御使に遣はせるなり、鹿を古言に迦具と云へり、其は迦具土神の御骸の化れる香山に由ある稱なり、其の由ノ靈の眞柱にかづ〳〵云へるを、なほ委くは、古史傳を見て知るべし、常陸風土記に、武甕槌神を天上にては香島大神と稱し、其の坐し處を香島宮と號しを、此の國にては、豐香島宮と名くと云へるを思ふに、此は疑なく、鹿を愛養ひ置き給へる島なる故の名なり、是をもて常陸の鹿島をも、古くは香島とも書て、カグシマと稱へること知るべく、また此に准へて香取をも、古くはカグトリと云ひし事知るべし、然れど神代紀に、檝取とも書たればカトリと唱へしも古き事なり、其は鹿を古語にカグともカとも云へればなり、今も常陸の鹿島の社地に鹿の多かるを、神の使者と稱し、此の御社を移せる奈良の春日社をカスガと云ふも、鹿栖所の義にぞ有るべき、其にかはりて香取の社地には、鹿居らずと云ふは、思ひ依れる考へあれど、其の説長ければ此に云はず。)爰に二柱神天降りて。まづ大國主神を。皇美麻命に。國避り讓り給ふべく和し治め給ひ。大國主神の御勸めに從りて。岐神を鄕導として。螢火なす光神。五月蠅なす荒振神どもを。神攘ひ拂ひ。斬戮りつ

つ。國內盡く見巡り。磐根木立。草の片葉。青水沫までも語言しむる妖鬼どもをも。皆悉く外國へ逐攘ひて。葦原中津國を平竟つる由を復命申さむと。白雲に乘りて天に昇り給へる處は。常陸國信太郡なり。是をもて常陸國に武甕槌神の宮あり。國は異れど。間近く下總國に經津主神の宮あり。（抑國生坐る伊邪那岐大神の大正統と坐ます、皇御孫命の天降坐し丶、此の國しろし看時しも、經津主神、武甕槌神の、荒振邪鬼どもを討罰め給へることは、伊邪那岐大神の御稜威、また迦具土神の御稜威も、此の時に至りて、其の驗の顯れたる道理なること、深く其の趣を味へ思ふべし）然らば。其の荒振る惡神どもは何して有初め。また其を逐ひ平るに。岐神を鄉導と爲たるは。何の由なると云ふに。其の枉神らの成出し初めは。伊邪那岐大神。豫美都國に往坐して。彼國の汚穢にまみれ給ひ。伊邪那美神と互に御諍ひの事ありし謂に因て。御裝束の穢物等よりして。陸地には長乳齒神。煩神。開囓神など生出で。海河には。奧疎。邊疎など六柱の神生出たるが初發にて。（此の事は、古史第二十三段の傳を見て知るべし）其の末はびこりつ丶。其の荒び立しは。須佐之男神御荒びの時より始りて。此の時まで尙靜まらず在りしなり。其は水陸に生れる神等なる故に。陸には磐根木立。水には青水沫など。言問ぬ物をも。音なひ立て喧せしなり。（此の事なほ委くは、古史第四十三條、第百六條の傳などに云ふを見て知るべし）斯て岐神は。伊邪那岐神。夜見より還り給ふ時に。伊邪那美神。また八種の豫母都醜女など追奉れるを。甚く惡み嫌ひ給ひて。彼の豫母都平坂にて。此處より莫經と詔ひつ丶。御杖を衝立給ひしかば。然所思ませる御靈の凝りに。この岐神生坐たり。此の謂れに因りて。此の神かの夜見國に屬たる物をば。盡く逐ひ給ふ御功あり。また夜見國の穢に因りて生出たる妖神は。いたく岐神を恐る丶謂有るが故に、大國主神。この神を二柱神に薦めて。鄉導とせしめ給へるなり。（なほ此の事は、第十六、拜塞神等詞に云ふを合せ考ふべし）さて此の武甕槌神。經津主神。その生坐せる本因は更なり。其の事蹟も上に云

ふ如く。正に二神に御坐せど。異きかも奇きかも。此の二神また御體を合せて一神とも御坐せり。是を以て古事記には。武甕槌神の亦の名に。健布都豐布都など申す御名ありて。別に經津主神といふは無なり。然れども此は二柱にして。一柱の如く。一柱かと思ふに。正に二柱にて。其の差の髣髴しきは。或は一柱と坐まし。或は分りて二柱とも御坐すにて。幽き妙なる所以ある事なり。(大凡この大神のみならず、卓れて貴き神等には、多くさる例あり、其を一二ツ云はゞ、風神金神など正に男女二神なるを、一神に數ふるを始め、和多都美神の生坐るは三柱なるを、末には大綿津見神とも、豐玉彦命とも云ひて、一柱なる類なり、師は古事記の傳へをのみ稱て、日本紀に、二柱とあるを捨られたれど委しからず、なほ古史傳に精しく論へるを見るべし、さて常陸國は。大八島國の東の端にある國なるに。鹿島神宮は。謂ゆる浪逆海を前にして。鳥居は西南に向きて立たるが。其の拜殿は御假屋と稱して西に向き。正殿は丑寅にかゝりて立たり。此は謂ゆる鬼門を降伏の爲なりと。此の神宮の事を記せる社傳の古き書等に云へるは。神世に幽き契ある事とぞ所思ゆる。(抑この社傳の記に、鹿島大神の鬼門を守り給ふと云へること、諸蕃の大倭の生心付たる輩は、信ざるも有べけれど、其の謂なき說に非ず、そはまづ漢國にて、古く此の方を畏めること、史記の封禪書、漢書の郊祀志などに、東北神明之舍也と有るは、其の注に、神明者日也と云ひて、日の出初むる方なる故に、貴方として避恐るゝ趣に聞ゆれども、實は其の謂のみに非ず、彼國太古より、此の方を鬼方と云ふ說ありし故に、避恐れし事と聞えたり、其の古說は、黃帝書と云ふ古書に、東海中に山あり、度索山と號ふ、其の山に蟠桃とて大桃樹あり、其の山より東北の方に門あり、鬼門と名く、萬鬼の集まる所なるが故に、天帝その度索山に、神荼鬱壘といふ兄弟の二神を置きて、萬鬼を制せしむと有る是なり、また周易に鬼方と云へるも此の方なり、こは彼の國に傳はれる古傳なるが、度索山の事は、出雲の伊賦夜坂の事なり、そは大桃樹ありと云ふにても知るべし、斯て此の伊賦夜坂

より夜見國に入るを、彼處は惡事の往留まる處にて、八種の豫母都醜女など住るを、其の坂に塞神たち坐まして守り給ふ事と、武甕槌、經津主二神の、惡神妖鬼をうち罰め逐ひ給へる古事に混雜して、其の名を神荼鬱壘と傳へ訛れる說なること、疑なき物なり、是を以て社傳の說を、謂なき事に非ずとは云ふなり〕然れば二神の妖神等を平け逐ひ給へる狀は。國內盡く逐ひ平つゝ。漸々に常陸國へ逐集め逐及まして。此處の浦より。遂に外國の遠き境へ逐ひ遣たまひし故に。此の國邊に御靈を留め宮を造らしめて。本體は天上に復命し給へるにぞ有りける。其は神宮より五町ばかり東の方に放れて。謂ゆる要石と稱ふがある處より。濱邊に鹽宮と申す枝社あり。正に東北の方に向ひ立たり。此を見目神と云ひ。其邊の濱を見目の濱とも云ふ。〔序に云はむ、要石のこと、彼社記に、石御座を、俗に要石と云ふ、山宮と號す、大神天降り給ひし時に、此の石に御座せりと云へり、夫木集に、光俊朝臣、「尋かねけふ見つるかな千早ぶる、御山の奧の石のみましを」と有りて、其の末の詞書に、みづから詣でゝ、尋ね見られし事までを記されたり、〕古老の言に。神世に鹿島大神。この濱よりして。惡神邪鬼を異國へ却ひ給へる後に。鹽宮神をこゝに居せて。もし惡鬼の還ること有れば。速に大神に告さしめ給ふ故に。また告神とも云ふと言へり。但し社記に。こを高倉下命なりと有り。こは覺束なし。そは高倉下命は、武甕槌神より、布都之御靈劔を賜はりし人にて、大神に由緒なきには非ざれども、其は神武天皇の御代の事にて、大神のこゝに鎭り坐せる當昔には間遠ければなり、然れば此は他神の、御供に從へる神ならむも知るべからず、伊豆國加茂郡に坐す、伊古奈比咩神社の相殿に、其の御子とて、見目神、劔宮神と申す二神あるよし、其の舊記に見えたり、此は同神か別神か知らず、佛說十王經と云ふ物に、かの閻摩王の廳中に、見目といふ物と嗅鼻と云ふ物ありて、世人の惡事を遠く見きゝて、其の王に告るといふ妄誕を作れるは、此の鹽宮神の事より思ひつきて、皇國の佛者の作れる說と聞えたり、そは漢の天竺の佛書どもには、見聞せざる

名なればなり、脩鹽宮をまた潮宮とも書く、そは常陸國の古き方言に、潮をいたと云ひし故なり、別に潮來といふ地名ありて、風土記に其の由見えたるにて知るべし〕さて此の祠の前邊は。謂ゆる高間原なり。鬼塚と云ふ有りて。神世に大神。此の原まで邪鬼どもを追到りて。多く斬散り給へる。其の骸を埋みたる所と語り傳へたり。高間原と云ふは、風土記に、高松濱とあるを略し云へるなり、然れど高間原と云へるも古き事と聞えて、夫木集、光俊朝臣の歌にもしか詠れたり、但しこの高間原と云ふに就て、古事記、神代紀なる天神たちの御坐す高天原と混じて、新井君美ぬしの古史通、また或問などいふ物をはじめ、種々云へる說ども有るは、論ふにも足らぬ愚說なりかし〕さて其の鬼塚は高き塚なり。此の原は大神の鬼を斬給へる所なれば其の血の流れたる所なりとて。砂原に血の激れる狀に。砂の赤き所々あり。其の赤砂を傍に取退れば。常の白砂となり。赤砂ありし所に聚れる砂は。またかく染ると云ふにぞ。掘見るに底より赤かりき。〔己さきに此を惟けらく、

續紀一卷に、此國より朱砂を獻れる事見えたれば、此は底に朱砂ありて、かく染ならむと思ひしは、中々に狡意なりけり、水戸殿の常陸國誌に、土人相傳ふ。鹿島明神この野に出て。外國の鬼と戰ふに。群鹿をもて卒伍となす。明神利を得れば。群鹿きそひ追ふて風塵たゞちに海に入り。明神利を失へば。群鹿耳を垂れて直に人家に入る。土人時々その事を見ると見え。今も時々その事ありと土人云へり。現世の事をのみ諦しく思ふ輩。かかる類ひの事は。怪誕として信ざるを見高き事に思へど。幽に謂ある事なるべし。〔抑この鬼門と稱ふ方に枉々しき事のあるは、漢土に早く聞ゆる說なるが皇國内にても、少か其の驗なきに非ず、そは上件の由緒に因りて、其の逐はれたる邪鬼どもの、惡き氣吹のさし來る謂なると所思ゆるなり〕そは謂ゆる鬼門の方なる國の端に。鹿島香取の二宮あるに。息洲社を加へて。此を世に東國の三社と云ふ。然るに此の息洲社に祭る神を。鹿島社傳記に。岐神とあるは。上の由緒を思ふに、小緣い事ならず聞ゆるをも思ひ合すべし。〔息洲社に坐す

神を、今は氣吹戸主神ぞ、住吉三前神ぞなど云ふ說どもの聞ゆるは、事實に叶はず信られぬ說なり、抑々この社は、鹿島社の攝社として、祭禮も鹿島より勤め來りて、社傳記に、遙宮ともあり、式には載されねど、鹿島香取の宮などに、さしも後れて立ち給へりとも思はれず、甚く古たる社なる故に、ふるく此を鹿島と思ひ誤りしも有りて、夫木集長能の歌に、「神さぶるかしまを見れば玉だれの、こがめばかりぞ世にのこりける、」と詠たるは、此の浦なる瓶をよみ、西行法師も、此を鹿島と誤れりき其の撰集抄を引きて、古史傳に論ふを見るべし、長能朝臣の歌に、小瓶とよめるは、諸國里人談やうの物にも見えて、即今も息洲の瓶と稱ふ物なり、此の奇しき物なる事は、世人の知れる事なるが、なほ同じ邊なる、下櫻井村の川底にも、二ツあるをば人知らず、共に自然に底石に生つきたる瓶也、いと奇くこそ。）然れども鹿島香取の宮は更なり、息洲社をも常に拜み奉るべし。然るは此の三社の神たちの。神世にさる惡神妖鬼を。外國へ掃ひ給へるに依りてこそ。皇御孫命の天降坐して。その御治めの御惠みを蒙るなれ。況て武家たらむ人は。一日片時も鹿島香取の大神の。御稜威を仰ぎ奉るべき謂を忘るまじき事いふも更なり。其は神世に無比の勳功ありし軍神に坐はなり。鹿島宮に祈りて。劒法馬術などを習ひ受奉り。香取宮に禱りて。鎗術を習ひ奉れる人などの有りしは。神世の由緒を思ふに。最も尊き事なりかし。（古くは鹿島の神官に、國摩眞人と云ひし人、また永祿の頃に、塚原卜傳と云ひし人、大神に太刀の妙術を授かり、應永の頃に、大坪道禪と云ひし人は、馬術及び鞍鐙を作る法の御敎をうけ、また卜傳より以前に、飯篠長威と云しが。香取宮に祈りて一卷の書を授かり、鎗長刀の妙術を得たり、此の術次々相承て卜傳にも傳はり、其に、天下に其の名を耀かせり、今の世にある劒術鎗術の諸流は、大かた此の人々より傳はれること、伊勢鞍由來記、武藝小傳、鹿島宮靈驗記などを見て知るべし。）なほ委しくは。古史傳に就きて見るべし。

○次に出雲の國の方に向ひ。右の如く拜み奉り

て。
八雲立出雲國。八穗米杵築宮爾鎭座坐弖。幽冥事知看須大國主大神。后神須勢理毘賣命。二柱乃御前平愼美敬比。畏美畏美毛遙爾拜美奉留。

八雲立は。彌雲立と云ふ語にて。彌が上に雲の立騰る義なるが。此を出雲國の發語に冠こと。速須佐之男の命の。八雲立出雲八重垣云々の御歌に始れり。（委くは古史第七十一段の傳に註せるを見べし）八穗米も發語にて。此は八穗米を杵にて築くと推たる詞なり。（八百丹きづきと云ふは、八穗米の轉訛ならむも知べからず）さて杵築宮といふは。即ち謂ゆる大社なり。抑々この大社に鎭座す。大國主神と申すは。速須佐之男大神。かの奇稻田比賣命に御合まして。八島篠見命。またの名は。八束水臣津怒命を生しめ給ひ。此の神の御子に。天葺根命あり。大國主神は。即ちこの葺根命の御子なり。御母を刺國若比賣命と申せり。（大國主神を、直に須佐之男神の御子と申し、或は六世孫など云ふも皆謬りなること、古史徵に論へるを見るべし）抑須佐之男命。かの石屋戸の事すみて後に。千座置戸の祓ひ事によりて。御心淸々しくなり給ひて。高天原を降りまし。天の壁立かぎり。外國々を見巡りて。出雲國に還り著給ひ。かの手摩乳足摩乳が請ひの隨に。八俣の遠呂智を斬りて。所思えず天村雲の神劍を得まし。その御子御孫などの。國作り給ふを見立て。年久しく此の國に御坐せるが。かの神劍をば。御孫葺根命を天上に遣して。天照大御神に献り給ひ。御曾孫に大國主神生坐て後に。豫て所思せる如く。根國に入坐せりき。其は大國主神の稚立より、遂に功成給ふべき神性なる事を、御覽じ定め給へる故なること、古史傳に說たるが如し）斯て大國主神に。庶兄弟八十神ありしが。共に謀りて。大國主神を殺し奉らむと爲けるを。須佐之男大神の坐す根の國に到り坐して。その御女須勢理毘賣命を御妻として。大神の威稜の御靈の御璽たる。生太刀生弓矢。また天沼琴をたまはり還り坐て。彼の庶兄弟たちを悉く追撥ひて。伊邪那岐大神また其の祖神

たちの。作竟給はざる國處を。皆造り給ふ。此の時に少彥名神。外國より來坐て助け給ひ。此の神また外國へ往坐て後に。大國主神御自からの和魂。共大物主神の既く外國へ往坐たりしが還り坐て。共に國造り堅め給へり。(少毘古那神、大物主神のことは、次の詞の所に云べし。)かくて世の人種の便となる事をし種々始たまひ。大八島國の大國主として。出雲國に御座けるに。天照大御神。皇產靈大神の御命もて。天穗日命。また武甕槌神。經津主神など遣して。大八島國を治むる顯明事を。皇美麻命に讓りて。幽冥事を治すべき由を語しめ。殊に重く御あしらひ有りしかば。此の御國を皇美麻命に奉りて。須勢理毘賣命と共に。杵築の大社を本宮と定めて。無窮に幽冥事しろし看す事とは成りぬ。是の時よりぞ幽顯はじめて別りける。(上件に說く事どもは、古史の第七十八段より、第百二十九段までの事實の、大凡と云ふにも足らぬ大略を、約めて如此は說出しなり、そは斯ばかり少なりとも、其の大國主たりし故よし、また幽冥を治し看す事の由緒を說おかでは、下に云ふ事

どもに、不審の起ること有ればなり、)玉鉾百首に。「八雲たつ出雲の神をいかに思ふ。大國主を人は知らずやも」。此は大平の解に。出雲の神は。杵築大社なり。大國主をとは。唯に大國主命といふ御名を云へるのみには非ず。是は葦原の中つ國。天下を經營し領じ坐ませし。國の主たる神なる物を。と云ふ意なり。人は知らずやもは。人は知らぬかと云ふ意にて。世の人々。かく尊く重き神にて坐ますを。其れとも知らずに居る事かと。深く咎めたる詞なり。(一首の意は、出雲大社の神をば、世の人々は何に心得て居るぞ、此の神は、天下を經營し給ひ、領知し給ひし國のあるじ、大國主神に坐ませば、天下の人、必いつき奉らでは叶はぬ神なる物を、それとは知らぬかと云へるにて、)世の人の出雲の大社を。必ず尊敬し奉るべき事を知らざるを。深く歎きて詠れしなり。と釋たるが如し。抑この大神の尊きことは。國土を經營まして。國大國主と坐し故のみならず。世の顯明事とて。民を治め給ふ御政の現事をこそ。皇美麻命に讓り白し給へれ。(顯明事を故大人たち、日本紀の訓注

によりてアラハニゴトと訓れしは非なると、古史徴に既に云へり。）幽冥事とて、國の治亂吉凶、及び人の生死禍福など。凡て誰が爲す態とも知らず行はるゝ神事の原を、裁判し給ふ大神に坐す故に、常に禮拜し奉らでは叶はぬ神なり。（是をもて玉鉾百首にも、「目に見えぬ神のこゝろの幽事は、かしこき物ぞおほになおもひそ」、と詠れたり、神の心の幽事とは、大國主神の幽世に坐て治たまふ神事をいふ、其は誰が爲す態と、顯に知れぬ事なる故に、目に見えぬと云ひ、神代紀には、幽事と書れたり、畏き物ぞとは、恐るべき事ぞとなり、おほになおもひそは、麁略に思ふなと言れしなり。）然るは此の現世の、目に見ゆる事どもは、假令恐ろしとも人に知らるゝ惡事をせねば、世の咎めを受ること無れど。人の得知らぬ惡意惡事は。目に見えぬ神の憎みを受る事にて、靈の眞柱にも記せる、一條兼良公の神代紀纂疏に。人爲惡於顯明之地、則帝皇誅之、人爲惡於幽冥之中、則鬼神罰之、爲善獲福亦同之。とあるが如し。（この御語は、千金翼方、及び玄學の書等に載せる老子の語に、人生天地氣中、動作喘息皆應於天地、爲善爲惡天皆鑒之、勿謂闇昧、神見我形、勿謂小語、鬼聞我聲、人爲陽善人自報之、人爲陰善鬼神報之、人爲陽惡人自治之、人爲陰惡鬼神治之、故天不欺人、示之以影、地不欺人、示之以響、此皆自然之符也、と有るにいと能く似たり、）信に此語の語く。陽に知るゝ惡事の有るは、顯明に上より罰し給ふを、陰に知れぬ惡事の有るは。人こそ知らね。神を欺くこと能はず。幽冥より神の見行して。冥罰を行ひ給ふ。其は血を吐き體の碎くる如き。現罰を蒙ぶる事は無くとも。必それに應ずる惡疾災難短命、子孫斷滅の類ひの御罰を受る事なり。（或は外の事より及びて、久しく隱せる惡事の、一時に露はれて、公誅を蒙ぶる事も有べし。）善事を修して幸福を賜ふも同じ趣にて。神の現形して寶財を賜ふが如き。現賞を蒙る事は無くとも。必それに應ずる無病幸福長壽、子孝繁榮などの御惠を受る事なり。（また或は外の事より及びて、久しく世に知られざる善事の、一時に顯はれて、公賞を蒙ふる事も有るべし。）幽冥世と顯明世の差別は、眞柱に

記せる如く。相ひ混じて共に一闇の如き界なれば。其の闇き方よりは。明き方は能く見ゆれど、明き方より闇き方は見えざる如く。幽冥より顯明は見徹しなり。（右に引たる老子の語に、勿レ謂ニ闇昧一神見ニ我形一、勿レ謂ニ小語一鬼聞ニ我聲一と云ひ、葛稚川の抱朴子にも此の事を論いて、遲速皆受ニ殃罰一、天網雖レ疎終不レ漏也、天高聽レ卑、其後必受ニ斯殃一也、云何當下以ニ此徹然一函中胸臆間上乎、人自不レ能レ聞ニ見神明一、而神明之聞見已之甚易也、此何異下乎在ニ紗帷之外一、不レ能レ察ニ軒房之內一、而肆ニ其倨慢一謂中人不上レ見レ己、此亦如下竊レ鍾根レ物鏗然有レ聲、惡ニ他人聞一レ之因自掩ニ其耳一者之類上也、と云るを思ひ合すべし。）其は萬葉集に。「海原の邊にも沖にも神集り。うしはき在す諸の大神たち。」云々と詠たるは。何處とても神のまさぬ所なき由の歌にて。何所もみな幽冥の中なる故に。今かく言ふ鼻先にも神の立て御さむも知ざる程の我々なれば。空恐ろしく。惡事は行ひ難き事ならずや。（是に就て思ひ出たり、去ぬる文化十年の四月頃なりしが、晝時に築地といふ坊へ所用ありて行きたるに、或る屋舗の外邊に在る土藏の、白く塗たる壁に向ひて、犬二ついと怒れる狀に吠かゝる故に、心得がたく思ひ、立止りて見居たるに、既に壁に喰付べく吠立る、時に其の二つの犬ども、尾を尻にかい挾みて、嚙伏られし時の如く泣て逃るを、また引返して右の如く吠るに、また尾を垂れて逃退く、かくの如きこと三四度なり、其の樣をとくと察るに、何物かその壁の邊に立居ること疑ひなく、二つの犬はそれを見咎めて吠るなるを、其の物煩がりて、時々いと恐ろしき威勢を示せて、打倒すばかり叱る故に、犬は逃退くを、また引返して吠るにぞ有ける、其の時に往來の人も、あまた立止りて見る、己は殊に目を見張りて、其の物を見むとするに、悲きかな、此れぞかの顯明と幽冥の界なる故に、白壁より外に少かの影だにも見ゆる事なし、犬は人に畜るれども、幽に近き物なる故に、そを見咎むるなり、此に至りては、人却りて犬にも甚く劣る事なり、決めて其の物の心には、篤胤我を見認むと、目を見張りたるこそ可笑けれなど思ひたりけむ、かくて其の物、土藏の屋根に傳ひ上れる趣にて、

犬は屋根に向ひて吠けるが、外よりも見えずなりぬと見えて、門より内へ吠入たりき、何に奇しき事ならずや、此は卑しき魅物の類なるに論無れど、幽冥の物なる故に、顯明の人よりは見ゆる事なし、是を以ても、今かく云ふ鼻先に神の立まさむも知ざれば、惡事は行ひ難き事なりとは云ふなり」上に引たる老子の語に。人生ニ天地氣中ニ。動作喘息皆應ニ於天地ニ云々とあるは。信に金言にて。應ニ於天地ニとは。天地の神明に應ずる義なり。其はかく生れ出し身體識神。固より神の產靈の賜物なるに。天地の造化に養はれて。呼吸動作を爲なれば。言行心意悉く。呼吸と共に。天地の神明に應せずと云こと無き道理なる故に。此皆自然之符也とは。言へり。然れば葛稚川の語に。陰惡を行ふ人を。紗幌の外に在る人の。その房内を察こと能はず。其倨慢を肆にして。人の己を見ずと謂へるに譬へたるは。實然る語にぞ有りける。(また此譬へに就て、思ひ出たる話こそ有れ、そは去ぬる寛政七年の正月、己二十歲にて、父母にこはで、獨行に秋田を發て、江戸へ出るをり、八町目といふ驛の、某屋とか云へるに宿りけるに、吾は一人旅にて甚く疲れて、早く一間に臥たるに、後れて若き旅人の三人連なるが宿りて、己が臥たる次の間にて、酒肴を出させ醉さわげるが、興に乘じて、飯もり女を見て來むとて、懐中の物など取亂し置たる儘にて、三人とも出行ける迹へ、其宿の下女そと來りて、己が寢たる一間には、破ぶすま引たてゝ闇き故に、見へずと思へる樣にて、まづ銚子に口をつけて酒をのみ、肴をも食ひしを、最をかしと見居たるに、懐中物に目をとめて、其中なる金子を取りて、懐に入むとす、こゝに己思ひけらく、酒肴など食へるは兎まれ角まれ、彼ら今に歸り來て、金子に心づき尋ぬる時に、我に疑ひを挂なむには大事なり、默すべき事に非ずと心を定めて、立行むとする時に、女まてと聲を挂れば、腰のぬくるばかり驚きたり、己叱りて、金子を元の如く收れおけと云ふに、取らずと云ふ、しか言ひ爭ふ聲を聞て、主を始め家内の者も來れるに、また彼三人も歸り合たり、者どもより責みて、金子を出せと云ふに、猶取らずと云ひて出さねば、皆々よりて赤

裸となしたるに、彼の金子ばらりと落たり、二百匹ばかりぞ有ける、見る前にて痛く打擲かれ、直に逐出さるゝ趣なりき、此は可笑かりし事と、常思ひ出らるゝを、稚川翁の語に思ひ合されて、今かく語り出たるなり」然れば漫に漢籍を嫌ふ倫も。右等の語には。深く心を潜べくこそ。又かの陰隲錄といふ物にも。頭を擧ること三尺にして神明あり。と言へるは。誠に然る言にて。善きにつけ惡きにつけて。幽冥より見行はすは。何に畏き事ならずや。然るとは知らず。影くらき惡事を爲すは。何に愚なる事ならずや。其は世にある人を欺き得るとも。永く幽冥より神の憎みを受て。遂にその御罰を蒙らずと云ふことなし。(是以て己つねに志をたて語を立て、此の現世に在る人は、譬へば我が善意をもて爲たる事をも、按外に惡く思ひて憎み、或は爲ざる事を爲たりと言ひ、云はざる事をも云へりと爲て、譽めも謗りもする物なれば、此は心とするに足らず、世間の人の毀譽は、馬の耳に風ふく如く聞なして、或が本分の誠を盡し、幽冥の神たちに對して、愧ること無きやうに有らまほしとは言ふなり」凡そ人その實德を修せむと欲するに。幽冥に愧恐るゝと云ふ事を心得る時は。決めて惡き事の爲られぬ道理なれば。其の幽冥の原をしろし看す大社の神に誓ひて。其の實心を琢く時は。大凡そ道に違ふ事なし。殊に此の現世に居る間は。長くとも百年を多くは越えぬを。此の世を退りては。永く大國主神の幽冥に歸して。其の御制めを承給はる事なれば。今より常に拜み奉るべきは勿論の事なり。(抑大國主神のしろし看す幽冥の事は、神の道の講說の中にも、やごと無き事にて、此の道理をよく明らむるは、人の實德に至るべき根元なる故に、靈の眞柱を著はせる始めより、此の事を專とのべて、古史傳には殊に委しく書著はし、其の後に鬼神新論を再訂し、西蕃太古傳をも作れるが、共に漢籍によりて其の義を明し、後に印度藏志を作りて、其の國書の說に依りて、其の旨を說き、なほ古今妖魅考など、其の餘にも、書きと書きたる書ども、事の因に、此の旨を著述せずと云ふこと無きは、世に知がたき事は多く有れども、幽冥の道理ばかり、知り難き事は

有ること無き故に、此を考への及ばむ限り知り明して、自らその實徳を修めて人にも及ぼし、古に謂ゆる物識人の數にも數へられて、此の道に功績を立むとの態なり、然れど其の思ひ得たる事をし、一書には記し肯ずて、彼にも此にも說たれば、右に云ふ書等を、みな熟く見て其の旨を得べし、今こゝに說く所は、わづかに其の端緒を云ふのみぞ、なほ次々の詞を說く因々にも言ふべし〕さて須勢理毘賣命は。古事記豫美國段に。須佐之男大神の御女とのみ有りて。其の御母は知られざるを。委曲に攷ふるに。此は高天原にて。天照大御神と御誓ひの時に。生坐せる三柱の女神を。須佐之男命に屬給へるが。一柱と御體を合せ給ふにて。大國主神の彼國に往ませる時に。夫婦となりて。其の御後より種々たすけ給へる事ども有りて。夫神に從ひて此の顯國に遷りまし。其の御嫡后となり給ひ。即ち言主神の御母に坐まし。其の大國主神の彼此と妻問し給ふに。御酒さゝげて詠給へる御歌に。主こそは男にいませば。打見る島の崎々。若草の妻持せらめ。吾はもよ女にし在れば。汝をきて男はなし。夫はなしと和し給ひ。顯幽分れし時に。其の夫神と共に。杵築宮に靜り坐せり。是を以て神典に。大國主神と宇那賀都理て今に至るまで鎭坐すと見えたり。須世理毘賣命、やがて彼の三女神の御身を合せて、一柱と坐せる神なりと云ふこと、人の未だ考へ知ざりし說なり、委しくは古史第六十四段の傳を見て知るべし〕宇那賀都理とは。互に項に手を懸相たる如く。親く雙居たまふ義なりと先師たちの說なり。彼の高皇產靈神に。神魂御祖命副給ひて。其の御後の事を知し看に準へて想へば。大國主神の幽事しろし看す。その御後の事きこし看し補助給ふこと申すも更なり。是を以て是の詞に此の比賣神の御名をも顯はし白せるなり。女は殊に此の神に誓まつりて。家に在りては能く父母に事へ。嫁きては。汝をきて男はなし。夫はなしと夫をまもり。夫なき後は子に從ふ。と西土人も云へる如く。生狡意を用ふること無く。古歌に。「後の世も是の世も神に任するや。愚なる身の信なるらむ」と詠みし心を種となし幼き程より。殊に嚴しく佛法三昧は禁制して。意に汚き隈をおか

ず。身のもと祖の本たる。正しき直き神の道に習へと教へ立るぞ。女子持たる親の慈愛と云べくなむ。（然るは佛法の教へに、極重悪人、無他方便とて、一聲南無佛、皆已成佛道など云ひ勸むるを、愚なる心に、實にさる事と思ひ惑ひて、齢を重ぬるまに〳〵、頑愚になりもて行つゝ、然すがに自からも常に僻める態あり、犯せる罪の積ることは、心に問はれ知つゝも、一聲の南無佛、一誦の稱題目に、その罪の消滅すべく、頼み思ひて改めず、かの川柳の句に、「六阿彌陀皆まはるは鬼婆々、また「池上の緣日かゝぬ我慢婆々、など云へるは、然る事にて、其の方にのみ僻み固まり、外見菩薩の相をまねび、内心夜叉の角をふり、齒くきを嚼て嫁を罵り、「中日によめ息の音をちつと出し、と云へる如き老媼の多きをよく見れば、親のをしへの悪かりし、童女が人の嫁となり、然て姑と成れる也けり。）

○次に大和國の方に向ひ。右の如く拜み奉りて。

大和國城上郡。大神社爾鎭座坐須。大物主神。山邊郡大和神社爾鎭座坐須大國魂神。高市郡宇奈提社爾鎭座坐須言代主神。三柱乃御前乎慎美敬比。畏美畏美毛遙爾拜美奉留。

師の國號考に。大和と書たるは。必ずおほやまとと讀ことなり。和名鈔に。畿内の大和も。また其の國の大和郷も。共に於保夜萬止と有るをもて知るべし。（然るを常の語に、たゞ夜麻登とのみ云ふ故に、大字の添へるをも、たゞ夜麻登とのみ云ひ來れるなり）さて夜麻登と云ふは。もと畿内なる大和一國の名なるを。神武天皇此の國に大宮しき坐せるよりして。後の御々代々の京も。みな此の國内なりし故に。おのづから天下の大名にも成れり。と言れたるが如し。（なほ國號考に委き考へあり、就て見るべし）大神社は。神名式に。城上郡に大神大物主神社。（名神、大、月次、相嘗、新嘗）とありて。此は上の大國主神の和魂の神に坐し。大和社は。神名式に。山邊郡に大和坐大國

魂神社。(名神、大、月次、相嘗、新嘗、)と有りて。此は大國主神の荒魂の神に坐なり。(此の二社ともに、相殿の神たち坐ませど、其は古史傳に就て見べし。)さて荒魂とは。伊都速く荒けき御魂をいひ。和魂とは平穩しく和しき御魂を云ふ。此は凡人と云へども。量々に從ひて。此の二魂は有るを。其の魂の強く凝れるは。體より分りて。種々の靈異を顯はす事あり。(かの漢土籍に離魂病など云ふも、實には其の思ふ魂の凝りて分たるにて、即ちあら魂の所爲なり、また世にも往々生靈とて、深き思ひに凝れる人の魂の、別に現形して、祟りを爲ことの有るも、同じ道理なり。)神世の大神たちは。皆その御魂の大きに坐ます中にも。大國主神などは。其の魂の殊に大きく。凡人の魂に比べては。幾萬倍の大なりと云ふこと知べからず。是をもて殊に御魂々凝し給ふことも無く。その荒魂和魂の分りて。別神の如く。本體に向ひ立て。互に物言ひ交し給へる事も有りしなり。(人の魂も次々に大きに爲れば、大きになる物なる事は、靈の眞はしらに少か論へる如くにて、其の學びは古語に、「我が御世の事能こそ神習へ、青人草習はめや」と有るに本ずきて、心術を修し立るにあり、此は世の常なる學者などの、得しも知ざる妙道なるが、中々にこゝに盡すべくも有ねば漏しつ。)さて其の和魂大物主神の顯はれ給ひし事は。大國主神。少彥名神と共に。御國を經營し給ひ。いまだ造竟給はざる間に。少彥名神又しも外國へ往坐しかば。甚く御力を失ひ坐て。歎き給へる時に。海原を照して歸來ませるぞ始めなる。然るに大國主神。そを御自の和魂なりとは知看さで。問答し給ひてぞ。其とは知り給ひける。(然れば魂の大きならむ人は、我れ知らず、其の和魂荒魂などの體を分りて、他國所などにて、靈異を顯はす事の有るまじきに非らず、そは生靈離魂などの事を思ひても知るべし。)さて此の神の海より歸來ませるは。何に爲給へる事ぞと云ふに。大國主神は。元より須佐之男大神の。有ゆる外國々をも經營し給はでは。得有まじき御業をうけ繼ぎ坐せれば。その大きなる御魂は。外國々まで行通り坐すが故に。其の和魂の分りて。外國に往到まして。其の國々を造り固

めて御坐せるが。少彦名神の。また外國へ渡り坐るに。其の御本體の甚く御力を落し給へる故に。彼少彦名神と引替りて。和魂神の歸り來坐るにぞ有りける。(其は間近き赤縣州は更なり、印度國及び其の餘の國々にも渡りて、少彦名神と共にいそしみ成給へること、各國の書策の、みな傳はれるには非ざれど、漢籍また印度籍にて、僅に知らるゝに准へて、其の餘の國々も、然有しことと推量られたり。其は赤縣州にては、大國主神を、太昊伏羲氏とも、太眞東王父とも稱し、少彦名神を、太一小子とも、東華小童君とも稱し、印度國にも其の傳へあり、此は古今の學者の、かつて知らず云ざる説なるを、己れ師の御蔭によりて、始めて委く其の説を考へ得て、赤縣州の事は西蕃太古傳に記し、印度國の事は、印度藏志に記せるを、次條に其の大意を説くをまつべし。)大國主神の然はかり。少彦名神の避り給ひし事を歎き給へるは。師説の如く。荒魂のみ進める故なりしを。和魂の歸り添まして。二魂の具はり給へる故に。國造り竟て。大造の功績をば成給ひける。(是を以て神典に、大己貴神之荒魂、與和魂、戮力、經營天下之地、建得大造之績とは云へるなり、)かくて大國主神の本體は。天津神の詔命の如く。かの杵築大社に鎭り座して。しか歸伏ませる事の由をば。和魂大物主神ぞ。天に參上りて白し給ひける。此の時しも八百萬の國神を帥て昇り給ひ。また無窮に幽冥の事掌まして。有ゆる國神の首と坐せば。大物主と申す御名は。この時に。皇產靈大神の賜へる名ならむと言れしは。實然る語なり。(そは物とは、廣く何にも云ふ語なれど、古き祝詞に、四方四隅餘里荒備疎備來留物と云ひ、物狂ひ、物氣、憑物、物の態、また物識人など云ふ物、みな神を指して物と云へるを、有ゆる國神の首と坐すに思ひ合せて辨ふべし、)また此の時その荒魂大國魂神も。共に參昇り坐して。皇美麻命は。八十魂の神を悉治め給はむ。吾は大地の官を悉治らむ。と期り白し給へりと有るは。上の師説に準へて按ふに。大國魂と申す御名も。此の時に。皇產靈大神の賜へる名なるべし。(八十魂の神を悉治め給ふとは、天皇命と坐して、天神地祇をみな祭り治め給ふを云ひ、大地の官を悉治

めむとは、大地の幽官をみな治らむと宣へるなり。）さて大國主神の幽冥事をしろし看こと。區て申せる古傳はかくの如くにて。荒魂は大地官を掌りて。大國魂と坐して。和魂は有ゆる地祇を掌りて。大物主と坐して。御國の幽冥のみに非ず。有ゆる萬國の幽冥をも悉しろし看こと。日月の大御神たち是の御國に生坐して。其の御光を萬國に照し幸へ給ふ道理に同くぞ有ける。（然るに漢土天竺などの冥府の事實を、諸書に記し傳へたるを見るに、多く其の國々の風に見ゆるは、言葉音聲をも、各各異に爲たまへるに同く、みな然るべき所以ある冥府の政なるべく覺ゆれど、其の由は凡人の詳に知るべき事に非ず。）然れば萬國に生とし活ける人物ともに。此の世を退りては。悉く幽冥に歸する謂なれば。本體大國主神は更なり。その荒魂和魂をも合せて。禮拜し奉るべき事なるを。世の人その道理をかつても知らず。偶に神の道を奉ずと云ふ人あるも。生たる間こそ神には仕へ奉れ。死ては佛道に頼らでは。得有らぬ如く心得ためるは。最も憐むべき事にこそ。（己がかく世俗の愚痴を憐み歎く、事情を知らむと思はむ人は、古史傳に幽冥の事を說たる所々を、熟く見おきて後に、印度藏志、及び古今妖魅考、鬼神新論、西藩太古傳などを見たらむには、人の生れ來る由緒、また死たる後の大凡も知られて、死後の安心も自づからに定まりなむかし、但しそは書にかき取れることこそ己が態なれ、悉く古傳古書に本づき、古今の事實を參考して記せるなれば、實には篤胤が臆說に非ずと知べし。）さて大物主神はかの海原を照して歸來ませる時に。大國主神の御身づから。今の大三輪の地に祠ひ給へるが。大國魂神は。神代より。崇神天皇の御世まで。禁中に祝ひ奉られしを。此の御代の六年といふ年に。山邊郡に遷し奉り給へり。此の御社今も新泉村と云ふに立給へり。（大三輪神社は大かたに御榮えませど、大和神社は詣で見奉るに、甚く御衰へ坐して、古記錄どもに見えたる、古への御榮えの事を思ふに、ほと／＼涙さし牙るる御有趣なりき、其は近く文政六年の十月にぞ有ける。）古道に篤志ならむ人は。杵築大社は更なり。右の二宮に必ず詣で奉るべく。また其の人に御靈

代を請て齋ひ奉るべき事にこそ。(己はし早く大社の御靈代の物をこひ、其の後に三輪社、大和社へは、自から詣でゝ、其の神主たちに逢ひて、その御靈代と齋くべきやごと無き物を請得て、大社はその本つ御殿に坐せば、中座に安奉り、左り右りに三輪神、大和神を居奉りて一座と爲し、下座には、我が平氏の遠祖たちを始め、其の餘も由緒ありて祭る靈神たちを一座として、此は常の神棚とは別に祝ひて、祖先の祭屋とは爲たり、但し此は人に語るべき事には非ねど、己がごと氏寺の妬みを受ざらむ人の　志ある輩にも聞えまほしくてなむ。)さて言代主神は。大國主神の珍子の第一にて。亦名を味鉏高彦根神とも。賀夜奈流美神とも。一言主神とも申せり。(但し此說は、未しき輩には、心得がたく思ふも有るべし、古史第百二十段の傳に就て見ば、其の疑ひ晴なむものぞ。)此の神を大物主神。大國魂神と一つに總て拜み奉る事は。彼の經津主神。武甕槌神の天津神の詔命を受て。大國主神に。此の御國を。皇美麻命に避奉らむや否と。問ひの御使に降り來ませる時に。大國主神答へて。我が子言代主神に問ひて。報命さむと白して。言代主神の。三津崎ちふ海に船をうかべ。柴漬を搆へて漁獵し給へる所へ。御使を遣はし問給ふに。言代主神。その御使の神に。畏し天津神の御命のまに〳〵。此の國は天神の御子に奉り給へ。吾も御詔に違ひ奉らじと白せと。唯一言に。言離ち給ひも果ず。その乘給へる船をふみ傾けて。青柴垣を漬たる水に。退手を拍てぞ入り坐ける。(青柴垣とは、今も漁獵に用ふる柴漬にて海邊大河邊なる人の、よく知れる事なり、此をふしつけと云ふも古き事にて、拾遺集に、平兼盛歌に、「ふしつけし淀のわたりをけさ見れば云々と詠めり、)此の退手を神典には。逆手と書たれど。逆の字の義には非ず。今この現世に退りて。幽冥に隱り給ふ時に拍鳴し給へる故に。退手とは云なり。(即サカリテのりを省ける語なり、延喜の鎭魂祭式に、行酒三杯以後、拍二後手一退出、と有るにて知るべし、此は伊勢貞丈ぬしの說に從りて云ふ、記傳の說は信がたし。)さて其の乘しゝ船を踏かたぶけ給へるは。再用ふまじき意を示せ給へるなり。然るは

大國主神固より。此の御國は。天神の御子に。避奉り給ふべき大義をば。曉り御座せる物から。御長子言代主神に心をおきて。猶この神に問ひて報命さむと白して。御使を遣はせる趣なる故に。我れ在りては中々に。父大神の御心動きて。大義を過ち給ふこともや有むと。己命の顯世に心を殘さぬ由を露はし。右のごと一言に言離ちて。先かく潔く隱り坐るなり。是ぞ言代主と名に負坐せる由縁なる。そは言代とは。言の信といふ語にて。天神の命に違奉らじと。其の船を蹈傾けて。言に信を立給へる故の御名なり。(岡部翁の祝詞考、神賀詞の處に、神乃禮自利とは、他の祝詞に、禮代とあると同じ言にて、利は留志の約れるにて、禮の志留志と云ふことなり、と言れたる意なるが、其の志留志は、信字の義なること、信物音信など用ふにて知るべし、)そは神功皇后に。此の神の憑まして名告ませる時に。於天事代於虛事代云々と宣へるは。天に虛に言の信を立給へる由にて。是の時の謂をもて名告坐ること著く。(此の御名を古書ともに、言代とも、事代とも書たれど、言は正字、事はみな借字なり、)また雄略天皇の御世に。御形を現して。天皇命と共に山狩し給へる時に。吾者雖惡事而一言。雖善事而一言。言離之神。葛城之一言主之大神也と詔へるも。吾は惡事も一言に言離ち。善事も一言に言離ち決むる神にて。葛城に居る一言主大神と云ふ神ぞと詔へるにて。是も此の時の由に因りて名告坐るなり。(記傳にこの言離之神とある文を、コトサカノカミと訓れしは、此の一言主神やがて、言代主神なる事を考へ漏されし故なり、葛城之と宣へるは、彼の郡にも、葛城之鴨社とて、御社の有ればなり、神名式に、其の郡に、鴨都美波八重事代主神社と載されたり、斯て此の神また、高彥根神と同神なる由は、土佐國風土記に見えて、古史傳に委く說たるが如し、〇因に云ふ、上代に人々の進退に手を拍しこと云ふも更なるが、神世に他神たちに、然る禮儀の見えたる事なきを、言代主神のみか國避の時に、逆手を拍鳴し給ひしは更なり、此の御狩し給へる時も、天皇の捧げ給へる禮代の物を、御手うちて受給へる事の傳はれるは奇き事にこそ、此はふと思ひ付たる

故に云ふ、若は拍手の禮は、此の神より起れる儀ならむも亦た知べからず。)さて大國主神より。御使に遣はしゝ神歸りて。言代主神の御答。また其の有やうを申しかば。大國主神。こゝに其の御心を決め給ひて。武甕槌神。經津主神に。吾子等百八十神者。八重事代主神。爲神之御尾前而仕奉則不有違神。此葦原中國者。隨命既獻焉と白して。事代主神と申す名の御魂を。宇奈提社に坐せ。高彦根神と申す名の御魂は。葛城社に坐させ。賀夜奈流美神と申す名の御魂をば。飛鳥社に坐せて。皇美麻命の近き守神と獻り置して。遂に現世を避奉り給へること。上件に說たるが如し。(但し此に云ふ說どもは、出雲國造神壽詞によりて言ふ說なるが、師は賀夜奈流美命と申すも、言代主神の亦名なる事に、心著れざりし故に、記傳及び神壽後釋に說れし說ども、皆委しからず、古史傳に就て見べし。)神之御尾前とは。師說に天神御子に歸順奉仕る諸神をひろく指て云ふなり。尾前は前後と云ふが如く。俗に跡前と云ふに同じ。後世の軍陣などにも。先鋒殿後をば。重き任とするが如く。此の言代主神。渠師として。諸神の前に立ち。後に立て。天神御子を守護奉仕らむとなり。天武天皇紀に。此の神。高市縣主許梅に著りて。吾者立皇御孫命之前後以。送奉于不破而還焉。今且立官軍中守護之。と詔へる事をも思ひ合すべし。此の神後の世まで。神祇官の八神の列にも入りて祭られ給ふも。全天皇の大身を守護奉り給ふ由緣なり。と言れたるが如し。(なほ予が古史傳に就て、委く其の旨を思ひ辨ふべし。)さて言代主神を祭れる社の多かる中に。高市郡なる宇奈提社を殊に表して拜するは如何と云ふに。此の社は上に云ふごとく。大國主神の定め給へる三社の中にも。言代主と申す名の御靈を齋へる社なる故なり。(然るに神名式に、此の御社を、賀夜奈流美命神社と出され、飛鳥坐神社四座とある社の主神を、事代主神なりと云へる說に依りて、師は神壽詞に、賀夜奈流美神を飛鳥に、事代主命を宇奈提にと有るを、誤りと爲られたれど、飛鳥社を、事代主神と云ひ傳ふるは、賀夜奈流美命と同神なる故に、かくは傳へ、神名式に、宇奈提社を、賀

夜奈流美命と出せる、是れまた同神の別名なれば、實には害なけれど、神壽詞なる故實に違へる事に、心著れざる誤りの說なりけり。）其は萬葉集に。「想はぬを想ふと云はゞ眞鳥住む。卯名手の杜の神し知さむ。」と詠る歌も。宇奈提社を。言代主と申す名の御魂として。能く符へるを思ふべし。（宇奈提社に坐す神を、言代主神ならずと爲ては、此の歌もさらに由緣なき歌なるをや。）さて歌の意は。心に淺く想はぬ人を。口にのみ想ふ由を云はむには。宇奈提社に坐す。言代主神しろし看て。御罰あらむ物ぞと云へるにて。此は言の信を立たまふ神なる故に。言に僞なき由を。この神に誓ひ申せる。古への例にぞ有りけむ。（萬葉にも、事實を詠謬れる歌の無きには非ざれども、此の歌は、神壽詞に、宇奈提社に、言代主命を坐たりと有るに叶ひ、言代主と申す御名の由緣にも能く符ひて、最も感たく故實を詠み得たる歌なり。）俗の凡人らは除て論せず。世に道々しき事ども敎ふる輩。また我が古學の輩にも。誓へる言に信なく。昨日と今日の言はしも飛鳥河の瀬とかはり。或はかの漢土にて。跖と聞えし盜人の。孔子を呵りて。好面譽人者。亦好背而毀之と云へる如き人多く。或は裡に汚き心を持て。表をのみ淨げに作りて。想はぬを想ふと云へる歌文の。噓言しつゝ人にも敎へて。神を欺き人を欺き。自をも欺きて人の子を賊ひ。また或は徒に佗の善言良考を盜みて。我が物顏に化め擬へ。却りて佗を妬み譖づる姦人の。撃も殺さま欲く所思ゆる有り。時々は。「人多き人の中にも人のなき。世に生れ來し我や何ぞも。「此はしも人にや有ると熟く視れば。あらぬ毛物ぞ人の皮著る。」など歌ひも出べき。虎皮羊質の人魂すまじき人多く。今の大業無らましかば。山にや入らむ。海にや浮ばむと。憤ろしき事の常あるに。彼業平朝臣の。惟喬皇子に淺く交はり。殊に思ほす旨ありて。伊勢物語をかき著はし。「思ふこと云でや徒に止ぬべき。吾と等しき人し無れば。」と詠れしは實然る事と。身を抓みてなむ思ひ識らる。（また是に就て按ふに、葛稚川翁の子書に云れし事あり、因にこゝに聞えてむ、其は交際卷に、吾聞大丈夫之自得而、外物者、其於庸人也、蓋

逼迫不獲已、而與之形接、雖以千計、猶寅虱之積乎衣、而贅疣之掛乎體也、失之雖以萬數、猶飛塵之去嵩岱、鄧林之墮朽條耳、豈以有之爲益、無之覺損乎、且夫朋友也者、必取乎直諒多聞、拾遺斥謬、生無清言、死無託辭、終始一契寒暑不渝者、而此人良未易得、而或默語殊塗、或憎愛異心、或盛合衰離、或見利忘信、其處今也、譬猶禽魚之結侶氷炭之同爐、欲其久合安可得乎、と云ひ、また世俗之人、交不論志逐名趨勢、熱來冷去、見過不改視迷不救、有利則獨專而不相分、有害則苟免而不相恤、或事便則先取而不讓、値機會則賣彼以安此、凡如是則有不如無也、天下不爲盡不中交也、率於爲益者寡、而生累者衆、知人之明、上聖之所難、而欲力勵近才短於鑒物者、務廣其交、又欲使悉得可與經夷險、而不易情、歷危苦而相負荷者、吾未見其可多得也、雖搜瑰琰於培塿之上、索鸞鳳于鷦鷯之巢、未爲難也、吾亦豈敢謂藍田之陽、丹穴之中爲無此物哉、亦直言其稀已矣、夫操尙不同、猶金沈羽浮也、志好之乖次、猶火升而水降也、苟不可同、雖造化之靈、大塊之匠、不可使同也、何可强乎とも、吾聞詳交者不失人、而泛結者多後悔、故曩哲來擇而後交、不先交後擇也、なども言れしは、吾と等しき人のなきより、其の氣を吐れし語等なり。業平朝臣の歌と合せて、和漢古今おなじ浮世の趣なる事も知られたり〕哀れ吾が黨の小子。かの萬葉の歌の意を常に忘れず。宇奈提社に御坐す。言代主大神に。濃く誓を奉りて。右に云へる倫ひの。汚きわざに習ふ事なく。其の行ひを先になし。唯とも否とも只一言に云ひ放つべき。大倭心を振り起し。其の言の信をば。天には虛にも聽こえ知しめ奉らむと努べきなり。〔彼のさひづるや戎人なれど、子路ちふ男は諾を宿めず、過ちを改むるを樂みとなし、季布ちふ人は、一諾せる言を負ざりしとて、季布が一諾と稱せられき、過りて改めざるは、過ちの上に罪を重ぬる謂なるを、吾門にもをり〳〵然る人なきに非らず、然るは古歌に、「なき名ぞと人には云ひて在りぬべし、心の問はゞいかゞ答へむ、」と詠め

るは然る事にて、自から問て、答ふること能はざる心は、やがて神の賜物にし有れば、謂ゆる呼吸動作と共に、天地の神の心に達して、知られ奉る理をし、恒に思ひ恐るゝ時は、其の過ち漸々に失せ行くこと、己れみづから、身に試し行ひて知れる事なり、自吾を知り、また佗をも擇ぶ法は、稚川翁の行品巻を常に見て、佗にも我にも比べて、鑒と為すに及こと無し、故れ此の巻は門人等の為に、己別に訂正比校を加へし本あり〕

○次に常陸國の方に向ひ。右の如く拜み奉りて。

常陸國鹿嶋郡大洗磯前社。那賀郡酒列磯前社爾歸里鎮座弖。外國々能事掌給比。禁厭乃術止。醫藥能方止乎傳給比斯。大名持神。少彦名神。二柱能御前乎愼美敬比。畏美畏美毛遙爾拜美奉留。

此の二社のこゝに齋はれ給へる由縁は。文徳天皇の御世の。齊衡三年十二月に。常陸國よりの上言に依れり。其は鹿島郡に。海を煑て鹽を製る者有けるに。一日の夜半頃に海を望めば。光耀ありて天に屬せり。明日に磯前を見れば。兩の怪石ありて。水次に見在せるが。其の高さ尺許りにて。神體の如き神造の石にて。人間の石に非ず。鹽燒く翁そを見て異みつゝ去りけるに。後にまた二十餘の小石ありて。向に依り來し神石の左右に在りて侍坐せる如く。彩色常に非ず。或は沙門の形して耳目なきも交れり。(前に海原を耀して寄り來れる兩の怪石は、大奈母知、少比古奈命の神體、後に集へる二十餘の小石は、二柱神に從ひ奉れる、末々の神たちの像石と聞ゆるが、中に沙門の形して、耳目の容だに無き石も交れりとなり〕時に神憑せる人ありて。其の託に。我は大名持。少彦名命なり。昔この國を造り訖て。東海に去往たりしが。今また民を濟むと思ひて。更に歸來れりと。告給へる由を奏せる。是れ始めなり。(法苑珠林と云ふ佛書に、晉の建興元年に、呉郡の松江なりし漁人が、遙に海中を見けるに、二人あり、潮に隨ひて浦に入れり、漸々近づけるを見れば石像なり、像の背に銘あり、一に維衛とあり、一に迦葉

とあり、と云へるは相類たる事なり)斯て同じ御世の天安元年八月に。官社と爲され。十月に。兩神を。薬師菩薩名神と號け給ける由。御紀に見えて。神名式に。兩社ともに。薬師菩薩神社。(名神、大)と載されたり。(薬師は、久須理志とも、久須志とも訓べし、土師などの類ひ、古書に訓例おほく、薬爲の義なり、久須理志と云ふに就て、薬師と書たること、推古天皇の御世に、西土へ往きて、醫術を學び來れる、惠日と云ひし人の姓を、薬師と號たるにて知るべし、谷川士清の説に、因薬師名以稱菩薩從俗稱也、今諸國二神之所鎭座至莫不安薬師佛呼不亦甚哉と云ひ、水戸殿の常陸志にも、二神者本朝始教醫術神、故浮屠氏、以其名近似附托欺愚民、延及朝廷者矣、と有るは、共に然る言なり)大名持命とは。即ち上の條々に說たる。大國主神の亦の名なること。下に云ふが如し。斯て此の二柱神の。かく俱ひて依り來ませるは。深き契ある事なり。そは大國主神。かの豫美都國より還り坐して。庶兄弟の八十神を悉く追避けて。既に國造らむと爲て。出雲國なる伊佐々の小汀といふ汀に到りて。御食きこし看むとする時に。海上に人聲あり。驚きて見給ふに。物も見えず。頃時して甚小き神ありて。天之蘿摩の船に乘り。雀の羽を衣服にして。海水の浪に隨ひて浮び到れり。(天之蘿摩とは、今の世にカヾイモ、またゴガヂヨ、また婆婆ノフトコロなど云ふ蔓草なるが、其の實を二つにさけば、船の形したる物にて、實の中に綿あり、是れ謂ゆるパンヤなり)大國主神。その神を掌中に置て見給ひしかば。跳りて御頰に齧著たり。怪物と思ほして。其の名を問給ふに答へず。御從なる神たちも。皆知らずと白す時に。谷其久すゝみて。此は久延毘古ぞ必ず知りたらむと白せば。其に問給ふに。此は皇産靈神の御子に。少彦名神と申す神なりとぞ白しける。(谷其久とは蟆を云ふ、久延毘古とは、謂ゆる案山子の事なり、大國主神の故事に、是より前に兎の言語へること、鼠の物言へる事などあり、抑かゝる物どもの、物言へりと有る事をし、誰も甚く心得がたき事に思ふ事なるが、此は幽顯の道理をだに能く曉り得れ

ば、更に疑ひなき事なり、そは玉の眞柱に記せる如く、鳥獸萬物は、元より幽に屬き、神に屬く者なる故に、顯幽いまだ別れざりし大國主神の世までは、悉く神に物白しゝを、天皇祖神たちの詔命によりて、皇美麻命は、顯明事をしろし看し、大國主神は、幽冥事をしろし看す事と分り定まりて後、物等は、形こそ顯にも見ゆれ、實は幽に屬ぬる故に、顯世の人とは、言語はず成りし故に、神世にさる物どもの、神等に物白せる故事を、疑ふ事とは成つるなり、然れど今の世にも時としては、人の夢に入りて言語ふ事あり、其は夢には、人神の幽に通ふること有ればなり、此は秦大津父が助けたりし狼の、欽明天皇の御夢に誨し白して、大津父に官位を賜はしめたる類を思ふべし、また夢に幽冥の誨しを物より聞こと、古今に其のためし少からず、また物も人の形と變りては、人の言語をなすこと、今の世にも狐狸など、人の形と化りては能く物言ふこと、多かるをも思ふべし、但し久延毘古の言語ひし事は、殊に妙なり所以ある事なり、第二十四詞に就て見るべし）爰に使を天上に遣して。皇産靈神に白し上れば。詔給はく。此は實に我が子なり。吾が生る子。およそ千五百柱あるが中に。最惡くて教養に順はず。吾が手俣より漏落たりし子なり。汝大名牟遲命と兄弟となりて。其の國を作り堅めてよと詔ひ遣せ給へり。（是を以て。少彥名神を、また手間天神とも、少名牟遲神とも、少御神とも申せり、其は然ばかり御形の少さく御坐せばなり、手間天神と申すは、産靈大神の御手の俣より、漏落給へる神なればなり、然れど産靈神の長子に坐すと、古傳に有るに依りて、必こは、宇麻志葦牙彥舅神なる事を考へ得て、古史傳に委く說たりさて産靈大神の詔命によりて、此の二ばしら兄弟となり給へる事は、謂ゆる義兄弟の始めとや云べき、然れば同心一致の友どち、兄弟の義を結ぶと云ことは、神のゆるし給ふ事にざりける）其より二柱神相竝ばして力を戮せ。國巡り作り堅め給ふに。大名牟遲神あしき氣に中りて。病伏し給ひし時も有けるに。少彥名神そを活さむと欲して。溫泉を用ひ始め。また二柱の神相議りて。療病方と。禁厭法とを定

め。また酒をも醸り給へり。是を以て百姓ども。今に皆その恩賴を蒙ふるとあり。（此の二神、かく國民の事にいそしみ給へる故に、萬葉の古歌に、事物の始めを、此の神たちに係て、大名牟遲少彥名の神世より云々、大なむち少彥名の神こそは、名け初けめ云々、大汝少御神の作らせる、妹背の山の、云々など詠たり、此は天下の人民、この二神の御恩賴を蒙りて、辱く思ひ奉れる故に、其の意ばへを詠傳へたるなり」こゝに大國主神ある時に。少彥名神に。吾らが造れる國。豈善成せりと云はむやと宣ふに。少彥名神答へて。或は成せる處あり。或は成ざる處もありと宣ひける。（大國主神の御語の意は、我らが造れる此の八島國は、なほ未善く成竟たりとは云がたしと、其の成りかねるを、待かね給ふ御言なるを、少彥名神の御答の意は、然は宣へど、此の八島國は、或は成せる處と、或は成ざる處も有りと宣ひて、外國々は、都に成ざる處さへ多かりと宣ふ意を含めたり、其はかく宣へる後に、常世國にわたり給へるにて知られたり、神代紀に、此謨也蓋有ニ幽深致一焉、と有るは、實然る言にぞ有ける」さて後に。少彥名神は。伯耆國に到り坐して。粟島の地に粟を蒔給へるが。能く實れる時に。その莖に載りて。彈かれて常世國に渡り坐けり。此の二神の國造り給ふ時に。石見國志都の石屋に御座せる事も有しとぞ。木國名草の浦なる粟島は、後に此伯耆國の粟島の名を、移せりと聞えたり、借此の神前には、蘿摩の船にて渡り來給へるに、今しも粟の莖に彈かれて渡り給へるは、是ぞ玄家に謂ゆる乘蹻の術にて、大虚空を踏て渡り給へるにぞ有ける」さて少彥名神の渡り坐す常世國と云ふは。何方にまれ。此の皇國を遙に隔り離れて。容易に往還がたき處を云ふ名なるが。其の本は神の住坐す幽境を。常住不變の義にいふより起りて。現在せる外國々をも。此より見ざる所をば。汎く稱ふ言とは成りしなり。然れば今いふ常世國は何所と云ふこと知べきに非ざれども己考へ得たる說あり。下に云が如し。（常世國の名義、なほ委くは古史傳に說くを見べし、師の常は底と通へば、底依國と云ふ言なりと云れし說も、然る事ながら、猶深きよしありさ

て少彦名神おぼし看す御心ありて。常世國に往坐しかば。大國主神愁ひ坐て。吾獨して何かも此の國を得作らむと詔給ふ時に。其の和魂大物主神なも。外國より海原を照して歸り來まし。其々に天下を經營し給ひ。然して後に大國主神。遂に此の御國を皇美麻命にゆづり奉りて。幽冥事しろし看すと。杵築大社に永く隱坐せること。上の二條に說たるが如し。然るに文德天皇の御世に。少彦名神と二神にて。常陸國に歸り給ひ。昔造二此國一訖去二往東海一。今爲レ濟レ民亦更來歸と詔へれば。大名持神も渡り給ひてぞ有ける。（神世の傳へを記留たる事のいと舊き由は、開題記に委曲に辨へたる如くなるが、其の古記どもを、古事記に撰錄して奏進れる、和銅五年より、此の神たちの歸り來ませる齊衡三年まで、百四十五年なり、少彦名神の、常世國に渡坐る古傳を記し留むる時に、後世にかゝる事は有むとは誰か知らむ、此の一事を以ても、神世の傳への正實なる事は辨へつべし、但しこは生漢意に率られたる人等の、神世の傳へを疑ふ倫に云ふ言ぞ。）さて少彦名神は前に渡りまし。大名持神は幽世に隱り坐て後に。かの神の御迹を追て渡り坐るにて。此の時の御託に。東海に去往たりと詔へるに依れば。二神ともに。其の始めは。まづ東海なる國に渡り。其より相並びて。神世の當時より久遠のあひだ。外國々を作り堅めて。此の時歸り來ませる也けり。（故是をもて赤縣州を始め、外國どもに、此の神等の傳へは、方の如くぞ存りける、其は下に云を見るべし。）然るに神典に。少彦名神の渡り坐る傳へのみ有りて。大名持神の渡り坐せる傳なきは何と云ふに。少彦名神の渡り給へるは。幽顯のいまだ分れざる以前の事なる故に。其の傳へ顯世にも傳はりたれど大名持神の渡り給へるは。幽顯わかりて。幽世の往坐なるが故に齊衡三年の御託なくては。顯世の人の爭でか知らむ。（此は幽顯の差別を知るべき予が一大事の說なり、勤々麁略に聞こと無く、深く察ひ熟思ふべし。）さて少彦名神の。はじめ伊佐々の小汀に依り來ませる事は。師說の如く。產靈大神の御手俣より漏落まして。外國へ放れ給ひしが。依り來ませるにて。粟莖に彈かれて。常世國に渡り

給ふと有るは。また外國へ往坐るなるが。此の神と入り替れる如く。かの和魂大物主神より來坐るは。是また早く外國へ渡りて坐しが。還り來坐るにて。此は共に外國々を開闢經營せむとの事なるが。（師の玉鉾百首に、「さひづるや常世のからの八十國は、少毘古那ぞ造らせりけむ」と詠れ、記傳にも其の說を記れたれど、此の神のみに非ず、實には伊邪那岐、伊邪那美神、また須佐之男の神、及び大國主神も渡り坐して、開闢し給ひてぞ有りける、委くは西蕃太古傳を見て知るべし）皇美麻命に。國避まして後に往坐るは。その和魂ならで。大社に鎭座せる全體の御魂ぞ往坐ける。其は常陸國に歸り來坐せる時の御託に。大奈母知神と詔へるは。御本體の御名なるを以て是を知れり。（或人この說をきゝて、然らば神世の幽顯分れし時より、齊衡三年までの間は、大名牟遲神この國に、御坐さねば、其の靈異は有るまじき道理なるに、孝昭天皇、崇神天皇、垂仁天皇などの御世に、其の全體の御名にて、炳焉き靈異の御託など有りしは如何と云へるに、答けらく、此は師說に、神の御靈の幾つにも分りて、同じ樣に靈異を現はす事を、一箇の大きなる火を、幾所にもおなじ樣に移し燈すに、本の火は滅る事なく、移し分たる火も、同じやうに燃るに譬へられたる如くなれば、此國に其の本體は坐せど、其の分魂の外國に渡りて、經營など爲給はむも何か疑はむ、玄學の方術に、玄一の術と云ふ有て、凡人と云へ共、數多に分體して、數所にて事を爲す由なれば、況て此の大神たちの分身をし何か疑はむ、然れば齊衡三年に歸り來坐りとは云へど、なほ其の分魂は坐ざる國は無しと知べし）斯て漢土天竺を始め。其の餘の國々の事を記せる書等に。その事蹟を知るべき傳へありやと稽ふるに。間近き故にや。漢土には殊にその事蹟正しく傳はり。彼の太昊氏とも。伏羲氏とも。太眞東王父とも。扶桑太帝とも云へるは。大國主神に坐し。その太昊氏に。三才の本義を傳へ。神農氏に。醫藥の大法を敎へ。黃帝老子に。養神金丹の眞術を授けし泰乙小子。泰乙元君など稱せる神眞は。少彥名命にぞ有ける。（また其の泰乙小子を、東海王淸華小童君とも、東華大

神青童君とも、青眞小童君とも云ひて、其の形嬰孩の如き神なる故に、神界にてしか名くる由見え、扶桑國の方諸といふ山に住む由なり、是れ少彦名神ならで、誰神か有らむ、また扶桑國とは、皇國の事なること、扶桑國考に記せるごとくなるを、其の扶桑國に坐て、幽界の太帝たる神は、大國主神をおきて誰神か有らむ、猶言はまほしき說ども多かれど、西蕃太古傳に云へれば此に云はず。）また天竺の籍には。大國主神の渡り坐る事蹟は見えねど。其の幽冥を知りたまふ事の說傳はいと多く。少彦名神は。彼の國をも開闢し給へりと聞えて。其の事蹟いと詳に傳はりて。梵天子と稱し。童子天とも申して。既に首卷に云へる如く。謂ゆる梵志の遠祖は。その梵天子の口より。生出たる由にて。其の傳ふる學の高尚にして。玄學の旨に叶へること。彼の玄奘比丘が西域記に。梵志の學風を載して。博く精微を究めて。玄奥を貫窮し。人に大義を示して。導くに微言を以てし。古に博く。奥に居て物外に沈浮し。事表を逍遙して。寵辱に驚かず。知道を貴びて貨財を恥ぢずと有るが。

少彦名神の神業に符へるを思ふべし。（此等の事ども印度藏志國俗品に委く記せれば、此には少かその端緒を云ふなり、彼の書に就て見るべし。）さて漢土天竺ともに。我が皇神たちの開闢し給へる國なるが故に。漢土の玄學。天竺の梵學ともに。其の根元はみな其の神等より出たり。是を以て玄學は更なり。梵學にも。我が古說に傳へ漏せる正義の。採用すべき事はた無にしも非ず。（然るに玄道には、彼の周と云ひし世より、狡意ぶる一見を提出して、儒道と號くる道を建立せる尼あり、又梵道には、彼の牛糞氏起りて、其古說を盗襲して、佛道と號くる道を僞作せる尼あり、是を以て兩國ともに、既に其の古說は亡びむと欲るに至れり、其は西蕃太古傳、印度藏志の二書に論るを見て知るべし。）右二國の古道の。我が神眞に出たる由來を知得むには。其れに準へて。其の餘の國々の開闢は更なり。其の道の根元も。我が皇神たちの傳說より出たるに。狡意を交へし物にて。謂ゆる蘭學の書に見ゆる。藥劑の製煉。及び伎巧の精奇なるも。其の恩賴に洩るゝ事なき由緣をも辨ふべし。

（そは其の謂ゆる製煉などの諸術を、蘭學者らは、凡て彼の蕃人らの、工夫し始めたる事とのみ思ひ居れど、實にはかの西洋なる諸藝術のもとは、印度より傳へたる事なるに、彼の國人ら次々に工夫を加へて、今云ふ如く精々には至れるなり、蘭學者ら、豈その起原を知らむやも）抑少彦名神のことは。玄學の古書どもに。泰乙小子は。大同の制を執りて。泰鴻の氣を調へ。神明の位を正す者なりとも。或は眞青小童君は。嬰孩の形貌なり。故に小童と號す。其の器たるや。環朗洞照にして聖周萬變なるが。玄鏡幽鑒にして。才また眞備たり。扶廣に館し。玄圃に遊びて仙職を治むなど有るにて。其の神業の萬國に普ねきことを知るべし。（玄圃とは謂ゆる崑崙山なり、扶廣はまた方諸とも云ひて、扶桑國内にある山の名なるが何れの山を云ふか詳ならず）然るに上に說たる神典に。皇産靈神の御言に。此の神の事を最惡くて敎養に順はず。我が手俣より漏落し子なりと。詔へるが不審しくて深く考ふるに。まづ此の神は。天皇祖産靈神の長子にて。天の萌騰るに著て生坐せる神に坐せば。必ず天上に坐して。其の御國を造らでは叶はぬ神なるに。皇祖神の御手俣より漏おちて。外國に放れ往坐せるか。まづ皇祖神の御心に違ひ。（この神やがて葦芽彦舅神なる故に、産靈神の長子と傳へ、かつ葦を植つゝ國造り給ひしも、其の本緣による事など、古史傳に委く說たるに就て見ば、疑ひ有まじく所思ゆ）かつ漢土に傳へ坐せる神仙の道なる。養神金丹などの方術醫藥は更なり。其の餘の國々にも。此の神の傳へ坐たりと覺ゆる、いと微妙なる事どもの。書に記し傳はれる中に。此は卑しき末國の人間に傳ふべき事に非ず。固より遂に神位に至るべき道骨の人に。その啓發すべき期を量りて。傳ふべき法なりと所思ゆるが多かり、其は固より人を擇びて傳へ給ひしかど。其の方術つひに人間に漏傳はれるも多かる故に。天道を泄し。かつ世の蒭狗行尸の徒など何くれと誹議しつゝ。天寶を汚すに至るが。自づから天眞を慢するに當る事をし。最惡く所思せる故の御言と聞えたり。（我が神典は更なり、漢土に傳はる神仙の籍にても、此の神に最惡と詔ふべき事

實の見えざるを、此の御言また小緣ならず聞ゆるに思ひを潭めて考ふれば、右の二條より外に、此の御言に當れる事の無きを以てかくは論ふなり、玉の眞柱を記たるほどは、未この旨を知らざりし故に、其の論をさな有しなり、天道を泄し、天禀を慢する事は、天皇祖神の甚く禁誡し給ふこと、彼内經を始め、諸書にいと多く見ゆ、其は神典にても、方術醫藥ともに、其の原は天津神より出て、諸神に傳はりしこと、甚明かに知らる、然るは二柱神の御柱回りの、左右を差へし事を、占へ給へる術は更なり、大國主神を二度まで生さしめ給ひ、また櫛玉饒速日命に、十種の神寶を賜ひて、一二三四云々の神咒を唱ふる鎭魂祭の御法、また天忍雲根命に傳へ給ひし術奇の事、また神武天皇に御傳へ坐し、咒術などの事を思ひ合せて、方術醫藥の道ともに、天皇祖神に出たる事を辨ふべし」さて西蕃太古傳」及び扶桑國考に記せる如く。大國主神。少彥名神ともに。此の扶桑域内に幽宮を構へて。本居と爲給へど。漢土を始め。四方の國々にも。遙宮を構へ。幽府を設けて。其の國々の神眞を主宰し。其の幽冥をも掌給ふこと。彼の太古傳に載せる。峨眉山の仙宮を治むる。天眞皇人といふ神眞を。扶桑太帝の所使なりと有るにて知べし。（こは疑なく大國主神の御子、百八十一神あるが中に、十五神をえらびて、天の下の四方の國々へ遣はしたりと、神典に見えたる中の一柱なるべし」また晉世に。かの魏華存と云へるが許へ。道法を授與せる。暘谷神仙王と聞えし神眞は。扶桑太帝の陪從第一にて。其の命を承て降れる由云へるは。言代主神にやと思はる。其は扶桑暘谷は同じ域にて。即皇國を云へばなり。（猶思ひ合せて考證せる事ども多かるを、西蕃太古傳、志都能石屋、扶桑國考などに委しく記せり、就て見べし」さて總て正しき道書どもに。彼の國人は更なり。何國の人にまれ。道德を修し得て。神仙の位に至るには。扶桑の靈域に到りて。太帝東王父に拜謁して其の印可を受け。生籙と云ふに其の名を載されて後に。其の位に昇り上天して。天皇太帝。また元始天王にも拜謁すと云へり。天皇太帝とは。伊邪那

岐大神を申し。元始天王とは。皇産靈大神を申せり。(是らの委き由よしは、太古傳は更なり、三神山考にも、諸書を引て考證せり、また既に第二詞に注せる説をも立返り見て知るべし、彼の老子を始め、名高き仙人たちの、皇國に來り、其の印可を受て、坐錄に載され、かつ此の神域に住する事蹟の、かの國籍に所見たる事は、今悉く數ふるに暇あらず、斯の如く外國々の人すらに。我が皇神の道を修し得て。神仙の位を賜はり。此の神域に住するも多かるに。其の神域に生れて。然る神域なりとしも得知らず。儒佛の狡意を先として。生涯その非を曉らず。貉狗行尸の倫にて世を終る人の多きは。最も悲しく憐むべき事なりかし。(但し學者の、道を學ばざる人を憐れむ心は同じき故に、かゝる歎きは誰もすめれど、己が幽冥神仙の考説に於ては、古今に人の明らめ得ざりし事をら明し得て、其を人にも開示せむと、論ふ説なる故に、其の歎きも亦、古今の學者の歎きとは甚く異にして、其の切なること、胸はしり火に心もえ、骨髓より火出るばかりの歎なるを、哀れさる歎としも、想ひ知なむ人もがな)さて右に論ふ如く、二柱神たち。外國々をも經營まして。土地異なれば産物また異種を生じ。殊に國柄に合せ。其の時に應じて敎示し給へる事の多かるを。其の事物をし。悉く本域に傳へて。識ある人に取捨せしめ給ひ。(その外國に傳へ給ひし事どもの、大概を云はむには、經世、治國、人倫の道は更なり、天文、地理、易卜、暦法、文字、音律、醫藥、方術、軍陣、悉くその緼奧を傳へ給へり、是をもて大國主神は、外國にても御名おほく、皇國にても七つの御名あり、故大名持命とも白せしなり)かつ其の國々を。みな皇朝によりて。仕奉らしめ給はむの神慮と見えて。人の世となりては。崇神天皇の御世に。かの大物主神の御託ありて。大迦羅國の人を。來朝せしめ給へるを始めにて。神功皇后に神たち憑坐て。韓を伐しめ奉り給へる後。その外國國より産物ども獻りて。今は大かた諸蕃國の事物に。漏たるは有まじく所思ゆる計り集ふ事は。大名持少彦名神の外國の事業ら給ふ恩賴に依ることなり。(なほ此の神等のみならず、天地の神ども

に、然は計らひ給ふと思ゆる中にも、須佐之男神の御子、五十猛神とともに其を計らひ給ふ、是を以てまたの御名を、韓神とも申すなり、此の神のしか韓招し給ふ由は、古史傳に委しく説きたるを見べし。）さて師の記傳に言れたる如く。弘仁私記に。少彦名神是造レ酒神也。とある由緒によりて。亦の名を久斯神とも申せり。其は神功皇后の酒壽ひの御歌に。「此の御酒は吾が御酒ならず久斯能神。常世に坐す石立す。少御神の釀し御酒。」云々と詠坐る是なり。久斯とは酒の古名なるが。藥も同語、通ゆれば。久斯神とはやがて。藥之神といふに同じ。（但し契沖は、釋日本紀に、奇神也といひ、私記に、奇異之義也と有るに依つれど、今は記傳の説による、そは久須理はもと、久須禰とも云ひて、貼ることを云ふより出たる語にて、奇より活用ける語には非ざればなり、此の由は古史第九十三段の傳に、委く云へるを見るべし。）抑酒は。もと病を療る料に造り給へるには非ざめれど。久須理てふ名の。既に病を治す物の名となりては。酒なも病を治し。心を和し咲しむる第一の能ある故に。久斯てふ名を專と負けむ。（久須理は久斯と約まり、久斯また伎と約まる故に、酒を伎と云へり、御酒、黒酒、白酒など云ふにて知べし、酒を慥しく久志と云へる例は、應神天皇の御歌に、須須許理賀、迦美斯美岐邇、和禮惠比邇祁理、許登那具志、惠具志爾、和禮惠比邇祁理、とあるを、師説に、事和酒咲酒に我醉にけり、と釋れたる其志これなり、須々許理とは百濟國より參來て、酒を釀れる人なり、谷川士清の説に、醉は咲より出たる詞ならむと云へり、今の御歌を思ふに、信に然るべし。）但し少彦名神の。外國より渡り來坐ざる以前に。高天原にて。天照大御神の御語に。屎なすは醉て吐散すとこそ。と詔へる事あり。速須佐之男神の八俣大蛇を殺し給ふに。酒に醉しめ給へる事あれば。酒の始めを。少彦名神なりと有るを。疑ふ人も有べけれど。此の神やがて宇麻志葦牙彦舅神にて。產靈大神の長子に坐せば。大御神より以前に。早く酒を造り給ひけむも何か疑はむ。（また或は、天照大御神より以前には、米の無りしかば、其の以前には酒を造れりと云ふを信ざる

徒も有なむか、然れど米のみならず、種々の物にても、酒は造らるゝ物なり、既に須佐之男神、種種の菓を集めて、造り給へるに非ずや、然れば是また疑ふべき事に非ずかし。）さて少彥名神はやく酒を造り始めて。大國主神また其を物し給ひつと聞えて。酒の事を此の神に係ても申せり。其は崇神天皇紀に。高橋邑人活日といふ人。大三輪社の掌酒として。天皇に御酒獻りし時の歌に。「此の御酒は吾が御酒ならず和なす。大物主の釀し御酒」云と詠める是なり。（荒木田久老が酒之古名區志考といふ物に、此の歌につきて三輪と云ふを、糟交なる酒の事とし、大物主櫛瓱玉命と申す御名を、大物とは御ものにて食物をいふ古言、櫛瓱玉は酒瓱手向にて、即食と酒とを云ふと云ひ、また大名持少彥名二柱神の、酒を造り初め給ひしより、藥師と申し、藥神と申すより、療病方を定むとは語り傳へしなるべし、と云へるは忌しき非說なり、其は古史傳を見て知べし。）斯て醫藥の方、禁厭の法ともに。少彥名神むねと始め給ひ。大國主神ともに力を戮せて。皇國は更なり。漢土を始め。諸蕃國にも傳へ坐しと聞えたり。（醫藥禁厭の道ともに。少彥名神むねと始めて、大國主神も、それに依りて知給ひけむと覺ゆ、そは神典なる事實の趣にても、自然にしか聞え、今に至るまで此の道に於ては、少彥名神をむねと稱するも、由緒ある事にこそ、其は大國主神の、國造り給ふ時に、病臥し給へる時に、始めて溫泉を物して活し給ひ、また後の世に、はやり病など有るには、五條天神に靫を掛しめ給ふ例なるをも思ふべし。）是をもて漢土の上古にも。酒醴は藥の始めにて。禁法を兼て病を愈しき。其は既く山田正珍ぬし。多喜元簡主なども云へる如く。素問の湯液醪醴論に。岐伯曰。自古聖人之作湯液醪醴者。以爲備耳。中古之世。道德稍衰。邪氣時至。服之萬全と云ひ。（張介賓か注に、湯液醪醴、皆酒之屬と云へり。）周禮の酒正職に。辨四飮之物とて。一曰清。二曰醫とある注疏に。淸者謂淸也。醫者謂釀粥爲醴也。集韻に。醫濁漿也などあり。說文に。醫治病工也。从殹从酉。醫病聲。（段玉裁云、殹者痛之省也。酒所以治病也。周禮有醫

酒。古巫彭初作レ醫と見え。(また禮記に、酒者所二以養一レ老也、所二以養一レ病也とも見えたり、)古昔は巫祝の徒。もはら其の道を傳へて。禁法をかねて治療せし故に。巫に从へて醫にも作り。其の人を巫醫とも云ひしなり。(是をもて彼土の古代に、巫某と云へる醫多かり、山海經に巫彭、巫抵、巫陽、巫履、巫凡、巫相など見えて、郭注に、皆神醫也と云ひ、また後には、醫緩、醫和などやうに、醫の字を冠らせても稱へり、)さて其の禁法を用ひし樣は。說苑に。上古之醫。苗父之爲レ醫也。以レ菅爲レ席。以レ芻爲レ狗。北面而發二十言一耳。請扶而來。與而來者。皆平復如レ故と見え。素問の賊風篇に。先巫知二百病之勝一。先知二其病所一レ生者一可二祝而已一也。と有などを見て知るべし。(また移精變氣論に、上古の醫は、必ず祝由せりとも見えたり、苗父が十言は、疑なく太昊氏十言の敎なるべし、此は西土に傳へ給ひし無上の神呪なり、)また右に就て按ふに。西土にて藥方の名を。半夏湯。桂枝湯。葛根湯など號けしは。酒を病に用ふる事を弘めて。酒に草根木皮を浸し用ふる事となりし故に。其の古義をもて。直に其の主藥の名を取りて。名けたるが始ならむ。其は今も。忍冬酒。茴香酒など云ふが有るに。準へても知べきなり。(古今の醫學者たち、藥方の名に、某湯と云ふを、唯に某の藥を煎たる湯と云ふ事と、心得たりと見えて、其の論なきは、古へを稽へざる疎漏と云ふべし、)また加茂翁說に。酒を佐氣とも云ふは。こを飮めば心の榮ゆる故の名にて。佐加延の約なりと言れ。また祝詞等に。長御食能遠御食登。赤丹穗爾聞食故爾。など云へる類ひの語を解きて。赤丹は赤土なり其の赤き餘光を穗と云ふ。萬葉に。「紅に衣染まく欲すれど。着なば丹穗ひや人知ぬべき」と云へり。此も御孫命の御病なく。大御顏の赤きを申せりと言はれたるに據りて思へば。眞赤しむる物なる故に。佐部とも謂ふと聞えたり。(また是に依りて思へば、顏をカホと云ふも、赤穗の省語なるか、また餘光をにほふと云ふも、丹穗ふなること、大人の引れたる萬葉の歌にて知べし、)さて天竺の醫道も。禁法と藥劑とを兼用して。其の趣き大凡そ漢土の療法に同じきは。豈小緣の事

ならむや。其に我が皇神の道を傳へたるが故に。我が神典の故實に符合するなり。漢土の醫書の中にも古き。黄帝の内經。神農の本經。仲景の傷寒雜病論など。みな我が大神の道より起原せる物なり。(かく云ふを不審み思はむ人は、まづ古史傳をよみて、其の根元を明らめ、然して後に、天竺の療法を知むと欲せば、印度藏志を見るべく、漢土の古醫道を見むと欲せば、西蕃太古傳と、志都能石屋に就て見るべし、殊に志都能石屋は、皇國の古醫道より延て、西土の古神僊の道に及び、かつ和漢の古方書の論にも及べればなり)偖その傷寒論の自序に。居世の士の方術と醫藥とに。神を留めざるが不覺なる由を。慇懃に誨せるを熟く思ひ。此の事くはしく醫宗仲景考に論へり、披き見るべし)またかの徒然草に。世に居る人の。知らでは有るまじき事どもを云へる條に。人皆病あり。病に犯されぬれば。其の愁ひ忍びがたし。醫療を忘るべからずと云ひ。また醫術を習ふべし。身を養ひ人をたすけ。忠孝の勤めも。醫にあらずは有べからずと言へるも然る言なれば。醫業の人ならずとも。醫藥方術を常に心に懸べき事にこそ。(漢籍には、かの小學に、程伊川云く、病臥於牀、委之庸醫、比之不慈不孝、事レ親者亦不レ可レ不レ知レ醫と云へるを始め、道に志し有る者の、醫を知らずは有まじき由を、開示せる語類は、諸書に數ふるに暇あらず、其は我れにも醫藥の心得なくては、醫師の選びも屆かねばなり)さて此の二神の齊衡三年に。常陸國に依來まして。民を濟はむ爲に。歸來れる由を御託し坐せる御語を賴み奉りて。醫師と有らむ人の。朝夕に其の御靈を請祈奉りて。世の人の病を視こと。我が親わが子の病を視る如く。悲み思ひて濟はむ事を思ひ。世の人もまた其の恩賴によりて。病無らむ事を祈り。病あらば。靈幸ひ坐して。醫療の速に驗あらむ事をも。祈るべき事勿論なり。(なほ志都能石屋につきて見るべし)

○次に伊豆國の方に向ひ。右の如く拜がみ奉りて。

伊豆國加茂郡。雲見嶽爾鎮座坐須。磐長比

賣神乃御前乎。遙爾拜美奉里弖。過犯須事乃有乎婆。見直志聞直志給比。堅石爾常石爾壽長在志米賜閉止。畏美畏美毛祈里奉留。

此の御社は。神名式に伊豆國加茂郡に。伊波乃比咩命神社と載され。文德天皇紀に。嘉祥二年十月壬子。伊豆國石奈比咩命神。授從五位上とあり。（此れに依れば、磐長をイハナとも訓べし、ナガのカを省けるなり、風神科長都彥神の長をもナと云へり、さて式に伊波乃とあるは、奈と乃は親しく通ふ音なればなり、其の例いと多かり。）抑この比賣神の出自は。伊邪那岐大神。かの火神迦具土神を三段に斬り給ひし。其の一段に生坐せる大山祇神の御女なるが。弟姫を木花之佐久夜毘賣命と申す。斯てこの二柱の名義は師說に。木花は字の意の如し。佐久夜は開光映の。伎波を切めて加なるを。通はして久と云ふなり。（若子を和久碁と云ふ類なり、光映を波夜と云は、下照比賣の歌に、阿那陀麻波夜とある波夜の如し。）萬つの木の花の中に。櫻ぞ勝れて美き故に。殊に開光映てふ名を負て。佐久良とは云へり。夜と良とは橫に通音なり。（小兒のいまだ、舌のよくも回らぬ頃の音には、ラリルレロをヤイユエヨと云て、櫻をも佐久夜と云ふ、これ自づから通ふ音なればなり。）然れば此の名も。何の花とはなく。たゞ木の花の咲光映ながら。即ち主と櫻の花に因りて。然云ふなるべし。（やゝ後には木花と云て、即ち櫻にせるも有り）偖石長比賣と申すは。堅石常石に長久き由なり。此の二女の御名。石も木も。主と山の物にて。父神に緣ありと有り。（なほ古事記傳に就て見るべし。）さて伊勢の御鎭座傳記に。櫻大刀子神二座。（靈華木座也、大八洲櫻樹始、從天上降居也、）爲華開姬命也、一座大山祇命雙座也、）苔蟲神一座。（櫻大刀子神與合力、靈石座也、）とあり。此は木の花之佐久夜毘賣命は。天上より降れる櫻木の精靈に坐す故に。亦の名を櫻大刀子神とも申して。其の櫻樹をやがて其の神體と崇め。大山祇命はその御父なる故に。相殿に祠ふ由なり。）西土の古書等に、東方日出の國に、桑木とも、扶桑と

も稱する大樹あり、其の國を扶桑國といふよし見えたるは、即ち皇國の事にて、其の謂ゆる叒木とは、此の櫻樹をいへり、斯て其の樹後には山と化りぬ、其の山は、駿河の國なる富士の山是れなり、此の事委くは別に著せる、扶桑國考につきて見るべし）また此より延て。苔蟲神と云ふを考ふるに。此は疑なく石長比賣命なり。そは靈石座也とあるは然る物にて。櫻大刀子神與合力と有るは。此の二ばしら姉娣に坐すを云へり。斯て苔蟲てふ名の義は。蟲は借字にて生なり。其は古今集賀歌に。「我が君は千世に八千世にさゞれ石の。いはほと成りて苔のむすまで。」と詠たる苔の生すに同じ。（さゞれとは、最少けき石を云ふ、一首の意は、然る少けき石の、大なる磐となりて苔の生まで、千世に八千世に榮えおはせと云へるなり、此の歌は必ずこの苔蟲神といふ御名、また其の神徳をおもひて詠める歌なるべし）然れば此の二柱の比賣神たち。大山祇神の御子には坐せど。實には石長比賣は。岩の精神にまし。佐久夜毘賣は。櫻の精神に坐こと著明に知られたり。（然るは父神大山祇神は、迦具土神の御骸の化れる、天香山の神靈に坐すを、岩も木も、主と山の物なるに、そを御名に負まし、かつ其の物々を、靈代と爲給ふにても辨へ知べし、伊豆國伊波乃比咩命神社と同郡に、伊波比咩命神社と申すもあり、今は子安明神と申す、その御靈代は畏けれど、子安貝の如き小貝の、奇しく凝たる狀の石にますと、秋山章が伊豆志に記せり、疑なく同神と聞えたり、）さて佐久夜毘賣命を大刀子と申すは。神皇産靈神を大刀自神と申す刀自と同く。戸主の義にて。邇々藝命の后神に御坐せば也。其は神代紀に。皇孫邇々藝命すでに天降まして。筑紫の高千穗宮に御坐せるより遙後に。笠沙の崎に幸ませる時に。いと美麗しき少女の行き逢るに。汝は誰が女ぞと問給ふに。吾は大山祇神の女にて。名は木花之佐久夜毘賣と申すに。皇美麻命また兄弟ありやと問給へば。我が姉を石長比賣と申すと答へ給ふ。爰に皇美麻命。然らば汝を吾が妻とせむと詔ひて。大山祇神に乞しめ給へり。（皇御孫命の天降ませる時は、甚く御幼稚におはし坐せる事、すでに初めに說たる如くなるが、

神典の文面にては、降り給ふと間もなく、御妻問のありし趣に見ゆれど然には非らず、遙後なりし事、また邇々藝命、穗々出見命、葺不合命、御三代の年數を、日本紀に、一百七十九萬二千四百七十餘歳とある、百七十九萬は誤年にて、二千四百餘歳なる事など、己詳に考へ得たる秘說あり、そは別に著せる、弘仁歷運記考といふ物を見て知るべし。こゝに大山祇神いと歡びて。其の姉石長比賣を副て奉れり。然るに其の姉は。いと醜き故に見畏みまして。返しおくり。其の弟佐久夜毘賣をのみ留め給ひしかば。大山祇神白し贈り給へるは。我が女を二人並べて進れる由は。石長比賣を使ひ給はゞ。天神の御子の御命は。雨ふり風吹とも堅石常石に坐む。木花之佐久夜毘賣を使ひ給はゞ。木花の榮ゆるごと榮え坐むと誓ひて進れるに石長比賣を返して。佐久夜毘賣を留め給へれば。天神の御子の御壽は。木花のごと阿麻比坐なむと白し給ひ。石長比賣命も恥まして。青人草の命も。木花の移ふ如く衰へむ。と白して泣恨み給へり。此れ世人の命長からぬ縁なりと見えたり。(此は事實をいたく約めて說たれば、委くは古史成文を見るべし、師說に阿麻比は、脆く堅固ならぬ意と聞えて、甘と同言なり、今の俗語にも多く云ふことなりと有り)然るに此の大山祇神。また石長比賣命の御語を。古くも皇御孫命の。石長比賣を返し給へるを恨みて。呪詛し奉れる事と思ひ錯れりと聞えて。神代紀に。磐長姫大慙而詛之曰と有れど。詛言には非ず。(師の古事記傳にも、其の意をもて解れたるは、此の文に依られたるなれど委しからず)其はまづ邇々藝命。直に佐久夜毘賣をのみ見まして。其を請給へるに大山祇神その比賣を贈り給ふに副て。石長比賣命をも進り給へる事は。深き御心ありし事なり。(神代紀の一書に、二柱の比賣たち、秀起る浪の穗上に、八尋殿を起て、機おり居ませるを御覽じて、請ひに遣り給へる樣に記せる傳へあれど、此の傳は山神の比賣たちの、浪の穗上に殿を起てと云ふ事など、似つかぬ說なれば全信られず、然れば此は邇邇藝命。その二少女を見まして請ませる證文とは爲がたし)然るは此の時の御娉はしも。皇美麻

命の后を立給ふ始めにて。其の生まさむ御子の御末の御壽命の。長き短き基緣となる大義なるに。佐久夜毘賣は。その御容貌こそ美麗しけれ。其の生まさむ御子の御末の御壽は。木花のこと移落ひ坐べき道理あり。然るに其を見感て請たまふが。善からぬ事とは所思看つゝも。御詔を違へず進りて。石長比賣を副給へるは。皇美麻命。もし此の比賣を留め給はむには。御容貌こそ醜惡けれ。其の生まさむ御子の御末の御壽は。堅石のこと長久に。坐べき道理をし。心に深く思慮りて進り給ひしにて。是ぞ大山祇神の御誓の御卜なりける。（然れば裡には、皇御麻命いかで佐久夜毘賣を返して、石長比賣を幸たまへかしと、誓ひて坐してとは言ふも更なり。）然るに其心待し給へる拔ひに外れて。佐久夜毘賣を留めて。石長比賣を見畏みて返し給へる故に。推てその醜惡さを進れる事をし。大く恥給ひ。また木花のごと美麗しき比賣を留め給へれば。御末の御子の御壽の。長在まじき事を歎きて。右の如くは白し送り給ひしなり。（其の事情、また其御語にも深く魂を入れて、此旨を思ひ辨ふべし、かつて謂ゆる呪詛の御語には非ざるなり、記傳の說は、いまだ此深意を思ひ得られざりけり。）かくて石長比賣命は。御容貌の醜き故に。返され給へるを恥給へるは。固より然も有べき事なるが。（此はかの、山城の弟國の故事をも思ひ合すべし。）是も皇美麻命の御世を詛ひたる御語には非ず。父神の御心と同く。佐久夜毘賣を幸つれば。其生まさむ御子の御末は更也。世の人草の壽命も。夫に肖つゝ次々に移落ひなむ事を。いと切に歎き憾みて。右の御語は有し也。（神典の本文に、恥恨唾泣など有るを以て、吾を幸給はざる故に、皇美麻命を恨み奉れり、誰も思ふめれど、宇良美と云ふに、惡み恨むると、切に思ひて憾むるとの差別あり、此二のうらみ、共に深く思ひ入りては、怒り詈り唾泣など爲らるゝも常有る事なり、此旨を深く思ひ慮るべし。）然れば本文に。此世人之命短折之緣也。と有るも。大山祇神。石長比賣の御語によりて。命短くなりしと云ふには非ず。石長比賣を幸さずて。佐久夜毘賣を幸たるが。御子の御末の御壽。また世の人の命の。短折く成れる

事本ぞ。と云ふ義になも有ける。(斯るやごと無き事の因に、凡人の上を云はむは、畏き事には有なれど、凡て男子の情として、醜女を惡ひ、美女を愛るは常なれど、男に女を配し、女に男を偶する事は、その道の原をもて思ふに、子々生繼しむる、天皇祖神の道なれば、實には其婦徳をこそ擇ふべけれ、然しも美醜を撰むべきに非ざるを、美女を好み、美男を愛るも、亦やごとなき人情なれど、眞の道に志あらむ人は、此の謂をも忘るまじき事とおぼゆ、然れば彼のもろこしの黄帝と云ひし王の、嫫母と云る醜女を妃とし、諸葛亮と云ひし人の、殊に醜女を求めて妻と爲たるを、其の世の人ども、あざみ笑へる由見えたるも、此の二人ともに、凡庸の徒に非ざれば、密に思ふ旨の有けるにこそ。)さて上代の天皇たち。百歳に多く餘らせ給ふが。數坐ましけるは。人の代にては。御壽長かりし例なれども。神代の人の壽の。なほ長かりし時を以て云へば。甚く短きなり。邇々藝命より後に。彦穗々出見命は。坐ニ高千穗宮ニ五百八十歳。と有れども。此なほ以前に比べては不長りしなり。斯て此の時の事は。皇美麻命の御子の御末にのみ係りて。世の青人草には係るまじき道理なれども。天日嗣しろし看す天皇の御命の。長く坐ざるうへは。天下に有ゆる人の命も。隨ひて短くなりしは。本より然るべき理なりかし。(日本紀纂疏に、皇胤蒼生短壽者、謂定業不可轉也、豈由磐長姫之詛乎と有るは、此を詛と見られしが非なる耳ならず、師も言れたる如く、神の御典を說とて、其の古傳には從らずして、此に由なき佛說を信じ給へるは、何に惑ひ給へる非說ぞや、萬國の人の命の神代の如く長からぬ事は、もはら此の時に、佐久夜毘賣命を幸給へるに緣ること、云ふも更なり。)但し然る道理の常なる中に。人の代となりても。倭比賣命。武内宿禰。味内宿禰。阿閉臣事代などの如く。數百歳の壽を保ちたる人も有るは。石長比賣命の殊に御靈を。幸へ給へる故こそ有けめ。古き祝詞の類は更なり。上に云へる古今集の歌の如く。石に準へて人の壽を賀ふなど。全こゝの故事に叶へるは。小緣の事に非ず。かつ祝するを伊波布と云ふも。師說は有れど。石より活用せる

語ならむと覺ゆるなり。(其は堅石常石と祝ふを始め、石に准へて祝ふ語の多きが、徒ならず聞ゆるを思ふにつけて、考へ出たる說なるが、委しき事は古史傳に記せれば、此に云はず、)然れば壽命の長からむ事を欲はむには。常に體の養ひを熟く習行ひつゝも。別て此の比賣神の恩賴を祈願奉るべき事なり。老子に。死而不亡者壽。と云へりし成神の玄旨も。よく此の比賣神の神德を知りてぞ得らるめる。(但し體の養性を行ふ法は、大名牟遲、少彥名神の由ありて、皇國よりも、外國々へ傳へ坐たるを、己はやく曉り得て、志都能石屋に其の由來を論ひ、其方術どもは、殊に集記せる物もあり、然るに其の國々に然る方術は傳へたれど、此の比賣神の壽神に坐ことをし、髣髴にも聞知れりと見ゆる說のなきは最もはかなき事にこそ、猶前條に說たる說等をも思ひ合すべし、)さて此の比賣神の壽命を長在しめ給ふ神ぞと云ふ說は。古今の書に見えず。余が始めて言ひ出し說なるが。其は古史成文を集記せる頃なりき。諸書に其の社の事のなきが慨たく覺ゆるに合せて。何の所見たる事は無れど。己が意と伊豆國にや坐らむと所思しかば。其の國人の來れるに賴みて探ね索むるに。加茂郡に雲見村と云ふあり。其の村に雲見山の淺間と稱ふ舊社あり。富士神の姊神にて。壽命を守り給ふ神なりと云ふ由云ひ遣せたるに。疑なく此の比賣神なめりと思ひて。なほ神名式を見れば。伊波乃比咩命神社其の郡にあるを。國史には。石奈比咩命神とあり。然れば雲見山の淺間。かならず是なるべしと。懽喜に不堪しかど。其の地理を知ざれば。仍決かねて在ける時しも。近く寬政十二年に。秋山章と云ひし人の著せる。伊豆志と云ふ書を或人の見せたるに。始めて。雲見山なる舊社の。式なる伊波乃比咩命神社にて。石長比賣神なる事をし思ひ決めたりける。(その伊豆志の說は、加茂郡の所に、當郡雲見村に淺間祠あり、御嶽山の巓に在す、式社なりと云ひ傳ふ、磐長姬を祀る故に、此の山にて駿州淺間の事を云ことを忌む、其妹開耶姬と隙あるが故なり、また當山の四方は、峰巒周り遭て、唯仰て雲を見る、故に雲見といふ、毎年六月一日に山開きなり、近村の男女潔齋

して參詣す、此の事伊豆納符にも見ゆ、禰宜高橋氏と有り。）さて神名式には洩され給へれど。信濃國淺間嶽にも。此の比賣神の坐よし。人の普ねく云ふは實の事にて。古く社の在けるを。去ぬる天明三年に。山の燒出たりし時に失たる儘にて。今は麓に朽たる鳥居のみ殘りて。神主もなく。僧山伏など。推て己が仕ふる神のごと云ひ成し。また其の者ども。富士山の榮えを羨み。かつ此の山神をも淺間と申すに就て。開耶姫命なりと誣言して。人を欺くよし。去ぬる文政四年四月に。其の八日は毎もの山開きの日なるに會むとて參詣ける時に。沓掛驛なる古老等が語りたりけり。（なほ石長比賣神の御事は更なり、此の山の事、また此の山に此の比賣神の坐す古き由緒も、所に傳ふる說ありて、古史傳に委く記せり。）いかで此の山へもの人の普ねく詣で奉らむ時もがな。然思ふ由は。故ありて此に述がたし。）

たまのたすき五之巻

伊吹廼屋先生講本

門人　下總國　宇井包教　同
　　　尾張國　川村篤行
　　　伊豫國　富永友昌　校

〇次に尾張國の方に向ひ。右の如く拜み奉りて。

劒太刀尾張國。愛智郡熱田宮爾鎭座坐須。大神等乃御前乎。愼美敬比畏美畏美毛遙仁拜美奉留。

劒太刀は。萬葉に多かる發語にて。「身に副ひ。「腰に取佩き。「磨し心をなど云ふに冠たれど。今始めて此の國の發語に用ひたれば。尾張と言ふに由ある語なれば也。其は伊邪那岐大神の御刀の御靈の名を。伊都之尾羽張神と申すを。古事記傳に。その名義を解きて。伊都は稜威なり。或人の說に。尾は鋒を云ふ。劒は諸刃にて。鋒の方の張たる物なる故に。尾羽張と云ふ。國の名の尾張も。

熱田の神劒より出て。此の意なりと云へり。此の說さも有るべし。(鋒を尾と云ふこと、未だ例を見ざれども、然云まじきに非ず、鋒の張たる劒を云なるべし。)また尾は雄にて。雄々しきを云ふにも有べし。(伊都之男建など云へる言の連きをも思ふべし。)羽は及の意なるべし。(今の世に波婆理といふ針は、及のつきたる針と云ふ意にや、若また及張の針と云ふ意の名ならば、此と同じ、また物の滿よびこる事を、はゞると云も意近し。)と言れしは動まじき說なり。故是に從りて。劒太刀尾張と連けむに。子細なき事なれば。用ひたり。劒の尾鋒の張たる義にも係るべく。劒太刀雄々しき義にも係るべし。(但し古へに用たる例なき發語を用ふにつきては、用意すべきこと許多あり、其は言長ければ此に說がたし、初學の徒など此を學びて、漫に例なき語を用ふこと勿れ、其は俗の歌文家などの用たるには、古語の連きを深くも尋ねず、能くも叶はざる發語を用ふが多ければなり。)さて此の御社のこと。神名式に。尾張國愛智郡に。熱田神社名神大と載られて。幾座とは無れど。釋日本紀に。日本武尊留其形影。天叢雲劒爲此神識。今正殿二字。相並東西。東殿曰土用御殿。奉安草薙劒也。西殿曰正御殿。配享五神。日本武尊中座也と見え。社傳に。その四神を。西は天照大御神。素盞烏尊を一座とし。東は宮簀姬命。建稻種命を一座とすと言へり。實然るべし。(釋紀には、西二座素盞烏尊、奇稻田姬命と有れど、此に奇稻田姬命は類つかず、此は社傳に、天照大御神と有るぞ正しかるべき。)今の詞に。熱田宮爾鎭座坐須大神等。と白せるは是の故なり。抑この御社に坐す。草薙劒と申す御刀の現はれたる事は。須佐之男命かの御荒びに依りて。高天原を逐はれて。外國々を見巡り坐し。出雲國へ還り給ひ。奇稻田姬を娶むとして。八俣の大蛇を斬給ひし時に。その中尾に是の劒の有りしを。神物ぞと所思食して。齋き藏給へるぞ始なる。(此を前に思ひけらく、凡そ蛇の類には、其の尾に石とも骨とも、其の質定め難き針を持たるあり、然れば此の大蛇の尾に有し御劒も、然る物なるが、其の大蛇の殊にいみじき故に、其の針大きく、自づから神物にて、

鐵もて造れる神の御太刀と、同じ趣に物を斷ちし故に、便そを劒になし給へるにや、斯て今も蛇の類に、尾に針を持たるも有るは、此の大蛇の當昔の由緒によりて、自づから然る物の有るならむ、其は穗々出見命の御佩を賜はれる、佐比持神と號けし鰐の因縁によれる事と見えて、鰐鮫などの類にも、尾に針を持たるが有り、近くは赤鱝と云ふ魚も、その類魚なるが、尾に毒ある針を持たるに准へて思ふべし。眞の劒の其の尾に在るべくも非ず、そは鐵は蛇の甚き毒なるに、蛇また鐵にいたき毒にて、蛇を斬たる刀は、それ斬たる刄より腐る物なり、和漢に蛇を斬たる刀なりとて珍重するも、蛇を斬てだに事もなき由にて、稱るにや有むと思へりしかど、其の尾に固有せる、骨の類ならむと思へるは非なりけり、其は下に說く大御神の御言に依てぞ知られける〕さて後に須佐之男命。かの豫美都國に入り坐むとする期に。その孫子天菅根命を。高天原に遣して。其の御刀を天照大御神に獻り給ひしかば。大御神其を御覽じて。此は我が劒なり。吾が岩屋に屛りし時に。近江の伊布伎山に落しゝ劒なりと詔へり。然れば此の御劒は。大御神の御なるを。落し給へりしかば。此の大蛇が得て其尾に竊し持たるにぞ有ける。〔此の大御神の御言に依りて、此の御劒は、元より大御神の御にて、須佐之男命を御疑ひまして、武き裝し給ふ所に、劒柄とりしばり給へりと有る、其の御劒にやとも覺ゆれど然らず、石屋戶をさして幽居せる時に、天目一根命の作れる刀なると思ふ由あり、其は古史傳に委しく註せるを見べし、何れにても、大御神の我が劒なりと詔へる御言に違ふことは無きなり〕然るに此の遠呂智また尋常の大蛇に非ず。その伊布伎山に住める多々美比古命。亦名は夷服岳神と云ふ。荒ぶる神の化れるにて。出雲國まで住み通りて。人をも取り喫へるなりけり。然れど其の說いと長くて大意だにこゝに說き盡すべくも非ざれば言はず。其は帝王編年紀に擧たる古老傳と、他の古書どもをも參考して、古史傳に委しく註せるを見て知べし〕さて其の御劒は。大御神の御許に歸りて後に。いと嚴重に齋き藏ち給へりと聞ゆるを。皇孫邇々藝命を天位に

即奉り給ひて。天降し給ふ時に。御自の大御靈を憑給へる。彼の八咫鏡と二種を具へて。無窮に天下しろし食す。御璽としてぞ賜ひける。(天皇命の天下しろし食す、御璽の御寶は、此の二種に、御統ノ珠を加へて、三種の神器と申すなれど、實には鏡劒の二種なること、記傳に論はれたる如くなるが、予が古史傳にも委く辨へたるを見べし)かくて其の二種の神器は。崇神天皇の御世まで。天皇の御同殿に齋き給へりしを。其の御世に。かの八咫鏡を造らしゝ。石凝度賣命。またの名天香山命の裔と。天目一根命の孫とに仰せて。二種の神器の御摸しを作しめて。其を内裡に齋き給ひ。(石凝度賣命の名を日本紀に、石凝姥命と書れたる、姥字によりて、女神と思ふは甚き誤りなり、實には男神にて、天香山命と同神にて、尾張國造の遠祖なること、古史傳に委しく說たるを見よ)かの元の大御神の御靈の御鏡と。天叢雲の御劒とは。禁中を出し奉りて。次の御代垂仁天皇の二十二年と云し年に。伊勢の五十鈴宮に鎮座なし奉られしこと。第四の詞にて具に說たるが如し。斯てその次

の御代。景行天皇の御時に。御子倭建命を、まづ西國に遣して。荒ぶる熊襲建兄弟を始め。伏はぬ人どもを。荒振神どもを悉く征伐しめ給ひ。(序に云はむ、此の命の御名を、ヤマトタケと訓むは非なり、ヤマトタケルと訓べし、其は此の御名は、かの熊襲建が殺されむとしゝ時に、西の方には吾を建きを、大倭國に、吾に益りて建男は坐けり、是を以て御名を献らむ、今より後は、倭建御子と稱し給へと白せる故に、其の時より御名を稱へて、倭建命と謂すと古事記に見えて、西と東に對へ奉りて、稱へ白せる御名なるが、熊襲建の建を日本紀に、タケルと訓注せるにて、此の命の御名に用ひし建字武字ともに、タケルと訓べき事を知べしと、伴信友が云へる、實然る說なりかし)還坐して間もなく。東方十二道の荒振神ども。服はざる人等をも。言向和せと詔ひて。衆くの軍勢をも賜はず。任し給ひしかば。倭建命その役に罷行す時に。伊勢の大御神の宮に參り拜み給ひて。其の御姑倭比賣命に。天皇命は。吾を早く死ねと所思すにや。西國を言向て返り參れるほど。幾時もあら

ず。軍衆を賜はずて。東方十二道の不伏人等を平に遣すらむ。此に因りて思へば。吾を早く死ねと所思看にこそと白して。患ひ泣つゝ罷り坐むとし給ふ。(倭比賣命は、第四詞の下に説たる如く、垂仁天皇の御女にて、景行天皇の御妹に坐す故に、倭建命には御叔母に坐なり、此の比賣命ぞ、大御神を伊勢に齋ひ始め給へりける)是の時に倭比賣命。かの叢雲劒に一つの嚢をつけて。倭建命に賜ひて。もし急事あらば。茲嚢の口を解給へと誨へ給ふに。倭建命御力を得まして。其れより尾張國に到りまし。其の國の造建稻種命の家に入給ひて。其の妹宮簀比賣命をほのかに御覧して御合まし。數日留りて。また還上らむ時にと期り定たまひ。(古事記には、此の時には御合まさで、還り上らむ時に婚まさむと期りて、出給へりと有れど、後に宮簀姫命の歌に、「君待がてに月立にけり」、と詠るを思ふにも、既に御合坐たりげに聞ゆれば、今は熱田緣起によれり、さて建稻種命は、かの鏡作遠祖伊斯許理度賣命、またの名は天香山命の末なり)建稻種命に。汝は山道より向へ。我

は海道より就て。坂東の國にて會はむと約りて。相摸國に到り給ふ時に。其の國の賊師ども詐りて從ひ奉り。此の野に大沼あり。其の沼に住める神。いと荒ぶる神なりと白す。倭建命そを取らむと所思して。其の野に入り給ふに。賊等その野の四方に火を放たり。爰にかの御佩ぜる叢雲劒。おのづから抽出て。王の傍なる草を薙攘ひき。故賊等に欺かれつと知看して。倭比賣命の賜へる嚢口を解あけて見給へば。其中に火打あり。爰に火をうち出して。向火を著て燒退けて還り出まし。その賊等をみな切滅し給ふ。其地をば今に燒津と云ふなり。是の時より彼の御劒の名を改めて。草薙太刀と號け給へり。(此の燒津と云ひし所を、今は益頭といひて、即駿河國の郡名なり、草薙神社とて、式内の御社も在り、日本紀及び熱田緣起などに其の野を駿河國とあるは後に其の國に屬せるに依れる文なり、脩上に云べきを後れたり、此の御劒の舊名を叢雲の太刀と申せるは、かの大蛇の尾に含まれ在しほど、常にその大蛇の上に、村雲立てありし故なりと、神典に見えたり)さて此の火

打のこと。古事記熱田縁起を始め。直に火打とのみ有れど。其の燧はしも。小縁の物に非ず。挂巻くも綾に畏き言ながら。天照大御神の御靈代と坐す。かの八咫鏡の御缺にぞ御坐ける。いで其の大要を云はむに。いづ此の御鏡を作れる事を。神代紀一書に。以石凝姥爲冶工。採天香山之金云々と記され。古語拾遺には。令石凝姥神。取天香山銅以鑄云々と記し。古事記には。取天安河之河上之天堅石。取天金山之鐵而。求鍛人天津麻羅而。科伊斯許理度賣命。令作鏡云々とあり。如此く金銅鐵と云へる中に。何れ正説ならむと言ふに。古事記に鐵とあるぞ正し有ける。(然るは神代紀に、金と記れしは、加尼と云ふに廣く用へるにて、黄金の義には非ざれば、某の金なりしと云ふこと、此の紀にては知るべからず、然るに後世の人は、後に銅もて鑄造り、水銀すり著て光らしたる鏡を、常に目なれて在るからに、古語拾遺に銅とあると、此の御鏡の事ならねど、神代紀に、白銅鏡といふ事もあるに依りて、此の神鏡をも、銅もて鎔造れる物ぞと思ひ定めて、古くも今も、別なる論ひは有こと無く、故鈴屋の大人さへに、古事記傳に、取天金山之鐵とある文を解きて、此は矛を作る料なる故に、鐵字をかけり、鏡ならば鐵と書じと言れたり、然れども己早く想ひけらく、神世の初め、高天原にて、白銅など云ふ合せ金を作るべくも非ず、また直の銅は、何に磨くとも、水銀すり著ずては、底なき如く輝る物に非ず、また水銀もて光らす態も、此の時に爲けむ事とも覺えねば、劒太刀など能く硎たるは、物の形の眞澄にすみて映るを思ふに、彼の御鏡は、かならず眞鐵なるべし、直によく磨きて鏡の如く炫く金は、剛鐵をおきて何か有らむ、是ぞ神世の有趣なれば、古事記に、鐵とあるが正説ならむと、吾ひとり思ひ定めてぞ在ける。)かく思ひ定めて次に考ふるに。天津麻羅とは。天目一根命の亦の名にて。こは鍛冶の遠祖なるが。此の神と伊斯許理度賣命と二神にて。かの神鏡を鍛ひ造れる由なり。(天目一根命の亦の名を、天御蔭命とも、天照麻良建雄命とも申して、天照大御神の御子、天津日子根命の御子に坐し、石凝度賣命は、亦の名を

天香山命と申して、天照大御神の御孫、天照國照彦火明命の御子に坐せば、おぼろけに思ふべからず。）天堅石を取りと有るは。即ちその質石の料なり。然れば古語拾遺に。鑄とあるに泥むべきに非ず。ことに鑄字は。古く鑄兵なども見えて。鍛ふる事にも用ひたり。（質石とは、謂ゆる金床の古名なり。）さて此の神鏡をもて。大御神を。天石屋より謀り出し奉れる時の事を。神代紀に。是の時以鏡入其石窟者。觸戸小瑕。其瑕於今猶存と見ゆれば。伊勢の大宮に鎮坐なし奉られし時に。その御缺をも付て。納め給へることと知るべし。（この御缺小瑕の事は、天徳御記に、なほ動きなき證文ありて、古史傳に註し辨へたるを見るべし。）さて倭比賣命の倭建命に。御劔に付て賜へる火打は。その御缺なりと申す由は。後の物ながら源平盛衰記に。三種の寶劒事といふ條に。此の御難の事を記して。倭姫命の劔につけて賜へる彼の燧と申すは。天照大神我が御貌を。末の帝まで見せ奉らむとて。御鏡に移させ給ひけるに。取落して破たるを。燧になし給へり。其の燧を錦袋に入れて。劒に付られしなり。今の世まで人の腰刀に。錦の赤革を下げて。燧袋と云ふことは。是の故なりと有り。（參考熱田緣起に引たる鎮座紀にも、後號此燧天火徹、俗號燧袋、副大小刀其緣也と見えたり。）御鏡の損はれたる由を云へる說こそ訛なれ。其の燧をしも。御鏡の缺なりと云へるは。正しき古傳の遺れるにぞ有ける。是にて挂卷くも畏き神鏡の。眞鐵にて御坐すことを辨へ知り。また腰刀の守りにつくる火打は。鏡の缺に象りて作るべき故實をも辨ふべし。（然れど此は己が始めて思ふ事にこそ有れ、さる故實を記せる書は有りや無しや知らず。）さて倭比賣命の。その御缺を御劔にそへて賜へる事は。やがて天照大御神の御靈をわけて。御守となし賜へる義にて。其は大御神の御心なること申すも更なり。然れば其昔より、倭比賣命の定め給ひ、爲し給ひ、詔へる事どもをば、やがて大御神の御言御定めと、今に至るまで畏み仕へ奉ることにて、實にも此の比賣命は、齋王の始めにて、御壽のかぎり、大御神の御靈の憑給へるげにて、神神しき事ども多く、御齡また比類なく長く御坐け

り〕斯の如く考へ定めて後に思へば。延暦の内宮儀式に。正殿心柱造奉條に。鐵人形四十口。鐵鏡四十面。鐵鉾四十柄とあり。然るに餘の所々に。鐵人形四十口。鏡四十面。鉾四十柄とあるは。一と所にのみ精しく載して。餘をば準へ知らしむる文なり。後の御世まで。神寶に奉らるゝ御鏡の。しか鐵鏡なりしは。神世の舊き例を傳へ來れる御式なること知べし。〔同じ延暦の式ながら、外宮儀式には、金人形二十口、金鏡二十面、金鉾二十柄と數所に見えたり、此はうち任せて加爾といふは、鐵の事なる故に、語のまゝに、金人形など書たるにこそ有れ、是れまた黄金もて造れる義には非ずかし、其は延喜の大神宮式にも、此を鐵人形鏡鉾各四十枚と、數所に有るにて知り辨ふべし〕さて倭建命相摸國より。上總國に往坐むと欲して。走水の海を渡り給ふ時に。高言して。此は小海なり。立跳にも渡つべしと詔ひき。故その海を走水と云ふ。然るに其の渡りに。荒ぶる海神ありて。暴風を起し。浪を興て。御船を沒めむと爲しかば。其の妃橘比賣命。王に白し給はく。是かならず海神の心ならむ。吾王に代りて。海に入りなむと白しも竟ず。浪を衝きて沒給へば。浪風和ぎて。御船進みて岸に著くことを得たり。七日の後に。橘比賣命の御櫛。その海邊に寄りしかは。其を取りて。御墓を作り治め給ふ。〔橘比賣の海に沒り給へる事を、古事記には、右のごと妃の白し給ふを、王の所聞食して、菅疊、皮疊、絁疊など各八重を波の上に敷て、其の上に下坐しむる時に、妃の歌ひ坐せる由にて、其の御歌も載れど、其は少か心ゆかぬ事の、此に盡しがたき說あれば、今は日本紀と、熱田縁起とを取れり、其の說は古史傳の出るを待て見るべし〕斯て其の著たまへる所は。上總の木更津と云ふ處にて。此に著坐して橘比賣を悲み。久しく其の海原を望けて去給はざりし故に。後の人こゝは君去らず坐し所と云へるが。地名と成れりと國人の口碑に傳へ。かつ此の所に八幡宮と申す舊社あり。其の祭神は倭建男命。廣幡八幡大神。息長足姫命に坐すと云ふ。此は後に王の古迹を思ひて祭れる社にや。其は此の海邊すなはち走水の岸なるに。近く長柄郡に。橘神社とて。式内の社あ

るを。此は橘比賣命の御櫛を納めし處と。慥に語り傳ふればなり。（相摸國梅澤と云ふ地にも、橘姫の墓といふが在りて、其の森を吾妻森と云ふ由なれど、此の時の事實を思ふに、御櫛を納めし御墓は、かならず上總に在べくおぼゆ、然れど相摸の梅澤なるも、何にまれ妃の遺物を納めて、御墓と爲けむも亦知べからず、上總國には、猶これかれと其の遺跡多かれど、此には洩しつ。）さて上總より奧陸國に轉り幸ます時に。船首に大鏡をかけて。海路より葦浦に廻り。横に玉浦を渡り給ふ時に。建稻種命來り會けり。其より蝦夷の境に到りて悉言向け。山河の荒ぶる神等をも平和し給へり。（此は日本紀と、熱田緣起とに依りて云ふ說なるが、これに依れば、木更津より發坐して、謂ゆる九十九里と云ふ海邊を乘りて、陸奧國には入坐るなり、葦浦玉浦などみな其の海邊にて、下總國の地名なり。）さて此の時に。御船の首に大鏡を懸たりと有るに就て思ふ由あり。其はかの木更津の濱に連きて。天羽郡に金谷村と云ふ所あり此所もかの走水の海岸にて。上總國と安房國との境なり。（相摸國とは、僅に三里ばかりの海上を隔たる小村なり。）此の村に金谷大明神と云ふ小祠あり。其の神體は圓き鏡の形して。眞鐵の厚さ四寸五分ばかり。徑四尺計りなるが。銹たれど其の面は平にて。墨を引たる如く。中より二つに破たる物にて。祠の後に巖窟を作りて納め在るを。靈異の事ども多しとて。土人は鐵尊明神と稱して畏む事なり。（こは己わざと其の處に至りて見たる趣なり、然して古老どもに其の由來を探ねれば、語けらく、今より三百年ほど以前の事と聞たり、此の海より引上たる物なり、そはいと昔よりして、此の海中にをり／＼水面に光りを放ち出す物あるを、舟人も怪み恐れて、其の邊りへは乘寄ざりけるに、海人の中に心剛なるが有りて、光ある所に潛き入りて見るに、件の物にて在しかば、里人と談り合ひて、引上むとするに、得上ること能はず、爰に里人らみな祈誓して、此の村の鎭守神と祀ひ奉らむに、容易く引上られ給へと願けるに、二つに破れて易々と引上られたるより、鎭守とは祀へる由云へり。）己その形を熟熟視るに。見錯ふべくも無き大鏡にて。常の鏡の如

く柄の有りしが。缺失たりと思はるゝ所もあり。此は何にして此の海に在りけむと惟ふに。王の東征し給ふに。軍衆の乘たる船はなほ數艘ありて。其の船ごとに大鏡を懸たるが中に。沒たるも有りて。其に懸たる鏡にやと思はる。其は橘比賣命の王に代りて。海に沒ませるを思ふにも。古書等の文面に載せるよりは。甚く烈しき事なりしと所聞たり。(上總國にては、此の海にて御舟破れたりと語り傳へて、其の帆を埋みし所なり、梶を納めたる所なりなど、言ひ傳ふる所々も有り)此を鏡ならずと爲ては。何物とも名くべき由なし。また中々に中古以來などに造り出べき物に非ざるは。上古の神氣なほ盛なりし頃に造れる物なること疑ひ無し。(これに就ても古への鏡は、鐵にて有りしと云ふ、己が考への誣ざる事をも辨ふべくこそ)さて倭建命陸奥の夷賊を服へ。其より常陸を歷て甲斐國に至り。信濃國越國をも平むと。武藏上野を轉歷りて。碓日坂に到り坐して。彼の橘比賣命を思び給ふ情つねに斷ざりしかば。其の嶺に登り立て。東南の方を望まして。吾嬬哉と歎き詔ひし故に。坂東の諸國を吾妻と云ふこと始まれり。爰に吉備武彥命を分遣して。越國を平しめ。信濃國の山中に入り坐して。荒ぶる山神の。王を苦めむと。白鹿に化りて御前に來りしを。其の眼に蒜をうち付て殺し給ふ。(此の時に王、道に迷ひ給へるに、何處よりとも無く、白き狗の來りて嚮導する狀なれば、其に隨ひて行坐せれば、美濃國に出給ふ、是より先には、信濃坂を越る者、多く神氣に萎つるを、白鹿を殺し給ひし後は、此の山を踰るに、蒜を嚼て人にも牛馬にも塗れば、自づから神の毒氣に中らずとも見えたり)然して美濃國に出給ひし時に。吉備武彥命越國より參來て遇奉れり。斯て尾張國に還り向ひ。篠城と云ふ所に到り給ふ時に。建稻種命の從者なる。久米八腹と云ひしが。馬に策ち馳來りて啓けるは。建稻種命は海に沒みたり。其は駿河を度けるに。海中に鳥あり。鳴聲おもしろく。毛羽奇麗し。土人こを覺賀鳥といふ。此の鳥を捕へて我君に獻らむと。帆を飛して鳥を追ふに。風波暴に起りて。船かたぶき沒み侍りとぞ白しける。倭建命そを聞食て悲み泣て。

現々哉々とぞ詔ひける。故その地を内津と云ふ。（神名式に、春日部郡に、内々神社あり、俗に内津妙見と云へど、建稲種命を祠ると物に見えたり）此の鶚賀鳥と云ふ鳥のこと。倭名鈔に雎鳩と爲たれど。然には非ず。こは鳴聲の加久我久と聞えし故にかく名けしにて。實は海に住るいみじき悪魅なるが。しばし然る珍しき状を示せて誑せしなり。此の後に景行天皇の上總に至りませる時にも。淡水門を渡り給ふ時に。誑かし奉らむと爲て鳴けるを。天皇その聲を尋ねて見給ふに。畏きや天皇命には。其の妖をなし得ずて。八尺の白蛤と化りて在りけるを。取り得て。高橋氏の遠祖。磐鹿六雁命に膾に作しめて聞食しゝより。此の妖物は亡たるなり。（然れば此の鳥を、今の菜鳥ぞなど探ぬるは總て非なり、委く云むは事長ければ、古史傳に就て見るべし）さて倭建命は。尾張國に還り來まして。先に期り給ひし如く。宮簀比賣の許に入坐せれば。其の宮簀比賣はも。御食を獻り。御盞を捧げて獻る時に。その著たる襲の裙に。月水著たり。王そを見行して。御合坐むとは思ほす物から。汝が著たる襲の裙に月立たれば。御合まさし難く思ほす由を。御歌に遊ばしけるに。宮簀比賣その御歌に答へて。新玉の年久しく待奉りて在りし故に。君待かねて月立侍りと白しかば。王その歌に感まして御合坐たり。（王の御歌など今いふ外に二首ありて、此の數首の歌曲、爲此風俗歌矣と見えたり、熱田縁起を見るべし、穴悲しきかも、歎かはしきかも、此の經行の比賣に御合ませるぞ、此の王の枉に逢たまへる縁にこそ有ける）かくて夜中に廁に入坐むと。彼の御劒を。其の邊なる桑の木にかけて。入り坐せるに。廁を出給ひし時に。そを忘れて寢殿に還りまし。曉に驚き寤めて。更に往て御劒を取むと爲給ふに。其の木甚く耀りて神の如し。然れども憚らず取り還りて。宮簀比賣に。木の光れる状を告り給ふに。彼の木はもと怪異きこと無し。劒の光れるならむと答すにぞ。倭建命默然してぞ寢息ける。（この桑の木に挂給へりし御劒は、即かの草薙の劒なり、穴畏しや、此の御劒はしも、素これ天照大御神の御なるを、彼の大蛇が竊み持ちて在けるに、速須佐之男命そを

得まして、神物とおもほして齋き持たまひ、其の崇重し給ふ餘りに、大御神に獻り給へば、彼の御鏡に並べて、殊に御寶と爲し給へるを、天日嗣の御璽として、邇々藝命に賜ひしかば、天照大御神、速須佐之男神の御靈の、留まり給ふ事は申すも更なるに、況て大御神の分靈と坐す、かの火打の著て在すを、常に佩き給ひつれば、凡て穢惡の事どもは、嚴しく忌ひ給はでは、得有ましき御事なるを、宮簀比賣の月水あるを憚りて、御合まし難くは所思しつゝも、其の比賣の御答申せる歌に忍あへ給はず、悲きかも御過りまして、御身を汚し給へれば、彼の御劒はも、上の件の大御神たちの御靈の、留まり給ふ故に、その月水の穢氣を忌ひ坐て、王の御身を離れむと爲給ひしかば、王まづ其の御劒を木にかけて忘れ給へり、斯て驚き往まして取らむと爲給ふ時しも、御稜威を振ひて、然る光輝をも放ち給へる事とぞ想ひ察り奉らる、然して宮簀比賣に、其の由を告給ふに、御劒の光れるならむと答すを聞食して、何ちふ事にて光れりとも御心つき給はず、唯に不審み默然ましてぞ御寢ましける。

其の由は下の傳へにて著明に知られたり、穴かしこ、穴畏しやゝさて後に宮簀比賣命に。我京華に歸らば。必ず汝を迎へむと詔ひて。即かの御劒を解きて授けて。此の劒を我が床守とせよ。詔ふ時に。大伴建日臣諫めて。御劒は此所に勿留め給ひそ。然るは前程なる氣吹山に暴惡神ありと聞たり。御劒の氣に非ずは。何で其の毒害を除侍らむと白すに。王高言して縱その暴神ありとも。足を擧て蹴殺してむと詔ひて。遂に御劒を留めて上り給ひぬ。（此の傳へは、尾張國風土記と、熱田緣起とに見えて、古事記日本紀ともに、此の事を記し洩せり、此の時にぞ實に遂に神劒は、王の御身を放れ給ひける、何に悲しき事ならずや、）爰に氣吹山に至まして。茲山の神は。空手にて取てむと詔ひて、其の山に上り坐ときに。山神大蛇に化りて道を塞たり。倭建命。そを主神の化れる大蛇なりとは知り給はず。此は荒ふる山神の使者ならむ。既に主神を取りてば。其の使者はなにか求むと詔ひて。其の大蛇を跨えて登り坐す時に。山神大氷雨を零し霧こめて。跋渉き給ふこと能はず。

強ひて行せば。神の毒氣に中りて病痺ましき。此は主神と有れば、上に說たりし、多々美比古命またの名は、夷服岳神なること論ひ無し、此の神の名を竹生島の古縁起には、氣吹雄命と書たり、抑この氣吹山は、近江と美濃との堺に在りて、西は近江の坂田郡、東は美濃の不破郡なるが、兩郡ともに、伊吹村と云ふ有りて、神名式に、坂田郡にも不破郡にも、伊布伎神社あり、即この山神の社なり、此をかの天照大御神に、須佐之男命より神劒を献り給ひしかば、大御神の御覽して、こは我が伊吹山に落しゝ劒なり、と詔ひし事に思ひ合せて、彼の八俣大蛇、やがて此の伊吹山の主神、多多美比古の化れるにて、神世に須佐之男命に斬殺されしかど、其の神靈かつて盡ること無く、此處に歸り居て、今また倭建命に毒をなし奉れるなり、是に依りて思へば、源平盛衰記など中つ世の書等に、膽吹神は、八俣大蛇の所變なりと云へれど、事迹の本末を思へば、實には膽吹神の大蛇に化れるなりし事を知り辨ふべし。)爰に倭建命、大蛇の毒氣に中りて、還り下りまして。山下なる清水を飲みて。御心やゝ醒坐つれど。御惱み坐るを。稍起して尾張に還らむと爲て。伊勢に移り能褒野に到り坐して。甚く病疲れ給ひて。吉備武彦命を遣して。天皇に。東國を言向和しぬる狀を奏さしめ給ひ。その御病の甚急なる時に。「袁登賣能。登許能辨爾。和賀淤岐斯。都流岐能多知。曾能多知波夜。」と御歌ひ坐して。即崩坐しぬ。御年は三十歲とも。三十二歲とも見えたり。伊布伎山より下り坐て、伊勢の能褒野まで到り給ふ間に、所々にて作りし事ども多く、また悲しき御歌どもゝ多かれど、今はみな略して說たり、委くは古事記、日本紀、熱田縁起、及び古事記傳、また己が古史傳などを見て知べし。)此の御歌に。袁登賣と詔へるは。彼の宮簀比賣を指して詔へり。登許能辨は床之邊なり。一首の意は。宮簀比賣の許に。我か床守にせよと置たりし。劒の太刀その太刀はやと。彼の草薙の御劒の事を。甚く深く所念入たる御歌なり。師の語に。御病今々となり坐る際にも。なほ此の御太刀の事をしも忘れ給はず。如此まで深く所念入たる御心。勇める御氣のたゆみ坐ざるほど。また

此の御子の御心の永世までに。此の御太刀に留まり坐ほど知られて。最も最も阿波禮に難有き御歌なりかし。(武士と有らむ人などは、殊に恒に此の御心を憶ひて、臨終の際に至るとも、要なくおきなき、儒佛の意を思はず、深く此の御歌を憶ひて、亡らむ世まで天翔りても、子孫の勇みを助け、護らむ事をぞ思ふべかりける、また此の御子の御靈は、とこしへに、此の御太刀に留まり坐ことを思ひて、熱田社をなほざりに勿思ひまつりそ)と言れたるは。信に然る言ながら。然この御劒の事を所念入たるは。御勇みのたゆみ坐さる耳ならず。武日臣の諫め白されし如く。彼の御劒を佩て幸坐たらましかば。荒ぶる山神の毒氣にかくは中らざらまし物をと。後悔ませる御心も。我が置し劒の太刀。その太刀はやと詔へる。波夜てふ御辭にこもりて。哀とも悲しとも。申す言の使を知らず。身も戰慄るゝばかりに。想像り奉らるゝ御語なりかし。(然れば此は御歌とは有れど、直に御悔みの御言にて、其やがて眞の歌なり、然るは此の御言はしも、御語の調によりて、殊に御歌といひ傳へたれど、

彼のなやみ坐つゝ往坐るほどに、吾足不得歩、成當藝斯形と詔ひ、吾足如三重勾と詔へる御語、また先に橘比賣命の事を思ほして、吾妻哉とのたまへる御語など、其の詔へる御子の御心は替なきを、後に其の御語の調に因りて、御歌といひ御語とは云へるにて、實には吾妻哉と詔へる御語の類も、云もて行けば、皆眞の御歌にぞ有ける、然る意はへなる眞の歌は、今の人にも往々に歌ひ出るを、其を歌としも心つかず、世の歌作らの、嘘言かまへて作り出る歌をのみ、歌と心得たる故に、古への眞を探ぬること甚うすし、古學せむ徒は、能く此の旨を思ふべきなり)さて御子の御供なりし人々より。驛使を立奉りて。天皇に奏しけるに。甚く御歎まして。東の國に往坐るより。朝夕と還らむ日を待つゝ在るに。こは何の罪ぞも。何の禍ぞもと詔ひて。百寮人たちを遣して。其の能褒野に葬し奉り給ふ時に。京に坐し后たち御子等も下り到まして。御陵を作り哭泣び給ふに。倭建命。八尋の白鳥に化りて。御墓より出まし。大和國を指して飛行しぬ。因その棺を開き視るに。明

衣のみ留りて御骸は無りき。御子たち后等など。追行ますに追及給はず。（此の時に后たち御子等の、歌ひ給へる御歌四首あり、皆いと悲しき御歌どもなり、古事記傳に就て見るべし。）こゝに使を馳せて追尋ぬれば。大和の琴彈原に停り坐けり。仍そこに御陵を造るに。また飛び立て。河内國の志幾に到りて。舊市邑に留り給へば。其處にも御陵を作りて鎭坐しむ。此の三の御陵を白鳥陵といふ。然れども。遂に高く翔りて。天に昇り坐けり。（その鎭坐しめむと造れる、處々の御墓どもの事、また此の御子の御年紀の事など、此にさしも要なければ云はず、古史傳に就て見るべし、さて此の王の。世に御在せる間の事迹をつら〳〵考ふるに。其の勇み猛く。かつ御性質の直く美しく御坐せる趣など。能くも建速須佐之男神の神性に似まし。殊に彼の伊布伎山の。大蛇の毒氣に中り給へるも。須佐之男神の。彼の御劒を得給ひし事迹に符合するを。大御父天皇の御語に。觀察汝爲人、形則我子。實則神也と詔へる御言の。小緣ならず聞ゆるに。憶ひ合すれば。信に此の王の身實は神にて。須佐之男神の御靈の分りて生坐る現身ならむとぞ所思ゆる。然ればこそ彼夷服岳神。亦しも大蛇に化りて。往昔の恨をば報ひ奉りけめ。（然れど如此き事はし、唯佛說に論する事とのみ、世の末しき學者らは思ふことなれば、容易に信ひく人も、をさ〳〵有まじく覺ゆれど、神道は本なり、佛說はいと末なり、神道に固より然る事の有るが故に、その事實をぬすみて、佛法には說たるなり、然るに神道を說かむと欲る學者たち、其の事の根元わが道なることを得知らず、また實に然る事の有る由をも深く考へず、佛法の妄誕とのみ思ひ居るは、譬へば我が先祖の寶を早く盜人の奪ひて持齎くを、子孫の徒これを見て、それもと先祖の寶なりとは得知らず、盜人の持て在るは、必ず瓦石にこそ有らめと云ひて、目を留めざらむが如し、然る人をあに頑愚と云ざらむや。）また是に依りて思へば。彼の夷服岳神の。須佐之男神に斬られし恨みを。是の王に報ひ奉らむと。其の間を伺へるは。一朝一夕の事に非ざりけむを。御身の穢れ給はざる間は。皇神たちの御守あり。

殊に東征し給へる間は。天照大御神の御靈の添れる。御劍を帶し給ふが故に。災妖を爲こと能はず。月水に御身を汚し坐て。皇神たちの御守なく。御劍の御身を離れ給へるを待伺ひて。災妖を爲し奉れるなり。(總て邪神妖鬼の、世にも人にも災妖をなす道理、みな此に准へて辨へ知るべし、なほ委しく其の趣を知らまほしく思はむ人は、別に著はせる古今妖魅考と云ふ書に就て見よとぞ。)然れば熱田緣起にも。倭武尊於氣吹山受病者。所以放神劍於身故也とは記せり。然るに古今の學者たち、都て此の道理を說示せる人なく。中世ごろも月水の汚れをば。然しも甚くは忌ざりしと聞ゆれど。今より後の古學せむ人は。こゝの故實をよく思ひて。經行の婦人に合むことは更にも云ず。其の穢をし隨分に忌避べき事にこそ。(石原正明が辛酉隨筆といふ物に、月水は、倭名抄に、俗云佐波利とあり、和泉式部が歌にも、月のさはりとなるぞ悲しき」と詠たり、佐波利と云ばかりにては、重き穢には非ざるにやとて、古事記の宮簀比賣に御合ませる段をひきて、重き穢ならば、御酒盞など參り給はむや、況て御合ますべきや、月水の女房、常に內裡に祗候して憚らず、禁祕抄劍璽條に、月障內侍者如之時、或持之不可然事也とあり、宜しき事には非ずともかりそめにも、神器の役に從ふ事あるを以て、重き穢には非ざる事を知べし、また延喜式に、凡宮女懷姙者、散齋之日己前退出、有月事者、祭日之前退下於宿廬、不得上殿とあり、祭日のみ局へおるゝにては、深き穢にあらぬ趣なり、然るに當時社によりては、禰宜祝部の家、さらでも神堺の內など、此の禁忌いみじく嚴にて、タヤとか云へる下屋におろして、其のほど七日、跡の忌七日、火を改めて一日、十五日は同宿同火せぬ所もありと聞く、さては半過たる旅ねにて、いと辛き事なるべし、物淸むるは好き事ながら、是は餘りの事にや有らむ、と云へれど、中古の風によりて、上古の大義を等閑に思ふべきに非ず、また佐波利と云ふを以て、重き穢と思へるも非なり、其は佐波利といふ語、重く取ときは、最重き事にも取られ、殊に此は經水の時には、佐波利て男に逢がたき由の言と聞ゆるをや、

また古事記の此の事を引たるも、其の故實をよくも知ざる説なれば、辨ふるにも足らず。）さて倭建命の御靈の。白鳥と化りて。天に昇坐りと有るは。暫さる御形を現示し給へるにて。穴かしこ。眞にさる物に。生を轉じ給へるに非ず。かの大名牟遲小名牟遲神の。赤縣州に傳へませる玄道の。謂ゆる尸解の道を得給へるなり。其は御棺を開き見るに。御屍は無りしと有るにて知べし。西土には。彼の黄帝玉子を始め。此の道をもて隱去せる人。數ふるに遑あらず。其はみな靈劔を身代として。永く世を渉る神術なるを。此の王の昇去はし。自然に其の道に符へり。最も奇靈に畏き御事なりかし。然れど此を尸解なりとは、人の知ざる事をし、己が始めて言ふ説なれば、今忽に信ふ人も有まじく覺ゆれど、神典の學を精究せる上にて、彼の玄道の奧義を探り、彼の道の、我が古道に出たる由を明めたらむに、少かも己が今云ふ説に、疑ひ無るべくぞ覺ゆる、哀れ其の域までに悟り至らむ人もがな、なほ尸解と云ふ事の大要は、赤縣古太傳、及び志都能石屋に説たるを見るべし。）偖かの宮簀比賣命は。王の御言のまに〳〵。草薙の御劔を御床の守と安置し奉るに。光彩しく。靈驗いち著く坐て。禱請す人ごとに。感應あること。響の音に應する如く。年久しく在りけるに。宮簀比賣命年老て。人々を集めて。社を建て神劔を遷し奉らむと議りて。其の社地を定むる時に。楓木一株あり。自然に炎燒して水田に倒れて。其の田久しく熱かりし故に。そを熱田社とぞ號ける。（これ即愛智郡なり、尾張風土記には、楓木の炎燒せりと云ふ事なく、固より熱田と云ひし鄕名なりし所へ、社を立たる故に、熱田社と云ふと見えたり。）是より遙後に天智天皇の御世の七年に。新羅國の沙門道行と云ひし者。この神劔を盜みて。本國に移し奉らむと。伊勢國まで逃去けるに。神劔自づから脱けて。本社に還り給ふ。道行また盜みて。攝津國まで到り。難波津より纜を解きて。國に歸らむと欲するに。海中にて度を失ひて。また難波に漂著せり。道行恐れて。神劔を拋棄むとするに。身を離れ給はず。道行せむ方なく。自から其の由を申し出しかば。遂に斬罪に所せられけり。（此の道行が

盗み取れる時に、始めには七條の袈裟につゝみて逃去りければ、神劍脱けて還り給へる故に、其の後に盗める時は、九條の袈裟に裹みたりし故に、神劍そを脱ること能はず、此の由を吏民に託宣ありける故に、驚きて尋ね求めたりと、熱田縁起に記せるは、寛平の頃は、殊に佛法をやごと無く、言ひ囃せる時なる故に、さる妄誕をば記交へしなり、固より論ずるに足らず）是の後は神劍を朝廷に停め置給へるに。次の御代天武天皇の御時に。天皇御病ありつ其の由を卜はしめ給ふに。神劍の祟なるよし。御卜に出しかば。熱田社に還し置給ひて。其より今に至るまで。彼の御社に鎭座なし奉り。建稲種命の裔なる尾張氏。世々大宮司祝部などい職に補して。奉仕る事とはなりき。然れば其の社傳に。其の神劍に。天照大御神。須佐之男神。倭建命。宮簀比賣命。建稲種命を配祭れりと云ふは。實然も有べき說にこそ。是をもて熱田宮に鎭座坐須皇神等とは申せり。其の攝社枝社の多く坐ことは。社傳の舊記に詳なり。（凡て此の御社の事につき、倭建命の事に就ては、申さまほしきこと數百葉に記さでは云ひ足らぬを、今その社の由來をのみ少か云ふなり、委くは古史傳につきて見るべし）師の玉鉾百首に。「東の國言向けて御劒は。熱田の宮に鎭まりいます。」大平の解に。ひむかしの國言向てとは。此の御劒を以て。倭建命の東の國々を平治し給へる事なり。さて東國を征し給ひしは。倭建命にては有れども。皆この御劒の神威の助け給へるなれば。此の歌に國こと向て云云とは。專御劒へかけて詠めるなり。（一首のこゝろ、三の句を上へめぐらして、御つるぎは、東の國國を平治して、さて遂に熱田の宮に鎭座し給へりとなり）

〇次に下野國の方に向ひ。右の如く拜み奉りて。

下毛野國二荒山乃底津石根爾。大宮柱太敷立弖鎭座坐須。東照大神乃御前乎。愼美敬比畏美畏美毛遙爾拜美奉留。

この御神の御事迹を記せる書の古きは。尾張の源敬公の記させ給へる。東照宮御年譜なり。（これに

附て讀べき附尾といふ物もあり、是また敬公のものし給けるなりとぞ。）其の後に次々撰める書の大部なるは。武德大成記。武德編年集成。東遷基業。烈祖成蹟などなり。（なほ小部の書に御事迹の見えたる書は、今數ふるに暇あらず、）二荒山に鎭坐ませる由來も何ゝ、右の書どもに委しければ此に申さず）是の御神の武田信玄と御合戰の以前に。遠江國周知郡。小國神社へ祈白し給へる御文の寫しとて拜見せるに。其の御文中に。今當於人皇百有五代御宇。人心不淳。姦邪並起。四夷擧兵革。八荒動干戈。更不聽理世安民之政矣。吾受生於弓馬家。願欲興帝都之衰微。治國家之擾亂。救民於塗炭之外。非素懷歟。故不置心於一日片時。泰山安。造次於是。顚沛亦之焉。爾今于茲武田晴信。起甲州國內。振威於鄰國。犯近里遠境。破却神社。燒散民屋。任吾意而不敬叡慮。今既及強大畢。彼多勢吾無勢。敢非憑當社之神力。爭得勝之乎。仰冀神力。速誅戮因徒於日璧裡矣。故捧一瓣之吹毛。今此擧義兵。全非所致私用。繼絕世廢爲興民也。玄鑑莫誤仍願書如件。元龜三壬申稔。九月二十二日。源〇〇敬白とあり。此の御文一をもても。其の御基業の御本志は知られたり。穴かしこ。（なほ立かへり、第二の卷の末に說たりし事どもをも合せ考ふべし。）

（次に當國の一宮の方に向ひ。右のごとく拜み奉りて。

某國某郡爾鎭座坐弖、國乃一宮止坐須。某神社乃御前乎愼美敬比畏美畏美毛遙仁拜美奉留

諸國に一宮二宮など定められし年時は。古書に詳に所見たる事なし。或說に。聖武天皇の御世に。六十六ヶ國に一社づゝ、撰置給ふと云へるはさも有むか。（この或說は、豫陽盛衰記といふ物に見ゆ、また或說に、崇神天皇の御世に定め給へる天社を一宮と稱し、其後垂仁天皇の御時に、定め置き給ひし地社を二宮と稱すなと言へれど、信られぬ說なり、此の外に說々おほく、今數ふるに暇あらず。）尾張の眞野時縄と云ひし人の。神階編といふ

書に或る神記に云く。諸國の神社に。代々に神階を進られて後。一二の宮と云ふ事もあり。此は國分寺など置れし如く。一時の定めとは見えず。一宮記ありと云へども其の時を慥に記さず。中頃より申し出せる事なり。上代の記録に。一宮と云ふこと無しと言へり。實然る說なり。(そは誠に上代の記錄に此の事きこえず、伯家部類に引れたる永萬元年の古文書に、尾張一宮二宮、佐渡一宮、伯耆一宮二宮、周防二宮、長門一宮二宮、淡路一宮二宮、讃岐一宮等云々と見え、百錬鈔元仁元年の所に、土佐國一宮云々とあり、金葉集に、能因法師が、伊豫の三島神に、祈雨の歌を上れる事の詞書に、國の一の宮に云々と有るなどより外に古き物に所見ねばなり、伊豫の三島神を、一宮と云ひし事は、いと古き事と聞えて、なほ彼此の書に見え、豫陽盛衰記には、倭國に於て一宮と云ふは、伊豫の大三島より外には無きなりとも言へり、)さて其の一宮記と云ふ物。神階編に。神名の相違多し。盡くは信ずるに足らず。と云へる如くなれど。此を除ては。諸國の一宮を集記せる書有ること無れば。今は其の社名を採り。文は神名式に依りて此に著せり。(但し其の神名の正に叶へるは更なり、聊か心ゆかず覺ゆるも、餘に考へ得たる事なきは、本に記せるまゝ漢文に記し、他に據ありて神名の知られたるは、本の說を捨て、己が常の文に記せり、見む人その意を得てよ、)そは畿内には。山城國愛宕郡。賀茂別雷神社。(亦若雷、名神、大、月次、相嘗、新嘗、)賀茂御祖神社二座。(並名神、大、月次、相嘗、新嘗、)大和國城上郡。大神大物主神社。(名神、大、月次、相嘗、新嘗、)河内國河内郡。枚岡神社。(名神、大、月次、相嘗、新嘗、○一宮記云、天兒屋根命也、)和泉國大鳥郡。大鳥神社。(名神、大、月次、新嘗、○一宮記云、日本武尊也、)攝津國住吉郡。住吉坐神社四座。(並名神、大、月次、相嘗、新嘗、○一宮記云、底筒男、中筒男、表筒男三座、後加二神功皇后一四座也、)さて東海道には。伊賀國阿拜郡。敢國神社。大、○一宮記云、號二南宮金山媛命一也、○伊水温故に、今一宮村に在て、當國の一宮なり、少彦名命、金山比賣命二座なり、緣起に、少彦名命の神體仙人の如し、相殿

は南宮大明神、金山姫命なりと有るよし見えたり。）伊勢國河曲郡。都波岐神社。（一宮記云、猿田彦神也。）志摩國答志郡粟島坐。伊射波神社二座。（並大、〇一宮記に、祭神をしるさず、渡會延經が、此の社の考證に、伊佐波止美命と、玉柱屋姫命なるよし考へ記せり。）尾張國中島郡。眞清田神社。（名神、大、〇國人吉見幸和說に、眞清田神社は、一宮記に、大己貴命と爲たるに非なり、尾張連等が遠祖、天香山命の父神、天照國照彥火明命と云へり、此の說まことに考へ得たり。）參河國寶飫郡。砥鹿神社。（一宮記云、大己貴命也、〇總國風土記には、大物主神と云へり。）遠江國佐野郡。己等乃麻知神社。（一宮記に、猿田彥命とあるは非なり、天兒屋命の御母、許登能麻遲媛命に坐なり。）駿河國富士郡。淺間神社。（名神、大、〇一宮記云、大山祇神女、木花開耶姬命。）伊豆國賀茂郡。伊豆三島神社。（名神、大、月次、新嘗、〇此の社の祭神を、一宮記は更なり、諸書に大山祇命と有れど、其は伊豫國三島社なる神の、大山祇神なるより、古く誤り來れる非說にて、此は事代主神を祭れる社なること、己委しき考ありて、古史第百三十一段の傳に註せるを見べし。）甲斐國八代郡。淺間神社。（名神、大、〇一宮記云、同富士。）相摸國高座郡。寒川神社。（名神、大、〇一宮記云、八幡也。）武藏國足立郡。氷川神社。（名神、大、月次、新嘗、〇一宮記云、素盞烏命也。）安房國安房郡。安房座神社。（名神、大、月次、新嘗、〇一宮記云、太玉命也。）上總國埴生郡。玉前神社。（名神、大、〇一宮記に高皇產靈弟、生產靈一男、前玉命とあるは信られず、社傳に海神の女、玉依姬命と云ふぞ正しく聞えたる。）下總國香取郡。香取神宮。（名神、大、月次、新嘗、〇一宮記云、齋主命也。）常陸國鹿島郡。鹿島神宮。（名神、大、月次、新嘗、〇一宮記云、武甕槌神也。）東山道の諸國には。近江國栗太郡。建部神社。（名神、大、〇一宮記に、大己貴命也と有れど、此は必ず日本武尊なり其の由は古史傳に註ふを見べし。）美濃國不破郡。仲山金山彥神社。（名神、大、〇一宮記に、南宮大明神と記せり。）飛驒國大野郡。水無神社。（一宮記に、大己貴命女、御歲の神也と有り、大己貴命の女と云へるは非なれど、今位

山の麓に在りて、國の一宮と稱し、御歳神と申すと國人云へり、）信濃國諏訪郡。南方刀美神社二座。（名神、大、○一宮記云、大己貴命二男、建御名方刀美命也、號諏訪大明神とあり、其の一座は、后神八坂刀賣命とまをす、）上野國甘樂郡。貫前神社。○一宮記云、經津主神也、）下野國河内郡。二荒山神社。（名神、大、○一宮記云、大己貴命男、事代主命也とあり、今宇都宮大明神と申す是なり、往古は二荒山に座しゝを此所に移せりとぞ、）陸奥國白河郡。都々古和氣神社。（名神、大、○一宮記に、高彦根命と有れど信がたし、渡會延經が考證に、關山明神乃都々古和氣神社是也と云へり、式に此の社に並びて、伊波止和氣神社あり、然れば此は異名同神にぞ有べき、）出羽國飽海郡。大物忌神社。（名神、大、○一宮記云、倉稻魂命也、）北陸道には。若狹國遠敷郡。若狹比古神社二座。（名神、大、○一宮記に、上社彦火々出見尊、下社玉依姫命、と有れど、清和天皇紀に、若狹彦神若狹姫神と有、越前國敦賀郡。氣比神社七座。（並名神、大、○一宮記に仲哀天皇と有れど信られぬ說なり、古

事記傳、仲哀天皇段に就て見るべし、）加賀國石川郡。白山比咩神社。（一宮記云、下社伊弉冉尊、上社菊理媛命也、）能登國羽咋郡。氣多神社。（名神、大、○一宮記云、大己貴命也、）越中國射水郡。氣多神社。（一宮記云、同上、）越後國蒲原郡。伊夜比古神社。（名神、大、○一宮記云、天香久山命也、）佐渡國羽茂郡。渡津神社。（一宮記云、五十猛神、亦名大屋彦命也、）山陰道は。丹波國桑田郡。出雲神社。（名神、大、○一宮記云、大己貴命妻、三穗津姫命也、）丹後國與謝郡。籠神社。（名神、大、月次、新嘗、○一宮記云、一號籠守、住吉一體也、）但馬國朝來郡。粟鹿神社。（名神、大、○一宮記云、上社彦火々出見命、中社籠神、下社玉依姫命也、）因幡國法美郡。宇倍神社。名神、大、○一宮記云、武内大臣也、二十二社注式同じ、）伯耆國川村郡。倭文神社。（一宮記に、大己貴命女、下照姫也と有れど信られず、建葉槌命なるべし、）出雲國出雲郡。杵築大社。（名神、大、○一宮記に、大己貴命、素盞嗚命也と有れど、素盞嗚命は信られず、）石見國安濃郡 物部神社。（一宮記云、饒速日命子、

宇麻志摩手命也、）隱岐國智夫郡。由良比咩神社。（名神、大、〇一宮記に、大己貴命嫡后、須勢利媛と有れど信られぬ說なり、）山陽道の諸國は。播磨國宍粟郡。伊和坐大名持御魂神社、（名神、大、）美作國苫東郡。中山神社。（名神、大、〇一宮記に、大己貴命と有れど、美濃國仲山、金山彥神社と同神なるべし、社傳には鏡作命なりと云ふとぞ、）備中國賀夜郡。吉備津彥神社。（名神、大、〇一宮記云、備前備中備後三國一宮也、）安藝國佐伯郡。伊都伎島神社。（名神、大、〇一宮記云、市杵島姬命也、）周防國佐婆郡。玉祖神社。（一宮記に、伊弉諾尊男、玉屋命と有れど、其の御子には非ず、長門國豐浦郡。住吉坐荒御魂神社三座。（並名神、大、〇一宮記云、底筒男中筒男表筒男也、）南海道には。紀伊國名草郡。日前神社。（名神、大、月次、相嘗、新嘗、）國懸神社。（名神、大、月次、相嘗、新嘗、〇一宮記に此の二社をすきて、天兒屋命孫、石凝姥命と有れど、此の二社は、天照大御神の御靈の御鏡の前に造れりし、二つの御鏡に坐なり、其は古史傳に委く說くを見るべし、殊に石凝姥命を天兒屋命の孫と云ふこと僞りなる非說なり、）淡路國津名郡。淡路伊佐奈伎神社。（名神、大、〇謂ゆる多賀社是なり、）阿波國板野郡。大麻比古神社。（名神、大、〇一宮記に、猿田彥神と有れど、決めて天日鷲命なり、）讃岐國香川郡。田村神社。（名神、大、〇一宮記に猿田彥神と見え、社傳にもしか言ふ由也、）伊豫國越智郡。大山積神社。（名神、大、〇諸本にかく有れど、名神祭式になし、）土佐國土佐郡。都佐坐神社。（大、〇一宮記云、號高賀茂大明神、味鉏高彥根命也、）西海道には。筑前國那珂郡。八幡大菩薩筥崎宮。（名神、大、〇一宮記に、八幡大神、聖母神后、三竈門號筥崎八幡とあり、此の宮の事は猶ほ考へあり、古史傳に註ふを見るべし、）筑後國三井郡。高良玉垂命神社。（名神、大〇一宮記云、武內宿禰也、）豐前國宇佐郡。八幡大菩薩宇佐宮。（名神、大、〇一宮記云、應神天皇、比賣神、大帶姬也、）豐後國大分郡。西寒多神社。（大、〇一宮記云、號大分宮、筥崎同體也、又名柞原八幡也、）肥前國佐嘉郡。與止日女神社。（一宮記に、號河上大明神、八幡伯母、神功皇后妹也とあ

り、伯は叔に作るべくこそ〕肥後國阿蘇郡。健磐龍命神社。(名神、大、〇一宮記云、景行帝御宇出現。阿蘇都彦也〕日向國兒湯郡。都農神社。(一宮記云、大己貴命也〕大隅國桑原郡。鹿兒島神社。(大〇一宮記に、號大隅正八幡宮、兼右云、神功皇后也とあれど、猶考ふべし、〕薩摩國頴娃郡。枚聞神社。(一宮記に、和多都美神社と出して、號枚聞神社、鹽土老翁、猿田彦神と註せるは甚しき非説なり、和多都美神をいかで猿田彦神と云む、鹽土老翁いかで猿田彦神ならむや、社家説には、彦火々出見尊なりと云よし、延經が考證に云へり、〕壹岐國石田郡。天手長男神社。(名神、大、〇一宮記に天思兼神一男と註せるは、舊く天手力男命を、思兼命の子と云ふ俗説あるを、其の名の似たる故に、しひて手力男命と定めたる説なり、信るに足らず、〕對馬國上縣郡。和多都美神社。(名神、大、〇一宮記に八幡宮也とあるは何ちふ妄説ぞや、〕かくて其の一宮記の末に。右諸國一宮神社如此、祕中之深祕也と有り。然れども此等のことは。世の人に弘く聞知しめて。一人も多く眞の道に入べく敎へ立

べきことゝ。先師の遺訓なれば其の意を失たず。右の如くは説著せるなり。(先師の訓は、玉勝間ふぢなみの卷に、己とり分て人に傳ふべきふしなき事、と題されし條に、己は道の事も歌の事も、縣居大人の敎への趣きに依りて、たゞ古書どもを考へ覺れる耳こそ有れ、人に取りわきて殊に傳ふべき節もなし、凡て好事はいかにも〳〵世に弘くせまほしく思へば、古への書どもを考へて、知り得たりと思ふ限りは、みな書にかき著はして、露も殘し留たる事は無ぞかしと書れ、また人に贈られし消息に、一人にても多く道を説聞かせ候が本意に候へば、門弟ならずとて、野生に於ては、祕し申候義更々無御座候、夫故たとひ門人に御成なされ候ても、一つも御傳授申候義は無御座候、とも言れたり、誠に皇朝の古道學に於ては、祕事口傳など云ふ事は固よりなき事なるを、俗の神學先生らが、祕事口訣切紙傳授とて、密に人撰びして傳ふる事どもを見るに、大概は人笑ひなる愚説どもにぞ有りける、但し道の學問をおきては、武術を始め技藝ども、及び軍法、また方術醫藥などの事は、其の人な

らずは慢に泄すべからぬ事ども多かり、其は今云ふ限りに非ずかし。)さて本文に。某國某郡と云ひ。某神社と記せるをば。乃ち其の國郡また其の神社の號を申す所なり。なほ一宮二宮の餘に國によりては。三宮。四宮。五宮など稱するも有り。また郡郡にわきて。一宮二宮と稱する國もあり。既に云ふ如く。一宮と云すら。上つ代には聞えぬ稱なれば。況て其の以下は後の世の定めなること勿論なり。然れども。凡てかく自然の如く定まれる神社などの事は上つ代に然しも故實なく。後に世人のふと始めたりし事にても。終に嚴重なる定法の如くなりて。其れやがて神の御心に叶ひ。或は諺に。天は言はず人をもて言しむと云ごとく。神は物言はず。顯世人に爲しめ言しめて。其の儘に用ひ給ふ事も有れば。此等の事どもは。彼の汚き佛法ざまを誣ひ行ふとは異なり。然れば古書に所見なしとて。麁略に思ふべき事に非ずかし。(此の事のみならず、故實なくてふと始まれる事と覺ゆる事の、神の御心に叶へりと見ゆる事、なほ多かる中にも、神に位階を進る事など實には有まじき事に覺ゆれど、聖武天皇の御世に、八幡大神、また其の姫神に、品を勸め給へるより事起りて、次々其の事しげく成りもて來つゝ、後には諸國の神社に、何ぞと云へば位階を進らるゝ事と成しは、凡人の心をもては、何ぞやと思はるゝを、神の御心には叶へりと見えて、淳和天皇の御世に、伊豆國に坐す阿波神の、我に品位を賜はずとて、甚く神異を示し給へる事の有りしを思ふべし、實も測り難き神の御心ならずや。)其は一宮二宮などの事。また神社の位階の事など。後の世に人の始めたる事には有れど。此は善神たちの御心にや有けむ。神の嫌ひ給ふ事は聞えず。同じく後の世に人の始めし事なれど。佛法風の事どもは。天照大御神の惡ひ給ふ事。あまた聞ゆるは。妖神の心と人に誣たる態なると所知たり。大御神の佛法を惡ひ給ふ事どもの證は、初の卷の講説に既に說たるが如し、大御神の惡ひ給ふ事をば、諸神にも嫌ふべき事いふも更なり、そは月輪攝政兼實公の玉葉に、建久四年正月に、十二社奉幣の宣命を、大内記宗業といふ人に書しめ給へるに、其の草案に、神道佛界といふ語の有け

るを、兼實公難め給ふに、於伊勢者素可改之、他社宣命無憚之由所存也、と申しかば、此中狀太無謂、我朝之習以伊勢事為本、爭以他社之狀載草奏哉と言ひて、甚く叱り給へる事の見えたるをも思ひ合すべし。）さて彼一宮記に載たる諸社の中には。必すその一宮を誤れるも有べく思ふ由あり。其は神風和記といふ物に。尾張の一宮は。中島郡大神神社なりと記せるは謬りにて。一宮記に眞清田神社と有るが正しく聞ゆれど。遠江國の一宮を。己等乃麻知神社と有るは謬りにや。其は式に。周知郡に小國神社とある社。今も一宮鄕一宮村に在りて。慥に一宮と稱すればなり。（是に准へて思へば、餘の一宮にも、然る相違の有まじきに非ざれば、其の國々の人々よく辨ふべき事なり。）偖また諸國に。一宮の外に國魂社と云ふあり。總社といふあり。國魂社のことは。師說に何神にまれ。國を經營坐し〻功德あるを。其の國々にて。國魂とも大國魂とも申して拜祀るなり。故諸國に。某大國御玉神社と云ふ多し。と言れたるが如し。（其の諸國の國魂神社は、神名式に數多あれど、なほ諸國に載し漏せるも有べく、また中には大國主神の荒魂と坐す、大國魂神を祭れる社も有ぬべし、また總社と稱する社の事は。多くはむかし國府の有し地にありて。式內にて某神社とある社も多かるが。亦式外にて。只に總社と稱するも多かり。此は按ふに。往昔國々に國司を置給へりし時に。其の始めて入府せる時は。國守の神拜とて。其の國なる諸社を盡く巡拜し。また然らぬ時々も。巡拜する式なりしかば。其の社々を一社に總祀ひて。總社と稱せるが。新に社を建たるも多かれど。中には其の國府の地なる。一宮社に配せ齋へるも有りし故に。只に總社といふと。式內にて某神社と云ふ社を。總社と稱するも多しと聞えたり。（谷川士清の和訓栞に、或曰、古者國府必建總社、有事于國內官社、則國司率僚屬、先修典禮於此、其儀如京師神祇官とあるは、旣く黑川道祐、松岡玄達等が著書に云へる說にて、其の本據は詳ならねど、信に此の如き事なりけむと所思ゆるなり、眞野時繩が神階編に總社と號するに、國によりて異なる事あり、まづ當國を以て謂ふに、本朝文粹に、

大江匡衡説に、熱田を當國總社也と云へるに、神社考に梅華無盡藏を引て、中島郡府中、國魂大明神者國之總社也と云ひ、今も其の社にては總社と稱す、また總社を以て、一宮と申す例を云はゞ、播磨國飾磨郡、姫路の城中なる伊和大明神は、一宮なるに、神社啓蒙に是を總社と記せり、また二十二社本緣には、山城國賀茂社を、當國總社仁天坐須と云へり、此は當國の一宮なるに總社と稱せり、後世此別ち分辨し難き事なりと云へるは、右の由緒を考へざるなり〕さて上件一宮とたゝへ申す大神等の事につきて。顯明に知られたる幽冥事の。物に見當れる條々を。一二つ記し出むに。杵築大社記に。帥中納言家保卿日記といふ物を引きて。天仁三年七月四日に。大木百本海上より稻佐浦に流れ寄れり。こゝに因幡の上宮の近き邊に。長十五丈。口一丈五尺の大木一本より來る。在地の人民疑ひを爲ながら。是を伐取むとするに。大蛇件の木を纏ひて居ける故に。諸人恐れて退きぬ。然るに伐取むと計りし者ども。病苦に惱さるゝ事頻なりければ。種々祈をなしけるに。御託宣に云く。出雲大社造立の毎度に。諸國の神たち行事となる。今度は我が行事に當りぬ。御材木は採進り畢りぬ。件の木一本は我が得分なり。此の木を以て急ぎ我が社を造立すべしと示し給ふ。稻佐浦の寄木にて正殿の營作せり。永久三年十月二十六日遷宮なり。是を寄木の造營と云ふとあり。（此は是より後、康治二年三月十九日に、左辨官より大社の神人へ下されし宣旨に、その寄木の造營の事を載されて、帥中納言家保、任造營之間、有神之告、大木百本、自海上寄社邊、以其大木等用梁棟桂桁、更不採杠梁之材木云々、と有るに符合せり、此の宣旨も大社記に見えたり、）因幡の上宮とは。即ち上に法美郡。宇倍神社と出せる社にて。永萬記にも上宮とあり。今も稻葉鄕宮下村といふ所の。宇倍山と云ふに在りて。祭神は建内宿禰命と申し傳ふ。こは人の世となりし後の神なれど。幽世にては大社の大神に從ひ給ふこと此の如し。〔なほ此の社のこと委くは、古史仁德天皇七十六年の所に云ふを見るべし〕また菅原孝標朝臣の女の更科日記に。富士川と云ふは。富士山より落る水

なり。其の國の人の出て語るやう。一年ごろ物に罷りたるに。甚暑かりしかば。此の水のつらに休みつゝ見れば。川上の方より。黄なるもの流れ來て。物につきて止まるを。見れば反故なり。取上げて見れば。黄なる紙に。丹して濃く麗しく書れたり。奇くて見れば。來年なるべき國等の。叙目の事をみな書きて。此の國來年明べき事もかきなして。又そへて二人をなしたり。奇しと思ひて。干して藏めたりしを。返る年の司召に。此の文に書れたりし一も違はず。此の國の守も在りし儘なるを。三月の內に亡なりて。又なり替れるも。此の傍にかき付られし人なり。かゝる事なむ有れば。來年の司召などは今年この山に神々集まりて行ひ給ふなりけり。珍かなる事に侍ふと語ると見えたり。（本書數本を合せ見るに、誤字脱字なども有りて、讀得がたき所々も多かるを、今は己が意をもて引なほし、補ひもして引たるなり）また源平盛衰記に、治承三年三月の頃、小松內府の夢に、伊豆國三島社に詣たまひ、橋を渡りて門內に入り給ふに、門より外右の脇に、大なる木を掘立て、法師の頭を切かけて、鏁をもて三鼻綱につなぎ付たり、內府心に此は二所三島と申て、さしも物忌し給ひ、死人に近付たる者だにも、日數を經て參ると聞しに、不思議なりと覺えて、御寶殿に參りて見給へば、人多く居並たり、其の中に宿老と覺しき人に、門前に係たるは何者の首なるぞ、此の明神は、死人を忌給はずやと問給へば、彼は平家太政入道の頸なり、兵衛佐源賴朝祈り申す旨ありき、御納受に依りて、吉備津宮に仰せて、入道を討して係たる首なりと云ふと見て、恐ろしと胸騷き、身體に汗を流して、心細く思ひ給ふ所に、妹尾太郎兼康、をりふし六波羅に臥たりしが、夜半許りに參りて、按內を申入るゝ、大臣奇と覺して、夜中の參上不審なり、若わが見つる夢などを見て、驚き來れるにやと、召て何事ぞと尋給へば、兼康畏まりて、夢の物語り申すに、大臣の夢に少しも違はず、然ればこそと淚ぐみ給ひて、そは妄想にこそ、箇樣の事は、披露に及ざれと誡め給ひけり、と云へる事もあり、上の件の中に。杵築大社は更なり。宇倍宮。富士宮なども國の一宮なるに。かゝる事等の世に顯はれ

知るゝ事は。幽き故ある事にこそ。(なほ次條に云ふを合せ考ふべし)○鐵胤云。此の條前張まで。既に板に彫成せる時しも。參河國渥美郡羽田村。神明宮の神主。羽田野敬雄ぬしより恒の消息のついでに。一宮といふは。國司神拜。また祭禮奉幣せらるゝ時ごとに。最初めに事行ひし社なるかと考へ侍り。さるは國內神名帳の。和泉。參河。駿河。伊豆。美濃。上野。若狹。紀伊などの國々悉く。第一に一宮を舉たればなり。尾張隱岐の二國は然らず。されど尾張熱田如法院本には。熱田大神宮奉唱云々と有れば。熱田にて唱ふるには。最初に讀上たる事と知られ侍り。(當國猿投神社にも社僧方に、正月五日、國內の神名帳を讀上る神事ありて、其の時に聞人と稱ふも有りて、もし讀あやまる時は、其の席より退院する定めにて、かねて笠杖などを取具へおきて、嚴なる事のよし聞傳へはべり)右は此の消息したゞめ懸りて。ふと思ひ浮び侍るまゝ。取あへず聞え參らす。と言ひ遣されたるを。父の見て。こは能こそ思ひ得て有けれ。此に書加しめよと云はるれば。かく附錄とは爲しつ。

然て因に國司神拜の事をも倚かき加へむに。朝野群載に。國務條々事とて。初任國司の政務の次第式あるが中に。一神拜後。擇吉日時。初行政事。神拜之後。擇吉日時。初行交替政事云々。一擇吉日。始行交替政事。神拜之後。擇吉日可始行之云々とある神拜は。すなはち國神巡拜の事なり。是より前に。その神拜の式は見えねど。神拜之後云々と有るを思ふに。國司その任國に到りては。國神の巡拜は恒例の事なる故に。書著さゞる者なるべし。(其は此の式より前に、太宰府官人、加賀國司　但馬國司など初任の時に下さる、廳宣の文を載たる、何も三條づゝ有りて、一神寶勘文事、右任代々例可進上之、一可勤仕恒例神事、右國中之政、神事爲先、專致如在之嚴奠、須期部內之豐稔云々と所見たれば、神拜は謂ゆる、恒例神事と云ふにこもれる事と知られたり)是を以て玉勝間に。新任國司の廳宣に。神事を先とする事といふ條を立て。今引く文を出して。古へは諸國にても。神事を重くせられしこと斯の如しと記され。また國守神拜といふ條を立て。更科日記に云く。東より人きたり。神拜といふ事

をして。國の内ありきしに云々。これ菅原孝標の。東國の國司になりて。下りしが許より。云ひ遣せたる事なり。昔は國司任國に下りては。まづ部内の神社神社に詣でし事なりと著されたり。（なほ國司神拜のさまは、今昔物語、その餘の諸書にも、をり／＼所見たれど、然のみは引出ずなむ。）

○次に當所の鎮守神の方に向ひ。右の如く拜みて。

此邑乎總守賜布。産土大神乃御前乎愼美敬比。夜守日守爾守里幸閉給閉止。畏美畏美毛遙爾拜美奉留。

宇夫須那といふ語の正しく所見たるは。尾張國風土記に。葉栗郡若栗郷。宇夫須那社廬入姫誕生地也。故有此號と見え。それを神名式に。宇夫須那神社と出されたり。（神學類編に、此の神社は手力雄命なりと云ふ説あり、廬入姫の誕生より、社號を宇夫須那と稱せるにや、此の姫は景行天皇の皇女なりと云へり、此は然る説ながら、若くは御産の安からむ事を祈りて、手力男神の、かの石戸を開たまひし事などを思ひて、此の時ことに更に祭り給へるにも有るべし。）但しこは廬入比賣命の産土神にこそ有れ。今云ふ産土神は。誰にまれ其の生れたる土地の鎮守を申せり。其の生れし土地を。宇夫須那といへる例は。推古天皇紀。三十二年の所に。蘇我馬子か。天皇に奏せる語に。葛城縣者。元臣之本居也。故因其縣為姓名とあり。諸書に生土産土なども書效ひ。清和天皇紀。貞觀六年十月の所に。讃岐國。梶州天川宇夫志奈神。従五位下といふ事も所見たり。然れども此は何神と云こと詳ならず。（また諸神記八所御靈條に、卜部兼敦の、至德元年の家記を引たる文に、御靈の神に、正一位の位記を奉らるゝ條に、先例證文、天慶諸神一階位記、至天暦延引了先以宣下、被告申社頭、追可被進位記也、祖父刑部大輔殿、紫野今宮極位事、然本居申御沙汰、今上御靈社者、家君予之本居也、追被例被申沙汰、了、神慮定有擁護歟と云へる事も見ゆ、祖父とは兼豐宿禰を云ひ、家君とは兼熙、予とは兼敦なり、本に本居をウブスナと訓たり。）さて世に

は産土神と。氏神とを同じ事に思ふめれど。元より差別ある事なり。そは産土神とは。其の神の敷坐す土地に生出る。諸人の産土の神なる由なるが。氏神とは。其の氏人の祖神をいふは更なり。其の氏の祖神ならぬも。殊なる由緒あるは。一家及び一族までも。氏神と稱せる古への例にて。氏はもと内と同言なるが。其の一族また一郷の内にて。親く仕へ祀る神の義なり。然れば内神といふに同く。氏子は内子と云ふが如く。其の神の御内子なる義なり。(氏と内と清濁のかはり有るに、疑ひあるべけれど、伊勢の内宮の在る地を宇治といふも、五十鈴川の川内なる故の名なるを、宇遲と云ふにて知べし、然れば氏をうぢと云ふも、同じ族内なる義より出たる言なり、そは陽成天皇元慶三年の紀に、伊勢國度會郡、大神宮氏人神主、姓ニ荒木田三字、大神宮氏人、有三神主姓、荒木田神主、根本神主、度會神主是也、同五年の紀に、制令ニ五畿七道諸國諸神社祝部氏人、本系帳三年ニ一進一など見えたる類の文あまた有るが、其の文どもに氏人と云へるは、多く内人といふと同じ様に聞え、内人とは、大御神の御内に親く仕へ奉る由の稱なるを、かの内臣、内物部などいふ稱の内も、天皇の御内に殊に親み給ふ由の稱なると思ひ合せ、なほ委くは古史傳に云ふを見るべし、)然れば神名式に。伴氏神社。伴林氏神社なども有る類は。胡亂なき祖神なれど。光仁天皇紀。寶龜八年七月の所に。内大臣從三位。藤原朝臣良繼病。叙ニ其氏神鹿島神正三位。香取神正四位上ニと有る鹿島社は。武甕槌神。香取社は經津主神にて。藤原氏の祖神ならず。但し其の相殿に。天兒屋根命も坐せど。此は後に河内國平岡社より移し坐たる神なり。然るに中臣氏藤原氏にて。平岡社を氏神と稱せる事なく。鹿島香取を氏神と稱するは。中臣氏の遠祖よりして。此の兩社に殊なる故ありて仕へ奉り。その内人と在りし故なり。(此の由も古史傳に委く云へるを見るべく、なほ下にも云ふべき事どもあり、また平野社は。桓武天皇の御外祖たちを祀れる社なるを。源平兩族の氏社と定め。梅宮を橘氏の氏神と定めたるなどを思ふべし。)江家次第、祈年祭條に、中院通秀公記を引きて、凡源

氏神以平野為正也、於八幡宮、清和源氏義家以來事也と見え、吉記に、壽永二年七月、傳聞、平家公卿連署以日吉社為氏社云々、棄平野社用氏社、神慮可恐事歟と云ひ、三代實錄に、梅宮祠者、仁明天皇母、文德天皇祖母、大后橘氏之神也、歷承和仁壽二代、以為官祠云々など有るをあはせ考ふべし。)さて其の祖神なる。また祖神ならぬを云はず。諸氏に氏神の祀りを慇懃に行はしめ給へる事は。仁明天皇紀。承和元年正月の所に。山城國葛野郡上林鄉。地方一町。賜小野宿禰等。為祭氏神處。また二月の所に。小野氏神社。在近江國滋賀郡。勅聽彼氏五位已上。每至春秋之祭。不待官符。永以往還。また四年二月の所に。勅聽大春日。布瑠。粟田三氏。五位已上。准小野氏。春秋二祠時。不待官符。向在近江國滋賀郡。氏神社(この二つの勅に、不待官符と宣へるは、氏神の祭祀を、重むじさせ給ふ御文にて、殊に尊き御ことなりかし、また清和天皇紀。貞觀十五年九月の所に。侍從從五位上。春澄朝臣高子。奉幣氏神。向伊勢國。賜稻一千五百束。以為行旅之資。陽成天皇紀。元慶二年二月の所に。詔山城國正稅稻三百束。賜從五位下山背忌寸大海全子。以奉幣氏神向阿波國也と見え。(此の二條また氏神の祭祀を、重みし給へる故の御事なるを見るべし)さて類聚三代格なる。宇多院天皇の。寬平七年十二月の官符に、諸人氏神、多在畿内。每年二月四月十一月。何廢先祖之常祀。若有申請者。直下官宣。如此之類往還有程。不得任意留連。經遊蕩とも有るを思ふべし。(氏神といふは、先祖に限らぬこと、上に云ふ如くなれど、先祖を祭るが本にて有りし故に、何廢先祖之常祀とは宣へり、古道に志さむ人は、殊に此の官符の旨を思ふべきなり、然て此の官符を拜するに、古く諸人の氏神祭りは、かならず二月四月十一月に行ふ例なりけり、其は神宮雜例集に、二月中申日、外宮禰宜、氏神祭、禰宜中堪事申詔刀、四月上申日、中臣氏神祭、宮司當社神主奉仕之、祭田途司中勤之、饗膳無使之時、同司中勤之、十一月上申日、中臣氏神祭、如四月、中酉日、外宮禰宜、氏神祭、

儀式同二月と有を思ひ合せて知らる、外宮禰宜の氏神は、其遠祖天村雲命を祀り、内宮中臣の氏神は、春日社と同く、鹿島香取平岡の三社を祝ふよし、兩宮の書等に見えたり〕偖いと上代には。國々の國造など。其の領る處に。祖神を祭れるが多かれば。其の氏祖の神。やがて産土神なるも多かりし故に。世になべて氏神と産土神とを。混一に思ふ事となりけむ。然は有れど。中昔の書どもを閲するに。産土神に對しては。其の地に産るゝ諸人を氏子と稱し。氏神に對しては。其を奉ずる諸人を。氏人と稱せる趣なり。此の差別は下に引く。著聞集などの文にて知るべし。〔○校者等云はく、此頃師の稿本を、かく書寫す時にあひて、吉備津宮の神主、藤井高尙ぬしの、松廼落葉ちふ物を見れば、氏神氏子といふ事の考一條ありて、氏神といふ言の古證に、上の承和四年二月の勅語を引きて、此は祖神の祭りのいと〳〵重ければなるべし、と云れしは然る事なれど、氏子とは、氏の祖の子孫といふ事なり、但し日本後紀に、大神宮にみてぐら奉り給へる詞に、五十鈴乃河上爾、稱辭定奉、大神乃大前爾申給久、氏子親王乎、大神御杖代止言弖とあり、天子に氏は無れども、天照大御神の御子孫におはします故に、氏子と申せば、氏の知れざる人にても、其の家の遠祖をば、氏神と云ふべく、其の人をば氏子と云べきなり、是に依りて高尙つら〳〵考ふるに、今の世にゐなかの里々にて、地主の神を氏神と云ふ初めは、そこの家々の祖神を一に祝ふとて社を立て、春秋の祭りもいひ合せてなし、ひと里の氏神とせしを、やがて地主の神とも祝へるにてぞ、又元より有つる地主の神の社に、里の家々の祖神を合せ祭りて、其の神の社の氏子といひしも有るべし、かく云ひ效ひて後々は、地主の神をみな氏神といひ、然るからに、氏神といふは、地主の神の事なりと、里人の心得て、事の違は出來つるならむ、古へは己か家の祖神と、地主の神とは、共に重く敬ひて、殊に齋き祭る習なりしかば、必さやうなるべしと記されたり、此の説はいかにと、師に問ひ申せば、其は甚く誤れる説なり、伊勢の大御神、また賀茂大神に、御杖代の内親王奉り給ふ時の御詞には、必

すその内親王の御名を、聞え白し給ふこと常例にて、氏子と申すは、淳和天皇の女御子の御名にて、仁明天皇の御從妹に坐なり、其は皇胤紹運錄を見て知るべし、三代實錄、仁安元年四月二日の下に、無品氏子內親王薨、淳和太上天皇第一女也とあり、然れば氏神に對し云ふ、氏子の例と爲べくも非ず、また其のつら〳〵考へたりといふ說もしひ言なり、此の主わが學びの兄にて、歌文の事などには、曉り得られし事ども有れど、道の學問は其の樣ならず、往しとし己が許に百日あまり居られし時に、語り聞えし說どもに、本づきて云れし說ども、謂ゆる道のしるべ、また松廼落葉などに、許多記されたるは、其歸りのほどに、今より後は、君がこゝろの種をうゑつゝ、道の學びに勤みてむと、約られし言のあるを、違へじとの事なるべけれど、聞訛りがちにて、篤胤が名を出されねば、己が恥には當らねども、我が兄のために、甚く心ぐるしく覺ゆる事ぞ多かると語られき。)さて眞野時繩が說に。其の國その土地の靈の御德は。各々異にして。人物動植みな其の神氣を得て產生する故に。地宜方物各々その性を異にす。產土神はこれ土地の靈なるが。大八洲に各自の國魂神あり。一國には國魂といひ。一處には產土神と稱す。地勢方角に從ひて。其の靈異なる故に方隅不產の物あり。人また容貌言語志氣の不同あり。是みな土地の神靈の寓する所ある故なり。(漢書山書といふ物に、堅土之人剛、弱土之人柔、墟土之人大、沙土之人細、息土之人美、耗土之人醜、と見え、周禮の地官司徒に、以土會之法、辨五地之物主とて、生植の物、人倫に至るまで、其の異ある事を載たり、異域も同じ理なり、)是を以て漢土にも。人生れて。其の土に依りて姓を命ずるは。本土に報ゆる謂なり。其は左傳隱公八年の傳に。因生以賜姓。胙之土而命之氏とある是れなり。と言へるは實然る說なり。(この時繩が說は、其著せる神階編に見えたるを、今は其の繁を去り、文をも甚く引約めて記せるなり、世の諺に、人の性質の事につきて、產土がらなど云ふめるは、右の說にかなへり、)抑神の幽冥より。人を治め給ふ事の本は。上の條々に說たる如く。神世に

天照大御神。皇産靈大神の詔命によりて。杵築大社に鎮座す大國主神の。無窮に治め給ふ御業なること。神典に委く傳へて著明なるを。猶その古傳に本づき。熟々推究めて考ふるに。大國主神は。幽冥の事の本を。統領め給ふにこそ有れ。末々の事は。一國に國魂神。一宮の神あり。一處には産土神氏神ありて其の神たちの持分て司たまひ。人民の世に在る間は更にも云はず。生れ來し前も。身退りて後も。ほど〳〵に治め給ふ趣なり。其は前條に引たる大社記、更科日記などに見えたる事の趣を思ふに、一宮の神等、巡番に幽事をしらし給ふ如く思はれて、譬へばこの現世の上に大君おはし坐して、天下を治むる御政事の、大本を統治め給ひ、國々所々をば、そを別ち治むる人々を任して、治めしめ給ふ有趣に、いと能く似てぞ思はるめる、諸越にも土地神、また城隍廟とて、所々に鎮守の神を祭ると聞ゆるが、同じ趣に其の所の人を幸はふ事の、彼處の書等に、往々見ゆるをも思ひ合すべし）此を巨細に説はむは事長ければ。此にまた中世より。こなたの故事の證と成べきを。一二つ記し出むに。古今著聞集神祇部に。六條天皇の仁安三年。四月二十一日。吉田祭にて有りけるに。伊豫守信隆朝臣。その氏人ながら神事もせで。仁王講を行ひけるに。御明しの火。障子にもえ著て。其の夜やけにけり。大炊御門室町なり。其の隣は民部卿光忠卿の家なり。神事にて有ければ火移らざりけり。恐るべき事にやと見え。（鹿島香取二宮を、藤原氏の氏神と云ふことは、上に引たる光仁天皇紀に見えて、古き事なるが、其れより前に其の二宮を、奈良都近く移せるが、春日社なり、是の故に春日社をも藤原氏の氏神と稱し、後に長岡京の時に、春日社は遠しとて、大原野に移し、其の後今の平安の地に、都を遷し給ひしかば、また都近くとて、山蔭中納言、吉田社を勸請あり、是を以て藤原氏なる人々を、吉田社の氏人とは云へるなり）また同部に。藤原重澄若かりし時に。近衞尉にならむとて。稻荷の氏子と有ながら。賀茂に仕へ奉りて。土屋を造進したりけり。嚴重の成功にて。社家推擧しければ。外るべき様も無りけるに。度々の除目に漏にけり。（稻

荷社は神名式に、山城國紀伊郡に、稲荷神社三座、とある御社にて、中座は、宇迦之御魂命、左右は猿田彦神、大宮賣神なりと書どもに見えたり、賀茂社は、同式に愛宕郡に、賀茂別雷神社とある社にて、此の頃は當國の地主とて、第一に尊祟し給へる御社なり〕重澄社の師なる者に申し付て。除目の祈請させける間に。睡みたる夢に。稲荷より御使に參りたる人あり。人出あひて是をきくに。彼の御使の申しけるは。重澄が所望殊更に任せらるべからず。我が膝元にて生れながら。我を忘れたる者なりと申ければ。申し次て大明神に申し入るゝ由にて。度々御問答ありけり。然らば此の度は任されずして。思ひ知せて。後の度の除目に成さるべしと申ければ。御使歸りぬ。〔重澄は賀茂大神にいみじき功を立たるが故に、大神の神慮には、所望の任を得しめむとおぼすに、此のときまで度々の除目に漏たりしは、稲荷神のさゝへ給へる故なり、然るに其の事の此の時に知られたるは、重澄が左右に望み申すを、賀茂大神の哀と思ほして、告給ふとも無く、祈師の夢に、其の事を知しめ給へる也けり、幽冥のさとしは、大抵かかる趣の物にぞ有ける〕師おどろきて。急ぎ重澄が許へ行て。此の由を語りて奇むほどに。其の夜の除目には外れにけり。此の夢の誠を知らむが爲に。稲荷へ參りて。次の度の除目には。申しも出さゞりけれど。相違なく成されにけりと有り。〔稲荷神の御使の語に、重澄を、我が膝元にて生れながら、我を忘れたりと有るを思へば、稲荷社は、此の人の産土神にませり、是を以て上の文に稲荷の氏子といへり、斯て此の重澄、藤原氏なれば、其の氏神は、吉田社なること言ふも更なり、氏神に對して氏人と稱し、産土神に對しては、氏子と稱すること、上に擧る信隆朝臣の故事と、合せ考へて辨ふべし〕また今川了俊の難太平記に。其の父範國が。赤坂の軍終りて後に。駿河國を所領に給はりて。入部せる時に。富士淺間宮に參詣せしかば。神女に神託して。吾が氏子に欲かりし故に。赤坂の軍の時に。我が告し事は。知れりや知れりやと宣ふに。範國座を退きて。何事にか覺悟し侍らずと申せば。笠幟の事を按せし時に。我が赤鳥

を賜ひし故に。勝ことを得て。此の國を賜ひきと託宣し給ふに。範國その時思ひ合せて。女の具は。軍には忌事なるに。いかで思ひ寄けむ。誠に神の御計ひと信を取りて。子孫も必この赤鳥を用ひよと言ひしより。今川家の武具の隨一とせるに。大事の陣には。度ごとに女騎あまた。了俊の夢にも。人の夢にも見えて。勝利ありしと見えたり。(今川家の赤鳥といふ笠幟の事は、武家に名高き事なれど、人その狀を知らず、何くれと議する事なるが、此は櫛の形を、しるせる物なりと云ことを、伴信友が考へたる說ありとぞ、其を赤鳥と云ふは、垢取の義にやあらむ。)此等の事どもを思ひ通して。產土神氏神などの。其の氏人氏子を持分けて。治め給ふ趣を知るべく。また人の自から思ひ得たりと思ふ事の。思ひの外にかく思ひも懸ざる神の。御靈賜ひて。思ひ得しめ給ふ事あり。そは善神のみに非ず。惡神もまた人の心に入りて。惡事を思はしむる事あるは同じ事なり。其は此には盡しがたし。(然れど其の片端をいさゝか云はむに、玉の眞柱にも記せる如く、火災ありし所の鳥鼠など、まだきに巣を避たるは、其の所の燒ぬべき事、幽に定まりて有る故の事なるが、其の火の起れる由を探れば、盜するやつの放ちたる火なるあり、其は盜みせむと思ふ心の元より有るに乘て、惡か善かは知らねども、神の火を放つべく令思しなり、また然ばかり甚じき惡事ならずとも、時々に思ひ過つ事のあるも、然る類なる有れば、常に善き神たちの幸々を請のみ奉りて、枉神のまが事に相率こられじと、用心するより外なくなむ。)さて法師の記せる物ながら。壒嚢鈔に。神に仕ふる心向けの事を論ひて。まづ其の所の神に懇懃に奉仕して。其の餘暇には。他所の靈驗をも仰ぐべし。其の趣きは神宮雜事と云ふ秘記にも。人間の例を引て。我が主をさし置て。他人に隨ふに譬へたり。(此の謂ゆる神宮雜事は今傳はらず、今在る雜事記は、當昔の雜事記の亡たる故に、後人それに擬して集記せる物なりと、出口延佳いへり、是をもて此の文今本には見えず、)何の故にか。白地にも我が神をさし置て。他所の利益を仰ぎ奉らむ。もし他所を伺ふとも。主君を背きて他所に

參るは。不當なりと覺し食べし。然れば狹小の所におはすとも。其の恩德を忽にすべからず。社の損はれたらむには。何なる弊衣をまとひ著ても。餓死せむを期として。奉仕すべきなり。（今按ふに、世に佛の事とし云へば、弊衣をまとひ、命をかけて物する人多かれど、我が身の本たる神の事に、然する人のなきは、古くも今も法師どもの、佛を專と信ずべき由を、百計して勸むるに依る事なるを、中にかゝる法師も有けるは、甚珍しくこそ、）もし當所の神。不信の者の失を咎めて。祟りおはし坐さば。何に憑み奉るとも。他所の神。さらに助け給ふべからず。若餘社の祟りは。我が神の惠にては宥め給はむ。此の心をもて仕ふべき也と云へるは。能く神の情狀を窺ひ得たる說なり。實に此の說の如く。素直なる心をもて。他道々の意に牽られず。神隨なる道に志して。一向に氏神。また產土神を信み奉りて在なむに。神の御幸ひ無らめや。其は人々の心々に。此の事は彼の神に。彼の事は此の神にと定め。或は殊に信ずる神ありて。殊更に祈りを爲すも。然る事には有れど。產土神を忘れては。彼の重澄がごとく。其の祈りの叶ざる事あるを。己が氏神產土神に。能く奉仕して祈願さむに。若その神の預り給ふ事ならずは。他神たちの其の事を知給ふに物して。叶へ給ふ道理なりと心得べし（然るは神と申せども、世に有ゆる事を、みな知り行ひ給ふ物に非ず、各各に御德を持分けて坐ませば、互に助け合ひ給ふ事と見えたり、其は何をもて知るなれば、雨を降し給ふ神は水分神なるを、旱する時に、所々の鎭守の、水分ならぬ神等に祈りて、雨を賜ふ事のあるは、其の鎭守神たち、水分神たちに物して、雨を賜はしめ給ふなり、また此の水分神を、訛りてミコモリの神と唱ふるより、胚身の神として、子なき人これを祈るに、必そのしるし有りと云ふも、水分神また其の事をしる神にものして、子を賜はしめ給ふ事とぞ思はるゝ、此等の事に准へて、萬づの祈願を遂しめ給ふも、必ず然るべき事の道理を思ふべし、）さて產土神と他神との事に就て。心得べき事なれば。近頃の事なれど記す。そは文化十二年の事なるが。江戸の小石川戶崎町

に。石屋長左衛門と云ふ石工ありて。其の弟子に丑之助といふ若者あり。重き瘡毒にて。醫者らも愈まじき由を云しかば。元より酒客にて有けるが。讃岐國象頭山の神に。禁酒の立願しけるに。然しも重き病の漸々に愈けり。然るに酒は何よりも好物なれば。得禁じがてに。時々は酒しほと號けて薬物にひたし。飲たる事も有しとぞ。因に記す、彼の象頭山と云ふは、彼の山の別當、金光院正傳の秘書といふ物を、鈴木隆彦といふ人に借りて見たるに、元は琴平といひて、大物主神を祭れりしを、佛書の金毘羅神と云ふに、形勢威應似たる故に、混合して金毘羅と改めたる由を記せり、此は比叡山に大宮とて、三輪の大物主神を祭りて在りけるに、彼の金毘羅神を混合せること、山家要略記に見えたるに倣へるにや、然ればこそ、金光院の傳書にも、出雲大社、大和三輪、日吉大宮の祭神に同じと云へり、なほ此の後に白峰に坐す、崇徳天皇の御靈を配祭せるよし、世の人あまねく云ふは然も有なむ、そは其の靈應ありし事實どもを、聞わつゝ考ふるに、崇徳院の御稜威に、思ひ合さるゝ事の多かれば、幽にむねと金毘羅の名を負給ふは、此の御靈にや、然れば金毘羅と申す名こそ梵語なれ、神實はいともやごと無き神に御坐せば、畏み奉るべき事にこそ、借俗の神道者修驗者などの書に、金山彦命と云ふは、金の字より思ひ付たる杜撰にて、さらに謂なき妄說なり、斯て其の年の九月十日は。處の鎮守。氷川明神の祭日なりしが。其の前日に處の若者ども。かの丑之助に云へるは。和主は神踊を上手なれば。明日はかの踊をせよと請ふに。丑之助きゝて。我が瘡毒は愈まじき病なりしを。金毘羅神に禁酒の立願して愈たること。和主らも知れる事なり。醉のしれ心ならで。彼の踊り爲らるべきかと辭ぶに。者ども口を揃へて　明日は鎮守の祭禮なれば、常とは異なり。酒を飲み踊りも爲よと强ふるに、丑之助げにもと言ひて。當日は朝より友どちと。酒飲み遊び踊りつゝ。醉狂れてぞ有ける。(因に記す、此の氷川明神と申すは、神名式に、武藏國足立郡に、氷川神社、名神、大、月次、新嘗とある社の神を、所々に移し祝ひたるが、多かる中の一社に

て、氷川神社の祭神は、一宮記に、素盞烏尊と見え、今もしか云ひ傳ふるを、江戸砂子といふ物に、此の小石川なるも、其の一宮を勧請せる由見えたり、此の武藏國に、氷川神社の坐す由は、古史傳に委く云へれば、此には說はず。)然るに巳の時ばかりより。忽に大熱さして。あらあつや堪がたや。金毘羅さま免させ給へと云ふに。皆々驚きて。如何と問へば。庭の宮を指さして。人々には見えざるか。あれに御坐す物をと云ふ。皆々見れど目にかゝる物も無ければ。如何なる御有狀にておはし坐と問ふに。丑之助火の如き息をつきて。御神は御黒髪長く垂れて。冠裝束をめされて。雲の上に立たまひ。數多の御供つき從ひ。爪折の絹蓋を差かけ奉り。御前に鬼神のごとき力士ありて。其の仰せを承はり。汝が病きはめて愈まじかりしを。強に祈り申せる故に。愈さしめ給ふ所なり。然るに折々ひそかに。酒を飲たるだに有るに。今日は朝より思ふまゝに酒を飲て。醉狂ること。憎く思食すに依りて。手足の指をみな折しめ給ふ由なりと。言ひも果ぬに。早うつ伏にふして。免し給へと。大汗を流して泣叫ぶ有さま。物の爲におし伏られて。其の足の指を折るゝ狀にて。恐ろしなど云ふも更なり。然れども若き者ども心を勵まし。諸共に引起さむと立よるに。物に投らるゝ如く覺え。うち倒されて近付こと能はず。その有狀いと物すごく恐しければ。日頃は鬼をも拉きてむと競へる男ども。皆逃のきて慄き居たり。(保元物語、源平盛衰記などに、平教盛の夢に、清盛入道の館に、崇德院の御靈の入御せる狀を見たる文に、源爲義父子六人相具して、先陣仕へ奉り、平忠正父子五人後陣にて、數百騎の勢ありと見えたるが、淸盛入道後に物狂はしくなりて、謂ゆる火の病を煩ひて死たる、また太平記に、足利方の大將、細川繁氏が、宮方を攻奉らむと、筑紫に下る時に、讃岐國にかゝりて、崇德院の御領を兵粮所に充しかば、俄に病付て、物狂ひに成りける事を記して、自口走りて、我崇德院の御領を落して、軍勢の兵粮所に充行ひし故に、重病を受たり、冷しき風に向へども、盛なる炎の如く、凍なる水を飲めども、沸返る湯の如し、わら熱や堪が

たや、是助けて呉よと悲み叫びて、悶絶僻地しければ、看病の者ども近づかむと爲るに、あたり四五間の中は、猛火の盛に燃たる様に熱して、更に近付く人も無りけり、云々と見え、また同記に、羽黒山の雲景と云ひし山伏の、異人に伴はれて、愛宕山の高峰に至り、崇徳院の御靈を現に見奉れるに、鎮西八郎爲朝の、長八尺ばかりにて、大弓矢を執りて從ひ奉れり、と有るなど思ひ合されて、最も畏くぞ所思ゆる。斯て片足の指はみな折たると思ふほどに。丑之助また。産土氷川御神入らせ給へりと云ひて。この御罸を救はせ給へと叫びけるが。稍ありてまた。多久藏司稲荷來り給へりと言ひて。人々に近寄ること勿れと制しつつ。起直り畏まりてしばし在りけるが。腹這ながら庭におりてひれ伏し。神等を送り奉る狀しけるが。物狂はしき狀は止たり。爰に人々うち寄りて其の由を問へば。金毘羅神の怒り給へる御氣色。まをすも中々恐れある御事なるが。雲の上に坐まして。我が方を流し目に一目見返り給ふごとに。我をおし伏たるかの力士。わが足の指を一づゝ折たり。左の足の指はみな折たりと思ふほどに。鎮守神來り給ひ。これも束帶にて。供人あまた具し給へるが。因に記す、尋常の人は、御神たちの、適に人に見え給ふ時に、冠裝束し給へりと云ふを、異しみ思ふ者の有ましけれど、謂ゆる有職の事など學べる人の、狡意なる倫は、今の束帶などいふ冠服は、人の世となりても、甚く後に始まれる事なるを、神世の神たちの、其をめし給へりと云ふこと、心得がたしなど云ふも有べけれど、是また上に論へる神位の階級などの如く、現世の趣を用ひ給ふ神の御心なり、其は雄畧天皇の御世に、葛城の一言主神現形まして、天皇とゝもに山狩し給へるに、其の御裝束の、天皇にかはり給ふこと無りしと有るを思ふべし、そは一言主神の當神世と、雄略天皇の御世とは、數千歳を經たるに、天皇と同じ御裝束なりしは、其の時の狀を用ひ給ふと見ゆるを、思ひ合せて辨ふべし。金毘羅神に向ひて宣へるは。此奴いたく好める酒を斷ちて。其の御前に祈白せる故に。病を愈し給へる事を忘れて。今日いたく酒飲たるを祟め給ふは。然

ことに侍れど。元より我が氏子として。殊にわが祭日なる故に。我をなぐさむる態仕らむとて。人等にそゝのかされて。酒は給たるに侍り。然れば免し給ふかたも有むを。假令祟め給はむにも。我に一わたり其の事を宣ひてこそ。兎もかくも罰め給ふべき態なめれ。然る事もなく。我が氏子を思召すまゝに。御罰あらせらるゝ事こそ。心得はべらねと宣ふにぞ。金毘羅神げにもと思召せる御有狀ながら。何のいらへも無く。二神互ににらみ相ておはしける所に。傳通院の多久藏主稻荷神來り給へり。此は僧體の如く見え給ひ。淺黄の深頭巾を冠られたり。(按ずるに、此の稻荷神のことは、其の緣起を見るに、當社は、駒込吉祥寺の、和田倉御門内に有し時より、其の地に鎭座有しが、傳通院の中興、廓山上人の時に、學寮に極山和尙といふ所化あり、元和四年四月のある夜に、山主上人を始め、極山和尙、同學の僧の夢に、一僧見えて、入學せむ事を思へば、明朝登山すべしと告あり、然るに翌朝、極山の寮へ一僧來りて謁見あり、此の事を山主へ申せば、夢に合せて不思議なる事に思ひ、入寺を許して、多久藏司とぞ名けたりける、然るに多久藏司の智德他に勝れ、諸人尊敬しけるに、其の後三ヶ年の學席を經て或夜の夢に、我は吉祥寺に住める稻荷神なり、小社を作り給ひてよ、永く當山の守護神と成べしと誨し、白狐の形を顯はして去ると見しかば、境内に鎭座するよし見えて、狐神を祭りたるなるが、狐は常人の稻荷と名けて祭る故に、みづからも稻荷と名告れるなり、實は稻荷神あに狐ならむや、其は既に辨へたりき、偖この狐神の僧體なりしと云こと、いかにぞや思ふ人も有べけれど、伊勢國にて、或卑き男に老狐のつきて、種々の事とも語りけるに、稻荷と號けし狐神ども、俗家に祭れるは俗形なるが、寺に祭れるはみな僧體にて、各々その主人の格位によりて、狐神の格位もそなはる事ぞと云へるよし、小竹眞棹にかねて聞たるに符へり。)御二方の間に平伏して。甚く恐愼める狀にて。申すやうは。己は傳通院の多久藏主にはべり。金毘羅宮の御怒り。氷川明神の仰せ。ともに道理ありて承はり候。かく承り候も。元こやつが。怠より

事起りて侍ればぅ左にも右にも罸め給ふべきを。此奴をり／＼我が許へも詣で來て。身の上の事を祈りつるをぅ聞たもち侍れば。此の所へ參り侍り。いかで御雙方の御怒りは我に給ひて。是奴が罪を免し給へ。さらば我ら相計らひ。金毘羅宮へは。こやつを賽しに參詣しめ奉らむと。慇懃に申されしかば。二柱神はそれに御心を和し給へるさまにて。互に式代して。伊々豆々しく立別れ給ひつと。大息つき振慄ひてぞ語りける。斯て左の足の指は。骨うち折られて痿れたり。人々始めよりの有趣をよく見たりければ。恐怖るゝこと限りなく。打よりて路用の物ども調へて。丑之助を象頭山の御社に參詣せしめけるに。彼の折たりし指も本の如く愈りしとぞ。（此の事はいにし年、倉橋何某ぬしの來て、語られけるを聞たもちて、後に吉備津宮の神主、堀家政富が江戶に來て在けるほど、其の戶崎町に寓居しけるに誂へて、其の邊りの者どもに問しめ、其の後また彼の町邊なる、高橋玄門齋といふ人に聞たるも、少か違ふこと無れば、此に著せるなり。）また是より前に。難波なる松村完平。わが許に在ける時の物語に。其の邑に聲いと善くて。今樣の長唄を謠ひて業とする男ありき。或日ものへ行く途にて。山伏體なる男あへり。行違ひながら。其方の聲の美たきを。我にしばし貸てよと云ふを。道行ぶりの戲言と思ひて。唯と云つゝ笑ひ過けるに。三日ばかり有りて。病む事もなきに。聲かれて出ず。されど彼の異人に聲を貸たる事に心つかず。住吉神社は產土神なれば。祈り白さむと出行ける途にて。かの山伏體なる人來り逢て。先ころ我が請へる如く。聲を貸ながら。そを忘れて。產土神に申し祈らむと爲るこそ心得ね。汝かしこに祈らば。必われを罪し給はむ。然るに於ては。我また汝にからき目を見せぬ物ぞ。然らむより。今しばしの間なれば。まげて貸たまへと云ふに。始めて。先に聲を借らむと云ひし時に。唯しつる事を思ひ出して。俄に恐ろしく成りて。產土神に祈る事はやめむと。堅く約りて途より立歸りけり。此の後三十日ばかり有りて。物へ行く途にて。また彼の異人の行逢けるに。其方の聲は今返すべしと云ふに。はや本の聲に

なりぬ。斯て異人この報を爲べしとて。禁厭の術を授たるが。萬づの病に驗ありて。後には唄をうたふ業を止めて。禁厭のみして世を安く送りしと言ひ。（按ふに聲を借られたりと云こと、疑ふ人も有べけれど、舊くは彼の連歌に名高き、山崎宗鑑と云ひし能書の、異人に數日手を借られて、其間もの書こと能はず、また近く上總國東金といふ處の、孫兵衛と云ひし者異人に耳と口とを借られて、三年がほど耳しひ啞にて在し事あり、また藤原守信ぬしの耳囊と名づけし書に、小日向邊なる武家の右筆を勤めし人、異人に手を借られて、是も二三日がほど無筆になりて、一字も書得ざりし事あり、此は共にいと近頃の事なり、委くは仙境異聞に附錄せるを見るべし、）また今井秀文が。或侯の語り給へるを承りて語れるは。其の侯の治給ふ所の或童子。異人に誘はれて。行方しれず成ぬるを。兩親いたく泣歎きて。産土神に祈りけるに。四五日ありて歸り來て。語りけるは。伴はれし處は。何處とも知らぬ山なるが。山伏體なる異人おほく居て。劍術など習ひて在しが。折々酒を飲

かはす事もありて。然る事どもに役はれたるが。産土神の。昨日の言に。とく汝を返し遣れと仰せ有れば。留めがたしとて。送り返されつと語れりと言ひ。彼の備後國なる。稻生平太郎といひし者の許へ來れる。山本何某と名告れる妖物と。平太郎が應對せる時に。その産土神。身に副ひて護り給へる故に。平太郎その妖氣を受ざりし事などを思ふべし。（此の平太郎が物怪に逢ける始末は、其の談を直に尋ねし人の、記せるふみの數本あるを、集めて己が校合せる、稻生物怪錄と云ふ物あり、此は思ふ旨ありて、序をも附たり、披き見るべし、猶殊に産土神の、氏子を惠み給へる事實は、多く聞持たれど、此には所狹きわざなれば、然のみ多くは記し出ずなむ、）かく思ひつゞくるに。妖物の人につきて禍害をなす事あれば。某々の産土神たち。專と掌り守護り逐退たまふ御事なり。然ればとて。其の神を常に信仰し奉らざらむ者は。おのづから御守護も厚からぬ趣なり。此の心ばへを熟く思ふべき事なり。（己この說を述て、往年わが許に居たりし、寅

吉と云へる童子の、久しく山人の幽鄕に使はれたるに問試みけるに答へけらく、誠に言ふ如く、山にても其の事をきゝて侍り、妖魅にまれ何にまれ、產土神のあつく守り給ふ人には、禍事をなすこと能はず、適に神の守護なき、間を伺ひて誘ひたるも、親などの丹誠をこらして祈る時は、返さでは叶はぬ事とぞ、然れど時によりては、其の界の事を世に漏すまじき爲に、痴人の如くなして返す事も多かり、神の御力にも然る事までは制し給ひ難き事も有るにや、また何に丹誠をこらして祈れども、歸らぬ人もあるは、元より然るべき由ありて、神どち相議りて、使はしめ給ふ事もありと聞ゆれば、祈りて驗なき事も有るべしと云へり、是に就ては三卷に說きたる、野山種麻呂が子の、多四郞が事を思ひ合すべし）さて上に引たりし。難太平記なる富士淺間神の神語に。今川範國を。我が氏子に欲かりし故に云々と宣へるを思ふに。神も御心に叶へる人をば。他處なるをも。其の氏子にせま欲しと思召す趣なり。然れば何れの神の氏子にまれ。其の產土神にいと愛く思はれ奉るべく仕へ奉り。其の餘の神等にも憎まれ奉るまじく。其の行ひを正くすべき事云ふも更なり。（今川範國より八代がほど、駿河の府中に在城して、威勢ある大名なりしに、其八代の孫なる義元といひし人、猛威に過て戰場に死し、其の子氏眞と云ひし人の時に滅びたりき、此は餘りに勢を振ひて、民を育むべき大名の職を忘れたりし故に、富士淺間神の守り給はずて、彼赤鳥の笠幟もしるし無く、遂に國をも失ひてぞ有りける、但しこは其の祥の見えたる、今川氏の事に就ては云へど、實には國國の大名たちの、多く亡びたりしも、皆幽に然るべき由よし有けむこと、今川氏に准へて深く思ひ、今しも大名たちは更なり、凡人も其の產土神また氏神を、古道に因循して、能く信仰すべき事にこそ）大抵世人の其の本居の地を放れて他所に住むことは。現に種々の由緣有るめれど。其は人事にこそ有れ。幽には產土神に忠ならで所を逐はるゝと。其の移れる處の鎭守神と。本居の神と神議まして物し給ふとの二つを出ず。然れば本生れたる處を放れて。他處に移り住む人は。まづ其の

本居の神を拜し。次に今住する處の神を拜すべし。（其の本居を放れて、他郷に移ること、人の自から計ぢたる事にも有れ、實は神の御心なること、彼の範國の思ひ寄たりし事の、實には富士淺間神の御心なりしに、思ひ合せて辨ふべし、○後に橘經亮の梅窓筆記を見れば、山城の賀茂下上の社は、一宮にて地主なれば、祭りにも國祭あり、其の故にか、昔は宅替などにも、まづ此の社に申せし事にや、梁塵祕抄口傳集十二卷に、仁安四年二月七八日ごろ、大雪降たりし日、里をかへむ暇白しに、賀茂へ參りきと有りと云へるは、能くも見出し事にて、こは賀茂社の氏子に限らず、何れの神の氏子にても、古への正しき道を行けむ人は、宅替所替などするには、必ずその地主の神に暇申して、其地に住けむ間の辱き由をも謝してぞ徙りにけむ、また是に就て思ひ出たり、我が弟子なる龜井忠篤は、江戸の湯島に住みて、孝行の事ども公儀に聞えて、御褒美をも賜はりし德行の者なり、これが妻は、越後國頸城郡、高森村の產なるが、國を出る時の夢に、その產土、諏訪明神の、御形は見えねど高らかに、我が氏子菊女を御許へ參らす、宜しく計らひ賜ひねと宣ふに、わが家の屋根より高く雲上に、菅原天神おはし座て、たしかに預かり給ふよし、御答ありしと見て覺けるが、江戸へ來て間もなく、湯島天神の氏子に嫁し來れるは、奇しき事と、嫁ぎて後に語れりと忠篤云へり、己は實にさる事と思ひ合さるゝ物から、此をはた痴人の面前に說てば、何とか云ふらむ）我が本生の國。出羽の秋田の民の俗に。子を生て。產土神に參詣せしむる事は。何所も同じ趣なるが。旅立するに。必ず產土神に參りて。歸り來むまでの事を祈願して。神主より旅中の守符をうけ。かつ其社地なる淨き土砂を。少ばかり賜はりて。其を生土と云ふを。紙に包みて懷中に納め。何事に依らず。快からぬ事あれば。其の土を少く嘗るに。決めて旅中の災難なき事と。心得たるが多かり。諸國の事をも尋ぬるに。薩人を始め。然する國所も多しと聞ゆるは。疑なく古風の遺れるなり。（其生土を旅中にて用ふる趣は、舟駕などに醉ふ時、または水あたりの病など、其の外にも心は

ろき時は、いさゝか水にひねり入れて飲むなり、然して旅より歸りて後に、其の餘れる生土を、御社の本の所に返し納めて、賽しを申す事なり、まだ常に產土神の守符は、身を放つまじき物ぞと云ふことは、祖父母たち父母たちの言れし事を、今もたしかに覺えたり）新拾遺集神祇部に。藤原雅朝の歌に「さりともと寢ても覺ても賴なかな。愚なる身を神に任せて。」法印源深の歌に。「後の世も神に任するや。愚なる身の賴なるらむ。」と有る二首共にいと感たき中にも。源深の歌は。法師とも有らぬ口づきにて。殊に珍らし。世の人いかで由なき佛意をやめて。此の歌などの意を深く思はむ由もがな。（然るは誠に此の歌の如く、此の世は更なり、後の世とても、神に能く奉仕するをば、產土神は申すも更なり、神たちもみな幸ひ坐して、其の歸る所は定め給ふ事になむ、其は近頃の事なれど、思ひ合さるゝ事ありて、書留たる勝五郎再生紀聞と云ふ物に、和漢の故事を、見得るまに〳〵附錄となし、評論せるを見て知るべし）また此に就て按ふに。無住法師が砂石集に。三井寺の公顯僧正は。顯密の學匠にて。道心ある人と聞えければ。高野の明遍僧都。その行業を床しく思ひ。善阿彌陀佛と云ふ遁世者を語らひて。其の樣を見せらるゝに。善阿かの坊に行て申し入るれば。呼入れて夜すがら物語しけり。（此の公顯僧正と聞えしは、後白河の上皇の御外戚にて、上皇に灌頂といふ事を授け申せる人なること、源平盛衰記に見えたり）斯て其の朝淨衣を著し幣をもちて。一間なる。帳かけたる所に向ひて所作するを。善阿思はずの作法かなと見るに。三日がほど替ること無し。事の體をよく見て。其の由を問へば。進みても申たく侍るに。問給へるこそ本意なれ。都の中の大小の神祇は申すに及ばず。邊地邊國までも。聞及ぶに隨ひて。日本國中の。大小の諸神の御名をかき奉りて。此の一間なる所に請し置奉りて。心經神呪など誦して。出離生死の要道を祈り申すの外。別の行業なし。我が國は神國として。我等みな彼の孫裔なり。氣を同くする因緣淺からず。此の外の本尊を尋ねば。還りて感應へだたりぬべし。仍てかくの如くの行儀。異樣なれ

ども。年久しくしつけ侍ると語らる。善阿きゝて。誠に尊き御意樂なりと隨喜して。歸りて僧都に申ければ。智者なれば。おろかの行業あらじと思へるに合せて。いみじく思慮られたりとて。隨喜の涙を流されける。青は藍より出て藍より靑きが如く。佛より出て佛よりも尊きは。神明の利益の色なり。心有らむ人は。彼の僧正の迹を學び給ふべしと言へり。（此は文を甚く約めて引たれば、委くは本書を見べし、○林羅山先生の神社考に、卜部兼俱の、神道佛法無二の説を立たる事を論じて、此の事を引き、公顯者陽佛而陰神者乎、兼俱輩者、陽神而陰佛者乎、有意之人三復余言と云れしは、信に然る言なり、）共に情ある法師等なりけり。然は有れど。神の佛に優れる御德をば。斯ばかり知つゝも。なほ佛者にて終れるは。往昔いまだ佛教の學も。我等が如くは精からで。其のもて囃す佛經ども。多くは後世の僞作なりとしも得知らず。佛祖が眞説と聞ゆるも。天皇祖神の神語に反する邪説なる事をし。得しも辨へざるが故なり。（むかしの名僧たちの佛學をしも、我等が如く精からずと云ふを、いたき大言のごと思ふ倫も有めれど、余が印度藏志を見ば、其の疑ひは晴なまし、）其は無住法師が。心有らむ人は。公顯僧正の迹を學び給へと云へるは然る説ながら。荀子なる出藍の譬をひきて。神を佛より出たる。垂迹としも説たるは。法師の常の心なれど。實には國土人民萬物草木は更なり。釋迦も祖師らも。悉皆神の垂迹にて。神は萬づの本地としも知ざるは。憐むべき事にこそ。抑佛を本地、神を垂迹と云へる説も、羅山先生の語に、其異端以離我而難立故、設左道之説曰、日神者大日也、或其本地佛而垂跡神也、時之王公大人信伏不悟、遂至令神社佛寺混雜而不疑、讀書知理之人可少覺也、非爲庸人言之、云々と言れたるが如し、此の事はなほ巫學談弊に説くを見るべし、）然るを法師らは更なり。世の庸人らも。佛を本地。神を垂跡なりと常言に云へど。もし此の言の如くは。天地の造化は佛の心儘に成べきに。天神地祇の造化をし禁ずること能はず。佛祖その身を始め。人身を造化の神の隨意に造らしめて。萬物に男女あ

らしめ。謂ゆる魔梵語。具云ニ魔羅一云々とある。惡物を各々につけて婬情あらしめ。其物ゆゑに修道を害ひ。惡道に墮せしむるは何事ぞ。佛祖もその一物ありし事は。妻を三人もちて。子をも三人生せたるにて論ひ無し。人に彼の一物あるが故に婬欲心の有なるを。其を神の產靈のまに〳〵造しめて。僧道に不婬の戒を立たるは。深井を掘りて。水の出るを憎むに等き頑愚に非ずや。此の一つを以ても。神は天地萬物の本地なる事を辨ふべし。(此はいとも稚き論なれども、世の痴人らに示さむと、古今妖魅考に記せりしを、因にいさゝか其の端を記しつ、委くは其の書に就て見るべし)僧その本地垂迹の說こそ惡けれ。上の件の法師たち。神の御德を深く仰ぎて。其の心得を書にも記し遺せるは。甚愛き人々なるを。其に反れる醜法師は。殊に多かり。其は神階編に。僧どもの太神宮を始め。諸社に詣べからず。神をな拜みそと。制禁百端なる由を記して。剩に文ありて云く。一瞻ニ禮諸神祇一。正受ニ蛇身一五百度。現世福報更不レ來。後生必墮ニ三惡道一と。これ衆人の信を奪ひ。かつ伊勢內侍所などに忌詞ありて。佛事を避け。僧尼を忌ことを憤る心より。其の臭を蔽はむとの術計なり。愼みて彼の術中に淪胥する事なかれ。と言るは。信に尤なる誨し言なり。(俗に人々一代の守本尊とて「子は千手丑寅の年虛空藏、卯は文殊なり辰巳普賢よ、「午勢至未申年大日よ、酉は不動に戌亥八幡」など云へる類は、法師の人を誑かせる說にて、耳にふれ聽さへぞ汚はしき、其產土神氏神こそ、人々一世の守護神には坐しますなれ)

たまたすき六之巻

伊吹廼屋先生講本

門人 武藏國 小山安貞 同校
和泉國 井原正孝
下總國 宮負定雄

○次に家に齋き奉る神等の。御棚の前に向ひ。右の如く拜み奉りて。（但し正面より四五尺許り放れて座したるが程よきなり、然れど狹き間にては、其の宜しきに從はむこと勿論なり。）

此乃神牀爾。神籬立氏招奉里令坐奉里氏。日爾異爾稱辭竟奉留。伊勢兩宮大神等乎始奉里。天御神八百萬。國御神八百萬能神等。大八嶋之國々嶋々所々之。大小社々爾鎭座座須千五百萬乃神等。其從弊給布百千萬之神等。枝宮枝社之神等。曾富登神乃御前乎毛愼美敬比。過犯須事乃有乎婆。見直志聞直志坐氏。各々掌分坐須御功德乃隨爾。惠給比幸幣賜比氏。神習波志米。道爾功績乎令立賜閉止。畏美畏美毛拜美奉留。

此乃神牀とは。即ち謂ゆる神棚なり。神籬とは。此にては神の御在所と。賢木をさし立齋へる宮を云ふ。（委くは古史神代の、第百三十五段の傳に注せるを見るべし。）招奉るとは。字の如く招き奉れる事なり。（古言に招をヲキと云へり、）令坐奉るは。鎭り坐しめ奉るなり。日爾異爾稱辭竟奉留とは。日は異れども。毎日に拜み奉る由にて。其の詞を稱辭と云は。凡て神に白す詞は。其の御神德のいみじき由を。器に水を十分に湛たる如く白す故に云ふ詞なり。竟奉ると云も。其詞を極め盡す意なり。と大人等の說れたるが如し。○伊勢兩宮大神とは。内宮天照大御神と。外宮豐受大神となり。凡て今の世人の家々に。一向宗日蓮宗の外は。誰が家にも神棚をおきて。まづ第一に。伊勢兩宮の御祓の玉串を申し請て。そをやがて兩宮の御神體として齋ひ奉り。（但し今は、日蓮宗一向宗

と云へども、深く其の宗旨に執せざる者は、人並に祭れるも多かり。）また某々に信心の神は更なり。彼神の御靈代。この神の守符ん。得るがまゝに。同じ神棚に齋ひて。其の祭日又式日などに。御酒洗米をも獻るは。即ち有らゆる神々を勸請れる意ばへにて。實さも有るべき事なれば。殊にその義を表して。兩宮大神を始め奉り。有ゆる神等を招奉れる御屋として。かく拜み奉る事なり。〇田島に曾富登神とは。亦の名を久延彦とも云て。田島に作り立て。鳥獸のおどしに用ふる案山子の事なるが。いと見惡く卑しき物には有なれども。此を神典に。足は行かねども。天の下の事を盡く知れる神なり。とありて。有ゆる神祇精靈のより憑て。さる靈異を現はす。最もゆゝしき神なる故に。招奉る神靈のみな憑給はむ料に。其の形を作りて。御戸の前に坐せて。かくは白す事なり。（なほ委き事は、第廿四詞に注ふを俟べし。）さて各々掌分坐須御功業乃隨爾。云々と申すは。神等各々某々に功業を持分まして。上にも云ごとく。有ゆる功業を。兼掌たまふに非ざれば。如此は申す事なり。

（なほ此事は、下に委く辨ふべし、）さて序なれば云はむ。伊勢神宮へ。凡人の參詣して。物など獻る事は。古へは嚴重に禁じ給へる事なり。そは延曆儀式帳に。王臣家並諸民之不令奉幣帛。重禁斷。若以賊事幣帛進人有波。准遠流と見え。また延喜式には。凡王臣以下。不得輙供大神幣帛。其三后皇太子若有可供者。臨時奏聞。と有るにて知るべし。（王臣以下諸氏は更なり、皇后皇太子と申せども、漫に物を獻つること叶はず、若何にても獻つらむと所思看す物あれば、臨時に奏聞を經て後ならでは供られず、是れみな伊勢大御神を、殊更に御崇敬ありての御事なり、）然るを今は。諸民の卑き輩までも參詣して。幣帛をも獻らるる事と成りぬるに。況て其の御靈をさへに。家々に齋き奉る事と成たるは。何の頃より始まりけむと言ふに。多賀常政主の文人抄と云ふ物に。伊勢の或人の祕説を聞たる由にて記されしは。往古は諸國に。大御神の御厨神田神戸など有りて。其の處々より貢物いと多く收れる故に。其の餘計をもて。大宮に仕へ奉る宮司神人たちも。豐饒に暮せ

しを。彼の保元平治の亂より後は。諸國より獻る神貢物も。漸々に絶しかば。神官たち自然に困究に及びけるを。例佛者ども。常に兩宮に佛法を混雜せむと伺ひ居れば。神官らの困究せる其の虚を見すまし。兩大神宮に。佛法の法樂といふ事を始しめて。大神宮の法樂舍と云ふ坊舍を。山田に三坊。宇治に七坊建立し。金光明經。仁王般若經。般若心經など轉讀したる卷數を。代僧にて。亂中ながら。緣を求めて諸國へ配りしかば。其の僧ども其の得意をさして檀家と云ふに。其の檀家よりは其僧を御師と稱せり。斯て後にまた代官として。某太夫など云ふ俗人をもて。配る事と成れり。然るに此をも御師と稱せり。是謂ゆる御師の始めなり。(總じて師とは、法師を指ていふ詞なり、それ故に出口延佳も、右の法師を忌嫌ひて、今時は詔刀師などゝ唱ふれども、名のみにして、參宮人らに詔刀を教授すると云ふことも無きなり)さて右の卷數筥も。後には變じて御祓筥となりぬ。其の頃までは。兩宮ともに。浮屠師も交り在ける故に。中頃の御祓筥の銘には。伊勢兩宮二天八王子諸神諸佛。と書たるも有り。(また渡海祈禱の祓筥には、兩太神宮、八大龍王守とかき、或は春日大明神、八幡大菩薩、伍大力菩薩なども書て配りたること、寛文年中の、御祓銘爭論記に委く見えたり、實に淺ましき事に非らずや)さて右の三坊七坊の寺も。今に宇治山田に殘り在るよし。然れど三坊七坊の名目は。古來と違へり。其は慶長五年。關原御陣の後に。日本國中の神社の祠官ら。悉く御勝利の御賀を申せる時よりの事なり。(此時に山田にて、師職の者ども相談して、神祖御在京のみぎり、山田の内、岩淵、中郷、二俣、三郷の者ども、都合二十三人出たり、そは誰にまれ此時に出れば、三方の内に入るゝと云へども、此節勝手も宜しく、氣情ある者のみ出たる事にて、三方三組の内より、わづかに二十三人出たりしなり、此時神祖その者どもに御朱印を賜ひ、山田三郷の仕置は、有來れる如く、此の三郷にて、二十三人の者ども、仕置すべきよし御免を蒙り、今に於ても山田にて、三方會合と唱へ來れり、斯て内宮がた、宇治の七坊も、師職の者ども相談して、外宮より一兩年後れ

て、御悦を申上ける、此は山田よりも人數多く、都合五十三人出たり、是にも御朱印を賜ひて、年寄會合と唱へ來れり、右宇治七坊は、今は坊と云ふ名目を避て唱へざれど、山田は今も坊の字を書替て三方と稱す、此事は御師方にては、甚く忌み隱す事なりと云へり、但し坊と云ふ名目、今もなきに非ず、そは太々神樂を執行の時に、講中の者ども、御師の宅へ到著するを坊入と唱ふ、これ往昔の謠の殘れるなり」さて又御祓と申す物は。伊勢にて。八座置の神事とて。甚深に祕する事にて。一切成就の祓詞といふ物を。數取をもて執行して。千度を千度祓といひ。一萬度を一萬度祓と稱して。其の數取の麻を收たる筥を。御祓と唱ふる事なり。(江戸及び諸國へ、御祓を配りに出るは、何れも師職の手代どもにて、代官と稱す、御師ら自身に出ることとは、大抵はなし、故に身上よろしき御師は、其手代ども自分の家來なれども、輕き御師は、家來なき故に、手代どもを、五人三人いひ合せて、受持にせしめて配ることとなり、右の次第なる故に、伊勢神宮の事を尋ぬるに、一向に不案内千萬の事どもなり、但し内宮と外宮と、互に神職ら、神威の勝劣をあらそひ、中惡きこと水火の如し、是にても神慮に叶はむや、如何あらむ」さて御師より。諸國の檀家へ配る御祓筥に添て。新暦を配ることは。諸國爭亂の頃には。遠國にては京都に遠き故に。容易に暦を求むること能はず。故に右の手代どもに。餘の品よりは。土產に。京都の暦を求めて賜ふべし。と誂へけるが。自然と伊勢より暦を配ることに成れり。右暦は。每年祭主藤浪殿より。禁裡へ奏達ありて。土御門家の暦の寫本を申し請けて。伊勢にて板行して配る事なり。(其板行所は、宇治にて、佐藤伊織といふ者にて、本名は紙屋茂兵衛といふ、是は祭主の御家來分の者なりとぞ、外宮には、暦屋十軒餘これあり、但し往古より伊豆國には、暦の博士あり、三島明神の下社家にて、川合龍節といふ、公儀へも獻上いたす故に、伊豆一國は是より配りて、伊勢暦を配ることを停め給ふ、其外の國々へは、伊勢の御師より配ることとなり」古來の暦の口には。鯰の圖など有りて。頭書に傳暦抄と書たるも有り。埒も

なき物なりしが。今の暦の如く成りたるは。元祿年中よりの事なりとぞ。と載されたり。(多賀常政ぬしは、御旗本にて、呼名を三太夫と稱して、伊勢貞丈ぬしの弟子なるが、文入抄は其の隨筆なり、此は伊勢の或人の祕說を聞たる由にて、記されし文を、程よく引約めて記せるなり、)古へは右に云ふごとく。庶人などは。大御神へ物奉ることは更なり。拜み奉ることも叶はぬ御制なりしを。始めに云へる如く。佛道が根ざしと成りて世は亂れ。それに乘じて佛者らが姦術を行ひつゝ。遂には伊勢の兩宮までも。其謂ゆる法樂を行ふ事となり。其よりして。此の御祓筥をくばる事も始まり。往古の御定めは。何時となく緩みて。拜禮の出來る事と成り。その御靈代とすべき物をも賜はりて。家々に齋ひ奉る事となり。佛菩薩のみは信ぜざる如くなも成りにける。(中昔の有狀を思へば、世の中すべて、佛事になり果るかと思ふ許りなりしを、其佛法の弘まるに就きて、古へは參詣だに叶はざりける、大御神の御前に、物をさへに獻り、家ごとにも、祭り奉る事と成りぬるは、此は顯事といへども、必竟は幽冥より行ひ給ふこと多かれば、神の御心より、諸々の拜禮をも御免し坐て、かくなり來れること云も更なるが、中には神の尊く、佛の卑き由を辨へて、專ら神を信ずる人も、年々月々に多くなり行くを、つら〳〵思ひ回らすに、徐々と古に立返るべき氣ざし見はれて、直日の御靈のめぐり來にける驗にこそと、甚嬉しくぞ思はるゝ、)玉鉾百首に。「吉ことに枉事いつぎ枉ことに。吉事いつぐ世の中の道。と詠れたるは。斯る事にこそ。然るは師のさかりに道を說れし頃は。「枉神い世人の耳が塞ぐらむ。眞事かたれば聞く人のなき。と打出らるゝ迄なりしを。今しも日々に此道を聽入るゝ人の多く出來るは。次々に此の道の著明に成ぬるに。彼の枉神たちも。世人の耳をふたぎ敢ずと所思ゆるなり。(是に就きて栗田土麻呂が、神代紀葦牙といふ物の自序に、世に物のはやると云こと有りて、尋常ならぬ事の、おし並て世に行はるゝ事あり、これはた何ゆゑと云ことは無れど、時々に人の心の移り變りぬるは、みな其時々の神の御心なること又更なり、また其流行

事に、長きあり、短きあり、短きは一トとせふた年をもすぎずやみぬるも有り、ながきははた年三十年、百年二百年もあれば、二千年三千年もあるべく推はからるゝなり、かくて輕島之明宮に、天の下知しめしゝ大御代に、始めて漢籍わたりてより、世の人みな其をめで尊ぶことゝなりて、終に大政事も皆からぶりに成にたるも、其時々の神の御心にして、長きはやり事になむ有ける、云々、されど時のゆければ、其流行ごともやゝ薄らぎゆく時にや有らむ、吾が岡部大人、かしの實の獨ぬけ出て、世に始めて古事記を尊み、萬葉集の古歌もて、古へ人のなほき心をさとり、こちたき漢籍意をきらひて、言魂の幸はひ助くる御國の、ふること學びを始められたりけるは、直日の神のみたま、殊にかゝふれる人になも有ける、つぎて本居大人いよゝます／＼に、古ことを廣く詳かに考へ明らめて、その古事記傳を撰られたるにぞ、古の眞の道は、ふたゝびあらはれたりける、云々、と云へるは、誠に然る言なり」さて伊勢兩宮の御玉串を齋き奉るに就て。心得べき事あり。其は前に云ごとく。內宮は天照大御神に坐まし。外宮は豐宇氣大神に坐て。別神なるを。中昔の頃よりして。外宮の大神を。國常立尊にて。天御中主尊とも申して。水德の神なりと云ふ說あるは。伊勢の謂ゆる五部書といふ物に。記し始めたる妄說なれば。信ずべからず。(其は尾張の東照宮の神主、吉見幸和と云し人の、五部書說辨といふ物を見て知べし、されど其說辨に、誤れる事も少からず、其は彼の五部書に、古傳の正き說も交れるを、吉見氏見分ずて、一ト向に論ひ捨たればなり」然るを外宮の舊き祠官たち。左右に其の說を用ひて。御祓筥の銘に。もと豐受太神宮と書來れるを。今は太神宮とのみ記して。天照大御神と混へむと爲るも有る由なり。(是らの事どもは、寬文年中の御祓銘爭論記、伊勢兩宮神路記、また師の著はされたる兩宮拆竹辨、また荒木田末壽が御禊の海などいふ書等を見て知べし」斯の如き事より。世の人は思ひ誤りて。內宮外宮ともに。天照大御神の宮と心得て。豐受毘賣大神と申す御名をだに知らざる人多く。甚しきに至りては。外宮を本社。內宮を奥院の如

く心得たるも世に多かり。(其は上に擧たる文人抄の言の如く、御師の手代として、御祓を配る者どもは、大抵不案内の徒にて、神宮の事を知らず、殊に外宮の御師の手代どもは、今もなほ國常立尊なりと欺きいふも多く、また世の人の、內宮外宮の差別を知ざるを幸として、外宮神を、天照大御神に坐すともいひて、世人を欺くが多かる由なるは憎むべき事なり)然れば。彼の不案內なる手代等の言は信がたし。寛文年中に。御祓銘の評論ありし以來。內宮方の御祓には。天照皇太神宮と記し。外宮方の御祓には。太神宮とのみ書べき由の公裁既に定りたれば。其の銘をもて內外を辨へ。兩宮の御玉串ともに。齋き奉るべき事にこそ。其は第四詞の所にも云る如く。內宮天照大御神の。雄略天皇の御世に。御託し坐る御言に。豐受大神が許に坐では。朝夕の御饌も。安く所聞食さずと詔ひて。今の外宮に迎へ奉り給ひしを思ふに。外宮の御祓をも受奉らでは。朝夕に獻る御酒洗米も。神慮うるはしく受給ふまじく所思ればなり。(世間を見るに、昔よりして御祓筥を配ることは、外宮の御師らの、殊に出精したる事と見えて、外宮の御祓をのみ受齋きて、太神宮と銘せる故に、天照大御神の御ことゝ心得て、朝夕の拜禮に、しか申して拜む家々多かり、斯ては天照大御神の御方へも、豐受大神の御方へも、共に願意の通るまじき理なれば、能く辨ふべき事なり)さて因に。伊勢の御祓大麻の。神異ありし事を。一二つ云はむに。外宮の祠官。度會延佳神主の集記せる。伊勢太神宮神異記といふ物に。予が外舅三日市秀安が家に。上野國の生れにて。庄三郎と云しもの。弱年の頃より居れるが。成人して金銀衣類なども出來ければ。故鄉へ歸りぬるに。信濃國佐久郡岩田村といふ所の旅亭にて。夜盜に皆取られにけり。扨四五日ありて。旅亭の主の子を狼くひ殺してけり。亭主なげきて。狼のこぶちと云ふ物を仕掛けるに。狼かゝれり。鄰家の人をあまた招きて。殺さむと爲けるに。狼には非ずて。太神宮の祓の大麻にてぞ有ける。後に聞けば。庄三郎が太神宮の御蔭にて。仕出したる金銀衣類を。かの亭主が盜取りし故なり。同類までも知れけるとぞ。(今云ふて

の狼の事は、篤胤考へあり、下に云べし〕また予が家に。尾張國奥村と云ふ所より。神領五十石あり。此の神領の附たる由は。文祿年中に。川水おほく出て。堤を崩して田地をあまた損ねける故。所の百姓ら。予が祖父延繁神主を頼みて祓を修し。大麻を川岸に挿けるに。水は次第に大麻をさけて。川の瀬も變りて田地と成し故に。其所を神領となして。今に寶殿を立て。防河の祓を修しに來ること絶ず。かゝる奇異は。諸國に數多ありとぞ。〔今云ふ、これと同じ奇特は、諸國にいと多くきく事にて、關東邊にては、大御神の御祓麻は、かならず洪水を防ぎ給ふ物と心得て、珍しとも思はざる所さへに有なり、〕また伊勢國或所の武家の下人。太神宮を信じて。主人に暇をも請ずして參宮しけるに。主人大きに怒りて。歸るを待て斬殺し。其戸をば埋ぬるに。其後かの殺されたる人。立歸り居たり。主人見て。幽靈ならむと。大きに驚きけるに。然には非ず。只今太神宮より下向せりと云へば。怪しく思ひて。彼戸をほり起して見るに。太神宮の祓の大麻に。刀疵つきて有ける。〔神明の御加護うたがひなし、奇異の事なり、主人に暇を申さず出たるは無禮なれども、殺害するまでは、餘りに情なき事なれば、其の主人の名を此所には洩し侍る〕此の物語に同じ類のこと。遠國にも有りしと語れる人あり。僞おほき世間なれば。口にまかせて云なるか。若は同じ事の。其所にも此所にも有けるか知がたし。若無實にもやと其の名をこゝに顯さずと云へり。〔然るに備前國にも、或武家の下人、その主人に暇を請ずて、伊勢參宮しけるを、主人大きに怒りて、歸りを待うけ、草鞋のひも解あへぬ間に斬殺せるが、忙然と無性になれり、さて下人は、斬倒されつと思ふに、暫時ありて、夢の覺たる如く、痛き所も無れば、起直りて探り見るに、疵はなくて背負たりし御祓筥に、刀疵付たり、此の事國主の耳に入りて、其主人に永の暇を賜へるが、其人それより後は、日中に外に出ること能はず、少しの日影を見ても、眼の痛むこと堪がたく、其人より數代立たるに、今に至るまで眼痛みて、日影を見ること能はず、夜のみ外に往來するよし、藤井高尙、堀家政富など、往

年わが家に寓居しける時に語れりき、其姓名をも正に聞たれど、我もしばらく其名をば顯さずな[illegible]くに神の御上は。測り難き事にて。御[illegible]など打見れば。此體なる物に。何の驗か[illegible]思ふ計りの物なれど。驗なきかと思ふに。[illegible]そは幽靈化物は出ぬ物かと思ふに。折ふしは實に出ること有るごとく。神異は何とも測られぬ事なれば。麁略に思ふこと無く。愼みて敬ひ信ずれば。信ずる隨に神威をまして。感應もいや益に有るべき物也。（是につきて思ふに、誰しの家々にても、年々に配り來る御祓筥、多く積りては、所狹き事なる故に、新年のをのみ齋きて、舊年のは、大凡の家々は、神社の地内に收めて燒擧しめ、或は海川に流し遣るなど、然も有べき事なるを、中に心なき人のわざと見えて、汚はしき小溝、また塵塚、或は街などに捨たるを見る事あり、此はいと有るまじき事なり、其は木蔭に息ひて其枝を手折り、食つきて器を損ふことさへに、心ある人は爲ざる事なるに、況てその御蔭を仰ぎて、齋き奉れる一年の神靈代をし、一年竟ぬとて、しか麁略にするよし有らむや、豫て其處分をなし置べき事なり、然りとて年々のを、悉く齋き持たむは、所狹ければ、己が家にては、往し年頃より、年々[illegible]古き[illegible]祓筥[illegible]み[illegible]殘[illegible]中に[illegible]玉串は[illegible]り總て、一束に[illegible][illegible]、[illegible]る筥、また包める紙をば、新に火[illegible]出して[illegible]失ふ事と定めつ、其は今は亡人なれど、敎へ子なりし高橋眞維が、或人の言とて、年々の御祓串を放らさず持齋ける家は、榮え饒はふ物ぞと云へる由を語れるに、實然ることゝ諾なひ思へればなり、中の大麻ばかりにては、數百年のを集めたりとも所せきまでには有らぬ物なり、心あらむ人は斯も爲べくやこさて上の神異記に記せる。庄三郎が物を盗める亭主の子を。食殺せる狼を捕へて見れば。御祓の大麻にて有しと云ひ。また古くも狼のことに。聞ゆる事のあ[illegible]を集めて思ふに。其御山に住む狼は。大御神の幽に御使ひ坐す神司[illegible]ちの。下使者にやと思ふ由あり。（神の使者に、鳥獸を使ひ給ふと云ふこと俗學者の不審がる事なるが、天神

たちの雉鳩など諸鳥を使ひ坐し、大汝神は大鷲に乗りて大空を翔り坐し、穂々出見命は、鰐に乗らして海宮に到りたまひ、人の世となりても、槁根津彦命は、龜に乗りて海を渡れる事など、神典に見えたる、皆これ使者と爲たるなり、かくて正しく神に使者と云へるは、第十詞に見えたる如く、倭建命の御言に、伊吹山の大蛇を、荒神の使者ならむと詔ひ、永正記、古老口實傳などに、大小神祇使者、狐、烏、雞、蛇、此等皆示吉凶者也と見え、佗書等にも、鳥獸蟲魚の類を、某神の使者と云へること、春日の鹿、北野の牛、伊勢、熊野、祇園の烏、愛宕の猪、三島の鰻、氣比、熱田の鷺、大社の蛇、諏訪の蛇、狐、日吉の猿、八幡の鳩、鷹、稲荷の狐など是れなり、なは多かるべし、）其は欽明天皇紀に、（元年）天皇幼時夢有人云。寵愛秦大津父者。及壯大必有天下。寤驚遣使者普求得自山城國深草里。姓字果如所夢。於是乃告之曰。汝有何事。答云。無也。但臣向伊勢商價來還。山逢二狼相鬪汚血。乃下馬洗漱口手祈請曰。汝是貴神。而樂麁行。儻逢獵士見禽尤速。

乃抑止相鬪。拭洗血毛遂遣放之。倶令全命。天皇曰。必此報也。乃令近侍優寵日新大致饒富。及至踐祚拜大藏省。といふ故事あり。（大津父が言に、狼を貴神と云へること、何ぞや聞ゆれども、神代紀に、素盞烏尊の御言に、八俣大蛇を、汝是畏神と詔ひ、萬葉集に、虎をも神といひ、狼をも大口の眞神と云へり、然ればオホカミと云名は、大神かとも思ゆれど、大嚙の義にも有るべし、）此は文面にては。天皇の御夢に誨し告せるは。彼の狼の靈ならむと思はるれど。天皇命の天下しろし食す御事は。顯に何くれの由緒あるも。實は幽より。天照大御神の計らひ給ふ事にこそ有れ。いかに靈なるも。卑しき獸などの。計らひ得べき事に非ず。然れば彼の二つの狼の一は。疑なく大御神の末の御使者にて有し故に。そを助けたる事をし。大御神の深く阿波禮と所思食して。大津父を寵み賜はゞ。天下を有ち給ふべく計らひ給はむと。殊に御使神して御告し坐るにぞ有りける。（凡て神典古史を解ことは、文面のみを解かむは事にもあらず、まづ其顯事の、かゆきかく行く事の

由來をよく解し得て、然して後に、その顯事のしか成行ける、幽事や如何ならむと、顯幽をつらぬき考ふるぞ、我が神史學の祕訣なりける、其は神史の學のみならず、歷史を讀むも然思ひ定つべく、また歷史の學のみならす、謂ゆる修身齊家治國に就ても、此意ばへ有ること勿論にて、そを成人の學とは云ふなり、）其の猨もし大御神の。殊に愛し給へる御使者ならずは。假令こを助けたりとも。斯ばかりの御寵みは有るまじく。踐祚の御事までには及まじきことゝ。深く思ふべく。また大津父がそを救はむと。馬より下て口手を洗ひ漱ぎ。祈請せりと有るを思ふに。此の人はやく其の猨の。貴尋常ならぬ事を知りけむ故に。然は敬ひて。神とさへ云へりと察はる。然らずば然しも敬ひなむや。此謂を熟〻思ふべし。（なほ思ひ合さるゝ事は、神異記に、神宮雜事記を引きて、外宮の禰宜土主は、天性不信懈怠の人にて、仁明天皇の承和六年九月に、汚穢の過怠に依て、上の祓を科せて、職事を解して、同七年正月に、本職に還りけれども、其れにも懲ず、然るに文德天皇の仁壽元年八月三日、大風洪水の夜、土主が家へ猨入りて、十三歲の嫡子を食殺せるを、誰も知ざりけるに、明朝頭と左ノ足竈前に殘れり、神罰あらたなる事なりとて、次々に御罰ありし事を記して、見〻を解れたる事までを載たり、合せ考ふべし、）抑この獸は、恩義を知ざる者の譬となし。虎猨と並べ言ひもして。暴惡なる物の至極となし。其餘の蕃國にても。悉く惡獸と爲ざる國は有ること無し。（西洋の國にても、惡獸とせる事は、これかれの書に見たる事あり、）然るに此の獸をしも。その御使者の列に隊へ置給ふことは。測り知られぬ幽き神慮なることゝ云ふも更なるが。猶按ふに皇國の猨は。蕃國のに比べては。強猛ながらに情ありて。信義の道理をも辨へたるが多かると思ふ由あり。其の事こゝに最よき因なれば附說きて。世に此の古道の義を見て勇むこと無く。猨にだも及ざる徒の勸誡に備へむとす。其は或る人の秋山の記と云ふものに記せると。往年に荒木田末壽が語れるとを。合せ考へて擧るなり。（さるは寬政八年の事なる

が、但馬國竹野の濱といふ邑の、貧き者の女、同じ里の何某が家の傭き男と思ひかはして、男をりをり通ひけるを、此男の親邑は、竹野より一里ばかりの山を越たる所なるに、其父この事をきゝ知て、主人の手前を恐れ暇をこひて、親の許へ男をば呼とりける、然るに彼の女いたく歎きて、其の翌年の春、母の前をとかく拵へて、甚さかしき山を越て、かの男がり物して、其後はをりをり女も通ひけるに、其の五月の事なるが、雨の晴たる夜をまちて、彼の山を越し、峠は既に過たるに、行く先の路中に、高く見ゆる物あり、いつは無りし石なるに、何にして此に有るらむと、異みつゝ近よるに、むくむくと動き立て、向ひ來るをよく見れば、最大きなる狼なり愕き仆れて、わつと叫びけれど、人氣はなし、逃むと思へど、傍に道なく、進退きはまり、振ひわなゝき居すくみけるに、狼いと恐ろしき眼を光らし、牙を鳴らして、既に嚙付かむとする時に、其女たまり難て、地にひれ伏し云ひけるは、狼どのよ聞きたまへ、世に命ほど惜き物はなきを、其の命にかへて、我が思ふ男の許へ通ふ途なるが、女の身の大膽にも、そなたの住所を憚らず越むと爲たるは、我がわろきなり、然ればそなたに食るべし、然れど此に願ひあり、そは今ゆくさの道なれば、今食れては、此まで來つるかひも無く、また男に最期の暇せざらむも口惜し、いかで今はゆるして、歸りの時に食ひ給はれ、然らば其事となく、男に暇ごひして、夜の明けぬ間に此へ來て、言を違へず食はれなむ、此の願ひをいかで聞入れて給はれと、人に云ふごとく泣くどきけるに、狼その眞心をきゝ受たりげにて、喰付かざれば、女はなほ伏拜みて、程なく來て食れ侍らむと云つゝ、狼の口をのがれて、彼の男の許に至り、此事を語りなば、男かならず送るべし、然ては狼その約束を違へし事を怒りて、男をも食殺さむが悲しと思ひて、其事は言ざれど、今を限りと思ふに、涙やる方なく流るゝを、男いぶかしみて問へども、白地に云はず、女の身にて、夜に山路を越ることを、母の嚴く禁むれば、是後はしばらく來らじ、只そなたの心替りやせむと、心元なくて泣くなりと云へば、男は實にさる事と思ひ

て、種々ちかひ言など立て然ばかり母のとゞむるに、夜の山道は氣づかはし、是の後は己れ通はむずれば、待てよと言ひなぐさめてぞ歸しける、さて女は、今よひの歸り路は、彼の猿の待て居るらむと思へば、肝魂も身にそはず、夢路をたどる心地すれど、喰れむ覺悟にて、かの山の峠に至りて見るに、猿はをらず、二た聲三こゑ咳などして待たれども來らねば、こはいかに、彼れは情ありて我をゆるせるかと、命を得たる嬉しさに、疾く山を下れるが、然すがに此は免れたりと思ふに、其山を下り終るまで、身もきゆる如く、恐ろしく覺えしとぞ、斯て其の夜の難は免れたれど、謂ゆる戀の奴のつかみ掛りて、男のことを忘られず、或夜また忍びて行かむと思ふ時に心づきて、旨きもの何くれと調へ、鮮けき魚をも用意して、あじかと云物に入れて、背負ひもて、彼の峠なる木の本を掃ひ淨めて、其食物を供へ伏拜みて、猿どのよ、我が今こゝへ來れる命は、そなたの賜へる命なり、其よろこびに何をか進せたしと思ふに、貧しき身なれば、心の如く進ずること叶はず、此の供へたる物どもは、少かなれども、汚なく淸めて持來れり、いかで心よく受給へと百度千度ふし拜みて、彼男がり行て、例の如く曉まだで歸れるに、彼のそなへ物は殘なく食て、あじかと云ふ入れ物のみ殘り有れば、さてはわが祈言を聞入れたりと、頼もしく嬉く、また來む時にも進せむと、拜み言ひて歸れる後は、往く度ごとに右の如く、猿への供物をもちて行きけるに、いつも殘なく食たりしとぞ、然るに此女が邑の、竹野の濱のこなたなる、松本と云ふ所の山賤の男、この女に想かけて折々云ひ寄しかど、答へだにせざりしかば、彼の山賤の男、この女のかしこへ通ふことを聞つけて、或る夜かの峠の木陰に、待ふして在りけるに、女は其事を夢にも知らず、例の如く、猿への供物をかつぎて通り過るを、山賤の男をどり出てひき捕へ、是まで度々云へることの、答へだにせぬこそ恨なれ、今よひは慥に答へをきかむと塞ふるにぞ、女云けらく、實には母のゆるしを受て、語らふ男のある故に、其方の心には從はず、然れど我れをし然まで心にかけ給へるは忝なし、こゝ許して通し

給へと云ふに、山賤は中々に聞入れず強ても本意とげむと思ひて、こよひ此に待ふせたれば、然しも心剛くは、我が思ひかけし女を、人の花と見られむは口をし、命を取らむと云ひさま、山刀ぬき放ちて眼を怒らし、つよく捕へて許さゞるを、女はたとひ命を失ふとも、我が夫と思ひ定めし男のあるに、豈そなたに從はむと云ふ言の下より、我が御神よ、狼どの狼どの、此仇する人を逐ひて給はれ、此の場を助けて下されと、つゞけて呼はるに、山賤は其故を知らず、なほ強ておし伏せむとする所へ、峠のあなたより、彼の狼一さむにかけ來りて、山賤がこむらの邊りを、骨までしたゝかに喰付たり、山賤あつと叫びて倒れしかば、女は我が御神わが御神と云ひつゝ山を迯下るに、彼の山賤はつひに狼に食盡されたりとぞ、斯て此女の貞心を、夫の父も聞しりて、後にはゆるし娶らせて、今に夫婦となりて在りと云ふは、義を見て勇める狼のしわざならずや、人として豈この狼に愧ざらめやも、なほ此外に、此獸の信義ありと思ゆる事どもの、聞有てるも有れど、然のみは記し出

ず。〇或る人問ふ。上の件凶事に吉事いつぐ理もて諄論し給ひ。はた主滿ぬしの流行物の譬へなど承はりて。年ごろ慨み思へりし佛の道の。次々に滅びぬべき事の由をも思ひ得侍りて。いと嬉しく。最心安く思ひなりぬ。然は有れど千年に餘る今までに。斯しも弘まり來ぬるを。咎め給はず捨おき給ひて。今より又漸々に滅ぶべく物し給はむは。吉事まがこと移り行く理とは云へど。甚もえう無きいたづら事に非ずや。なきが勝れる事ならむには。始めより弘めしめ給はざらむこそ。然るべく思ひ奉らるれ。抑佛はじめて渡り參來しを。國津神の御怒り有らむとて。退けむとせしは。守屋大連の忠誠なる心なり。然るを佛を敬ひ。此を世に弘めし馬子の議は。神國のためには。忠誠ならざる人々なり。此時ぞ佛法の弘まると。亡るとの界なれば。天照大御神の。天皇に。佛を退け給へとの。御諭言も有るべきを。然る事もなく。剰に守屋大連は。矢に中りて命死き。然るに醜馬子の議は。佛像を造り。吾を勝しめ給へと。乞のみ誓言して。遂に守屋を亡しぬ。さて後に難波の四天王

寺を建られたり。書紀に記されたるを見るにも。甚味きなく。甚も悲き事ならずや。彼の倭姫命世記に。佛を屏けよと。大御神の御誨し有りしとあるは。いまだ皇國に佛の渡來ざる時なるを。況て佛の參來し時に當りて。是を退くべき御さとし無くては。叶はざる理ならずや。また社々に坐す八百萬神たちも。御靈まし坐さば。云々の御誨あるべきを。然る事もなく。手を束ねて。高みより空しく看行はしおはし坐しは。いかに言がひなき事ならずや。此のことわりは如何あらむ。答ふ。此はまづ天照大御神の。皇美麻命の御世を。手長の御世と。堅磐に常磐に幸へ給ふ事は更にも云はず。凡て外國々の。皇國に依りて。事へまつらふ事の本末までを掌らする事を。辨へおきて後に心得べき物なり。其はその御前に白す祝詞に。皇神能見霽志坐四方國者。天能壁立極。國能退立限。青雲能靄極。白雲能墜居向伏限。青海原者棹柁不干。舟艫能至留極。大海爾舟滿都々氣弖。云々。遠國者八十綱打挂弖引寄如事。皇大御神能寄奉波云々。又皇御孫命御世乎。手長御世登。堅磐爾常磐爾齋比奉。茂御世爾幸閉奉故。云々。とあるを以て。大御神の。外國々の參來る事の本を。知看す事は著明きを。分て言ふときは。其外國々を仕へ奉らしめ給ふことは。其荒御魂。八十枉津日神の預り知り給ふ事にて。(扨この御尾前を、大國主、少毘古那神の掌たまふなり、其は古史傳、また眞柱に云へり。)これ我が神道の中に。尤も奇異に妙なる理の。曉りがたく明らめ難き事の限りなるを。此の理を明らめむとするには。古史傳また眞柱に記せる。禍津日。直毘二柱の神の。天照大御神と。須佐之男命の。荒御魂和御魂に坐て。枉津日神は須佐之男命に。直毘神は大御神に屬坐す物から。また互に其の御靈の往通ひます理りを。よく辨へおきて後に。知らるゝ事になむ。斯て外國の參來る事の因縁は。須佐之男命。その荒御魂枉津日神を帥て。(かの五十猛命即これなり、)外國々を廻り給ひて。皇國の地に歸り渡らして。韓鄕之島者有金銀。於吾兒所御之國。不有浮寶。則未佳也。と詔ひて。舟に造るべき木を生し置給へる事は。後の世に韓國を伐せ給はむと。定置き給へ

るなるを。仲哀天皇の御世に至りて。天照大御神の御誨し坐て。西方有國。金銀爲本。目之炎耀種々珍寶。多有其國。吾今歸賜其國。と詔たまひて。神功皇后に韓を征しめ給へるぞ。彼須佐之男命の。韓國之島云々と詔給ひ。定め置せる事の結なる。此を孰味ひて。その御靈の。互に往通ふ理りを曉るべし。さて此時の御誨よ。天照大御神之御心者とあるは。全體の御名を宣へるなれど。實は荒御魂の御心なりし事の證は。皇后の韓を征て還坐し。難波に御舟を著むと爲給へる時に。御舟海中に廻りて進まざりしかば。卜へ給へるに。天照大御神の。我之荒魂不可近皇居。當居御心廣田國。と誨し給へるにて炳然し。（仲哀天皇の、神の御言を信給はざりしかば、其の神大忿らして、汝者向一道と宣へるも、荒御魂の御すさびと聞ゆるをも、思ひ合すべし、穴かしこ）さて外國の參來る因緣は。かく荒御魂。枉津日神の御心に因る事なるを。本より惡き御心にて。惡き事を爲給ふに非ず。好き御心にて。皇美麻命の御爲に。善らむ事をとて物し給ふなれど。（其は上に引る須佐之男命の、韓國之島云々の御言を、能味ひ辨ふべし）その善き事の中に惡き事いつぎ。惡き事に善き事のいつぐぞ。此の大神の幸へ給ふ。恩賴の驗なる。（そは古史傳また貳柱に、此神の生坐せる謂を記せる處、また須佐之男命の、宇氣母智神を殺し給へるに依て、衣食の道の具れる理りなどを思ふべし、）さて此大神の御心に依て。種々の物を得たまひ。新羅王を御馬飼と定め。百濟國を。內官家の國と定給ひて。大御稜威を輝かし。是より外國を從へ給へる事は。最もめでたき事なるを。（皇后の征給へるは、僅に三韓までの事なれど、其御稜威の宇宙に輝きて、萬つの蕃國ことごとに怖畏みて、次々服從ひ仕へ奉り、其產物をも、棹柁干さず、貢ぎ獻る事の始めと成ぬるは、何に太じき事ならずや）彼韓王が畏みの餘りに。種々の物を貢獻るとして。佛を物しつるも。朝廷の大御心を執奉らむとの。善き心なるが。其の本は。荒御魂の大き御業なりし故に。彼好事に此妖事のいつぎ來て。暫く世の禍殃とぞ成れりける。（猶委く云はむに、最大きなる御德の、神々の御上に於

ては、其の大本をこそ知看せ、枝葉の事に至りては、其を一々に撰分け給ふ如き、細かなる御所行はなし給はず、此の大御神の荒御魂、枉津日大神も、其御德の廣大なるが故に、自らに善からぬ事も、其中にこもり來るべき理を先思ふべし、さるは風神火神などの御上を思ひ奉るに、一日片時も、其の御蔭を蒙らでは叶はぬ、最も〳〵廣大なる御德なるを、また甚く荒び給ふ時などは、太じき禍事の出來るも、皆其の御稜威の大なるによるが故なる事を思ひ合すべし。）此時しも守屋大連の。此を退けむと爲られしは。信に然る事にて。馬子等が是に諂ひ事へて弘めたるは、頑愚の限りなる事。いふも更なる事ながら。熟く思へば。此は顯事の上に論ふ定めにこそ有れ。實は左あるも右るも。本は神の御心にて歸せ給へるなれば。（上に云へる如く、惡き事と知看しつゝ、ものし給ふには非ず、外つ國を悉に皇美麻命に歸せ給ふ、大き御德の中に籠れる事なれば、）其令歸たまへる如く行はれたるにて。守屋馬子の反對なる所爲を論ふなどは。末の事になむ有ける。（凡て神の道を心得定むるには、顯事と幽事と入交ふ理を、よく明らめ置て、幽事より顯事に移して、辨ふべき事にこそ。）さて佛法の參來し時に。天照大御神。その餘の神たちも。天皇に佛を退け給へと。御誨もあるべきに。然もなく見行し坐しは。言がひなき事と。佛の道を惡ふ心よりは。誰もしか思ふ事なるを。上の件言る事どもを深く思ひ。且枉津日神は。大御神の荒御魂とは申せども。大御神。その所思看す儘にはものし給ふこと得たまはで。（上に引る文に。我之荒魂不可近皇居。と詔へる御言をよく思ふべし、此の御誨は、和御魂の御心にて、御自も、荒御魂に御心おきて、皇居に近づけ給ひて、御荒びなどのあらむ事を畏みまして、皇后に御心をそへ給へる趣の御言なるをや。）その荒び給ふ事の盛なる時などは。得堪たまはず。畏み避け給ふばかり。太き御稜威に坐ませば。（其は岩屋戸の段の故事をよく讀味ふべし。）彼の道の世に施らむをば。和御魂の御心には。宜からぬ事に所思看しつつも。荒御魂の御所爲と。其儘にさし置給へる事と察られたり。（大御神の全體の御靈の、佛法を忌

給ふ事は、總論の處に言ひ、猶下にも云ふを見るべし。）大御神すら如此おはし坐せば。況て餘の神たちの。徒にもた御座しけむは。本より然有るべき事ぞかし。（此れも岩屋戸段と合せ考へて、思ひ辨ふべし、○鐵胤按ふに、佛法の事、終には世に充滿て、限りなき禍事とも成るべき程の事ならむには、まだきに神等の神議りはかり給ひて、神やらひ遣ひ給はむ事も有べきを、上に言はれたる如く、彼の外國々を、悉くに御國に寄せて、仕へ奉らしめたまふ、大き御恩賴の、其中にこもり來れる事なれば、本より然ばかりの大き禍事には非ず、さは有れ、千年に餘る今までも、かく世に行はるる時は、百年をも經がたき凡人の心よりは、限なき事かとも思ふべけれど、常しへなる神の御上には、只しばしの間なるべく、やがて亡びむ事をも、豫て知看し給ふべければ、只假そめの事として、捨おき給へるにぞ有べき、然るは弘安の度に、戎長が逆事を企てたるを、速かに亡ぼし給へるを初め、思ひ合すべき事數あり、）此れ等を考へ通して。佛法の一と度は世に弘ごれる道理を曉るべし。（猶

此ののち佛法の成り行きの事に就きては、考へ得たる說あれど、思ふ旨あれば此處には言はず、○倭姬命世紀に、佛を退けよと有しと云は、屏佛法之息と有るに依ていふ事なるべけれど、此はもと佛を好む者の、後に加へたる文にて、殊に屏字は斥けと訓むべからず、論語註に、屏藏也とある如く、息を屏すと訓むべく、其は佛法を、心によく信じて、其の息を藏して表に現すべからずと、大御神の誡めたまへる由の事なるが、此は裡に巧める事有て爲つる奸事にて、佛を退けよと、未然に誨し置き給へる由には非ざる也、此事くはしくは巫學談弊に云へり、）さて大御神の全體の御靈の。佛法を嫌ひ給ふ由は。種々の證ども有て。既に開巻に講たれど。其說もらせる事をこゝに記して。猶醉狂れたらむ人等を。再たび驚かさむとす。其はまづ稱德天皇紀に。天平神護二年秋七月丙子。遣使造丈六佛像於伊勢大神宮寺と云事あり。（かの聖武天皇の、東大寺の大佛を作り給へるより、凡そ二十年ばかり後なるが、伊勢の大宮近く、佛像を作り置しめ給へるは、此のときぞ始なるべ

き、）然るに此のち。光仁天皇の寳龜三年八月の下に。徙度會神宮寺於飯高郡度瀬山房とあり。此には何故と云ふことも見えざれど。同十一年二月の下に。神祇官言。伊勢大神宮寺。先為有祟遷建他所。而今近神郡。其祟未止。除飯野郡之外移造便所者許之と見ゆ。此文に。先為有祟遷建他所とあれば。寳龜三年に。度瀬山房に徙し給へるは。御祟有りし故なる事論ひなし。これ大御神の佛を嫌ひ給ふ事の。灼然なる證なり。（然るを聖武天皇の御世に、ビルサナ大佛を作り給はむ事を、大御神の乞給へる由に神託の有しと云へるは、行基法師が奸計の僞りなる事、いよ〳〵明かなり、然るは遭がたき大願に逢へりとさへ、宣給ふばかりの事ならむには、神宮寺の大宮近く有るを、きらひ給ふべき謂は有るまじきなり、此事委くは巫學談弊に云へり。）なほ古きは有るべけれど。其は置て。今公より伊勢に建しめ給へる御制札の御文に。僧尼山伏法體之輩。自此不得參入者也。仍廳裁如件。また念數摠じて佛具を持。異形にて。自此内へ致參入間敷もの也。とも有り。斯しも嚴重に佛事を忌給ふ事と成ぬるは。最も尊く最もめでたき事なりけり。（然れば大宮の邊は更にも云はず、其の近き郷々にも、佛名など唱ふるは絶て無く、中にも乞食の類などは、もと僧徒の流れなる故に。佛名を唱へては人に物乞ふが、普通の習はしなれど、然るたぐひは一人もなく、凡て佛法風なる事なきは、畏くも御神徳の、普くさる方までにも及べるなり、抑々佛法の皇國に渡れるより、千年に餘る長き世を、弘まり來れる中にも、中つ世の頃は、世の中こと〴〵く佛法に陷りて、若もかゝる御制札など建給はむには、一人だに大宮に參り拜む者は有るまじく思ゆる計りの事なりしを、次々に眞の道にかへり來て、今しは四方八方の國々より、はる〴〵詣で奉る人いと多く、殊にこの御制札の旨を畏み奉り、佛法風のきたなき物どもは、悉くに拂ひすて、五十鈴の川に身滌して、大御國の本の御民と成り復りて、大御前に拜み奉る事よ、神社靈場いづくは有れど、大御神の大宮ばかり、繁昌坐るは有る事なく、是は實にかく有べき事ながらも、中つ世の有狀を思へば、甚も〳〵嬉しく尊くこそ所思ゆれ。）然れば大

御神の御靈代を乞ひ請て齋き奉らむ家々には。佛名など唱へむ事は更にも云はず。凡て佛法風の事物は。きよく遠く祓ひ捨べき事にこそ。(しか爲ざらむには、御神慮に叶ふまじければ、其の御守りもあるまじき理りなり、されど今假に、さは爲がたき事ならむには、せむ方なき事ながらも、其の齋き奉る神籬ちかくは置くまじき事、いふも更なり、執く思ふべし、よく考ふべし。)

○次にまた別に手を拍ち。右の如く拜みて。

辭別氐。挂卷毛畏伎神伊邪那岐命。筑紫日向乃橘能小戸乃阿波岐原爾。禊祓給布時爾。生坐留祓處能大神等。萬能枉事罪穢乎。攘給比淸給比氐。神事乎毛善志久仕奉志米給閉止畏美畏美毛拜美奉留

辭別氐とは。同じ御座に坐ます神を。別段に拜む時に申す詞なり。神伊邪那岐命。と神てふ言を冠て申すは。殊に尊みてなり。(古き祝詞ども、其の外にも例多かり、)さて伊邪那岐命の。夜見國に往坐て。彼處の穢惡に觸給ひ。還坐して。此所の阿波岐原にて。其の穢惡を禊祓ひ爲給ひて。祓戸神たちの生坐る事は。古史神代の成文に記せるが如し。(第二十三段、第二十四段の傳を見て知るべし、)阿波岐と云ふ木のこと。神代紀に。檍原と書れたるを。俗學者ら。アヲキガ原と讀て。今の世に青木と云ふ木ぞと心得たる說は更なり。和名抄に。梓之屬也とも。橿木一名也とも云へる皆非なり。(師の翁も、此の木の事は未だ考へ得られず、)此は殿村常久說に。新井君美主の東雅萩條に。朝鮮人らに。萩を見せたるに。杻字を當て書せりと云はれしに就て。杻の字を考ふるに。爾雅に杻は檍なりと見え。其の註疏どもに。杻一名檍とも。或は謂之檍とも云へるを擧て。此の阿波岐を萩なりと云へるに從べし。(委くは古史第二十三段の傳を見べし。)禊字をミソギと訓むは。身滌にて。水にかづきて滌ぐを云ふ。祓の字をハラヒと訓むは拂なり。(師云、美曾岐は、必ず水邊に出てするに限りて、今も忌明などに、海川邊に出て清まはり、また許里と云て、水浴ることとあるは、禊の意なり、許里は川降の約まりたるなり、垢離字をかくは云にも

足らず、波良比は水邊にてするをも、然らぬをも廣く云ふ名なり、)生坐留とは。字の如く。ウマレ坐ると云ふに同じ。其生坐る祓處の神たちは。大祓詞に御名の出たる。瀬織津比咩神。速開都比咩神。氣吹戸主神。速佐順良比咩神。四柱これなり。此は伊邪那岐命の。甚く豫母都國の穢惡をきらひ給ふと。檍原にて身滌たまふ。其御魂の凝分りて。成り坐る神等なる故に。其由來のまに〳〵世に有ゆる枉事。人の身に係りとかゝる罪穢。禍事をも盡く。拂ひ清め給ふが故に。かく白す事なるが。其の本は邇々藝命御天降りの時に。天皇祖神たちの。高天原に其事を始め給ひて。葦原中國にても。如此ものし給へと御教へ坐る。大祓の神事をまねび奉る事なり。(此事委くは、師の大祓詞後釋、また予が古史神代第二十七段の傳、また天津祝詞考に云へるを見るべし。)神事をも善しく仕へ奉らしめ給へ。と白すことは。我人ともに日々にかく神拜をもなし。供物など奉るに就ては。其の身は更なり。供 調度などにも穢あるは。攘ひ給へと願白すなり。但し此は内宮の建久年中行事に。

大御神の神事つかへ奉る時の前に。神司たち川原に出て禊祓ひして。祓戸神たちに。然白して祈る事ある。故實に效へるなり。(然れば此の神等をば、諸の神たちを拜するより、以前にすべき事なれば、第一に擧べきなれど事の次第のわろき故に、此には擧たり、拜せむ人その意を得てよ。)さて玉鉾百首に。「家も身も國もけがすな穢はし。神のいみ坐すゆゝしき罪を。(解に穢はしの。しは助辭なり、其穢は神のいみ惡ひ給ふ忌々しき事となり、罪をのをは、罪なる物をと云ふ意なり、身も清く行ひ、家をも清淨にして、萬づに穢のなきやうにせよとなり、國も穢すなとは、一郷一郷いひ合せもてゆかば、一國中けがるゝ事なく清淨ならむ、また國を有つ人のいましめにも有べし、國の内けがるゝ時は國の災あるべければなり、)一首の意、穢は神のいたく忌きらひ給ふ罪なれば、身も家も國も、穢さぬやうにせよとなり、)また。「穢をし罪ともしらに禊がずて。默止ある人を見るがいぶせき。(解にしらには不知と云ことなり、默止あるとは、爲べき事をせずに、其まゝ在るを云なり、俗にも爲べき事を

せずに居るを、だまつて居るといふ是なりいふせきは鬱悒の字をかきて、心の内に、もや／＼と思はれてさつぱりとせぬを云なり、此にては、禊がずて在る人を見ては、きたなくむさく思はるゝを云なり、一首の意、物の穢を、それ罪咎ども知らずして、身滌祓をもせずに、徒にある人を見れば、快からす思はるゝ由なり。）また。「罪しあらば清き川瀬にみそぎして。速秋津姫にはや明らめよ。（罪とは穢を云ふ、上の歌にも見えたり、穢を罪」云ことなど、師の大祓詞後釋に、委く說れたり、速秋津姫は、即ち祓戸の神の一神なり、祓戸神四柱の中に、分て此神のことを詠れしは、清まる方には殊に功の有る故なり、其は古史傳に云を見るべし、一首の意、人もし穢あらば、清き川瀬に下たち身滌して、速かに祓ひ清めよとなり。）また。「枉事を身滌せれこそ世を照す。月日の神は成出ませれ。（身滌せれこそは、身滌し給ひたればこそなり、成出ませれは、生れ出給ひたれと云なり、伊邪那岐命、その穢れ禍事を祓ひ清め給ひたればこそ、天地に耀きて世を照し給ふ、日月の神は出生し給ひたれ、然れば世の人も、身に穢の有む時は、身そぎ祓ひをして、速かに拂ひ清むべき物ぞとなり、彼の百首に、「撞賢木伊豆の御魂と天地に、いてり徹らす日の大御神、と云歌を卷頭におき、此歌を卷尾に詠れしは、解にも云へる如く、心ある事と見えたり、」など詠れたる歌どもの意を常に思ひて。朝ごとに昨日の日に。過犯せる罪穢を。攘ひ給はむ事を祈り白すべき事なり。然るは何に其行ひを愼む人なりとも。自から知て犯す事こそ無るめれ。心に得知らで過犯す事は。必ず有りと心得べし。其は所思ざる穢惡にふれ。穢火を食ひ。また天地の神隨なる道に違ひ。或は人また物の爲に。善からぬ事を知らず行ひて。其の心裡に思ふ恨を受て。有らむ事も測られず。然れば祓處の神たちに。日々に其の過犯しを祓ひ給はむ事を祈り白して。得知らぬ罪をも。除かずば有るべからず。（上にも云へる如く、善らぬ事と知つゝ行ふを惡といひ、知らずして善らぬ事あるを過と云ふ、然れば惡と云ふまでの事はなくとも、誰しの人も、過ちしとは云がたし、是をもて古き祝詞どもには、過

犯事能不良乎波、といひ來れる詞をも、己が自す詞には、過犯牟乃有乎波とぞ云なる、其は己れも隨分に過犯し無らむと力めて、木にも草にも心おけども、心ならずも知りて犯す罪さへ有れば、況て得知らぬ過犯しの罪は多からむと、常に安からず思ふ事にし有ればなり、心あらむ人よく思ふべし。)但し此は身の行ひに屬たる罪の議なるが。其行ひの穢惡をし祓ひ清めて。心さへに淨まる事は。まづ此の祓ひの神事は。須佐之男命の天罪より始まれるが。此祓を受給ひて後に。其の御心直り給ひ。我御心者安平成焉とも。我御心須賀須賀斯。とも宣へるを思ふべし。(此事は古史神代、第六十六段、第七十一段の傳を見るべし。)然れば其の行ひの穢惡は更なり。枉神の心と種々の曲れる事に率れる心の穢惡も。此の神事によりて攘ひ直さば。直るべき事にこそ。是を以て師も。[illegible]の百首に。「から心直し給へと大直日。神の直日をこひ祈奉れ。(こは解に大直日神は、古事記に、伊邪那岐命の御滌の段に、爲直其禍而所成神名大直毘神、次伊豆能賣神とありて、世の間の萬づの惡きことを、吉きに直し給ふ神なり、然れば人の心に染つきて、離れがたく退きがたき漢意を直し給へと、大直日神の直日をこひ願ひ奉れとなり、直日をこひ祈とは、物直し給ふ神靈を祈り願ふなり、と云へるが如し。)「伊豆の賣の伊豆の御靈を得てし有らば。からの曲れること悟りてむ。(解に、伊豆の賣は、上の注に引出たる、伊豆能賣神なり、いづの御靈は、清淨明白なる神靈を云なり、戎の曲れる事とは、漢意の直からず物を強たる事を云なり、一首の意、直毘神に祈り願ひて、其の直毘の神靈によりて、伊豆能賣神の、清淨なる御靈を得たらむ物ならば、其時ぞ漢意のわろき事をば、悟るべきとなり。)など詠みて。其旨を誨さしたり。大直毘神とあるは、即謂ゆる伊吹戸主神。伊豆能賣神とあるは。即謂ゆる速秋津姫神にて。共に祓處の大神たちなり。(委くは古史傳に說きたるを見るべし。)世の生古學者たち。心をも滌ぎ淨むると云ふ類の說をば。總てかの心法など云ふ理にのみ思ひ成して。一向に用ふまじき事の如く云ふもあれど。其は僅に古道の肌體を見て。其の精神を伺ひ知らざ

る未しき言にこそ。(古くも心を治むる道ありし事は、下の屋船神に拜する詞の所に云ふを見て知るべし。)猶云はゞ師の歌に。「天照らす神の授けし眞白玉。ひかり見ねばや人の知らなく。」と詠れたる有り。(抑人の精神は、もと天津神より賜はりたる物なれば、我が物ながらも、人々大切に、尊抱敬持すべき事なるを、其の眞玉よ、元より身體の內に在て、眼に見えざる故にや、疎略に思ひて、穢惡にふれたるをも、祓ひ清めむとせず浮れ彷徨ふをも、招き鎮めむとせず、謂ゆる眞一の道を守りて、心法修行すべき理を知らざるが、非事なる由を誨さむとて詠れたるなり、熟く味ふべし。)俗の儒者佛者などは。唯に心法修行の議のみして。身滌祓の外行を修せず。また神道者流は。唯に身滌祓の外行をのみ修すとは云へど。內行を力めず。こはともに。禊祓の眞旨を知ざるものなり。其は謂ゆる行觸索觸。眼借口借。屎戸血汚などは。外に屬る穢惡なるが。傲慢貪淫憎妬などは。內に屬る穢惡なれば。祓處の神に誓ひて。此の內外の穢惡を共に攘ひて。清淨しく務むるぞ。眞の禊祓なりける(いかで眞の古道に志あらむ人は、內外を淨むる行ひを務めて、眞の禊祓に至らむ事こそ願はしけれ、猶この內祓すべき手段に於ては、自から設けて、自から行ふ眞訣あれど、所狹きわざなれば、此には得著さずなむ。)さて祓の字は。字書どもに。除レ惡祭也。除レ災求レ福也など註し。禊の字は除レ惡祭名。三月上巳臨レ水祓ニ除不祥一也。と註せり。然れば波良比美曾岐に。此の二字を當たるは。熟當れり。(然るに其の本によりて云ときは、實には彼の國にかゝる神事どもの傳はれるは、我が皇神たちの、早く傳へ給へる物なり、是らの神事のあるを以ても、彼國もその往昔は、さかしら無りしことと知るべし、其の古道を傳へたる玄家の學には、殊に禊祓の旨を精く開示せり、其の由は、赤縣太古傳に論ふを見るべし。)また印度にも最古く。謂ゆる梵士らの行ふ道に。禊祓の事ありて。此を懺悔と云へり。然るは其學ぶ吠陀論中に。懺悔の目あり。(三藏法數に、懺梵語、具云ニ懺摩一、華言ニ悔過一、今云ニ懺悔一者華梵兼稱也、懺名ニ修來一悔名ニ改往一と見えたり、悔は我が過を知るをいひ

懺は罪を白狀してわぶるを云ふ、)こを百論疏と云ふ物に。恆河吉河。入中洗者使得罪滅。上古聖人入中洗浴便得聖道。故就朝暝及日中三時洗也。と云へるにて知るべし。(印度に此事の有も、亦わが皇神の、傳給ひし道なること、印度藏志に委く考へ記せるを見るべし、)梵士の古法は斯の如くなりしを。佛法にも其道を竊み用ふれど。唯に罪過を發露する耳にて。河に入りて洗浴ぐ事は爲ざるなり。(そはかの龍樹が大論に、古法に洗浴する事を論じて、河水既洗罪。亦應洗福也、といへるに依れりと聞えたり、されど今世に、垢離をとると云こと有りて、河水に入り、懺悔、懺悔と唱ふるは、猶古法の存れるなり、)唐土天竺ともに。此の事の傳はれるは。我が皇神の道の彌綸せるにて。祓處の神たち。皇國の禊祓にのみ幸へ給ふに非ず。佗國にて行ふ禊祓にも。其穢惡の清まる事は。皆この皇神たちの御惠なるを。外國人どもの然る事と知ざるは然も有べし。皇國の人にして。此由緒を知らざらむは。最も淺ましき事にざりける。(然れば今の世までも公廷にて、六月と十二月の晦日に、天の下の百姓の罪穢を、拂ひ給はむ爲に、天都御祖神たちの大詔命のまに〳〵、此の神事を行ひ給ふ事の御惠みをし、深く辱み奉り人々その御わざに效ひ奉りて、各々その分々に執行ふべく又然らぬは、世にも神社などにて、夏越祓、大晦日の祓とて、執行ふ事ある場に集ひて、其神事にあひ、また此神たちの拜を缺ず、常に右の意ばへを思はむこと、神の道の第一義にこそ、猶この神事のことは、天津祝詞考の附錄に、委く云ふを見べし、)さて此にいと宜き因なれば。謂ゆる忌服。また穢氣の事を。おら〳〵記し辨へむに。まづ忌と云ふは。則字の如く。親にも有れ。餘の親屬にもあれ。身まかりたる其のみぎり。忌愼みて居る間を云ふことにて。此は古への御令を考ふるに。今とは日數いさゝか異なれども。朝廷に仕へ奉る人をば。其忌こもり居る日數を。其の親疎に依て定め給ひて。其日數の間。御暇を賜はりたる物ゆゑに。此を暇と云へり。(暇を假と書くも同じ事なり、誤りにはあらず、)また服と云は。其の忌こもる御暇の日數に依て。此れも日數を定め給ひて。其日數

の間は。鈍色といふに染たる。布の衣を著る事なり。其の鈍色といふは。今の鼠色の事なるか。其はた。其血緣の親と疎きとに依て。其色にこき薄きの定まりもあり。此みな親戚の思ひに依りて。たゞ服を着る心もなき人情を本として。定め給へる御制なり。(神世は更なり。最上れる世には、物でと大らかに人情すなほに厚かりければ、服忌などの御定めなくても、神に仕へ奉る事に、穢く禮なき事は無りけむを、中頃儒佛の道渡り來しより人心まち／＼に、わろ狡く成り行きて、忌愼むべき事をも、粗略になしつゝ神事仕へ奉るにも、皇に事うまつるにも、あらぬ非事など出來し故に、自から嚴なる御定なくては有るまじく、斯くは爲給へるなるべし、此れはた神の御心なる事は、上下に云へる說どもと、思ひ通して辨ふべし。)歌文に藤衣。また墨染の衣など云へるは。此の服の事なり。扨この服を着て居る間の日數を。服とは云なり。斯て右に云へる暇の日數だに過れば。喪服を着たる人といへども。事に依りては。其ながらに內裡へも。また其々の官廳へも。參入たる事なり。

然るを中頃より。父母の喪にも。除服せよと仰出されて。右の服を着る事を。除させらるゝ事とも成りたる故に。今は公家ざまと云へども。喪服ながらに。出步行ことは無く。況て下ざまにては。服を著る事すら絕たる故に。其服といふ名目の謂をさへに。今の人は知らざる如くも成たれど。中古の頃は。下々と云ども必右の如く有しなり。扨いま公儀にて忌服と云て。其の忌中の間は。官務をせざるは。古へ暇と云て。御暇を賜はりたる趣なり。又仕官ならぬ庶人も。忌服は同じ事にて。まづ父母は。忌五十日。服十三月。(但し閏月ある時は十四月なり、七歲以下の小兒は、凡て忌服なし)父方の祖父母は。忌三十日服百五十日。母方の祖父母は。忌二十日服九十日。また養父母は。忌三十日服百五十日。(但し遺跡相續、或は分地配當の養子は、忌服實父母の如し、)繼父母は。忌十日服三十日。嫡母は忌十日服三十日。離別の母忌五十日服十三月。(閏月は入らず)曾祖父母は。忌二十日服九十日。(母方は忌服なし。)高祖父母は忌十日服三十日。(母方は無し)父方の伯叔父姑は。

忌二十日服九十日。母方の舅姨は。忌十日服三十日。また兄弟姉妹は。忌二十日服九十日。（異母の兄弟姉妹これに同じ、異父の兄弟は忌十日服三十日。）従父兄弟姉妹は。忌三日服七日。（母方も同じ）甥姪は。忌三日服七日。（姉妹の子も忌服同じ、但し異父兄弟姉妹の子は、半限をうく。）さて夫は。忌三十日服十三月。（閏月は數へず。）妻は忌二十日服九十日。嫡子忌二十日服九十日。（但し女子は、最初に生れたるも末子に准ず。）末子は忌十日服三十日。養子は忌十日服三十日。（但し家督たる時は嫡子に同じ。）嫡孫は忌十日服三十日。末孫は忌三日服七日。（女子は初めに生れたるも、末孫に同じ、曾孫玄孫。いづれも忌三日服七日。（娘方には服忌なし。）夫の父母は忌三十日服百五十日。（妻の父母は忌服なし。）七歳未滿の小兒は。忌服なし。然れども父母は三日遠慮。其の外の親類は一日遠慮。（八歳以上は定式の如し、但し七歳以下小兒の方にても服忌なし、然れども父母死去の時は、五十日遠慮、其外の親類は、一日遠慮すべし。）聞忌は。遠國にて死去たる者。月日經て告來ると云へども。父母の服忌は。其聞たる日より。定式の通り受べし。自餘の親族は。聞たる日より。忌服殘りの日數受る事なり。忌の日數すぎて告來れるは。一日遠慮すべし。（服明たるもこれに同じ。）〇上に擧たるは。公儀の服忌令に記し給へる所なるが。猶くさ〴〵巨細なる差別も無には非ねど。大概は斯の如くにて。かの天和三癸亥年六月。伊勢兩宮の禰宜等よりも申し上られたる暇服令の趣も。大かた同じ事なれば。謹しの人も。この御定めを承賜はりて。假令古への趣きとは違ふとも。時々の御令にてぞそれ即神の御心なる事なれば。嚴に謹みて。神拜には殊に忌畏むべき事にこそ。然るに世の巫覡者流。生狡しき輩など。忌穢と云ふは。無き事也と云ふは。甚も太じき狂言ども。（其の者どもの説を聞くに、まづ忌と云字は、己が心と書く故に、忌み穢れと云ふことは、神の忌給ふに非ず。己れ〳〵が心より起る、己が心に穢れと思はねば、神の忌給ふ事なし、されば一切成就祓にも、極めて穢なきもたまりなければ、穢き事は有らじ、内外の玉がき清くきよしと有り、然れば穢れと云ふ事は、己

が心の迷ひより起る事にて、神に穢れの恐れはなく、極めて穢きも心に潔めれば、穢れはなしと云ふ事なりと云ひ、又かの六根清淨祓の文と云は、垂學談弊に論へる如く、古への物に非ず、佛經の意を取りて、吉田家にて作りたる物なる故に、正しき古書に見えず、さるはまづ其名を、六根清淨祓と云ふも即ち佛語にて、六根とは、眼耳鼻舌心意の六つを云ひて佛書中にいと多く、又其文に、目に諸の不淨を見て、心に諸々の不淨を思はず。耳に諸の不淨を聞て、心に諸の不淨をきかず、鼻に諸の不淨をかぎて、心に諸の不淨をかゞずなど云も、みな密宗の佛語なり、然るに彼れらかやうの由緣を知らず、神前にて此文を讀むは、曾てあたらぬ事ながら、知らぬが故の事にも有るべけれど、かやうの物を據として、穢れといふは無き事なりと云は、公の御掟にも乖へる頑人なり、また上の內外の玉垣清く淨しとあるは、即ち佛書なる、內淸淨、外淸淨と云ふことを取りて作りたる文なるが、殊に內淸淨とは、彼の謂ゆる、目に諸の不淨を見て、心に諸の不淨を見ず、耳に諸の不淨を聞て、心に諸の不淨をきかずと云ふやうに、內を淸くするを云ひ、外淸淨とは、萬の穢を忌み愼み、淸く物をしつらふ事をいひて、專同じ心なり、然れば己が據ろとする文は、悉く佛語より出たる事なるを、さる事とは知らずして、神道を說くなど云は、甚をかしく、片腹痛き事にこそ、)又其の者どもの說に。獸類の肉を食ひても穢るゝ事なく。又女も月水の穢を忌むとは云へど。穢れに非らず。參宮するとも苦しからずなど云は。是また甚じき非言なり。然るは神の甚く忌給ふ物なる上は。神の御國の神の御民と有らむ者の。ゆめ〳〵輕慢にすべき事に非らず。(或人問ふ、獸肉を忌給ふと云ふはいと訝し、然るは古へより、諏訪社、春日社などに鹿を供へ、また人も獸肉を食たる由は、神武權衡錄と云ふ書などにも、委く論ひたる事なるが、其はみな誤りにや、答、いかにも古へは、諏訪春日の兩社に限らず、餘の神々にも獻りたる事にて、延喜式の祝詞にも、毛の鹿物とあるは、則ちけだものゝ事なれば、神にもたてまつり、天皇にも聞し召し、下々まで食ひたる事とは見ゆれども、其

を次々に禁られて、今は僅に南三社ならでは有ることなし、此は朝廷より仰出されたる御制なれど、其の本は神の忌給ふ事なる故に、然は成り來れるなり、猶次々に云ふを見て知べし）さて其の忌給ふは。何なる故とも測り難き事ながら。謹みて考ふるに。挂まくも畏き天照大御神の御心なり。（されば古へと云へども、大御神へ獸肉を奉られたる例は見えず、元より忌給へる事とこそ思ひ奉られ）しかしも大御神の忌給ふ上は。自餘の神々も。其に效ひ奉り。必ず忌給ふべき理なり。其は如何と申すに。かの古語拾遺に。天照大神者。惟祖惟宗尊無二。因自餘諸神者乃子乃臣。孰敢抗とされ。また兼實公の玉葉にも。我朝之習以伊勢事爲本。とも有る如く。伊勢の大御神は。諸の神々の君とも祖とも。崇め奉る神に坐ます故に。諸社の法式は。悉く伊勢神宮の御儀式を以て。本とし定むる事なれば。大御命の忌給ふ物は。諸神へも獻るまじき理りなり。然れば獸肉を食ふまじきことは。實は天照大御神の御心と。定め給へるなり。（然れば諏訪春日など、まゝ鹿肉を奉らるゝも有るは如何と云ふに、是はた大御神の御心にて、何なる御謂か有りて、右の神々へは、鹿肉をきこし召ことを免し給へるにぞ有るべき、其は幽事なれば、凡人の心を以て、何とも計り知らるゝ事には非ず）さて獸類の肉を食たるは鹿火と云て。百日の間。大神宮に參詣を禁止給ふ。（獸類は、鹿馬牛豕羊猪犬鷄猿熊羚羊の類を云ふ）此事古は七十五日忌たるが。至て重き穢なる故に。百日と定められたり。此の獸肉を食たる人と合火したる本人は。二十一日の穢。其の合火の人と相火したるは七日のけがれ。又其人と相火すれば當日の穢。また其の當日穢の人と相火したるは。沐浴して清むる事にて。穢ちふ穢の中に。最も嚴重なる御制なれば。孰々愼むべき事なり。然るを世の生賢しき學者ども。及び巫祝者流など。彼此と論ふは。時々の御命はやがて。時々の神の御心なる謂を知らず。甚も頑なる狡意說なり。吾が師の歌に。「とき〴〵の御のりも神の時々の御ことにし有ればいかでたがはむ。と詠置れたるは。此の旨を普く人に心得しめむとての事なりけり。（一首の意は、公より時々仰

せ出さるゝ御法令も、やがて神の御詔命なれば、其にたがはうと思ひても違はれはせぬ、どうして違へられうぞ、世の間の事も、時々その神の御心に隨ふ事にて、御法令にも、其時々の趣きさま〴〵有て、此れみな其の時々の、神の御心より出くる事なれば、其れに逆ひ違はむとしても、逆ひがたく違ひがたき事ぞと云ふ意なり、と解に云へるが如し。)さて此に大御神の。死人獸肉の穢を忌惡ひ給ふ事の。著明なる事實を二つ三つ申さば。まづ神宮雜事記に有る事なるが。外宮の禰宜土主と云人は。仁明天皇の承和六年三月。禰宜職に補せられたるが。性來不信懈怠の人なる故に。其の年の九月汚穢を犯したる過怠に依りて。上祓といふを科せられて。五箇月が間その職掌を解られ。翌年の正月に。本の職に還されたるに。其にも懲ず在けるが。次の御代。文德天皇の仁壽元年八月三日。終日大風吹き洪水有りて。國内の堂塔を倒し人宅を損じ。牛馬も斃れ死ぬるばかりの大暴風雨なりけるが。此の夜に土主が家に狼入來て。十三歳なる男子を喰殺したるを。誰も知らず。翌朝見れば。髑髏と左足とを。竈所の前に喰散して有り。(此の狼の事は、篤胤考へありて、前條に委く云へり。)土主是に於て。定まりの如く住宅を退き。二十一日めに忌明たる故に。喪服ながらに神事を勤めたりき。(これら凡て、神慮を恐れざる所爲なるが、同年九月、また男子が死去、つゞきて其の妻も頓死せり、實に神罰畏むべき事なり。)然るに同く二年六七月の頃。しきりに天變有て。天皇にも屢々御藥を聞し召べきやうなる御事も有りける故に。神祇官。陰陽寮に命せられて。卜食しめ給へるが。巽方の大神の御祟にて。此の事は死穢に觸たる者の。神事に供奉れるなるべしと申す。此に依て糺し給へるに。土主神主が事顯れければ。大祓を科せられ。其見任を解せられたる事あり。(此事は、神異記にもあるを、既に前條狼の處に引き出たり。)さてまた古老口實傳に。また神異記に。安德天皇の壽永二年に。外宮の一禰宜。度會彥章神主といふ人。五月の頃。鰹魚の鱠を食ふとて。傍なる人に戲れて。禰宜ながらも。鹿の肉を食ふなりと云ひけるが。其の夜夢中に。神の告給ひけるは。一の禰宜

とも有らむ者い。禁忌の言を辨へざる事。甚以て道に乖けり。命をとるべしと宣ふと見つるが。夢さめて後。その御告を人に語りて。其のまゝ五月廿四日。四十六歳にて死去たる事あり。又同じ神異記に。獣肉の穢れの甚じき事を記せる中に。或大名の代參に參宮したる士。その命を蒙りたる折ふし。鹿肉を食たりしが。主人の命を受ては。其の事を明し難く。かくして參詣したるが。宮川にて身滌する時に。其浴衣に思はえず血つきたり。故また別浴衣を用ひたるに。其にも又血付たれば。怪しと思ひながら參宮して。主人に復命申したるが。其の夜寢所の火爐より火出て。其人唯一人燒死て。家は事なかりしとぞ。(荒木田神主末壽語りけらくは、武州足立郡浦和驛の在なる、大田久保村と云ふ村の里人、六十二人連にて、神樂を企て參宮して。寛政八年正月廿八日、末壽が家に著たるが、其六十二人の中二人は、隣村より飛人に加はりたる者にて、一人は安五郎、一人は熊二郎と云ひき、然るに其著たる日より、二人ともに、傷寒の如く煩ひけるを、人々異しみおもひて問ければ、前年の大晦日の日に、在所にて猪を食ひ、三十日も立ざるに、其れを隱して、參宮したる事顯れて、人々愕き、療養を加へたれども更に驗なく、三日許煩ひて、二月朔日の日に、二人とも、末壽の宅にて死去たりき、猶伊勢にては、斯有御祟ありし事數へも盡されず、いと〱畏き事なりと云へり、)是らを考へて。死穢獣肉の穢の。輕慢なるまじき事を辨ふべし。○扨また月水の穢の事は。倭建命。東夷を征て歸り給へる時に。尾張の宮簀比賣命の。月水の時なるを。御合し給ひて。御身を汚し給へる故に。其の御守りと佩せ給へる。草薙の御劒は。御身を離れ給ひ。是に依りて。倭建命は。膽吹山の。荒振神の氣吹に當りて。崩御給ひき。これぞ月水の穢れに依て。禍事の有ける事の。物に見えたる始めなる。(此事委くは、第十詞の處に云へりき、)さて朝廷の御定は。まづ延喜式に。凡有月事者。祭日之前退下於宿廬不得上殿と有て。神事に忌給へること此の如し。(又月水の女は、神參りを爲ざる昔の例を云はゝ、風雅集に、和泉式部、熊野へ詣たりけるに、障りにて奉幣かなはざりけるに、晴やらぬ身の浮

雲のたれ引て、月のさはりと成るぞ悲しき、と詠て奉りたる事あり、）かくて伊勢兩宮の御定は。月水女は。其の初日より八日立て。其の後二日潔齋して。十一日めに參宮を免るゝ事なり。（但し月水の未止ざるは、八日に限らず止て後、右の如く潔齋して、其翌日參宮を免す御定めなり、）○さて諸觸穢の事は。今公より定め給ひて。世に推並て用ゐる所は。箇條も少く。日數も少く。本より簡易に定め給へる事なれば。誰も從ひ用ふべき事なれども。今度に論ふ所は。神拜に付ての事なれば。神宮の御令を以て規則とせむ事。然るべく所思ゆれば。則天和奏上の暇服令を以て。次々載すになむ。然れど平生の事には。普通の御定めを用ふべき事なれば。其趣ども。各々其條々の下に記しぬ。見む人其意を得て。思ひ紛ふること勿れ。（但し普通には、產穢、死穢、改葬の條々のみなり、）○父母并に夫終焉の日を遠關日と云。（また暇日ともいふ、）一年の內にて。各々一日忌む事なり。○產婦は百日の穢。流產も同じ事ながら。常の產より。初め三十日を重穢として。深く愼む事なり。（但し三箇月までは三七日の穢、四箇月以後は右に同じ、）馬牛犬猪鹿など子を產る家は三日の穢。流產は五日の穢なり。△普通の御定は。產穢。夫は七日。婦は三十五日なり。（遠國より告來り、七日過たれば穢なし、七日の內ならば、殘る日數の穢なり、血荒、流產も同斷なり、）妾の產穢の時も右に同じく。離別の妻も右同斷なり。血荒夫七日。婦十日。流產夫五日婦十日。（但し形體あらば流產たるべく、なくば血荒たるべし、）○懷妊は。著帶の後參宮せず。○男女交合は。男女ともに中三日を隔て參宮す。（但し宿館に候ふ者は。中二日を經れば憚らず、）○赤痢病は。血氣止て後。中二日を經て參宮を免す。○疫病。疱瘡。楊梅瘡は。病初より七十五日參宮を禁ず。（但し膿血止ざる者は、この限りに非ず、）介病人は三十日禁忌。（但し一人受る事なり、）○灸の穢は七日。すゑたる人は三日の穢なり。（但し七日の後も、膿血出れば參宮すべからず、）○膿汁失血禁忌は。凡膿汁いづる者は參宮せず。痔血鼻血の類は。沐浴解除して參宮すべし。（但し小血の類は、沐浴に及ばず、解除ばかりにてよし、三滴に

も及ぶ時は、沐浴すべきなり。）〇人の頸を切たる者は。三十日の穢なり。〇葬送は。葬禮の役人は百日の穢。葬に從ふ者は七日の穢。葬家に入る者は三日の穢なり。速懸とは。いまだ死ざる由にて。野に送るを云ふ。七日の穢なり。〇もし宮地に死人ある時は。三十日の穢なり。手足頭骨類ばかり有る時は。七日の穢。（馬牛犬等の死ある時は五日の穢、四足頭骨の類ばかりなれば、三日の穢なり）右穢物。宮中並に境内に在る時は。兩宮並に領内を觸穢とす。此時は諸神事並びに御饌調進を止めらる諸參宮人も。兩宮の内院に入れず。外院にて拜み奉らしむ。件の穢物。宮地の外。在家に在れば。其の家内ばかりの穢なり。（但し在家に死人ある時、其家一晝夜葬らずに置けば、兩宮並に領内の觸穢とす。）火災の時。人及び馬牛燒死たる時は。其死ある地。百日の穢なり。（其の外兩宮並に領内は、七日の穢とす。）△普通の御定めは。死穢一日なり。家の内にて人死たる時。一間に居合たらば死穢を受べし。（敷居を隔てたれば穢なし、）また一と間に居合せても知ざれば穢なし。（二階にても揚り口、敷居の外なれば穢なし、）家なき所に死人ある時は。其骸ある地ばかりの穢なり。家主の死たるも、死穢のこと差別なし、）踏合は行水次第。（死後に其の所へ行たる者は。骸ありても踏み合せの穢なり。）〇改葬は。舊屍を改め移す事を云ふ。本服十三月を受る者は暇二十日。（服はなし、）本服百五十日の者は暇十日。本服九十日の者は暇七日。本服三十日の者は暇三日。本服七日の者は暇一日。（何れも服なし、）△普通の御定めは。改葬遠慮一日。子は殘らず遠慮（但し知らざれば、後に聞ても遠慮に及ばず、）忌掛りの親類にて。改葬の所へ出たらば。遠慮すべし（忌かゝらざる者は、其場へ出たりとも遠慮に及ばず、）もし改葬の主に成たらば佗人にても一日遠慮すべし。（掘起したる日より、葬るまでに日數あらば、子を殘らず掘起しの日と、葬の日と、二日の遠慮なり。佗人にても、改葬の主は右に同じ、但しほり起したる翌日より、葬る前日までは、幾日にても遠慮に及ばず、）改葬の事。遠き所にて取行はせ。日限知たらば。其日遠慮すべし。（日限知らず、後に聞たれば遠慮に及ばず、）

○失火の時。燒亡の郭內に入て。棟木の落るを見たる者は。七日參宮を禁ず。○忌中並に產穢。三十日中の火を食ふ者は。中三日を過て。每日別火を食ひ。每度火を替へ。沐浴して後に淸火を食ふべし。又月水並に服中。產穢三十日以後の火を食ふ者は。中三日を過て。每日別火を用ひ。每度火を改め。沐浴して後に淸火を食ふべし。○右觸穢の事。凡ては兩宮の御令なるが中に。公の御定めあるは。其所々に記入たり。猶仔細の事どもは。此に盡し難ければ。今はその大抵を述るなり。(委くは本書を見るべし。)○上の件に記せる如く。大御神の大宮に參詣奉らむ時は。右の御定を愼守りて。其日數畢たる上にも。猶身滌祓をなして。然して後に拜奉らむ事勿論なり。扨また國々處々の御社々に參りて拜み奉る時も。右の御制を畏守りて然るべき事は。萬に伊勢の事を以て本とするに準へて心得べし。たとひ古へよりの常例とて、獸肉その外種々の忌憚るべき事を、憚らず物する社社も無には非ねど、其は異なる故有りてなるべければ、竝ての例とは爲し難し。)扨こゝに同じ神拜と云ふ中にも。遙拜をなし。或は產土神。氏神。または家に齋奉る神靈を拜み奉る事などは。各々內外親疎の差別有りて。忌穢の日數も多少あるべき事なれば。今その大概を示す事左の如し。(抑神拜は、人々心々にする事なれば、其憚りの日數も、さし極めては云ふべきに非ざれども、今は唯、古への事實に考へ合せて、予が心得に定めおく事なれば、弘く世に傳へむとには非ず、予が子孫ら、又予れに從ひて、敎を受る徒にのみ云ふ事ぞ。)○遙拜は。(遙拜とは、家に在て、遠き處の神社を拜み奉るを云。)直に御許に參りて拜奉るとは。其趣異なり。然れば大凡之服忌諸穢ともに。御令の日數半限を過なば。禊して後に拜すべし。(十三ヶ月の服忌は、七ヶ月許り、百日の穢は、五十日計の遠慮にて然るべし、餘は此れに效へ。)○產土神の御社に參る事は。是また御令めの日數半限にて然るべし。(上の諸社遙拜の如く、凡そ一ヶ年の服忌は半年計り憚るべく、其の餘は右に效ふべし、抑々產土神の社は、第十三詞の下に云へる如く、東の間も其の御守りを離れ奉るべからず、我が身に取り

て、いと親くおはし坐す神なれば、佗し神々の社社と、等並に思ひ奉るべきに非ず、○氏神社は。氏神とは、もと其の氏人に限りて稱す號なれども、殊なる由あるは、其の氏ならぬも、推てしか稱して仕へ奉れるも有る事など、既に產土神の下に、委く云へるが如し。）其氏人の親しく仕へ奉る神にて。多くは其の先祖を祭りたるなれば。其身に穢ありとも。日々必ず拜すべし。（其の身既に穢れある時は、その穢れ泝りて、先祖までにも、少かは及ぶ理なれば、其の身穢れたりとも、拜禮は缺まじき也、されど重き忌み穢れある時は、遙拜の心得にて、常よりは、少し遠ざかりて拜むべきか、又其の先祖ならざるも、殊なる由有りて、常に氏神と唱ふる上は、實の氏神に同じと心得べし。）○家の神棚は。第十四詞に云へる如く。大御神の御靈代を始め奉り。八百萬神等を齋き奉りたる神籬なれば。其神寶の尊き事は、中も更なる事なれど。直に其の本宮に參りて拜み奉るとは。其趣異なり。然るは本より家内に齋き奉りては。其の身其の家既に穢るゝ時は。神棚にも穢れの及ばむ事。こは

何とも止べからざる事なり。然れば予が家にては。父母の喪なれば五十日。祖父母の喪には。三十日の遠慮として。暇の日數のみ神拜を止めて。忌明には身滌祓をなして。其より拜禮する事なり。（產穢、死穢、改葬等のけがれも、右に准へて、世間普通の日數を限りとす、又獸肉の穢はいと重き事なれば、愼みて食ふべからず、されど若過ちて穢るゝか、其の外種々の穢に觸たりとも、三日或ひは五日すぎて禊祓し、又は行水などして、其後は神拜怠る事なし、但し當分は、常の著座より、少し退きて拜み奉らむも然るべし、）また若くは。其の身穢れたりとも。一族又は家子等の中にて。忌服なき者を撰びて。別火潔齋を爲さしめ。我に代りて怠らず。神事を勤しめむも然るべし。（總て神酒御饌、その外供物など獻るに付ては、種々仔細ある事なれども、そは此に盡し難ければ省きつ、大凡は上に云へる事どもに准へて、各も〳〵心を竭して、過犯し無るべく仕へ奉らむ事、云ふも更なり穴かしこ）上件に載せる暇服。また穢等の事は、皆悉く祓戸大神等の知看す事なれば。定まりの日數もある事

には有れど。今もし故ありて默止がたく。其の日數を過す事能はざるも。此の大神等に乞申さば。清まる道の無きには非らず。然れば何れにも。服諸の穢。また過犯せる罪咎など有らむには。殊更に御恩頼を乞祈て。熱々祓ひ清むべき事にこそ。(然るを服また穢の時も、定まりの日數立ざる內に事あらむには、神に祈るも然る事なれど、其の日數だに過さむには、自からに清まるべき事なれば、神の御靈を祈らずとも、何でふ事か有むと云もあれど、其は凡庸の人の上にこそ有れ、心ある人々は、思ほえず過ち犯しけむ罪咎を、祓ひ給へ清め給へと、常にしも乞祈申す事なれば、況て穢ある時ならむには、假令その日數は終たりとも、此の大神等を齋ひ申して、伊豆の御靈を仰ぎ願ひ奉らむは云ふも更なる事にこそ、)

○次にまた別に手を拍ち。右の如く拜みて。

辞別氏。大八衢爾湯津石村乃如久塞坐氏。根國底國與利荒備疎備來物乎。此余里勿來止守給布、塞神三柱乃御前乎。愼美敬比畏美畏美毛拜美奉留。

塞神三柱とは。伊邪那岐命。夜見國の穢き狀を御覽して。逃歸り給ひし時に。謂ゆる八色の雷公。豫母都醜女ら追奉り。伊邪那美命も。既に追及き給はむとする時に。伊邪那岐命。その夜見の坂路に。千引石とて最大なる石を引塞ぎ。また其御杖をつき立て。夜見國より荒び疎び來る物を、此の上津國へ上立じと。所念凝して。此所より來なと詔給ひし由緒によりて。其石に八衢比古。八衢比賣神と申す二柱成坐し。其御杖に。衝立船戶神と申すが。成坐せり。是謂ゆる塞神三柱なり。委くは古史第二十一段。第二十二段の傳を見て知るべし。その八衢比古。八衢比賣二神を合せては。道反大神とも。塞坐豫美戶大神とも申し。衝立船戶神をまた來名戶之祖神とも。亦唯に。岐神とも申すなり。道反大神と申す名の義は。根國より荒び來しものを。道より反し逐へる故に申し。夜見の戶に塞り居坐て守り給ふ故に。塞坐豫美戶大神と申し。此より來なとも。此より經莫とも詔ひ。衝立給へる義をもて。衝立船戶神とも。來名戶之祖神とも申せり。(船戶神と書たる、船は借字岐神と書きた

さ岐の字は、岐を守る義をもて書たり、祖神と書たるは、漢土にて旅行の神を、祖神とも道祖とも云ふ、其は風俗通に、共工氏子好遠遊、故其死後祀以爲祖神と云へるが、此の佐倍乃神の・岐を守り給ふ神業に似たる故に、其の字を用ひたる物なり、和名抄に道祖佐倍乃加美と有るにても辨ふべし、然れば佐倍に祖の字を書くも、借字なりと知るべし)さて此の三柱神たち。夜見戸に塞坐して彼の國より荒び來る物を防ぎ守り給ふ謂より。其御靈を移して。京を始め諸國にも。四隅の衢にて祭り給ふを。道饗祭といふ。其は神祇令に。季夏道饗祭とある所の本注に。於京城四隅道上而祭之と有りて。其の義解に。言欲令鬼魅之自外來者不敢入京師故豫迎於路而饗遏也。と見えて。六月と十二月との晦日の申の時に。まづ大祓の神事有て。次に此の祭を行ひ。夜に入て鎮火祭ある事あり。(但し此は年に兩度の常例なり)さて鬼魅とは。和名抄に。醜女を鬼魅部に收たる意にて。豫母都國より荒來る物を始め。總て世に禍事をなし。疫病を流行する類の妖物を弘く指

言へり。豫迎於路而饗遏也とは。鬼魅の入り來て、禍を行はざる豫に。此の神たちを四隅の路に迎へて。饗を獻り祈願て。鬼魅の外より來るを防ぎ遏めしむる由なり。(但し義解の此文は。書ざまわろき故に。心得なく見ては、其の饗を鬼魅に供ふる如く聞ゆるを以て、祝詞考に其の意をもて解れ、記傳にも其の說を用ひられたれど誤りなり)其はその祝詞に。大八衢爾湯津磐村之如久塞坐。皇神等之前爾申久。八衢比古。八衢比賣。久那斗止御名者申旦。稱辭竟奉久波。根國底國與利。麁備疎備來物爾。相率相口會事無久。下行者下乎守理。上行者上乎守理。夜之守日之守爾。守奉齋奉禮止進幣帛者。云々と有りて。全塞神たちを祭る詞なるを以て知るべし。(なほ委くは、古史傳に云へるを見るべし)さて餘の神等は。某々の社の前か。或は神祇官にて祭らるゝを。此の神たちは。其時々に。かく衢に御饗を進りて祭る故に。此の祭の名を。道饗祭とはいふなり。斯てまた臨時にも祭る事あり。其は縣居翁說に。國に疫病など起れば。國堺にて祭り。京に疫病の起る時は。宮城

の四隅にて祭る。こを後に四角四堺の祭と云ふ。と云はれたるが如し。(其は光仁天皇紀、寶龜元年六月の所、同九年三月の所、聖武天皇紀、天平七年八月の所、及び臨時祭式などに見えて、古史傳に引たるが如し。)また臨時祭式に。障神祭とあるも。此の神等の祭りなり。其は外國人の參來れる時と。罷歸れる時とに。行はるゝ祭りなるが。其の文に。客等入京前二日。京城四隅爲障神祭とあり。此は蕃國の客人どもに。蕃神の屬來らむ事を厭ひて。其を塞神たちに。障遏しむる御祭なり。また蕃客送堺神祭條に。京城四隅爲障神祭とあるば。蕃人どもに屬來れる蕃神の。立歸る事の有らむを。塞神たちに障防しむる御祭なり。此の祭式の有るを以て。いにしへ外國々を。根國底國に準へて穢き物とし。其の神をも厭ひ給へる。古の義を思ふべし。(蕃神は、夜見の神には係らじとも云べけれど、由緒も知られぬ蕃國なれば、其の神にも穢れたるが有む事を厭ひ給へるなり、此はいと古き儀式なるべく思はれて、古の意に叶へる、最も尊き事なり、いかで今も、障神の御靈のいち速く、西國の海邊まで、然る神どもを攘ひ逐給はむ事もがな。)其は第五詞に說たりし。武甕槌神。經津主神の。荒ぶる神を言向け周り給へる時に。大國主神の薦によりて。岐神を鄉導として。惡神妖鬼を逐ひ給へること。此に思ひ合せて。其深き由緒を尋ぬべし。(そは彼處に云へる如く、其の惡神妖鬼は、みな夜見國の穢れより成たる物なるが故に、岐神さき立て逐ひ給へるなり、扨しか神世に逐ひ給へる妖鬼ども、多くは外國へ逃往たるを、蕃客に屬てまた歸り來らむ事を憚りて、いと上つ代より然る御祭りの有しなるべし、然るに聖德皇子の、儒佛の道を好み、弘め給へるより以來、その古實の祭りは行ひ給ひつゝも、其の古意を忘れ給へる狀にて、中むかし殊に蕃神どもを、招祭り給へるは、甚も悲き事也かし。)さて萬葉集に。「杖つきも衝ずも去て夕衢占問云々。また「玉桙の路往く占に占相ば。妹に逢むと我に謂つる。など有るを始め謂ゆる辻占の歌多かるは。此の神等に占問ふわざなり。此は諸占相の多かる中に。敍意の交らで。いと便宜き占なるが。其の說長ければ。

此には記しあへず。（古史傳に委く記せるを見るべし。）扨また扶桑略記。天慶元年九月の處に。近日東西兩京。大小路衢。刻木作神相對安置。女形對丈夫向立之。兒童猥雜禮拜。殷懃捧幣帛。或供香花。號岐神。又稱御靈。未知何神。時人奇之とあり。（號岐神と云ひつゝ、何神といふ事を知らずとは如何ぞや、當時の事識人たちは、大凡かく態なりしなり。）こは寒神たちの。鬼魅をさへ過め。疫病を逐ひ幸ふより。下樣にても如此ひろく祭る事と成れるにて。其發りを考ふるに。聖武天皇紀に。天平七年八月。太宰府疫死者多。長門以還。諸國守若介。專齋成道饗祭。また仁明天皇紀に。承和六年正月。勅令郷邑每季敬禮疫神、また臨時祭式にも。畿內堺十所疫神祭。と有るなどより。然は弘まれる事と所思ゆるなり。（其の文どもに、唯に疫神とのみ有りて、何れの神とは云はざれど、聖武天皇紀の文にて、寒神なりとは知られたり、世に疫を流行する妖鬼をも、疫神と云こと有るに思ひ混ふべからず。）さて天野信景が鹽尻に。いにしへ辻祭の御靈と云しは。道祖神の事なり。御靈會と稱して。六月に疫を送る祭をなし。神輿を渡して。種々の風流を盡し。付物を渡せしなり。（冠服を心に任せて用ひ、貴介の有貌をなす故に、放免と稱す、また故事を作り物などせり、此は加茂祭に此の事有しより、御靈會にも移れるにて、今諸國にて、季夏に天王を祭るに似たり、鐵胤云、今も諸國に、佐倍乃神祭りと云ふ事ありて其趣をも往々聞たる事あり、其の中にも、近くは甲斐國府などには、每年正月の十四日十五日にて、年中の神事は數あれど、此の祭ばかり善美を盡せるは無しとぞ、また出羽の秋田などにも、同じ神の祭ありて、日も同じく、古風の遺れる事あり、凡て其の趣を考ふるに、何方も大同小異にて、大旨鹽尻に云へるに似たり、然るに其の事實紛らはしく、其の祭りは仕へ奉りつゝも、何れの神を祭るといふ事も詳ならぬが如く成りたるは、甚も口惜き事なり、いかでよく古實を尋ねて、何處となく押並て、篤く此の祭事あらせま欲く思ゆる也、猶次々に說れたるを見るべし。）木偶男女の形を作り居ゑ。また其の男女の神像を石に彫て。道衢に置

たるが。此を後に石地藏と混じて。舊像は其狀分り難ければ。多くは石地藏とて寺院に崇めあり。(鐵胤云く、實に此說の如く、其の神像大小形狀さまぐ\なるが中に、烏帽子裝束なるが多く、又いと古びたるは、定かには分り難けれど、神像に疑ひなきも數あり、然るを其の古實を知らざる者は、皆石地藏とぞ思ふめる、(正體一變して淫祠となり。再變して信を失ひ。また附會して外の物となる類少からずと云へり。(此は鹽尻に、をり／＼に記し置きたる說どもを拾ひ集めて、かく綴り載せるなり。)斯て塞神と申すを心得誤めて。幸神と稱し。幸神と云ふよりして。印度に謂ゆる大自在天に附會して。男根の形を造り備へて。金精神などゝも稱し。また猿田毘古神の。皇孫邇々藝命を。天八衢に迎へ給ひし事に附會せり。此は倭名鈔に。誤りて。塞神に。唐土の道祖神を當たるより起れる事なるが、また其の猿てふ言より思ひ付て。道家の庚申祭を牽强して。衢に庚申塔と云ふ物を造立し。佛者また其弊に乘じて。天台宗の一心三觀とて。不見不聞不言と云ふこと有るを附會して。石塔に目を塞ぎ耳をふたぎ。口を塞げる三匹の猿を彫付て建たるに、眞言家より。其やがて青面金剛なりと牽强して。其の石塔を立る事となりぬ。(然るに俗に、兩部神道、御流神道など稱ふを、尊奉する徒は更にも云ず。唯一神道を立るなど、事々しく名告りて、佛法をば屎の如くいふ徒、また其猿田毘古神に庚申を附會せる、彼見ざる聞ざる言はざるの說をとり用ひ、末世の儒者らが謂ゆる敬と云ことに取り合せて、猿田彥神を、敬愛土德の本尊の如く稱し、敬は土シマルと云ふ言なりなど言散して庚申講と云ふを取り結びて、米錢を集むるなど、言もて行けば、果しなき計りに、妄說の弘ごれるは甚もうるさく忌々しき乞盜の事にこそ、是らの事とり總て、巫學談弊に云へれば、爰には大略を記せるなり。)かゝる事の亂れより。眞の塞の神の本義は失果たる如く。世人は其御名をだに。得知らぬ計りに成りにたり。いかで世の心有らむ人々よ。是より後に。辻々に然る石碑を建る人の有らむ時は。よく誨して。庚申また青面金剛などの字を止めて。塞神三柱の御名を彫付て。嚴めしく衢に建

て。年毎の六月と十二月の晦日には。道饗祭仕へ
奉り。常・往來ごとに敬ひ拜むべく。造り成し奉
らむ事もがな。(己をり／＼田舍渡らひして見るに
村里に疫病痢疾など、其外惡き病の流行れる時は
其病ある家にて、藁もて人形を作りて、病人に擬
へ、怪しき徒輿やうの物を造りて其に乘せ、さて
杖を以て、其を逐ひつゝ、村外まで送り出して、
持たる杖を其處につき立て、後を見ず歸る、これ
謂ゆる疫病神を送る習はし也と云へり、此は古意
を失はざる爲方なり、また村と村との堺に注連を
ひきて、博打に用ふる鑒といふ物を、大きく作り
て・付たる村ども多かり、此は道祖神の祭りせる
時に、推ふ由なるは、やがて塞神を祭る心ばへな
れど、眞の塞神は三柱まして、道祖神などの如き、
卑き神には坐ざるなり、抑神祭の事は、國々にて
其土俗の習風には、却て古意の遺れるが多かるを
物知らぬ儒佛の徒、あらぬ名號など書き付て、誣
て淫祠と爲たる故に、狡意ぶる村人など、其れに
率れるも少からず、これ周人の謂ゆる、夫人の子
を賊ふ者とや言まし○校者ら云く、師のかく教諭
さるゝも、既に數年に成りぬれば、心ある人々は
一速く、塞神三柱の御名にかき改めて立てたるも
數所出來にたり、最もめでたき事にこそ、いかで
是れらを例として、次々に齋ひ改めむ由もがな。)
右等の古實に準へて思ふに。誰人も住居る家の門
前は更なり。其宅地の四方にも。必大なる石を置
て。其を塞神等の御寄座と齋ひ鎭めて。人は更な
り。鳥獸の類も汚し奉るまじく搆へ成して。常に
よく掃ひ清めて。道饗祭の御儀に效ひ。其量々に
祭り奉り。妖物禍事の入來るまじく。夜の守り日
の守りに護り給ひ。幸へ給ふ御恩賴を。乞願奉る
べき事とぞ思はるゝ。然れど其の宅地のいと狹く
て。然はなし難き所ならむには。淸けき板に。塞
神三柱守護給ふ處と書して。其門々及び家の戸口
に推け齋ひ奉るべき事にこそ。(鐵胤云ふ、世の間
の有狀を見るに、彼の佛經轉讀の札など、寺より
贈れるを、はり置く家々は、本より論ふにも足ら
ず、然るはいかに廣大なる寺々にても、大抵死者
の汚穢なきは有らざれば、殊に淸め齋くべき御守
符など、修し奉るべき事に非ず總て寺は、人の吉

事に與る事なき物と知るべし、然るを公然と門戸にはり置など、其の主人の心さへに、思ひやらるるぞかし、又修驗などいふ徒の物するも、大抵佛氏の流なれば、右に準へて思ふべし、扨又天神地祇云々と記し、或は蘇民將來子孫之門などゝも記し、其の外くさ〴〵見及びたるもありて、是らは理なきにも非ざれど、門戸の常の御守りには良はしからず、また豐石窓神、櫛石窓神の御名を書きたるもあれど、此は大御神の大御門、また天皇命の大宮の、御門を守り給ふ神なる事、第十八詞に云へる如くなれば、凡人の家には、いとも畏く憚り奉るべき事とぞ思ゆる〕

玉手繦七之巻

伊吹能屋先生講本

門人 出羽國 細矢肩雄
下總國 山口忠榮 同
出羽國 佐々木胤英 校

○次にまた別に手を拍ち。右の如く拜みて。

辭別氏津速產靈神。市千魂命興台產靈命天兒屋根命。亦名八意思兼神。亦名太詔戸命亦名櫛眞智命乃御前乎愼美敬比。思慮乃智有志米。言美志久。吾爲業乎。彌進爾進給比幸幣給閉登。畏美畏美毛拜美奉留。

天兒屋根命。八意思兼神を別神と爲たるは。古書の誤なること。また此の神は津速產靈神の御子。市千魂命の御子。興台產靈命の御子に坐す事など。古史傳に委曲に說たるが如し。〔第六十段の傳に委く說きたるを見て知るべし〕さて天兒屋命。

亦名八意思兼神の功績のことは。第四詞に說たる如く。また人もよく知れる事なれば。此に略して。其御名の義を說かむに。まづ思兼とは。師說の如く思慮にて。數人の思ひ慮る智を。一人の心に兼持る意なり。八意と申すも。彌心の義にて同じ。また兒屋根と申す兒屋は。八意を反さまに稱せるにて。心彌の義なり。（師說に、此の神太詔戸白して。大御神を招奉り給ひし故に、招祖てふ名を負て。招ぃ乎を略き。伎於を切めて古といふ。祖は玉祖と同意なり、と有れど然らず、また舊說に、兒屋てふ字に就て釋るなどは云にも足らず）其はまづ古言に心を許々とも。許呂とも。許理とも。紀理とも。許々理とも云ひて。凝と同言なるが。語の本は許にて。其の許と云ふ一と言に。やがて凝る義あり。是を以て兒屋とは。彌心を反さまに稱せるにて。共に御意の思ひ慮りの。彌足ひませる由の御名なる事を辨ふべし。（上に擧たる詞どものの例など、此には所狹くて、中々にいひ盡すべくも非ざれば、大意を記しつ、其の委き說は、古史第六十段の傳に就きて見るべし）さて亦の名を太詔戸命と申す由は。かの石屋戸段にて。廣き厚き稱辭を白し給へる故にかく申し。櫛眞智命とも申すは。櫛は櫛石窻命。櫛稻田姬命などの久志と同く。此例の奇なる由の稱名。眞智は麻邇と同言にて。始の神。鹿の肩骨を灼きて占ふ。太兆のわざを。始め給へりし故の御名なり。是をもて後までも。太兆の卜事を執行はしめ給ふ時は。必この神を迎へて祭り給ふ御例なり。（委くは古史傳に就て見べし）さて此の神の御父神を。興台產靈神と申す。御名の義は。御子兒屋根命の功績より延て考ふるに。興台は本より借字にて。心利の義なり。其は萬葉に。山菅の止ずて公を念ふかも。吾心神の頓はなき。また吾が情利の生ともなき。また吾が情度の和る日もなし。など數ある情利これなり。（情度とかける度は假字なり、此れにて、心神情利など書たる神利をトと訓ことを知り、心神と書きたるは義訓、情利と書たるは、正字なることを辨ふべし）其はまた萬葉に。極太甚利心云々。また燒太刀の刀其己呂も有れば。など詠める利心にて。十二卷に丈夫之聰神も云々。と有る聰神に

同じ。（サトキ神とは、眞利き心と云ふ語なり〕然れば利心、心利たゞ反さまに云へるのみこそ有れ。彌心。心彌の反さまなると同じ意にて。許碁登とは。御心眞利く。彌足ひ坐る山の御名なり。（許々を清ても濁りても云ふは、上に云如く、心は凝と同言なるを、萬葉に凝敷道など濁りて云ひ今の世にも、膏などの硬れるを、コヽルとも、コゞルとも云めり〕さて許々呂とは凝る義なるに就て。吾が意にて。心と云物の。靈妙なる趣を思ふに。古き發辭に村肝の心と云へるは。加茂翁の說に。群がり物と云ふ加里の反。紀なれば、群き物と云へるにて。物の多き事を。許々良〻許々婆久など云へば。群がる物こゝらと言掛しならむ。と言はれしは然る言にて。此は即群がる物。心と云へるにて。彌心に群り凝る義の發辭なるべし。（然れば村肝と書たる肝の字に拘むべからず、漢籍に、肝は七葉など有る義を思はむは、甚じき非なり、委くは古史傳にいふを見べし〕斯て是よりまた。於母比と云ふ言の義を思ふに。此は萠と同言にて。凝たる心より萠出る義の言に。於の冠れるには非じか。（但し萠はモユと活き、思ひは、オモフオモヘと活らけば、同言ならじと思ふも有べけれど、同言も活用の趣によりて、活き辭のかはる例もこれかれ有り、そは塞、佐夜理か冰、許袁呂、薫、加袁理など、今と同例なるに、覺も疑ひなく思ひと同語ならむ、思ひは、思ふ、思へと活らかし、覺は、オボユと活らかするをも思ふべし、かゝる類は多かれど、今は僅に云のみ〕然も有らば。燃と同言ならむ。其は入意思と係れる語の趣の由ありて聞ゆるに。炎の萠揚る狀を。於母比てふ言の萠寄る狀なるに思ひ合され。また歌詞にも。萬葉一卷に念曾所燒吾下情。また五卷に心波母延農云々。十三に。我情燒も吾なり愛やし。君に戀るも我心柄。など云へるをも思ふべし。（また古今集にも、貫之「君こふる涙しなくばから衣胸のあたりは色燃なまし、小町、人に逢はむ月のなき夜は思ひおきて、胸はしり火に心やけをり、能宣集長歌に「空蟬のなく夏來れば胸のうち、燃のみわたり蚊やり火の、烟とやがて云々、兼輔集に「さくら花雫にぬるゝ袖よりも、よそに焦るゝ胸

ぞまされる、など猶多かり、漢籍にも、焦心焦思など云へるは、符へる語なり。)さて其萠寄りて凝物を。たゞちに許々呂と名けたるを。其やがて身體に固有せる火の態なれば。燃る心。燒る思ひなど云ふ詞は。よく叶へり。(そは甚く怒れる時、また甚だ恥見し時、また甚く物思ふ時など、面ほてる事は更なり、軀中自づからに熱ほり出て、火の燃る狀なること誰もその覺え有べき事なり、然れば人に思ひ慮りの智あること、全火產靈の御靈に依ること、論ひなき物なり、)さて興台產靈神は。この思ひの靈妙なる功德を持給へるが故に。產靈てふ御名をも負坐る事と知られたり。(そは高皇產靈、神皇產靈、生產靈、足產靈、玉積產靈、火產靈、稚產靈など申す、產靈の意を思ふべし、書紀に、此神を何と思はれけむ、一書に、一と所名を出されたれど、神とも命とも記されず、興台產靈とのみ書れしは、甚じき非也、故己れ私に神の字を補へり、其の由は古史傳に論ふを見るべし。)然るに此の神の。思ひ慮りの智ましける事蹟の見えざるは。御子兒屋根命(亦名思兼命、)に至りて。其の神德の顯はるべき。幽き所由ありし由なるべし。(其は稚產靈神の御德の、其の御子豐宇氣毘賣命に至りて、顯はれたる例をも思ひ合すべし。)然るは言は。心神の緒を辨へ述る。大切の物にて。此を善しく云得ずては。思慮りの德用を成すこと能はざれば。心と言とよく相應ずは有べからぬ態なるに。兒屋命其を兼て。御心の八意なるは更にも云はず。其の言善しく。彼の石屋戶段に。太詔戶言よく白し給へるに。天照大御神きこし召て、若此言の麗美は有らず。と詔へるを思ふに。萬葉の歌などに。言靈とあるは、寓の言ぐさには非ずて。即その御父。興台產靈神の事ならむ。と所思るなり。(但し藤原系圖には、己々登魂命ともありて、己々登は許登と切れど、此は上に云ふごとく、心利の義、言靈の言は正字にて、言に幸はふ靈の義にて、互ひに異なり、かくて言てふ語の義は、心音ならむと覺ゆれば、心利むすび、と申す御名とは義替れど、言語の本、また此の神の神德に係れば。言靈神とも申さむこと、必ず然も有べき事にこそ。)其は萬葉五卷の長歌に。神代より云傳けら

く。虚見津倭國は皇神の、嚴しき國言靈の。幸ふ國と語り繼ぎ。云繼ひけり云々。十三卷に。志貴島の倭國は事靈の。佐くる國ぞ眞福在よく。など詠めり。(こは異國へ往く人を祝たる歌なり、言靈と書るは正字、事靈とかける事は借字なり)此らの歌ども。本書の全歌をよく見るべ[illegible]。倭國は。言靈神の佐け幸はふに依りて。言語の麗き國なる故に。其美き詞をもての壽言すれば壽々まに〳〵。天地の諸神の感坐て。福へ給ふ由を詠たり。(なほ萬葉[illegible]も、仁明天皇紀にも、言靈をよめる歌あれど、所狹ければ引出ず、古史傳に就て見べし)さて天兒屋命の然しも太詔詞よく白し給へるは。與台產靈神。その時しも。殊に御靈を幸へ坐し故なること知るべし。然れば古道を學びて。心利からむ事を思ひ。言をも善からむと思はむには。此の神の御靈をことに祈願奉るべき事にこそ、此神の利心と、言語とに幸へ給ふ事は、何れの國も、同じ御惠みは蒙れども、御國は神國なる故に、言語の道、殊に正しく傳はりて、活用また比類なく、麗しき國なれば、別けて古語にも、言靈の福くる國とは云ひ繼しなり、言靈と云を、實に神在けりとは得尋ねず、徒に寓言のごとく解たる說のみ聞ゆるは、是れまで與台產靈神の事迹を考へたる人の、一人も無りし故なり、產靈とさへ稱せるを、小縁ならぬ御名としも、心著ざりしは何ぞや、景行天皇の大御詔に、大倭國者、以行事負名國也、と詔へる如く、神の功德は、譬へ其の事迹の傳はらざるも、御名をかへさひ考へて、その御行事を探ぬること、是ぞ古學の專要なりける)偖また後ながら大鏡に。醍醐天皇の皇子の生坐る。五十日の餅を。殿上にて出させ給へる時に。維衡中將「一年に今宵かぞふる今よりは。百年までの月かげを見む。と壽白せるに。天皇の御製に。「祝ひつる言靈ならば百年の。のちも盡せぬ月をこそ見め。堀川百首に。俊頼朝臣。「言靈のおぼつか無さにをかみすと。惜ながらも年を越す哉。などなほ有り(此の俊頼朝臣の歌を、久保能すさざと云ふ物に今の俗に節分か除夜に、果樹ある家には、一人その樹の上に上り、一人は斧をもて木の本に至り、其の樹に向ひて、來年よく實なるや、實ならずや

と云とき、樹の上の人、生ましやうと答ふ、かくすれば來年よく實生ると云へり、是れ言靈の眞福く在るなり、然れば古へにも、然るわざ民間に有し故、梢ながらに年を越すとは詠れしにや、をかみすとは拜すと云にや、此の朝臣のかゝる事をとり出て、上手の口に任せて、詠れたる歌少からず、然れば近俗のする所も、古への遺風なるべし、と云へるは、然る説と聞えたり。)かくて上つ代には。此の言靈の幸はふ謂れあるが故に。物を造り、事を行ふに。祝言しつゝ物せること多かり。そは神功皇后の酒賀、御歌に。此の御酒は我が御酒ならず。久斯の神。常世に在す。石立す。少御神の。神祝々狂ほし。豐祝々廻し。奉り來し御酒ぞ。と詠まし。建内宿禰の御和まをせる歌に。此の御酒を釀けむ人は。云々。歌ひつゝ釀けれかも。舞つゝ釀けれかも。此の御酒の御酒の阿夜にうたゞぬし。と詠れし故事、(この事は古史應神天皇卷、元年の處に出たり、是れにていにしへ酒を釀するに、歌ひ舞ひ祝つゝ、造れること知られたり、今も然すること、人も知れるが如し。)また神樂歌に。杖

を皇神の御山の杖と山人の。千歳を禱り切れる御杖ぞ。などあるをも思ひ合すべし。其は言美しく祝ふ詞には。善神の吉き事を幸へ。凶々しき詞には。善神の感給はねば。枉神の所得て凶事をも引き出ればなり。故古へは更なり。今の世にも。事を成さむと爲るには。まづ壽詞を專とする事なり。(其の古きを云はゞ、大殿祭 酒賀 室壽を始め壽詞すること數あり、今の世にも、地平、家建、田植、稻刈、酒造、その餘にも壽き歌を謠ひ囃して、物する事の多かるは、古へ風の遺れるなり、然れば、常云ふ言語にも、心をつけて、凶々しき言は、心すべき事にこそ其は神世より、詛言に驗ある事は更にも云ず、今も古も人を祝ぐ歌に、所思えず凶々しき詞をよみ合せて、殃災の出來し例も少からず、摠じてかゝる事はし、俗の生さがしき倫は、そは然る禍事の出來る端に、ゆくりなく詠ゝ應へたる物ぞ、など事もなげに云ふも有めれど、然る古意を知らざらむ人は、さも有らば有れ眞の古意を探ねむ人は、隨分に心を著べき事なり、然はあれど、世に御幣かつぎとて、自己は更なり

家内の者等にさへ制を立て、死四などの字は云はしめず、種々言忌ひする人も有れど。其は獮猴より起る愚人の所爲なり、古くも反語とて、葦をヨシと云ひ、梨實をアリノミと云へる類、また神宮の忌詞などの類も有れど、此は殊に旨ある事にて然る痴がましき事には非ず。此れらを除ては、古き博士たちの日本紀を讀奉れるに、御讀とて忌避て、讀ざる語の多かるさへに、然しも甘心せる事とは覺えず、此は序なれば、少か思ふ心を述るにこそ〕偖かく思ひ集め。立かへりて。其の御祖神たちの事を說かむに。津速產靈神は。古語拾遺の異本に、高皇產靈。神皇產靈神と共に。天之御中主神の御子なりと有れど。此は後人の思ふ旨あるが。攙入せる妄說なること。既に委く辨へたるが如し。〔古史第六十段の徵見るべし〕然らば此の神の出自は。誰神よりと云はむに。此は疑なく火產靈神なり。其の由は。津速とは。伊都速の伊を略き言へるにて。伊知速の伊を略きて。千早と云ふに同じければ。御名の義は伊都速き方に卓れ坐る由なり。伊都速の伊の略かる例、また伊都速は伊知速と同意なること、加茂翁の冠辭考ありし以來、人の普く知りたるが如し〕天上に坐す神等の中に。然る伊都速き神は。火神をおきて誰神か有らむ。其は此の神を祭る詞に。御心一速比給波志止爲弖云々。と有をも思ふべし、此の神伊邪那岐大神に斬られ給ひしに。其の御體は天上に騰りて。香山と化れること。玉眞柱にも云へる如くなれば。其の御靈やがて彼の山に坐まして。市千魂命は。其の御靈の御子に坐すと聞えたり。〔其は古史神武天皇卷に載せる、此の神の御靈、火雷神の、丹塗矢に化りて、建角見命の小女玉依毘賣を孕せて、鴨若雷命を生しめ給へる故事を思ふべし〕故この命の名も。また親神の御名と同じ義なり。其は市は伊知速の伊知にて。伊都と云に同く。千は比古遲の遲と同く。男神の稱名なるにて知るべし。〔猶言はゞ、姓氏錄に、津速魂命男、武乳速命といふ有り、是れまた乳速は伊知速の伊を略き、武を冠て稱へたる名なるをも思ひ合すべし〕さて津速產靈神。市千魂命。興台產靈命と。次々に。火產靈の功業成々て。兒屋根命に至りて。思慮りの智

全く備のひて。石屋戸隱の大禍事を。直し給へる功績の。高く比類なきこと。幽き因ある事なりかし。（また此の兒屋命はし。火産靈神の御末として、此時の禍事を直さむ、事謀すべき所由を、疾く所知看おはして、殊に御前に召て思はしめ給へる、皇産靈神の御量はまた殊にゆゝしき御事也かし）其はかの招事に用ふる物を。悉く香山より取れる所以を。まづ熟思ふべし。抑火産靈神は。第二十一詞にも云へる如く。其の御母の己命を生給へるより事起りて。豫美都國に神退まし。其の事によりて。己れ命は斬られ給へり。是を以て其の御靈の彼の國を甚く惡みて。彼處に屬たる事物をば惡ひ坐して。疾く却ひ失ひてむと。稜威速び給ふ御靈の盛なる故に。その御靈に賴りて。彼の罪穢の大禍事を。却ひ失はむと思慮りて。かの御骸の化れる香山より。招事に用ふる種々を取れるにぞ有ける。（かくて此の香山を、後には大和國に天降し給へるに、神武天皇の、磯城八十建を誅し給ふ時に、天神の御教し坐て、其の香山より埴を取りて、嚴瓮を作り、そを用ひて神を祭り給はゞ、虜ども平伏なむと御教りありしかば、其の神勅のまに〳〵物し給ひて。虜を亡ぼし。かつ其の神事に用ふる火を、嚴迦具土と號け給へるなど、悉く石屋戸段の故事によりて、火神の御靈徳を、仰ぎ給へる御所爲なることは、更にも云ず後の世までも、神事に火を清むる事の嚴なるは、清き火の德によりて、禍を拂ひ、かつ穢れありては、枉津日神また御怒り坐て、禍の起る故なり、然れば世に忌み清むべき物に、火を燧かくる事あるは、其の御靈によりて、清めむと爲るにて、古の意に叶へり、凡て穢ありては、誰神もみな惡ひ給ふ中にも、枉津日神、火産靈神共に、穢れを惡ひ給ふ故に、其事物に幸ひ給はぬ時を伺ひて、一向に枉事を爲さむと好む妖神たちの、荒び立つ道理にぞ有ける）然る因縁をし思ひ慮りて知り給へる。兒屋命の。かの神の御裔なるに熟く符へるは。奇異なるに。況て其の思ひ慮り給へる太兆の事はしも。神の御心を問奉る。こよなき重き神事なるを。其の事に鹿の肩骨を灼て。卜合すことを始め給へること。殊に可畏し。其は獸の多かる中に。此の獸はし。火の神の御體

に成りませる。大山祇神の御裔にて。其の使者なるを。（此事は、第五の詞にもあら〳〵云へり、委くは古史傳に就て見るべし。）肩に奇靈き骨ありて。其を波々迦もて灼ときは。無上至尊き大御神の御心をさへに。竄ひ奉るべき事の由を。辨へ智り坐るは此の神の奇靈なる智の中にも最妙なる思慮なり。（斯て其の功績によりて、櫛眞智命と云ふ御名をさへに負坐し、その御裔の次々、其の業を仕へ奉れること、古史第六十段の傳に委く注せるが如し、神名式に、大和國十市郡に、天香山坐櫛眞知命神社、大月次、新嘗、元名。大麻等乃知神とあるは、上に云へる如く、香山はもと、天上なる香山を降し給へる山なるを、此の山に櫛眞知命の社ある事は、火神の御末なる故に。天上にても此の山に住み給ひけむ所由によりて、此の國にても、彼處に祭り給へるなり。また武藏國多麻郡に大麻止乃豆乃天神社とあるも同じ神なり、此を今は御嶽山とぞ云ふ、また秩父郡に、秩父神社とあるは、八意思兼神と申す御名にて祭れる社なり、此を今は、大宮妙見とぞ云ふなる。斯て天兒屋根命と申す御名にて、祭れる本社は、河內國河內郡枚岡神社是なり、世に春日社を、此神の本社の如く心得たる俗說、おほく聞ゆれど、彼社は、鹿島神社を移せるにて、武甕槌神第一に坐まし、香取に坐す經津主神と、枚岡社なる兒屋根命、また其の后神と三柱は、相殿にぞ御坐ける然るを俗人らは春日と申せば、卽天兒屋根命の御事ぞと思ひ居るは、甚く違へる事にこそ、）さて太兆は。然るやごと無き事にて。神の御上を伺ふ法なるが故に。いと上れる世には。此をよく行ひ得て。神祇の情態を知り明せる人を。物知人とぞ稱しける。其は龍田風神祭の詞に、天下乃公民乃作物乎。草乃片葉爾至萬氏不成。一年二年爾不在。歲眞尼久傷故爾、百能物知人等乃卜事爾。出牟神乃御心者。此神止白止負賜支。此乎物知人乃。卜事乎以氏卜止母、出留神乃御心母無止白止。有るぞ。物知人ちふ語の。古へ書に見えたる始めなる。（此の全文の義は、古史の崇神天皇卷に、委く說きたるを見るべし。）凡て物と云ふは。自吾に對ひて。萬に弘くいふ言なる中に。神を指して言ふこと多かり、其は新

年祭詞。また道饗祭詞などに。荒備竦備來物能。自下往者下乎守。自上往者上乎守云々と言ひ。神代紀に、葦原中國之邪鬼。とある邪鬼を。私記に安之岐毛乃と訓み。中昔の書等に、毛能々氣など云へり。物の意を思ふべし。（また物忌み、物狂ひ物の態など云ふ物、俗に。憑物の爲たるなど言ふ物も、みな同じ意なりと知るべし。）此は神と云ふに同く。弘く云へる語なるを以て。物知人と云ふは。神祇の情態の。幽りて著明からぬを。知り辨ふる由の稱なる事を曉るべし。（然れば知と云ふ語の本も、漢文に、著明　顯焉、明白、分明、灼然など書るを志留斯と、　伊知志留斯とも訓む志留と同く、幽れたる事を、著くする由の言にて白も同言なるが、此はもと太兆の事を行ひて、其の火拆の兆によりて、幽事を知るより出たる言なるべし。伊知士留斯の伊知は、伊知速の伊知にて　此は伊知速く灼き由にて、後に加はれる言なるべく。また印驗祥などの字を、シルシと訓むも同言なり）かく思ひ續くるに。中昔の書等に。もの知と云へるは、大かた漢籍物語り書などよみ讀て。世の目に見ゆる少事を知れる倫を云ひ。今の世にも然る倫ひをさして物識人と云なるは。甚く故實に違へる語なり。況て謂ゆる儒者などを、物知と云はむ事は。殊に甘心せざる稱にて。己が心に。是ぞ物識ならむと思所ゆる人は。未得見ずぞ有りける。（今の世の己が見聞に及べる、大人貌の學者たち、しひては事識などは稱ひもすべし、物知と云はむは返す〳〵當らずと知るべし）倭天兒屋根命（亦名八意思兼神）はしも。右に云ふごとき神徳の神に坐せば。古の道の眞の學問せむ人は更なり。何業にまれ。某々に思慮りの戈智なくては得有らぬ事にし有れば。其の本つ御祖。津速產靈神より始めて。常に拜み奉りて。言語の道をも美からむと　願白さずは有るべからずぞ所思ゆる。此をよく神習ひ努むるを。成人の學とは云なり。（漢籍說苑と云物に、孔子曰、達乎情性之理、通乎物類之變、知幽明之故、睹遊氣之源、若此可謂成人矣、既知天道而加之以仁義禮樂、成人之行也、若乃窮神知化、德之盛也と有り、なほ古史第六十段の傳に委く云ひ、また此の書第廿四の詞の下

に云へるをも、合せ考ふべし）

○次にまた別に手を拍ち。右の如く拜みて。

辭別氏。天宇受賣命。亦名大宮能賣神。亦名宮比神。亦名矢之簾神乃御前乎愼美敬比。某我常爾仕奉留神等乃御心。君親乃心爾令違受。手躓足躓令爲受。家内乃者止。己我乖々令在受。朋友親族他諸人乎毋睦比集幣。吾爲業乎彌進爾進給比氏惠良惠良爾笑比賑波布家斗令在。夜守日守爾。宮比乃御靈乎幸幣賜閉登。鹿自物膝折伏世。鵜自物頂根突拔氏。畏美畏美毛拜美奉流。

天宇受賣命の亦の名を。大宮能賣神。宮比神。矢之簾神とも申して。此は皇產靈神の御子天太玉命の子に坐なり。（委くは古史第五十七段の傳に云へるを見べし）さて此の神の有功のこと。第四詞の處にも說たる如く。天照大御神を。天石屋戸より招出し奉らむと。諸神たち。始めて神樂を奏じ給ひし時に。此の神その神遊びの長として。天日蔭を鬘となし。天眞拆を手次にかけ。天小竹葉を手草に結て。手に鐸を付たる茅纒の矛をもちて。神憑せる如く。胸乳また股をさへに攪顯はし。裳緖をば陰におし垂れ。汙氣槽ふせて踏轟かし。比登布多美余。伊都牟由那々。夜許々能多理。毛々智余呂都といひて。舞謠ひ。巧に俳優し給へれば。其の塲に集へる八百萬の神たち。高天原の動むばかりに笑ひ給ふ。（宇受賣命の神憑せる狀に、わざと物狂はしく、舞謠ひ給へるは、八百萬神たちを、かく笑はしめて、大御神を怪ませ奉らむとの所爲なること、上にも云へるが如し）こゝに天照大御神。果して其を怪み思ほし。天兒屋根命の稱辭をも感まして。石戸を細目にあけて御覽し給ふ時に。かの戸側に隱立たりし、天手力男命。その御手をとりて。引出し奉れること。第四詞に說たるが如し。さて此時の俳優すなはち神樂の濫觴なるが。まづ

和邪袁伎と云ふ語の意は。和邪は童謠。諺。物のわざなど云ふ和邪にて。袁伎は袁加斯の約れるなり。其は物の憑て狂はする態の如く。胸乳股などかき出し。いとも可笑く物せる故の名なり。(師は此の袁伎をもて招の意に解れたれど、似たる言ながら然らず、其は此の段の俳優こそ、招として通ゆれども、是より遙か後に、火須勢理命の、火々出見命に伏ひて、汝命の俳優者と爲らむと云て、潮に溺れし時の狀を擬びて、種々の狂態し給へるは、其の御心を執直さむとの態なるが、此をも和邪袁伎と云へり、此の袁伎を招としては叶はざるを、袁加斯の約りと見れば、何處にも能く叶ふこと、心を平にして思ふべし。)神樂とかきて加具良と訓むは。神惠良伎てふ語の約れるにて。惠良具とは。咲榮え笑ひ樂むを云ふ。(加茂翁の神遊考に、神樂と云ふを、古言ならずと云はれたれど、然らず委くは古史傳に就て見るべし。)さて內侍所の御神樂は更なり。神樂と云へば。神の御前にて行ふ。遊態の名と爲れるが。最古くは。石屋戸段の因緣によりて。其歌舞ともに。可笑しき事を主として。

樂器の調子は。その歌舞に從へて。某調と云ふ定めは無りしを。後に漸々に古へ風を改めて。調子をも定められてぞ有りける。(其は體源抄に、資忠云、上代神樂無調也、而近來以壹越調爲之、我世相替事是也、とも云へるを以て知るべし、資忠は堀川院の御時の人なり、師云、上代神樂無調也云云と云へるは誠に然るべし、此れに我か世に云々と云へるは、此の資忠と云ひし人の世の頃に、替れる由なり、然るにまた神樂は、本は平調也、依爲亡國音、後成壹越調云々とも云へるは何ぞや。)偖しか調子を替給ふとしては、古への宮風たる戲笑歌。また戲笑舞など。多くは廢られて。殊に後の世の歌を撰び入れて。嚴重なるを。雅章とは定られしと所聞たり。(神遊考に、體源抄に、舊神樂、昔貞觀御時、神宴之日、被撰定云々と有るを引きて、此は古へより、神遊に謠へる歌の有るに效ひて、今の京始め頃の人々の詠しを、貞觀にその宜しきを撰ませられけむ、其れを後に、神樂譜と云へる物なるべし、其の後延喜の御時も、或は去り、或は加へられしならむ、と所思ゆるこ

とあり、それ即ち今傳はれる古本なるべし、と言はれしは、實然も有るべし、其は今の神樂譜の中に、古今集より以下の集に、某人の歌と、正に出たる歌どもゝ、多く入たるを以ても悟るべし）但し今傳はる神樂歌譜に。後の世の歌おほく入りたれど。中に早歌などの類、たゞ言の如く。言句の數を調はざる狀にて。自づからに。戯笑歌と聞ゆるも多かるぞ。古への物なる。然らでは。其の舞を俳優と云ひ。神惠良伎と云ふに叶はざればなり。其は樂事の起る本の意を稽ふるに。まづ歌は一とつ心の種となりて。慨くも哀くも。萬づに心の感くより打出らるゝ物には有れど。咲榮え悅ばしき時に。歌ひ出るぞ本なる。（そは誰やし人も、心悅ばしき時は、思ほえず、今樣など歌ひ出るを以て知るべし、哀く憂はしき時は、只に阿波禮とうち出らるゝのみにて、強ても今樣など、吟ひいで難き物にこそ）かくて舞を舞ふ本の意は。謠へどもなほ歡ばしきに堪ざるまゝに。手を伸し膝をうちて。其の謠ふまに〳〵。拍子を合せつゝも。猶飽ずまに立舞ひて。其の悅ばしき情を述る態なり。然

れば今の調子と云ふもの。昔には舞樂の本意に叶はず。謠ふも舞ふも。各々某某の手ゝしく可笑く。思ふがまゝに物するぞ本義なる。（然るは佶屈しき調子に合せて、舞ひ歌はむと爲ては、自づからに心ちゞみて、伸やかならず、樂しからぬ事なればなり）其は琴笛を始め。樂に用ふる器を鳴すことも其れみな歌と舞とに隷る物なれば。謠ふも舞ふも隨意なる上は。その謠ふ聲と立舞ふ趣に隨ひて。左も右も拍子を合すべき物なること。石屋戸段の神遊に。管を以て弓弦をかき鳴し、竹に孔を彫りて吹鳴し。木と木をうち合せて。樂の聲に備せたりと有るも。其の趣に聞ゆるを思ひ合すべし。（然は有れど、事物ともに、次々に精く調ひもて行く傚にし有れば、今に至りては、然る古への風を執りて、後を捨むと云ふには非ざれども、其の本の由來をば、能く辨ふべき事なる故に、少か其志を述ざること能はずなむ）さて古への神樂俳優の風は。しか嚴重なる調子に替りつれど。中頃までは。御神樂竟りて後に　猿樂といふ戯態をし。仕へ奉りしめ給へりと聞ゆるは。然すがに。古への宮風意

の存れるなり。(其、宇治拾遺物語に、堀川院の御時、内侍所の御神樂の夜、職事家綱をめして、今よひ珍しからむ中樂、仕ふ奉れと仰せ事あり、承はりて、弟の行綱を招きよせて、仰せ事のさむらへ、家綱が思ふやうあり、庭火しろく燒たるに、袴を引上て、細脛を出して、云々の態せむと思ふは何と云へば、行綱きゝて、然も有りなむ、然れどもおほやけの御前にて、便なくやと云ければ、家綱むべなりとうなづく、殿上には、何事をやせむずらむと待せ給ふに、家綱いでゝ、させる事なきやうにて入りけり、また濟て、行綱召すと云へば誠に寒げなるけはひをして、膝を股までかき上て。細脛を出しわなゝき、寒げなる聲して、より／＼に夜のふけて、さり／＼に寒きにふりちふふぐりをありちふ炙らむと云て、庭火を十二三度ばかり廻り、走りて入りけり、上中下、大かた響みけり、家綱謀られたるは悟けれど、兄弟の中違ふべくも非ずとて、在りしに替らざりけり、と見えたり、十訓抄に、堀川院の御時、おとゞひにて、家綱行綱と云ふ陪従ありけり、無双の猿樂どもなり、と云るは、此兄弟がことなり、)さて猿樂と云へる義は谷川士清の説に。猿女氏の傳へたる樂の義なり。と云へるは然る言にて。猿女氏とは。天宇受賣命の御裔なるが。石屋戸段の由緒に因りて。後まで内侍所の御神樂に。猿女氏の舞たりし故に。古くは猿舞と云へりしを。後に猿樂とも書て。サルガクとは唱へたりけむ。(然るは神樂譜に、その舞を本末にて譽る詞に、阿知女於介、阿知女於介と云ふを、舊説に、阿知女は、宇受賣と云ふことなりと説るは、然ことなれど、於介てふ詞を説得ざるを、伴信友が考へに古事記に、意祁都命とあるを。日本紀に姥津命とあり、伊呂波字類抄に、[illegible]をオケザルと訓たるを思ふに、阿知女は、宇受賣と云ふ言にて宇受賣樂といひて譽たる詞なるが、宇受賣於介と云ひては、埋め措けと云ふ如く聞める故に、阿知女と云ひ替へたるならむと云へり、此を思ふにも、決なく猿舞とも云べき事の状なるを思ふべし、○越後の國人樋口英哲いはく、我が越後にて、方言歌うたひて、舞踊りなどするをヂンクヲドリと云へり、此は隣國にも有りて、誰もよく

知りたる由なり。然るに其の上手なるを稱てオケサと云へり、譬へばわが鄕の柏崎なるは、柏崎オケサと云ひ、三條なるは、三條オケサ、新潟は新潟オケサと云へり、此のオケサと云ことといと不審く、人に問ふに、誰れも知れる者なし、然るに今この御講說を承賜はるに、彼の踊れる狀のいと可笑く、宮風たるが、此の神の御有狀に似たりと、譽る言なりとは、始めて思ひ得侍りぬといへり、これ信に古語の遺れるなるべし〕斯て宇受賣命の猿女と氏に負坐るは。猿田彥神の名を負るなれど此の神素より佐流がふ神なりし故の事なるが。獸の猿。また其名を負るは彼れも佐流がふ性の物なればなり。〔其は漢籍に、俳優の字を、雜戲如二獮猴之狀一とあるをも思ひ合すべし、〕其は舊き物語書どもに。佐流賀布和邪。また佐流賀布賀麻斯。など有る是れなるが。此をまた佐禮とも云へり。其れも諸書に。佐禮婆美。佐禮毛乃など有る是なり。〔なほ佐禮てふ詞の例をあげば、長明無名抄に俳諧歌を、され歌と云ひ、土佐日記に、きゝざれ新猿樂記に、京童之虛左禮、東國紀行に、され舞など見え、色葉集に、俊賴云、俳諧のこと、世に知れる者なしされこと歌と云ふべし、能くもの云ふ人の、されたはるゝが如しと有り、然れば、佐流、佐禮同語にて、戲れの義なるが、今の世にしやれと云ふ語は、疑なく此の存れるなり〕源平盛衰記に、猿樂と申すは。をかしき事を云ひつゞけて。人を笑はかし侍るぞかしと言ひ。新猿樂記に。種々の戲舞の名を出して。都猿樂之態、鳴呼之詞也。と有るを思へば。屋代翁の猿樂考に。古へに謂ゆる俳優、また猿樂と云しは。音樂と舞曲と具はれる事には非ず。一時の戲にて。俗に爾波加と云ふ事の如く。今行はるゝ猿樂の。相狂言と云ふ物。その流なるべしと有るは。實然る說にぞ有りける。〔なほ今行はるゝ、四座の猿樂といふ舞は、名をこそ猿樂と云へ、上に論へる古の猿樂とは、元より別にて、應永の頃。足利義滿將軍の時に、權輿せる事など、其の猿樂考に委く論はれたるを見るべし〕さて天宇受賣命の俳優し給へる時に。矛もて汙氣槽ヶ衝とゞろかし。比登布多美用。云云と唱へしは。六言四句の戲歌なるを。本これ奇

に妙なる。尊き由ある歌なる故に。此を天にて數名となし給へるが。後に饒速日命に。天皇祖神の十種の神寶を授ひて。降し給ふ時に。若痛所あらば。此の十種を合はせて。一二三四。五六七。八九十と云ひて振へ。由々良々と振へ。然しては死人も生返らむと教導し給ひしは。鎮魂祭の本なるを。其の御祭りに。宇受賣命の裔たる。御巫猨女君ら。その事を掌りて。宇氣槽の上に立て。桙もて其の槽をつく數を。十種寶の數に合せて。一より十まで、聲高く唱ふることは。石屋戸段の故事による事なり。其は古語拾遺に鎮魂之儀者。天鈿命之遺跡也とあるを以て知るべし。天都神の御言に。こを誦たらむには。死人も生き返らむと詔へるを。畏み尊みて。等閑に思ひ奉るまじき事也。(鎮魂祭に此段の儀を用ひらるゝ事は。大御神のさし幽り坐るを、招奉りし意はへを以て。遊散する魂を。招き鎮むる意なり。そは神祇令義解に鎮魂言招離遊之運魂鎮身體之中府故曰鎮魂とあるを以て知るべし。猶この御祭り深き故よしは、中々に此に其大意をだに云ひ得べくも非ざれ

は、今は少か其端を云なり。委くは古史、神武天皇卷の傳に云ふを見て知るべし。)さて石屋戸段の事より遙後に。天照大御神の詔命に依りし。皇美麻邇々藝命を天降し給ふ時に。五部緒神の中に。此の神をも副たまひ。皇美麻命すでに天降りまさむと爲給ふ時しも。先驅者かへり來て。天八衢に。背の長さ七尺餘りの神居て。上は高天原を光し。下は葦原中國をてらし。眼は八咫鏡の如しと白すに。御供の神等を遣して問はしめ給ふに。面をむけ難かりしかば。宇受賣命に。汝は手弱女なれ共。射對ふ神に面勝つ神なれば往て問へと詔ふに。宇受賣命往き向ひて。怖れげも無く問しけるに。其の神答へて。吾は國神。名は猨田毘古神なり。天神の御子の天降坐すと聞ゆる故に。啓行奉らむと。待向ひ侍ふと白し給ふ。こゝに宇受賣命その天降り坐すべき處を。何處よけむと云ことまで。具に問ひて還り參りて。其の由を白し給へば。皇美麻命。すなはち猨田毘古大神を御前に立てゝ。天降坐しけり。(猶委くは、古史傳に就て見べし。)古語拾遺に。天鈿女命を。天乃於須女とも申

す由を記して。其神强悍猛固。故以爲名。今俗强謂之於須志。此緣也とありて。石屋戸段にみかの俳優し給へる趣は更なり。猨田彦神と問答し給へる趣など。凡て强悍猛固なる故に。宇受賣てふ名を得たる由なり。（宇受、於須、同言にて、鈿はその借字なり。俗におずし、おぞましなど云ふ、おぞ、おずは武き義に）宇受賣命の宇受に同じ（こさて此の神の亦の名を大宮能賣命と申す由は。古語拾遺に。天照大御神をかの石屋より出し參らせて後に。既に造り設けたりし新宮に移し坐しめ奉り。天手力男神。亦名天石戸別命。その御門を守護まし。（此の由によりて、此神をまた、豊石窓、櫛石窓命と申し、御門之神とも申すなり、御門之神とは、大御神の宮の御門、また天皇命の御門を守護たまふ由の號なり、然るを俗の神道者流など此の神號を書きたる札を、凡人の門戸に張しむるが多かるは事を辨へざるみだり所爲なり、凡人の門戸を守り給はむ事を祈るには、第十六詞に云へる由緒なれば、寨神こそ宜はしけれ、）大宮能賣命。その御前に侍ひて。大御心を執りてぞ仕奉り給へりける。天手力男神。やがて天石門別命にまし。天宇受賣命。やがて大宮能賣命に坐てとは。古語拾遺に。此事を記せる文の續きにて。いと著明き事なるを古今の學者たち。都て其の由を見得たる人なきは。何ちふ粗濫ならむ。其は手力と申すは。素より御手に力ありし故の名、石戸別と申すは。その手力によりて。石戸を開給へる故の名。また宇受賣と申すは。神性の素より强悍猛固なるゆゑの名。大宮賣と申すは。其の大宮に侍ひ給へる故の名なりとしも知らざるは。餘りに斷見なき事なり。（扨かの御戸開の時に、その御名の出たる諸神たち、各々某々に功有しことは、申すも更なる中に、此の神の功はしも、殊に卓れたり、然るは此の神のいと歡たく笑しく、物し給へる俳優に、みまし、其の俳優に御心うこき給へる故に、兒屋根命の廣き厚き稱辭も、御耳に入りて、石戸を細目に開たまひ、石戸を細目に開け給へる故に、彼御鏡に大御形の映れるを、彌怪しと思ほして、稍戸より出御しかば、手力男神は、引出し奉ること

をも得給へり、然れば此の時の俳優はしも、歡たく可笑からざらましかば、天思兼命の、八意に思ひ慮りて、處分ひ定め給へる事ども、悉いたづら事とぞ成るべかりける、かく思ひ續くれば、御戸開の事の成れるは、天宇受賣命の俳優に事成り始め、天手力男神の手力に、事なり調へるにぞ有りけるヿさて大宮能賣命の、大御神の御前に仕へ奉らしゝ趣を。古語拾遺に。如今世内侍以善言美詞和君臣之間。令悦懌宸襟也。と記されたる文意は。後に内侍といふ女官たちの。天皇に近く仕へ奉りて。君臣の御間を執和し。また宸襟の結ぼれ給ふ時は更也。常に善言美詞を以て悦懌まつる事の如く。仕へ奉り給ひしと云へる義也。内侍を本書にウチツミサブラヒと訓り。言義は。男はむねと外事に仕へ奉るを。内つ御前に侍ひ仕ふる義なり。(サムラヒは、サモラヒと云に同じ、そは師説に、佐母良布は、佐は眞の意、母良布は母流を延たる言にて、母流とは、何事にまれ心をつけて伺ひ居るを云ふ。常に物を守ると云ふも、また人をもるなど云ふも此の意也、また目をつけて物をいふも泊舟のよき風を待ち伺ひをるを云ふもみな同じ意なり、然れば仰せ給ふ事など有らば、奉らむと、伺ひ居る意にて、凡て君の御前に在るを、佐母良布と云ふなり、さて是より轉りて後には、侍ひ居る人を侍ひと云ひ、侍ふ處を指ても侍ひと云へり、偖また君の御前に在るを云より轉りて、たゞ相對する人を敬ひていふ語にも、己がうへの事には、凡て添言ことゝ成れり、譬へば見るを見侍ふ、聞を聞侍ふと云が如し、さて此の言は、もと佐母良布なるを、中昔よりは、佐牟良布と云ひ、またかの添へて云ふ辭の侍ふをば、佐宇良布と云ひ、また約めて曾呂とも云ふはいよ〱俗なり、と云はれたるが如くにて、今は添ていふ辭のサムラフ、またソロには候の字をかき、君に侍ふ人を云には、侍の字を書ことゝ成れり、士の字をサムラヒと訓むも意は同じヿさて此の内侍と云ふ女官の始めを故實家の説に。此の大宮能賣命の故事より起れる由云へるは然る言にて、信に内侍の官は。此の神の此の時。大御神に仕へ奉り給へるに慣ひ因れる職也。古語拾遺に。廣成宿禰の記されたる趣も。

こを事の本也とこそ云はね。今の世の內侍云々と有るにて。然る意とは聞ゆるなり。（內侍たちの常に侍ひ居る局を、內侍局とも內侍所とも云ふ、彼の神璽の御鏡を、此に坐奉りて、內侍たちを仕へ奉らしめ給ふ故に、內侍所神鏡と申しまた神鏡をたゞに內侍所とも申せり。偖しか內侍の仕へ奉る事の本は專ら大宮能賣命の故事に因れり）其は祝詞式に。大殿祭詞の次に。詞別白久。大宮賣命登御名乎申事波。皇御孫命乃同殿能裏爾塞坐弖參入罷出人能選比所知志。（こは宮の內に入るまじき惡き人を入しめず、能く撰び止るを云ふなり）神等能伊須呂許比阿禮比坐乎　言直志和志坐弖（伊須呂許比の伊は發語にて、須呂許比は、須々呂岐を延たる言にて、神たちの須々呂に、荒ぶる事の有るを鎭め和し給ふ由なり）皇御孫命乃。朝乃御膳夕乃御膳供奉流。比禮懸伴緒。手襁懸伴緒。手躓足躓不令爲弖（朝夕の御膳きこし食ときは更なり常も近く仕へ奉る、男女の人々を云ふ、比禮懸伴緒とは、女官を云ひ、襁懸伴緒とは男官を云へりそは比禮は、字に領巾とかきて、女の領にかけて領をかくる物なり）親王諸王諸臣、百官人等乎。己乖々不令在。邪意穢心無久。宮進米爾進。宮勤爾勤米弖。咎過在乎波。見直志聞直坐弖。平氣久安氣久令仕奉坐爾依弖。大宮賣命止。御名乎稱辭竟奉久登白。と有るにて。大宮能賣をまをす御名の義。詳に知られ。神世に大御神の御前に。仕へ奉り給へる趣も知られたり。（其はかの新宮に移し奉りては有れど、尙荒ぶる神の、其の宮に荒び入り來る事や有らむと、外を見はりつゝ、大御神の御心を悅懌まつり給ひけむこと、此の祝詞にて著明なり。故れその神世に有りける御功のまにまに、天皇命の御前に仕へ奉る人々の過ちなく仕へ奉らしめ給へとは申せるなり）故この詞によりて。今の詞に。某我常爾仕奉留神等乃御心。君親乃心爾令違受。云々と申して。古へ學せる徒の。幽には神。また先祖の靈に仕へ。顯には君親に仕ふるに。過犯す事なく手躓ひ足躓ひも爲しめず。且我れに從ふ家內の者どもの。己が乖々在しめずと祈白す事なり。但し右に引たる祝詞式の詞は。朝廷にて皇子たちの過犯しなく。仕へ奉るべく祈

祭り賜ふ御文なるが朝廷の御祭りのみならず。中つ世までも宮仕する人々は更なり。末々までも。家々にて此の祭をなし。御幸ひを願白せる事なり。其は兵範記に。保元二年正月九日。殿下宮咩祭如例。家令大舍人允紀宗賴。爲祝師と見え。(色葉字類抄に、宮咩祭、正月十二月初午日、院宮諸家祭之とあり、是れにて末々までも、此の祭を行へる事も知られたり)拾芥抄に。宮咩祭文と云を載られたる其の文に。惟永承某年某月壬午、年加中仁月乎擇比。月加中仁日乎擇比、日加中仁時乎擇天掛卷毛畏支宮咩四柱、笠間乃廣前仁、(官位姓名)恐美恐見毛申久、(大宮咩神に配せ祭る神三柱有て、其を總て笠間神と申すと聞えたり、猶下に云ふを見るべし、四柱を五柱とある本は誤り也)絹波乍編。絹波乍結。進物波高坏加彌高仁。飯乃方毛利仁。清酒乃早仁。堅酒乃堅。橘乃忽仁。餅乃持榮仁。鯛乃平仁。鰐乃彌益々仁。鯉乃好々美仁。鮑乃片岡仁。蠣乃搔寄天。薺乃庭佐良須。嚴久聞食受納給天。壽長久。身全志天。天地乃不祥。內外乃惡事。未萠以前仁。兼天波遠久拂比退介給天官爵の如意仁叶志女給天。萬世仁子孫繁昌門止有志女。夜乃守日乃守仁。常磐堅磐仁。守幸戸給閉止恐美恐美。毛申須とあり。(こは此に用なき文を略き、屋代翁の校本また今井以閑が萬葉緯に引たる本によりて、誤字を正し、訓をも添て載せるなり)此祭文にて。供物の品品また其祭る趣も大抵は知れたり。始めに永承云々とあれは其祭りせる時に加へたる語にて。總ての文はなほ古かるべし。(永承は、後冷泉院天皇の御即位の年に元まりて七年續けり、今この文政八年まで、七百八十年に垂むとす)さて此祭文に。宮咩四柱。笠間乃廣前とあるに就て考ふるに。藤原實方朝臣の集に。あめに坐す笠間の神の無りせば。舊にし人をいかで問まし。と詠る歌あり。(天に坐すとは、神樂哥に、天にます豊をか姫、と詠めるに同じ、宇津保物語、國ゆずりの卷に、笠間には神の多かるくぼでとり〴〵さある、前後の文を思ふに、此神に由ありて聞ゆ)こは舊にし人の疎く成ぬる中を。笠間の神おはし坐ずは。いかで中直りて。また問相すへく成なむや。と云る意なるを。右の祭文に

思ひ合すれば。宮咩神と。餘に三柱を合せて。笠間神と申すことと知られ。然る疎き中を結び和する功の有ことと。大宮賣命の事によく符へり。斯て宮咩四柱と申せるは。神名式に。造酒司坐大宮賣神社四座。並大月次新嘗。とある社を申せり。(文德天皇紀齊衡三年九月の下に、造酒司酒甕神從五位下、大邑刀自、小邑刀自神等、並預春秋祭とあるは即相殿の三柱を云ひ、宮咩神を合せて四柱なり、然れども此を。笠間神とも申す由は。未思ひ得ず。(神名式に、越前國坂井郡、加賀國石川郡などに、笠間神社あり、常陸國加賀國などの郷名に笠間加佐萬と有れど、共に由ありとしも聞えねば宮咩神を笠間神と申すとは別なるべし、彼祭文の、四柱を五柱とある本をも捨ずて、後の人なほ能く考ふべきなり、)その造酒司に祭らせ給ふ事は。かの宸襟を悦怡まつり。仕へ奉る人たちの。手躍ひ足躍ひ爲しめず。君臣の間を和し給ふ有功に因る事なるべし。(第八詞に引たる、酒を言和ぐし、咲ぐしと詠ませる、應神天皇の御哥の意をも思ひ合すべし。○鋕胤云、酒の愛たく妙なる物なる事は、今更に言ふべくも非ざれど、少か思ふ旨あり、其はまづ君臣、父子、夫婦の間も、酒もて結び固め、元日の屠蘇を始め、萬の祝ひ事、此を用ひずと云ことなし、然れば八百萬神たちもめで聞しめし、凡人も此を嗜まざる者少きはさも有べき事なり、抑酒は、用ふれば用ふるまに〳〵、心樂くおもしろく、思はえず謠ひいで舞もすべく、いと〳〵奇靈なる物にて、謂ゆる言和ぐし咲ぐしと歎き飲みて、此を掌給へる神の御惠みをし仰ぐべく尊ぶべき事なるを、世にはまゝ、小言上戸、泣上戸、腹立上戸、など云ふ酒癖ありて、醉へば醉ふまに〳〵、言募り躁ぎ誥びて、ほと〳〵狂氣の如き者あり、此はそも何ちふ事ならむ、其人常はいと柔和に心小さく、萬つに愼ありげにて、さる所爲あるべくも思はれざるは、甚も怪き事なり、然有むには、此を造り出し給へる久斯神、また此の大宮能賣神いかに慨たく苦々しく見給ふらむといと畏し、但しこの餘に酒もて身を過つ者など有るは、今云ふ限りに非ず、さて右の酒癖どもは、常の心がけにて、直さばなどか直らざらむ、とは

所思ゆるものから、我身の事に非ざれば爲む方なし、あはれさる人々は、久志能加美、少御神の神徳を畏まり、また此れの大宮能賣神の、造酒司に祭られ給ふ、御由緒をも思ひ奉りて、さる惡き酒癖をば速かに除き去り給ふべく、宮比の御靈を乞祈み奉べき事にこそ）偖また此の神の亦の名を。宮比神とも、矢之波々伎神とも申せり。其は建久年中行事に。六月十八日神事の條に。請預神戸所進缶二口。菓子皆。祭宮比矢乃波々木神也。（宮比神御在所、興玉後、御前乾、玉垣角也、矢之波々木神御在所、御前巽方、荒垣角也、○御前とは、本宮を申せり）先祭宮比、次祭矢之波々木。（内物忌父等、祭宮比神、外物忌父等、祭矢乃波々木神也、）御巫内人著衣冠、相副事由、委不記。其後各於齋王殿預件神直會。と見えて。二社にかねて白す祝詞の文の中に。宮中平仁、神事乎無米令奉仕給比。禰宜神主内外物忌色々職掌供奉人等。長久勤令奉仕給止。恐三恐三毛申。と有るは。錯なく大宮賣神の神德に係れる祈詞なりと思へるに。果して參宮嚮導記に

宮比乃神社（本宮荒垣内、乾角坐、）大宮比賣神と矢野等神社。（本宮荒垣外、巽方坐、）天鈿女命とあり。（嚮導記は、然しも古書とは見えざれど、其集め記せる說どもは、凡て古說を擧たる物なり）さて此の神を宮比神と申す由は。まづ宮比てふ語の義より說むに。比は夫理の約れるにて。鄙夫理を鄙備と云ひ。里夫理を里備と云ふに同く。其の風を云ふ辭にて。即ち風の字の義なり。（此の外にも某夫理某備といふ辭いと多し、みな同じ事と知るべし）然らばその宮風とは。如何なる風を云ふぞと云はむに言語は更なり。立振舞に。自づからに威儀具はりて優美しく。手の躓ひ。足の躓など有ること無く。また自づからに可笑みありて。見る人これを愛したひ。君に侍ひては。能く常の御心をさしくみて事を調へ。或は餘の仕人など君の怒りに觸たらむ時は。美詞をもて和し參らせ。かつ其の仕へ人の君を恨み奉るまじく。善言を以て言直し宮進めに進めて仕へ奉らしめ。或は君の鬱悒あらむ時など。自然に其の事の休むべく。綺語をも交へて悅懌め參らせ。時により事に依ては。參

入り罷出る人の撰ひは更なり。何さまの嚴き者にも面勝ち向ひて怖ること無く糺し顯はし。また然るべき時に當りては。人の恥て得爲まじき狂態狂言をも憚らず物して。並居る人を動もし笑はすなど。是れ眞の宮風なるが。大宮能賣命は。然る神德におはせる故に。宮比神とも申せるなり。(其は上にあらまし說たる。此の神の、神世にありし有功の趣にて知るべし、抑々かゝる宮風はしも、心元より直實洒落にして、强悍猛固を兼たるに、謂ゆる敬義謂ゆる仁智を具せずては、豈こゝに至らむやも、但し此は姑く宮比神の大御神に仕へ奉らしゝ事によりて、君に仕ふる趣を云ふなれど、此心ばへを推て、親に事へ、師に事へ、兄に事へ、友に交はり、弟を愛し、妻子奴婢をも惠みなむは能く宮風を習ふ人と云ふべし)斯て其の宮風を習へる故事ども古書に往々見えたる中に。允恭天皇の御世に。輕太子。おかし給へる罪ありて。物部大前宿禰の家に逃入ませるを。穴穗王子。軍を興して其の家を圍み給ふに。大前宿禰まゐ出て。手をあげ膝をうちて「宮人の足結の小鈴落にきと。宮人とよむ里人もゆめと。歌ひ舞つゝ王子の御前に來て輕太子を攻給ふ事を諫めし事あり。(膝を打ことは、何怜く樂む時の態にて、大神宮儀式帳、また神樂歌などにも、其の證歌あまた見えて、古史傳に注せるが如し)こは疑なく。宇受賣命の俳優したまへるときの狀を擬たる戲舞にて。穴穗王子の急に攻めたまふ銳氣を。しまし和め奉らむとの。態なり。(師說とは甚く異なり、そは古史傳に委く注せると師の記傳三十九卷に云はれし說とを、合せ考へて辨ふべし)そは此の歌に。宮人の足結の小鈴落にきと云へる宮人は。宇受賣命をいひ。宮人とよむと云へるは。かの八百萬神の笑ひ響めるを云ひ。里人もゆめと云へるは。神世に宮人のかく舞けるを。宮人たち動み笑へり。然れば今我が。そを擬びて物する舞をし。見る里人らも。笑へと云へる意なり。(神樂哥に、宮人の大よそ衣ひざ遠し著のよろしもよ大よそ衣と云へる哥を、古語拾遺に、崇神天皇の御世に、天照大御神を、倭の笠縫邑に遷し祭れる夕に、宮人たちの詠めるなりと云り、此の哥も大前宿禰の哥と合せ考ふるに、宇受

賣命の俳優せる時の狀を、よめる歌と聞えたり、委くは古史傳、崇神天皇卷に注ふを見べし。）斯て右の歌を宮人振と云ふよし見えたるは。師說の如く歌の首の詞を取て。名けたる物には有れど。此歌正に大宮賣命の故事をもて詠るが且に。職員令に。宮人（謂、後宮職員令內侍以下、十二女司是）と見え。後宮職員令に。宮人（謂婦人仕官者之總號也。）と有り此を婦人の宮仕すること。大宮能賣命より始まれるに思ひ合すれば。大前宿禰の歌の宮人は。此神を指たること疑ひなし。（然れど後には宮仕する人をば、男女を通じて、歌にも宮人と詠るが多し。また神の宮人など、神職にも稱ふ言となりぬ。）然れば眞の宮風と云ふは。男女を云はず。大宮能賣命（亦名天宇受賣命。）の風に。強悍猛固の質ありて。また自づからに。滑稽優美の質をかねずは。眞の宮風と云ふに足らず。諸書に。閑雅。風姿　都。嫚などの字を。ミヤビと訓たれど。此れ等の字義は。宮比の一端にこそ有れ。眞の宮風の義は盡さず。然るに世の歌作り。物語家など稱ふ徒。すべて然る故實に疎く。右の字どもの義にすがり。また萬葉に。ミヤビヲと云に游士とかき。伊勢物語に。昔人は。かく伊知速き美夜比をなむしける。と有る類を引出て證となし。謂ゆる優艷の容貌づくりて。管絃をもて遊び。月に浮れ花にすきて。例のをそ歌よみ耽り。そを媒として。築地の崩れを伺ふ類の人をし。宮比男と思ふは。いと淺ましく可笑くこそ。（神樂歌の古本に、稚ければ美也比も知らず父が方、母が方とも神ぞ知るらむ、と有る歌の意は、加茂翁說に、我れいまだ稚ければ、宮風たるわざも知らず、父が方に似て拙きか、母に似たるか、只神ぞ知り給はむと云なり、と云はれしは然る言なるが、若くは非らぬ髭をゝこの、歌文作りら、宮風の本義を得知らず、群庸を集めて、利口艶詞をみやびと誣ひて　かの謂ゆる、人之子を賊ふ倫の多かるは、旁痛き事ならずや。）さて亦名を。矢之箒神とも申す由は。いまだ詳に思ひ得ねど。酒殿の神樂歌に。「酒殿は今朝はな掃きそ舍人女の。裳ひき裾ひき今朝は掃てきつと有り。酒殿には。主と大宮能賣神祭られ給ふこと。上に云へる如くなれば。矢之箒とは屋之箒にて。大御神の

御前に仕へ奉らしゝ時に。其御屋を掃淨め給ひし事に、殊なる由緒ありて。如斯も稱へ申せるにや。然れば歌の意は、酒殿に仕へ奉る舍人女、やがて神世に大宮賣命の、仕奉らしゝ職をつげる者なる故に、其の女舍人らが、けさ裳ひき裾ひき、掃きたる處にし有れば、他人など、此殿をばまた掃くこと勿れ、と云ふ義にや）さて是にて天宇受賣命またの御名。大宮賣命の有功の大概を說竟たるが。右の事どもを思ひつゞけて。今白す詞に。かく朋友親族。他諸人乎母睦比集幣。云々とも申し。宮比乃御靈乎幸幣賜閇。とも申せるなり。其は男女を云ず。君親に仕ふる人は更にも云はず。君親を持らぬ人も。人の道を行はむには。必神に仕へずは有るべからず。夫妻なくは有るべからず。また人に交らずは有るべからず。是ぞ謂ゆる五倫の道なるが。某々の道は。諸越籍どもは更なり。數多の書らにも說記せれば。其を見て常に講習をも爲べし。（但し今世、古學の徒など、加茂大人、鈴屋大人の、世にかつても古道を知れる人なく、只に漢說のみ囀るを、學問と心得たりし時に出まし、其舊弊を採直さむと、漢風の敎導講習などは、拙く陋き事に、排斥も爲られしなれど、其はその舊習を改めて皇國の古道に入らしめ、古道を學問の骨髓として、謂ゆる五倫の道の敎へなどは、其の上にて學び得しめむとの事なるを、今の古學者、さる不言の眞意を知ること無く、漫りに二翁の聲に吠てしたり皃に講習をそしり、五倫の道の本義は更なり、まづ童子も習ふべき、酒掃、應對、進退の節度をさへに得知らずて、歌文など、例の口敏くいひ誇り、そを古學の大倭魂と心得たる倫ぞ多かめる、穴あはれ、俗の漢學者ばかり、物知らぬ者なく、俗の古學者ばかり、文盲無躾なるは無きぞかし、故己れは、漢籍といへども、眞の理に符ひて我古道の羽翼となるべき物は、强ても讀習はしめむと爲るなり）いかで吾が黨の小子、俗の古學者らの文盲に傚はず。（俗の和學者と云はるゝ人々を見るに、歌よみ文かく法を少か覺ゆると、我れこそ無上至尊の道を得たる者よと、諸人に誇り、橫柄を主とする者の多かるは、何ぞや、歌文詞章の道はいかによく爲得たりとも、其はたゞ藝者にて

それ、彼の小唄淨瑠璃など作る者と、伯仲せるまでなり）俗の物知らぬ漢學者に似こと無く。（また俗の漢學者を見るに、其道を學ぶとは云へど、固より行ひ難き道なる故に、自らその道を有つこと能はず、放蕩無禮の者多く、却りて其を儒家の通人なりと云やうに、自らも思ひ、人もしか思へるはいかにぞや、謂ゆる經書の字義に通じ、詩賦文章など、いかによく作り得るとも、其の行狀の實直ならざるは、學者とは云べからず、一向に。宮比神の御神德を仰ぎ乞祈奉り。神習はむには、君臣の道は更にも云はず。父子。夫婦。兄弟。朋友の道。はた自づからに具はりて。子孫の八十連屬番り榮え。家門の賑ひ限り無るべし。是ぞ則人の眞の道には有りける。

○次にまた別に手を拍ち。右のごとく拜みて。

辭別氏。宅神屋船命乃御前乎愼美敬比。此乃家居乎、伊豆乃眞屋登幸幣給比。突立留堅乃柱乎。齋柱登幸坐氏。心靜祁久。天之血垂飛鳥能禍無久。桁梁戸牖乃錯。動鳴事無久。夜目能伊須須伎。伊豆都志伎事無久。守賜比幸幣賜閉止。畏美畏美母拜美奉留。

宅神屋船命と申すは、第四詞に委く申せる如く。伊勢の外宮に坐ます豐宇氣毘賣命。またの御名は。宇氣母智命の。御殿家居に幸へ給ふ。草木の御靈の御名なり。（そは淸輔朝臣の奧儀抄に、保食神は、宅の神也と見え、下に引く大殿祭詞に、屋船豐宇氣姬命、と有にて知べし）さて伊勢の御鎭座本記に。天照大御神の御靈實を納め奉る。御船代を云ふ所に。船代則謂二天材木屋船一。瑞舍名號二屋船一緣也とあり。然れば船代とは、屋船代の略語にて。屋船とは。御殿の別稱なるが。屋は神にまれ人にまれ。乘て住ふ物なる故に。舟とは云へり。此の神その屋船を幸へ給ふ神に坐す故に。屋船命と申すこと知るべし（祝詞考に、屋船は借字にて、彌生根なり、木と穀とを彌生に、生茂らしむる神

なる故に云ふと、説れしは信られず）、さて家居をアラカと云ふは、古書に例いと多く。言義は。舊説に。在所なりと云るが如し。伊豆乃眞屋てふ語は。出雲國造神壽に見えて伊豆とは。淨く嚴しきを云ふ詞。眞屋の眞は。眞木。眞水。眞金など云ふ眞に同じく。屋を美たる詞にて。然る嚴く清淨なる眞屋と。幸へ給へと申すなり。突立留堅乃柱とは。家居に立る柱の多かる中に。第一に謂ゆる大極柱とて。家の眞中に立る柱を云ふ。（大極柱をまた大黒柱とも書來れるにつきて、世の學者たちの、彼をとり此れを取つゝ、何くれと論すれども、大極大黒ともに、我が古語に非ず、後に書きたる字なれば、此は何にても有べし、道理の上より云ときは、中央に立る柱なれば、大極と書くが宜かるべく覺ゆれど、此の柱は家の眞中に立つからに、自づから煤びて黒かる故に、大黒柱と云ふともいふは、一理なきにも非ずかし）神また皇の御殿には、殊に大きなるを眞中に立て。此を齋柱とも。心御柱とも申せり。其は大殿祭詞に。奥山乃大峽小峽爾立留木乎。齋部能齋斧乎以切採氐。本末乎波

山神爾祭氐。中間乎持出來氐。齋鉏乎以。齋柱乎立氐。皇御孫命乃。天之御翳日之御翳止。造仕奉禮留瑞之御殿乎。汝屋船命爾。天津奇護言乎。言壽鎭白久。云々と見え。（此の齋柱と云ふは、即ち御殿の眞中に立る大極柱なり、此を伐り採るに、其の山をトひ定め、まづ山の神を祭りて後に、伐採る式、また其の突立る穴を堀る式など、委く貞觀儀式の、大嘗の宮を造る事の條に見えたり、就て見るべし）また神宮に。其の御柱を立る趣は、延暦の內宮儀式に、新宮造奉る事を載せる條に。正殿を造り奉るに、吉日を撰びて。まづ山口祭ありて。次にその心の柱を造り奉るに。吉日を撰び。內人たち杣入して。木本祭を行ひ。（木本祭とは、今伐る木の本を祭るなり、杣入とは山入と云が如し）其の忌柱を造り畢て。杣より出し。御前追つゝ運來りて。正殿の地に置き。次に吉日を撰び。地鎭祭あり。畢りて後に。新宮地の草刈始めて。宮地を穿始め畢りて。大物忌といふ內人。まづ忌柱を立始め。然後に諸の役夫らに。其の四面の柱を立しむ。是謂ゆる御柱立の行事なり。なほ種々重き

御式ども有り。(委くは本書の解に就きて見べし)

抑この御柱のこと。猶古書等に。心御柱。一名忌柱。一名天御柱。とも有るに依って考ふるに。皇祖二柱大神の。神世の初めに。大地を修理固め給ふに。天津神の賜へりし。彼の御矛を國中の御柱と突立給ひしかば。大地は是によりて締り堅まり。斯て地上に出たる所を。天御柱と見立まし。其を中央の柱と爲て。八尋殿を造り立たまへり。是れ殿作りの始めにて、此を左右に往廻りて。御夫婦の堅めし給へる禮式ありて。國生始め給へるを思ふに。天神の宮また皇の御殿乃中央に立る柱を。齋柱。天御柱、心御柱と稱ふる事は。即ちこの神世の由緒に。因循ひ給ふ御式なること著く、そは御柱のみならず。其の宮作り。また其れに效ひ給ふこと申すも更なり(皇祖二柱神の、八尋殿を化立まし丶事、なほ古史第五段の傳に、委く云を見べし)さて神宮及び。天皇の御殿のしか有りしかば。御子たち臣等は更なり。國造八十伴緒の家々。庶人の家居も。また其狀に效ひ作りけむこと。今の世にも諸國の百姓までも。故實のまに〳〵。大極柱を立て。其を重しき事にするを以て知べし。(江戸などの如く、繁華なる土地にては、漸々に故實を忘れて、新規に移り替る事ども有れど、田舍には凡て然る類ひの古風は殘れり)かくて古く。此の柱を重むじける事狀は。顯宗天皇の紀に。天皇稚くおはし坐る時に。難を避て御名をかくし。播磨國赤石郡なる。縮見屯倉首が家に仕へ給ひし時に。その新室壽の御言に、築立稚室葛根。築立柱者。此家長御心之鎭也。取擧棟梁者。此家長御心之林也。取置椽橑者。此家長御心之齊也。取置蘆萑者。此家長御心之平也。取結繩葛者此家長御壽之堅也。取葺草葉者。此家長御富之餘也。云々と第一に宣へる柱は。次なく大極柱と聞ゆるにて所知たり。是を以て今白す詞に。突立留堅乃柱。齋柱登幸坐互。心靜祁久とは申せり。(そは其の大極柱を立る意は、御殿の齋柱に擬ふなれど、少か其の名に意をおきて、直に齋柱とは稱ざる意を示せて齋柱と幸へ坐しさは云へる也)抑々この大極柱の事本はも。上に云ごとく。二柱神の國中の固めに御柱。八尋殿の中央の御柱に擬ふ柱にし有るを。

右の室壽乃御言に。築立柱者。此家長御心之鎭也。と宣へるを思ふに。二柱神かの御柱を。立堅め坐るによりて。大地は堅まりて。終古に轉崩あること無く。はた其の御柱を囘り坐して。事始め給ひしより。萬の事の調へる故に。かの神習ふべき人にし有れば。其の御迹に效ひ奉りて。此の柱を重むじ。家の固めは然る物にて。其の家主の心を鎭むる。表物とぞ爲たりけむ。（其は神世のむかし二柱神の立給ひし御柱は、やがて此の大地の中心にて、其の中心の地上に出る所を、八尋殿の眞中の柱と爲給へるは、是れ大地にわたる御柱の、世界にわたる大宮なり、そは此の二神、世界を始め給へればなり、斯て人また其れに效ふことは、一地を有ち、一家を立れば、其地其家は、大にまれ小にまれ、奇くも其の區界に、やがて一世界の理備はる物なり、此れ等の事の、意味深き事はし、俗の古學者、漢學者などの、都ても闚ひ知ざる事なり、然ればト代より、必すさる表示なくては叶はぬことにこそ、）是を以て右に引く室壽の御言に。まづ第一に柱を稱て。心の鎭りなる由を述給ひ。さて其の柱に因りて心の林。心の齊。心の平ぎなどをこそは宣ひけめ。猶思ひ合すべきは。萬葉二卷に。日並皇尊を慟奉れる。舍人等が歌の中に。眞木柱太心は有りしかど。此吾心鎭かねつも。と詠める眞木柱は。太に係たる發語とは聞ゆれど。彼の御言に合せて思へば。此の歌の鎭めかねつは、柱にかけて大きにして動かぬ心なりしも。此の悲みには堪ずと云へる也。（大なるを太とも云は、古への常也、今も大きを太と云ふ國所多かり、古き樂舞の詞に男の心と大こく柱は、太しとも太かれと申せば、など云へるを思ひ合すべし、室壽の御言の意にも、此歌の意ばへにも能く叶へる詞なり、）此れ等を思ひ合すれば。古へ人の殊に言擧こそ爲ざれ、天地の固めの御柱に擬へて。家に大極柱をたて。其の柱に準へて。心を靜むる事も有しことは。著明なり。是を以て今の詞に。心靜祁久とは申せるなり。（然るに俗の古學者流は、かゝる筋の事はし、たゞ外國にのみ議する事と思ひためるは、甚く固陋なり、吾黨の子らは、然る意ばへをも思ふべし、）さて天之血垂飛鳥乃禍無久、と云より下の詞は。大

殿祭詞に。天乃血垂。飛鳥乃禍無。堀堅多留柱桁梁。戸牖乃錯。動鳴事無久。引結斃留葛目能緩比取葺計留草乃噪岐無久。御床都比能佐夜伎。夜女乃伊須々伎伊豆都志伎事無久。平氣久安氣久護奉留神御名乎白久、屋船久々能遲命。屋船豊宇氣姫命云々。と有るが中より拾ひて申せり。(凡て古き祝詞によりて、新に祝詞を作るには、必すその心得なくは有べからず、其はふるき祝詞は、皆天皇命の、神に白し給ふ御言なればなり。)天之血垂飛鳥乃禍無久は。祝詞考に。本草と云ふ漢籍に姑獲鳥と云ふ鳥。夜飛て屋また兒の衣に。血を落せばわろしと言ひ。また鬼車鳥とて。血を滴る鳥も有りと云り。後世うぶめと云は。かの姑獲鳥に當ると云ふ人もあり。古へさる類の鳥の怪。こゝにも有りしもて云ひつらむ。と云れたるに從ふべし。然るは今も田舍にては、鳶鳥梟などの。血垂る物を喰もち來て血を垂し。また葺草を穿つなどを。不祥とする處も多かればなり。(師は記傳に、此說をいみじき誤として、此文の血垂と、古事記に、毛々知陀流夜邇波母美由、とある知陀流と、一つ意に解れたれど信がたし、其は古史傳に云ふを見べし。)桁梁戸牖乃錯。動鳴事無久とは。此れらのしめ固めたる錯くさびなどの緩び動くこと無くと云なり。夜目乃伊須々伎伊豆々志伎事無久とは夜目は夜眠れるほどを云ふ。朝に目の覺たるを。朝目と云に對へる言なり。と師說なり。(大殿祭詞に、夜女とかけるは借字なり。)伊須々伎は。加茂翁の。伊は發語にて、古事記に、神武天皇の后の御母。神の矢に陰を突れて。立走り伊須々伎々。とあるに同しくて。心も心ならず。すゞろぐ事なり。伊豆々志伎事無久は、萬葉に。旅路などに。恙なくと云は。過ち滯りなくと云ふ意なれば。右の伊須々伎に。連け云べき言なりと有り。(されば此は師も云れたる如く、夜眠れるほどに、物におそはれ抔して、驚くたぐひを云なり。)さて人の家居に。屋船神の幸ひ無く。柱の堅め固からでは。桁梁戸牖の錯しまり無く。夜目の伊須々伎。伊豆々志伎こと有るごとく。人まづ倭魂をむねと、立ねば。謂ゆる視聽言動につきて。覺えず邪道に牽られ。妖物に誑惑せらるゝ事の出來るを。彼の室壽の御

言に準へて。まづ倭心の柱を。固く太く靜め立て。蘆萑をば心の平。椽様をば心の齊ひ。棟梁は心の林とも思ひ成つゝ。此の神に祈白して。取葺く萱の噪なく。夜目のいすゝき。伊豆豆志伎こと無ごとく。幽顯の門をよく辨へて。神の御心に違ふこと無く學び勉むるを。神習ふ眞の古學と云べきなり。(偖しか學び至るべき學問の樣は、師の著されたる書等は更にも云ず、己が書等に記し出せる事ども是なり)偖また此の因に。思ひ出たる事なむ有る。そは大殿祭詞に。屋船久々能遲命。屋船豐宇氣姫命とある下に。俗謂宇賀能美多麻。今世產屋以辟木束稻置於戶邊。乃以米散屋中之類なりとあり。(宇賀能美多麻とは。豐宇氣姫命の亦の名なり、然るを俗に謂ふとは何にぞや、斯て久々能遲命と申すは、豐宇氣姫命の、木に幸へたまふ御靈の名なること既に云る如くなれば、謂宇賀能美多麻と云るは、久々能遲命、豐宇氣姫命と申す二の名にわたる注なり)產屋の戶邊に。辟たる木と束稻を置く故實。中つ世より然しも聞えざる事なる故に。加茂翁も。師も此の義を解し得られずて。加茂翁は。散米は。新宮に禍神の入來むを饗し退らする也。產屋もその屋の守りに木と稻を置き。米を散すは惡神を饗し退らしむる由なりと說き。師は其故よし何なる事にか。慥に心得がたし。と言はれたり。(師言なほ長かるを、此は既に古史第十三段の徵に辨へたれば、今更に云はず)然れど此は其の戶邊に辟木と束稻を置くことは。稻は豐宇氣姫命の御靈によりて。成れる物なる故に。その憑座におき。木はその分靈、久々能遲命の御靈に成れる物なれば。其の憑座として置るならむ。斯て散米する事は惡神に饗する義に非ず。こは妖鬼の甚く嫌ひ恐るゝ物なる故に。追儺ふとして。打拂ふ義なり。(旅行くに、道の手向けに、切麻と米とを交へて散すとは、其心ばへ甚く異なり、思ひ混ふべからず)然るは。往年ごろ我が許に幼くて。幽境の山人に伴はれて。年久しく役はれたる。寅吉と云ふ者居たりしが。文政四年五月の或る日に。人々と火の穢の物語りに及びて。穢火のもとは。伊邪那美命の。火神を產給へる時の。後の物より起れり。伊勢の神宮の御定めにも。產火を重

き汚れと立られ。胞衣を納めたる者の穢を。口日と定められしも故ある事なりと語り相て在りけるに。寅吉傍にきゝ居て。豆つまと云ふ物あり。知り給へりやと云ふに。吾も人も。其は何なる物ぞと問ふに。己さきに山に居たりし時に。友どち連立て。月夜に里近き野に出けるに。長四五寸許なる小さき人の髭生たるが。七八寸許りなる小き馬に乗りて。甲冑を著し。弓鎗太刀など。種々の武器を持ちて。いと數現はれ出て。入交り合戰するを見たり。甲冑の製。また鎗の鋒。太刀の刄の光など。人間のに異ること無し。いと怪く覺えて。捕へ見ばやと思へど。神速なる樣。なかなか捕へ得べくも覺えねば。友どちと。小石交りたる土の塊を取りて散々に打つくるに。何處とも無く。皆見えず成れり。打殺したるが有りやと求むるに一とつも無くて。石塊などに血つきて有りしなり。山に歸りて。其の事を師の山人に申せるに。其は豆つまと云ふ妖物にて。產の穢物。また胞衣を隱し納むること等閑なれば。鼹鼠を生ずるを。其の中に然る怪をなすが有りて。小兒を魘ひ驚かして。夜啼せしめ。猶種々の妖をなして。小兒を誑かし惱ましむ。其は小兒の時のみならず、其人の生涯にも妖をなす物なり。彼の謂ゆる鎌鼬の態とて。物も見えず身を切らるゝ事あるも。此が年經たる物の爲る事なり。然るに豆つま甚く精米を嫌ひ畏るゝ故に。胞衣を埋むる時に。少か精米を。その器に入れて藏むれば。其の物生ぜず總て鼹鼠は。人の血の土に塗れたるより生じて。子をも生蕃す物なりと敎られきと語れり。(こは寅吉が山より歸り來れる近き頃にて、殊に其性の奇異がりし時なり、此の物語りの時に居合ひたりしは、屋代弘賢ぬし、竹內健雄、佐藤信淵、上相篤興など、其餘にも人ありしが、誰に有けむ忘れたり、此れより後に聞たる人はいと數多あり)居合たる人々みな甚く驚けり。己按ふに。今昔物語集に。ある人方違ひに下京邊に幼兒を具して行きけり。其家に靈ありしを。彼の人は知らざりけり。幼兒の枕の上に。火を近く燈して。傍に二三人ばかり寢たり。乳母は目を寤して。兒に乳をふくめて居たるに。夜半ばかりに。塗籠の戶を細めに開けて。長五寸計なる男の裝束したるが。馬に乗りて十八ばかり。

枕のほとりを渡りければ。乳母恐ろしと思ひながら、傍に置たる打まきの米をつかみて。投かけゝるに。此のわたる物どもさつと散りて失けり。打まきの米ごとに血つきけり。幼き兒の邊には。必ず打まきを置ことなりと有り。(中つ世に、方違ひといふ事のありしは、皆人の知れるが如し、其中つ世には人の住捨たる家の、所々に有しかば其の明家に、方違ひに行きたるなり、斯て其の出たる物を靈と云へれど、寅吉が言に依れば、此は豆つまにぞ有ける、さて豆つまと云ふ名の義を、いかならむと語り相ひけるに、屋代ぬしの言に、小きゆゑに豆といひツは助辭にて、豆魔といふ義には非じかと云れき、此は然も有りなむ)此の事は。上に引たる大殿祭詞を講ずるごとに。貞觀儀式に。其の祭の時に。殿内また御門に。米と酒とを散す事を載られたる文と共に。引出たりしかど。唯に散米の功をのみ述て。馬に乗て出たる物は。何物とも考へ及ばで在けるに。此の時始めて。豆つまと云ふ名を知り。散米する事は。其妖を消する術と知れるは。實に寅吉が賜物にぞ有ける。(斯て後に、漢土の稗書ども、彼此と見し中に、然る小人の形せる妖物のいと多く出て、怪を爲たる事實を、あまた見出たり、其が中に鼠婦ちふ蟲の、さる怪を爲たる事もありき、此には所狹く煩はしければ、其事どもは、仙境異聞に集め記して、此に出さず。)また紫式部日記に。(皇子御誕生後の事を云ふ處)うへにもわたらせ給ひて御らむず 若宮おはし坐せば。うちまきしのゝしる云々。(また源少將雅通など、うちまきをなげのゝしり、たか打なさむと爭ひさわぐ云々、また源氏物語橫笛卷にいとよく肥て、つぶ／＼とおかしげなるむねをあけて、乳などくくめ給ふ、ちでもいとうつくしうおはする君なれば、白くおかしげなるに、御乳はいとかはらかなるを、心をやりてなぐさめ給ふ、男君もよりおはして、いかなるぞなどのたまふ、うちまきちらしなどして、みだりがはしきに、夢のあはれもまぎれぬべし云々、)是も豆つまの出來ざるやう豫て拂ふ事と見えたり。また右等に就て思ひ出るに。我が本生の祖母は。九十歲餘にて終られたるが。己が十八九歲の頃。既に七十に近かりしが。嫂たど。凡て

幼兒を養ふ婦女には。兒の枕上に。精米を忘れず置け。と云ことを常に言はれしは。此の故實をとり傳へしにぞ有らむ。然れば精米を。女詞に打まきと云ふも今昔物語の事と合せて考ふるに。妖物を避るに。打蒔より出たる語なり。また此の今昔の事實によりて。古へ兒を育つる婦女の寢る傍に。米を置たる事も詳に知られて。最も感たき事なりかし。（古道を信せむ人々の、兒を生みたらむには、產屋に散米すること、胞衣を藏むる土器に、精米を入るゝ事、また兒を育つる婦女の枕上に、米を置ことは、必ず忘るまじき事にこそ、○下總人、千本松恭壽云く、我が鄕のあたりにて、嬰兒の生れて僅に、一ト月ふた月計りにて、いまだ物心も有らぬが、時として甚く聲立てゝ、限りなく笑ふ事あり、然るを俚諺にゑながあやすと云へり、其狀ものに揖ぐらるゝやうにていと異し、此は何なる事とも、心づかで在りつるを、いま師の講說を承はりて思ひ得侍りぬ、然るは、ゑなは胞衣、あやすは、其の胞衣より成たる豆つまが、育し笑はしむるにて、其後には必ず病み煩ひ、虫なと生ずること有るものなり、然有む時には、かの精米もて排祓べき事と、心得侍りぬと云へり、此は實に然るべし、）總じて古道の學問は、かゝる事までに深く心を用ひて。其の實地の道理を探ね究めて。偶に然る事ありとも怖ること無く。惑ふことなく。退散せしむるを。倭心の鎭りと云ふ。然れば常に謂ゆる奇談の實事を記せる籍をも讀味ひて。其の實徵を明さむ事も。また古學の肝要也。其はさる學問の魂の御柱なき人は。偶にさる事に出會ふ時は。大きに惑ひて。彼の謂ゆる戶牖の錯。なり動くにも愕然して。夜目のいすゝき。伊豆々志伎こゝ有るめるを。魂に柱の立たる人は。まづ斯の如き奇しき天地の間に居て。神祇の妙なる理を辨へて。世には樣々のわざを爲す妖魅のある事も。常に知りて在る故に。怪き事の有りと聞ても驚かず。譬へば。某所に。へうすべ出たり。見越し入道出たり。と。噂ありとも。然る化物も有る事ぞと。知りて在れば。驚くこと無く。驚かぬ故に惑はされず。（是ぞ彼の兵書に謂ゆる、彼れを知り己れを知るときは、百度戰ひて、百度勝つといふ塲にて、化物も

化しやうに困るべき所と覺えたり」然るに俗の儒者らが如く心狹くこの天地と云ふ。大きに奇異き中に居て。己が身の大きに怪しき物なる事にも心つかず。玉鉾百首に。奇しきを非じと云ふは世の中の。奇しき知らぬ癡心かも。と詠れたる如く。世に怪き事とては無きを。奇しと思ふは惑也。狐いかで人を化さむ。豈妖物幽靈など云ふ物有らむや。など言ふ徒は。適に怪しき事を見ては膽を消し、或は化されも爲るなり。(川柳點といふ口吟みに『化物の噺しを儒者はひつしかり、と云へるも、其見を高しと賛せる句に非ず、その痴心を笑へる句なり、心をつけて味ふべし」其は古く晉書に見えたる事なるが。阮瞻と云ひし儒者の。いと高識博覽の聞え有りしが、鬼神妖怪など云ふは。なき事ぞとて。無鬼論と云書を作れるに。或る時外より一人來りて鬼神の有なる義を論じけるに。阮瞻はも。然る大儒にし有れば。遂にその來れる人を。散々に論破して。鬼神の無なる事に歸したり。其の時この來れる人甚く其の辨を感じて。論は誠に然も有べく聞ゆれども。我れこそ。其の鬼神なるは。見よと云ひさま。恐ろしき形を現はし示せて睨み付たるに。阮瞻は不意に。然るおどしを受て。大きに膽を冷し驚きて。其より煩ひ付て。遂に死たる事あり。(此は儒者の、例の偏僻に、なき物ぞと、目前の小理に拘はり、彼れをも己れをも知らざる故に、かゝる不覺は取れるなり」こゝに古學の意を熟く得て。大倭魂を突堅め彼をも己をも知りて在るは。假令目の前に。へうすべ見越し入道など出たらむも。人のならひは然る者にて。馬の放屁にも。驚くことの有るなれば。見馴れぬ物の。不意に出ては。少か悖動する事。有まじきに非ざれども元より心の修行殊なる故に。腰の拔くる計の事なく。忽に靜まり反りて扨もわぬしは。失禮ながら希有なる面なり。然れどまづ初めて出會ふて。滿足に思ふことなり。年ごろ和主ら如き物の。世に有ること。慥に心得て在るを。元來おぬしは。何處に住ふ者にて今何の用ありて出來しぞ。次々に問ねまく欲しく思ふこと多かり。立はだかりては。人に對する道に非ず。まづ下に居て語れなど諭しおきて豫てよく知らむと思へる幽冥界のこと。ま

た彼らが仲間の有趣をし。問試みむと構へむには。其の出たる化物。もし文盲ならむには大きに困りて逃去べく。もし然る問ひの答もなるべき程の化物らば。其いと面白き化物也。隨分に馳走して。幽冥世界の事を問ふべし。然るは此の顯世より。幽冥の事を知らむと爲るには。古今の籍に記し傳ふる事迹を見て知り辨ふる事なれば迂遠なるを。然る幽界の物より。直にその界の事を問はむは。斯ばかり手近き事の無ければなり。(然るは甚古く漢土にては、黄帝が白澤といふ異物に問ひて、萬物の情に達し、天下鬼神の事、また其の古へより、精氣物を爲し、遊魂變を爲す者、凡萬一千五百二十種の事を聞たるを始め、彼の國の達人たち、神仙鬼鬽の類に出會して、幽界の秘說を聞たる事ども、今計ふるに遑あらず、中にも梁の陶弘景が眞誥などを見ても知べく、此方にも然るためし多かり、其は後白河天皇、住吉大神の眞似して。開發源太夫と稱れる物より、天狗界の事を聞し召され、羽黒山の山伏雲景が、愛宕山の天狗界にて、其の世の治亂の未來を聞たる杯を思ふべし、斯の如き皇國の事實また今計ふるに堪ず、己れはやく然る例を思ひてなむ、神に誘はれ物に作はれて、幽界に至れる者どもに出會して、其趣を探ぬるを、俗の愚昧なる學者らが、然る大志をば得知らずて、余をし、徒に奇談を好むと論するとか穴をかし)然は有れ。鬼神に横道なしとは言へど。また絶て妄語なしとは言ひ難し。其は中に不正の鬼魅、文盲の鬼神も有るべければなり。然れば其の言を聞かむには我がかねて學び得たる。古道學の眞規格をもて之を正し。能くその信ずべきを信じ取りて。信ずまじきを擇び捨るぞ。鬼神幽界の事蹟を探ぬる。對問の眞訣なる。然れど此の眞訣はも。父又子にも傳へ得べからぬ。機變の心法にし有れば。行尸に等しき鈍學者流の。得知る所に非ざる也。(抑々この大旨を知らむとするには、常に古今妖魅考に記せる趣を、よく讀み味ひて、まづ世に妖怪の出來たる由來を知り、又稻生物怪錄などをも見て、その妖怪の人を化す由緣を辨へ、總て妖物の狀態を知り得る時は、さる對問の眞訣も、腹中に出來ぬべし其やがて大倭魂の、固めの柱の立にぞ有ける)

玉手繦八之巻

伊吹能屋先生講本

門人 甲斐國 田中年胤 同

陸奥國 高玉安兄 校

甲斐國 内藤正臣

○次にまた別に手を拍ち右の如く拝みて。

辭別弖。大年神。御年神。若年神。阿須波神。波比岐神。總氏此乃屋地乎守賜布神乃御前乎。愼美敬比畏美畏美拍拝美奉留。

大年神は。亦名を大歳御祖命とも申して。健速須佐之男命の御子に坐し。御母は大山津見神の御女。神大市比賣命と申せるなり。御年神は。やがて大年神の御子に坐し。若年神は。大年神の御子。羽山戸神と申すの御子なれば。大年神には御孫なり。（なほ予が作れる神代系圖を見て、其系を知り辨ふべし。）さて大年神と申す名の意。師説に。大は例の美稱にて。年は田寄なり。多余を切めて登となる。然云ふ故は。まづ登志とは。穀物のことなり。其は神の御靈もて田に成して。天皇に寄奉り賜ふ故に云へり。（田より寄すと云ふ意にて、穀を登志とは云なり。）祈年祭祝詞に。皇神等能依左志奉牟奥津御年乎。八束穗能伊加志穗爾。皇神等能依左志奉者。云々と有るを以て知るべし。（奥津御年とは加茂翁の説に、稲は穀の中にも、晩く成るゆゑに、奥と云ふなり、同じ稲の中にても、晩をおくてと云にて知べし。）さて穀を一と度收むるを。一年とは云なり。（されば登志と云ふ名は、穀物を本にて、年月の登志は末なり。）かくて此の神は。此の穀の事に大きなる功坐し故に。此の御名を負給へるなり。と云はれたるが如し。（亦名を大歳御祖命とも申せるは、大山祇御祖命、大土之御祖命など申せる、田寄の事に功有し、御祖の神と申す義なり、但し暦法家に謂ゆる大歳とは甚く異なり、思ひ混ふべからず、暦家に大歳と云ふは木星を歳星とも云ふを、やがて神名と為たるにて別なり。）さて御子に御年神あり。御孫に若年神あり。これは大年神と共に。穀物の事に。大きなる功有し故に。しか負坐ること云ふも更なり（國々に大歳

神社、御歳神社など申すが、神名式に多く見えたるは、皆此の神たちの御社なり)抑穀物の種の初めは。上第四詞に說たる如く。須佐之男命。かの宇氣母智神を斬給ひし。其の御骸に生れるを。天照大御神ぞを始めて。御田に作り坐て。やごとなき物に爲たまふ事を。須佐之男命 その荒魂の御すさびに。穢き事に思ほし坐て。甚く妨げ給ひしを。後に其の事を悔まして。此の國に降ましては。御身づから。御田をも作り給へりしが。(此れらの事、委くは古史第七十二段、七十三段、七十四段の傳を見て知るべし)其の御子たちに。專と其の事に功を成給へる神等の坐ます事は。須佐之男神の御敎にて有しこと。云ふも更なり。毎年の二月四日に。神祇官にて祈年祭を爲給ふに。御年皇神等と申すは。專とは此の神等の御祭りなるが。(其の御祭のさま、委くは神祇式、また神祇令を拜讀して知るべきなり)定例として。白馬。白猪。白鷄を奉らるゝ事なり。其の起りは。古語拾遺に。大國主神。亦名は大地主神の。御田を營み給ひし時に。過りて田人らに。牛宍を喰しめ給ひけるに。

御年神の御子。その田に至りて。御饗に唾して。還坐して。御父に其の狀を告し給ふ(此は同じ神代と云ふが中に、御年の神たちは、大國主神の御世しらしゝ頃よりは、遙に前の神等なるが上に、田作りの業を敎へ給へる神等なる故に、其の御祭を爲たる御饗なり、是を以て、御年神の御子、その饗を受給はむと、來まして見れば、牛宍を食たる田人らが、奉れる御饗なる故に、其の穢氣に堪たまはず、唾して還り坐るなり)時に御年神その由を聞して。御怒りまし。其の營田に稻虫を放ちて祟り給ふに。苗葉たちまちに枯損ねたり。大地主神おどろき坐て。片巫、肱巫などに令せて。占はせ給ふに。こは御年神の祟なり。白猪白馬白雞を献りて。其の怒りを解し給へと白しゝかは。云ふ如く爲給ふに。御年神の御心なごみて。稻虫を去る術を敎へ給ひて。苗葉もとの如く茂れり。是れよりして白猪などを献ること起れり。と見えたり(此事くはしくは、古史第九十七段の傳に云へるを見るべし)是をもて御年の皇神たちの。田作りの業を敎へまし。かつ終古に。この業に幸へ

給ふ事の由をも辨ふべし。斯て毎年に。上より分布し給ふ假名暦に。歳徳明方。ことしは何方ぞと御教まして。萬よしと載させ給ふ事なるが。此は唐土の暦法を用ひ給ふより始まれる事にて。暦法の書どもに。向此方萬事有大幸とも。歳徳方一年間有德方也。とも見えたり。（此を俗に歳徳神と稱して、元より實神とし、或は簠簋內傳により此は南海の龍女、婆利采女、亦の名は稻田姫と申し、素盞嗚尊、亦名は牛頭天王の后神なるが、謂ゆる八將神の母神なり、など云ふは、吉備の眞備公の、始めて須佐之男命に、牛頭天王といふ名を負せて、暦神とせし時に、作れる妄誕なれば、取るに足らず、此の由は、予れ別に、牛頭天王暦神辨と云ふを著はして、其れに委く辨へたり）是を以て此の正朔を奉ずる限りの人は。貴賤貧富を云はず。誰しの家にも。正月には。其の謂ゆる明方に。歳徳棚と云を設けて。注連を引亘しいみ清めて。種々の物を献りて。當年の穀物の生就は更なり。幸福をも祈り白す事なるが。其の祭る意ばへは。唐土の暦書の旨とは異にして。專と御年の皇神たちを祭る意なるを思ふに。此はいと古昔より。上の件の由緒によりて。戸ごとに年の始めには祭り來にけむを。分ち賜はる暦の。歳徳明方の御教令に從ひ奉り。其をうち混じての祭禮と見えて。實に然も有べき事とこそ思はるれ。（然るは歳徳と稱ふるは、謂ゆる湯桶訓なるが、正しくはサイトクと云べきにて、唐土の暦書どもに、歳徳の方を、年の始めに、皇國にて今祭る如く、家々にて祭るべき由を、記せる書の無きをもて、かくは云なり）然れば古へ學せむ人などは。此の意ばへを殊に慥に思ひ定めて。大年神。御年神。若年神を迎へて祭る心を以て。御鏡御酒をも供ふべきなり。（俗の日蓮宗、一向宗など云ふ、十宗外の宗旨を奉ずる家々は、宗祖が教へ惡きからに、神國の御民として、神の尊き由緒を思はず、常の神境は更なり、正月に歳德棚を設くる事なく、暦をさへに受ざるも有る由なるは、御正朔を奉はらぬ、頑民と云ふべき徒なれば、其は論の限りに非ず）さて總じて穀物の種の始めは。豐受大神の御身より成出たるを。御年の皇神たちの、作り教へ給へる業を農業といひ。

土著して其の農業に勞く農人を。常に民といひ。百姓と云ふ。多美は田持の義と聞え。百姓をおほみたからと云は。師說に大御寶の義なりと言れたり。其は江家次第に公御財と書たるにて著し。(かくて多加羅と云ふ言の義は、田力の略きか、田自の義かなど、種々に思ひつゞくれど、叶へりとも聞えず)抑多加羅といふ言の始めは。天照大御神の。皇美麻命に。天下しろし食せと御言依して。八咫鏡と。村雲劒とを。御璽の神寶として賜へる處に見えたるが。此の時よりして。天の下を治め給へば。青人草をも。大御神の賜へる物と。愛く思ほす意をもて。大御寶とは申すにや。寶も天皇の。また比類なき御寶は、天下の大御民にぞ有ける。(そは既にも云へる如く、天下は、天下の御民の天下なりしを、天照大御神、そを惠み給ふとして、天下の地は更なり、其の人草をも賜ひて、治めしめ給ふにて、二種の神寶は、尊しと云へども、其の天下の御民を治め給ふ御業を、依し賜へる御璽の御寶なれば、大御民の御寶なるに比べては、却りて末なる道理なりかし)但し大御寶とは。農人のみに非ず。其は率土の濱。王臣に非ずと云てと無しと云ふごとく。天皇の御正朔を奉ずる人の限り。謂ゆる士農工商までにわたる稱なること。國史に。王民。良人。兆民。黔首。公民。百姓。萬民などをも。オホミタカラと訓るにて知るべし。然るに農人を。うち任せて云ふ言の如くなれるは。謂ゆる四民の中に殊に多く。かつ上なく大切なる穀物を。作り殖る業に勞きて。此にて上をも養へばなり。(其はもろこし書にも、民は國の本と云ひ、君なければ、民を治むること能はず、など云へるは、皆此の意ばへなり、謂ゆる經書の類に、かゝる類の語ども多く見えたる、皆理れたる語どもなり、漢籍の語とて嫌ふこと勿れ)然れば其の大御寶と有らむ人はも。常にその大御寶なる由緒を思ひ。また大御神の。天皇に屬奉り賜へる事本を思ひ其の御治めを辱み奉り。各々某々の家業を好きて。怠らず勤むべきこと勿論なり。其は士たらむ人は。士の業を好き。農たる人は農業を好き。工商また某々に其の業を好より。各々その業に上手となるは然る物にて。然しも其の道に至深く成り

なむ事は。神世の道に習ふ心ぞ本なりける。（是に就て我が教子に、東西より農業の好人なむ二人出たる、一人は、攝津國島下郡佐保村の村長なるが、小西篤好と云ふ老翁にて、思ひ得たる説多く、農業餘話てふ物をも二卷著せり、一人は、下總國香取郡松澤村の里長、宮負定賢と云が子に、定雄ちふ若男なるが、既く農業要集といふ物一卷を著はせり、此は共に世の學者などの著はせる、謂ゆる畠水練の類なる書には非ず、身づから其の家業を好たるより、年々に作り驗みて、其覺り得たる、實事のかぎりを記せる物なれば、此よなき農家の寶鑑なりと所思ゆるは、御年の皇神たちの御心にや有けむ、己れ年ごろ此業の、よく實事に試みて益ある事をし、書つめて見ばやと、其方ざまの書等をも、彼此集へて持たりしかど、何にせむ、鉏鍬とる身にし有らねば、試し得ること能はずて默止有けるに、今此の二人なも然しも勞きたれば、己れはた何をか思はむ、此の二書の益ある事は、其の業の人々ためし見ば、自づから知りなむ物ぞ、斯てその書はも我が子鐵胤にいひつけて校合せしめ我もまた閲せるを、近ごろ共に板には彫たるなり）さて阿須波神、波比岐神は。是れまた大年神の御子にて。阿須波と申す御名の義は。師説に。古語に足を阿須とも云へり。波は場の義にて足場なり。凡て何處にまれ。人の足蹈立る地を足場と云ふ。今の世の言にも。足場の好惡など云ふ。此れなり。凡て場と云ふは。庭の略にて。大庭をオホバと云ふ類おほし。此の神は。人の物へ行とても。萬づの事業を爲とても。足蹈立る地を守り坐す神なるが故に。家ごとに祭りしにや。波比岐神の名の義は。波比入君の意か。伊は比の韻にある故に。本より省き。また理と美とを省けるなり。（此の如き活用の理を省く例おほく、また君の美を省く例も多かり）後撰集春上に。躬恒。「妹が家の波比入に植る青柳に。今や鳴らむ鶯の聲」堀川百首にも。「柴の屋の波比理の庭におく蚊火の。煙うるさき夏の夕ぐれ。是らを思ふに。門より舍屋内に入るまでの間の庭を波比入と云しなり。（波比入とは只步入にて、今の世の言にも、入るを波比流と云ふ是なり）かくて此の神は。其の波比入の庭を守り

坐す神なる故に。家ごとに祭りしと見ゆ、此の波比入りは。古へ然るべき家にては大庭と云ふ。今の世には。玄關前。白洲など云なる處なれば。家の庭の中に就ても。要とする處なる故に。殊に其の神坐なるべし。萬葉二十に。上總國の防人歌に。「庭中之阿須波の神に小柴さし。吾は祝はむ歸り來までに。(此歌に就て、袖中抄に、上總國に、阿須波神と申す神おはす、と云るは非なり、また爾波奈加を、彼國の地名とする說も非なり。)此の歌に。庭中之と詠るを以て。當時民家の庭に。竈神など〻共に。此の阿須波神を祭りしこと知るべし。宿この神を祭るうへは。波比岐神をも同く祭りつらむ。(然るに取り分きて、阿須波神にとしも詠るは、旅行を祈る故なるべし、行前々、足ふみ立る地を守り坐す故なり。)さて右の歌は。末二句を味ふに。彼の阿須波神は。己が家のには非で。行前の宿々の家に祭れるを。祝ひつ〻行むと詠るなれば。何國にても。家ごとに祭れること知られたり。と云はれたるが如し。(なほ委くは、古事記傳に就て見るべし。)斯て此の二神。神名式に。座摩巫祭神五座。並大。月次。新嘗とありて。御井神たちと共に。朝廷にも重く祭らせ給へり。其は記傳にも引れたる。越前足羽社記と云ふ物に。鎭祭大宮地之靈。故呼足羽と見え。此の神たちを祭り給ふ祝詞に。皇神能敷坐下都磐根爾。宮柱太知立云々。と有るにても知べし。但し其は大宮地にも。此の神たちを祭り給ふ故にこそ然は言へ。實には大宮地は更なり。諸人の家地も。總ては土の神の掌給ふ謂にし有れば。今の詞には。彼此をかねて。總弖此乃屋地乎守賜布神乃御前、とは申せり。(土神とは、即ち埴山毘賣神なり、此神のことは、第三卷の初めにも云りき。)毎年に分布し授け給ふ曆の始めに。土公春はかま。夏はかど。秋は井。冬はには。と有るは。即その土地神の、四時によりて。所座の違ふ由を敎へて。犯し有せじと爲給ふなり。其は曆書どもに。土公 春在竈不可塗繕竈爐。夏在門不可修覆門戶。秋在井不可掘穿井泉。冬在庭不可穿築庭土。四時所在不可犯之。但在庭者犯土無咎。など有るに依り給へるにて。其の元は漢籍に出たる說には有れ

ど其の理なき事に非ざれば。此の御教へに從ひて。隨分に犯しなく。其の居地の御守りを。祈白すべき事にこそ。(然るを世のねぢけたる、一向日蓮の兩宗は更なり、漢學者の物知らぬ徒、また我が古學の徒にも、生物知なる徒には、曆に載させ給ふ事なども取り用ふべき事と思はで、何くれとさかしら言いふも有れど、其はみな神幽の道理を、深くも思はざるに依りてなり。)然るは天皇は、現人神の神におはして。神世に天照大御神の大御前にて。大國魂神の白し給へる御語に。皇美麻命は。八十魂の神を專治め給はむ。と白し給へる語の如く。有ゆる神等を悉治め給ふ御職におはし坐すからに。天皇の天の下治め給ふと。撰びて定しめ給へる曆神の。幸災ある事などに於ては。決めて其の驗ある事なり。此によき因なれば。少か其の由を云むに。謂ゆる八將神の第一に。大さい某の方。此方にむかひて萬づよし。但木をきらず。と出し給ふ大さいは。大歳にて。其の年の君位に立る方なり。抑曆法の事は、我が神世より。謂ゆる眞曆の外に。皇國固有の御曆法ある事は。己詳かに考へ定たる說あれど。此處に盡し難ければ。此は暫く措て。(別に委く記せる物あり、就きて見るべし)今は唐土の曆書等の說に依りて考ふるに。歳星またの名は木星の精氣の。廻し宿る方位なる。が(此の方に向ひて木を伐らず、と云ことは大歳星やがて。木星なればなり)衆殺の王たる方とて。何事も此の方に向ひては行ふべからぬ凶方の第一と立て。其の祟いと嚴なる事と聞ゆるを。皇朝の曆說。もと唐土により給ひては有れど。右の如く此の方位に向ひて。萬事を行ひて吉。と定められたる事は。いにしへ皇朝にて。彼の曆說を用ひ始め給ふ時しも。年中の君位たる方の。然る凶方なるが。宜からぬ事なる故に。誰にまれ其事に預れる人の。天皇に白せるより。皇國には然る凶事を。な行ひそと吉方に祭り替給ふ事と見えたり。然らでは始めより唐土により給へる曆說の。彼に異なるべき由無ければなり。(近來難波に、松浦東雞といふ日者ありて、聖武天皇の天平年中に、吉備公の然は祭り替たる由云へり、其は曆博士、加茂家などの傳と聞えたり、此を吉備公のわざと云ことは、

其の謂なきに非ず、其は牛頭天皇暦神辨に、委く云ふを見べし）是を以て天皇の。八十魂の神を専治め給ふ御稜威の。嚴に坐ます事を思ひ奉るべし。萬葉の古歌に。山川もよりて仕ふる。と詠る如く。山神。川神と申せども。天皇には。畏み仕へ奉らでは有るまじき。神世よりの理あれば。允に謂ゆる天の暦數は更なり。謂ゆる陰陽を調理し給ふことも。天皇の御心に在るをや。然れば唐風の。然しも深く染ざりし御世には。雄略天皇の如き。雷神を手捕りに捕へしめ給へる御事も有しなり。（其は靈異記に、天皇磐余宮に御坐せる時に、皇后と御寐ませる間に、小子部栖輕てふ人の入來れるに恥まして、時しも空に雷鳴りければ、天皇栖輕に、汝かの鳴雷を請奉らむやと詔ふに、栖輕畏まりて、緋の縵を額に著け、赤幡桙を擎げて、馬に乗りて、天鳴雷神よ、天皇の請呼たまふ、と呼はりつゝ追けるが急に走りて、雷神と云へども、何天皇の請を聞ざらむ、と走り罷む時に、豐浦寺と、飯岡との間に、雷神の落在けるを輦籠に入れて、大宮に持歸りて、天皇に奏しけるに、雷神光りを放ち明炫けり、天皇見行して、幣帛を進り、落たる處に還さしめ給へるが、其處を雷岡と云ふ、斯て栖輕の卒れる後に、勅して、七日七夜留めて、其の忠信を誄せしめ給ひ、雷の落たる處に、其墓を作り、碑文の柱を立しめて、取レ雷栖輕之墓也。と記させ給ふに、彼の雷惡み忿りて鳴落けるが、碑文柱の拆たる間に攝りて捕へらる、天皇聞し召て、雷を放ち、また碑文を立しめて、生之死之捕レ雷栖輕之墓と記させ給へりと有る、御稜威の程を思ふべし、栖輕元より勇士には有めれど、天皇の大御言をし承はらずは、爭でか雷神を捕へ得む、こは天皇の畏き御勅を蒙れる故に、雷神をも容易く捕得しなり、但し此事、雄略天皇紀にては、其の傳やゝ異なり、其は此事の餘りに靈異なるを嫌ひて、然しもなき趣に記されしにも有べし、其は古史傳の、此段に論ふを見べし）誠や御世々々の天皇命は。天照大御神の。直の御子におはし坐すが故に。天子と申せば。眞の御稜威は。固よりかく御坐べきこと申すも更なり。是を以て現人神とは申せり。斯て其の現人神の授け給ふ暦說の。謂ゆる天道。天

德。歳德。月德。金神。八將神などの暦神はも。其の元は唐土より說起せる事にも有れ。また其原由を探ぬれば。我が皇神たちの。最古く彼の國の古へに。傳へ置給へる事なるを。(此の由は、赤縣太古傳に委く考へ記せれば、今更に云はず。)當時はじめて。唐土の暦法を用ひ給ふ時しも。其原の由來をば。知食してや有けむ。知看さでや有けむ。其は今知るべからねど。幸災の事實に徵して。慥しき驗ある事のみを擇びて。彼よりは甚く易簡に。暦神の方位を立られ。其が中に大凶方なる大歳を。大吉方に定め給へる抔をおもふに。總て凶をば解め祭りて。彼れよりは薄からしめ。今の世までに暦に記して。分布し授け賜ふにぞ有ける。(彼の國の暦法よりは、甚く凶方位の數を減じて、吉方位を多く取給へること、今行はるゝ唐土の暦書、陰陽書の類ひの、各々某々に、凶方位の多かるを、皆集めて、年月日時に配し見よ、一年にわづかに數日ならでは、用ふべき日は有まじく、其れに比べては、皇朝より授け給ふ御暦法の、易簡にして、吉方位の多きを思ふべし、其は今の清國にて授くる時憲暦と、皇朝の暦とを引合せ見ても知りなむ物ぞ、○因に云ふ、桃園天皇の寶暦五年乙亥、新暦を天下に頒布し給ふ、其暦本の首に記させ賜へる事三个條あり、其第一に、暦面にいむ日は多しといへども、吉日は、天しや大みやうの二つのみにて、世俗の日取足りがたかるべし、仍て今天恩、母倉、月德、三つの吉日を記して知らしむるものなり、とあり、外二條は、こゝに用なければ記し出てず、同六年の頒暦に、去年新暦面に記し出す所の三ヶ條、自今永く用ひて異る事なし、重て斷り示に及ばず、とも宣へり、こはいと近き事なるが彼れこれ思ひ合せて、吉凶ともに、天皇の御定めによる事なる由を悟べし。)然れば其の御正朔を奉ずる國民としては。己が私のさかしらを用ふること無く。一向に毎年の暦に載し授け給ふ。吉方凶方吉日凶日の御論しを受賜はりて。厚く信じ用ひて。後に渡れる漢籍どもに載し傳ふる吉凶の。暦法にわたる說どもは。鬭起まじき事にこそ。(然るを今の俗に、家相方位を講ずる徒など、漫にかの新渡する暦書、陰陽書どもに依りて、彼の繁蕪

なる吉凶方位、年月日時の說を和解し弘めて、世を惑はすは、元より朝廷に御心ありて、用ひ給はぬ事をしも、私に世に出すにて、賊盜律に、凡造二妖書及妖言一遠流、傳用以惑レ衆者亦如レ之、とあるに當れる罪科なりとは知らずやも、〇因に云ふ、易道の事は、唐土に傳はれる事には有れど其元は、我が大神たちの、早く彼の國に渡り給ひて、蠢化の民を敎導し給はむが爲に、作り給へる事と、深く思ひ得たる說あれど、容易に、こゝに言ひ盡すべくも非ざれば、別に著せる、八卦卟疑傳に就て見るべし。）但し今渡る曆書陰陽書の說と云へども。郭子が元經に謂ゆる串宮的命の如き。各々某某の一己に關かる事どもは。今論ふ限りに非らず。白地にも世に及び。曆法にかゝる事どもに。新說を出さむ事は。よし漢籍に見えたりとも。上より示し賜はぬ限りは。絕て議すべき事には非ずかし。（然れば俗にも噪ぐ、方則指要、方位辨覽、選方明鑑、八宅明鏡など云ふ類の物どもいと多し、いかで官より、絕板し給へがしとぞ祈らるゝ）然るはさる凶方の議を作して。其の說弘まり。世に恐るゝ人の多くなれば。世界には謂ゆる妖鬼遊魂の。變を爲まく欲するが甚多かるを。遂には重泉に幽遷すべきも。此所ぞ凶方と妖言し弘むる者の有るときは。其の物やがて其所に住居して。然る妖言にうち符する。梟殺をも爲す道理の有ればなり。是を以て古へより甚く妖言をば禁められてぞ有ける。（今この由をいさゝか論さむに、佛法の佛菩薩、明王、天部など云ふ類には、有名無實の物の多かるを、其物をし、實有として、何經某經とて、其功能を記せる書多く、その堂塔も多かるに、愚庸輩の然る事とは得知らずて、實有の物と信ずるに、必ず其靈異ありて、其謂ゆる、經說の說相に叶へる驗ある事は、かの遊れ吟よふ、遊魂妖魅のより憑て、さる靈異を現はすなるに、准へて思ひ慮るべし。）偖また我が古學の徒。及び漢學の偏僻なる徒は。一と向に曆なる方位時日の吉凶など云ふ事をば信ぜず。我が古に云ざる事なり。我が聖人の道に非ずなど言ひて用ひず。人にも用ひさせじと爲る事なるが。此は己も。靈の眞柱を著せる頃までは。然も思ひて在りしかど。次々に我が學

問も精くなりて。熟々に思へば非にぞ有ける。其は凡人の私に議する方位時日の吉凶は。然も有らばあれ。暦に載して分布し給ふ暦神の。方位時日に吉凶ある事は。上に論ふ如く。天皇の御擇び有て。取り用ひ給ふ事なる故に。其日其方に其神既に定りて。暦に載し傳へ給へ吉凶。また自然に備はれば。我ら凡人の。いかに學問の道長たりとも。其を推破りて。吉凶の應無らしむる事は能はずなむ。其は天皇の。然る吉凶ある説を許して。普く世に其の正朔を授け置給へばなり。(今この趣を、近き顯事をもて譬へむに、一大國を領き給ふ君の、老臣二人を任じて、國政を委し給はむに、其の老臣の一人は寛仁にして、國民を撫育する道に心を用ふるを、一人は酷烈にして、國民に暴虐なる事の多かるに、國民どもの事に馴たるは、其寛仁なるには、殊に寛仁の政事を受けむ事を願ひ、其酷烈なるには、能く其心を取りて其暴虐に逢ざらむ事を願ふ故に、自づから安泰なるめり、是謹みて、暦に載させ給ふ方位時日の吉凶に、從ひ奉る人の譬へなり、然るに國民の事に馴ざるは、其處に心を用ふる事なく、思慮なく事を行はむに、其酷烈なる老臣の暴虐に逢ざること能はず、また偶に其寛仁なる老臣にも無禮ありて、其の怒りに觸るゝ事もなきに非ず、然るに仍その義を悟ること無く、そを偶然とのみ心得て、二老の善惡を曉らざるは不智と云べし、さるは政事を執る人、いかで然る善惡あらむ、我が學問かくの如し、と謂るとも、國君すでに許して、然る善惡の二人を、執政に任じ給へるを何とせむ、道に志有らむ人、まづ此理を思ふべし)是を以て天皇の御稜威の大きに坐ます事。また我ら凡人の。いかに學問の力ありとも。天皇の許して世に示し給へる。方位時日の吉凶に。違背し難き道理をも辨ふべし。(其は上にも云ふ如く既に其神名を物して、其時日方位を局し掌しめ給へれば、其神既に定まりて、天皇既に我等をもて、其方位時日を掌ることを可し給ふを、俗學者ども更に何事をか論ふと嘲笑ひてぞ在べき、況て此はもと、無稽に出たる事にあらず、元より然る正しき實理ある事を、我が皇神たちの知り坐て、彼の國に傳へ置給へる説の、後に傳はれる事なる

をや。爰に或人難じて云く。此の事さも有らば。佛法を世に傳へ弘め給ふ事も是に同じ理なるを。其の佛法の態をし。力を極めて説破するは何の謂ぞも。答ふ。こは相類せる事の如くにて。其の意味いたく違ふ事なり。然るにまづ暦法を立て。方位時日の吉凶を示し給ふ事は。謂ゆる民に時を授けて。一統し給ふ御政事の本にし有れば。大義の中の大義なるを。佛法の世に弘通せる事は。元より然る大義に關かる事に非ず。其は佛法の。かく盛大に弘まり來れる原由を稽ふるに。總じて佛經は。一つも佛祖が自記に成れる物なく。盡く後人の。如ク是ノ我レ聞ケリと稱して。己が向々僞造せる物なる故に。その説區々にて。一定せざるを。(此の由は既に始めにも論へるが。猶委くは。印度藏志に論へるを見て辨ふべし)古く宗々を立たる僧徒。その由を知るや知らずや。其區なる經々の中の一經を宗旨として。各々一宗を建立しつゝ。世に弘通せるを。庸人の闇愚なる。何れの宗旨。實に佛祖が正旨なりや否を辨へ知らず。其の宗旨を弘むる僧の云ふに任せて信じたるを。上にも其を大寛に見行して。宗々の異説なるを。嚴に制し給ふ事もなく。(然れど法然が、始めて念佛宗を弘めし時、また日蓮が其の宗旨を弘めし時などは、其の異説なる事を咎めて、禁じ給へる事も有りき。其は別に委く記せる物あり)また御々世々にも。彼宗この宗と。大御心の引きの隨に用ひ給へれば。況て下々は然る物にて。己がじゝ好むに任せて。親は天台を信ずるに。子は密宗を信じ。夫は禪宗を信ずるに。婦は念佛宗を信じなど樣々にて。上に用ひ給ふも御物好き。下にて信仰するも。好事の一端なりしが。遂にかく大きに弘通せるにて。本より天下一統に示し授け給へる。御政の大義に非ざれば。(暦法を授け給ふとは。其旨趣いたく異なり。然るは何宗にまれ、其佛法を信じたらむも、信ぜざらむも、畢竟は士農工商の、士農工商たる、經世職業にさし支なき事なれば、信せぬ人には、實に無用の長物たるを、暦法授時の事に於ては、大御寶の大御寶たる、經世職業におきて、一日も闕べからざる大義なるをや、其は諸越に佛法渡りし以來の王ども、其道に心醉して、用ひ狂れざる

は、一人もなきを、世々の史を見るに、唯に聖賢の風を學べる事のみを記して、佛法に淫せる事を載さず、殊に佛法に關かる事の篇を立ざれど、暦法の事に於ては、史記の天官書、漢書の律暦志を始め、世々の史に、其沿革をかならず載せり、是れ暦法は、政事の根本、大義なれど、佛法は、其王の好事にて、政事の大義に關からざる故なり、然らば世々の王らが、佛法に心醉せること、何を以て知なれば、其歴史にこそ載さね、他の諸書には、いと精く記し傳はれり、其は近く、開元釋敎錄などの類を見ても知るべし謂ゆる三代以來の聖代と、漢學者のほこり聞ゆる、唐宋の名高き王ら、一人も佛法に浸淫せざるは無きぞとよ、)然れば佛法諸宗の。かく天下に弘まれる事實は。物好き好事の多かりし故と知るべし。是を以て今の世にも。まづ宗旨は家々に定まりぬれど。人々の歸依によりて。改宗といふ事をも許し給ひ。昨日まで。彌陀の名號稱へし者の。今日は法華の題目唱ふる者の有れど。苦しからず。暦法授時の事に於ては。然る例有事なし。(其は改宗のみならず、神職には神喪とて、古風の喪法を許され、儒者には儒喪とて、唐風の喪法をも許され、又此の徒に絶て佛法を信用せざるも多かれど、咎め給ふ事もなく、暦法授時の御政事にも、適に痴人ありて、議し申す事あれば忽に制禁し給ふこと、近くは普門と云ひし僧の、佛國暦象編とふ書を著はし、御暦法を議しけるに、御叱り有りて、其書を世に傳へしめ給はず、是にても、佛法と暦法との事に於て輕重ある事を辨ふべし、然れば謂ゆる西洋學者など、密密に、於蘭陀正月など云ふ狂事するも有りと聞けど、彼の國風に、開闢より幾千幾百年といふ詞を用ふる事も、閏月を止めて、十二个月、十三个月の、謂ゆる大陽暦を用ふる事も、みな叶はずてぞ有るめる、)さて我なみ。皇朝の古道に因循し奉る學問は。然る好事に類せる所爲に非ず。畏けれど。御國體を知るは更なり。大御寶の大御寶たる所以の本を辨へて。神に君に國に忠義なるべく。其本業を勤みつゝ。天子公方の尊き辱き御治めを蒙る。御恩賴の萬分一をも。知りなむ物と務むるにて。謂ゆる善を擇びて固く是を執る者なり。然れば世

間の好事に行はるゝ諸學の。此の道に害ある事は。說破の議論なきこと能はず。中にも佛法はも。紫色の朱色を亂り。莠苗の稲苗を亂る妄誕あるが故に。似て非なる者は惡まざること能はず。是を以て之を議するを。豈曆法授時の違背し難きと。同日にも云ふべけむや。(然るは佛法の、道に害ある事を論ずるを、事新しく思ふ倫ひも有る由なれど、儒道にはいと早く異端と號けて說破せること、漢土にては宋儒の書類、皇國にては、近く林羅山先生の書等を見ても辨ふべし、其を上にも、非事とは宣はぬ物をや、)偕また佛菩薩の類ひも。古く隣國神。また客神など稱して。萬民の信拜する事をも可し給へば。其を廢斥せむには。彼らもり祟咎むることも有らむか。と云ふも有り。此は然る言の如くに所聞れども。彼の道元より出世間の道と號けて。然る態は。爲ずと立たる道なるに。況て御國政の大義に關る物ならねば。爭で天の下の公民に。然る祟りを行ふことを得む。然れば此は。心を安むじてぞ在るべき。(但し此は議論の上の言なるが、佛法に異驗ある事も、妖鬼遊魂のなす態なれば、古へ學の心の柱なき人は、其心と迎へて、さる祟りを受まじき物にも非ず、然れど古學の心の柱よく立て、幽顯の道理を知りたらむ人は、神その德を其人に成せり、佛菩薩妖魅、それ其の人を何とせむ。)然れば曆法はも。王公大人の御上は知らず。下萬民の上に行はるゝ。歲月日時の吉凶禍福の事に於ては。其原は。天皇命の大御心に因る事なれば。能く古道に順考し給ひて。後の世風の言痛く煩はしき事は。捨て用ひ給はず(今し宮曆の趣も、古風と云には非ざれど、其道に從ひ用ふる者に取りて、何事にも、塗炭の惑ひ有らせじと、委く記し給ひては有れど、上にも云ふ如く、唐土の曆面に比べては、最も易簡にて、さしも言痛き事は有らざるを、其れさへに、必しも闕如なく、用ひよとのことには非ず、然るは大らかにして、强て拘はらざるをも、敢て咎め給ふこと無きを思ふべし、こは唯その奉賜はる人々の心々の、深く執すると、否らざるとの異りのみにて、本より御正朔に違背へるには非ず、彼の佛法に、改宗など有るが如く、此れを捨て彼れを用ふるが如き、

好事の所爲には非ずかし）彼の平城天皇の大同二年九月廿八日の詔書に。日者虛傳千妨輻湊。占人妄告萬忌森羅。大會小會之言。歲對歲位之說。天恩發於五辰。將軍行於四仲。此等竝出堪輿雜志。非聖正之典。宜據聖賢之格言除曆注者。と詔り給ひ。また同日太政官符に。應禁斷兩京巫覡事。右被右大臣宣偁。奉勅。巫覡之徒好託禍福。庶民之愚。仰信妖言。淫祀斯繁。厭呪且多積習成俗虧損淳風。宜自今已後一切禁斷。若深祟此術。猶不懲革。事覺之日移於遠國。所司知之不糺。鄰保匿而相容。竝准法科罪。とあるは（此御文の義をも、委く云はま欲けれど、說長ければ此處に注さず、但し其大旨は聞えたるが如し）いとも畏き大命なるを。能く世に宣り聞しめ給ひて。妖書妖言を造り。且其を傳用する者は更にも言はず。都て本據詳ならず。猥りに家相方位の吉凶を說き。冠婚喪祭の禍福を論ひて。人の心を惑はす者等をば。嚴かに禁め給ひ罰め給ひ。其に應じて祟害を爲す。妖神邪鬼の類をも。現人神と御座す天皇命の。大御稜威を振ひ給ひて。上代の例のまに〳〵。神祓ひに祓ひ淸めしめ給ひ。いな醜目しこめき。根國底國へ。神逐ひに逐はしめ給はむ時もがな。（此れ等の事どもは、別に委く記せる物あれば此には大旨を述るなり）

○次に竈處の神の御前に向ひ。

右の如く拜みて。

辭別氏。竈處爾齋伎奉留。火產靈神。奧津比古。奧津比賣神乃御前乎愼美敬比。今日毛賜波留天津火乎。天之香山乃火登令受氏。枉神乃禍事有世受。諸乃穢乎淸米給比氏。伊豆乃御靈乎幸幣給閉斗。畏美畏美母拜美奉留。

火產靈神は。またの御名を火之炫毘古神とも。火之燒速男神とも。火之迦具土神とも。火雷神とも申して。伊邪那岐、伊邪那美神の御子なるが。伊邪那美命。この神を生給へる時に。御陰を燒えて座ませるを。伊邪那岐命の見行しけるに。女神いたく恥まして。夜見國に神避り坐けるを。男神

の甚く御歎きまして。迦具土神の生坐るより事起りて女神に別れ給へる故に。此の神をいたく惡み給ひて。御身に佩せる十握劒を拔して。斬給へるに。其御體の天上に昇りて。香山となれること。既に上に云へるが。靈の眞柱にも。其の大概を云りき。(猶委くは、古史傳に就て見るべし)かくて此の神を竈所に齋き奉る由は朝廷の御炊所に祭らせ給ふに效ひ奉れり。其は神名式に。大膳職坐神の中に。火雷神社とある御社を。國史に。齋火武主火命と有るに依りてなり。(或は大炊寮、齋火武主火命、或は内膳司、忌火神、大膳齋火武主比命など見え給へり)さて奥津比古、奥津比賣神は。即上に說たる大年神の御子にて。此者諸人之持伊都久竈神也と神典に見えて。竈とは即へつひの事にて。其の在處を竈所と云ふ。俗に臺所と云ふ處なり。抑この神は。公家にも。御食物に預かる所々に祭り給ひ。(但し朝廷にて祭らせ給ふには、奥津比古奥津比賣神とは申し給はず、庭火皇神とのみ御紀に見えたり、委くは古史傳に就て見べし)師說の如く諸民までも。各々家々に祭りしこと。諸人の持齋くと有るにて知べく。江家次第に。正月元旦四方拜條。庶人儀に竈神をも拜むこと見ゆ。(簠簋内傳と云ものに、丙丁日不祭竈神とあり、斯る事は云ふに足らねど、是れにても昔し祭りしこと知るべし)奥津と申す名の意は。師說に。地名かと有れど。此の神たちの御名に。地名を負坐むこと似つかし有ねば。置土を略して奥津と云ふか。竈は土を置て作ればなり。(また若くは、奥は熾か其は古今集におきのいて身をやくよりも云々、と有るおきは、火の事を云へり、然れば津は助辭なり)斯て此の二神。火を燧出して炊爨する道を敎へ始め給ひし故に。火神と配せ祭りて。竈神とは申せり。(諸人の竈神に、火神をも祭る事は所見ざれども、公家の御竈所に、火神と配せて祭り給へば、諸人の竈所にも、然有しこと知べし)師の玉鉾百首に。竈の火のけがれ忌忌しも家内は。火しけがるれば禍起るもの。と詠れたる忌々しもは。大切にして。恐れ愼むべき事也。禍起る物とは。災難凶事の起る由なり。其は汚穢はすべて。豫美國に屬するが故に。火に汚あれば。火神御怒まして幸へ給はず。禍事をさ

へに起し給ふ。是をもて御母伊邪那美大神も。いたく此の神に御心おき給ひて。心悪き子と宣ひ。もし荒ぶる御態あらむ時は。鎮め奉れとて。水神。土神。匏川菜を生給ひて。鎮め奉る様をも教へ坐けり。是ぞ鎮火祭の事本なる（この御祭りは、年ごとの六月と十二月との晦日に、大祓の神事ありて後に、道饗祭と、この御祭あり、そは既に、祓處神たちを拝む詞の處にも云へりき）いかで諸人も。この御祭りを行ふまでに。信心あらま欲き事にこそ。然るに俗人は。むげに此の事をし。等閑に心得てぞ有るめる。（其を今少か云はんに、まづ祭事に火を忌むことは、皇國のみならず、唐土も、印度も古昔はしか有ける中に、謂ゆる道家には、殊に大切にする事なるは、其道の本は、我が神の道より出たる故なるを、足冷たりとて火に煖むる事は、重き誡の目にも出たり、然るに誰しの人も、冬は火燵とて足煖むる事は更にも云はず、火は正に活たる神におはす、其の御靈をわけて、日々に用ふる理なる由をも辨へず、いとも禮なく、忌々しき汚穢をも行ふを、然は心つかずぞ有める、其は煙草用ふる人の、灰吹に火を投じて、唾にて滅すなども、火神に禮なき事ながら、此は由て許しも給はむ、或は途中などにて、煙草の火、提灯の火などを足にて蹈けす人も多かるは、甚く非なり、塊または小石にても拾ひて押し滅すべき物なり、また田舎人などの、竈また爐中に唾を吐き、吸がらを吹入れ、或は洟をかみ入るゝ者も多かるなど、皆道を知ざる者の常ある事なり、古學せむ人は、さる所爲する人を見むには、平穏に諭して、止めしむべき事にこそ、猶火忌の事の深き由緒は、ここに中々説き盡すべくも非ざれば、古史傳に就て見るべし）さて今日毛賜波留天津火乎。云々と申すことは。上に云ふ如く。伊邪那岐大神に。火神斬られ給ひし時に。（今世俗に、凶ものを竈の上に置くときは、必身を傷る事ありと云ひて、誰も忌むことなり。此は何の由と云ことは知らねど、もと火神の、御父の大神に、斬られ給ひしに因る事なるべし）その御體は天上に上りて。天香山と化りければ。天上はしも。火の本つ處なる故に天火と云ひ。香山は。火神迦具土神の御體の化れる山な

る故に、香山と云こと。上にも云ひ。(日と火とは字こそ異れ、語のもとは同しきことも、)靈の眞柱にも、)既に云へるを思ふべし。さて高天原にて。かの石屋戸段に。此の山より種々の物を取給へる事は。火の本處たる謂による事なる由は。第十七詞に云へる如くなるが。現國の火も。石金木などに含まりたるも。迦具土神より散別れし火には有れど。天香山の御火の淨きに及ざる道理なれば。現國の火を用ひはすれど、次詞なる。天忍石の長井の水の例に效ひて、天香山の火を受しめ給へ。とは申せるなり。枉神の禍事在世受云々とは。火に汚氣ありて。火神幸へ賜はぬ時は。枉神所を得て荒びたち、禍を起すを日々に賜はる火をし。潔く伊豆の御靈を幸へ給へば。枉神のさる禍事を。作得ざる道理なる故にかく申せり。(此の由は、既に第十五詞の下に說きたるを合せ考ふべし、其が中にも物を清めむとて火を打かくる事の理を、常に思ふべきなり、)いと古き昔より。大切の神事を行ふ時に。前齋とて、七日がほど火を改め淨むる事あるは。其まで體に受納たる火と、今改めたる清火と替ふる法なるが。此は皇國のみならず唐土にも此の事あるは。其に神世に伊邪那美大神の。火神を生給へる時に。夫神に七日七夜のほど。我を見給ふなと申して石屋に幽居ませる故實の存り傳はれるなり。道に志さむ人は。深く此旨を思ふべし。(此事委くは、古史第十一段の傳に云るを見るべし)然れば常にも。此意ばへを忘れず。日々に用ふる火に汚氣の牽らざるべく心をつけ。或は他處にて。心ならぬ異火を食はむ時などは、天香山の火と念祝して。食ふべき事とぞ所思ゆる。(此の事に就て、己が正しく穢火を食ひて、甚くその罰を受たりし事を、因に此に語りてむ、其は去ぬる文政五年十二月十二日になむ有けるが、或る藩中の人を訪けるに、其人甚く我意の人なるが、酒肴を出して饗應せるに、其吸物を見れば、鳥と見ゆるに、少かそ、其まゝ食さして置けるに、また猪肉と葱とを和せ煮たるを、うづ高く盛て出せり、爰に云けらくは、己も若かりし時は、かゝる物をも用ひ侍れど、近き年頃は、思ふ旨ありて、禁物にし侍りと

て食ざりしかど、同じ火に煖めたる酒は、互に飲かはしてぞ歸りける、然るに其門を出る頃より、大きに腹痛して堪がたきを、懐なる丸薬など用ひ供人に助けられて、辛くして家に到れるが、腹痛なほ止まず、殊に謂なく怒氣おこりて、見る物きく事につきて、腹の立るゝを、押靜むれど鎮まらず、爐ぶちの角に、猫の居眠れるを見て、覺えず怒り心頭より起りて、掻抓みて投出せるに、過りて行灯にうち當たれば、油はみなこぼれぬ、世の諺にしはすに灯油をこぼす時は火災ありとて、其過てる者に、水を潑すれば難なしと云ふに就て、いつもは然するを家主たる己が所爲にし有れば、誰も水あびよといふ者なし、爰に己れその猫に、水浴せよと云つけて、然は爲つれど、元よりまけじ魂にせし事なれば、心に快からず在けるに、腹痛はなほ、其より後も止こと無く、怒氣もまた鎮まらず、然るに十五日の夜、うまく寢たるに火災ありて、其烟鼻に入りて、堪がたく苦しく、既に面に火の著たる如く覺えて、愕き寤たるに、側に寢たる者と、我が枕の間より火もえ出て、夜の臥裀は皆燒とほりて、疊より板敷までも焦たりき、爰に家内あはて騷ぎて、水もち運び辛くして、其火を滅し畢へたるは丑の刻ばかりにぞ有ける、斯て此火の本を思ふに、己眠りに就たるは、其夜も腹痛にて有ければ、例よりは早く、かつ枕邊に、かつて火は置ざりけるに、此時刻に至りて、何にして火は照出けむ、異しとも怪く、心得がたきは神の罰なりしこと疑なし、さは有れ、かく速に滅し得たるは、もと己が心と爲たる惡行にあらず、人の爲に過られて有ける故に、宥め給ひてぞ有けむ、是より後は、ます／＼火の汚氣を忌べき事は殊に深く心得て在るなり）然れど古の道を知らず。漢意なる人々は。かゝる事を云ふをば。愚なる事の如く笑ひ。また然る穢を食たる人ごとに。其祟有りとしも聞えざるは。其風の人と。神の見行し神の道に從事する人をば。有道なる者に數まへ給ふ故に。御祟めも有る事にや。此は凡人の如何とも知るべき由なし。（然れど此意ばへを、顯世の事に合せて、試に云はゞ京都わたりにて、貴人たちの往來たまふに、庶人の卑き徒などの無禮あれど

も其は咎め給ふ事なきを、祿位ある人などの、然る無禮ありては、其咎めをも聞え給ふ事あると、其意ばへ似たる事にや、もしさる理ならむには、神の御護りあることも、常人に異なれば、御祟有るは、却りて辱き事にこそ、此道理なほも深く考へて、定むべき物なり）戎意ならむ人は。左まれ右まれ。古道に從事せむ人は。深く此謂を探ねて。心ならず然る火の汚れに觸たる時。また穢火を食たる時などは。其を拂ふ法をも。心得て在るべきなり。（其は古へ、呪禁師の行へる存思の法をはじめ種々の禁術あれど、此に云ひ盡すべき事にも非ざれば、叙有らむ時に、殊に云むとするなり、○死喪ありし家々にて、火を燧り改むる事は、云までも非ざれど、其中に勞瘵など、謂ゆる傳尸病にて、系を引べきの類は、其死たる時、まつ速かに火水を改むべく、其より後も、火は更なり、水をも、必日々に改め替べき事なりとぞ、然るは穢の清まるは本よりにて、傳尸をも免るゝ物なりと云へり、祓の法はいかによく修し得たりとも、火を改めざる時は、汚穢の清まること薄かるべし、心

あらむ人麁略にすべからず、猶第十五詞下に云へるを合せておもひ辨ふべし）世に家相者など稱して。竈所の向きは云々など利口に言ひ弘むるが多かる。其も然る言には有れど。火忌の事に於ては。都に知らずて。唯に家相の理をのみ云ふは。憐むべき事にこそ。（此れ等の事も、己が思ふ由は、殊に記して人にも示せまほしく思へど、暇なくていまだ得果さす）さて師の記傳に。今の世には。三寶荒神など云ふ穢き名を申すは。最淺ましき事なる哉。と云れしは。實然る言なるに就きて思ふに、火の神は伊邪那美神の御語にも。心惡子と詔へる如く。御心あらく坐まし。火に穢ある時は荒び給ふ神にます故か。古くも荒神と申せりと聞えて。木國の玉置山と云ふ山に。荒神祭神社と申す有りて。此は火神を祭れる社なりと。天野信景が鹽尻に見えたり。然れば俗に。竈所の神を。三寶荒神と稱して。頭の三ありて。髮の逆さまに生たる物を祭ることは。火神を荒神と申すに就て。兩部習合の說を始めし以來。天竺に謂ゆる障礙神の一名を。荒神と稱して。此は何事にも。障礙をなす物な

りとて。諸々の修法の始めに。まづ此神を祭り和むる事あり。(こは密家の祕法にて、其の祭法を荒神供とぞ云なる)斯てそを文字の同きまゝに。竈所に祭る神たちに附會して。混一せる物なり。抑この障礙神と云ふは、世に大聖歡喜天とも。聖天とも云ふ物の事にて、天竺にては。毘那夜迦と云ふ。曾て竈所の事には由緒なき邪物なり。(こは信景が鹽尻に、早くいひ置たる說に、己が辨をも加へて云なり、謂ゆる密家の儀軌てふ物を背ねく見るに、其修法ごとに、大かた此邪物を調伏する法を載たり、また殊に、この物を祭る修法を記せる儀軌も數部あり)然れば古道に志さむ人は。然る卑しき邪物の畫像などは。疾く拂ひ捨て。よし修驗者に。その祭りを任するとも。神寶は。古風の竈神に祭り替ふべき事にこそ。其はをり〳〵も云ごとく。天竺の神よ佛よと云ふ類は。大抵は有名無實なるを。其の像などは。後世の僧らが。杜撰に作れる物には有れど。其を實有の物として。取はやし祭りなど行へば。正神の御守護なく。彼の妖鬼遊魂の類なる物ども。處を得たりと憑來りて。種々の障碍をもなす事なり。(俗書の三世相など云ふ物に、障碍神が、くさ〴〵の障碍を行ひて夫婦をいさかはせ、妻が摺木を取て夫に打かゝれば、夫は擂鉢をかぶりて、打れしとしたる狀などを書たるが有るは、あまりなる事の如くには有れど、實に然る事も有るまじきに非ず)偖また鹽尻に。日蓮宗の僧ら。常に法華經の外を。備前經とて誹れども。利の爲には。三寶荒神とて。俗家の竈神をまつり。辨天。妙見。摩利支天などを崇めむく類おほく。また不動愛染の像を安置するなど。凡て眞言宗の風にて。大日經俞祇經などの說也。曼陀羅とて。題目をかき。其の左右に。えも知らぬ字ありて。是を不動愛染の梵字なりと云ふ。其の傳をも得ずして。妄に己が細工にまかせて書たる故に。非法の字となりて。正からず。彼邪徒には然るたぐひ萬々あり人これを笑へば大きに怒る。その量を知らざるの甚しき者と云ふは。日蓮徒の事なり。と記せるは。實然る說にぞ有ける。(そは日蓮宗の僧ども、眞言宗をば亡國と詈りつゝも、其修法をぬすみて、荒神祭といふ事を行ひて、法

華勸請など云ふめるは、最もをかしき事なればなり、さて己が日蓮宗の辯駁は、別に委く記せる物あれば、此に言はず。)

○次に井神の方に向ひ。右のごとくに拜みて

辭別氏。井戸神斗齋伎奉留。水波能賣神。御井神。鳴雷神乃御前乎愼美敬比。今日毛賜波留天津水乎。天忍石乃長井乃水登令受弖。枉神乃禍事在世受。諸乃穢乎清米給比氏。伊豆乃御靈乎幸閉給幣止。畏美畏美母拜美奉流

水波能賣神は。水神にて。伊邪那美大神。すでに火神を生給ひて。豫美都國に往坐るが。途中なる豫母都平坂にて。上津國に。心惡子を生置て來ぬと詔ひて。歸坐して。更に此の神と。土神と匏と川菜とを生給へるが。土神は御屎に生まし。水神は。御尿に成坐せり。斯てその御屎は埴の始め。御尿は水の始めなるを。火神の荒びたらむ時は。水神は匏をもち土神は。川菜を持て。鎭め奉れと御教へまして。途に豫美國へ往坐ること。古史傳に委く説たるが如し。(上に云べきを忘たり、匏は青葛の實にて、瓢箪ふくべの類、その外瓜壺物の祖とも云べし、川菜は水苔とも書て、水田また小溝などに生る、ひるもと云ふ物にて、漢名は天葷神と云ふ、是また水菜の類の祖とも云べし、扨匏川菜ともに、醫藥に用ひて、頭痛、眩暈すべて血氣の上衝を治するの功ある事、よくも鎭火の理に叶へり、委くは古史第十一段の傳見るべし、玉の眞柱にもかつがつは云りき。)御井神は。大國主神の御子にて、御母を。稻羽の八上比賣と申せり。師説の如く。此の神處々に井を作りて。民の利をなし賜へる御功ありし故に。稱奉れる御名と聞えたり。其御社は。神名帳に。出雲國大和國美濃國などに。御井神社とて數多あり。朝廷には。坐摩の御巫の祭る神五座の中に。生井神。福井神。綱長井神とて。上に説たる阿須波神。波比岐神と共に祭り給ひ。(生井、福井、綱長井とは、御井神の御名を、かく種々に稱へ申せること、師説のごとし、)また

別に主水司に。鳴雷神社と申すも有り。こは何なる神ぞと云ふに。疑なく天兒屋根命の御子。天忍雲根命に坐せり。其は坐摩の御巫の祭る御井神は。大宮地の御井を。統て守り坐す故に祭り。此は主水司に祭られ給ふを思ふに。忍雲根命の。始めて水を取りて降り給へるに符へばなり。(主水をモヒトリと訓むは、水は盌に盛りて飲む物なる故に、モヒとも云ふを、其水を取る司なる故に、主水司とは云なり。今モムドと云ふは、言便に頽れたる訛言なり)其は邇々藝命。すでに天降り坐て後に。新嘗きこし食さむと爲給ふに。その頃なほ此の國の水は潮がちに荒くて熟からねば。天兒屋根命。その子天忍雲根命を。天上に參上らしめて。皇産靈大神。天照大御神の御前に。皇美麻命の御膳水は顯國の水に。天津水を加へて奉らむと白さしめ給ふに。皇祖神たち聞召て。雜々に仕へ奉らむ政事は。悉く依し奉りて在れども。水取の事は遺れて在けり。誰神を下さむと思ふ間に。勇ましく參上り來つる事よと詔ひて。天忍石の長井といふ御井の水を。玉瓮に。いや盛にもりて賜ひ。(天忍石の長井と申す御井は、天照大御神と、須佐之男神と御誓ひの時に、二たばしら此御井に、玉と劒とを振濯ぎまして、互に御子を生給へる御井にて、天忍穗耳命と申す御子の御名は、即ちこの御井に因れる御名なり、天皇祖神たちの、常にきこし食たまふ、上なく尊き御井と聞えたり、委くは古史傳に說くを見るべし)また別に天玉串を授け賜ひて。此の水を持下りて。皇大神の御饌に八盛。皇美麻命の御饌に八盛獻りて。遺れる水は。天忍水と稱云ひて。顯國の水に灌き和せて。諸人にも飲しめ。此の玉串を刺立て。夕日より朝日照る時に至るまで。天津祝詞の太詞詔言を宣れ。然してば稚晝に。五百つ篁生いでゝ。其下より。天之八井出なむ。其を天津水ときこし食せと。御言依して降し給ふ。爰に忍雲根命かへり降らして。其の大御言の如く御井を定めて。仕奉れる。是ぞ水取の始め。また現國の水の。潮と分りて。熟く調へる事の本なる。(此のもひとりの事を、またの傳へには、度會神主等が遠祖たる天村雲命と爲たり、孰か是と云ことを知らず、凡て此水取の事におきて

は、甚も尊く妙なる由ありて、中々こゝに、其端倪をだに說得べくも非ざれば、委くは古史第百四十三段の傳に、注せるを見べし。さて此時に術出し給へる御井は、日向の高千穗宮に在りけるが、後に丹波國の冰沼と云ふ處に移して。冰沼眞名井と云ひしを。後にまた伊勢外宮に移し給へるが。今に至るまで。神世の名を稱へ來りて。甚も嚴重に爲たまふなり。（井を移すと云こと、何にぞや思ふも有べし、こは新に井をほりて、上の件に說たる天皇祖神たちの御傳へませる如く、玉串をさし立て祈りて術出すを云なり。）度會の神祇百首に。「山里の朝けの水を結ぶ身も。御もひの神の惠とは知れ。」と詠るは然る言にて。右の御井の水のみならず。吾人ともに。飲水に用ふる眞水は。天忍雲根命の御もひを持下りて。天皇祖神の御敎への如く。術法し給へるより。潮と分り調へれば。常に此の神の恩賴を思ふべき事にこそ。斯て此神を　鳴雷神　と申せる事は、その天上に昇り給へる時の傳へに。天之浮雲に乘てと云ひ。忍雲根と申す名の義も。忍は大の約れるにて。根も美稱なれば。謂

ゆる天の八重雲を。いづの道別ちわきて昇らせる故に。負坐りと聞え。天神の御言にも。誰神を下さむと思ふ間に。勇しく上り來つと詔へり。と有をも思ふに。鳴雷と鳴渡り。御稜威を振ひて。昇り坐る故の御名なるべし。（凡て神世の事實を按ずるに、神等の降り坐る事迹は、いと多かれど、天の浮橋に乘てとも、天石船に乘てとも云ひて、其さま容易く聞ゆるを、天上に昇れる故事はいと少く、かつ石船とも、浮橋とも云ずて、雲に乘りてと云ひて、容易からず聞ゆめり、其は須佐之男命の昇天し坐る時は、雲霧をふみ渉りて、天地を動もし坐りと有を始め、經津主、武甕槌二神の天上し給ふ時も、白雲に乘りと有るを思ふべく、中にも加茂大神の天上に昇り給ふ時に、酒坏を天雲にふり上て、別上り給へるは、別雷命と名に負坐る由緣なるをも思ひ合するに、鳴雷と申す名も、然る由緒による事なるべきを思ひ合すべし。）是を以て水波能賣神。御井神と配せて。かくは拜み奉る事なり。今日毛賜波留天津水乎。云々と申すは。右に云ごとく。吾人の日々に賜はる眞水の原は。天

皇祖神の賜へるにて。卜部兼邦の神道百首抄に。世界に潮ならぬ水の種なり。と云へる如くなればかく言ひ。其水をなほ彼の忍石の長井の水と受しめ給へ。と祝する事なり。（そは天津神の、其の長井の水を賜ふ時しも、其水を顯し國の水に灌ぎ和せて、天津水ときこし食せ、と詔へる御言に習ひ奉りて、やがて今の日々に賜はる水を、天忍石の長井の水と祝成して、用ふる意ばへなり、上なる竈神を拜む詞に、今日も賜はる天津火を云々と申せる言も、また此詞に效ひてなり。）さて枉神乃禍事在世受云々は。竈所の神等を拜む詞に。對せるは固よりにて。水の渇を陵ぐ功は更にも云ず。朝に起きて面を洗ひ。口漱ぐより始めて。諸の汚穢を淨むるに用ふること。日々に幾許と云ことを知らず。是をもて伊豆乃御靈乎幸幣給閉とは申す事なり。（惣じて神の御恩德は、いとも廣大に妙なる物にて、人の世に在ふると爲ては、多く無くて叶はざる物は、必ず多く成し出給ふ、そは五穀を始め食ふべき物、また金にては鐵、或は衣服に製るべき物、また家に作り、薪に用ふる木、また鹽は更にも云はず、中にも水の多かるは、此ばかり多く人の用ふる物の無ればなり、儲これ皆、天神地祇の御惠なる事を思ひ續くるに、道に志あらむ人は、薪一本鹽一つまみ、紙一ひら、水一杓と云へども、其用ふごとに、神の恩賴を思ひて、徒には費すまじく、心を用ふべき物なん。此は吝嗇には非ず、神の恩德を思ふが故なり。おのれ道に志せるより、かくなも思ひ取れる故に、萬の物を用ふるにつきて、此意を忘れず、水は中にも多き物にて、いかに用ふとも、河水、井水の盡ると云こと無きは元よりなれど、其さへに、譬へは、三杓にて足べき事に、四杓は用はじとぞ爲なる、されど此は、人に強べきことにも非ねば、家内の者どもにも、時にふれて、其心ばへを語りこそ爲れ、しか爲よとは云はず、かゝる事はし、師の敎へは聞ざれども、必ずかく有けむとぞ所思ゆる。）さて朝に起て顏手を洗ひ。口漱ぐ時は更なり。常に水を飮とき用ふ時も。また天之忍石乃長井乃水。と祝して用ふるに。必すその水に。天津水の驗ありて。謂ゆる水中りなど云ふ類ある事なく。此は己早く

より。食後にも湯茶を用ひず。水を用ひて。髄に身に覺ある事にて。家内の者ども。小兒も見微ひて用ふるに。一人も、水中など有ることなし。(なほ食後にも水を用ひ、常の渇にも水を用ふるが、養生の第一にて、神妙の故ある事の道理などの、委しき説は、志豆能石屋に記せれば、此には洩しつ。)さて古くも水を用ふるに。忍石の水を唱へし事は。谷川士清の説に。まづ謂ゆる若水を。風雅集に。度會家行歌に「忍穂井を今日わか水に汲そめて。御饗手向る春は來にけり。と詠み古へは主水司より。立春の新汲水を獻りて。是を若水と號けて。天子の朝餉に供へ。近世は元日にも用ひられ。庶人に至るまで是に倣ふは。忍石水の遺意也。また光源氏の物語に。御盃をさゝげて。於志と宜へると見え。枕の册子に。晝の御座の方に。御食まゐる形勢など。於志々々と聞ゆ。と有るも。此の祝言なりと云へるは。實然る語にこそ。(此は日本紀通證に記せる説の文を、引直して擧たるなり、但し其説の中に、今人有レ咽、則祝曰二於志末奴一、亦忍水之轉訛也、と云る説は信られず、其は今の世に、ものに人咽ぶあるとき、他の人のヲシマヌと云は、惜と不云ふにて惜む物には咽ぶちふ諺のある故と聞ゆればなり、然るは、惜みはせぬ、と云にても知るべし、)是故に予が家にては。此の故實に效ひて。元日の朝に。若水を汲しむる時は。かならず謂ゆる年男に。天忍石の長井の水。とくり返し唱へしめ。家内の者どもにも。此を唱へて用ひしむる事にて。常にも水を用ふるに。此を唱へよとは教ふるなり。(凡てかゝる類の事はし、生さかしき倫の信ざる事なれど、是ぞ言靈の幸はふ國の習なりける、倭魂ならむ人は、熟く此意を思ふべし。)さて食後にも湯茶を用ひず。水を用ふる事は。その食物に含めて食へる火をしめし。かつ食物を平穩に消化せしめて。下に通せしむる爲なり。然るは人の腹内の。固より温熱なるに。熱物を食すれば。自然に沸騰する勢あるを。食後にまた熱き湯茶を用ふる時は。殊に沸して消化を損ひ。却りて結著凝滯する道理もある故に。其の害を防がむとの所爲なり。(古今の學者の、人に養生を教ふるには、冷物生食を制して、火食をのみ勸むるを、

予が說はそれと異にして、冷物生食を用ふるを、養生の要旨とは爲る事なり、此事は世の養生家などの、絶て得知らざる事なるが、その說こゝに盡し難ければ、志豆の石屋に就て見るべし、大凡そ毒物は、砒霜、斑猫、烏頭、など云をはじめ、みな熱性の卓越たる物なるが、解毒の劑は、みな冷性の卓越たる物なるを以ても、此理をわきまふべく、また犬などの毒に中りたるが、水を多く飲ときは忽に其毒の解するをも思ふべし。)この術言の。奇異に驗ある事は。神祇道の御家にて傳へ給ふ鎮火祭の法。また湯立の法などに。此の言を詠入たる秘歌を唱へて。傳の力を止め。沸上る湯を。水の如くも爲しむる事ある。また術水の法とて。神に祈りて。夕日より朝日照まで。此の祝詞をもて術へる水の。病に必ず驗ある杯をもても辨ふべし。(此はみな祕に傳へ給ふ事にし有れば、今委くは著しがたし。)さて世の小ざかしき人の所爲として。病人などに水を用ふる時に。煮返して用ふれば。毒なしなど云は。甚じき非事にて。煮返して冷たるは。大きに毒氣を生ずること。漢籍にも甚く誡めたり。努々さる邪說に惑ふこと無く。新汲水をその儘に用ふるぞ。我が神の道には有ける。(なほ水を用ふる事に就ては、言まほしき說ども殊に多かれど、中々にこゝに盡すべきに非ざれば、別に委しく云を待べし。)偖また神に御水獻る事は。上に云へる天皇祖神の大御言に。此の水を持下りて。皇大神の御饌に。八盛て獻れと詔ひ。風雅集の歌に。「忍穗井を今日若水に汲そめて。御饗手向る春は來にけり。」と詠み。延喜儀式帳を始め諸書にも。水を獻ること多く見え。人の神靈にも水を手向る事は。武烈天皇紀に。平群鮪臣の殺されたる時は其妻影媛と云しが悲歌に。玉笥には飯さへ盛り。玉盌に水さへ盛り。云々と詠みにて所知たり。(此は先達たちも皆既に然云へりき。)漢籍にも。左傳(卷一)に。苟有二明信一。澗汗行潦之水。可レ薦二於鬼神一。可レ羞二王公一と有るを始め。玄家の書等にも往々見え。太平廣記に。亡靈の傳語して。百味之物不レ如レ賜二茶漿水粥一耳。茶酒不レ如レ賜二漿水一。又貧皆易レ辨。と云へる事も見えたり。(なほ佛書どもに、水を手向る功徳を記せる物は、計ふるに遑あ

らず多かれど、煩はしければ渡しつ）然れば神祇及び先祖の靈を祭るにも。必ず水の御饗は遺るまじき事にこそ。斯て其水を汲む時は更なり。献る時も。「天忍石の長井水」と祝し唱へて献ること。是れまた肝要の事なり。玄家にも水を供する時の呪文あり。然れど我が大神の。天津祝詞には及ざるなり。（なほ密家の書等にも、眞言とて、唱ふる文の多かれど、其はみな云ふにも足らず）

○次に厠の方に向ひ。右の如く拜みて。

辭別氐。厠乎掌給布神等乃御前乎愼美敬比。過犯須事乃有乎婆見直志聞直志坐氐枉物乃禍事有世受。夜乃守日能守爾。守幸幣給閉斗畏美畏美母拜美奉留。

厠とは謂ゆる雪隠なり。こを古くカハヤと云へるは。師説に。古へかはやは。溝流の上に造りて。まりたる屎は。やがて其の水に流失る如く搆たる故に、河屋とは云なり。また省ては河とのみも云へり。萬葉十六に。川隅とよみ。川に厠をもたせたる歌あり。また今世に兒の尿屎をうくる器を。御河と云ふも是なりと有り。（或は訛りてカウヤとも云ふに就て、高野山の厠、古制の如くなれば、高野の義といひ、或は薫屋の義なり、など云ふ説も聞ゆるは非なり、但し後には河によらざるが多かるに、同くカハヤと云は、本の名の移りたるなること云も更なり、○己が教子なる新田目道茂云く、カハヤは側屋なるべし、其は厠は母屋の中に設くべき物に非ず、必ず離れ屋か、又は椽側の端などに在るべき物なり、されば、カハヤのカハは。皮と同言にて、家の外側の義なるべしと云へり、此れも理りありて聞ゆ）さて厠を掌給ふ神の名は。古書に。此者厠神也。と載し傳へたる文は無れど。世にト家の神道。また橘家の神道など傳ふる人々の説に。埴山毘賣神と。水波能賣神なりと云ふは。實然も有るべく覺ゆ。其は此の二神は。土神水神にて。（世に井戸神と、カウカ神と、同じと云は、水神の坐す故なるべし）伊邪那美神の御屎と。御尿に成坐ればなり。（俗には佛家の烏芻瑟摩明王と

云ふ物を、厠の神なりと云ふは、密宗より出たる説なるが、谷川士清も云へる如く誤りにて、信るに足らず、殊にこの明王の穢れをさけず、功をなす由を記せる、穢跡金剛法禁百變法門經、穢跡金剛説法術靈要門、と云ふ物ありて、一切經に收たれど、唐土の僧が、玄家の法術説をぬすみて僞作せること、疑なき物なるをや、こは寂照堂の谷響集にも、早く其辨ありしと所思たり」さて過犯須事乃有乎婆。見直志聞直志坐氏と申すは。例の文ながら。此は殊に能く心得て在るべし。そは厠は屋の中にも。不淨の極たる所なる故に。人また卑み汚がりて。神の掌給ふ事を忘れて愼む事なく。自つからに。無禮をも行ふことの有ればなり。然るは世にも。流行目の病は。厠神に祈りて。愈し給ふと云ひ。常に厠の穴に唾すれば。眼を病むと云ふに。信に然る驗あるを以て辨ふべく。また女の日々に。厠を掃き淨めて。毎日ごとに。燈明を献るは。腰より下の病を憂ひずなどゝ云めり。(是を以て予はも、古道に志してより以來、厠に入ることに、他人の席に入る如く、咳一つして、戸外にて、必ず式代して入り、出るにまた必ず式代して出ることなり、其は何處も神の坐ぬ處なき中に、雪隱は不淨の所と、自づからに輕慢の心起る所なる故に、その心を抑へて、神の咎めを受じとの所爲なり然るに此の禮を始めたる當時三四月は、ともすれば式代を忘れて、直に入ること往々有しかば、思ひ慮りて其の戸に、それおじぎと書たる紙札を、はり付て置たるに、其處に至れば、忽にその札の見ゆる故に、忘るゝ事なく、其の後は、其札の有無をさへに忘れて、覺えずも、式代謦咳せらるゝ事となりぬ、己が身を習はしたるに、斯の如き事とも、なほもあるは、謂ゆる習ひ性と成ると云ふ物にやあらむ、また是れに就て思ふに、遂には、心の欲する所に從へども則をこえず、と云ふべき人に成なむ事も、甚く難き事には非じとぞ思ふ」さて枉物乃禍事在世受云々と白す事は。世に厠にて。怪き物に出會せりと云ことは。書にも見え。今も往々に聞く事あり。漢籍にも。晉書の鮑靚が。傳また搜神後記に。廣州刺史王機と云ふ者。厠に入れるに。忽に二人を見る。烏衣を著て。機と

相捍ふてと良久し。これを擒へて見れば。烏鴨の如き物なり。怪みて鮑靚に問ふ。靚云く。此の物不祥なりと。王機これを焚くに。徑に飛て空に上る。是の後に。果して王機が誅せられしを始め。此に類せる事ども往々見えたり。(此の王機と云しは、度量ありて、軍功をも立たる者なりしが、其の頭反逆の心有ける故に、然る怪に會ひ、遂に誅をも受たりき、彼の石田三成が、佐和山の城に在りて、反逆の念ありし時に、廁に入りて怪に會へるが、後に誅せられしと、相ひ似たる事にぞ有ける。)抑古昔に有りし實の河屋は。放出たる尿屎の。遂に流失せて。穢氣の留滯すること無き故に。然る不祥の物の集らで。適には。五十鈴依姫命の故事の如き事も有るめれど。凡常のは。名こそ河屋と云へ。實は圂にて。地に深き塪をほり。能く圍ひて有るからに。不淨を好む妖鬼の類より集ひて。人の正心なく。神祇の守護なき時を伺ひ。不祥を行ふ事と見えたり。(許愼が説文に、廁清也と見え、字彙に、高岸夾水曰廁とあるを思ふに、我が古への河屋に似たるが、清也と云へるは、釋名に、圊至穢之處、宜常修治使潔清也、とある圊の事ぞと云へる意なり、斯て圂を圂也と書等に云ひ、圂家之所居と、篇海類篇に見えて、門に从ふを思ふに、廁とは造作異にして、今用ふる凡常の雪隠と號くる物と、同じ様なる物と見えたり、然れば我が古へも其のごとく、眞の河屋は稀にて、今の様なる便處多くぞ有けむ、其は萬つの家ごとに、河屋のみ造り得べくも非ねばなり、此は因みに少か驚かしおくのみ。)さて雪隠また塵塚などの類。すべて不潔なる處には。妖鬼の類より集ふ事は。印度籍どもに。住廁溷糞壤水竇坑塹之中。由彼積集感飢渇業。經百千歳不聞水名。腹大如山。咽如針孔。雖遇飲食而不能受。頭髮髼亂。裸形無衣と言ひ。或は口中常吐猛焰熾然無絶。身如被燒。住本舍邊便穢等處と云ひ。或は積集財寶慳悋居心不能布施。乘此惡行生此鬼中など云へり。(こは婆娑論、順正理論などに見えたる文を、甚く切めて擧たるなり、斯てこの説はもと佛祖が始めて云ひ出たる説に非ず、其れより遙前に、梵志家に傳へたる古説なるを、佛法に盜いて

佛祖に託し載せるなり、其の由は、印度藏志に、委く說き明せるを見るべし。)此は信に然る說にて。實にも廁溷糞壤の邊は。汚穢なる所の至極にし有れば。在世中に。さる穢き心なる者の魂の。かゝる處々に住する鬼魅に轉生せむこと。必然も有るべき事にこそ。其は上に記せる如く。溷は更なり。凡て然る不淨の處々に。物怪の事ども多きを。思ひ合せて所知たり。谷川士淸が和訓栞に。今の俗除夜に。廁に燈火を明す事を云ひて。此は異聞總錄に。謂ゆる虛耗鬼を照す風俗にて。廁鬼を汚すまじき爲なりと云へるも。實然る說なれば。情有らむ人は。隨分に憐愍の心をもて會釋ふべき事なり。(然るはいつも、云ごとく、顯幽の隔あるが故に、然る物の、常に眼にこそふれね、不淨の處處には、必す住する事しるければ、彼れら、在世中の罪惡によりて、然る穢き處に生を受たるは有れど、其をさへに惡むは仁人の心なり、仁人には、神祇の幸ひ給ひて、敵なき理りにし有れば。彼れ等いかに僻める心なりとも、物怪は行ふまじき道理あり、然れば糞中に生ずる尾長虫、また廁の邊に飛來る虻蠅の類ひも、また然る罪惡の徒い、精魂を分碎せられて、化出たる物と覺ゆれば、道に志しある人、さる心得なくは有るべからず、さて漢の劉熙が釋名に。圊ハ至穢之處。宜ニ常修治使ム潔淸也と云るは。雪隱を古くは淸と云へるを。後に水を去りて。囗に从へ作れる故に云へる說なるが。(圊を、古くは淸と云しこと、傷寒論に、大便を淸便とも有るにて知べし。)圊と云ふ名義は。至穢の處なる故に。反語を用ひて。淸と云へるなれば。常に修治して。潔淸ならしむべき處ぞと云ふ意なり。是にて彼の國の古へにも。圊を大切に爲たる故實も知られたり。(然れば彼の國にも、古く圊を漫になす時は、物怪の起ると云ふ說の有けむ事も、推して知べきなり。)彼此を思ひ合せて。圊に入りて唾を吐き。上板に屎尿をへり散すなど。みな圊を守り給ふ神の怒りを引起す所爲なる事を辨ふべし。廁神いかりて幸へ給はざる時は。其に乘じて彼の妖鬼ども。決めて物怪を行ふ事なり。(今の詞に、廁を掌給ふ神たちに、杜物乃禍事在世受、云々と白し、かつ圊をな汚しそ、淸潔にせ

よ、と教ふるは是の故なり。)抑かはやは。至穢の處にし有れば。汚したりとも何でふ事か有らむと。誰も思ふべき事なれど然らず。屎尿は。人の方より云ときこそ汚物なれ。是また農作に用ある。大切の物なれば。其を掌給ふ神の。やごと無き物にし給ふこと知るべし。然るに人その罰を思はず。無頼の所爲をなすが故に。怒り給ふは。誠に然も有べき事にこそ。(是につきて思ひ出たる談あり、其はいにし年ごろ、己がもとに來かよへる番匠に新吉と云ふ者ありき、剛邁に過たる男にて少かも人の詰りを受ては、得默さぬ性質なるが、正直なる所も有りて、我が許に居しほと、可笑しき事の多かりし中に、或る日葛西の糞とり男の、年五十歳許りなるが來りて、圃を掃除し、屎尿をこい桶にみな汲入たる所へ、新吉ゆきて、其の桶に小便しけるを、糞とり男見て大く腹立ち、何どて然る不淨の事は爲つる、と咎むるに、新吉例のまけず口に屎便を汲入れたる桶に、尿しつとも、何の不淨と云ことかあらむと云ふに、糞とり男いき卷つつ云けるは和ぬしは物知らぬ男かな、屎尿は、その圃の培にあるほどこそ不淨なれ、既にかく桶にうつし取ては、農作の物と成りて、農人は大切なる淨き物にて、人は更なり、神に奉る物にも、こやしと爲す物なり、然るに和ぬし、此の中に、立なから直に小便したれば、此は眞の糞には用ひられず、農業の罰を知らざる、むげの男にこそと、散散に罵る聲の聞ゆるに、新吉また何事をか爲出つらむと、立て見るに、思ひきや新吉、いたく言詰られて、面うち赤め、腰膝をかゞめて云ふやう、和主の云こと、悉く理たり、吾れもと農人に非ざる故に、かつても然る由よしを辨へず、過りて其の桶に直に小便して有けり、其の直をつゞのはむ其の糞は持行て、捨て給はれと佗言するに、こえ取り男も心をなほして、我れたゞ其の理りをこそ云たれ何ぞも直ひを取らむやと云ひて、擔ぎ去りぬ、後にて新吉に、その始末を問へば、右の如くにて、深く慚愧入て在りけるに、己また此の二人が事に甚く感じて、今かく談り出るになむ、其の糞とり男は、定めて農業の道に、明かなる男なりけるを、名をも聞かず、逢て問ひもせざりしは、

今思へば口惜き事にぞ有ける、抑こえ取り男は、孰れも農人なるが、其の立出る時に、其の桶に、茄子、青菜、すべて何に依らず入れて持來るを誰も汚穢しと思はざるは、上の謂による事なれば、必ず漫りに爲べからず、かくて此の新吉、また笑しき事の有しは、町の風呂に入りて歸れるが、直に神の器を持たむと爲る故に、手を洗ひて取れと云ふに、承引せず、今風呂より歸りて、手も清く侍る物をと云にぞ、汝著物をきる前に、犢鼻褌は著ざりしかと云ふに、頭をかきて、いつも其れをつけて衣ものを著るが、直に歸りて、其手をば清めずて在けり、甚く誤りにて侍りしと、悔たる事の有しは、殊に可笑かりき、世には斯ばかりの事にさへ心づかぬ者も多かり〔さて不淨の極たる所なる厠をし。清とも號けし義を思ひて。此處をしも努めて。潔清ならしむる事は。今更に云ふまでは非ず。是を以て古より。圊の事のみ議しけむ。凡て窮鬼のたぐひの。人家に入るは。不潔なる處よりして這入ると云ふ。此は正に。近ごろ聞持たる事ども有り。凡そ厠に入ての心おきては、種々有るが中に、今一二を云はゞ、彼の道家に謂ゆる握固の法とて、左右の拇指を屈めて、其の上をかたく握り固めて居る時は、惡き病を受けず、妖魅の類に犯さるゝ事なしと云へり、又みだりに呼吸を爲べからず、袖を以て鼻をおほひ、悪臭を嗅入るゝこと勿れ、よく口を結びて齒だゝきを爲せば齒を憂ふること無く、眼をも損ふ事なしとぞ、また常に、食後直に厠に入れば、日を病む事などは誰も心得てあるべきなり、都て是らは、行住坐臥つねに行ふべき事なるを、厠はしも、殊に妖魅小鬼の多かる處なる事は、上に云へる如くなれば、努々油斷すべきに非らず、なほ是らの事は別に記せる物あれば此に委くは云はず〕

玉襷九之巻

伊吹酒屋先生講本

門人　武藏國　田川利器
伊勢國　小川地喜治　同校
石見國　竹内正業

次に學問の神の御前に向ひ。右の如く拜みて

辭別氐。吾古學爾幸閉賜閉登齋比奉留。八意思兼神。忌部神。菅原神。又添氐齋比奉留。荷田大人。岡部大人。本居大人久延毘古命乃御前乎愼美敬比。學問乃業爾悟深久。彌奬爾奬賜比。足波不行杼毛天下乃事共令知賜幣登。畏美畏美母拜美奉留。

八意思兼大神のことは。既に第十七詞の下に説たる如く。思慮のもとつ大神に坐ませば。何の業にても。思び慮りを用ふる事には。此の神の御靈をこひ願白すべきこと。云ふも更なる中にも。古道の學問は。殊に深く思慮を用ひずては。其の神理を曉り得られぬ事なる故に。こを第一に齋き。次に忌部神とは。忌部廣成宿禰を云ふ。古へ學に志あらむ人は。必すこの御靈をこひ祈白べきこと。天開題記に論へるに就て見るべし。菅原神とは。天滿大自在天神を申せり。此を學問の神と齋き奉る事の由は。先ごろ余が考説の大略を。高橋正雄などが。天滿宮御傳記略に著せるにて知るべし。(さて廣成宿禰を、忌部神とまをし、天滿大自在天神を、菅原神と申せるは、神代紀に、天兒屋命を、中臣神とまをし、天太玉命を、忌部神とあるに傚へり)さて此の古道の學問は。挂まくも畏き。東照宮その初めを開き給ひ。公子尾張の敬公。また公孫水戸の義公。その御心を繼て。世に傳へ給ひしこと。委くは入學問答に載し。其の大略は。此の書の發端に云へるが如し。此の學問の道の山口。しか開け始まれるより。早くも世に。その意ばへを述明せる人々あまた出けり。(其のいち早きは、江戸に、梨本茂睡あり、こは伴蒿蹊が畸人傳に、凡そ哥道に古學を稱ふるは、此人近世の魁なり、

と云へるは、實も然る言なり、其はその著はせる梨本集を見て知るへし。此書著はせる時は、元祿十一年五月にて、齡七旬に餘れる由を記せり、また浪速に、下河邊長流あり、契沖法師あり、其に哥道の古學を唱へし人々にて、しかも此二人は、水戸義公の恩顧をも、蒙れる徒なり、委くは水戸の安藤爲章が年山紀聞、及び蒿蹊が畸人傳などを見て知るべし)然は有れど。其の徒おほくは。歌學の古意を發明せる耳にて。敬公の神祇寶典。類聚日本紀を御撰びまし。義公の神道集成。大日本史を撰び給へる。古道の大義の旨を明さむ事なけば。心及ばて在りけるを。身は下ながら。然る大義に深く心を入れたるは。荷田東麻呂大人ぞ始めには有ける。抑この大人。姓は荷田宿禰にして。氏は羽倉と稱し。(東西兩家ありて、大人は東羽倉の方なり、)通名を齋宮といふ。初め信盛と云ひ。後に東麻呂と改め。(東丸とあるも同じ)また春滿とも書れたり。(東麻呂、春滿ともに、阿豆萬麻呂と唱ふ、○遠江、濱松、諏訪社大祝、杉浦比隈滿云く己か家に、正德四年八月朔日、東丸漫書、と奥書ある古今集の首筆本あれば、此頃は。既に、東麻呂と改められたりき、又春滿とも書れたるは、享保元年より後の事なるべく所思と云り)式内。山城國紀伊郡。稻荷神社。(京伏見の稻荷と稱す、即稻荷本社なり)正預。從四位下行主膳正。荷田宿禰信詮ぬしの嫡子にて。兄弟四人あり。長は女子にて。(此の女子は、同社正官、西羽倉伯耆守上北面室となれり、其の生たる女子を眞崎と云ひて、後に遠江濱松、諏訪大祝、杉浦信濃守國頭室となる)次は大人なるが。母刀自は。源盛定と云ふの女なりとぞ。其の次は信名。その次は宗武と云へり。何なる事にか。大人は其家を繼れず。弟なる信名。家督相續して。攝津守と稱し。正預となれり。(末弟宗武は、後に丹州の郷士となりて、並河友之進と云へりとぞ、○右等の事共は、豫てをろをろ聞有てる事の有が上に、遠江濱松なる杉浦家に、羽倉氏の家系なりとて、記し傳へたる趣を、今の大祝、比隈滿より聞て、彼れ此れ參考して記しつ、杉浦氏は、羽倉氏と所緣ある家なれば、違ひ有るまじくこそ)猶その學業の詳なる趣は。春

葉集に。同族荷田信郷が後叙せるに。幼より學を好み。篤く皇道復古の學に志して。國史。律令。古文。古歌。及び諸家の記傳に至るまで。該博く通せざる所なし。然れども師倚する所なく。而して其の自得發明する所極めて多し。(此の大人幼より凡ならざりし事は、春葉集の、橋本經亮が序に稻荷山の神司、荷田の家のはつこ、春滿大人の世に在せしは、知らぬ昔人なりしを、余がうひ學びの頃、おなじ社の、秦直親宿禰の、古ことを學ばむには、我か師の敎へに就て、もはら萬葉集を見るべし、と聞えられしをよすがにて、難波津、淺香山を手習ふより、橘の葉の、名におふ宮の古きしらべに心ざしたりしかど、大人の詠哥は、童子にて九歳の時、山に鳥狩して詠れたりとて「稻荷山けふは小鳥の音を絕て、おとするものは谷川の水、といふ外なるは、都にうけ給はらざりしに云云、とあるにても知られたり、然れば師倚する所なしと云ふは、信然も有べし、然るに諸家人物誌といふ物に、契冲の病褥に至りて、國學を受たりと記せるは非なり)享保中に江戸に遊びて聲名あり。特に內命ありて。侍臣某をして從遊せしめて。古書を校せしめ給ふ。居こと數年にして。疾を得て京に歸らる。已にして伏見奉行。北條遠江守をして內命を傳へて。銀若干を賜ふ。(江戸に萩原宗固、山岡妙阿など云ふ、歌道の古學者あまた出て其の人々の門流より、塙保己一、奈佐勝皋、屋代弘賢など云ふ人々の出たるは、もはら東麿大人の久しく江戸に居て、古學を唱へられしに因る事なるを今の人は然る事としも得知らず在るは、慨き事なり)大人嘗て。國學校を創立する志ありて。上書して執事に啓するに。未報ならずして歿せり。其志は遂ざれ共。其の言は傳ふべし。(畸人傳に、國學の學校を、京師に開かむとて官の許をうけ、既に地を東山に卜するに及びしが、病に罹りて年を經、成らずして終れり、惜むべし、今の東本願寺の墓地の邊とぞ、と云へり、本文に云へるとは異なれども、揔じてかゝる事はも、まづ執事に就て內啓し、自から此所をとおもふ塲所を見て、請白す事にし有れば、內々は其の指揮をも受られけむが、未その表立たる命を承はらぬ間にぞ歿られけ

む故に、かゝる異說は有るにこそ」大人贊を易ふる日に。侍兒に命じて。平生に著はせる所の草稿數品を採りて。竊にこれを焚きて。諸子弟をして識しめず。蓋後の世に傳ふる事を欲せざるなり。是を以て其の著述存する者。いくばくも無し。(大人の末期に、草稿をみな焚亡はれたる意を考ふるに始めて古道の大義を說明さむと、勤まれては在しかど、數百千歲の間を、亂れに亂れもて來し古道の旨を、說き明らむる事は、難しとも難きわざにしあれば。其の著述みな片成にて、未だ其の意に適ふばかりには、精撰成ざりし故に、然る未定の自心にも、適はざる書等をし、世に傳へば、後學を惧らむ事を、思はれし故なるべし、其は過に焚燒り傳はれる、萬葉集の解、また伊勢物語の童子問、或は神代紀の解などの、今より見るに心ゆかぬ事の多かるを以て知られたり、是また此の大人の、後世に木鐸たる、大器を見るに足るべき所なりけり」大人に子なし、姪在滿をもて嗣と爲す。在滿江戶に在りて。田安金吾君に仕ふ。學義過せず。疾をもて辭して。加茂眞淵を薦めて代らしむ。(在滿の通名を、東之進といへり、大嘗會具釋、間便覽などを著はせり、其女弟を蒼生子と云ふ、古きを好み、歌を好めり、其の歌集を杉の下枝と云ふ、さて在滿が學義の、君意に遇ざりし事は、國歌八論、及び其の餘言といふ物、また再論など云ふ物を見て知べし、畸人傳にも、其の君おぼす所ありて、其の說に從はしめむとす、在滿きかず、貴賤品異なりと云へども、各々志す所あり己が所見をすてゝ、人に從ふは、諂諛なりと、終に祿を辭して去る、家居敎授して終る、其子を御風といふ、字は東藏、家學を嗣て江戶にあり、と云へり、備その國歌八論の斥非と云ふ物あり、大菅公圭と云へる人の記せるなり、右八論斥非ともに互ひに得たる所と、得ぬ所と有るを、鈴屋の大人の、標記傍書せられし物あり、歌道の古學に益ある物なり、かならず見るべし」大人。元文元丙辰年七月二日に歿せられたり。と言へり。(上に記せる荷田信鄕の本文は、もと漢文なりしを、見易からむ爲に、右の如く引直して、假名に記せり」さて年は。六十八歲なりしとぞ。(此のことも、彼

の杉浦家に記し傳へたるよし、比隈滿が云に依て記しつ、然れば寛文九己酉年の生れなるべし、按ふに上書の文中に、犬馬之年未レ滿ニ六十一と有るは、上書の年より沒故まで、十年計りを經たるにか、又は、六十は七十の誤りか、何れならむ、猶よく尋ぬべし」また同族信美が序に。大人の常に言れし語とて。學びの道は。天下の大路なれば。己ひとり立らむが如く誇るべからず。學ぶ人も師の敎なりとて。強に泥むべからず。皇御國のふみ見む人は。まづから文を讀みて事をわきまへ。詩雨ふる奈良の林にわけ入り。神世の古道あとを尋つゝ。ますら雄心をおふし立て。高き代を慕はゞ。などか昔の手振に至らざるべき。詩も然り。と云はれしと言ひ。(春葉集に、書といふ題にて「ふみわけよ倭にはあらぬ漢鳥の、跡を見るのみ人の道かは、と詠れし歌あり、能くも此なる語にかなへり」また古へは眞心もて。思ひをのみ述れば。自づから直かりしに題をとりて詠るより。詞をかざり。心をさへに巧みに作れば。苦しげなるも見ゆるぞかし。四季雜の題は。見しをり。思ひ出ても詠むべし。異國なるは。筆の跡にても。大凡に心得らるべし。男女のなからひ。何くれの物によせ。心にも非ぬあだし言をいひ出せるは。誠を述る歌の本意ならずとて。戀の題をふつに詠まず。遠くはへし卷。著せし書らの有りしも。世に遺して後にかせむ。學ぶ人は誰も見明らむべしとて。迦具土神に奉り。よみし言草も。一葉だに家に留ざりしかば。我が稻荷山の杉の木の間より。遠き武藏野の草をわけて。耳に止れるを求めて。信郷宿禰が書集めて。二卷に作せるを。春の葉の茂りなす己々知々の枝の榮ゆくてふ古語もて。春葉集とは稱ふるになむ。とも言へり。(此のこと信郷の序にも、「若ニ國風吟咏一、散在ニ他家一者、搜ニ索之一數年、方得ニ數百首一猶恐有ニ遺珠之憾一、且錄レ之傳ニ於宗ニ矣、と云へり、戀の歌を詠ざりし事、また此大人の歌の事を、時人傳に、此翁契沖と時を同くして、是は後輩か、彼の說は知るや知らずや、契沖は佛者なるうへに、其人綿密に過て泥滯せる事もまゝ見ゆるを、此翁は、一層登りて說をたつ、およそ元祿年間は、諸道復古の運に當りたる時にし

て、國學を唱ふるは、契沖と此の翁なり、詠歌は主とする所に非ざれども、又凡ならず、今覺えしは「けふ見ればきのふの淵はあさか瀉汐のみちひぞ世の姿なる、などいと感たしや、又中ッ世より、淫靡の風をなせることを憤りて、生涯戀の歌を詠せず、戀歌を詠れざる方正、もとも賞すべしと云へり」偖その宮に上られし書は。かの萬葉集の附錄に出せるが。其初めに。謹請蒙鴻慈創造國學校啓。荷田東麻呂誠惶誠恐。頓首々々謹閒。とかき出して。神君勃興まし〳〵て。天下を平章し給ひしより。文武の道備はり。今はた寬仁の君におはして。上天皇を尊び。下諸侯を懷げ。彌益々に。廢たるを興し。絕たるを繼給ふ由を稱へ白し偶に校書の命を蒙れる事を忝み。かつ神皇の道の陵夷せるに。其の學の未講せざる事を歎き。詠謌の道も。また古義を失へる由を啓して。其の下文に。今之談神道者。是皆陰陽五行家之說。世之講詠謌者。大率圓頓四敎儀之解。非唐宋諸儒之糟粕。則胎金兩部之餘瀝。非鑿空鑽穴之妄說則無稽不稽之私言。曰祕曰訣。古賢之眞傳何有。或蘊或奧。今人之僞造是多。臣自少無寢無食。以排擊異端爲念。以學以思。不興復古道無止。方今設非振臂張膽辨白是非則後必至塗耳塞心。混同邪正云々と言ひ。(以上の文は、世に謂ゆる神道、及び歌道を講ずる者の、或は儒により備によりて、其の說く事ども、悉く古義に叶はざる事を、歎き訴へられし文なり」然て學校を建る地を。京師の伏見。東山の邊にて賜はりて。少より蓄へたる。祕籍奧牒をこゝに藏めて。僻邑塞鄕の士にも。容易に讀しめむ事を白し。また古くも。皇國學の學校の無りし事をも。慨み啓して夫本邦設施學校權輿于近江朝廷主張文道濫觴於嵯峨天皇。菅江家有分彰院源藤橘和氣起。太宰府有學業院足利金澤延及。然所嘗三史九經。陳俎豆於雍宮其所講也道六藝。薦蘋蘩於孔廟。悲哉先儒之無識。無一及皇國之學痛矣後學之鹵莽。誰能歎古道之潰是故異敎如彼盛矣。街談巷議無所不至。吾道如此衰矣。邪說暴行乘虛入。憐臣愚衷創業於國學。鑑世倒行垂統於萬世首創難成功非經國大業邪。繼續易

用方眞不朽盛事哉。臣之至愚何之知。不敢自讓者語釋也。國字之多紕繆。後世猶有知之者。典籍猶存。古語之少解釋。振古不開通之者。文獻不足國學之不講實六百年矣。言語之有釋僅三四人耳。其爲巨擘新奇是競。極無超乘骨髓何望。古語不通則古義不明焉。古義不明則古學不復焉。先王之風拂迹。前賢之意近荒。一由不講語學。是所以臣終身精力用盡古語也。云云と記されたり。(猶委く、其文を知らむと思はむ人は本書に就て見るべし、此には所狹くて、全文は物せずなむ)此は世の學者などの。机により子弟に對して。誇言慢語する類には非ず。畏くも官に白せる文なるに。先儒の國學校を興さず。漢學校を興せるを無識と稱し。其の儒學を異教と稱して。古道學を興すを。經國の大業と稱せるなど。實に舌の卷るゝ語等なるが。岡部大人の學は。この大義の筋骨を。受得られてぞ有ける。(今の世に古學と稱して、歌道を立る徒、蟻の如く多かるに、其の先生たちの傳を物するに、契沖、縣居、鈴屋をし、三哲など稱して、此の大人の事をば、都に稱する者なきは、其の徒みな歌作者にて、道乃本義を知らざる故に、歌學の方より然は思ふにぞ有ける、契沖は佛者にし有れば、然ても有りなむ、縣居、鈴屋の二翁をし、歌もて稱せむは、其の本意に違ふことなり、我が黨の小子ら、よく此旨を思ひて、荷田大人の御蔭をも、常忘るまじき事なり、然るは此の大人、その書きと書れし物ども、思ふ旨ありて、世に傳へられざる故に、今現に、その御蔭を蒙るとしも思はねど、其の鈴屋の說は、縣居よりいで、縣居の說は、此大人に、數年從ひ學ばれたるに出で、次々に委く調へる物にし有ればまづ其の本を思はでは有まじき謂にこそ、其說の今に傳はるは鮮けれど、今擧る上書の文を見ても其の垂統せられし恩義はしるく、かつ其の大義に深く思ひ入られし大倭心ぞ、やがて皇國學びの良師には有ける、其は今し此にかく云ふ由は、己れはやく藏たりし、春葉集をかく失へれば、相ひ知れる人々に借らむと欲るに、持たる人なく、此集の有としも知らざるも多かれば、本屋どもを尋ねて辛くして、古本の虫食たるを得たるに、慷慨の

心おこりて、後學を驚かさむと、かくは記しつ、然るは諺にも、其人を愛するときは、其茇る所の樹を敬すと云ふを、況て學問の道に於て、その父師をのみ知りて、其の祖師を忘るべき道理あらむやも〕さて岡部大人の傳は。師の玉がつまに記されし事ども。及び加藤千蔭。村田春海などに。早く聞持たる事どもを取合せて記さむに。賀茂縣主氏にて。遠祖は。神魂神の孫。鴨武津見命にて八咫烏と化て。神武天皇を導き奉り給ひし神なること山城風土記。姓氏錄などに見えて。古史に委く記せるが如し。〔神武天皇の御卷を見て知るべし〕此の神の末。山城國愛宕郡岡田。賀茂大神を齋き奉る。片岡祝師重と云ひし人に。子五人あり。女子筑前局。太郎師幸。二郎道久。三郎師久。五郎師繼なり。〔師重は、賀茂神主成眞の子、成助の末流にて、承久中に大田祝たりしが、天福二年に、片岡祝と爲れりとぞ〕筑前局は。內命婦に仕へ奉れるが。遠江國敷智郡。濱松庄岡部鄕にて。五百石の地を賜はり。其の鄕に。賀茂の新宮を祠ひて弟二郎太夫道久を代官に置たるが。〔春海云く、此は局の亡ならむ後に、神領とて、兄弟の者に、永く領しめむと、請申せる由なり、と云へり、然も有べし、大人の萬葉解序に、眞淵が遠祖成助てふ人神山の麓にありて、松の盡せぬ言の葉を世々に傳へ、其の裔は大宮に仕へ奉りて、內命婦の末にしも有りければ、其がしるしをも、古き書のはしをも、且々今に傳へ來れるにつけて、遠き世の忍ばしく、古き書なむ床しかりける、故都に上りて、東麻呂のふみき道に入て、その志を受たり、と見えたり、思ひ合すべし〕道久年老て後に。弟なる五郎太夫師繼に。神領を讓らむ事を請ひ申せるに文永十一年六月七日に。持明院殿の令旨を賜ひ。乾元元年十二月朔日に。院宣の御許を蒙りて。神領を知ること舊の如し。〔なほ正安四年十一月、禪林寺殿の執達、德治二年九月、正和元年十月、同三年後の三月と、以上三度の院宣あり、又慶安三年十月、北白河宮の令旨などあり〕師繼のちに。名を師朝と改む。その子を朝久と云ひ。朝久の子を片岡次郎定朝と云ひ。定朝の子を。岡部次郎三郎常久と云ふ。〔此時より家の紋を、井筒に三つ頭

の巳を用ふ、また定朝までは、片岡を稱號とせしが、常久の時より、岡部と稱せりと云へり。)常久の子を。太郎馬政常と云ひ。政常の子を。五郎馬定詮と云ひ。定詮の子を。權兵衛政久と云ひ。政久の子を次郎左衛門政定と云ふ。(政久に女子二人有りし故に、政定を聟養子と爲たり、政定が、本生の父は、駿河國人にて、原氏なりしと云ふ、然れば、是より末は、女の血脈をもて繼し也、漢國にては、女の血系をば、系ともなき如く云ふめれど、皇國は神世よりして、女の系をも系と立てへだつる事なきぞ、神隨なる道なる、そは挂卷くも畏き、天皇の御大祖の、女神に御し坐すをもて知るべし、但し、是につきて心得べき事あり、そは家の女子に聟とりて繼たるは、然る事なれど、家の男子に娵を迎へたるは、尋常の事にて、右の道理とは異なり、思ひ混ふべからず、また此れに就きても心得あり、其は玉祖連、猿女君、桂女などの如く、女をもて主とする家は、然る由緒あれば、今論ふかぎりに非ず、然らぬ家々にては、聟たりとも、其家の主たること、云も更なる事にて女は唯々その血系を繼げる耳なり、此の道理また思ひ錯ふべからず、此は序なれば云なり。)政定は引馬原の御軍に功ありて。東照神君より。來國行が打たる太刀と。九龍の具足とを賜はりぬ。此の事は。三河記にも見えたり。(引馬原の御軍とは、謂ゆる御方が原の御軍なり、その原やがて、萬葉なる引馬原なりとて、賀茂大人の文には、引馬原と記れたる故に、師の玉勝間なる、賀茂大人の傳にも、加藤千蔭が賀茂大人の墓碑にも、引馬原と記たり、實に今引馬原といふと、御方原と云とは一里ばかり隔れりと、國人云へり、さて此の政定の時まで、先祖よりの所領は、今川氏の爲に押取られて在けるを、新に四石二斗を寄られしとぞ。)政定の子三人あり。長を次郎左衛門政貞といひ。次を三郎兵衛(後に太郎左衛門。)政次と云ひ。三を三郎左衛門政武と云ふ。兄政貞は。本家をつぎて。加茂新宮を守護し。二男政次は。別家して。神明宮。八面荒神兩社の神主を持ち。三男政武も別家して三家となれり。(今も加茂新宮、及び神明宮、八面荒神ともに、社領の御朱印を賜はり在と云ふ、

また彼の神君より賜はれる具足は、政員が家に傳はり、太刀は政武が末の家に在りとぞ）政武子なし。兄政次の男。次郎助政家の三男。與三郎政信（初名を定信と云き）を養ひて子と爲す。是大人の父主なり。（享保十七年閏五月、七十九歳にて歿りぬ）男子三人ありしが。二人は早世せり。女子三人有りて是も一人は早世せり。大人は末子にて幼なかりしかば。二人の娘に聟を取りて。兩家となす。長を長右衛門政盛と云ひ。次を與三郎政孝と云ふ。（この與三郎の末、今は加茂新宮の社家となりて、本家次郎左衛門に隷けり）大人は。元祿十（丁丑歳）年に。岡部村（もとは、岡部と伊場と兩村なりしを、今は一に併せて、伊場村と稱ふ）にて生れ給へり。母刀自は岡部天王村の。竹山孫左衛門茂家と云が女なりしと云ふ。いと若くて、姉聟政盛の養子になり給へるが、呼名を莊助また叄四と云ひ。實名を。始め春梢。また政躬と名告られ。また此の後。政藤と改められたり。（此の改名の事どもは、岡部家の傳說に依て云ふ）かくて思はす旨の有られしか。其の家を退きて。かの政定の次男にて。神明宮 八面荒神。兩社の神主なる。政次の曾孫 安右衛門政長の養子となりて。其の女に娶給ひしが。此の女。享保九年九月歿られぬ。此の年大人。二十八歳になり給へり。（元文五年の紀行、岡部日記に、九月四日にて成りぬ、此の日は先妻の失にし日なれば、早く住ける家にて、あと問ひなど爲て、墓にも詣たるに、いつしか十七年にこそ成りにたりけれ、云々と有て御歌の見えたるは、此人の事なり）さて大人は。眞言宗の僧にならむとす。父母に願はれしに許容なく。其の後また濱松驛の本陣。梅谷甚三郎方良が聟養子となり。一男子を生しめ給ふ。（此の子後に梅谷市左衛門と稱りとぞ）大人若き時より。學問の志ありて。渡邊蒙闇といひし人に從ひて。（この蒙闇と云しは、江戸の荻生茂卿が弟子なりしとぞ）漢籍を學、詩文をもよく作られたり。（清水濱臣が、大人の詩集、また漢文に書れし物をも、數多もちたり、（時々傳に、ある時、服部南郭にあひて、物語らふついでに、唐詩ハ風韻おとろへて、六朝に及ばぬこと、汾上驚レ秋といふ詩にて

知りぬと云ふ、南郭いかにと問ふに、北風吹白雲萬里度河汾、と云へる起承の句、まことに羇旅の秋情、いはむ方なきに、心緒逢搖落秋聲不可聞の轉合の句、上の意を注せしに、氣格の落たるをおぼゆ、吾邦の歌も、後世のさま劣りゆくは、唯かくの如し、と云へれば、南郭も大きに感伏せしとなり、と記せり、此の外南郭と常に交られし事も、正に聞たる事あれど、所狹ければ記さず、此らは大人の、江戸に出給へる後の事には有るべけれど、事の因にこゝに記しつ〔此のほど濱松に二人の友あり。諏訪社の大祝。杉浦信濃守國頭と五社の神主。森民部少輔暉昌となり。此の二人ともに。東麻呂大人の教子なるに。況て國頭が妻まさきと云ひしは。荷田大人の姪なりしかば。大人江戸に物せらるゝ時々は。此家に宿られける故に。此の人々の執もちにて。荷田翁に見え初られしとぞ（加茂翁家集に載せる、光海靈碑文と云ふは、暉昌がなき後の碑文なるを、其の家世々神の道を傳へ、また荷田宿禰の大人の敎をうけたり、と書き、おのれ眞淵本國なるによりて、若かりける時をしへを受しこと父なせれば、悲み忍びまつる事などかやむ時あらむ、など書れ、國頭がことも、岡部日記に、藤原國頭も、此の夏まかりにたりと東にて聞て、おどろきて詠ける歌のあるを、國滿のもとに遣はす、「めかるれば疎きならひを思ふまに、長き別れとなりにけるかな、其の妻まさきは、東萬侶大人の姪なり、云々、とあり、國滿は、國頭が子なりとぞ〕大人の呼名參四をも改めて衛士と稱られ。また實名政藤をも。後に眞淵と改められたり。此は遠江國の。敷智郡の名より思ひよりて。負給へりと聞たり。と村田春海が語りき。（鐵胤云、この通稱參四を、先にサンシと唱へられし由云はれしは、傳聞の誤りならむ、其は岡部次郎左衛門の家にて、幼名を參三と書て、サウサウと呼ぶ人あまた有りと、今の次郎左衛門政美の話れるよし、草鹿祇宜隆いへり〕さて享保十八年に京に上りて。荷田翁の教子となり給ふ。こは三十七歳になり給へる時なり。然るに元文元年七月に荷田翁身退られたり。（享保十八年より、元文元年まで其の間四とせなり、是をもて、萬葉考の、歌

を解ことをことわれる詞、と云條に、おのれ眞淵かの荷田の田をさの齡の末に、名簿をおくり、とは書れたり、然るを、春葉集の荷田信郷が序に、眞淵任二于大人之門一二十年所、と云ひ、畸人傳に春滿に從ひ、家僕のごとくして、京師に學ぶこと年あり、と書たるなど皆誤りなり、扨かの西歸とも、旅のなぐさ、とも云ふ記は、京より濱松まで歸らるゝ間の記と見えて、久しくならにけるかな都のたれかれ、いと睦ましくなりたるにつけて思へば、猶戀しきものは、故郷にぞあなる、いでや白地にゆきて來なむとて、やむことなき御わたりわたり、罷りまをして、卯月の末にたちぬ、と書れたるを思へば、其歸られしは、元文二年の四月にや然れども其前にも、をり〳〵故郷に歸られつゝ聞えて江戸より岡部へ歸られし時の、謂ゆる岡部日記、一名東歸に、あはれ都に在つるほとは、白地ながら、年のはに、故郷に歸りなと、しければ然のみも非ざりしを、と書れたり）大人かく。荷田翁に事へ給ひしは。わづか四年の間なりしかど學問の道には、素より凡ならず智深くおはせるが故に、荷田門の人も多かりと聞ゆる中に。一人ぬけ出て。その正意をば得られてぞ有ける。其は荷田門に大人をおきて。外に大人の如く。師に勝れる人のなきにて知るべし。（此はなほ萬葉解序に、萬葉集を、契沖の解得たるも、なほ十に三四なる由を記して、然て荷田翁の功を述て、時成かもよ、其頃少し後れて、荷田東萬呂てふ人、玉しきの平の都の南より出て、空みつ大和の、ふりにし道ひろくわたり、具にふみ分けて、和泉の宮木、足柄の舟木、月の桂、星の林といへども、遠く引き近く樵りて、また六しな七しなばかりの、梯をなむ作り、出ける、云々、抑々眞淵が遠つ祖、加茂の成助てふ人、ちはやぶる、神山の麓に有て、松の盡せぬ言の葉を世々に傳へ、其裔は、うち日さす大宮に仕へまつりて、命婦の末にしも有りければ其れがしるしをも、古き書のはしをも、且々今に傳へ來れるにつけて、遠き代の忍ばしく、古き書なむ床しかりける、故都に上りて、後の世の手ぶりをも訪ひ、東萬呂が古き道にも入て、此志を繼がむ事を受くと云へども、なま〳〵の工にして、

高き階つくらむは、斧を損はむ事こそ、畏かりけれ云々と書れ、穗積集序に、おのれ、東麻呂大人の、こゝろの道をつぎて、ひたぶるに、石上ふるき世の心をもて、高き卑しき誘ひつゝ、己がすきずきなりけるを、近き比は、むぐらが門をも、常に訪はるゝまゝに、自づから古き世の、花さへ實さへ有るを、摘はやすべくなむ成にける云々、語意考の跋に、山城の稻荷の祝が家に傳へし、百たらず五十聯の音のあと、少かあるを取て、荷田東麻呂の大人、千萬づの古言を考へけるに依りて、世の人のいまだ心得ざりし事らを得て、事問ふ人に傳へしを、己れも少けばかり聞きつ、こをたぎしとして、遂にいよゝ汐の八百路を、行き惑はざらむ事を加へむとす云々、此れらの文を見わたして、賀茂大人の、荷田翁が本志を繼れし事は知られたり、猶この類ひなる文どもも多かれど、然のみは引きも出ずなむ）かくて四十二歲になり給へる。元文三年といふ年に。その妻子たちは。濱松の梅谷の家にのこし置て。江戸に出給ひ。同じ五年の秋。荷且に。濱松に歸り給ひ。（此の時の紀行を、岡部日記といふ）寬保三年にもまた歸り給へり。（此の後延享二年にも、濱松に來り給へり、其時の紀行を、後の岡部日記と云ふ、さるを、手向草なる、内山眞龍が、大人をしのぶ文、また與清が大人の傳に、寬延三年、江戸に下り給へり、と書たるは誤りなり、江戸に出給ひしは、寬延三年よりも前なる事は、萬葉集遠江歌の末に、寬保二年に、江戸にて著はし給へるよし、見えたるにても知べし）其は森暉昌など。親き友と議りて。古へ學を世に弘く傳へむと。大志を振起し給へる所爲なりしとぞ。（實さも有べく思ふ由は、萬葉考の始めに記されし歌を解くことを、ことわれる詞、ホといふ條に、近き年ごろ攝津の契沖ほふし、山城の荷田大人ぞ、同じ時に在て、相ひとはぬ物から、同じ心を起して、古へぶりを唱へたりける僧は古き歌をとき記すわざの、新治しつれど、未だよくも殖生し盡さぬほどに、過にしこそ惜けれ、大人は歌のみかは、舊ぬる千ぢの書どもを、荒すきかへせし、勞き多なれど、まだ苅收めざるに病にふしつ、己れ眞淵、かの、荷田の田をさの齡の末に、名簿をおくりつ

れど、男道なき山賤はしも、齋種まきき蒔する水の、みなもと遠くもたどらず、徒にまさしと覺え、秀たりと思ふ事らを。聞喜べるのみなりき、然してよりこなた、彼方や古川の心の「古き事を忍びて、此手肘に水沫かき垂り。向股に泥かきよせつゝ、此の奥津御年を得まくすれど、いかで獨のみかはあへむ。天の下集ませる武藏の大城の許に來て、千萬づ人の心々を思ひ。諸々の手ぶりを見、くさぐさの言ばをきゝ、末にやむごとなき大殿へ參りて、伏いほの所せき心を見ひろめ、思ひ改めてこそ、少か雄々しき倭魂は覺えけれ云々。猶おぼつかなく誤ることとも多かりなむ、思ひつがむには、齡なきを何にせむ、足引の山ほとゝぎす、鳴て敎へしなりはひを、己か後に忘れずして、八束穗の足穗の、足みつぎとも成なむまでに、かの人作ひてしがも收めてしかも、と書れしにて知られたり、此文に荷田の田をさと云れしは更なり、足引の山ほとゝぎす云々、と書れしも、東麻呂翁をいへり、此文にても彼の翁の志を繼れしてと著く。師の道を守られし、實意のほども知られて、尊しなど云ふも

更なり〕江戶に出られし始めに。村田春海が父の春道といひし。神の道を好める人の家に。寓居せられたるが。後に橘千蔭が父の。枝直と云ひし。歌を好める人の招きにて。其ちか隣に家を作りて、住れけり。北八町堀といふ所なり。〔春道は、村田平四郎とて、町人なるが、枝直はもと伊勢人にて町與力を仕へ奉れる人なり、春道が上つ代の道を好める人なりしこと、大人の書れし春道が兄の、春郷が墓碑に、父春道は神の道を傳へ、春郷いにしへの宮びを得たり、と書れしにて知られ、枝直が招きにて、其隣に家を作られし事は、枝直の歌集、あづま歌といふ物の、千蔭が序に、千蔭十まり四ツの年にか有けむ、縣居の大人を、ちか隣に招き住せて互にむつび相されつゝ、千蔭は、かの大人の敎へを受よとてなむ、名簿をおくらせ給ひける、と有るにて知られたり〕大人江戶に出られしより。梅谷といふ稱號をやめて。本生の岡部といふに復されたり。然れど梅谷を。離緣せるには非ざりしとぞ。梅谷なる大人の妻刀自は、濱松に在りて、江戶に下らず、寶曆元年九月沒せられた

り、其の生みたる子を、市左衞門眞滋といひしが、寛政十一年正月に身退りしとぞ、是大人の實子なり）斯て大人の名世に高く聞えしかば。延享三年に、田安金吾君に召上られて。古へ學の道の博士と爲され給へり。（但し田安の大殿に、召上られ給へるは、上に引たる春葉集の序によるに、是より前に、荷田在滿が仕へ申せるを、其退く時に、大人を薦擧せるに依てなり、扨在滿が彼の殿を退ける事は、其説の君に遇ざる故なり、と誰もいへど、實には彼の大嘗會便蒙を板に彫て、世に傳へたるに事起りて、殿の御心にも非ず、退け給ひしかば、在滿深く辱み奉りて、大人を吹擧せる也、と其殿人に聞たり、然も有べく思はるゝ事ども有れど、今はもらしつ）かく召上られ給ふ時に、上に記せる引馬原の御軍に功ありし。政定の長男。政員より相續して賀茂新宮に仕ふる。次郎兵衞定重を養親と爲て。出られしとぞ。（この定重といふは、政定六代の孫にて、岡部の嫡流なれば、斯くは爲られしと聞えたり、此の家代々、次郎左衞門と稱て、伊塲村に住て、新宮の神主なり）金吾君の。

大人を殊に愛させ給ひしことは。大人の家集は更なり。餘書にも。何くれと所見たる中に。家集に。寶暦四年霜月。殿の四十の御賀の宴に侍りて。詠て奉れる「大君のまもりとなれる君なれば。君がよはひは神ぞ守らむ。夜ふけて入らせ給ふをり。御ぞぬがせ給ひて。眞淵にとて賜はせるは。いと多かる人々の中にて。いと面たゞしく侍るも。思ほえず辱きに。「あふひてふ綾の御ぞをも氏人の。かづがむ物と神や知りけむ。と詠れしとあり。（斯てこのしりへの詞書に、己が遠き祖は、山城の賀茂より出て、文永の頃には、遠江の岡部の郷を賜はれる、綸旨なども有ける、其後二荒の宮の大神濱松にましゝ頃、御軍にいそしとて、御刀をしも賜はせしを、其後はさるさまの事も有ざりしに、己れおもほえず御紋の御衣を賜はれる、辱けなさ云むかたなし、と有り）また家集に。寶暦五年の秋。いでゐを古へざまに作りけるに。九月二十六日。人々つどひて。祝歌よみけるに詠る「飛騨たくみほめて作れる眞木柱。たてし心は動かざらまし（下の詞書に、これは今日つどへるは、我が古へ

の書の學びの道つたふる人々なれば、かく云へり、とあり）同じ九年正月。同族にて。濱松の城主。松平豊後守殿に仕ふる。岡部彌平次政舍の女子を。江戸に下して。養女となし。中根某の三男を聟に取りて。次郎左衛門定雄。と名告せ給へり。（此の政舍は、大人の再從弟なりしかば、如此は爲られしなり、但しこの女子の父政舍、主君に隨ひて、丹後國宮津に徙れるに付て、大人の例に因りて、次郎兵衛定重の養女として、江戸には下されたりとぞ、此の女子、名は悦子と云へり、又此の政舍の子孫は、宮津の殿に仕へて、今も在とぞ）さて翌る十年に年老たる由をまをして。十一月六日に。仕へを退き給ひて。養子の二郎左衛門定雄ぬしに。家を督しめ給ふ。また此の年に。荷田翁の御靈まつりを行ひて。人々を集へて。歌の圓居し給ひけり。（其は筑波子歌集に、東麻呂大人の祭を、賀茂の翁の家にてし給ふをり、とある詞に、荷田の宿禰、身まかり給ひてより、今年はたとせ餘り五とせになむ成りにたれば、いと嚴めしく、神々しう、御靈まつり奉られ給ふ、かゝれば誰も、おやのおやとし尊び思へば、人々も何くれと、手向け奉られ給ふ云々、かの御魂はや、うつせみとませしほど、からのも倭のも、學びの道つくし給ひ、日のもとに有りとある書ども、見し明らめ給ひ、下れる世に、廢れたる古言をしも興し給ひけり、其道々をわかちつゝ人々に傳へ給ふが中に、在麻呂のぬしへは、事おほやけの官位のすぢをゆづり聞え給ひ、わが大人へは、古事の學びの道を敎へ殘させ給ひけり云々、「言のはは昔を今になしぬれど、過にし君は歸らざりけり、と有るにて知られたり、荷田翁身まかり給へる元文元年より、實に二十五年に當れり）明和元年と云ふ年に、濱町といふ所に移り給ふ。其は上田秋成が集めし縣居集に。寶暦十四年の秋、濱まちと云ふ所へ家を移して。庭を野邊。また畑につくりて、所もいさゝか傍なれば。名を縣居といふて住そめける。九月十三夜に月めでむとて。親しき人々集ひて。歌よみけるついでに詠める、と有る五首の中に、「こほろぎの鳴や縣のわが宿に、月かげきよし訪ふ人もがな。「縣居のちふの露原かきわけて。月見に來つるみやこ人かも。

と有り。（賀茂翁家集の、千蔭が序にも、あがたゐとは、庭を田ゐのさまに作りて、賀茂のかばねにも由有ればとて、自から家の名には負せられたる也けり、と云へり）かくて同じ六年に病たまひて十月晦日の日に。七十三の齢にてぞ。身罷り給ひける。（畸人傳に、終る歳八十有餘とぞ、と云へるは誤りなり）豫て言ひ置れけるまゝに。江戸の南。荏原郡品川の東海寺なる。少林院の山の上に葬れり。（世のなみに佛法のおくり名を參らせて、玄珠院眞淵義龍居士、とぞ申すなる、○鐵胤云、この縣居大人の御傳は、も、先人の、年ごろ聞持たれつる事の多かる上に、殊更に彼の國人に問ひなどもして、記し著されたる物なるが、傳聞の誤りにや、系譜の中に、これかれ違へる所ありとて、こたび草鹿砥宣隆ぬし、羽田野敬雄ぬしなどねもころに、大人の家元なる、次郎左衛門政美ぬしに問糺し、熟く改めたる卷をなむ、持ち來て見せられたるに、甚く驚かれて、吾か父今は世に在さゞれど、此は默止すべき事に非ざれば、やがて其由を、靈前に白して、ことし安政六年十一月、其ふしぐ〳〵悉く、彫改めたるになむ、讀見む人々、この由を心得てよ、○國人夏目甕麿が語に、大人の濱松の梅谷が家の、一代の主として、家職を修めながらに、明暮古事學びに心をよせて、其道を學び、其道を敎へむとのみ、思ひこらしておはしたるを、此翁家におはせずとて、烟よわらむ竈には非ず、また若けれど、家つぐべき子さへ坐せず、學の道の爲には、何かはなど、心ある人々そゝのがし云はるゝに、しばしが間はと雄心ふこして、江戸に參でゝ、田安の殿に仕へ奉り給へり、世にはひたぶるに、郷をも家をも、うかれ出給へる人のごと、聞ひがめたる徒もあるは、およづれなりかし、しか江戸には住つき給ひしかど、猶たび居の假ずまひなりとやおぼしけむ、古郷したはしくのみ思はれて、學の功もやゝ成なむ後には、いかで〳〵と、下にをぼし渡り給ふ間に、何くれと殊なる御惠どもの、重なりゆくまゝに、必ならずも、然てなむ過し給へりとかや、其ゆかり近き人々の家々に、傳へ持たる翁の消息文。あるは齡たがき人の物がたり杯を、おほく聞あつむるにも、其心ざしの程はお

し計られぬかし、云々と云へるは、げに然る言なり、此は大人の遠江歌考の、板本なる跋に見えたり」抑大人の御いさをしの事は。師の玉勝間なる。縣居の大人は。古へ學の祖なる事。といふ條に。漢意を清く離れて。もはら古への意詞を尋ぬる學問は。わが縣居大人よりぞ始まりける。此の大人の學の。いまだ起らざりし間の世の學問は。歌もたゞ古今集より以來にのみ止まりて。萬葉などは。唯いと物とほく。心も及ばぬ物として。更に其の歌のよき惡きを思ひ。古き近きを辨へ。また其の詞を。今の己が物として用ふ事などは。凡て思ひも及ばざりし事なるを。今はその古へ言を。己が物として。萬葉ぶりの歌をもよみ出で。古へぶりの文などをさへ。書得ること丶成れるは。至（もはら）この大人の。敎への功にぞ有ける。今の人は。己自から得たるごと思ふめれど。皆この大人の御蔭によらずと云ふ事なし。また古事記。書紀などの。古典を伺ふにも。漢意に惑はされず。先もはら古へ言を明らめ。古へ意によるべき事を。人みな知れるも此の大人の萬葉の敎への御たまにぞ有ける。抑かかる佳き道を發き初られたる勤みは。世にいみじき物なりかし。と言れたるが如し。(なほ何くれの書等にも、此大人のいさをしを稱（たゝ）へられし詞は、今かぞふるに暇あらねど、所せきわざなれば、今は洩しつ」かくて其の常の御有狀（みありさま）。またその詠歌のことは。御許に親く久に仕へたりし。橘の千蔭が言に。千蔭いと若かりしより。大人に從ひて。常に御あり狀。また宣へりし言を。親く見もし聞もしつるに。大人は今の世の人とは異にして。打見るには。さかしき方は後れて。心遲きさまに思はれしかど。適にいひ出給へる言に。敷島の倭こころを顯はし。一言として。雅ならざる事なかりき。(上田秋成が集めし縣居集の序に、心こと葉ばかりかは、つくれる家居、たならす調度まで、古へをしのびては、かよりかくより考へ出つゝして玩べるものから、此縣居につどひ詣づる人々をさへ、上りたる世の人にあへるが如くになむ有りしと語り傳へたりと云へり」筆とりて物かき給ふを見るに。五百とせも經にけむ筆の迹の如くなむ有ける。此はあまた年よるひるとなく。ふることをの

み心にしめて。家居より調度に至るまで。古へによりて。少かも後の世の事を。耳にふれ心にとめ給はざりしかば。自づからに。古へ人の心になりもて行て。其の心より云出もし。物かきもし給ひしに依りてこそ。然有けるならめ。(大人の筆のあとをしりて、千歳筐と名けたる物の、千蔭が序にも、手かくわざは、古しへ物の目じるしに出來はじまりたるなれば、好き惡き論ふべくもあらぬ筋なる物から、古へ人の書るあとを見れば、心さへ淸らに覺ゆるは、いかなる故にかと思ふに、其いにしへ人のすなほなる眞心の、おのづから、ふみでにあらはるゝによりてなりけり、わが縣居の大人は、古しへの學びの道をしも、導き給ふをま心にて、手かくわざを專とせられつるに非ねど、書き給へるあとの、自づから古へ人のさまにかよひてわがどもがらの、人のあとをならひて、其形ちをうつし得るたぐひにしもあらねば、眞心のいにしへ人にひとしかればなるべし、とも云へり、されど己れまた思ふ義あり、其はいにし年、井上淸風といひし彫刻師にきける事あり、そは此の淸風はしも、大人の萬葉考一二卷を、みづから書て、板にゑらしめ給ふ時に、あだし者どもの彫たるが、御心に應はずて、よき彫人を求め給ふ時に、淸風二十歲許りにて在けるが、其の彫れるさま、御心にかなひて、常に大人の御有狀を見覺えて語れるに、王羲之が天朗帖の風を好みて、常に學ばれ、また皇國の上代風をも、常に學ばれけるが、其のころ、東江源鱗といひし書家の、もと唐樣をのみ物せるに勸めて、皇國の上代樣の、漢風にまさりて麗しき由を說諭されしかば、源鱗その說に服して、此方の古き書ぶりをも學びて、後に道風の秋萩帖をも、改めて物せりと言ひき、此は誠に然も有べく思ふ由は、古言梯の跋の御書ぶりを見るに、實にも天朗帖の書風によく似られたり、また屋代弘賢ぬしの物語りに、賀茂翁は、持明院家の門に入りし人なり、其は彼の御家より賜へりし免狀、うり物に出たるを、三品、菜が見て語れる事ありと云はれき、大人の何くれと物し給へる草稿、その若き程の詩集のたぐひ、また然る免狀までも、賣物に出たる事は、淸水濱臣といひし歌作りが、

大人の御後なる、今の岡部氏を計りすかして、然る物どもの入りたるを一籠、わが物となせる後に、賣出したるなり、此の事おのれ慥に聞知れる事あれど、委くは記さず）また其の歌の風は。かく古へに勤め給ひし中にも。歌をば殊に心高く。もてつけて物せられたれば。歌一首よみ出給へるにも。深くかうがへ數たび味ひて。によび出られしなり。歌のさまは。始めと中ごろと末と。三つのきざみ有りき。初めのほどは。物學び給へる。荷田の東滿宿禰の歌の風にかよひて。花やぎ手弱き風なりしを。中頃より自からの一つの姿と成りて。みやびにして調高く。しかも雄々しき筋をよみ出され。齡の末に至りては。太く思ひ上りて。設けず飾らず。誰も心の及がたき節をのみ作られき。と云へり。（大人のよみ歌に、初中末の三段ありし事は、藤原宇萬伎が記し集めて、上田の秋成におくれる、大人の歌どもの末に、はやく論ひて、世に聞知る人のありや無しや、と云へり、秋成が彫たる縣居歌集を見て知べし、畸人傳にも其説を出して、蒿蹊云、この老の後のは、己れも聞しる人の數に入るべし、また若きほどのは、後の世のさまなれば、歌ぬしの後の意には、叶はざらめど、其才の長たるをおぼゆ、かゝればこそ、一家の學をも唱へ出しけれ、中ざたのは、姿詞人を驚かせども、實には力も入ざる物なれば、我も〱とまねび詠む人多く、よくも心得ぬからに、腹を捧ふるに堪ざる物もまま聞ゆ、また國文は、此叟一躰をはじむ、古言をとりまじへて、一と言も字音を交へず、記のかなよみ、また祝詞をよむが如くして、しかも自在なるものなり、と云へり）なほ他し人々にも。大人の歌のよみ口を。ほめ稱へし倫ひは。數ふるに暇あらず。然れど大人の本意は。荷田翁の意を受て。上代の道を明さむと欲るに。まづ萬葉集を明らむるに及はなし。と思はれし故に。稽古の料に歌をも詠れしなれど。實には專業とせられし事には非ざりけり。其は我が鈴屋翁。始めて大人に見えられし時に。古事記の注釋を物せむと思はるゝ由を申されしに。我も元より。神典を釋むと思ふ心ざし有るを。其はまづ漢意を清く放れて。古へのまことの意を尋ね得ずは有べからず。然るにその古

への意を得むことは。古言を得たる上ならでは能はず。古言を得むことは。萬葉をよく明むるにこそ有れ。さる故に。吾は先もはら萬葉を明らめむと欲る程に。既に年老て。殘りの齡今いくばくも有らざれば。神の御典を釋くまでに至ること得ざるを。汝は年さかりにて。行さき長ければ。今より怠ること無く。勤み學びなば。其の志し遂ること有べし。と諭し給へるにて知るべし。(是につきて、己れまたかの清風に聞たる事あり。然るは此のをとこ、或るとき大人の言ひつけ給ふ事ありて、其御前に在りけるに、御教子なりし、河津長夫といひし人、大人に何くれと、物問ひて在りしついでに、大人は、上つ代の道の學問こそ、專とある學びなれ、と諭し給ふに、其の方の學問する人とては有ることなく、歌のみ詠ならひ侍るを、大人の制し給はぬは何なる由にか、と申せるに、大人の答へて、歌よむことは、我が本意には非ねど、敎子どもの、みな歌よみと成ることは、譬へは父母の、いと愛く思ふ女に、何くれと手わざども、恥かしからず習はせて、年頃になりなば、高く宜はしき夫をえらびて、嫁せむと思ひ設けて在るに、其女、とし頃になりて、父母の思ふとは異に、さる高き人は物むづかしとて、拙く卑き男にちぎりて、親の心に違ふを、然すがに捨もやられず、許し嫁せたらむが如く、上つ代の道の尊きを嫌ひて、卑き歌作りとなる人のみ多きを何とせむ、若き徒の中には、歌よみつゝ、遂にまことの學問に至る人の、出來もやせむと、然てある也と、苦笑ひして宣ふに、長夫ぬしも、歎息せられ侍りき、と語れり、是れまた然も有べく思ふ由あり、其は家集に、河津長夫は、すめら御國の書のまなびを、我が道びきつるに、元よりからの書をもよく讀つれば、いと才異にして、古へにかへる心ざし深かりつるを、煩ひて十月十七日に、身まかりぬ、と言遣せたるを聞くに、いと口をし、其後とむらひ言つかはす序に、美樹が許へ「我が道もさそはむ人をぬば玉の、よみに送りて惑ふころかな、となむ、また長夫が今はの時に「ますらをは空しくなりて父母の、なげきをのみや世に殘さまし、と云ひて、また我れは心ざし遂ざるを、繼て名をも著はして

よなど、美樹にいひ置しとぞ、此歌は、憶良の大夫の「ますらをや空しかるべき萬世に、かたり繼べき名はたゝずして、と云を思へるなるべし、最あはれにこそ、また菊を贈るとて「白菊は冬だにかくて有る物を、まだききえにし露のかなしさ、「外ながら外ならずしも悲しきに、うらのうちこそ思ひやらるれ、と有るも、思ひ合さるればなり」然るに江戸の敎子たちの。己が若きほどまで在りし人々。誰も大人のさる御心ざしを受繼て。人に示せるは無く。唯その詠歌に勝れ給へる事のみを稱へ申すは。口をしき中にも。村田春海は。童子なりし程より。敎を受たる人なるに。往年いづみの眞國と云ひし者と諍ひて贈れる物に。縣居大人は。歌をこそ第一とは爲らるれ。上つ代の道などゝ云ことは。常にも都に云はれざりしを。宣長ひとり彼の大人をし。神世の道を專と敎へられし如く云ふは。悄き事ぞ。と言れる事もありしは。最も拙き事にざりける。(但しこの諍ひの起り、また互に言り相たる事どもの始末は、眞國と春海が遣かはせる物ども有るを見て知べし、其論におきては、春海が愚論は云ふも更なれど、然る諍ひをしも起せる事のもとは、眞國がおとなしからぬ所爲より起れり、其頃己れは、春海にも眞國にも親かりし故に、よく其由來を知れりしかば、眞國に意見せる事もありしを、用ひざりしかば、其事によりて、眞國と交りを絶たる事なり、其由こゝに云はむは。事長ければ云はず、別に記せる物あり」然るは上に擧たる。玉勝間に記されし。賀茂翁の。我が師に諭されし御語などを。師の私言と云はゞ言ひもすべし。然れど大人の自から。書著されし諸書に。右の意ばへを言れし語は。數ふるに暇あらず。今その一ッ二ッを云むに。まづ新學びに。後の世の人。萬葉は歌なり。歌は女のもて遊ぶ戯れの事ぞと。思ひ誤れるまゝに。古歌を心得ず。古書を知らず。なまじひに漢文を見て。こゝの神代の事を云はむとする。さかしら人多し。よりて其の云ふこと虚理にして。皇朝の古道に叶へるは總てなし。(此は其の頃まで、盛りに世に行はれたりし、荷田大人の道學者らの說弘むる趣を云れしにて、神上言に、詠歌之道敗闕、大雅之風何能奮、今之談

神道一者、是皆陰陽五行家之說、世之講二詠歌一者、大率圓頓四教儀之解、非二唐宋諸儒之糟粕一則胎金兩部之餘瀝、非二鑿空鑽穴之妄說一則無證不稽之私言、曰祕曰訣、古賢之眞傳何有、或蘊或奥、今人之僞造是多、云々とあるに同じ〕まづ古への歌を學びて。古へ風の歌をよみ。次に古への文を學びて。古へ風の文をつらね。次に古事記を能く讀み。次に日本紀をよく讀み。續日本紀より下。御代つぎの史らを讀み。式。儀式。西宮。北山。江次第など。或は諸の記錄をもよみ。假名に書る物をも見て。古事古言の殘れるを取り。古への琴ふえ。衣の類ひ。器などの事をも考へ。其の外くさぐ\の事どもは。右の史らを見思ふ間に知るべし。かく皇朝の古へを盡して後に。神代の事をば伺ひつべし。然てこそ天地に合ひて。御代を治めませし。古への神皇の道をも知得べきなれ。〔こは上に擧たる、我が師への教へ語の意に、もはら同じ趣なり〕また萬葉考の大考の第一條に。上つ代の天皇命。內には皇神を崇み給ひ。外には嚴き大御稜威をふり起し坐し。伏はぬ國を平らげ。千早ぶる人をやはし坐し。天地に合ひて。遠しるき道をなし給ひ。治め給ひ。〔こゝの頭書に、時ありて文を外にし、武を內にすと云は、他國の理屈ぶみの議なり、皇朝は然らず、常に武をかゞやかすを本とす、依りて古への御世は、ますく\榮えましけり〕內ゆふの狹き事をば。見し直し聞し直し坐しかば。青人草も。皇神を敬ひて。心に汚き隈をおかず。天皇を畏み。身におかせる罪もなく。況て臣等は。海ゆかば水漬かばね。山ゆかば草生かばね。大君の邊にこそ死なめ。のどには有じと言立て。雄々しき眞心をもて仕へ奉れゝば。吾が天皇の御食國を。天と長く。地と平けく。聞しをせる故緣をも。委曲に思ひ得つべし。此を思ふに。皇御國の上つ代の事を。しり通らふわざは。古き世の歌を知るより。先なる物は無りけり。〔これにて、常に歌を物せられしは、古の道に學び至るべき、梯にせられし御心は、著明に知られたり〕かゝるを己が若かりけるほど。萬葉は。たゞ古き歌ぞとのみ思ひ。古歌もて。古への意を知りなむ事としも思ひたらず。古今歌集。あるは物語ぶみらを。釋記さむ事

をわざと爲せしに。今しも省れば。其歌もふみも。世降ちて。手弱女の少女さびたる事こそ有れ。益荒雄の壯士さびせる乏くて。眞盛なりし。古へのいかし御代に合はずなむ有る。此の事を知り足はしてより。唯萬葉こそ有れと思ひ。麻もさ綿も。あまたの夏冬を立かへつゝ。百足らず六十ぢの齡にして釋記しぬ（此の文に、若き程の心がまへを云れしは、荷田の大人に、いまだ從ひ給はざりし程の事なるべし、其は荷田の大人の教へは、上に記せる如く、まづ萬葉集の歌を明らめて後に、神代の古道あとを尋つゝ、ますら雄心をおふし立て、高き代を慕へ、とふ教へなりしかばなり、然れば此は彼の大人の心を、心とせられし意語なること云まくも更なり、）また第二條に。上つ大御代には。天津神王の道のまに／＼。天皇命。いかに雄々しきを表とし給ひ。臣等は武く直きを專として。治め給ひ仕へ奉りけるを中つ代より。言さやぐ國人の作れる。細なる政事を。おほく取り唱へて。臣等はも。文官。武官とわからへ。文を貴く。武を卑しとせしよりぞ。吾が皇神の道おとろへて。人の心。ひたぶるならず成にたり。然りてゆ以來。すべての世の手ぶりも。古へをはなれ。背に千箭の靫を負ども。雄々しき心を忘れ。面に八つか鬚は生ながら。手弱きことの葉を歌ふ事と成にしは。宜しからぬ事ならずや。（篤胤按するに、萬葉考は萬葉の歌を釋れし物には論無れど、深く思ふに、大人の學問は、萬葉をむねと讀味へて、古意を得られたるに依て、右のこと、太き心の、動くまじく成り給へるなるが、其の大考はしも しか學び得て、旣にわが物となれる大倭心の、思ふまにまに言ひ連ねられし物なれば、本文なる歌の解は、却りては、此大考の條々の、引證に釋れし如くなも有ける、達人の學は、多く然る物にし有るを、今の古學者など、然る謂をば、つゆも得知らでぞ有ける）また祝詞考の序に。數の祝詞の文をし。次々に論ひて。此等をかゝなべ見ば。彼の他國ぶりに效へりしゆ。漸々に物失はれ來し事を知り。此の言の國の古への。綾におむかし有し心を知りぬべし。かく知らば。凡て古へのふみ。古への歌の貴きをも思ひ別き。君が代の古へにとほり。神

代の道をも伺ひ得るに至らまし。故畏みながら。此のふと祝詞の意をかゝなべ解て。今より古き姿の文をつゞり習ひ。古への奥所を求むる。山口とせむと爲るなり。と有り。（なほ是らの外に、歌意考、文意考、國意考、冠辭考などにも、往々この意ばへを記されたり、披き見て知るべし）かくて教へを受る人々には。皆うけひ詞を書しめ給へるが。其の文に。賀茂宇志酒教賜倍樓、皇御國酒上代乃道袁己痛願斯奴倍里。故名簿乎進良世豆。其道爾赴比奴。伊摩由後。教賜敝留言。遂爾違里豆許流時爾志毛有受波。安駄志人爾。私言勢自。且宇志爾對比豆。韋耶無久異之伎心袁思波自。都豆此烏計非爾違波婆。言麻久暮恐伎天津神國津神多知知志食奈毛。穴賢と書されたり。（こは清水濱臣が得たる、例の一籠の中に、我が師本居大人を始め、小野古道、河津長夫、內山眞龍、栗田土滿、藤原宇萬伎、揖取魚彥、加藤千蔭、村田春鄉、同春海など、其の餘の人々の進れる誓詞も、いと多く有しを、濱臣が家にて見たるに、詞はみな同じ事にぞ有ける、己が教子どもに書する誓詞は、こを取捨して定めしなり）上に引く文ども。及この誓詞の文を見て。大人の詠歌を教へ。古語を釋ことを導かれしも。皆神世の道に學び入らしむる。梯にて有りし事を辨ふべし。然るに春海が徒。かかる誓詞をさへに進りつゝ。生のかぎり上つ世の道など云ふは。縣居の大人の意ならず。漢國聖人の道をおきて。眞の道はある事なしと。言り立てぞ終たりける。（是をもて其門人ども、皆その漢意を心として、中には、縣居の道統など稱する倫ひも有るなれど、一人も彼の大人の眞旨を得たるは有ることなし、然れど春海が家集などを見るに、神祇の歌に、「天地の神やかためし萬代に、たてゝ動かぬ國の御はしら」百千々の世にも動かじ天地の、神の固めし大和しまねは、「二神の繪に」千萬づの世にも動かじふた神の、ゆきめぐらしゝ天の御柱、など趣向はみな同じながら、適にこの三首あり、然れど此徒のよみ歌は、心にもなき例のをそ歌なれば、彼が神世を尊める證とはならず、其集に付しめたる、葛西質が序に記せる趣きぞ、彼が眞心には有ける憐むべし）惜縣居大人の教子も。

百をもて計ふるばかり。多かりしと聞ゆる中に。我が師の大人のみぞ稜出て。その古道學の大義を貫ぬき得られしを。餘りは大かた歌作りとぞ成りたりける。(是に就て思ふに、漢籍千百年眼といふ物に、王義之が經濟の識慮に、精深なりし事共を記して、然る大才も字を書くわざの名高きに蓋はれて、世に知られざる事を論へるは、實然る事なり、其は縣居大人の、實に大人たる所以は、古道の意を說き出られし功なるを、其事を稱せるは、鈴屋大人のみ有りて、餘りはみな、歌を能く詠れしを以て稱へ申せり、詠歌の上手なりしは、彼の大人にとりては何ばかりの事にも非ざるを。不肖なる徒の、大を識らで、小を知るならひとは云ながら、大人の歌に名高きは、いと惜きことなり、然るに鈴屋翁の歌はも、難ずべき節こそ無けれ、面白からずと、吾れさへに思ひ、世の歌人らも然は云なれど學問の力に於ては、適に吹毛乃難を云のみにて、凡ては舌を卷てぞ有める、是を思へば、縣居翁の歌の面白きは、此の翁の不幸と云べく、鈴屋翁の歌の面白からぬは、此の翁の幸ともいふべくや、其は大をもて稱せらるゝと、小をもて稱せらるゝとの差別あればなり)さて鈴屋大人の傳はも自から記されし。家のむかし物語。また本居家譜。及び太平の書たる略傳。また己が聞及べる事どもをも取り合せて。その大略を記さむに。桓武天皇より出たる。平朝臣の一流にて。其の遠祖は。池大納言賴盛卿六世の後にて。本居縣判官平建郷となむ云ける。その曾孫左馬助直武主より。世々伊勢國司北畠殿の家に屬て。壹志郡阿坂になむ住れける。(北畠殿は。代々多氣郡大河內に住し給へる故に、多氣御所と稱す、吉野大宮に忠に仕へ奉り給ひし、北畠准后親房卿の後裔にて、名家なる事皆人の知れるが如し)其後大人の六世の祖を。本居惣助武連と云ふ。武連に二子あり。長を正右衛門延連といひ。次を左兵衛武秀と云ふ。是大人の五世の祖なり。蒲生宰相氏郷卿に仕へて。陸奥の會津に徙り。天正十九年に。南部九戶といふ所の戰ひに、敵あまた討とり武き振舞ありて。軍の中に失られぬとぞ。(その兄延連ぬしの末は、後まで大阿坂村に住みて、地士の如くにて。今に在りと

ぞ〻武秀ぬし討死せし頃に。その妻室懐妊にて在りけるが。伊勢に歸りて。兄延連の家に至らず。知るよしありて。小津村の源右衛門と云ふ民の家に至り着て。此家にて男子を誕生せり。源右衛門その後に小津村より松坂に移りて住居し。小津を以て家の名とす。(是より小津と名のる者、松坂にあまた有て、小津一黨と云ふ、此の源右衛門の家、その本なりとぞ〻)斯て右の男子成長して。小津七右衛門某と云ふ。小津源右衛門の長女を娶りて。同じ里に別に住せり。是大人の四世の祖なり。(慶安元年の二月、五十七八の齢にて沒れりとぞ〻)其の子を三郎右衛門某といふ。其の子を三四右衛門定治と云ふ。其子を三四右衛門定利と云ふ。是大人の父主なり。(なほ此の血系の委しき趣は、家の昔もの語につきて見るべし〻)四世の間かく民にて在しかど。江戸に出店も數ありて。家も富榮えてぞ在ける。然るに定利ぬし。三十五六歳まで。實子なかりしかば。大和國吉野に齋き奉る。水分神(みくまりノ)社にこひ申されけるに。其驗ありて。享保十五年五月七日に。松坂の本町の家にて。大人は生れ出られけり。童名を富之助と申せり。(家のむかし物語に、大和國吉野の水分神は、世俗に、子守明神と申て、子を與へて守り給ふ神なり、と申すによりて、此神に祈りて、もし男子を得しめ給はゞ、其兒十三になりなば、自から率て詣で、かへり申し奉らむ、と云ふ願をたて給へりしが、程なく母のはらみ給ひて、享保十五年庚戌の、五月七日の夜子の時に、宣長を生み給ひぬ、童名を富之助といふ、母刀自は、同里なる、村田孫兵衛某の女なりと記し、其十三歳にならしゝ時は、父主すでになき後なりしかど、母刀自の取りまかなひて、寛保二年の七月に、水分神社に詣しめられたる事見え、其の後四十三歳のとき、安永元年三月にも、吉野に物して、水分神社に詣たまへり、其時の紀行を、菅笠日記と云ふ、また七十歳のとき、寛政十一年二月に、紀伊國に參りて歸るさに、吉野に物し給へり、其の時のうた、吉野百首あり、鈴の屋集の、水分神社にまうでゝ、詠給へる歌ども多かる中に、「水くまりの神のちはひの無りせば、これのあが身は生れこめやも「水分の山をし見ればかすく〱

に、わが世のむかし思ほゆるかも、「命ありて三たびまゐ來てをろがむも、此水分の神のみたまぞ、「水分の神のさきはふ命あらば、又かへりみむみよし野の山、」なども見えたり、）元文五年閏七月に。父ぬし身退られぬ。大人十一歳の時なり。此年に字を彌四郎と改めらる。十二歳の時に。名を榮貞とつけ給ひ。十七歳の頃より尋常風の歌をよみ始め給へり。（此頃までに、大人の習ひ給へる事ども、八歳の時に西村某を師として、手習ひを始め給ひ、十二歳の時に、齋藤松菊に從ひて手習ひし、岸江之仲につきて四書を讀み、また猿樂の謠曲をならひ、十五歳の十一月に元服し給ひ、延享三年十七歳の頃より、歌をよみ始め、其年の七月より、濱田瑞雪を師として、射術を學び、また某に茶湯の式をとひ、既に正住院に就て、五經を讀畢たまへりとぞ。）かくて寶暦二年。二十三歳の三月。京に上りて。堀景山に從ひて。儒學をし。武川幸順法眼の弟子となりて。醫術をまなび給ふ。其は母刀自の心おきて也しとぞ。（其は家の昔もの語に、母刀自の事を、みづから家の事をはからひ給ふに、

跡つぐ彌四郎あきなひの筋にうとくて、只々書をよむ事をのみ好めば、今よりのち、商人となるとも事ゆかじ、豫て其の心づかひせでは有るべからず、然れば彌四郎は、京に上りて學問をし、醫にならむこそ善からめ、とぞおぼし定給へりける、云々とあり、景山は、堀禎助といひて、先祖堀正意と云ひしは、藤原惺窩先生の弟子にて、景山まで世々、安藝侯の儒士なり、幸順法眼は、南山先生と稱して、其の業大きに行はれ、後桃園天皇の親王と申せし御ほどより、典藥にて仕へ奉れりとぞ。）さて此の時より。小津といふ稱をやめて。昔の本居に復し給ひ。同三年九月に。彌四郎を健藏と改め。同五年三月に。健藏を改めて。春庵と號し。名を宣長と改め給ふ。（春を、また舜とも書きたまへり。）此のほどの皇朝の學びのすぢは。玉がつま櫻の落葉の卷に見えたり。（そは己が物學びの有しやう、と云ふ條に、おのれ幼かりし程より、書をよむ事をなむ、萬づよりも面しろく思ひてよみける、然るははか〴〵しく師につきて、わざと學問すとにも非ず、何と心ざす事もなく、その筋

と定めたる方もなくて、只々からの倭のくさ〴〵の書を、あるにまかせ、得るにまかせて、古き近きをも云はず何くれと讀ける程に、十七八なりし頃より、歌よまゝほしく思ふ心いで來て、讀始めけるを、其はた師に從ひて、學べるにも非ず、人に見する事などもせず、唯ひとり詠出るばかりなりき、集どもゝ、古き近きこれかれと見て、方の如く今の世のよみ風なりき、斯て二十あまりなりしほど、學問しにとて、京になむ上りける、然るは十一の年、父におくれしに合せて、江戸にありし家のなりはひをさへに、失ひたりし程にて、母なりし人のおもむけにて、醫のわざを習ひ、またその爲に、世の常の儒學をもせむとてなりけり、然て京に在りしほどに、百人一首の改觀抄を、人にかりて見て、始めて契沖といひし人の說をしり、その世に卓れたる程をも知りて、此人の著はしたるもの、餘材抄、勢語臆斷などを始め、其外も次次に求め出て見ける程に、すべて歌學びのすぢの善惡きけぢめをも漸々辨へさとりつ、然るまゝに今の世の歌よみの思へるむねは、大かた心に叶はず、其歌のさまもおかしからず所思けれど、當時同じ心なる友は無りければ、唯々よの人なみに、こゝかしこの會などにも、出まじらひつゝ詠ありきけり、さて人のよむふりは、己が心には叶はざりけれども、己が立て詠むふりは、今の世のふりにも背かねば、人は難めずぞ有ける、云々と記されたるにて知るべし」同七年。二十八歳の七月に。京より松坂に歸り。是より小兒科の醫業をもて。家の產(なり)とはして。寶曆十一年。三十二歳の時より。縣居大人の敎子になり給ひ。もはら皇朝の學びに心をいれて。晝夜といはず勤み給へりとぞ。縣居大人。この時六十五歳なり。(此は上に引たる、玉がつまの文のつゞきに、國に歸りたりし年ごろ、江戸より上れりし人の、近き頃出たりとて、冠辭考といふ物を見せたるにぞ、縣居大人の御名をも始めて知りける、斯て其ふみ、始めに一わたり見しには、更に思ひもかけぬ事のみにして、餘り事とほく、異(あや)しきやうに覺えて、更に信ずる心は有らざりしかど、猶あるやう有べしと思ひて、立ちかへり、今一とたび見れば、まれ〳〵には、實に

然もやと覺ゆるふし／＼も出來ければ、又た立かへり見るに、いよ／＼げにと覺ゆること多くなりて、見るたびに、信ずる心の出來つゝ、終に古ぶりの心ことばの、實にさる事を悟りぬ、かくて後に思ひくらぶれば、彼の契沖が萬葉の說は、なほ未しき說のみぞ多かりける、己が歌學びの有しやう大かたかくの如くなりき、偖また道の學びは、まづ始めより、神書といふすぢの物、古き近きこれやかれやと讀つるを、二十ばかりの程より、わきて心ざし有しかど、取りたてゝ、わざと學ぶ事は無りしに、京に上りては、わざとも學ばむと、志は進みぬるを、かの契沖が歌ふみの說に准へて皇國の古への意を思ふに、世に神道者といふ者の說く趣きは、みな甚く違へりと、早く悟りぬれば、師と賴むべき人も無りし程に、吾いかで古へのまことの旨を、考へ出むと思ふ心ざし深かりしに合せて、かの冠辭考を得て、かへす／＼讀み味ふほどに、いよ／＼心ざし深くなりつゝ、此の大人をしたふ心、日にそへて、切なりしに、一と年此うし、田安の殿の仰せ事をうけ賜はり給ひて、此いせの國より、大和山城など、こゝかしこと、尋ねめぐられし事の有しをり、此の松坂の里にも、二日三日とゞまり給へりしを、然ることと露しらで、後にきゝて、いみじく口惜かりしを、歸るさにもまた一と夜やどり給へるを伺ひ待て、いといと嬉しく、急ぎ宿りにまうでゝ、始めて見え奉りたりき、偖つひに名簿を奉りて、敎をうけ賜はる事には成たりきかし、とありかくて其の始めて見え給ひし時に、古事記の注釋を物せむと思せる志しを述られけるに、縣居大人の諭し給へる御語は、既に上に記せるが如し、〕なほ玉がつまに。おのれ縣居の大人の敎を受しやう。師の說に泥まざる事。などある條々。また鈴屋集なる縣居大人の御前にのみ申せる詞。とあるなどを見て。縣居大人に敎を受られたる趣を見るべし。〔縣居大人にあひ給ひしは、松坂に一と夜やどり給ひし時に、たゞ一度のみにて、後はしば／＼書かよはして、物は問ひ明らめ給ひしとぞ、上に云へる、縣居大人の御前にのみ申す、とある詞を見れば、其の問條の懇切に過たる事あるに、叱りを受給ひし事も有りて、

此詞は、其時の意狀と見えたり。また御許に親く行かひせる、石原正明、山下正彦などに聞ける事あり、そは明和四年の頃に、草庵集玉箒と云をつくり給ひて、縣居大人の許に遣はして、批評の敎へを請れけるに、賀茂翁その消息をのみ見て、玉箒を封じたるをば披見なく、汝は終に事なすべき人にこそと、末賴もしく思へるに、草庵集づれの奴となりて、あたら暇をつひやせること云ふがひ無れ、斯る拙き物に、かゝづらふ心にては、學びの大業なりなむことと覺束なし、と叱り遣り給ひしかば、大く恥ぢ畏みて詫られけるが、偖しもなほ捨もやらず、とり置れけるを、後年に人の勸めて板には彫せ給へるなりと云へ　、然る事も有けるにや、縣居大人、あつく鈴屋大人の成學を思はれし事は、新撰字鏡に附錄せる、蓬萊雅樂と云し人に　贈られたる書中に、松坂舜庵へも御面談の由、才子に御座候へども、未だ學業不ㇾ弘候、何とぞ宜くなれがしと存候事也、と見えたり。）其が中にも。常に敎へられし語に。後によき考への出來たらむには。必ずしも師の說に違ふとて勿憚りそ。となむ敎へられし。此はいと貴きをしへにて。我が師の世に卓れ給へる一とつなりと有るは。荷田翁の常言に。學びの道は。天の下の大路なれば。己ひとり立らむが如く誇るべからず。學ぶ人も師の敎へなりとて。强に泥むべからず。と敎へられしを。賀茂翁のうけつぎて。再傳へ給ひし敎へなり。（荷田翁のその常語は、春葉集の、信美が序に見えて既に上にも引出たりき。）是をもて。大人も其の意を守りて。玉がつまに。我が敎子に誡めおくやうとて吾に從ひて物學ばむ徒からも。我が後に。また好き考への出來たらむには。必すわが說にな泥みそ。我があしき故をいひて。能考へを弘めよ。總て己が人を敎ふるは。道を明かにせむとなれば。かにもかくにも道を明かにせむぞ。吾を用ふるには有ける。道を思はで徒に吾を尊まむは。吾が心に非ざるぞかし。と言遺れたり。（然れば此敎へと古き祝詞、古き歌などを讀ときて、古意を得たらむ上にて、神世の道に學び至れと云ふ敎へとは、我が古學の道統の敎とも稱すべくなむ、然るを今の世に、鈴屋の流れならぬ古學の徒など、大人の

師說を多く論ひ直されたるを、惜み誚るも多かるは、此旨を得知らざる故にぞ有けるさて明和元年三十五歲の時より。古事記傳の稿を始め給ひ。同八年四十二歲の時は。直毘靈の稿も既に成れりき（其は備前國人湯淺元禎、號を常山と云し人の文會雜記と云物に。伊勢松坂、本居宣長、古事記傳十五卷を著す、此の中首の卷を閱るに、聖人の道、吾が日本の道と異なるの論あり、日本紀は、全く漢字に潤色したる故、古事記を第一とするなり、と有り、此の雜記は、其のころ記たる物なればなり、さて古事記傳は、天明六年、五十七歲の時に、上卷の傳成り　寬政四年十二月六十三歲の時に、中卷の傳成り、同十年、六十九歲の時に、下卷の傳成り。同十一年の九月十三夜に、其のよろこびの會し給ふ、寬政の始めより、板に彫はしめて次々に成りつゝ、文政五年まで三十年餘りにして、彫刻みな成り畢れり）天明元年正月十六日に、縣居翁の十三回追慕の祭りに。歌の會し給ふ其の時の歌集を。手向草と云ふ。（そが中に大人の歌に、眞鴨よ、かものうしは、玉ならば鮑しら玉うま人の、うなげる玉の眞白玉。あやにたふとみ久方の、あめ見る如く仰ぎ見し、その白玉のひかりはや、あら玉の月が來ふれば、今日はも其の月日を、新玉の、としもことしは小車の、めぐり來經ゆき、そのとしに、かへり來へゆく、あやにあやに、貴く有ける、しら玉の光りはや、けにし其の光りはや）同二年の頃より。家の名を鈴の屋と號け給ふ。（こは鈴屋集に、天明二年の冬、家のうちに、高き屋を造りて、またの年の三月九日の日、友だちを集へて、始めて歌の圓居しける時によめる、と有る長歌に、少女らがま手にまきもつさく鈴の、五十鈴のすゞの鈴の屋は、云々と詠みて、しりへの詞書に、鈴屋とは、三十六の小鈴を、赤き緒にぬきたれて、柱などにかけ置て、物むづかしきをり／＼、引なして其が音をきけば、心ちもすが／＼しく思ほゆ、其の鈴の歌は「床のべに、我がかけて、古へしぬぶ、鈴がねのさや／＼、かくて此の屋の名にもおほせつかし、と有り）寬政二年。六十一になり給ふ八月に。みづから像をうつし書きて、歌よみて添給ひき。其の歌は「師木

島の倭心を人とはゞ。朝日にゝほふ山櫻花。となむ有ける。此は子孫の末に傳へよと。家に遺されしなり。(後に教へ子たちの、其の像を得まほしがりて、畫工に寫さしめむと請まをすに、法橋、宮脇有慶といひし畫工の寫せるが、大人の御心に叶ひて、此れが寫せる像を、其齢の數ほど、六十一枚に、かの歌をかき給ひしとぞ、其有慶が身まかりて後は、尾張の吉川義信といひしが寫せるを、めで給ひしと聞たり、己もその六十一枚の中を、一幅得たり、また義信にあとらへて畫しめたるも有り。)抑荷田翁の立られし意ばへは。書てふ題にて。「ふみ分けよ倭にはあらぬ漢鳥の。あとを見るのみ人の道かは。」と詠まれ。岡部翁の意は。新室ほぎに集へる教子たちに示すとて。「飛騨たくみほめて作れる眞木柱。たてし心は動かざらまし。」と詠れたり。此の次に。鈴屋翁の今の歌を誦味ひて。次々に古へ學の道の。調ひもて來し有さまをも辨ふべし。(己が持たる荷田、岡部二大人の御像は、春庭ぬし、太平ぬしより、古史成文の成れるを、贈れるよろこびに給へるなるが、ふみ分けよの歌

飛騨たくみの歌を、其の集より見出て、書て賜へり、實にも此の二首は、御像の上に記さむに、いと宜はしき歌にぞ有ける。)さて寛政六年。六十五歳になり給ふ十月に。紀伊の殿に召されて。若山に參り給ひ。御前にて大祓詞。古今集序などを聞えまをし。また詠歌大概を本文にして歌の道を説き聞え參らせ給ふ。此の度に。奥醫師の列に召加へられて。俸を賜はり。また御紋の服に。種々の祿をさへに賜はりて。十二月に家に歸り給ふ。此の時よみ給へる歌に「我はもよ御衣たばりぬ。さき草の。三つ葉の葵のあやの御けしを。此の時の日記を。きみのめぐみ。とて一卷あり。またの年の二月に。字を中衛と改め給ふ。(齋藤彦麻呂が書たる大人の傳三哲小傳といふ物に見えたるが、中衛にナカヱと假名を添たるは非なり、こは字音にとなふる御名なりとは知らざるにや)同じき十二年に。伊勢國飯高郡。山室の妙樂寺の山に。かねて墓所を點て。標の石を建置給へり。(其の時よみ給へる歌二首あり「山むろに千年の春のやどしめて、風に知られぬ花をこそ見め「今よりははかな

き身とはなげかじよ、千世のすみかを求め得つれば、此時は、七十一歳になり給へり」享和元年。七十二歳になりたまふ四月に。人々の請申せるに依りて。四月に旅立て京に上り。四條烏丸の東に寓り給ひし時に。諸國より聞傳へて。學問に參り合たるも多く。又閑院の宮。妙法院の宮などへも召れて。歌よみて奉られ。日野殿。園殿。芝山殿。中山殿。富小路殿。萩原殿などへも參り給ひて。古へ學の事ども申し給へる中にも。中山前大納言愛親卿の御館にて。延喜式の祝詞卷を口說せられし時は。殊にやごとなき雲上方にも。多く聽聞おはし坐けり。(其の御方々には、御息宰相中將忠頼卿、花山院右大將愛德卿、園大納言基理卿、東園侍從基仲朝臣、大炊御門中納言經久卿、河鰭宰相實祐卿、今城右中將定成朝臣、三條大納言公修卿、野宮左少將定業朝臣、同侍從定祥朝臣、花園殿なども御坐けり。その會日は四月廿九日、五月四日、十五日、十八日、廿三日、廿六日なりき、なほ此時に、聽聞ありし人々の名ども、玉の名づきと云ふ物に委く見えたり」また四條の寓居にて。萬葉集。

祝詞式。源氏物語など講說せられしにも。入來まして。聽聞ありし君たちも多く坐ましき。(其の御方には、富小路殿、日野中宮權大進資愛朝臣、錦小路三位賴理卿、外山三位光實卿、倉橋中務權少輔泰行朝臣、綾小路中納言俊資卿などなり、地下の聽衆は、今計ふるに暇あらず」雲上方にも大人の學問を感きこえ給ひける事は。日野一位資枝卿の御館に參られし時に。「立よればわかの浦松高き枝に。かけむ言ばも波の下草。と奉られける御返しに。宣長より浪の下草とよみて贈られしかばと詞がきし給ひて。「和歌の浦や千代まつ蔭のみるふさを。誰かは波の下草と見む。また同じ卿の令孫資愛卿。四條の寓居に訪ひおはして。「和歌のうらに行方をたどる海士をぶね。今より君をかぢと賴まむ。と宣ひ。(この時大人の御返しに「君にかくとはれましやは賤がやを、和歌の浦路のたよりならずは「思ひきや埴生のをやのさむしろに、日野のわくこの入りまさむとは」芝山宮內大輔はじめて入來まして。「宿とひて君にかたらふ嬉しさは、雲はれて月を見るこゝちせり。「恙なき姿はい

まもいせ島の。和歌の松原みるに嬉しも。と有り。(大人の御かへしに、「とはれつる君が光にこよひより、旅ねのとこの露も消ぬへし」、年をへて君を逢見し嬉しさに、老木もけふはわかの松原、」富小路貞直卿の。始めて訪ひ來ませる時に。「山城のとはにかづきて伊勢の海の。玉の光に吾もあえはや。と宣ひ(大人の御かへしに、いせの海士の身におはねども山城のとはに仰がむ君が光りを、」大人の國に歸り給ふ時に。同じ卿の馬の餞し給ふに。送本居大人歸二伊勢國一作詞一首。並短詞とて。「神風の伊勢の國なる松坂の。まつかひ有て内日さす。都にのぼり草まくら。旅宿りして奈良の葉の。名におふ宮の古ことの。萬のこと葉朝よひに。說談らふと梓弓。おとに聞つゝ刺竹の。大宮人もしづ手纏。いやしき人も明くれば。日の暮るまで夕されば。夜の明るきはみ宍じもの。膝折ふせて玉かづら。絶ることなく我れもまた。敎をうけて樛の木の。いや繼々に石の上。ふるの中道ふみ見れば。綾にたふとく分入れば綾にかしこみはしきやし。學びの親と大船の。思ひ賴みて度まねく。いゆき

訪ひしに新玉の。月も經ずして。朝鳥の。朝たち行けば云はむすべ。せむすべ知らに鳴子なす。慕ひうらぶれ玉鉾の。道に立出てふる里の。二見の浦のふたゝびも。幸くいましてかにかくに。上り來ませと菅根の。ねもころに告る今日のわかれぢ。「天つ水仰ぎてぞまつ玉くしげ。二見の浦の名をし賴みて。と詠ませる抔にて知べし。(大人此の御歌を見給ひて、かくめでたき古の代のふりを、本末露の亂れなく、いとよく物し給へる事と、いたく感給ひけりとぞ、そもそも平安の都となりてより以來、千年あまりに及ぶまで、大宮人の古へ風の歌よみ給へることの、をさをさ世には聞えざりけるに、斯しも長歌をさへに、能くよみ詞へて賜ひけるは、甚もめでたき御事にぞありける、斯て大人の身まかり給ひける後に、人々と共に、歌合せと云こと爲給ひしより、事おこりて、雲の上なる師の君に捨られ給ひける時に、思ほす御むねや有けむ「伊勢のうみの清きなぎさに今日よりは、吾が玉とする玉をひろはむ、と口ずさび給ひけりとぞ、此は篤胤さきに、その御前にて、たゞに伺ひ

奉れる御歌なり、扨この、二條に、大人の寓り給ひし間の、有ける事どもを、其時したがひ上れる人たちの書集めて、玉の名づきと名けたる一と卷あり、また石塚龍麿も、遠江より參りあひて、松坂まで送り參らせしほどの事ども、記し留めて都日記と名けしを、大人の見まして、歌よみて書添たまへる物も有り、委くは、其の書どもを見て知べし〕さて六月十二日に。松坂の家に歸り給へるが。此の年の九月十三夜に。太平ぬしの別莊。御かべの屋にて。人々と共に月を見給ふ。是ぞ大人の終の會には有ける。〔鈴屋集の八卷に、九月十三夜、例よりも殊にさやかなりければ、と詞書して「見るまゝに猶長かれと長月の、夜をさへをしむ影のさやけさ、と有るは、此の會の御歌なり、また此の會の當座に、菊の露と云題にて「長き夜の一と夜を千よになずらへて、明れば菊の露もきえにき、と詠れしとぞ、此歌は集に出されず、さて此の二首を、其ころ人々、いと聞あしき御歌なりと、密にさだし申せるが、後に思ひ合されけりとぞ〕さて其歸り路は。服部中庸御供しけるに。道すがら申せるやう。今までは。殿につとめの忙しくて、懈怠し侍れど。此の秋より。暇ある身と成りぬれば。歌よみ文かく學びに。勤み侍らむと申しけるに。大人聞給ひて。敎子どもに。其の事を好む人のみ多く。宗と立たる古へ學する人だには。歎きても歎かはし。然れば汝は。先々も云ひし如く。神世の道を明さむ事を務めて。然るすぢの事にな心とめそ。神世の學問に。深く心を留むる者のなき故に。別にいましに依託すと宣へりとぞ。〔大人のこの御語はも、岡部翁の、河津長夫に、うたふみにのみ耽りて、古道を學ぶ人なき事を歎かれしと同じ趣きにて、哀れに悲しき御語にぞ有ける、さて大人の、中庸ぬしにかく宣へることは、文政六年の九月廿九日に、中庸ぬしその御祭りを仕へ奉れりし時の祭文に記せるを、引直して記せり、なほかく此主に託し給ふと爲ては、是より前にも密に傳へ置きたまへることども有るを、己が京に上れる文政六年には、中庸ぬし既に六十八歲の齡なるに、況て病身なりしかば、子にはなほ春秋とめり、いかで吾が大人に受たる依託をし、受つ

ぎて給へとて、條々して、己に傳へたり、篤胤かく男道なき身にしあるを、然しも託せる事の辱けなくて、いかで師の遺命を、兄につぎ、果してむと、常に絶ずぞ思ひわたらるゝかし、此事おぼろけの事に非ざれば、別に委く記せる物もあり。斯て同じ月の十八日より心ち煩ひ給ひけるが、漸くに篤くなりて。二十九日の曉になむ身まかり給ひぬる。御年七十二歳也。（齋藤彦麻呂が書きたる大人の傳に、齡七十と有るは誤なり、漢人も、父母の年知らずは有るべからずとあり、扨かの中庸ぬしの書きたる祭文に、上の件の御語を、遺言にて有りしと云へるは、誠に然る言にぞ有ける、然るに此のぬしっおのれに右の事どもを傳へて、大人の御像の御前に申せる文に、大人命の傳へ給ひし事どもを、篤胤に傳へ讓り侍れば、大人の御志を空しくは成し奉らじと思ひ給ふれば、明日より黄泉に罷り侍るとも、思ひ殘すこと侍らずと書き吾れにも、君にかく師の遺教を傳へて、吾が心いと穩になりぬ、然れば君の東に歸らむ後は間なく吾死りなむも知らずと云ひしが、其は冬の事なりしに、またの年の春、果して身退られしは、是もいと奇しく悲く哀なる事にこそ有けれ。）さて十月二日に。かねて定め置き給ひつる。山室山の嶺の墓所に葬め參らせ。塚の上に、松と櫻を植て、碑に。本居宣長之奥墓と銘せり。此の文字は。既に自から書置給へるなり。（その墓所は、妙樂寺の境内にて、松坂より南の方、二里ばかりに在り、凡て此時の事どもは、弟子なる國人靑木茂房の、書きとゝのへて、歎の下露と云ふまた美濃の越人、加藤磯足が時雨の日記と云ふも有り。）また大人の後の諡を、秋津彦美豆櫻根大人と稱へ申す。櫻木にて造りて。平常に手ならし給ひける。笏の形したる物を靈牌として。諡をかき付て。家に祀り參らす（この笏の形したる物は、同じ木にて自から三つ造り置き給へるが、豫て太平ぬしに、我かなき後の名は、いまし此物に書つけよと、宣ひ遺し給へりしかば、沒り給ひて後に、その御言の如く、太平ぬし、其二つに諡をかきて、一つはその家にとゞめ、一つは自らの家に祀る靈牌と定め、さて其時に用ひたる筆墨もて、別に奉書の紙に御諡を書て、今一つ有る笏の形なる物に添て、藏め置れし

を、往し文政六年十月に、おのれ和歌山にものして太平翁にあひたりし時に、翁そを取いでゝ、右の由を委しく語りて、吾に賜へりしは、云むすべなく辱き事にこそ、其は元より、三つ造り置たまへりしは、幽契ありし事にや、とぞ思はるゝかし、）また樹敬寺と云ふは。代々の祖たちの墓所なりければ。其の所にも碑を建て。僧の呼ぶなる。戒名ざまの名をものして。家族の常に詣づる所とす。是らの事どもは。豫て言遺給へる趣きの有りし故なりとぞ。（猶なき迹の御祭りすべき心おきてなど其の餘にも何くれと、定め置せることども、また此ほどの有し事をら、御許に親しく仕へたりし人の書たる物、又その物語りに聞たる事なども有れど、此には所せきわざにし有れば、大概は洩しつ）太平ぬしの言に。齢の末まで。ものかく手つき。書よむ聲づかひを始め。立居の有さまも。世の老人のさまには非ずて。若く物清げに。いづこ一つ老衰へたりとも見えず。耳のみなむ年月にそひて。遠くなりけるも。齡長かるべき驗と。皆人たのもしく思ひわたりけるを。十日ばかりが程。はかなき心ちに煩ひて。沒られけるは。飽ず悲しき事なりしと語られしは。御傍に近く久しく。仕へ奉れる主にし有れば。實然も有べき事にこそ。（石原正明が辛酉隨筆に、ことしは革命の運なれば、何事かあらむとゆゝしかりしに、名高き物しりたちてそ、おほくうせにしか、何よりも、本居先生こそあたらしけれ、古事記傳など、實とある書つくり出、やむごとなきあたりにても、物きこしめし、弟子などもよろしきが多かれば、其の方はあかぬ事なけれど、猶涅槃の期おそからむには、めでたき説敎どもゝ有べく、阿難迦葉も數そふべきを、辛酉の厄、これぞいみじき事なりける、と云へり、是もげに然る説なり、正明は尾張人にて、もとの名を正聽と云へりき、年久しく習ひし漢學をやめて、大人の弟子となれる人なるが、後に江戸に來て、塙保己一の塾頭たりし人なりき）大人の。古道のために。心を碎きて。敎へ置れたる有功のほど。また心ばへの。雄々しく閑雅に。正かりし事も。みな其著されたる筆の迹どもに炳焉ければ。記さず。實や太平ぬしも。略傳に書れし如く。神世の古事

を說あかし。大御國の眞事を諭して。空蟬の世に朽せぬ功を立られけるは。皇神の御靈の。人よりは殊に。幸はひ給へる故よしぞ有けむと。最も辱なく。いとも尊くなむ有ける。〔弟子たち、門人帳に記せるは、四十餘國の人、あはせて四百九十八人なれど、位高き方々、その餘にも、洩たるが多かるを、合せては六百人ばかりも有べし、其著されたる書の數、五十部に近く、卷數、百數十卷あるを、一部も有用の書ならぬは無く、かつ一卷といへども、人の著書の十卷にも當るべき細字の大卷にて、凡て世の學者の眼目を、新にせしむる書どもなり、今し國學家、歌學家、文章家、物語家、音韻家　語譯家、俳諧家、戲作家など云ふ、一小家を立て、我は貌なる徒ひとりも其の御蔭を蒙らぬは無ぞかし、〇こゝに、思ひ出たる物語あり、そはいにし文化の中頃なりしが、齋藤彥麻呂が家に、或る俳諧者流の來て語りけるは、此間わが知れる人の來て云やう、己が庭に、何處よりか來けむ、ふと龜の子の出たるが、此はめでたき祥なれば、其の文を書て得させよと云ふ、予諾ひて、其賀辭(ほぎごと)を書て與へたるが、其中に、ゆくりなく龜の子の出たる、云々と書るを、龜子のぬし、見て云やう總ての文は宜しけれど、此のゆくりなく、と云詞の有ては、此の頃の戲作物めきて聞ゆれば、此は改めてよと云へるを、心を入れて書たるものを、とは思ふ物から、やがて書替て得させたりと云ひて、其の俳諧者、その文を持來て、我れにも見せたるを、甚をかしく覺えたりと、彥麻呂が語りたりき、此を思ふに、俳諧家は更なり、戲作者までもかゝる詞を知りて書く事と成たるは、專ら大人たちの、古へ學の御功德の、世に弘まりて、いつと無く古言を辨へ、吾しらず其恩賴を蒙れる印にぞ有ける〕さて久延毘古命は亦の名を曾富登(そほど)神とも云ふ、第八詞に少か說たる如く、かの少毘古那(すくなびこな)神の。海をわたりて來ませる時に。此は皇產靈神の御子。少彥名神なりと顯はし申せる神なるが。第十四詞の處にも云へる如く。神典に。此の神は足は行ねども。天の下の事を。盡く知れる神なり。と有れど。實には田畠に作り立て。鳥獸のおどしに用ふる。案山子の事なり。〔曾富登は、そほづと

同語にて、此は田畠に、ぬれそほち立てる故の名にて、久延びこと云も、遂には壞うする物なる故の名なり、委くは古史傳を見るべし）然るに此を神としも云ふは。其の形いと見惡く。卑き物には有るなれども。神世よりかく作り設けし芻靈。また神像の本にして。有ゆる神祇精靈の憑つきて。天下の事は更なり。天上の事をも知れる。最も奇しき物なる故に。神とも命とも申せるなり。（此神の然るやごとなき由緒をば、鈴屋大人もいまだ思ひ得られず、古事記傳に、此の神足は行かねども、天の下の事を知る、と云ふ文を解れたる趣の、何とかや、寓言めかしく聞えたり、委くは古史傳に說くを見て知るべし）己はやく此の道理を覺れる故に。前に神棚にむかひて。總ての神を拜む詞にも。末に此の神の御名を唱へしめ、今また學問の神の詞にまをし。次なる家の祭屋に白す詞にも。此の神の御名を入れたり、學問に志ざゝむ人などは。殊に此神の御靈を仰ぎ。造次顚沛ともに。其の幸はひを祈るべき事にこそ。（其は己年久しく此の神を齋ひ奉りて、日々にその御蔭を蒙りて、正に其のおぼえ有るが故に、生さかしき徒の、何くれと論はむ事をも顧はず、其の大略をかく云ひ誨しおくなり）さて其の神體を調ふる法の委き事は。中々にこゝに記し得べくも非ねば。その略式を云むに、謂ゆる幣束をつくりて、其の神體にあてゝ。神棚にまれ。靈屋にまれ。其廚子の扉の前に安して。有らゆる神有ゆる靈の。蕃く其の幣により憑ませりと觀拜すべし。（總じて神の靈代に、今の樣なる幣束を用ふること、古へに慥なる證あること無く、中つ世より始まれる事には有れど、それ常の例となれる故に、神にまれ靈にまれ、其神體と定むれば、其靈かならず其幣により留まる物なり、其は諸國處々にて有しとて、をり／＼聞くことなるか、神の天翔り給ふを見たるが、其行き留まり給へる處を見れば、幣束ありき、或は空中を金幣の飛ぶを見たり、など云ことまゝ有り、心をつけて其の實事を尋ぬべきなり）田畠に立たる眞の案山子は更なり。其に準へたる幣にても。有ゆる神。有ゆる靈の物實として。祈り拜すれば。神にまれ靈にまれ。其の祈白す事のさまに從ひて。

其の事を預かり知れるが。來憑りて其の應あり。此の神の。天上天下の有らゆる事を知るてふ道理。こを以て思ひ辨ふべし。(そは此の神、神とは云へど、元より無心の寓物なるか故に、神典にも、足は行かずと有なり、然るに大國主神の、久延毘古をめして問はす、と有るときは、行き出たること著く、かくて此を、皇產靈神の御子、少彦名神なりと、言語も爲たりき、無心の寓物にして、かく行きかく語れるは、然るべき所以なくてあらめや、是を以て「己が常に傍にかけおく久延毘古の書に、「正しかる事のしるしは天の下の、物知る人やとひて知らましとよみて書きたり、然るは眞の物知りありて問はむには、必ずさる異驗あるべき道理有ればなり、)さて我が古道の學問におきては。負氣なくも。天上天下。顯世幽界の微旨を探りて。是を身に本づけ。修身齊家はさらなり。治國平天下の道。また此に出る事の本を明さむと欲る學びなる故に。記載のまなびは更にも云はず。神祇萬靈の幽助なくては。道の精義を悟ること能はず。故深く此神を信じて。有ゆる神靈を。其の物實に招請して。其の能はざる所を。發揮せしめ給はむことを祈り思ふなり。(そは管子ちふから籍に、これを思ひ是を思へば、鬼神の助けにて、必ず發揮する由を云へるは然る事なるが、思ふのみかは、祈りて神祇萬靈の幽助を願ふ心なり、是をもて、篤胤私に、其名を奉りて、天勝國勝奇靈千憑毘古命と稱へたり、そは久延毘古、曾保登ともに、上に云ごとく美稱たる名には非ざればなり)世の學者などは。過にさとり得たる事あれば。其を己が智力とのみ思ふめれど。鬼神の祐助は更なり。細川幽齋ぬしの耳底記に。深く執心して工夫をなし。不審を晴さむと思へば。愚なる身も。天の憐みにや。ふと宜き說を見出す物なり。然有とて。古人に優りたる智慧には非ず只今辨知する事も。古人の荒ごなしをして置れし上につきて出來る義なり。古賢の恩德にあらずと云ことなし。と言れし如く。讀みと讀む書ども其の說の善き惡き論はおきて。誰にまれ。一部の書をかき著すとしては。各々それ丈の精をくだき神を入るゝ物にて。假令その書に非說ありとも。自から其の非を知りつゝ書著す

まじき謂にて。其を世に弘むるには。心を數多にくだき。添つゝ。見る人の取るや取らずや。天翔りても。見まく欲とさへ思ふべき物なり。（但しこは。己が恒に著述する心緒を。人に及ぼし。論ふ言なるが。此は尋常のことにこそ有れ。自から邪說誣言と知つゝ。邪意をかまへて。其說を世に傳へたる僞ひも。はた無きに非ず。そはかの釋迦法師は更なり。其の流れに溺るゝ後の世の佛法者ども。本地垂跡と云ふ說を立て。神祇の道を汚す輩。また近き世の漢學者ども。かの太宰純といひしを始め。西戎を中華と稱し。己が生れし國の神國を。東夷と貶して。皇神の道を蔑如するごとき徒も多かれど。其は知て犯せる惡罪にして。常のためしに非ざれば。此は變とこそ云べけれ。）然れば古書は更なり。今人の撰述なりとも。始めて其の書を讀むには。まづ其記者の姓名を知りて。初對面の意ばへを思ひて。失禮なく。直に其人の演說するを。聞ごとく存思するぞ。人の書を見る心定なる。其は菅家の。神と成ませる後の御さとし語に。我が家集に載たる云々の詩を。振立て誦せむ輩。いかに嬉しからむと宣ひ。また今須ㇾ護ニ皇基ことありし御詩を一ト度詠吟の人をば。毎日に七度守護せむと宣へるにても。此謂を曉りねかし。また是に就て思ふに。西洋の書等の初めに。かならず其を著はせる人の肖像を出しあるを。其頭上に。エムゲルとて。大かた人形なる物の翼あるが數多とび居る狀を圖する事は。その說に。人の一事に精心を。入れて物するは。世に早く其事に勞きたりし人々の靈魂。その頭上により來て。祐くる故に。ますます精功を成し得しむるを以て。此を圖する由云へり。こは西洋人の窮理說の中に。もとも然も有らむと信らるゝ說なり。こを蘭學者流は。謂ゆる天狗と。同じ物にいふも有れど。天狗とは。その言ふ意ばへ。やゝ異に聞えたり。）己しかしも思ひ取れる故に。常に机に向ひて物學ぶ時ごとに。今の詞に白す神等。御靈たちを念じ。机を放るゝ時にも。禮するは更にも云はず。著述にかゝり。數多の書を披きて。是非の議論する時などは。眼にこそ見えね。其の撰者たち悉く。わが頭上面前に來集せりと觀じて。其說を用ふる時は。拜し受る心

をなして。猶その靈幸ひ有むことを祈り。その非を論ずる時は。我今道の爲に止ことを得ず。子の說を難破するを。心よくは思ふまじき謂なれど、子等のかく著述せるは。世に普ねく傳へむとの心なるに、此の誤りを今明めずは。永く世人を過つ事なる故に。論ひ直さむとす。いかで我になほ心を添へ。よく思ひ得しめ。正しき說を成しめてよと常に忘れず念ふ事なり。〔また佛法說などを、論じ定むる時はし、元より此の說はも、印度藏志に委く記せる如く、釋迦法師が我執の邪意より出たる妄說にて、天地を造化し坐せる神を誣ひて、佛の垂跡と唱へ、日々に三熱の苦みありなど妄說こて、其惟神なる道を邪として、人倫の道を滅却せる妖說を、とき弘めし物なれば、過りて非說せる類にあらず、知りて新に作り出たる惡說にて、憎むに堪たる說どもなれば、何に破斥するとも飽たらねど、其れさへに思ひ宥めて、佛祖をはじめ、神隨なる道をとき曲て、本地垂跡の說をなして、神祇を誣たる徒、みな却りて、其の妄說の自業により て、三熱の苦みをうけ居るを、また却りて憐愍の心をおこし、我その說を破斥して世に傳へば、迷へる人ども、次々に其非を知りて、自然に、渠らが罪のうすらぐべき道理なり〟と思惟して、其志を渠らが靈にのり聞しめて、今汝たちの罪を、救ひ得しめむの慈心をこめて、かく論ふなれば、生涯の我執をひるがへして、我が學問に幸はへ、其の非說を、わが心に發明せしめ、遂には今までの罪をゆるされて、神果をも得よかしと、公平の心をもて、議論をも定むること、己が常の專念なりかし〕其は若かりし程には。然る所までは心も及ばて。惟神なる道を誣たる邪說を成せる徒などは。慈心を思はず。一向に打散したりけるを。十五六年前より。右の如く思ひとりて。邪說を遺し傳へたる徒をも。其說をこそ惡め。その人をば惡まずて。邪見を改め。正見に導きて。我が學事を。幽より助しめむと。寬裕に思へるを。渠らも厚く意得たる事と見えて。性質は。元より怯き己にし有れど。今まで人の明らめ得ざりし。幽冥の事どもをも。何くれと考へ出る事となれるは。正にその萬靈の祐くる祥と。いとも奇異なる事にぞ。所思

ゆる。〔我が黨の子ら、よく此義を知り辨へて、古人の好説は更なり、非説と云へども、其説より憤悱して、大きに好説を發揮し得ることも少なからねば、摠じては、善説惡説ともに、我が學問の先導たり、と心得べきなり〕さて八百萬の神祇は更なり、有ゆる萬靈を漏さず。久延毘古の一體に總て。各々某々に知れる事をし、欲する時々に、幸ひを受て發明せむと。其の物質を設くるなれど、此は世の淺き學びの徒など容易に信べき事ならねば。久しく祕して。人には言ざりしかど。今しはもだも得在られずて。其の大略をしるし著すになむ〔上の件論へる、一部の書を著はす人も、其書に精をくだき、神をこむる物ぞと云へる説の證ともなるべき事のあるを、因みにてこゝに載してむ、今はむかし、片山謙山と云ひしが弟子に、小田穀山と云儒者ありき、越後國の人なるが、江戸に來て、芝の濱松町といふ町の、裏屋をかりて獨居せるに、其家に、中村某と云ひし者の幽靈、出たる事あり。然るは其人、もと穀山がかりし屋に住りしが、生の涯り貧窮の中に、易學にいそしみて、片成(かたなり)に、種々かき記せる物の有けるが、果さずして死りけるに、其妻なる者、いまだ日數も經ざるに、其家を店主に返して、何所へか行きたる、其あき家に、穀山が移れるなり、然るに其の移れる日の夕がた、おなじ裏屋のもの、水を汲まむと、其裏なる井戸の邊に行きけるに、彼の中村某、その所に立居たり、アと叫びて、我が屋に迯かへりて、其由を云ふに、相長屋の者ども怪みながら、各各ゆきて見るに、幽靈なほ立居たり、こゝに皆々おぢ惑ふこと限りなし、斯て其日は見えず成りけるが、其後は日々に出て、誰れも見しかば、中に憶せる者どもは長屋をあけて立退かむなど噪ぐに、穀山はじめの間は信せざりしが、長屋の者の中に、心剛に見ゆるを呼て、幽靈といふことは、我が夫子の云はれざる所にて、必ずなき理りなれば、其は決めて狐狸の所爲なるべきを、長屋をあけむと云ふも有る由なるは、いと片はら痛し、吾が思ふ旨あれば、此後出たらむには、穀山が問ふべき事あり、そが許に出よと云へと教ふるに、其者こゝろ得て其日また出たるに、然云ひしかば、幽靈う

なゞきて見えずなりしが、時しも穀山なに心なく机に書を見て在たるに、面前ほの闇くなれるに、目をあげて見れば、色青き男のやせ痒けて髭さかやき延たるが、破れ袴をはきて座し居たり、穀山かねては、絶て有るまじき事と、思ひ定めて在けるに、斯りしかば、甚く驚きしかど、然すがに、かの阮瞻が如くは非ずて、まづ何者ぞと問ふに、吾はもと此家に住たりし中村某なりと答ふ、穀山兆りて云く、世に幽靈と云もの有りと云ふは、愚俗の言なり、汝決めて、狐狸の形を變じたるならむと云へば、吾れは實に幽靈なり、足下世に狐狸の怪をなす事あるを知りて、幽靈ある事を知らざるは何ぞや、狐狸形を變ずる事を能せむに、幽靈の現形すること何どか無らむ、と云ふ、穀山云はく、われ汝を狐狸ならむと思ふ由は、その中村某といひしは、聖人の道を學べる人なりと聞たれば、これ吾が黨の人なり、苟くも聖學の徒にして、死生の一理なる事を知らず、幽靈となる事あらむや、幽靈云はく、死生一理なるが故に、現身幽靈また一理なり、然るに足下、聖道の末説になつみて、易道を知らず、繫辭傳に曰はく、精氣爲レ物、游魂爲レ變と云へり、足下儒にして、此語を知らざるは何ぞや、と云ふに、穀山はたとつまりて、始めて實の幽靈なることを知て、然らば足下何の爲に、幽形を現じて、人を恐怖せしむるや、其のしば／＼出るを恐れて、既に長屋を退かむとする者ども有り、是れ學者の幽靈たらむ者の、有るまじき所爲なり、幽靈云はく、我かく出る事は、かつて人を驚かさむとの事にあらず、頼み聞えたきこと有て出るなれど、我が出る所以を問ふ人なく、恐るゝ者のみなれば、本意なく思へるに、足下の對問せむと云ふを頼み思ひて、來れるなり、穀山いはく其は何事の頼みなるぞ、幽靈云はく、吾れ生のかぎり、周易を好み讀て、ほゞ其の玄義に達れりと思ふ事ども有りて、易經の本に、反故となるばかり書き入れをなし、外に草稿せる物も有けるに、貧苦のために精撰の暇なく、功成らざる程に病死せり、然るに我が妻なりし者、わが存生の間より不實にて、我が死ぬるを待て、七日も經ざるに、數十年いたづき記せる草稿もの、また彼の書き入

れたる本をも、紙屑かひにうりて、人の妻となれり、然るに其の草稿どもは、屑かひが許にて、みな小袋につくりて、乾物屋にうり、易經は本屋に賣たり、我れその女の惜さに、新夫が家に至りて、二人が臥たる頭を、拳をもて打たるに、渠ら熱病を煩ひて死たり、斯てかの書入したる本は何所に誰てふ本屋にわたりて、店にならべ有りけるを、何所の誰ちふ賣卜者がかひ得て、日夜によみ見てを何と見るらむよ、傍にありて伺ふに、其心にげにと思ふ說々をば、辱しとは思はず、其說をば己が說のごと人にも誇り、其心に合はざる說をば人にも口を極めて謗り聞しめて、幽なる者に驗を與ふるが惜くて一昨日の夜、その本を見て、あざ笑へる面門より、頭をかけて打たるに、其夜より熱病を煩ひ居れば、是もつひには死りなむと、云ふに、穀山大きに驚きて、そは痛き荒態なり、何とせば其怒り止なむと問ふに、幽靈いはく、然ればその事を賴むべき人もがな、と思ひて出たるなれど、唯恐れに恐れて我出たる由を問ふ人なし、然るに足下の、かく問給ふこそ忝なけれ、いかで彼の本を取返し給はれと云ふに、穀山慥に心得たり、偖何もして、取りかへし得しめむと受合ふに、幽靈いと悅べる狀にて失せぬ、穀山その由を、長屋の者どもにも語りて、中に一人を伴ひ、まづ彼の女の嫁したりと云ふ所にゆきて尋ぬるに、幽靈の言に違はず、夫婦ともに、怪き熱病を煩ひて死たりと云ふに其死たる日も、幽靈の云へるが如し、故またかの易經をかひ得し、賣卜者の許に行きて探ぬるに一昨日の夜より熱病にてしか〴〵の狀なる人來りて睨むるよし、譫語して苦むと云ふ、かの幽靈の所爲なること著ければ、其れにこそ由あれとて、上の件の事を語るに其妻と母と、いたく怖れて、何とせば宜けむと云ふ、穀山云く其の本を彼れに返してば、其病い愈べし、吾れに渡してよといへば、偏に賴み參らすとて、其本を出しぬ、穀山そを持ち歸りて、幽靈出よかし、其を渡さむと思ふに、幽靈とく現れて、能くも取かへし給へりと悅ぶにぞ、此はいかにせむと云へば、吾れ今は持ち去ること能はず、足下に預り置きたまへと云て失たり、然れば此の後は出まじき事と思へる

に猶をり〳〵出たりければ甚くわびて、易經をとり返したれば、足下の望みは足りなむに、猶出ることそ心得ね、と問ふに吾久しく葬所を放れ出たれば本に歸ることも能はず、其歸する所を設けて得させ給へと云ふ、何所にいかに搆へむと問ふに、增上寺の地内、某院の山なる、某の樹の本に、少けき石祠を立て給はれと云ふ、穀山いと傾き事とは思へど、左右なく諾ひて、其院にゆきて、其由たのみ入けるに、近き邊にて、その事よく聞知りて有る故に、院主も許して、石祠を建しめける後に幽靈その院主のもとへも、穀山が許へも、來りて、其謝びを述けるが、其後は來らずなりぬ、かくて彼の易の書入本は、其後の火災に燒失せしとぞ、此は其邊りの人の、其頃みな知れる事なるが、己も穀山に、直に少かは聞たりしかど、委くは石原正明と、從弟なる天野道順が、穀山によく聞て語れるを、記え居て、今記せるなれど、猶違る事の有むも知べからず、殊に其頃は、かゝる筋の事には、今の如くは心を留ざりし故に、かの易學者の實名、また賣卜者の名、また其石祠を立たる院の名なども、聞たりしかど、皆忘れたるは、遺憾しき事なり、其出たる時は、寬政の末年頃なりしとは聞たれど、其月ごろも忘れたるは、いとかなしや(抑わが大御國は、萬國の本つ御國にして我が古學は則萬國の本つ學びなることは、吾が師の著されたる書等の中にも。其の旨を述られ。己が古史傳を始め、書と書ける書等の中に、より〳〵に說き辨へたる事なれば、其の大抵は知るめれど。今また爰に取總て。委く論ひ諭さむとす。(然るに近頃、同門の人らにも、外國の事は、絕て學ぶに及ばず、我が大御國の事だに知らば、足らはぬ事なし、と思ふ由なるは、甚く固陋なり、實は外國の事をも知らざれば、大皇國の學問とは云べからず、その由次々に云を見て知るべし)其はまづ造化の本を所知看す三柱天御神、及び伊邪那岐。伊邪那美二柱の大神の御事は。申すも更なり。(此の大神等の御事を、皇國のみの事と思ひ奉らむは、愚昧の至りなり)次に須佐之男大神は。其の御子五十猛神を帥て　天の壁立限り見巡給ひ、又大名牟遲少彥名大神の萬の。國々を造り給ひけむ事は

常世國に渡り坐せり。と有るにて論ひなきが上に。（齊衡三年に、常陸國に歸り給へるをも思ひ合すべし）大名牟遲大神は。其の御子百八十一神御坐せる中に。十五柱を珍子として。天下四方の國人等に。咸く恩頼を蒙らしめ給ふ。と有るを以て。其の始めを起し給へるのみならず。次々其の國々に坐々て。萬事に幸ひ給へるは。是れはた申すも更なり。（然るを此の大神等の、御國に傳はる事實をのみ少か知て、外國に渡り給へる御所行の、いかにと云事を思はざるは何ぞや、いと狹き學にこそ）萬の國々に渡り給へる上は 其の國々に御事跡の無と云こと有べからず、己敏く斯しも思ひ得たる上に。學の兄服部の中庸に師の翁の教へ遺し給へる。深き旨の有りけるを。中庸また已に傳たるに依りて。師の御心も明らかに知られたれば。篤胤をぢ無き身には有れど。力の限り。萬の國に傳はれる。古傳古籍を讀辨へて。我が大神等の。廣大なる御德をし。伺ひ知ばやと。年まねく其の事にのみ勞きて。考へ得たる事の限りは。赤縣太古傳。印度藏志を始め。かれこれに記し辨へたる

が如し。偖しか學べば學ぶまに〳〵。知れば知るまに〳〵 彌倍々に廣大無邊に成り行きて。いかに學力を盡したりとも。實には其の御神德の。百千が一つも。知り得たりとは云べからず。（然るを纔に其片はしを伺ひたる計りにて、學業の足れりと思はむは、返す〳〵も、甚狹き心なるかも）然は有れど及ばぬ迄も。其の御神德の限りなきを。成る限りは。伺ひ知らばやと勉むれど。千重の一重も及び難さを如何せむ。然れば此は姑く置きて上の件申せる如く 三柱の天神次に伊邪那岐伊邪那美大神。及び大名持少彥名大神も。萬國に 其の御事跡の顯然に見えたる上は。天下所知看せとて。天降し給へる天皇の御大祖邇々藝命此御國をのみ知し食には非ず。此の御國は。本御國、萬國の祖國なる故に。此所に太宮敷坐にこそ有れ。實は萬の國ら悉く。知し食す天皇命に御坐すことと。少かも疑ひ奉るべきに非ず。（若し然らずとせば、我が皇神等の萬の國々を開闢したまひ、人民を蕃息しめ給へるは、何の要とか爲む、熟く思ふべし〳〵）かくて大御祖邇々藝命より始め奉りて御

世々の天皇命の、彌繼々に天下盡く所知看べき事は申すも更なり。(今しこそ萬國の戎狄ら、實の道理をし能くは知り辨へざれば、何くれと、射向ひ奉る行ひも無きには非ねど、終には、大神等の恩頼の行通りて、彼れら盡く、心の底ひ服ひ仕へ奉るべく成りなむこと、遲き速きの程こそ知らね、鏡に掛て見るが如し)世の儒佛二道を學べる徒。又近く弘ごれる蘭學ちふ徒など。甚狹く心得て。各々其の一と方にて事足れりと。物識貌に思ひ居る輩は。論の限りに非ず。(さら學する徒など、小賢しく、物の理をば、究めたりげに云はすれど、本より大道の本を辨へざるが故に、何でか其の末を知ることの有らむ、斯て又西洋學の徒は、あながちに、物の理を究めむと勉むるが故に、考へ得たりげに思はるゝことも、無きには非ねど、其れはた實には測り難きが上に、彼れら強ても思ひ究めざる事は、造物主の所爲なり、と遁辭するより外なし、あはれ萬國の戎狄ども、眞の理をいかで知らめや、)又近ごろ古學すとふ輩にも右の學等をは。土芥の如くに云ひは爲れど。其れ多くは歌作者にて。眞の道をば知らず。纔に皇典の片端を讀見たる計りにて。我こそは。神の道を心得たれ、大和魂はかくこそ有れなと。誇かに思ひ居るは。腐儒の擬業を尊み。老婆が阿彌陀を信ずると。謂ゆる五十歩百歩の違ひのみにて。甚々片腹痛き事にこそ。(少か、其の片端を伺ひたる耳なるを、いかでか神の道を知れりと云はむ、何でか大和魂の人と云はむや)萬國の風體を委く知むこそ易からね。其の大概を心得むは。然しも難きことには非ざるを。(足は歩行ずして、居ながらに、萬國の事を知る、是れ則學問の道の尊き所なり、今し萬の國々より各々其の國籍さはに献れば、其の大抵を知るべきは、いと易き事なるを、強て忌嫌へるは、頑愚の至りと云べし、今の世に生れて、萬國の事躰を知らざるは、譬へば奴婢多く持たらす者の、其を使ふことを知らざるがことし、いかに拙き事に非ずや)其の大旨をも知らざる者の。何でか我が大御國の、萬國の祖國たる所以を知らむや。(また我が天皇命の、實に萬國を知しめす、大君に御坐ます道理をも知らず、また我が古へ學の 萬國の本

つ學びなる事をも、知るよし有らめや、あはれ吾黨の小子此の旨を能く辨へて。我が大御國は。萬國の祖國なる由縁を知り、我が天皇命は。萬國悉く所知看す大君に。大坐ます事を伺ひ奉り。わが古學は。萬國の本つ學びなる事を辨ふべし。然らざれば。眞實の古學とは云ふべからず。〇因に、外蕃の事躰を考ふるに、先赤縣州は、もと皇國に近き故にや、神眞の古傳も大抵には傳りて、中には皇國これを失ひて、彼の國にのみ遺れりと思ゆるも有ることとなるを、彼の擬聖らの爲出たる、さかしら道の起れるより、眞の古傳を粗略にする風俗と成りて、信ずる者の、いと少なく成りたりと聞ゆるを、西洋の國々は、皇國に遠き故にや、其の古傳も甚あらく、訛れる事もある由なれど、又た其の性質の、愚直なる所も有て、世の始めには、何事も、彼の造物主の生出たりと云事をば、深く信ずる由に聞ゆれば、其の造物主と云は云々、開闢の趣は云々、汝が國に云々といふは、我が皇國に云々の訛れるなり、とやうに、古傳に正しく、事實に徴して教へ誨し、さてかく我が御國に、委き正說の傳はれるは、もと造物主の本國なる故に、如此傳はり、我が天皇命は、直に天照日大御神の御胤なるぞ、かくいふ我れらも、皆神の末裔なる故に、我が國を神の御國と云由を、懇に誨し聞せ且つ我御國人の、古より武勇壯健なるは、彼れらも伺ひ居る事にはあれど、今し殊更に、武備を嚴にして、皇威を輝し給はむには、彼れら熟服ひて畏み仕へ奉るべく思ゆるなり、又赤縣州は、狡意ぶる國風といへども、其の國の古傳古說を以て、よく說き聞しめて、我が國は、其の國に謂ゆる神眞の本國にて、御國躰の萬國に勝れ、わが天皇命は、即ち天帝の皇胤にして萬世無窮に御し坐せる趣を諭し、且つ御武威を嚴重に爲し給はむには、是れはた、必敬ひ仕へ奉るべき物ぞ、凡て皇國より諸蕃を統御し給はむ事は、天地自然の道理には有れど、戎狄ら、いまだ尊卑本末の由縁を知らず、赤縣州の酋長らが、猥りに高貴るとは、同日の談にあらざる事を辨へざらむ間は、唯に御武威を以て、馭戎し給ふべきことゝぞ思ひ奉らるゝかし、

〇上件、わが學問の神と齋奉る神たち又副て齋ひ

奉る大人等の御傳へを己が聞知れる限りをば、漏さずへき記し、また久延毘古神の事に付て、學問の道の趣きをば、大抵に記せれど、猶も幼童の爲に、其の奥所に學び入り、畏くも、神の正倉を伺ふべき梯立を此に造りて、其の導きを爲むとす。)我が大御國の古へは物ごと寛裕にして。强て敎の書を讀習はしむる如き事は無て。唯何事も。大津御神の御敎のまに〳〵。神の御世より受繼ぎて。天の下を政ごち給ふ事にし有れば。よろづ大君の御令式を畏みて。殊にさかし立たる事とては絶て無りき。(赤縣州は、古へよりさかし立て、學問の道早くひらけ、八才にして小學に入り、十五才にして大學に入るなど云ひ、又一家を成せる輩には、各々學則などいふも有て、便宜き物少からず、さて小學とは、文字を知る事を云ひ、大學とは道義の學問を云なり。)斯て應神天皇の大御世よりして。漢籍參渡り。次々に學問と云こと始まり。後には謂ゆる學校など云をも建置して。萬づ彼の國風に敎へ立る事と成り。論語。千字文。大學。中庸。孝經など云ふ物を次々讀習はしむることゝ爲れるが。それ終には。大皇國の學則の如くなむ爲りにける。(天下おしなべて、學問とし云へば、漢籍をのみ讀む事と爲り、學則と云へば、漢學の規範の如く爲たるに依りて、今より二三百年の當時迄は、大皇國の御典等をば、拜み讀べき事としも、思はざるが如くなりき。)然るを發題の下に云へる如く。畏くも東照神祖命。天皇命の御手に代りて大御世を治め給ひて。普く古書を召問せ給ひ。敬公。義公其の御志を受繼給ひて。古へ學の道を起し給へるより。荷田。縣居。鈴屋の大人たち。次々に。大皇國の道を委く講明し給へれば。今しは誰も惑ふべきふし無く。幼き者等までも。容易く伺ひ知べく成りぬるは東照神祖命の御神德なる事。申すに及ばず。敬公義公の御功績。次には大人等の恩賴に依る事なり(猶委くは第二卷にいひ、又、大人等の著書、その外同學の人々の著せるも數多あり、讀見て知べし)斯しも學問の道の開くるに付ては。其の學校學則もなくは有るべからず。然れば近頃國學の大守たち國學或は和學など稱して。講習すべき所を建て。皇典を說聞しめ。古事記の序など讀しめ給へるも。

間々有る由なるは。最も珍たき事には有れど。先幼童らの讀書に爲べき。便利き書は。未見當らず。（神代の文字も有りはすれど、其を以て物記す事は、今は大抵なき事なる故、習ひ得たるも、日用に便ならず、今し世に書とし云へば、漢字もて書き記せる事と成れるが、此は既に云へる如く、神の御心なる事論なく、漢字やがて皇國の御寳と成りたる上は、まづ此れを知らずは有べからず）かれ人々の心々に。皇典の類。何くれと讀しむる者も有り。又は普通の如く。漢籍の四書。孝經。千字文など讀むも有りて。此はた惡きには非ざれど迂遠なる事も少からず。（然るは神代の御紀等は、借字又は假字書多き物なれば、幼童の爲には、惑はしき事なきに非ず、扨また四書千字文などの類も、文字を覺ゆるには、宜かるべけれど、大皇國の學問には、障りとなるも少からず、中にも孟軻がいへる事等には、皇國の人などの、絶て思も寄まじき、不經の說も多かればなり、心ずべき事にこそ）然れば子ら孫らを始め。己れに隨ひて物學ばむ輩に。第一に讀しめむと。先に長だちたる弟子らに書し（　）童蒙入學門と名付たる。漢文の一巻あり。（漢籍にて便り宜きは朱子の童蒙須知なり己が入學門も、此に依て書しめたり、然れど渠らは、神の御國の人ならねば。少かも敬神の道を知らず、故その儘には用ひ難し）まづ始めに。敬神の道を敎へ。次に幼童の必ず行ひ知べき事等を述べ終りに　文學の大意を辨ふべく記せる物也。扨少かも書讀む事を辨へたる上にては。古事記の序を始め。世々の御紀。及び令式格等の序表など取集め。次々に讀習はせて。帝道の大意を知らしめ。學問の眞柱を立て。大倭魂の鎭めと爲し。さて後には。漢籍四書。五經。諸子。百家。印度。西洋の書と云ども。心の儘に讀しむる事と爲り。（○校者ら云く、我が同門の幼童ら、先つ素讀のはじめに讀べきは、童蒙入學門、次に皇典文彙、さては赤縣太古傳、太昊易傳、同古曆傳等の成文を讀みて、赤縣州の古傳說、及び易暦の大旨を知り、また說文解字の序を讀て、文學の起原を辨へ、孫子正文を讀て、兵學の大意を心得べし、また葛仙翁文粹、古學二千文、必ず讀べし、また西田氏の

神代略記など、よき物なり、右ら次々に板本として、同門の人々に頒つべし。)

玉手繦十之卷講本

鐵胤云。この玉太須幾の書は。去し文化の十年でろに。始めて草稿せられたるは。全三冊にて。本文も元の神拜の詞にて。凡ての書體も。古道大意。漢學大意の如き。俗言俚語の講釋本なりしを。文政七年甲申歳に本文なる神拜の詞を増し改め。第一卷發題より。第九の卷學神の御傳までは。大に増補訂正して。文體をも改られたりしを。先祖祭の處に至りては。思ほす旨有りとて。本の儘にて閣かれたり。後に己れに云々と誂へられつる事も有しかど。己が思ふ儘にも爲し難くて。上木もいたしかね心ならずもあまた年過つるを。此の儘にて差置むも惜しく。又門人等の。いかで〳〵と言はるゝも。然る事なれば。中々に取繕はず。稿本の儘に上木せむとするなり。然れば上九冊。と文脈の異なるも。初稿の儘なればなり。但し重複の說。今更不用の條々は。除きたるも有り。其は其の處々に斷るべし。見む人此心を得てよ。扨文化の末文政の始め頃に。專ら講譚の前座を勤めたる

は江戸人北村久備。江川安豊らなりき。斯て此の一冊また古史傳第廿五巻以下。および幼童の素讀本五部は。昨明治元年戊辰十一月晦日。上木すべき由

官許を蒙れり

明治二年己巳二月朔日

從六位上侍講兼皇學所教官第一等平朝臣鐵胤謹誌

○伊吹酒屋主人講本　男鋕胤同校

○次に代々の祖等の靈屋に向ひ常の神拜の如く。手を二つ拍ち拜みて。但し穢に觸たらむ節は。禊事を行ふまで。神拜すべて遠慮すべし。然れど先祖の拜のみは闕べからず。

遠都御祖乃御靈。代々能祖等。親族乃御靈。總氐此祭屋爾鎭祭留。御靈等能御前乎愼美敬比。家爾毛身爾母枉事有世受。夜乃守日乃守爾幸閉守豆那比給比。彌孫能次々。彌益々爾令榮給比氐、息内長久御祭善志久仕奉志米給閉登。祈白須事乃由乎。平祁久安祁久聞食幸幣給閉斗。畏美畏美毛拜美奉留。

かく申し竟て頭を上げ。また平手を二つ拍て。額突き拜むこと上の件々の如し。

祭屋とは。即ちその靈前（俗に云ふ佛壇なり）の事でござる。○遠都御祖とは。其の家第一の先祖の事にて。すなはち大先祖とも云なり。○代々の祖等とは。大先祖より以下。次々代々の事を云ふ。（今の言にオヤと云は。我を生なしたる。兩親ばかりを。云と心得て居るが。さうで無い。祖父母より以前。幾代前でも。みなオヤと云ふ。その第一をトホツオヤと云でござる。これ古へよりの例なり）○親族とは。遠都祖より次々。代々の兄弟たち。又母方のちかき親類たちをも云ふ。○總氐此祭屋爾鎭祭留御靈等とは。上に云へる親類たちの外に。忌掛りならぬ。遠き親類縁者の内にても。格別なる由緒ある人々の御靈。或は其の家に就て。功績ありし家臣等に至る迄も。凡て其の祭屋の内に祭りたる靈等は。漏れず落ずと云ふ意を以

てかく申すでござる〇愼美敬比とは丁寧に平伏して申す事。〇家爾毛身爾毋枉事有世受とは。家に係れる諸々の災難凶事。身に付たる病難。けが過ち等のなきやうに。夜乃守日乃守爾とは。晝夜間斷なく御守り下されと云こゝろ。〇守幸閉字豆那比給比とは。我々が祈り奉る心を。尤に聞し召し。御同心に。御守り下さるやうにと云ふこゝろ。幸へとは。幸福を賜はる事を云は、本よりの事。また殊更に。幸ひを賜はらずとも。悪事災難を除て下さるが。則幸へ下さるのでござる。〇彌孫乃次々彌益々爾令榮給比とは。先彌孫とは。子の子を孫と云ふ。(但し是も、俗にはマゴと云が、實はヒコと云が正しいでござる)彌孫とは。孫の子の事を云ふなれば。俗に云曾孫の事でござる。今の詞は。子や孫は云ふに及ばず。曾孫玄孫より後々。(諸越にては、玄孫之子爲來孫、來孫之子爲昆孫、と云やうに、幾代後の事をも、こちたく云へど、大抵は用无し、皇國にては、唯々大らかに幾代末をも云へり)幾代末をも倍々家門繁榮いたすやうに。御守り下されと云ふ心。〇息内長久とは。壽命息災を云ひ。〇御祭善志久仕奉志米給へとは。壽命長久子孫繁榮に。榮えさせ下されて御靈等の御祭を。善はしく賑々しく。仕つりまするやうにと。願ひ奉る趣を。御平和に御聞上げ下されましと。低頭平心して。拜み奉ることを云でござる。(猶上の詞どもの下にも、申したる事を思ひ合せて、今の詞の心を悟るが宜しいでござる)扨是より段々、先祖を祭る事の心得を申すだが。先第一に。心得て居らねばならぬ事は。人の靈魂の事だが、すべて人の靈魂と云ものは。靈の眞柱にも申したる如く。千代常磐につくる事なく。消る事なく。墓所にもあれ。祭屋にもあれ其の祭る處に。きつと居る事で。夫はかの顯と幽とのへだてがある故に、此方よりは。其の形ちを見る事能はず。また先方より。親しくものを言ひかけると云てとも。ならぬ訣では有るなれども。時としては。形をも現じ。また誨し言などもいたす故に。こゝをとつくりと心得辨へて。必ともに其の常に形を見ぬ處より。消てなき物ぞ。など思はれず。先祖代々は云に及ばず。家に付たる靈魂

を。殊に大切に心得て。外々の神々の。拜禮は闕こと有りとも。先祖の拜禮をば。朝夕油斷なく懇切に致すべき事でござる。抑先祖祭を。何より大切に致すべきことの由來は、先始め。皇孫邇々藝命を此天下に御降しなさるゝ時に。神漏岐神漏美命（此神ロギ神ロミノ命と申すは、則皇産靈神の御事にて、皇孫命の大御祖に坐せり）この思召を以て天下を御治め遊ばすには、先以天神地祇を御祭り遊はされねばならぬ御事故に第一に神籬磐境と申す物を御造りなされて。御神靈を其中に御安置遊ばされ天兒屋根命。天太玉命に。其御祭式を御傳へなされて。皇孫命に附奉りて。御降しなされたでござる。是れより次々火々出見命。葺不合命の御世御世。天津御國の御儀式の通り。御祭りなされたに依て。御世の能く治まりて。何事も無かりし御事は。申す迄も無いでござる。扨神武天皇の御世に至りて。固より御同樣の御事とは存じまするが。其の中に。別段御大事を思し召立せらるゝ御時は。殊に御祈願在らせられたる御事と見えて。後に天下御平安に成たる時。鳥見山中と云處に於て。殊更に皇祖天神を御祭り在らせられたでござる。是全く御賽謝の御事と存じ奉られまする。凡て古へは何事も。御自身の思召す儘には遊ばされず。一切皇祖神の御神慮を承て。遊ばされたる御事を。能々思ひ奉るが宜いでござる。扨天下を治むる御所業を。御マツリゴトと申すは。本神祇を御祭り成さるゝより申す御事で。古へは御祭事を能々御丁寧に遊ばさるれば。神祇の御功德に依て。天下太平なりし故に。飢饉病災等の患なく。萬民悉く安全にくらしたる事と見えて。有難い事でござり升る。（後世祭政一致など、申すも、此の故と存じ升る、○古へは諸越を始め諸萬國も悉く神祭をいたしたる樣子に聞えて、中にも周禮に、天子立ニ宗伯一使レ掌ニ邦禮典一、禮以レ事レ神爲レ上亦所ニ以使ニ天下報レ本反レ始也、などゝもあれば、隨分祭りたる事と見ゆ。然れども。其本の御由緒が皇國の御傳への如くでは無い故に、自然と靈威もうすく、信仰も無くなりたる事と見ゆるでござる）扨右らの事中々以て。一朝一夕に申盡さるゝ事では無いに依て。古史傳を始め書等に追々委

く記すから。夫らに依て見るが宜しいでござる。抑代々の天皇は。神とも神と御坐す御事ながら。御先祖の御神をば。また別段に御崇敬遊ばされたる御事で　古へは少かも御懈怠は無かりし處。彼の儒佛の道渡り來てより。自然と御粗略に相成り來れるは。甚も歎かはしき事にてそ。然はあれど。いかに外國の道の弘まりたればとて。親先祖の靈前を粗略にし。現在の父母に孝養を盡さぬと云事は。絶て無き理りなれば。恐ながらも開卷に稱し奉れる。順德院天皇の禁祕御鈔に習ひ奉りて。凡ソ家内作法。先ニ先祖事一後ニ他事一。旦暮敬ニ先祖一之心無ニ懈怠一。白地以ニ先祖之祭屋。及其墓之方一不レ爲レ跡。萬物隨ニ出來一。必先祭レ之。と云やうに心注て。日々の靈供物は云に及ばず。何に依らず。其時々の珍しき物。また日々に出來る物の初穗を備へ。家の吉凶につけても。吉事は吉事と其の事を申して。先祖等の御靈を悦ばしめ。又凶事は凶事のやうに夫を善に直し給ふやうにと祈りもいたし。又身の程々に出世して。家のなほ榮えむ事をも願ふ事である故に。其の拜する詞にも。此の如く家にも身にも。禍事有せず。夜の守り日の守に守り幸へうづなひ玉ひ。彌益々に榮えしめ給へとは申すでござる。萬葉の歌に。「大名牟知少彦名の神代より。言繼けらし。父母を見れば尊く。妻子見れば。かなしくめぐし。云々とあるなど。唯古への眞情のまに〳〵打出たる正歌なり。また同じ萬葉に。「春草は。後は落易巖なす。ときはに座せ貴き吾君。また「まけ柱ほめて作れる殿の如。在せ母刀自面變りせず。など見えて。父母を稱慕ひ尊びて詠る歌。いくらも有り。扨又吾が師の歌に「世々の祖の御かげ忘るな。代々のおやは。己が氏神。己が家の神。と訓置れましたが。此の歌に。代々のおやと云はれたるは。則代々の先祖と云こと。其の代々の先祖は。我が家の氏神ぞと云の心で。各々まづかく生れ出て。士農工商。その程々に家業が有て。世を安く渡らひをするは。皆その先祖の御かげ故。一日片時も忘るまじき事だに依て。朝夕怠らず。孝養を盡せと云の心に。詠れたものでござる。天神地祇の御惠みは。言ふにも言はれぬほど大きなれども。夫れは天地に彌る事ゆゑ。

廣く係りますが。我が家わが身に親く付たる神と云は。實に師の歌に詠れたる如く。先祖たちの靈魂で有りますから。返す返す。粗略の無いやうに致して。近く云はゝ。此身は先祖の神主と思ふが宜いでござる。夫は神主と云ふ詞は。今の世には。神社に仕へて。居る人ばかりを云ことゝ心得てをるが。古へに依て申さば。神主とは神の大人と云ことで。夫は神を祭る本人と云ほどの事で有るから。其の先祖の御靈を祭る本人は取も直さず、先祖の神主で、且は先祖の御靈の。謂ゆる杖代御もりで。諸越に謂ゆる祭主でござる。ジヤに依て此樣に心得むではならぬこと。世にも先祖の祭祀を絕さぬやうな子がほしいの。又は家が大事だのと云て。人を見立て養子を爲るのも、アレハ何の爲にする事ぞさ。根をおして尋ぬれば皆先祖の祭り。吾がなき跡の祭りをさせむとて。致すことでは有りませむか。夫を子孫たる者が心得違へて。濟ませうか。人の道で有りませうか。右申す如く。此身は先祖の杖代神主で有りますから。其の出入にも心を付て。出て行く時は只今他行いたしまするが。嘸かし御淋しからうと。暫く御暇を下されませい。はた行く先に於て。禍事も無きやうに御守り下されし。又家内も無事でござるやうにと申て。他出いたすべき事。また歸り來ては。直に靈前に向ひ。只今歸りましたが。御かげに依てまづ行先も恙なく。嘸かし淋しくおはし坐しつらむと。云やうに心往る。これが人の子孫たる者の道で。曾て以て形容のみに致す事と心得ては宜く无い。御靈は、同にこそ見え給はね、きつと其の祭屋におはし坐すこと故に、かく致すのでござること實に先祖の御靈は。我が祭りのぬし。杖代と賴みに思はるゝ者が。居らむでは。淋しく思はるゝは知れた事でござる。迦羅人ながらも。孔子などは、能く此を心得たる人で有たる故に。其の先祖の靈前に仕ふる狀が。とむと斯の如くで有たと見えて。かの論語に。孔子の神靈を祭りたる時の有樣を記して。祭如レ在。祭レ神如レ神在。とありますが。是は孔子の神祇にも有れ。祖先の靈祭にもあれ。其祭る狀を見るに。其處にとむと。其の神の形を現はして。在すが如くで有たと云ことで。孔子の實き心に。

神の實有なる事を知ては、斯く有べき事でござる、（但し是は、世間の儒者らに必得違ひをして、祭ること在すが如くせよ、神を祭るは、神の在すが如くせよと、孔子の教へた事だと云者が有るが、さうでは無い）また雖蔬食菜羹必祭。必齊如也。とも有り。孔子は。常に食する所の蔬食。また菜羹の類といへども。必ずうやまひ齊むで先祖に備へ祭つたと云ことでござる。（此の二條は、孔子の神靈に對して、する狀を、其弟子らの親しく見て記し置いたので、から人ながらも、眞の道をたどる人は、かくの如くで有ますから、況て御國に生れて、古の道を信ずる人は、かやうあるへきことでござる）扨まづ先祖をかやうに大切にすべき謂を心得ては、況て天神地祇を。粗略に思ひ奉る人は。決して無い。筈のこと又現に今生てゐはし坐親を。粗末にする人は无く、神と親を大切にする心得の人は。まづ道の本立の固き人故。その人必君に仕へては忠義を盡し朋友と交りては信實があり。妻子に對しては、慈愛ある人と成りなる事は論じ无いだに依て。先祖を大切にするが。人とある者の道の本だと云のでござる。なぜと云に。其の先祖を大切にする行が、則いはゆる孝行で、孝行なる人に、不忠不義の行ひをする人は。決してなき物でござる　諸越の書にも。忠臣は孝子の門より出るとも、孝は百行の本なりとも、申たは此事でござる。さてその如く、先祖に仕へ奉るの道を盡す時は、かの俗の諺にも云ごとく、神は敬ふに依て、彌々倍々威光を增し御靈異を幸へ賜はり。子孫に禍事なきやうにと。守り下さる訣で、我が先祖を慕ひ奉る心と、子孫を思ふ先祖の御靈と、かの親魂相合ふて、家々身も安らかに修まる事でござる。さなきだに子を思ふ親の心は最も／＼有がたき物で　申すも今更なる事ながら、諸越籍にも、三年にして父母の懷を免かると云へる如く。生出してギヤッとうぶ聲を擧ると。先その懷に抱き取り。しいやばゞに打まみれ　我身の盛りの過行く事をさへ思はずに　彼のいやしき川柳と云ふ口吟みにも「這へばたて立てば步めとおや心。と云ふ如くはぐゝみ立てゝ、又同じ川柳に「能くれ寢ればねるとて覗く枕がや。とも有る如く

きげむが宜げればよいとて。虫のせいでは无いかと案じ。寐つかねば其も苦に病み。能くねれば寐るとて。どうか爲はせぬかと案じ過ごし。親の心づかひ至らぬ隈なく。扨やゝ大きく成て。火に近づけば手を出し。水に臨めば足をあがき。衣服を汚し。また大切の物を打こわしなどする類。すべて惡き事の限りを爲れども。憎しとは思はず。けつく物など毀せば取收めて置かぬが。此方の麁相だなどゝ自ら責め。(障子など破れは、虫の藥だと云ひ)、此は幾つに成てもいつ迄も兒童の時の如くいと愛む心は止まず。貴賤上下。昔も今も。隔なきは此親情で。かの發句と云物にも。「さをとめや子の泣く方へ植てゆく。と云へる如く。田舍の田うゑ女などが。其の繩手と云ふに子を遊ばせて田を植つゝも。子の居る方へは。我知らず植て行く。又子等の謠諺に。親の出るのも。彼の兼輔朝臣の歌に。「人の親の。心はやみにあらねども。子を思ふ道にまどひぬるかな。と詠れたる如く。皆子を思ふ心の切なるより。人のはした无しと笑ふにも心付かず。出かけるのでござる。又萬葉集に。防人(さきもり)と申て。古へ筑紫の國へ御防ぎの爲に。初めて仰せ付られて。立行く人を見送つて。其の母なる人の詠たる歌に。「今年去く新島守(にひしまもり)が麻衣(あさごろも)。肩のまよひは誰か取り見む。と有りますが。かたのまよひと云は。肩のやぶれと云ふ事で。一首の心は我が子はことし始て行く防人(さきもり)だが。始めての事ゆゑに。さきには知る人もあるまいし。彼が著て行く麻衣が破れたりとも。誰も取ぬふ人は有るまいから。嘸かしこまる事で有らう。寒い思ひをするであらうと。案じ過して詠むだ歌でござる。(同じ萬葉に。「客人の宿り爲し野に霜降らば、吾が子育(はぐく)め天の鶴群(たづむら)、かゝる樣の歌は、猶幾らもあり。)又古今集に小野千古(ちふる)と云人の。陸奥國の介(すけ)と云ふ司に成て行かるゝ時に。其の母なる人の詠れましたには。「たらちねの親の守りとあひ添ふる。心ばかりは關な留めそ。と有る。此れ等は殊に親の心を思ひ知べく。あはれなる歌で有りますから。能く聞覺えて置れるが宜しい。其はまづ。たらちねと云ふは。親と云の枕詞で。すなはち母と云ふことゝさて京よりむつの國へ行くには。逢坂の關。鈴鹿

の關など云ふ、關〻の嚴き關所が有て。御用之外は容易く行れぬ事ゆゑ。我は此に殘りて在れども。我が子を思ふ心は守りと成て。其身に相添ひ行くほどに。是ればかりは。關所でも止めず、其まゝ通して下されと云の意でござる。何んとあはれなる歌では有りませむか。但し此は、昔の人ばかりで無く。今の人とても。貴賤上下みな子を思ふ心は。此の通りで。其は昔人のやうに。歌には詠ねど。その子の長旅に立行く時など。まめで早くと一言云ひて目に涙を浮めたる心は。やがて此歌の如く。親の守りと相添て行く事で。其の手を別つ時に。まめで早くと。云た一言が。卽歌でござる。(萬葉にも「父母が頭かき撫で幸くあれと、言ひし詞ぞ忘れかねつる、と有り、古へも今も、實情はみな同じ)斯の如く、親は子を思ふ心のつきつめて居るもので、其れは末期の際まで、さやうだに依て。彼の楠正成卿の云はれたる如く、人は最期の一念に依りて。生をひく事ゆゑに。親先祖の御靈は。身に取ては、第一の守護神で有ますから。能く祭り仕へねばならぬ事で、實は人に言はれる

訣のことでは无い、康賢王と云ふ御方の母人の歌に。「人の子の親に成てぞ我が親の。思ひはいとゞおもひ知らるゝ。と有ますが。實に此の通りで。親も達者で居らるゝ中は。澤山さうに其の恩をも思はず。やうやう自分も年取て。子を持ての上で。其の實情を覺え、親の大恩の有難いことを知ると申す意でござる、例の俚しき川柳に。「親の恩歯がぬけてから咬しめる」と云ふ口吟みも有て。歯の脫るくらゐの齡に成てから。氣のつくが通例の人情で。且親の心子知らずでは有れども、夫ではすまぬ遲い〳〵。俗の諺に云ふ如く。身を捨る藪は有れども、子を棄るやぶは无く。世にはまゝ棄子をいたす者も有れど。彼川柳に「ひろはるゝ。やみから親は手を合せ、と云たる如く。實は子は捨られぬ物ゆゑ、捨るので。夫ゆゑ人知らぬ陰に隱れて。其拾ふ人を拜んで居るは知れた事でござる。萬葉集の歌に「銀も金も玉も何せむに、まされる寶子にしかめやも。と云る如く。身には寶にも。替難く思ふ子を。どうして心から捨られませう。又紀貫之ぬしの歌に「世の中に思ひやれども子を

こふる。思ひにまさる思ひ无きかな。（いかにも子
を思ふ親心、此上なき事と思はれるでござる、萬
葉にも、上に引たるを初め、子を思ふ哥は、幾ら
も有て、彼の瓜食めば子ども思ほゆ、栗はめば、
まして偲ばゆ、などゝ詠て、古人の眞情見るが如
し。古哥は別して實情ふかし。此れらの事に付て
も、萬葉集は必心がけて見るべき書なりけり）人
と成りが惡ければ。わるいなりに。彼ぬすみする
子は憎うなうて。繩かける人が。恨めしいと云ふ
が。人の親たる者の眞情だに依て。其心して。云
までは无けれども。親は大切にすべき事でござる。
然るを世にはまゝ。親を養育ははたゝむだが。其
のはぐゝみ養ふ事を。恩に挂けて云人なども有ま
すが　此れは何の恩に挂べき謂が无い　まづ自分
が生出されて　さやうに親の　養育も出來る程に
人と成たるは。誰が御かげだ。其卽親の御蔭では
有ませむか　其を思へは　ほへても親にはぐゝみ
育てゝ購ひたる程は　恩がへしがならぬ　又親は
子のはぐゝみを受返さうとて　育てるのでは无く
實に子をば愛しいかはいゝと云眞情より。身に替
て育てる事ゆゑ。はぐゝみを受やうに　恩返しをさ
れやうとて。爲てくれられたるよりは。恩が十倍厚
いでござる。○篤胤云。こゝに申さねばならぬ事
がある　夫はまづ同じ兩親とは云へど。同母兄弟
異母兄弟など　古へより自然と定り有る事にて。
猥なる事は決して无かりしを。儒道の渡り來てよ
り。無法なる理窟を云者も有て。中に甚しきは。
母は骨肉を連ねず　など云僻論を云者も出來て。
母に不孝の者多く成たるは、惡弊云ふ迄も无し。
尤男女の上に取ては、男は尊く。女は卑き者なる事
は、是また定まりある事なれども、子たる者より
云へば、兩親の恩は同等にて。輕重ある事なし。
凡て婚姻の事に就ては。儒論ありし以來、甚混亂
して。世人の惑へる事少からねば。取總て此處に委
く論置れたれども、此は敏く　西籍概論にも出て
板本と成りて。世に弘まりたる事なれば。此處は
凡て除きぬ。（西籍概論は、中卷廿七八丁より末披
見て能々思ひ辨ふべし）扨また爰に　父母兩親の
恩義同等なるは。云までも无き事なるが。其中に
少か男女に就て　辨居べき事あり。然るは。唐人白

樂天が太行路と云ふ文にも、人生莫レ作ニ婦人身一百年苦樂由ニ他人一と云たる通り、女人は一の身を一生人にまかせて浮くも沈むも夫次第のものでござる。實は何とも不便なものでござる。太宰純が漫筆にも、この樂天が太行路の事を云て婦人の情を云たる事は、言を備ふる處も無く能く云て中にもこの二句は。尤な事だに依て、人の夫たる者よく察すべき事だと云たは至極よう氣の付た事でござる（男子は、自然英邁の氣性あるものにて、諸般心の儘に爲べきの權あり、然れば自から心易き所あり、女子は柔和を主として、諸事夫の命令に隨ふべく老ては子にも從ふべし、左に右に心の儘には爲し難く、よろづに心置べき事なる故に、心配劬勞絶ざる事と思ふべし、然ればよく其内情を察して、其夫たらむ者は、云までもなく、男子と生れては、殊に心を付て、常に婦人の心を慰め、安むすべき事にこそ。）〇世の人は能く人に少ばかりの恩を見せても情は人の爲ならずなど丶心得て、其報ひを受るつもりで爲るが、親の子を愛しむ處は。露ばかりもさやうの心なく。どうぞならば。人々人に情を挂る時も、親の子をいつくしむ心の如くに。有りたい物でござる。（とかく情は、人の爲ならず、終には我が爲になると云ふ心でする事ゆゑ、言ひもて行けば、私慾におちて實が無く、其は世の老婆どもが、極樂へ往て、百味の飲食を喰うと云ふ慾心から、鉢坊主に、手の内をくれると、同じ心ばへにする事で、面白く無い、人の世話をやく始めから、其心持ですること故、その恩を挂た人が、世話がひ無く、恩を思はぬ行ひでも有ると恨みて、あれは恩知らずだ、などゝ詈るやうに成て、始めの深切が無になり、且心ある人は、然らば始めに世話したるは、あの者の恩がへしを受やうとて、したてとゝ見えるなどと言ひもいたす事だに依て、人に情を挂るならば心して、其の恩がへしを受やうと、思ふ世話はせぬが宜いでござる。）又人の恩を受て、それを返す心も無く、忘れる人は、禽獸にも劣りて、其は沙汰の限りなる事でござる。（昔は拙者なども、人が不實をすると、憤りを云た物だが、近頃は人に情を挂ては夫はそれぎりに心得、人に情を受ては、どこ

ぞでは返さうと思ひ、又人に金錢などを貸てやるにも、返されやうと思つて貸すと、心よく无いから始からくれる積りでかしてやり、扨人に借たる物は、きつと返すつもりだが、此れはしもすれば、約したる時の間に合はなんだり、何かして、覺えず人に不實を致すことが有る、然れば世には、不實な人も有さうなことだと思つて居るでござる、此は事の因に世の人の、人に情を推る心得の悪き事を少か申すのでござる。）然れば子として。親をはぐゝみ養ふ事は　恩でも無い事　當り前と云にも足らぬ事だに依て　唯養つた計では足らぬ事故に。謹んで尊び敬ひ　萬づに心を盡して事へむでは。人の子たる者の道がすまぬでござる　吾が師の歌に。「父母は我が家の神わが神と。心つくしていつけ人の子」と詠置れましたが、此の歌の心は、人の子たる者の爲には　父母は我が家の現人神なるぞわが家の我か神と仰ぎ奉りて　力の及ぶ限り。心の至る限り。忠やかに齋き敬ひ奉れ。と云ふの心でござる（先に引たる萬葉の歌に、大貴己少彥名の神世より、云つぎけらし、父母を見れば尊く云々、

とあるをも、能く思ひ合すべし。）かの論語と云漢籍にも　子游と云ふ人の　孝行の爲方を問たる時に　孔子の答に。今之孝者。是謂能養。至於犬馬皆能有養。不敬　何以別乎　と云ましたが　此の心は　今の世に孝と云へば。其の親を能く養つておく事を謂ふと心て居るが。夫は孝と云ふ物では无い　犬や馬を畜ておいても　養ひはする　然れば　親は養つたばかりでは　孝とは云へぬ　能く親に事ふるの道を盡して　敬はむでは　ソリヤ犬や馬を畜て置くと同じ爲方だに依て　眞の孝と云ものではないと云の意で　是即ち吾か師の歌と同じ意でござる。また孟子と云漢籍に　事孰爲大。事親爲大。守孰爲大。守身爲大。不失其身而能事其親者。吾聞之矣。失其身而能事其親者。吾未之聞也　と申たが　是は尤な事でござる。（夫に付、彼の曾子父子の事を引出して申たが、夫も尤でござる、其訣は、曾子と云人が、其父曾皙と云を養ふに、必酒肴を用ひたが、其食餘りの事を、餘りはどう致さうと問へば、夫は誰某につかはせと、申すやうに云ふから、其通りする、

曾子の子の曾元が、其父曾子を養ふにも、同く酒肴を進める、食終りて、殘りがあるかと問へば、餘りは无しと云、これは又仕廻て置て、又進めやうとするなり、是も一應は尤なれども、凡て酒肉など云ものはとかく人に飲せたく、進めたき物故に、曾子の如くすれば、曾皙が、快く思ふ事なり、是は志を養ふと云もの也、仕廻て置て、又進めるは、たゞ口躰を養ふと云物で、志を養ふよりは遙に劣た物だと云やうに、評したが、至極尤な事でござる。斯て其の死して後は。彼の御靈の。其處におはすことを辨へて、上に云へる如く、祭り事へ奉る。是が孝の至りと云もので。則孔子も、事死如事生。事亡如事存。孝之至也。と申したは此事でござる。から人すら。心あるは。かやうだに依て。況て御國の人と生れて。古の道を辿らうとする人は。かやう无ければ成らぬ事でござる。然るを世の心得違ひな者は。とかく我が成長したる上では獨手に育つたやうな皃つきをして。親が何ぞ一言云ふと。十言で返し。甚しきは。親に對してお世話にはならぬなど云も有ると云ふが。己その生れた儘に。鶩が卵を生ばなしにするやうに。親に打捨て置れたならば。忽ちに死ぬので有たる事をさへに心づかず。餘りと云へば不埒至極でござる。扨右に段々申す如く。親先祖に事へるの道を盡しまするとも。我が生なしたる子も。又其を見やう見眞似に。其の如く爲ねばならぬ物と心得るでござる。夫れはかの弘文院の鶩は。自からに子曰くを囀る。と云ふ譬への如の訣で。人は固より。生得たる性に。皇産靈大神の御靈に依て。親は我れより尊き者と云ふ事は知てをる故。その親の爲方を見馴る事もやがて習ひ性と成て。育ち上るでござる。其れは世間を見るに。親のオマムキいぢり。題目ぐるひをする家に生れた子は。とかく佛くさく。自我偈臭き事を。見やう見まねに覺える處を見て悟るべき事で。かやうに我を見習ふやうにするのが。即子を敎ふるの道でござる。自分の行狀がわるくて。子の不行跡を叱るは。親がいの無理我慢と云ものでござる。古人の語にも。子を持て敎へざるは。親の罪だと申たが。是もさる事でござる。此の行狀又敎へと云ふに。甚心得べき事が有る。是に付て先年仙臺

の藩士、林子平友直と云し人が。父兄訓と云物を著して。申したる趣が宜い。必見るべき書なり。(其の訣は、世に人の子弟たる者の、其の父兄に對して、孝悌の道を盡すやうにと、敎へたる書物は多くあれども、夫は無理じや、何故と云に、子弟たる者は、幼少より育てられ敎へと云ことは知らず、自然と父兄の行狀を見習ふ事ゆゑに、父兄たる者、不行跡にてはならぬ事なり、依ては子弟の敎へはさしおき、其父兄たる者へ、其の子弟を敎へ、育つる道を敎へざれば叶はぬ事なり、然るに其の父兄を敎ふる書物と云は、どんと无いに仍て、其心得に成るべきやうにとて、此父兄訓を著せる由を記せり、只一冊にて、粗漏なる物には有れど、凡ては愛たき書物なり、板本も世にあることなれば、人々求めて讀味ふべし、猶此人は、世の爲道の爲に成るべき書ども、數部著はして、計らざる災難を受たる事は有れども其書等は後世に傳ふべく實に能く事務をも知れる、俊傑と云べき人なり。)然れば敎へと云て。眞の道をたどるには。何も漢羅人の理窟を書たる、四角な文字を。讀せるばかりが。敎では无い。然るを今の世は。高いも卑いも。とかく子供の時から。漢籍を讀習はせる事だが。餘り宜くない事で。我が師も何かに付て。此事を誨され歌にも。「きもむかふ心さくじりなかなかに。からの敎ぞ人あしくする。」と詠れましたが。きもむかふは心の枕詞。さくじりとは。こざかしく大やうならぬ事で。俗にこましやくれと云ふ。同じ心ばへの言でござる。扨一首の意は。漢の敎へと云物は。人を善き方に導くとて。立たる物なれども。餘りに瑣細に物を議論し。理非を際やかにし。私の智を振ふからに。人よりは我賢からむと爭つて。却て人の心を惡くする物ぞと云の心でござる。實に此歌の如く。能く大倭心のすわらぬ人。又は兒輩なんど。漢學をしては。けつく生でしやくになるものでござる。夫はなぜなれば。世の儒者と立て漢籍計讀で居る輩さへ。此方の目から見れば。靑々しくて。眞の學者と云者を。吾未だ之を見ず。と思ふ程の事ゆゑ。況て四書五經や。文選や。左國史漢を讀だぐらゐの事では。いろはのいの字の片々も。まだしれぬと云程の物である

に、こゝかしこ少しばかり。其義理を覺えると。はや高慢に成て、彼のはじかみの祭禮などゝ論語よみ。と俚き川柳に云へる如く。生姜まつりと云へば宜いに。はじかみの祭禮などゝこびて云ふやうになり。其につれて。何も歟もこしやくに成て來るから。いつそ親の心がけを淑くして。子の其を眞似るやうに爲るが、子を敎ふるの道で、其れはかの中庸にも。天之命謂二之性一。率レ性謂二之道一。修レ道謂二之敎一とある如く、人の人たる道は、皇産靈大神の御靈に依て、自から生得て來る物で、漢の書物を讀で後に知る物では无い。固より知らんで叶はぬ事は、必知て生れ來る。異國は知らず。我が大皇國の人は。必さうだ。扨其の生れ得たる性に率て行くを。人の道とは云ひ。其の道のなりに。をしへ立て行くを敎と云て。これは親の爲べき事で。漢人の世話に挂る筋のことでは无いが。其親々の手の廻らぬ處を、助けて回るが、學者の職分で、此方のいたす處は、それでござる。夫れ故に、拙者はあまり。人に書物を讀ませる事が嫌ひだ。夫は右申す通りの訣ゆゑ、よませてもメッタニ至る所まで讀む人は无し。わるくすると讀みぼうけて。をかしな者に成るからの事でござる。そこで拙者は一人で書を讀で。其の學び得たる眞の所を人に諭して。其れを聞取られさへすれば。宜いやうにすると云が。此方の立た流義でござる。必す共に。學者に成うなどゝ思はれず。只々我が說く古道の趣きを聞覺えて。今日の心得にせうとさへ思はるれば宜しい。其が直に學問と云物でござる。書物を讀むばかりが。學問と云ふでは无い。夫れ故に論語にも。君と親に能く事へ。朋友と交つて信が有るならば。未學ばずと曰といへども。吾れは必すこれを學びたりと云はむと有る。是を以て書物をよむばかりが。學問と云で无く。其の行ひを識者に問て。正しくするのが學問なる訣を知るが宜いでござる。此れも論語に。就二有道一而正焉。可レ謂レ好レ學也已。と云て有る。さて其の行ひの本は。返す〳〵も。今在る親を大切にするは固より。先祖の祭祀を懇にするのが本でござる。然るに世の人の。先祖を祭る狀を。つら〳〵見渡す處が。先道の本を心得ず。又儒者などの說に。人の靈魂と云は、無い

ものだと云て。死して風火の如く。散失て。知る事は無いなど、云ひ弘めて。其說が世に普く。自然と世の人の心に染つき。靈魂の有無を辨へずをること故に。いつぞやも申したる如く。靈前に物を捧げるにも。甚粗畧にして。まづ己々は酒しほの上の。堅魚ぶしなど、旨き物の限りに。菜の物を調へて。夫でも塩味が悪いとては。家内の者。料理方の者を。叱りつけたり。何かするが。先祖の靈前に供へ奉る物をば。此は靈前へ上るのだに依て、搆はぬなど云て。見たる狀さへ宜ければ。鹽が辛からうと甘からうと、煮やうがにえまいが夫も搆はず。やりばなしに。なまいだを唱へ。かねを鳴して。供へだに爲ればよい。と心得て居るが。是が抑以ての外なる心得違ひで。人の靈魂のきつと有なる事を知らぬが故で。人の人たる道の本を執へぬので。是皆儒者や僧徒が。世に生ごしやくな事を言ひ弘めるから。夫にかぶれて。かやうに成來つた事でござる。靈前に供へた物は、其の儘あるから。さうぞんざいに思ふもさる事ながら。死して靈魂と成ては。旣に神だに依て。爰が彼顯と幽との境であるから。もはや生の物で。ムシャムシャパリ／＼と云やうには。喰はぬ訣で。只々其の氣味ばかりを。少か吸て置る、故に。其の儘有るのでござる。もし疑しく思はれる人は。其の供へおろしと。徒にしまつて置たのと。味ひ比べて見れば。仄かにわかる事。此れは能く物の風味を食ひ分る人は。直に知れませう。是に付て思ひ合すべき咄しが有る。其れは大峯や三峯など云山に。其山の神の使者だと云事で、狼がたんと居る所が其れを他鄕の者が。火防にとて。其山守に願つて。見立て一匹借る。但しかりると云ふ約束するばかりの事で。此方へつれて來るでは无いが。其借たると云日より。江戶なら江戶に居つ、。日々に其狼に食を供へる處が。若怠つて數日供へぬ事でも有ると。其の借るとて。見立て定め置たる犬が瘦さらぼつて。弱ると云ことで。此れは拙者の知た人なども。借りた事が有て。五七日食を供へる事を怠りたれば、先からしりの來た事が有て大きに魂消て居る事でござる。然らば其の此方で供へる食物は。減もするかと思ふに。夫れは其の儘ある

が。コリヤどうで有りませう。何と幽事と云物は。測られぬものでは有りませんか。神や先祖に物を供へて。其の儘有れども。氣味のみを吸て。受らると云ふ事。此等を以て。準へ知べき事でござる。何に斯ても粗畧になりますか　拙者などは怖ろしくて。粗畧にはどうも爲らぬ。かやうの引言を云ふまでも无く。是れ迄段々申す如く。靈魂は有に相違なく。有に違ひ无ければ。各々家々の。其の祠堂に在すには必定の事ゆゑに。愼んで粗畧には爲ぬが宜いでござる。かやう聞ても。猶悟らず。おろそかにする人は。身も子も思はぬ。道知らずの大不孝人とも云べき者で。其行末が見らるゝ樣でござる一躰世の人が。先祖祭りを粗略にするやうに成たる其起りは。右申す如く。腐儒者流の生さかしらゝ。僧徒等の。佛菩薩阿彌陀など云出で すりを賣んと勸め込むから來た事で。夫はいかにと云に云々。

○鐵胤云。此處に。腐儒者流の僻說を擧て。委く論辨せられたれば。其の儘記し置まほしけれど。其は既に。西籍概論。及び其餘にも委く論ひおかれ。はた故鈴屋大人の御說にも。大概見えたる事なれば。無益の失費を思ひて。こゝは省きぬ。扨又爰に引繼ぎて。僧徒等の佛壇を飾れる狀。夫に付。都ての所爲の虛僞にして。唯愚俗の者をして強て信せ令むと。欲する奸計なる事など。委く論ひ置れたれども。其は出定笑語の附錄に出て。早く板本と爲て。世に弘め置たれば。今はた爰に出さむは。櫻木の災ともいふべければ。これ又略きぬ。其の說を知らんと思はむ者は。其の笑語に就て見べし。(附錄一の卷三十の丁より、末見るべし)

○皇國に於て。古く神祇を御祭り有らせられたる御摸樣を考ふるに。先延喜式に御載なされたる。諸の祝詞を見ても。大概は知れますが。海川山になり出る物。盡く供へて。また甅上高知。甅腹滿並べなど申して。たくさむに御酒を備へ。神の御心に叶ひさうな。美はしき物旨き物を。心の至る限り忌淨めて奉り。さても猶此方には　其の如く念を盡したつもりでも。神の御心に叶はぬ事や。漏落たる事の有て。御受もなさるまいか。御怒りも有うかと心を付て。漏落む事をば。見直し聞直し坐て。受給ふやうにと。厚く心を盡して。其の

見せかけに。土や藁で作つた菓子に。彩色をして。うしろ向に供へると云やうな。虚飾輕薄な事は。決して无き事でござる。だに依て。古への眞の道を心挂る人は。先祖に物を奉るにも此の心ばへに心を盡して。先よく火を清め。清淨にして。自分で能く鹽味をして。己が口に食ても。至極うまいと云の所を。猶旨くもして。奉るやうに。心掛べき事でござる。僧徒等のするに習つて。おや先祖の御靈たちを、蔑如にする事は決して有まじき事。速に改むべき事でござる。(但し今の世に神道者、又なま國學者などゝ云者の說をきゝ習ひたる輩は、さかく世に逆らひ、謂ゆる佛坦へ、強て魚鳥を供へる、と云やうな事を自慢にするが、夫は宜く無い、勿論父母に限らず、誰にもあれ、其の存生のうちに、好まれたる物は、今以てつとめて供へるやうに致します、又折ふしは、自ら口に食て旨き肴などを、あはれ此を奉らばやと思ふ時は、供へ進らせる事でござる但し是は拙者の心得を御咄し申すのでござる、尤も子供らには、我が亡なつた後には魚類精進もの、何に依らず旨き物をばたんとくれろと、言ひおくつもりでござる。)扨先祖の靈前をば日々に自ら拂ひ清めて。榊の枝と水とを備へる事は。我が古へより仕來つたる事で。又しきみは。古くは花さかきと云た物で。其は萬葉集などに。香の木とも書て。此は其の香を好しとして。捧げた物かと思はるゝ由も有れば。此を備へるも宜かるべし。元來佛道に敎へられたる事では。有ませぬから。殊に氣を付て。毎朝新しき木を供へ。榮樹の水も替て、上べき事また草花を上ること此は古に慥なる例は見當ませぬが。美しき物では有るなり。且神代の昔より伊邪那美大神の御靈を祭り奉るに、木國人は花ある時には。花を以て祭たと有るは。由ある事なれば、其の時々の珍らしき花を折て。見せ奉るも能き事と思ふでござる。)(扨また香を燒くこと、此は古へに例なき事なれば、せぬが宜かるべし、但し時として、惡き臭を除んが爲に、好き薫りの多き物など用ふるは、難あるまじ、世間に定香とか云て、いけもせぬ抹香を、晝夜くすぼりかへる程に。いぶし立るなどは決して爲まじき事と思はれる。)扨また親などの忌

日には墓參り。これもどうぞ心掛て致したい物でござる。尤も其の御靈を家に留めて。日々仕へ奉るから。墓參りはまゝよと思ふやうなれども。さうで無い。此れは吾が師本居翁の說に。神の御靈をこゝかしこに祭りて各々驗ある事を。一箇の火を此彼に移し燈すに本の火も滅ること無く滅る事なく。其儘有て其移し取たる火も各各其の光りの熾なるに。譬へられましたが。此は實にさる事で。人も死ては。やがて。神だに依て其の如く幾つにも御靈が分り。墓所に居るは元より。其子ども十人有りて。各々其の家々に祭れば祭るとて。靈魂は幾つにも分ることで有りますから。墓參りはきつと爲ねばならぬ事。さて其の親の靈魂の居らるゝ墓を。守らせ置く寺院の事だに依て。其の寺院への附屆けも。粗略にしてはすまぬ。必身分相應に爲べき事でござる。只僧徒等に欺されて。攻取られると云は魯鈍な人のすることと。此方そののろまが嫌ひだと云ふのでござる。（抑僧徒らの所行を見るに、大抵は神國の神民をして、佛國の佛民にせんとするの術計と思はるゝ事なるに付ては、篤胤早くより、諸國寺院の有狀を尋ね開たる處、格別の異同も無く、大抵五十步百步と云べき中に薩摩國邊の事を聞くに、まづ寺院の在所、市中には一个所も無く、何れも常の人家を放れ、片部山附などにて、山號を稱するも、自然相應にて、風景も宜く、寂寥として、貴げに見ゆる由、さて寺々定法の趣を聞くに、何れも旦家相應の仕法有り、葬式回向等の入用は、悉く其の寺院より出す事にて、旦家より何程と定めて、贈るなどゝ云ふ事は、決して無し、只々平士位にては、青銅二十匹か、三十匹を定めとし、いかなる門閥大身にても、金五十匹か、百匹ならでは贈られざる由、さて其の入用失費は、悉く寺院より出す事と定まり居て、夫程の寺祿は、常々領主より附置るゝ事なりとぞ、右故に、葬送の多きを、好まず中々以て、出定笑語附錄一の卷に云へる如き事は、絕て無く、夫ゆゑ病氣平癒の祈禱をも、厚く勤むる事のよし、いとゞ愛たく仁政とも云べくや。）扱なき跡の忌日。祥月。年忌を弔ふ事は。世の人これも佛道より敎へられたる如く思つて居るが。

諸の經論に曾て無き事でござる。其れは七十八代。六條天皇の。嘉應二年の。事で有ますが、櫻町中納言成範卿と云ふ人。其の父信西の。十三年に相當したる故に、其の頃天下の知識と聞えたる。高野山の明遍僧正と云は。この成範卿の弟で有たる故に。父信西の十三年忌の供養の趣を。明遍に問れた處が。其の返答に一切の經文を考ふるに。亡人の遠忌を弔ふ事の。證と爲べきこと曾てなく。佛法の功徳は。たとへば。五逆十惡の罪人なりとも。引導の功力を以て。成佛させむと云が。釋迦の本意。佛經の趣だから。五年も七年も。六道のちまたに流轉して。佛果を得る事のならぬは。其の佛意に背いて居る事だに依て。佛法を以て。父の遠忌を弔らふ事は。堅く御無用たるべく。しかしながら儒道には。神主の法とて。遠忌を祭る事が有る。其の趣意は。去る者は日々に遠く。此を慕ふ心の。年々に疎くなるを以て。遠祭をいたす事なれば。儒法を以て弔ひ給ふこと。然るべくと答へたり。と云ことと見え。また東見記と云ふ物に。京都相國寺の瑞溪和尚と云が。一切經を考へたる處が。年忌服忌の事。曾てないに依て。儒道の祭法を假て。年忌を始めたりと有る。此の如く昔の正直なる出家は。俗家から遠忌を弔ふ事を頼めば。佛經に无い事だと云て。白地に儒道を借て祭れと申したものを。今の僧徒は。過去帳を繰出して。旦家の遠忌を改め。今年何月何日は何信士何信女の幾年に當るなどゝ云て。先から催促するやうに成たが笑しいでござる。實の處は。大きに御世話。オチヤデモアガレと云て宜いのでござる。元來は右の訣故。年忌を弔ふ事などは。僧徒の世話を受ずとも。だいじ無いもの。然れば御國の古風に祭て。魚味を供へやうとも。儒道で祭らうとも。思ひ々々己が好々に爲ても。構ひ無き事で。公の御觸に。必僧徒を頼んで爲よ。と云事はとんと無しでござる。(實を云はゞ、僧徒の方で、年忌を弔はうなどゝ申し出たならば、イヤ其許はけしからぬ事を云ふ、先に引導を渡して置たでは無いか、其引導は何の爲だ、極樂淨土と云ふ善處へ導いて、此世にまごつかせてはおかぬつもりでするのでは无いか、夫に今又年忌を弔らはんなどゝは、何故に

是迄、亡靈をまでつかせて、成佛させずに置た事だ、夫でも出家の役がすむか、などゝきめつけられたならば、大きに僧徒の手こずり物でござる）然るに今は僧徒等も。其宗旨の祖師の遠忌を弔ふ事は。佛道には無い事で。右の儒法を竊んで。爲る事でござる。然れば引導を渡すは、無用の物か）扨今の世に。忌日祥月と云ふ事が有て。先その忌日と云は。親先祖などの亡なりたる當日を。月毎に云ひ。また祥月と云ふは。其亡なりたる月を。年毎に云ふ事で。其の祥日の祥の字を。今は示へんに羊と云ふ字を書きますが。東鑑（五十二）などに依て見れば。昔は正月の正の字を書たもので。此れは其の正しく當りたる月と云ふの心で。尤なるかき方でござる。又忌月とも申したもので。此れは其の正しく當りたる月故に。其の月の中は。萬を忌慎(いみつゝし)んだ事ゆゑに。忌月と云でござる。又其正しく當りたる月の。まさしく當りたる日を。正日と云ひ。其の日は別して忌慎みたる事ゆゑ。忌日とも云たもので。古への正月忌日の譯は。此の如くでござる。然るに何の頃よりか。シヤウツキと云ふ。正の字を書く事を止めて。祥の字に替たは。どうした事だと云に。まづ今かく祥の字は。諸越に於て。一週忌を小祥と云ひ。服の終なる。三年目の忌日を。大祥と云ゆゑに。其の祥の字を借て書た物で。其れは正の字を書ては月並の正月と字が同くて。紛らはしき故。かき替たものと見えるでござる。然れども古へは。右申す如く。今云ふ祥月の當日を。忌日と致して。月毎の忌日と云ことは。御國にも諸越にも無つた物で。此れはいつの頃より致し來つた事か。いまだ考へ得ませぬが。よし古へに無き事にもいたせ。先祖の祭祀を。厚くする事ゆゑ。此は宜い事でござる。處を儒者などは。諸越に无きこと故に。有るまじき業として。其の説に。親も先祖も月毎には。死なず。其の死たるは。唯一日ならでは無い。などと云ひますが。一とわたりは。尤らしく聞ゆるが。さう云ならば年毎にも死はせぬから。年ごとの忌日を祭る事も。有るまじきことゝ云て宜からうか。既に年毎の忌日を祭る上は。月毎に。忌日と云て祭ればとて。何の惡き事が有りませう。此れは古へより

も勝つて。懇切なる所業だに依て。今の世の習はしに從つて。きつと爲るが宜いでござる。扨かの一週忌。三年忌。七年忌。十三年忌。廿三年忌。三十三年忌。五十年忌。百年忌。と云て殊にねんごろに祭り。今は寺々までも。遠忌とて。三百年忌。五百年忌。千年忌などまで。遙に數へて。嚴めしく行ふ事と成ましたが。先に申す如く。古は曾てなき事で。皇國に於ては。忌は一週忌をはてと云て殊に祭り。諸越では右申す如く。一週忌を小祥と云ひ。服の終なる三年めを。大祥と云ことは有りますが。佛道には。此年忌を弔ふと云事は。曾てなき事でござる。然れどもこの事も。月毎の忌日を祭ると同じ類ひに。懇切なる事ゆゑ。古へに無つたる業だと云て。捨べき事では無いでござる何わざも。古へに異なるをば。一向にはぶき捨むとするは。宜しからぬさかしら事でござる。害に爲る事だに無くは。時世の習ひに背かぬが宜しい殊に厚き方に從ふ。とも云べき事なれば。猶更云までも無いでござる。又多き事の中には。古へよりも。今の所爲の勝りたる事も有るでござる。其はまづ。中園相國公賢公の園大曆と申す記錄に。貞和三年九月廿五日。今日竹林院入道左大臣。卅三回忌辰也。因茲廣義門院。就于西園寺無量光院墳塲被修御佛事。伴明月佛事。先規未詳。且取于數內。更無所見。然而或又有營此事人歟。予先妣此忌辰有相營事。所詮幽靈之追福。遠近盡懇志之條。可叶孝子之道歟。と有ますが。此の論はなはだ穩かで宜いから。きつと年忌を弔ふべき事。また佛經を誦して。佛事を修する事も。我は嫌ひでも。先代の方々の。好まれたる事であるから。其の意に背かず。ともかくも。舊しぶりの儘に爲るのが。此の公賢公の言れし如く。遠近懇志を盡すの理りで。孝心の道に叶ふわけでござる。古へに無つた事を申すのは。學問の上に於て。本を知るべき爲に申すことで。少し訣が違ふ。扨今の心得は斯の如くでござる。右申す如く。七十八代。六條天皇の御世あたりより。猶しばらく年忌を弔ふには。御國風の祭法に。儒法を交へて祭りたるが。後に百四五十年も過て。この貞和三年の前あたりより。そろ／＼佛經を讀ませて。弔ふ

事が始まり。此の後ます〳〵さやうに爲つゝ。今の如く押並て。佛事を修する事とは成たものでござる。(この貞和三年の頃より、今この文化の末頃までには、凡そ五百年足らずに成ぬべし)〇毎年七月十四日・十五日の兩日に。精靈祭と云ひて。先祖代々及び。眷族の御靈を祭り。父生御靈と云て現在の父母をも祝祭る。此は何よりと云事は知らねど。好き事と思はるゝなり。但し古くは。二月四月十一月に。其祭りしつる事は。既に。第五卷産土神の下に官符の御文を引て云へるが如し。然るを。七月祭る事に成りたるはいかにと云に。此は彼の佛法の弘まるに從ひて、盂蘭盆の說など行はれ。佛信心の者ども。年に三度の古風は捨て。七月に祭れるより。今の如くは成れるなるべし。(世間靈祭の有樣を見るに。佛道の仕法のみには非ず、古風の祭法も遺りて、彼此れ打混りての所爲なる事明らけく見ゆ、〇盂蘭盆の事は、いと古く聞えて、古書等にも出たれど、信ずべからず、扨今七月の十四五日を盆と云は、盂蘭盆の略稱にて本より公の御定めに非ず、俗稱なるべし、いかで此の廢たき物にこそ、なほ右等の事、別に論へる物あれば此に委くは云はず)扨かの亡靈の。年に六度往來すと云ふ。佛經の說も有るに依て。度々祭り。中にも七月を重くし。十二月を終りと云て。厚くせる由なれども。此の六度往來と云こと。妄說なり。若くは古風三度の靈祭より。かゝる附會を云出たるには非ざるか。扨また七月の靈祭りの事。弘く世間の樣子を見るに。大抵佛道に依て爲る事ゆゑに。例の虛飾輕薄の仕法のみ多く。却りて靈前に對し。無禮き事にも思はるれば。予が家にては然る事は敏く止めて、粗略ながらも。實情に叶ふ事のみを以て。祭ることゝせり。就ては。七月を惡しとするには非ざれども。同くは古例の如く。二月四月十一月。三度の靈祭に復したく思ふなり。若も三度にては。事多きことゝ思はむ人は。せめて春秋二季にても。行はま欲き事にこそ。扨また古く。二月四月十一月の靈祭は。今の世に絶たるかと思ひしに。近頃聞けば。薩摩國にては。十一月には。必す氏神祭とて。家々に祭る習ひ也とぞ。(但し二月四月に祭る事无しとぞ)其の仕法を

聞くに。大抵其の家に依りて。日限定めあり。(但し親族中みな同日には非ず、此は互ひに往來集會する爲なり、又日限を定めざる家も有とぞ)親類の中互ひに招つ招れつ。懇に賑々しく祝ひ祭る事なりとぞ。此はいと／＼愛たき古風にて。何方にても。斯く有りたく所思ゆるなり。彼の國は始め天孫降臨の御本國なれば。自から人心淳く。古風の遺れるにや。○鐵胤云二月四月十一月先祖靈祭の事は。寛平七年に。官符を以て。嚴然と仰せ渡されたる程の事なれば。必ず古く確乎たる證例ある事なるべけれど。今誰も知れる者なし。依て按ふに。若くは神代三柱の天皇命の。御忌月などには非ざるか。此は何れにも。いと上代よりの習風たること論ひなし。少からず思ひ合すべき事も無くいと／＼畏けれど。唯試に申すのみなり。

○或人。門人土屋清道に問て曰く。我は誠に不肖の性質なれども。追々先生の御講説を承りて。尊内卑外の大義を辨へ。敬神の道をも粗拝承いたし候事。辱き仕合なり。然る處我が家代々佛宗にて。佛壇を構へ。本尊と云佛像も有り。却て先祖代々の靈代は。佛弟子の如くにして。戒名と云を付け。下段に差置く事にて。幾代先より。此樣いたし來れるや更に分らず。早々改正は致したく候へども。家内にても。承引せざる者も有り。はた世間躰も如何など申て。何分改め難く。甚迷惑する事なり。何といたし然る可くや。御教導下されたしと云ふ。清道答て曰く。夫は一應御尤ものやうなれども御決斷の宜からざるなり。熟と御考へなさるべし。先其の御家は。藤原姓なる由。然れば神代以來の御系統也。さて佛法は。人皇より三十代欽明天皇の御世に。はじめて外國よりわたり。追々上にも御信仰に依て。世間にも弘まり　諸人大抵信用する事に成たるは。凡そ五六百年以後の事と思はるゝなり。然れば其頃より。佛像を差置れ候とも。御代數凡そ二十代程なるべし。然るに大御先祖。天兒屋根命より。御系統御相續は申すまでも無レ之。佛道弘通以前此の間。凡そ二千餘年也。御世數は五十代も歴給ひしなるべし。其の間佛道なき時なれば。神祭なりし事論ひなし。然れば後の廿代の習弊を捨て。大祖以來。五十代の正風に

復し給はむ事は。至當の道理と思はれ候。去ながら物に依て。古風を好と計りも申し難く。然るは後世次々に開け行て。宜き事も多かる事なれば。此の處も能々考ふべし。然るに我ら不學ながらも、佛書の眞面目を讀み。殊に先生の講說を承り候て。佛法の人道に叶はざる事は。熟と心得候へば。此の善惡は論を俟ず。旁々以て速に。之を改め給はむ事。何も憚るべき事に非ず。と答へければ。或る人謝して云く。御敎諭の趣一々辱く領承致し候早々改め可申候。斯く心付き候て。速かに改めずんば。却て祖先の咎めを受候はむも計り難しと。悅はでかへれりとぞ。或人。石井篤任に問て曰く。拙生同志の者ども、漸次々相增候處。各々家々の靈屋に。彌陀觀音等、佛像を本尊と號し。或ひは彼の親鸞日蓮らが畫像も有り。右はいつよりか安置いたし有レ之候。然る處近來古道相學び。神の御國の尊き事を辨へ候ては。右佛像の類。早々取除申たき由何れも申出候。尤然るべき事とは存候へども、今一時に取除候ては。自然公の御掟に相觸候やにも思はれ。且數百年も祭り來り候事なれば。若も祟を爲す事も候はんか。貴殿には早くより。幽界の神仙にも仕へ給へる由。右等は如何取計ひて宜しかるべくや。何とぞ祟など申す事。一切無レ之。また公の御掟にも違はざるやうの取扱方。御敎示偏に希ひたく存じ候。篤任對て曰く。皇國は神國に候へば。佛法の渡らざる以前は申すに及ばず。渡來の後とても。多くは神祇のみ尊崇いたし來り候事。今更申す迄も無レ之候へども。右渡來の後、追追上に御信用有レ之。下々も次第に信仰の輩出來、時々は不思議の靈驗等も有しに依て、質朴の人心相靡き。中古以來大抵家々に祀り候やう相成來れる事と存じ候。尤も上より。必ず佛像を祀るべき旨の御沙汰も無く。また神祇を尊敬すまじき由の御達し等は一切無レ之。各々心々に致し來候事に候但し寺院に、宗旨の定め有レ之儀は。御治世以來。かの耶蘇宗嚴しく御制禁に付ては。其の邪宗には無之や。御糺明の爲に。今の十宗を立置れ候事と承り候。殊に佛法に拘はらず。世間に。神代以來の祭祀葬式も。嚴然と相傳はり。また儒道渡來以後は。儒法の祭祀仕來も不レ少候へば。各々心々に

可レ有レ之事と存じ候。左候へば。本尊と云佛像を。置くも置かぬも。勝手次第にて。彼の親鸞日蓮等が像の如きは。云迄も無く。悉く取除候ても。不レ苦事と存じ候。去ながら御尋に付て愚按いたし候に。佛と云物。其の本は有名無實に候とも。中古以來代々尊信いたし。且相應に馳走をも爲來り候家々に於ては。自然と靈異も可レ有レ之。もと外國よりの居候には候へども。祀られたる上には。少しは其家を守りたる事も有べく候へば。今正道を辨知りたればとて。速かに取片付候は。何とかや不仁の樣にも相當り。且は父祖の。其の通りに致し置れ候事にも候へば。俄に追放は先見合せ候て此後は。能々其の佛像に對し。相論し可レ申事と存じ候。總て鬼神に橫道無しとて。能々正理を申し聞候へば。屹度承伏する物也。抑我が國は。元來神國たる事なれば。神祇をば尊敬いたすべき事勿論にて。佛像などは。各々家々の上段正面に。置べき物に非ざる故を。能々申し聞せ。また家族の中。不承知の者へも。其事を能く辨へさせ候上にて。漢籍にも。鬼有レ所レ歸乃不レ爲レ厲とも有レ之候へば。其歸り寄る所なくては不レ宜候間。各其の分限に應じ。其の佛像へ。金錢又は米穀にても相添へ。寺へ送遣はし可レ申候。左候へば。其所に安居して。決して祟を爲すものには無レ之候。必しも海川へ流し棄。又は燒棄などいたし候は。道ならぬ事と。總て性急激烈の取扱は。必いたすまじき事と存候。右は容易く可レ申事には無レ之候へども。折角御尋の事ゆゑに。只々拙者の心得を御答へ申候なり。能々御勘考可レ被レ成候。穴かしこ

○鐵胤云、是より下十枚計りは、葬式に係れる事を記し置れたるが、今は不用と成れるに依て之を除けり、然るはこの事、
御一新後は、古風の葬祭、も願ひのまにまに、官許を蒙る事となり、將同學の方々にて、其式の書等、略儀ながらも數部出來て、誰も心々に採用ふべく成れゝばなり。

大壑君御一代略記

男　鐵胤　謹記

安永五　丙申　一歳

我が父大壑君は。安永五年丙申八月廿四日卯上刻。秋田久保田の城下なる。下谷地町の邸にて生れ玉へり。幼名正吉と稱し玉ふ。父君は即佐竹家の藩士にて。大和田清兵衞平祚胤君と申す。御先祖は畏けれど。
天照大御神より三十二世之御末。
神武天皇よりは。五十代の御門。
桓武天皇之皇子。葛原親王より廿八代。（一本廿七代と云。）之後胤。大和田伊賀守家胤君之代。佐竹義重朝臣。常陸國額田へ出張の時。始めて奉仕し玉へり。（始めは飼馬料として、二百石賜はれるが、後に願ひて家臣と成り、世々奉仕せられたるなり。）其御子重胤君。其御子政胤君。其御子朝胤君。其御子旨胤君。其御子玄胤君。其御子依胤君。其御子保胤君。其御子すなはち祚胤君に坐ませり。（實は依胤君の次男にて、保胤君の弟なり。）葛原親王より三十五代なり。（一云三十四代、）其頃家祿百石にて。大番士の伍長たりき。（系譜の委きことは、父君の殊に撰び玉へる、千葉内支と云書あり、依てこゝに略す。）母刀自は。同藩士那珂儀右衞門交通主の息女なり。御子男女八人あり。嫡男忠兵衞雅胤主。二男渡邊但見正胤主。三男正右衞門實胤主。四男は大壑君なり。五は女子にて政子と云ふ。六男千賀主水胤秀主。七は女子文子と云（後に兄正胤の養女となれり、）一人は早世なり。雅胤主廿九歳にて病死せらる。子無し。二男は早く他家相續せられたる故に。三男實胤主家嗣とは成ら

れたり。

年號	干支	事蹟	年齡
安永六	丁酉		二歳
同七	戊戌		三歳
同八	己亥		四歳
同九	庚子		五歳
天明元	辛丑		六歳
同二	壬寅		七歳
同三	癸卯	儒家中山青莪先生と云人に隨て。漢學を始め玉ふ。	八歳
同四	甲辰		九歳
同五	乙巳		十歳
同六	丙午	叔父柳元老に從て醫術を學び。名を玄琢と稱し玉ふ。	十一歳
同七	丁未		十二歳
同八	戊申		十三歳
寛政元	己酉		十四歳

年	干支	事蹟	年齡
同二	庚戌	元服して實名胤行と稱し玉ふ。	十五歲
同三	辛亥		十六歲
同四	壬子		十七歲
同五	癸丑		十八歲
同六	甲寅		十九歲
同七	乙卯	是まで專ら漢學を爲し。また某々師家に就て。武術數般の修行をも爲し玉へるが。常に大きに憤激し玉ふこと有るに依て。俄に志を起し。今年正月八日。遺書して國を去り。（諺に正月八日に家を出たる者は、再び歸らずと云とぞ。）資費わづかに金一兩を持て。江戸に出玉ふ。故有て藩に寄らず。朋友をも恃まず。唯正義博學の良師を得むとして。諸所遊學して試み玉ひ。或は學事の爲に使はれ。或は餬口の爲に人に雇はれ。又は假に主取をもして打過玉へること凡四五年。其間の辛苦艱難。云ふべきやう無かりきと。後に御自ら語り玉へり。外に記錄なき故に。その御履歷委く知ること能はず。（予が一代記は、自から記べしと、常には宣ひしかど、其暇无くして、終に成し玉はざりき、いと惜し。）	二十歲
同八	丙辰		廿一歲
同九	丁巳		廿二歲

寛政十　戊午　廿三歳

同十一　己未　廿四歳

同十二　庚申　廿五歳

今年八月由有りて。備中國松山の城主。板倉侯の藩士。平田藤兵衛平篤穏君の嗣子と成て。以後板倉家に仕へ玉ふ。代代江戸定居なり。○篤穏君御先祖は。畏くも。

桓武天皇之御後胤、平田四郎入道貞繼主（後筑後守と稱す、）之庶流なり。本國は伊賀國なるが。故有て出雲の國秋鹿の郡に移り。秋鹿氏を賴みて。同國平田の郷を領し、代々住みたまへるが。後に遠江の國に移り玉へり。御中祖平田源左衛門尉宗經君と申すは。天正年中。遠江の國泉の郷にて生れ玉へるが。後に駿河の國に下り玉へりとぞ。（委き系圖も有つるを、武田信玄遠江の國亂入の時、燒失の由申し傳ふ、）家の紋所。井桁の中に澤瀉なり。宗經君の御子。源左衛門尉宗勝君。其御子責右衛門宗次君。その御子を源左衛門宗重君と申す。此は嫡子なれども。故有て浪人にて終られたりとぞ。其御二男を。又右衛門某君と稱す。此主より始めて。板倉家に奉仕し玉へり。其は寛文九己酉の年にて。隱岐の守重常朝臣の御代なりき。其御子。源兵衛篤敬君、其御子藤吾敬房君。其御子はすなはち。藤兵衛篤穏君なり。初め順助と稱し玉ふ。實は遠江の國横須賀の城主。西尾侯の藩醫。天野道順景德主の嫡男なるが。敬房君御子無きに依て。養子と成玉へるなり。元來醫業をば。好み玉はざる故なりとぞ。斯て我が父君には。唯一人秋田を出玉へる故に。江府に親族な

年	干支	事蹟	年齢
		し。依て上總の國久留里の城主。黒田侯之藩士。高久喜兵衛文吉主を家元に頼み。叔父分と爲て。養子には成玉へり。實は篤穩君は。山鹿流の兵學家にて。兼て其門人と成り。教授を受け。其道を學び玉ひて。懇意なりし故なりとぞ。扨また高久文吉主は。能く志合へる人なる故に。叔父分にも頼み玉ひ。はた彼主も。父君の勉勵苦學を。深く感賞して。厚く介抱をも爲られたりとぞ。（高久氏は、本國下野にて佐久山の産なりき、）牛込神樂坂なる。本多修理殿は。板倉侯の聟君なるが。かねて篤穩君その與附を命ぜられ。去し寛政六甲寅年より。同所に移り住玉へり。父子の御契約も。此處にてなり。家祿は世々五十石なるが。本多家より與附の中。別に月俸五人分を充られたり。	
享和元	辛酉	今年春初めて。鈴屋大人の著書を見て。大きに古學の志を起し。同七月松坂に名簿を捧げ玉ふ。○六月十六日。養母君亡なり玉へり。○八月十三日。刀自君嫁し來玉へり。御實家は。駿河國沼津城主。水野侯の藩士。石橋宇右衛門常房主の女にて。二十歳に成玉ふ。御名は織瀬君と申す。御子三人あり。下に出、	廿六歳
同二	壬戌	五月廿日。嫡男常太郎出生。○六月廿日。常太郎早世。	廿七歳
同三	癸亥	今年太宰純が著書を見て。大に其不經を憤り。呵妄書と云を著し玉ふ。これ著述の始なり。	廿八歳
文化元	甲子	今春より家號を。眞菅乃屋と稱し。開業ありて。門人追々進む。○德行式成	廿九歳

年	事蹟	年齢・入門
	る。亦五德說とも云。	入門之者三人
文化二 乙丑	正月十六日。女千枝子出生。後に鐵胤之妻と成れり。○鬼神新論初稿成。○伊勢兩宮御鎭座部類記成。	三十歲 入門二人
同三 丙寅	○本教外編稿成。	三十一歲 入門四人
同四 丁卯	再び醫師と爲り。名を元瑞と改め玉ふ。學業の爲に。千枝子一人を連れ。守山町と云處へ轉居し玉ふ。○千島白浪草稿初。	三十二歲 入門二人
同五 戊辰	今春尾張町へ移り玉ふ。○四月十四日半兵衞神樂坂にて出生。以上男女子三人。産土神は　築土明神に坐ませり。○七月神祇伯白川殿より。諸國附屬の神職等へ。專古學教授せしむべき旨を賴玉ふ。依て御同家の學則を訂正し玉ふ。○傷寒雜病論解。及びその考文草稿成。	三十三歲 入門四人
同六 己巳	今年山下町へ移り玉ひて。弘く古道の講說を始め玉ふ。次々儒道佛道。および諸道の大意をも講じ玉ふ。○伊勢物語梓弓。稿本成。○十一月六日。養父君亡なり玉へり。	三十四歲 入門二人
同七 庚午	○志都乃石屋初稿成。春より始めて。○古道大意。○俗神道大意。○漢學大意。○佛道大意。○醫道大意。○歌道大意。○玉多須喜。等の講本次々成れり。今年大きに憤發し	三十五歲 入門三人

年	事蹟	年齢
同　八 辛未	玉ふこと有に依て。十二月初。密に駿河國に行て。府中なる。柴崎直古が家の一と間に籠りて。古史成文を撰み玉ひて。古史徵等の草稿成れり。委くは是時の禱詞あり。（開題記の末に附す、）○古史成文を。初には古史と稱し。古史徵を初には。古史或問と云へり。	三十六歲 入門十三人
同　九 壬申	八月廿七日。母君亡なり玉へり。御年三十一。○靈能眞柱成。○古史傳の草稿をも初め玉へり。	三十七歲 入門十三人
同　十 癸酉	正月○入學問答を記し玉ふ。是年南鍋町へ移り。又北八町堀鍛冶町と云處へ移り玉ふ。	三十八歲 入門七人
同　十一 甲戌	○三大考辨々成。○[illegible]乃廡々迺々次々成る。○古史傳二帙成。	三十九歲 入門十四人
同　十二 乙亥	○天津祝詞考成。○古史傳三帙成。今年大きに著述を急ぎて草稿數卷成れり。	四十歲 入門十二人
同　十三 丙子	今春京橋三十間堀へ移り玉ふ。半兵衛を。又五郎と改名し玉ふ。四月始めて。鹿島宮　香取宮。及び息栖神社に參詣玉ふ。序に銚子邊を廻り。諸社巡拜して。天之石笛を得玉へり。之に依て家號を。伊吹乃屋と改め。通稱を大角と名告玉ふ。叔また大壑と申す。御稱號は。早く秋田にて。漢學を爲玉へる頃に。專と稱し玉へるが。其後は用ひられず。又文政の末方より。再び用ひ玉へり。斯て花押は。（花押）此の如くにて。即也の字なり。（篤胤也と云ふなり、）然れ	四十一歲

	ども。實は大壑に由ある字なり。其は別に記し玉へる物あり。 ○九月廿四日又五郎病死。○古史系圖上帖刻成。 ○毎朝神拜詞記刻成。	入門八十七人
文化十四 丁丑	正月○天說辨々成る。○天石笛之記成。 ○古史傳四帙稿本成。	四十二歳 入門十三人
文政元 戊寅	○古史成文　古史徵神代部刻成。○十一月十八日後母君御入輿。 ○古史傳五帙稿成。○參考神名式草稿始。	四十三歳 入門十一人
同　二 己卯	正月二日。古道學神號を書て。板に彫しめ玉ふ。此を願ふ者多きに依てなり。 三月十五日立て。再び　鹿島香取宮に詣玉ふ。五月歸府。○六月より始めて。 古史徵の開題記を著はし玉ふ。續きて刻成る。○十一月後母君御入家。	四十四歳 入門廿六人
同　三 庚辰	正月二日。○古道太元顯幽分屬圖說を著し玉ふ。直に刻成　三月三日。湯島 天神男坂下へ移り玉ふ。 ○西蕃太古傳初稿成。○印度藏志草稿をも始め玉ふ。五月○天滿宮御傳記略 刻成。	四十五歳 入門十四人
同　四 辛巳	○神字日文傳。及び疑字篇草稿成。○密法修事部類草稿成。○古今妖魅考草 稿成。	四十六歳 入門十六人
	七月十六日　上野の宮より。著述書類。御一覽有らせられたき旨。茂野帶刀 を以て　御內命あり。之に依て。古史成文。同徵。開題記。神代御系圖。靈	四十七歳

能眞柱等差上らる。豐田少進披露なり。其後　御感不淺之旨御沙汰にて。八月十八日。白羽二重二匹。御上下地一具賜はれり。

○仙境異聞稿成。一名仙童寅吉物語とも云。

○勝五郎再生記聞成。

同五 壬午

今年六月。かねて學業の爲に願ひ玉へること有に依て。板倉家より永の暇賜はり玉へり。七月廿二日發足にて。上京し玉ふ。御供は太田朝恭と。外に僕又平と二人なり。八月三日熱田宮に詣で玉ふ。同六日京都に上り著玉ふ。藤井高尙主。箕田水月翁。江戸爲之。藤田春相。また六人部節香。同く息是香などに出會玉ふ。かくて著述の御書ども。獻備奉らむの願ひにて。上り玉へることなれば。卽製本の用意も整ひ。豫て富小路治部卿殿の御內奏に依て。古史成文。同徵。開題記。神代御系圖。靈能眞柱。古史傳抄寫數卷取揃へ。九月朔日。をりしも天恩日の吉日なればとて。治部卿殿まで差上られ。同卿より先

仙洞御所へ傳へ獻り玉へるに。殊に

感させ玉へる由。また六人部節香父子。むねと計らひて。

禁裡御所へは。御局冷泉殿より。長橋局と申す御方まで。板本殘らず差上られ。それ悉く御披露わらせられたるに。厚く

感聞えさせ玉へる由。卽冷泉殿より御書を賜はり。金銀綵色の御短册。二百枚下し賜へり。富小路殿よりは。其由御序文に記し賜はれり。いと〱有難

入門十一人

文政六　癸未

く。學問の規摸。惜しさ申すべき詞無く。教子等も悦びあへりき。斯て年來の本意をも遂玉ひ。はた倍々に著述を急ぎ玉へるに依て。同く廿日京を立出て。伏水より船にて下り。晩がた浪花に著て。二三日逗りて。同門の人々にも逢玉ひ。夫より若山に行て。藤垣内を訊ひ。かねて學びの爲とは云ひながら。翁に甚く論ひ玉へる事の有りしに依て。其謝がてら歌を詠て。「武藏野にくき落て有れど今更に。寄來し子をばあはれとも見よ。」と書て出し玉ひければ翁の返しに。「人のつら嚙むばかり物言ひし人。今日あひ見れば憎くしも非ず」。と外に九首あり。合せて十首詠て出され。心のそこひ打とけて。しばしば酒酌かはしつゝ語らひ玉へり。爰に翁こと更に。鴨水井特が書きたる。故大人の御肖像の掛軸と。さきに故大人の。後世の御璽にとて。神路山の櫻木もて。三つ造らしめ玉へる御笏の一つ。又その時に。同じ墨筆にて。翁の書れたる御靈號の。一ひら有をさへ取出して。悉に授け與へられたり。父君いといと辱く。ふかく歡悦び玉へり。然るは古き教子等も多かるに。其はおきて。唯三つなるを。其二つは即ち藤の垣内と。鈴の屋の御許に齎き玉ひ。今一つ殘れるを。出し賜はりたるは。末の世までも。殊に尊み齎き奉るべく。世に比類なき。大人の御靈代なればなり。廿五日若山出立。大和へ廻り。古く尊き御社へは。悉く參拜し玉ひ。夫より伊勢へ出て。十一月朔日參　宮し玉ひ三日に山田へ參　宮。四日に山室山へ參拜し玉ひ。夫より鈴屋を訊玉ひて。春庭翁に見え。故翁の用ひふるされたる御筆を乞受玉へり。（此を以て、古史傳清書の時、一行なりとも、書玉はんの御心なり。）夫より又東海道を下り。

四十八歲

入門十六人

十二日に駿府へ立寄り。十九日家に歸り著玉へるなり。（是時のことは、父君自ら書つけ玉へる日記も有り、然れど此は日々の實用を記し玉へるのみにて、世の文人等の、殊更に何怜く可笑く、書成たる物とは、甚く異なり、又この上京し玉へることに付て、同門中の人々、何くれと論ひ言へることども多かるを、凡て藤垣内翁の、自ら書つめ置れたる一冊あり。其は自らの文通をも殘さず、父君の江戸に歸り玉へる後までのをも泄さず、悉に寫記されたり、凡そこの上京一件に付て、同門の人々の情狀を知るには、甚能き書なり、斯て後に、父君の此を見まして、自から毀譽相半書と書付玉へり、其は此一冊元より書名の無かりし故なり、抑また後に聞たること、泄たることなども有りて、鐵胤が記し添たる事もあまた有り。）十二月吉田三位殿より。御同家附屬の神職等に。古道學の旨を。厚く教導すべき由を頼み玉へり。

同七　甲申

正月十五日。鐵胤入家。此春は殊に著述を急ぎて。數部草稿を成し玉へり。○每朝神拜詞を增訂して。玉襷の草稿を改め。第一の卷より。同く九の卷まで增補して。舊稿を廢し玉へり。○黃帝傳記稿成。○五岳眞形圖說成。

四十九歲　入門九人

同八　乙酉

○古史神代の傳。大抵草稿成れり。○葛仙翁傳稿成。○牛頭天王曆神辨成。

五十歲　入門十八人

同九　丙戌

○印度藏志草稿十餘卷成。此中印度傳通品二冊清書成。○扶桑國考初稿成。四月九日嫡孫ふき女出生。

五十一歲　入門四人

同十　丁亥

○醫宗仲景考刻成。○赤縣太古傳稿本成。

五十二歲

年	事蹟	年齢・門人
	○志都乃石屋。卷數多きに依て。體裁を改め分て。數志と爲玉へり。	入門十四人
文政十一 戊子	○古今妖魅考淸書成。○大扶桑國考增補。及び三五本國考等。次々に稿本成。九月十三日嫡孫延胤出生。	五十三歲 入門卅七人
同　十二 己丑	○天柱五岳餘論成。○三神山餘考稿本成。○日知乃品定成。○每朝神拜詞記增訂本刻成。○宮比神御傳記刻成。	五十四歲 入門十六人
天保元 庚寅	○八卦稽疑傳稿本成。○欽命籙成。今年易暦の書類數部稿本成。七月六日孫胤則出生。	五十五歲 入門二十人
同　二 辛卯	○春秋命歷序考成。○春秋曆本術編稿本成。○古史年歷編草稿成。○皇典文彙。及素讀本數部成。○大祓詞正訓刻成。	五十六歲 入門十九人
同　三 壬辰	○弘仁歷運記考成。○萬聲大統譜成。○太昊曆旋式初稿成。○玉多須幾初帙刻成。	五十七歲 入門　五人
天保四 癸巳	二月十三日孫胤好出生。○前漢歷志辨成。○三曆由來記成。○夏殷周年表成。○日女島考刻成。	五十八歲 入門十一人
同　五 甲午	○古曆日步式。同月步式。古今日契曆等稿本成。○皇國度制考成。○古今交蝕圍範草稿成。	五十九歲

年	事項	年齢・入門
	○孔子聖說考稿本成。生田國秀をして。欽命錄を注解して。古易大象經傳と改め令め玉ふ。○終古冬至格稿成。	入門十二人
同六 乙未	○赤縣度制考成る。此書は屋代輪池翁の需に依てなり。六月三日孫美如女出生。十二月根岸新田と云處に移り住玉ふ。○三易由來記成。	六十歳 入門十人
同七 丙申	○八卦稽疑傳を增訂して。太昊古易傳と改め玉ふ。○太昊古曆傳稿本成。八月廿四日。鐵胤及び家族門人等。進んで。六十一歳の還甲を賀ひ奉る。十一月大扶桑國考上木成て。上野宮へ献る。かねて　御尋有しに依てなり。	六十一歳 入門九人
同八 丁酉	正月十八日。宮上意に。先達て平田篤胤献上の。大扶桑國考の事。關白殿下へ申遣したる處。その返事に。右の書得と披見いたしたるに。古來の事跡委く考へて。心得に相成べきこと少からず。甚大慶に存じ候。此書仙洞御所へ御進献候はゞ。御感おはし坐べくと申越たりと。宮上意の旨。御用人進藤周防守隆明主より。申傳へらる。二月六日又　上意に。大扶桑國考のこと。關白殿下熟覽にて。甚感心なり。皇國のことに斯くまで厚く盡力いたしたること奇特なり。就ては仙洞御所へ御進献の事は。申す迄も無く。禁裡御所へも。早々御進献なさるべく必。叡感有らせらる可く候。猶又　准后殿よりも所望あり。別に一部相添へ遣は	六十二歳 入門七人

すべく旨。關白より申越したりと。上意有し由。進藤周防守申傳へらる。同廿一日。別製本出來に付。上野御殿へ差出す。五月八日。先日の献本。兩御所に於て。
叡感不斜。自分に於ても。大慶の旨。關白より申越したりと。宮仰せ出されたる由承はり。白銀十枚賜はれり。甚々有難き事にこそ。今年天朝無窮暦成る。○幹支字原考成。○彖易正義稿本成。

天保九　戊戌

今年五月より。改めて秋田藩中と成り玉ふ。（○父君御本生は、上に云へる如く、秋田藩士大和田清兵衛祚胤君の四男にて、即同姓正吉胤行と稱し玉へるを、寛政七年廿歳にて江戸に出て、同十二年由有て、板倉家の藩士、平田氏の嗣子と然り、平田半兵衛篤胤と名告り、通稱は大角と改め玉ひ、文政六年まで、同家に仕へ玉へるを、學業の爲に、不都合のことあるに依て、永の暇を乞ひ、浪人と爲りて、唯一向に學事をのみ勉め勤しみ玉へるを、今年にいたり、佐竹家より、其篤學を稱美し玉ひて、其筋を以て、歸藩すべき由內命あり、且本姓大和田を稱するに及ばず、實家とは別段にて、此儘平田氏にて然るべきよし、之に依て其命に應じ、家祿百石の積りを以て、今天保九年五月十七日より、秋田藩中とは成り玉へるなり）○文政六年致仕し玉へる後には。尾張殿。水戸殿。田安殿。等より。周旋徵招あり。其外も有つるが。尾州よりは。月俸三人分。其餘品々恩賜あり。水戸は哀公烈公しば〳〵。恩顧も有つれど。其學風。大抵後世一家の習弊を生じて。古道の本旨に叶はざる

六十三歳

年	事蹟	年齢・入門
	こと多く。或は譏者の爲に。志を述ること能はずして。數年を經られたること も有き。今更に要なきことなれば委くは爰に記さず。〇天朝無窮暦後編稿成。	入門十五人
同　十　己亥	〇古史本辭經稿本成る。〇享和文化の頃より始めて。數十部の著書。草稿數 百卷あるを。次々精撰なし玉ふ。	六十四歲 入門六人
天保十一　庚子	天朝無窮暦の事に付。司天臺よりの疑問あり。屋代翁取次にて差越さる。依 て其答辯二冊を記し。同氏を以差出し玉ふ。司天家より再問无し。此答辨書 を以て。無窮暦の附錄とす。 六月［　］日幕府閣老より。身分御尋之節。本藩より御答。 平田大角儀は。國元出生之者に而。大和田清兵衞四男に有之。若年 之頃より。國學修行として。江戶に出。追々出精に付。先年家來に 召立。高百石宛行學館へ入置國學方申付置候。 六月 八月白川殿より。改めて神祇道の學頭として。附屬の神職等を。厚く敎授い たす可き旨。再應御賴あり。 九月七日孫須受女出生。	六十五歲 入門五人
同　十二　辛丑	正月元日。藩廳にて口達左之通。 舊臘晦日。幕府執政太田侯より。留守居役 御呼出にて。書附を以御達左之通。 平　田　大　角	

六十六歳
入門廿九人

右之者早々國許へ可被差遣候事。

猶又口達にて

右大角儀。是まで著述書數多有之由。以來は差留可被申候事。

右之通御達有之候段。被申渡。早々旅行用意いたし。國許へ罷越可申旨承知仕候。之に依て同月十一日。母君御同道にて江戸出立し玉ひ。まづ本藩領分下野の國仁良川陳屋まで行き。同所にて春中逗留し玉ひ。寒國ゆゑ雪消を待て四月五日同所出立にて。同月下旬。秋田久保田新町なる。甥大和田盛胤が邸に著玉へりき。(此頃のこと委き日記あれど、此に用无れば略す)斯て鐵胤及び家族の者は。御構ひ无之に付。一同江戸表に住居れり。扨また著述書のこと。右の通にて。以後は相止可レ申。是まで出來之分は。其儘にて不苦旨。藩廳より被申渡候。十一月廿四日。君公より改めて。旗本近進と云に召直され。俸祿を增賜はる。

天保十三 壬寅

六十七歳
入門十四人

六月。天朝無窮暦寫本六卷。鐵胤より　上野へ献上の處。　宮御覽の上。容易ならざる著述。天下の寶典たるべき旨。深く　御感賞あらせられ。依ては京都へ御進献遊ばされたく。右之書一部。御所望之趣。八月十六日。御使を以て。本藩へ仰入らる。十月廿二日。新寫本。扣へとも二部。出來に付。上野宮へ差上られ。早々關白殿下へ御贈りにて。間も无く一部御傳献に相成たる處。

叡感不レ淺之旨。京都より被　仰下たる由。十一月下旬。宮より御沙汰被成下。御賞美として。金子三千匹。白縮緬二匹下し賜はり。重疊難有仕合に奉

存候。

同　十四 癸卯

去し丑の年正月。御心ならずも。秋田に立玉へるを。鐵胤は江戸に留れる故に。其後は逢まつらず。故學業の用事日々に積りて。凡そ三年にさへ成ぬるを。面り談るべきことの多かればゞ。必參るべき由宣ひおこせ玉へるに依て。二男鐵彌を連て。六月五日に江戸を立て。同十九日に。御許には參著たるなり。然るに七月の中頃より。病玉ふ處ありて。醫師ら手を盡して。藥など進りけれとも。驗なく。次々に重り玉ひて。閏九月十一日の夜の亥の刻頃になむ。終に身まかり玉ひぬる。御齡は六十八歲なり。斯て親族たち弟子等。相議りて。十四日に。家より東半里計なる。手形と云處の。廣澤山と云眺望ある山に葬し奉りぬ。さて詠遺し玉へる御歌に。詞書も有て。「思ふこと一つも神に務めをへず。今日やまかるか惜らこの世を」と有り。

本藩より御召立之節御書付

大和田正治叔父　平田大角

皇朝古道學精勤。數十部之書著述いたし。右著書。先年上京之節。

禁中　仙洞御所迄も。

叡覽に相成候上。拜領物等被　仰付。且江戸表において。公邊御內覽に相成候段。積年之勤學骨折之儀に有之候。猶追々門弟多人數に及び。當時に至候而。諸國之同學莫大に相成候は。畢竟學業拔群故と思召候。依之御旗本に。被召出候旨被　仰出候。

六十八歳

入門廿八人

十一月

八月七日孫胤雄出生。○束脩之門人。凡五百五十三人。（此を上等の門人とす、此餘沒後の門人多し、其は末に記し出すべし。）○著述之書。凡百餘部。卷數千卷に近かるべし。但し此は究めては言ひがたく。只大凡を云るなり。然るは數十葉の物と云へども。此は猥に世に出す可からず。と掟て玉へるも有り。（其は固より著書の例に入れず、）又始めより書名を題して。五枚七枚記し出されたるも數有り。又只一部にて。數百卷の物も有り。又僅に十葉に足らざる一部も有れば。左に右に。卷數部數の容易く定め言ひ叵きことを思ふべし。扨又暇あらば。著述の系圖を書く可しとも宣へりき。然るは早く世に弘まりたる。學びと云學び。道と云ふ道の事は。大抵洩すこと无く。議論し玉ひて。彼に依て此書成り。此に就て某書の出來し事など、皆由緒あることにて。唯不意に。著述の成れると云ことは无き理なり。然れば系圖あらば大に便宜しかるべきを。其事の成らざりしは。いと惜しくこそ。（校者云、世に鈴屋大人の著書ばかり、文字遣ひの正しく、體裁の宜きは有ること无きを猶其上にも、正字を多く用ひて、假字書を省き、紙員を少くして、櫻木の災を減し、造化の功德を妨げじと、勉めて著述し玉へることなれば、大方の人の十卷は、大抵三四卷、若くは五六卷には、書取玉ふべければ、百餘部の著書は、世の人の千部にも對ふ可しと、想ふと云り、此は實に然るべし。）○鐵胤云。著書の數多かるに就ては。心得置べき事あり。然るは較く成て。其說粗きも有り。潤く出來て。精きも有て一樣には言ひ叵く。されど大凡は。讀

見れは直ちに辨へ知らるゝことなれば。今此に委しくは言はず。其中に。古史傳は。最第一の書なるが。神世三十卷許りの中に。撰述の遲速。考說の精粗も有り。自づから書中。文脈の異なるも有ることとなるを。其を知らざる者は。訝り思ふも有べければ。今其大概を爰に云べし。其はまづ第一段より。十段邊までは。文化九年頃。初稿成たるを。文政の五六年頃に至り。一と通り書改め玉へる也。同十一段より第六十段邊までは。文化の十年頃より。文政の元年頃までに。次々書玉へる初稿の儘也。又文政の三四年頃には。印度藏志。妖魅考など。專と書著し玉へりき。斯て其時々に。考得玉へる說ある時は。其處々に書入改め玉へるも有に依て。其前後文意の照應せざるも間あり。豫ては赤縣太古傳。印度藏志等。凡て外國の古傳說を。詳に探索考究して。其成たる上に。古史傳は悉く。考證精撰し玉ふ可きことに。定め置れたるを。其事迄に至らざりしは。甚も々々口惜きことにこそ。然れば後に成たる。天朝無窮曆。古史本辭經は更なり。其餘赤縣太古傳。及び易曆の著述等は。却りて古史傳より。考證の委きこと多し。然れば皇國神代の眞古傳の彼れに依て其深旨を伺得ることも少からざるなり。此は讀む者必心得居るべきことなる故に。因みに爰に記し出せるなり。

○弘化二年乙巳三月。白川神祇伯王殿より。父君御一世の學業を稱美し玉ひて。神靈能眞柱大人。と云ふ靈號を贈られ。はた靈神の稱號を賜り玉ふ。○文久二年壬戌正月。改めて靈社號を贈り玉ふ。

○御歿後。天保十五年甲辰より。慶應三年丁卯に至り。入門之者。一千三百

三十八人(これを中等の門人と爲す、)

○每朝神拜詞

是乃神牀爾神籬立氏。招請奉里令坐奉里氏。日爾異爾稱辭竟奉留。挂卷毛畏伎。天之御中主大神。高皇產靈。神皇產靈大神乎始奉里。天御神八百萬。國御神八百萬乃神等。大八島之國々島々。所々之大小社々爾鎭座坐須。千五百萬乃神等。其從閉給布百千萬之神等。枝宮枝社之神等。一柱毛漏落給布事無久。辭別氏波。幽事知看須。大國主神。大國魂神。大物主神。醫藥之術登。呪禁之術斗爾幸賜布。少毘古那神。別爾波眞篶刈信濃國。伊都速伎淺間山爾鎭坐須。磐長比賣神爾副氏守尼須。日々津高根王命乎始米氏。天翔國翔留。諸蕃倭之山人等。總氏世爾在斗志在爾。諸之御靈等之正志伎限。一柱毛漏落給布事無久。有由留大神等。御靈等之盡。招奉爾麻々邇々。奇靈神憑里幸閉給閉登令坐奉里氏。天勝國勝奇靈千憑彥命登稱名令負奉留曾富登神。亦名者久延毘古命乃御前爾。平阿曾美篤胤。齋清麻波里。赤伎淸伎心計乃禮代斗。御酒御饌御毛比獻里氏。鹿自物膝折伏世。鵜自物頂根突拔伎。愼美禮麻比拜美奉里氏。畏美畏美毛白須。過犯須事乃在乎婆。見直志聞直志給比。罪怠有乎毛。宥給比許給比氏。此獻留物等受給比。今祈願日須事等乎。平祁久安祁久聞召世斗白須。篤胤伊怯久劣在杼毛。賀茂縣主眞淵。平阿曾美宣長等我。古學爾功績在志導爾依氏。神世乃御典乎讀窺比奉里氏在爾。天地乃初發廼時爾。高天之神祖。天御中主大神。高皇產靈。神皇產靈大神。高天原爾事始給比氏。神伊邪那岐伊邪那美命爾。是漂在國乎。修固成世登。天瓊矛乎事依志賜比。伊邪那岐伊邪那美二柱大神。其瓊矛乎指下志畫成給比氏。淤能碁呂島爾。天之御柱。國之御柱登見立給比氏。八尋殿乎化作給比。妹妋二柱所就給比氏。大八島乃國々島々乎生給比。青人草乃始祖神等乎生給比。萬物乎毛生給比。青人草乎惠給布登。諸乃神等乎生給比氏。其御態乎別依志給比。萬出事乎始給比氏。爲登爲志。勤美給閉留事每爾。天皇祖神等乃大御心乎御心登爲氏。青人草乎惠給比。愛志美給比。彌益爾蕃息里榮由倍久。功竟給閉留乎始米。天照大御神。其御業乎受持給比氏。天御國知看志。穀物乃種等御覽志氏。此物等波。宇都志伎青人草廼。食氏

活倍伎物給斗詔給比氏。殖生志賜比天之下乃荒振神等乎。神攘々給比。語問志岩根木根立。草乃片葉乎毛語止氏。幽冥事波、八百米杵築之大神爾。言依志治志米給比。皇美麻命乎。天都高御座爾令坐奉里給比氏。萬千秋乃長秋爾。大八島乎安國斗平氣久治給閉登、天降志任奉里。顯明事知看佐志米賜閉利斯時爾、神魯伎神魯美命乃、御言依志坐隨、天津祝詞乃太祝詞爾依氏。皇美麻命能御々世々。天社國神社乎齋比神祭乎專登爲氏。天乃下乎治賜比。人民蒼惠給比撫給布事奈毛。天皇祖之大神乃御傳坐留大道乃根元爾氏。其御任乃麻々違々。天神地祇等受持給比氏。世中乃事乃有乃悉。神之御業爾波留々事無久。脱留事無久。廣伎厚伎恩賴乎蒙里氏在留緣由之。多斯爾窺比得氏。頂爾尊美奉氏在乎。中御世與利。外國々乃横趣乃説等乃傳波里來氏。世人乃心漸爾。其方風爾移呂比氏。異伎卑伎蕃神乎貴專登齋伎。高久尊久皇神等乃御靈爾依氏。其御道乃中爾生禮氏。食物衣物住家等。爲斗爲須每々爾。大御惠乎蒙里都々毛。然波思奉頁受。神乃道乎粗略爾思居留人多爾出來氏。神事仕奉留事乃廢禮以來氏。

天神社國神社毛衰閉坐留爾依氏、皇神等波彌放里爾放坐氏、在坐如共登隱呂比坐。蕃神波所乎得都々。大神僧比氏。世人欺久事能憤悒呂志久。慷慨久。身爾敢奴態爾波在禮杼。神乃御典乎熟解明志氏。世人爾普久。大神等乃御德乃辱伎本乃由緒乎知志米靈乃眞柱立固志米氏。猶此後毛。何様乃異伎說等蔓里來斗毛。率頁世自登思比興志氏。往斯文化八年斗云年乃十二月餘里閒無久閒無久。今日乃活日乃足日麻傳。心者後意流事無久。此學乎勤美仕奉頁牟斗。志邪斯侍布奈毛毛。今招奉里稱辭竟奉留。天地之大神等御靈等。一柱毛漏落給布事無久。此乃神牀爾神集々給比。平久安久御座坐氏。神魯伎神魯美命乃。高天原爾始賜比志事乎。天地乃大神等。神隨毛知看氏。任乃麻々違々幸閉坐志。荒振神等御靈等波。皆御心乎直志和斯坐氏。善志伎御心振起給比。中御世餘里人乃隨意爾行波志米。或波神隨毛宥給比氏用給閉留。蕃國々乃事等乃、神魯岐神魯美命乃道爾違閉留非事波。糺志改米退給比、天地乃大神等。神世乃毛許呂。大御稜威乎振比給比。各々掌別給布功德乃任爾相宇豆那比相麻自許里相口會給比氏。前爾

神之道乎不知志程爾。過犯世留種々乃罪咎積。今毛仍日々爾失犯須事乃在乎婆。見直志聞直志給比。有給比許給比。拂清米志米給比氏。古語等波漏須事無久過事無久。正語乎正語斗思得志米給比。誤謬留事有良婆。次々爾思得氏令改給比。足者不行杼毛。天下乃事等盡爾令知給比。外國說爾迷禮。正說波正說登撫得志米給比。高天之神祖乃神之產[illegible]道給比。其御靈乎分賦閉留御末奴斗爲氏。其道好牟性斗令在給布事波。頓氏神乃如此使給布事斗那毛思奉留爾。挂卷波畏祁禮杼毛。吾魂波頓氏神乃分賦爾志在婆。幽事神事乎毛。知良流々限波令知給比氏。此世奈賀良爾神爾毛見奉里。世乃爲道乃爲爾[illegible]里[illegible]留事等。爲斗爲須術等。神習之術醫藥之術呪[illegible]之術乎。悉爾神術奈須伊豆速伎驗有志米給比氏。善久人乃災難乎令救給比。所有妖物毛。形隱志敢[illegible]恐禮志米給比。我無久一向爾。歸順奉里仕奉[illegible]此軀即奇靈乎憑奉命爾等志。大神等御靈等。常爾請祈奉留隨爾。靈幸閉坐神憑坐氏。其御德爾令似給比。大神等乃御靈之幸請奉留斗。御前爾捧宜氏。日每爾給波留活藥乃驗炳焉久。傳給布隨爾。軀乎健然爾。

病志伎事無久。頓波志伎事無久。彌若爾令若給比氏。[illegible]有常爾、世爾弘久功成竟留[illegible]傳。世乃長人斗在志米給比。學乃業乎彌獎爾進米給比。彌助爾扶給比氏、牟久佐加爾榮志米給比。五百卷千卷乃書等。言美志久、義理正志久記得志米給比、爲事言事悉爾令愛飾給比。外國學乃佞曲爾徒乃邪說波次々爾問和志言向志米給比。此正道爾赴志米給比氏。諸同心爾神習波志米給比。伊神之道爾歸順波倍。四方四隅餘里荒備疎備來牟。妖鬼枉人波。速爾追退罰米給比氏。例乃隨爾豫美都國爾逐比下志給比。大神等乃御稜威乎。世爾炳焉久令知給比。書著佐牟書等乎。阿夫佐波受。形木乃板爾彫成氏。世爾令弘米給比。治禮留御世乃祥爾。神世乃由緒乎。普久廣久。滯留事無久。善波志久世爾解明佐志米給比。世人悉爾。正志伎直伎古[illegible]意爾復良志米給比。仍其書等乎。最高伎雲乃上爾毛。世乎爲政給布公邊爾毛伊吹放志米給比。廣伎厚伎御德乃公心爾。庸夫乃思乎毛。徒爾波捨自斗採用給比。神世乃由緣乎所思坐氏。次々爾廢多留神事乎令興給比。衰坐留社々乃。千木高久令聳給比。古道爾復志給比氏。

無窮爾。君斗臣斗乃御中。彌睦備爾親備令榮給比。此功績乎以氏。罪怠穢犯乃有乎毛。宥給比恕志給比氏。大神等乃御恩乎報伊志米給比。功成竟氏。現世乎罷禮留後乃魂乃往方波。定乃麻々邇々。產土神等事執給比氏。一向爾幽事知須留大神乃御許爾參里仕奉良志米給比。大神乃御後爾立氏。天上爾復命白佐志米給比。彌益々爾正志伎直伎太心乎令固給比氏。動久事無久。天地乃有牟限乃後世乃次々毛。現世爾立牟功績乃隨爾。神世乃學乎世人爾幸閉志米給比氏。邪乃道乎糺志辨閉。伊吹拂比乎退久留態爾仕奉留神斗成志米給閉。又其爾就氏波常毛家內乃者共。朋友親屬教子等乃萬乃枉事罪穢乎毛拂給比淸給比氏。病志伎事無久煩波志伎事無久。睦備親美諸々義理爾叶閉留願事共波幸閉給比氏。同心爾。大神等乃大道乎。說弘牟留功勞乎扶志米給比。御歲豐爾。世乃富世乃饒乃毛。不足事無久令得給比氏。人多爾令養給比。神習波志米給閉斗。日波異禮杼毛。心言波違閉受。淸伎赤伎心乃麻々邇々。僞良受飾良受。祈祝伎請願奉留事由乎。天御柱國御柱命。御息乃共走出留駒乃耳彌高爾。天都神者。天之磐門乎推披伎氏聞食志米。國都神者。高山乃伊穗理。短山乃伊穗理乎。搔別氏聞食志米。天翔國翔留山人等。諸之御靈等。天勝國勝奇靈千憑彥命爾聞食志米給閉登畏美畏美毛白須。（神拜詞ハ。最初ハ文化十三年刻成本ノトホリヲ用ヒ玉ヘルガ。次々思意增加シテ。終ニ文政四年ヨリ。此詞ニ改メ玉ヘルナリ。）

○文政六年上京にて。富小路殿へ著述書類差上らるゝ時に。歌を詠て添給へり。其歌に。「ふりし世の眞心しぬぶ學び草。つみ見む事を君に任せて。」と書て出し玉ひければ。治部卿殿御返し。「千磐破神世の道の學び草。つみ見て誰もめで榮えけり。」となし下し給へりき。此事前に過ちて。記し脱る事故に。こゝに書つく。

○父君の秋田に下り給へるや。出國後凡そ五十年に近く。親族の多かるは云までも無く。殊に兄弟八人おはしゝ故に。甥姪など數にても盡されず。斯て文化も未だ能く開けざる土地なれば。父母の御下りを珍しみて。門人等は更にも云はず。重職大身たる方々より。招かれ玉ひ。或は此方へ訪はれ。入門を願ふもあり。講說を乞ふも有て。日々少かも休らひ玉ふべ

き暇なし。然のみならず。くすしの術などは、いまだ開けざるにや。醫師等のなほし不得て悩み煩ふ人々の有ける中に。藥を與へ玉ひて。忽に癒たるも數ありて。何れも神の如しと尊み悦びあへりとぞ。斯て此事遠近に聞えける故に。そこ〻より。難病人あまた連來りて。一向に憐愍を乞ふ。いかにとも爲方なく。其斷りに困り果玉へりとぞ。然れどこは本業にも非ざるが上に。醫師にて門人と成れるも四五人有ければ。夫等に藥方を傳へ授けて。直さしめ玉へるも數ありき。右の如く晝夜奔走に暇なく。所は一所。御身は一つにて。逃も隱れもすべきやうなく。書物見玉ふ隙もなく。殊に七十近き御齢なれば。御勞きもいかゞ有らむと。心厚き人々。深く案じ奉りて。いかで鐵胤に敏下りて扶け奉れと。密々云ひおこせし人も有ける故に。己いそぎて下つるなり。然るを程もなく病つき玉ひて。終に亡なり給へるは。何とも爲方なく。返すゞ〻哀き事にこそ。凡そ秋田に坐ける程。纔に三年にも足らざる事にて。親族門人らは更にも云はず。知るも知らぬも遠近おし並て。惜み慕ひ奉れる事は。己も見聞に及べる處なり。かくて鐵胤母人と共に。翌る辰の年までは。久保田に居つれど。學問の爲に。宜しからざる事あるが上に。かねて宣ひ遺し玉へる事あるに依て。去り回くは所思れど。御暇まをして。三月廿日頃母人一同立出て。四月の初がた。江戸鳥越の家には歸りぬ。

右は別に委しく記せる物あれば。爰には大凡を云のみぞ。

○御在世の門人。及び御歿後の入門の員は。既に上に記せりき。斯て御一新後。去し戊辰の春の初めより。今年己巳の六月末まで。西京及び此地にて入門の人々。合せて一千四百廿四人なり。但しおのれ門人にと云ふことにはあれど。鐵胤不肖。右は自から學び得たりと思ふ事一つもなく。皆先考の遺敎を傳ふるのみ。夫故に其よし申斷りて。悉く先人歿後門人とは稱するなり。

明治二年己巳七月中旬東京三番町の旅館に於て之を記す

從六位侍講兼大學一等教授平朝臣鐵胤 花押

右父君御一代略記。及び毎朝神拜詞は。先年清書なし置たるを。今度玉多須幾の附錄にせよと。勸むる人多きに依て。即卷尾には附たるなり。

鐵胤追記

玉襷總論追加

平篤胤謹惶記

最々畏き御事ながら。崇徳天皇の大御怒より。世の擾亂となれるにや。と推量り奉らるゝ趣は。玉襷に少か論ひ置たるが。其ころ踈略ならぬ御祭事も有て。其御心も和ませ給ひけむとは思ひ奉れど。其とき京に御社の出來つるも。其御祭などの事も皆院中の御沙汰にて表立たる御事には非ず。（其は吉記、百練鈔などに、慥なる證ありて、末に出せり）殊に今は其御社も絶果て御跡さへ詳ならぬは、いとも〳〵畏く慷き事の極みなりけり其はまづ帝王編年記に壽永三年甲辰四月十五日癸酉。白河中御門末。北河原東造神殿被奉崇。號崇徳院。保元戰場是也。建久四年癸丑八月二日丙申號粟田宮。彼宮祭宜用八月中酉蒙宣下畢。（諸神記に、粟田宮、崇徳院、宇治惡左府頼長、六條判官爲義、元暦元年四月十五日勸請、建久四年八月十五日己酉始祭自今已後可用今月中酉由被下宣旨了、被立内藏寮御幣宣命、上卿民部卿經房卿、使内藏助惟宗久義、應永七年九月九日、當社神供御精進也、」とあり、御宮地の事、保元物語、平家物語ともに。大炊御門が末の御所の跡とあり、吉記百練鈔ともに、春日河原と見え、源平盛衰記には、春日の末北河原の東とあり、）と見えたるが百練鈔嘉禎三年四月二十七日の下に。今日粟田宮遷坐東方地。本所近河邊依有洪水之恐所奉遷也（猶この後に、弘長元年七月十日洪水流入粟田宮之間、築垣大略壞損といふこと、仁部記に見えたり、）と有れば。後に此所に移されたるなり。また大中臣日記に。建武元年七月五日。粟田社被燒拂之處（兵火なるべし）畠中重連弃身命御神體璽御筥奉取出。文和三年二月朔日御再建。同六月二十一日卜部兼敦承遷宮。神主隆昌。重連兩人更五年宛補之とあり。さて山城名勝志。粟田の宮の條下に。與崇徳院御影堂同所也云々。また雍州府志に。崇徳天皇社の條に。舊記建崇徳天皇社於大炊通東慰尊靈云。今大炊通東聖護院杜西北田畝。民間有稱崇徳之處、古在斯地也必矣嗚呼惜哉。また同書崇徳田の條下にも。在近衞河原東北。古大炊通東建崇徳天皇社祭之云按大炊通今椹木町乎。此田稱崇徳

昔社之所レ有乎惜哉（また山城名勝志、崇德院御影堂の條下に、舊地在二鴨川東、聖護院森西北、車道南一也。土人ヒトクイと云ふ、崇德院を唱へ誤るにや、歷代編年集成云、新院白河御所今崇德院也云々と見ゆ）など有るを合せ思ふに。此の書の出來つる。貞享元年より前に。其御社は全く絶果たる也けり。但し右に引出たるは。最初に院中の御沙汰にて出來たる御社なるが猶外にも御社は坐ましけり。其は山州名迹志。東山觀勝寺の件に。當地を安井と稱す。是れ當寺の號に非ず。古の主によるの舊稱也。堂を光堂と號し。院を光明院と號す。當地の草創は。平安城遷都以前にして春日明神垂跡の靈地たり。こゝを以て。大職冠鎌足公。この地景を愛し。自ら紫色の藤を植て、藤氏の繁榮を祈り給へり。云々。崇德天皇此花を愛し給ひて。しばしば行幸ならせ給ひ云々。やがて此の處に殿舎を造營し。寵愛阿波内侍を住しめて。たえず[illegible]ありけり。其の[illegible]新院は讃[illegible]められて。戀慕の涙乾く間なし。新院いと不便に思召し。龍顔を鏡にうつして。手足がら東帶の尊影と。御隨身二人を畫きこれを内侍に贈り賜へり。今猶三副の畫像當寺にあり。龜山の院の御時に及びて。崇德院の御靈。この處に臨幸ありて。夜々光りを放ち給ひしかば。京師の良賤これを見て。驚き怪まずと云ふ者なし。光り堂の名は是より起れり。この頃大圓法師と云ふ。眞言修練の行者ありけり。彼の靈光を見て。其の處に參籠し、懇切に持念したりしかば。一夕崇德院玉體を現し給ひて此の處の來緣を示し給ひしかば。大圓すなはち是を朝廷に奏聞す文永の頃勅宣ありて。其地に佛閣寺院を御建立あり。光明院と號して。尊靈を鎭めまつり法施不退の靈場となし給へり斯くて文永五年戊辰秋九月。大圓上人住職して。觀勝寺と號せり。されば歷代の天子御造營ありといふ。また崇德院の宮は。佛殿の南東面にあり。額崇德天皇。宸影は堯海の作なり。傳に云、後鳥羽の院の元曆元年四月三日建立、當寺に同じ宸影の畫圖あり。衣冠坐像右に向ひ給へり、御長二尺四五寸計。幷に御隨身の像あり。衣冠老懸尻籠をつけ。弓を持ち。左向は四位の袍。右向は五位立像なり。共に三尺計り云々など見えたれど。其の後朝廷にて嚴重に祭り

給へるとも聞えず。其の本たる栗田の宮は。既く御跡さへ知られぬばかりに成果たるは。いかに慨く悲さ事の極みならずや。然れば朝廷の御稜威衰へさせ給ひて。權威の武家に移りしも。其の根元は此の天皇の大御怒より起れるならむ。と云へるも。杜撰には非ず。其はまづ保元物語。新院崩御の條に。「御所は國司の沙汰として。當國四度の直島といふ所に造り。陸地より押渡ること二町ばかり。田島も無れば。住人も少し。實に氣疎き所なり。方一町に築地をつき。中に屋一つ。門一つをたて。外より鎖をさし。供御進らする外は。人の出入有るべからず。仰出さるゝ事あらば。目代奉りて奏すべしと仰下さる。然らぬだに。習はぬひなの御住居は悲しきに我が御身の御事は。思召し伸る方も有りけるに。女房達は何の省にも及ばず。明暮たゞ都をのみ。戀悲み給ふ事斜ならず。此の有樣を御覽ずるに。萬御心弱くなりて。相構へて申宥めらるべき由。關白殿へ度々仰事有けれども御返事も無ければ。口惜き事と思召し。(異本どもに以上の文なし、下文にも互に異同あり、本書を見るべし)我天照大神の苗裔を受て。天子の位を踐み。

太上天皇の尊號を蒙りて。久しく仙洞の樂みに誇り。既に三十八年を送れり。過にし方を思へば。昨日の夢の如し。如何なる前世の宿業にか。懸る歎きに沈むらむ。縱烏の頭白く成るとも。歸京の期を知らず。定めて亡鄕の鬼とぞ成らむずらむ。奈良の先帝世を亂し給ひしかども。出家せられしかば。流罪には及ばざりき。況や是は攻らるゝと聞しかば。防ぎし計なり。是程に罪深かるべしとも覺えず。(奈良の先帝と云より以下の文、異本どもに、平城先帝世を亂り給ひしかども、出家し給ひしかば、遠流までは無りし、況や當帝をば、我在位の時は、いとをしみ育み進らせし物を、昔の恩をも忘れ、辛き罪に行はる、心うしなど思召けるとあり)斯程の有樣にては、命生ても何の益か有むとて。御髮をも召さず。御爪をも截ず。柿の頭巾。柿の御衣を召し。御指より血をあやして。五部の大乘經をぞ遊ばしける。(五部の大乘經を遊ばしたる事、異本どもには、後生菩提の爲とて、御指の先より血をあやし、三年が間に、五部の大乘經を、御自筆に遊ばしたりけるを、遠島に置む事痛ましければ、鳥羽八幡邊に納むべき由、御室の

御所へ申させ給ふ、其狀に曰く朕故宮を離れて、思ひを他鄕の雲路に送る、昔は槐門宗廟の窓にして、玉體遊宴の心を休め。今は蒼海萬里の浪を凌ぎて、江南哀傷の聲を加ふ、然るに、嵐樹頭を拂ひて、獨筵に曉の月を觀じ、雨桐葉に灑ぎて、廢庭に夕の露を悲しむ、適々旅愁の白日に伴ひて悲泣の憂を殘す、爭か舊都に歸りて、再び玉聖の氣をなさむ、月西山に傾けば、都城雲上の詠を思ひ出、日晨岳に出れば、龍樓竹苑の輿を忘れず、早く民烟茅屋の悲涙をやめて、必三佛菩提の月を翫ばむ、と遊ばして、奥に一首の御製あり、「濱千鳥跡は都に通へども、身は松山に音をのみぞなく、」御室の法親王御涙を流させ給ひて、關白殿と、樣々に執申させ給ひしかども、信西、御身は配所に留り給ひ、御手跡ばかり、都へ返し入給はむ事、忌々しく覺え候、其上如何なる御願にてか候らむ、覺束なしと申ければ、主上御許され無りける間、力及ばず、彼の御經を返し遣され、御咎重くして、御手跡も都近く置かれずと、御返事有ければ、新院是を聞召し、口惜き事ござむなれ、我朝にも限らず、位を爭ひ國を望みて、兄弟軍を起すためし有る事なれども、時移り事去て、罪を謝し、咎を宥らるゝは、王道の恵なり、況や出家入道して、菩提の爲に、佛經を誦讀するをば、皆許されてこそ有けれ、後世の爲にとて、書たる經の敷地をだに惜まるゝ事、さては後世迄の敵、ござむなれ、然らむに於ては、我生ても無益なりとて、其後は御髮をも召さず、御爪をも生させ給ひて、生ながら大天狗の姿に成らせ給ふぞ淺ましき、とあり、本文に記せると異なり、孰れか是なることを知らず）此の事都に聞えしかば。御有樣見て參れとて。平左衛門の尉康賴を下し遣さる。康賴島に渡り。御使として參りたる由。奏しければ。近く參れと仰らる。康賴障子をあけて見奉れば。御髮御爪長々として。爍け返りたる。柿の御衣に。御色も黃ばみ。御目もくぼみ。瘦衰へ給ひて。荒氣なき御聲にて我れ違勅の譴遁れ難くして。既にたいざいの法に伏す。然りと云へども今に於ては。恩赦を蒙るべき由。申すといへども。敢て御許容なき間。志の忍難き餘りに。不慮の行を企つるなりと仰事あり。御氣色身の毛も竪ち。物冷まし有ければ。康賴一言をも申さず。急ぎ退出してけり（さ

て此より以下は諸本互に精略あれば、文を合せて記せり〕新院已に御寫經。事終りしかば。御前に積置て。御祈誓有りけるは。我れ深き罪に行はれて。愁鬱淺からず。速に此の功力を以て。彼の怨を擲はむと思ふ此の經を魔道に抛ち。日本國の大惡魔と成り。王を取て民となし。民を王と成して。遺恨を散せむと。誓はせ給ひ御舌の先を噛切り其の血を以て。御經の奥に。この御誓狀を遊ばして冀くは天衆地類合力したまへやとて。千尋の海底に沈めたまふ。〔參考本の說に、吉記壽永二年七月十六日の條に、崇德院於二讃岐一、御自筆以レ血令レ書二五部大乘經一給、件經奥非二理世後生料一、可レ滅二亡天下一之趣被二註置一、件經傳在二元性印許一云々と有り、此の說に據るときは經を海に沈むると云事は、未だ必しも信せずと云へる、實然る說たり、さて吉記に、元性法印とあるは、崇德院第二の皇子に御坐すなり〕斯て長寛二年八月二十六日。御歳四十六にて隱させ給へるを。白峯と云所にて烟になし奉るに。其の烟は都をさして靡きけり。此の君怨念に依て。生ながら天狗の姿に成らせ給ひけるが。其故にや程もなく平治元年の亂出來て。後白河の院は。信賴が爲に。仁和寺に押込られ給ひ。保元の軍に。新院の御方を破り奉れる。大將義朝は。討れて梟首せられ。彼の信西も切られたりき。此亂は新院いまだ御在世の間に。目のあたり御怨念の致す處と人申けり。〔以上の文、本書の大意をとり、いたく約めて記せるなり〕仁安三年冬のころ。西行法師。諸國修行の次に。白峯の御墓所へ參りにけり。御墓堂と覺しくて。僅なる方形の構結たりけれども。造り畢りて修造も無ければ。傾き破れて。蘿や葛などぞ這懸れる。事問ひ參る人も無ければ。路蹈分る方もなく。葎や荊垣をなし。淺茅より徑を閉たり。西行つく〴〵と見進らせ。昔の御事思ひ出し奉りて。かくぞ詠侍りける。よしや君昔の玉の床とても斯らむ後は何にかはせむ」。かやうに申たりければ。御墓三度まで震動す。〔かつて彼の國の事、委く知たる人に尋ぬるに、御墓所今も折々震動する事あり、昔は其の響、都まで聞えたりしと、土人の語り傳ふる由云へり〕治承元年七月二十九日。追號有て、崇德院とぞ申ける、宇治の左大臣賴長公に。太政大臣正一位をぞ贈られける。〔此の時の御事に玉海に讃岐

院號、並宇治左府贈官贈位等事云々、以天神御例爲蹤跡云々、此例不似歟、已是朝家大事也、尤可有謂云々、とあることく、北野の御神と似たる御こともあれど、崇德天皇は君にましまし北野の御神は、もと臣位にましませば、御差別ももとより異なり。）其の後人の夢に。讃岐の院を輿に乘奉り爲義判官父子六人相具して先陣仕り。平馬の助忠正父子五人。家弘父子四人。後陣にて。淸盛が西八條の館へ御幸なしぬとぞ見たりける。（盛衰記に、新院讃岐に遷され御坐し、思ひ死に隱れさせ給ひしかば、旁の怨靈の故にや、打續き世中靜ならず是に依て神と祝ひ奉り、崇德院と御追號有けれども、怨靈なほ靜まり給はざりけるにや、平中納言敎盛卿の夢に見けるは、保元に討れし、平馬助忠正、六條判官爲義、大將軍と覺しくて數百騎の勢ども有ける中に、或は柿の衣に不動の袈裟係たり、或は鵄の甲に鎧着たり、或は首下頭巾に腹卷着たり挾して、讃岐の院を張輿に乘せ奉り、木幡山の峠に舁すゑ奉りて、都に入れ奉るべき由、評定しけり、新院の御貌を見奉れば、足手の御爪長々として、御髮は空樣に生て、銀の針を立てたるが如し、御眼は鵄の目に似させ給へり、此れも柿の衣をぞ召たりける、爲義申けるは、君をば何處へ入れ進すべきやと申せば、種々評定しけるに、新院仰有けるは、太政入道の宿所へ入れ進らせよと仰ければ然らば舁進らせよやとて。數百騎の者ども、手々に捧げ奉りて、入道の宿所、西八條へ入進するとぞ見たりける、敎盛卿は夢覺て、此の由を內々申し給ひけれども、入道はさる片顏なしの人にて、更に用ひ給はざりける、實も怨靈のよく入り替り給ひたりけるにや、現心もなく、物狂はしくして、天下を亂り、臣下を惱ます云々とあり、保元物語、盛衰記ともに、忠正が言に、新院を法皇の御所、法住寺殿へ入れ進らせむと云けるに爲義申けるは、院の御所は、不動明王、大威德明王など、門々を守護せれば、入難しと申せば、然らば淸盛が許へとて、入れ進らせたり、と有れど、此は撰者たちの附會と聞ゆれば採らず、然るは不動といひ、大威德といふは。其に有名無實の物にて、其靈驗ありと聞ゆるは、遊魂妖鬼の態なるを、新院の御靈、また此の勇士たちの靈の、いかで然る少鬼に塞られて、入得ざる事の有べき、

蹴散しても通り給ふべき物をや、然れば此說は、撰者の附會なること炳焉し）其の後清盛次第に過分になり。太政大臣に至り。子息所從に至るまで肩を雙ぶる人ぞなき。入道して後にも。奢れる餘りに物狂しく成て。朝家を恨奉り。太上天皇を。鳥羽の離宮に押籠奉り。太政大臣以下。四十三人の官職を止め。關白を太宰權の帥に遷し參らす。是直事に非ず。崇德院の御祟とぞ申ける。其の後讃岐の院。方々へ御幸成りぬと見ては絕えし。爰に御幸なりぬと見ては蹴殺され進らせけり。是讃岐の院の御靈なりとて。宥進らせむ爲に。元曆元年四月十五日に。昔し御合戰ありし大炊御門が末の御所の跡に。社を造りて。崇德院と祝ひ奉り。宇治の左大臣をも神に崇られける。(以上は、參考本を合せ見て記せり）然れども。此のことと公家には知食さず。院中より內々の御沙汰なりけり。そは百練鈔元曆元年(則壽永三年、）四月十五日の條に。癸酉加茂祭也。崇德院竝宇治左府廟遷宮也。件事公家不知食。院中沙汰也。仍不被憚神事日也と見え。また吉記壽永三年（則元曆元年、）四月の條に。崇德院の御椨社云々。院司上卿民部卿也云々。此條雖爲內々事經奏聞無分明仰云云。同十五日。今日崇德院宇治左大臣爲祟靈神建社有遷宮。以春日河原爲其所。保元合戰之時彼御所跡也。當時爲上西門院御領。今被申請被建之云々。院司權大納言兼雅。式部權少輔範季朝臣奉行之云々。今偏爲院御沙汰範季朝臣奉行。未知可否朝家大事不如此事歟。先召諸道勘文可及群議歟云々。(平家物語、三日平氏の段にも。四月一日都には改元有て、元曆と號す云々、同三日、崇德院を神と崇め奉るべしとて、昔御合戰ありし、大炊の御門がすゑに社を建て、宮うつしあり、これは院の御沙汰にて、內裏には、しろし召れずとぞ聞えし、と見え、なほ院中の御沙汰なりし趣は、玉海にも見えたり）など。斯る論議も有りつれど。なほ院の御沙汰のみなりし事は。其のち外三箇所の御陵へすら院の公卿を遣はされたるにても知られたり。其は同記。同月二十六日の下に。今日依被奉祝崇德院可被告申御陵三箇所云々。及未刻上皇出御云々。使公卿三人云々。使用院司次官被用同殿上人云々。とありて。此は後白河

法皇。彼の御靈を畏ませ給ひて物し給へるにて。表だちたる御事には非ず。然れば御憤なほも止給はざりしと聞えて。世の中亂れに亂れて。後白河の法皇。世に御坐せる限り。信頼。義朝誅に伏すれば。平家驕りて惱め奉り。平家退けば。義仲義經退けば。義仲義經等の爲に。宸襟を煩はし給ひ。義仲義經退けば。鎌倉將軍の爲に惱されなど。武臣の爲に惱され給ひし事。當時の記錄に見えたるが如し。新院の誓はせ給へる御言に。王を取て民となし。民を王と成してっ遺恨を散せむ。と詔へるに思ひ合すれば。新院の幽より仇を成し給へると。空に知られて。甚も畏き御事なりけり。（此れに就て愚管抄に、昔より怨靈といふ物の、世を失ひ、人を亡す道理の一つ侍る、百川宰相は、光仁、桓武をば、立ておほせ參らせたれど、餘りに沙汰し過して、井上内親王を、穴をゑりて獄を作りて、籠めまゐらせしかば、現身に龍になりて、遂に蹴殺させ給ふと云めり、後白河の院一代、明暮事にあはせ給ふ事などは、新に此の怨靈も何もっ道理を得るかたの、報ふる事にて侍るなり、一通りは易々とある事の、一大事には成るなり、讃岐より呼返し參らせて、京に置奉りて、國一つなど參らせて、御作善候べし抔と有ましかば、斯うほどの事て、歌打詠ませ參らせて有ましかば、斯うほどの事有るまじ、怨靈と云ふは、詮はたゞ現世ながら、深く意趣を結びて、仇にとりて、小家より天下にも及びて、其敵をほり轉ばかさむと爲て、讒言そら言を作り出すにて、世の亂れ、また人の損ずる事は、只同じ事なり、顯にその報いを果さねば冥になる計りなり、と云へるは、前に古人なき說にて、實に然る言なり、此に就てなほ己が思ひ得つる說ども有れど容易くは、云ひ出がたき說なれば、此に漏しつ、）故その王を取て民となし、民を王と成さむ云々また可滅亡天下云々とは。朝權を奪ひて。下に與へ給はむとの御心にて。是ぞ朝廷御衰微の御由緣なるべく。推量り奉らるゝかし。（源の義家朝臣の置文に、我れ七代の孫に生れ變りて、天下を取るべしとするも、專ら同道理の言とこそ思はるれ、其は讀史餘論に、此の事を論ひて、義家の深く寃を含まれしこと其故なしと云ふべからず、但し天下を取るべしと、云置れし事に心得あるべし朝家を傾け參らせむとの謂には非ず、當時の事勢によりて思ひ慮るべし、當時天下

の權、久しく執柄の家にあり、其權を奪ひて、我が後に與へむとの義にぞ有るべき、果して三代の後に賴朝其權をわかつ事を得しより、足利殿、また今代世を所知さる、其の遺言空しからずと云ふべし〕また思ふに。賴朝將軍の。彼の御靈を深く畏み仕へ奉りしは。深意ありし事にて。天下の兵權を得られたるも。此の御靈の御幸ひもありしなるべし〔そは東鑑、元暦二年四月の條に、二十九日、今日備中の國妹尾の鄕を以て、崇德院の法華堂に附らる、是沒官領として、武衞〔不〕朝拜領せしめ給ふ處なり、彼の御菩提を資け奉らむために、衆僧の供料に宛らる、また同く五月の條に、朔日、武衞御書を左兵衞局に遺はさる、是れ崇德院の法華堂の領に、備中の國妹尾を進せられ畢ぬ、供佛施僧の媒と爲し、御菩提を訪ひ奉らるべきの趣、これを載らる、件の禪尼は、武衞の親類也、當初彼の院の御寵女たり、云々と有るをも思ふべし〕然れば。元弘建武の亂れも。崇德院の天皇の御靈の御心なりし事。雲景が未來記を見て知るべし。さて此のちにも。其御祟の炳焉かりし事は太平記に。正平十三年〔北朝の延文三年〕の春。筑紫の菊池肥前守武光を討むとて。將軍方より。細川式部大輔繁氏を。伊豫守になして。九國の大將にぞ下されける。此の人まづ讃岐國へ下り。兵船を揃へ。軍勢を集むる程に。六月二日。俄に病付て物狂に成にけるが。自ら口走りて。我れ崇德院の御領を落して。軍勢の兵糧所に充行ひしに因て。重病を受たり。冷しき風に向へども。盛なる炎の如く凍かなる水を飲めども沸返る湯のことし。あら熱や堪がたや是れ助けて吳よと悲叫びて悶絶僻地しければ。醫師陰陽師の看病の者ども。近付むとするに。あたり四五間の中は。猛火の盛に燃えたる有樣に熱して。更に近付く人も無りけり。病付て七日に當りける卯の刻に黃なる旌一と流差て直兜の兵千騎ばかり。三方より。同時に鬨の聲を揚て推寄せたり。誰とは知らず。敵寄たりと心得て。此の間馳聚たる兵共。五百餘人。大庭に走出て。散々に射る。矢種盡ぬれば。打物に成て追つ返しつ半ばかりぞ戰ふたる。搦手よして。人民畏み尊み仕へ奉りき。〔すべて神事を重みし給ふべき事、且つ神事の疎略になれるより、世の亂れと成れる趣は、玉襷の發題に委く云ひ置けり〕

さて此の御靈の御事に就ては。俗論僻說の世に種々あれど未だ御怒の和ませ給へるといふ實證は更に聞えず。(菅原の御神は讒者の爲に冤罪を蒙り、太宰府にて憤薨し給ひ、其の後甚じき御怒りの靈威を示し給へる事、世の人の普く知れるが如し、然れば其を朝廷にも畏み給ひて、太宰府、北野等の御社へ、勅使を立られ、極官極位を贈り給ひ、且つその宣命にも、挂毛畏支北野坐天滿宮天神、としも稱へ給ひぬれば、漸々に其の御怒は和ませ給へり、天神行狀、北野傳略記、菅神和光傳などに、此の神の、勅使に聞え給へる御詩とて、昨爲北闕被悲士、今作西都雪恥尸、生恨死歡其奈我、今須望足護皇基、とあり、是にて其の御怒の和み坐る事を、窺ひ奉らるゝ也猶委くは、天滿宮御傳記に云べし。穴かしこ)縱和ませ給ひたりとも。夷賊等の皇威も畏み奉らずて。大國家を窺ふ御世にしあれば。殊更に大朝廷にて。正しく厚く御祭祀ありて。古への如く御榮え坐べく。乞願奉り給はむ御事もがな。阿那畏しや。斯れば上つ御代の皇神等は更なり。中つ御世よりこなた。天皇の御爲に死まし〻大忠臣とます。物部の守屋の大連公(その資人捕鳥部の萬ぬし〻)和氣清麿公。藤原廣嗣朝臣。(菅原の御神の御ことは前に云へり、)また吉野の大朝廷に忠死せし。北畠。萬里小路。新田。楠。菊池。兒島。名和の諸君等。及び織田信長公を始め。大忠魂の限りをし。畏かれど。大公儀にて御祭祀あらむには。などか殊更に。その御靈幸の無かるべき。然れば大御代を思ふ心の忍び難くて。如此は云ひおくを。吾か子孫ら敎子等。さては國に皇に忠なる正心雄たちよ。其の機會に逢ひ。其の路を得たらむには。いかで〳〵。此由聞えあげ奉りてよかし。(前に長息出たる亂世の頃より任官補職、はた名實錯亂せるに就ては、またこ〻に言はま欲き事の多かれど、此は最も畏き事なれば、今は云はず、さて世の蕃學の輩は更なり、國學者、和學者などいひて、一小門を建て、世を過る徒、か〻る大事には心も着ずて歌詞の注解、または先哲の定說を曲破し、俗を眼驚かして、名を售むとする事などを心として、己がじ〻五月蠅なす喧ぎ居ることそ心得ね、さるは學問は何の爲にかする、其御代にして、その御世の御爲を思はざるは、何ぞや、然る淺人は左まれ右まれ

我が黨の小子、努々さる小事に、あたら月日を勿費しそよ、(○因に云。讃岐の國象頭山の御神を。今は金毘羅神と稱し奉れど。(其御稜威靈應の炳焉なる事人の普く知れるが如し、)元は琴平大神と稱して。大物主の神に坐ませるを。佛書の金毘羅神と云ふに形勢靈應似たる故に。混合して金毘羅と改めたる由。彼の山の秘記に見えたり。斯て後に白峰に坐す。崇德天皇の御靈を配祭せる趣。世人の云へるが如くにて。其の靈應ありし事實どもを聞あつめ考ふるに。專ら此の天皇の御稜威に思ひ合さるゝ事の多かれば。幽にむねと金毘羅の名を負給ふは。此御靈ならめと思ひ奉らるゝかし。然れば此の神實は。最も畏き大物主の大神。崇德天皇。二柱に御坐せば。縱令いま御祟は坐ずとも。金毘羅などいふ汚げなる梵語を止て(俗の神道者、修驗者などの言に、此の御神を、金山彦命と云は、金の字より思ひ付たる杜撰にて、更に謂なき妄說なり)琴平の大神と稱へ奉りて。皇國の大御手風に。正しく祭り奉らば。などか御靈を幸へ坐ざらめや。いかで大國家を守り給はざらめや。阿那可畏。○)

文政二年己卯八月

天津祝詞考

是の天津祝詞考はもと大祓詞のなかに天津祝詞の太祝詞事を宣れ如此のらは云々と有て其太詔刀言の世になき事を吾師大人の早くより不審くおもほしましまして新玉の年招くこゝらの書等の中より槇のはの覓求め給ひて靈幸はふ神事のおほかるなかに千引の石の重き堅き止事なき事の缺たるを補ひませる御書になも有ける故其御苦勞の尊き事と彼の太諄辭事のめでたき事を萬代に常とはに傳まほしと思ふ折しも吾學の徒なる槇の屋の主同し心に此書如此寫本にて秘めおかは空呂の朽木と共にくち果なむと慨み歎きて氣吹能屋の今のあろしとませる平田先生にこひまをしてはるさく花の櫻木の板にゑる事とはなりにたりかくて其ゆゑよしこれかしりに一筆かきくはへてよといひおこしたるはこひ願處の幸と慶の餘おのかつたなき言の葉をもかへりみず如此ものしつる時は弘化のみとせといふ年の七月の十日あまり六日の日になもありける

陸奥國伊達里人菊田芳胤

大祓太詔刀考の卷首にしるす

禊祓の神事はしも。神伊邪那岐大神の。豫母都國の穢を祓ひ給へるに始まり。速須佐之男大神の。天津御國の御荒びに就て。この事有しより次々。御世々絶ず行ひ給へるは。天の下治め給ふ大御政事の中に。最も重き神事なればぞかし。然るに中つ御世ごろ。漢學び佛意の弘まれる餘り。此神事も粗略になり其詞をも讀謬めつゝ。靈幸ふ神の御稜威も幸ひなく。世の中に。千速ぶる禍事ども多く有けるは。甚歎かはしき事にこそ。然しも衰へたるより。終には。其天津祝詞をさへに失ひて。大祓詞をしも。其なりと思ふばかりに成來しは。甚も慨く。いとも悲き事の極なりけり。大祓詞のみ有て。天津祝詞のなきは。譬へば。國に君無く。家に人なき如くにて。詮なきことにこそ。斯て縣居鈴屋兩大人の。大祓詞をし考訂して。解說をも加へられつるより。最正くは成ける物から。彼天津祝詞には。心付給はずぞ有ける。ここに我が父。年頃この事を歎き思ほす餘りに。朝夕に。天地の諸神等に幣おきて。乞祈申されたる驗なりけむ。其天津祝詞をし。速くも見顯はし。數多の

巻々參考へ。其正文を改め記して。注解をさへに爲し給へりければ。其大御詞の彌かしこく。いよゝ尊くなむ仰ぎ奉らるゝ。斯く有て。彼大人等の訂正たまへる。大祓詞と同く。最も珍たき古の。御寶文とぞ稱申すべき。これ本より。直毘の御靈の。運り來つるにや有けむ。大凡二百年餘りこのかた。古學の道起り初つるより。此神事も。こゝや彼處と。執行ふ者も出來つゝ。枉業等の薄らぎて。物ごと古に復るべき狀の。かつ〴〵見え來しは。彼凶事に。吉事いつぐ道理にて。いと〳〵懽くなむ。いかで天地の大御神だち。辭別ては祓戸大神たち。相宇豆那ひ。相口會給ひて。次々この神事の。眞盛に成行て。挂巻は畏かれども。天皇命の大朝廷よりはじめて。大八洲の國々處々を。預り治め給ふ諸侯方までも。古へに立かへりて。此神事をし。普く廣く執行ひ給はむ由もがな。かれ畏み〳〵もかく申すは。父に隨ひて。學問の道に仕奉らんとする。平ひらた篤眞。かく記せる時は。文政五年と云としの五月十六日。

大祓太詔刀考

平篤胤謹撰述
門人　參河國　鈴木重野
　　　上總國　柴田義信　同
　　　武藏國　内山景壽　校

禊祓の神事はしも。古史傳に委く注へる如く。祓戸神四柱の御靈に賴て。萬の枉事罪穢を。祓ひ清むる事なれば。神代紀に。素戔嗚尊に。千座置戸の解除を科する處に。使天兒屋命。掌其解除之太諄辭而宣之。と有る太諄辭は。必この四柱神に。禱白す詞なりけむこと灼く。また後の大祓の神事も。その天津宮事を以て行ふ事なれば。必此神たちに禱白す。天津祝詞の無くては。得有まじき理なるに。其太祝詞の傳はらざるは。いとも歎かはしく。悲しき事なり。然るを世の事識人たち。祝詞式なる大祓詞を。やがて神に白す詞なりと思居るは。いと麁なりかし。其は彼詞を。熟々に讀考ふるに。彼は祓戸神たち。天津神。國津神。八百萬神たちに。祓の太祝詞を申し竟て後に。皇美麻命の天降ますとき。神魯岐神魯美命の御言以

て。葦原中國に。あらゆる天之益人等に。過犯せる罪穢の有らむ時。大祓事を爲て。解除却るべき式法。(天津宮事以氐、と云より、太祝詞乎宣禮、と云へるまでに、よく心を著て辨ふべし。)また其解除の太祝詞を。天津神。國津神。祓戸神たちの。所聞食し受給ひて。罪穢を却ひ失ひ給ふ狀をも。御言依し誨給へる事のまに〳〵。此事を爲て。百官人。及び四方國の人民の罪穢を。天皇命の祓清め給ふ由を。集侍れる人々に。宣聞す詞にこそ有れ。神に白す詞には非ずかし。其は彼詞の全文を。あまたゝび讀味ひ。餘の祝詞文とも合せ考ふるに。神の御前に白す格の辭とては。一言だに無くして。たゞ解除し給ふ故よし爲方。また罪穢の清まる狀などを。天津神の依給へる御言に。言を加へて記されたるにて。集侍れる人々に。宣聞せ給ふ詞なること。更に疑なき趣なるをや。(其を委く、言はゞ最初の文に、天皇朝廷爾仕奉留、比禮挂伴男、手襁挂伴男、靫負伴男、劍佩伴男、伴男能八十伴男乎始氐、官々爾仕奉留人等乃、過犯家牟雜々罪乎、大祓爾、祓給比清給事乎、諸聞食止宣、と見え、終文にも、大祓爾祓給比、清給事乎、諸聞食止宣、とありて、貞觀儀式に、稱二聞食一、刀禰皆稱レ唯、とあるを思ふべし、但し餘の祝詞どもに、其を神に白しつゝも、參集はれる人等にも、聞べき由を宣こともあれば、其等と同じ趣に思ふ人も有べけれど、右のたぐひに白す祝詞には某々の神に白す例の言のありて、紛るゝ事なきを、彼詞には、曾て然る詞の無れば、神に白す詞ならぬこと、疑なきものぞ、○此に就て猶按ふに、朝野群載に、彼詞を、中臣祭文とて擧たるを、こゝかしこ、文の異なるも有が中に、式には自二今日一始氐、罪止云布罪波不レ在止、高天原爾、耳振立氐聞物止、馬牽立氐、とある文を、自レ今以後遺罪止云罪、咎止云咎八不レ有止、祓給比清給事、祓戸乃八百萬乃御神達八、佐乎志加乃御耳乎振立天、聞食止申とあり、此は師も加茂翁も言れたる如く、中昔の人の、古の事をもしらで、漫に詞を替たるものなる事は論なきものから、其は式なる詞は、人に宣聞す詞にて、神に白す詞ならぬことを、心著る人の、彼詞を、やがて神に白す詞に爲むとて、

替たる事とぞ思はるゝ〕かゝれば前にまづ。祓戸の神たちに白す太祝詞は。別に有けむを。式には載漏されたるなること疑なし。其は彼大祓詞に。大中臣云々。天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮。と有て。如此宣良波。と受たるに。熟く心を著て思ひ辨ふべし。神に白すべき祝詞を。別に依し給へりしが。漏たるなること。更に疑なきものをや。若然らずとせば。太祝詞事乎宣禮とは。何を宣る事とかせむ。如此宣良波と承たるは。必前に宣べき祝詞の有て。其を宣竟たるを承て言る辭なるに。その宣べき祝詞の無をいかにせむ。〔加茂翁の祝詞考に、或人説に、此に天津祝詞とあるは、別に神代より傳はれる言あるならむ。と云るは非なりと言れ、師の後釋にも、太祝詞事は、即大祓に、中臣の宣る此詞を指るなりと解れたれど、共に考の麁かりしなりけり、〇或人なほ舊説に泥みて、予が説を信ざるに、近く譬へて諭しけらくは、たにざくに、呪禁の哥を書て、人におくるとて、其せをそこに、呪ふべき方は、しかじの事して、此哥を誦べし、かく誦たらむには、其痛すみやかに癒らむものぞと、言おくりたらむに、使者途にて、其のたにざくを失ひ、消息ばかり贈れるを、受たる人そを讀て、此哥を誦べしとは、即このせをそこの事ぞと云ひて、短冊を取落したることに、心著ずて有らむが如し、大祓詞のたふとき詞なることは、今さら言までは無れども、彼太祝詞言のなくては、此消息に等しきこと、心を平にして、熟思ふべし〕さて其漏たる祝詞は。天御祖命の。大御口づから傳坐るにて。〔そは太祝詞事乎宣禮、如此宣良波、とある文意を、よく思ふべし、大御口づから傳へ坐るなること、疑なき物をや〕祓戸神たちに。祈白す詞なるを。神事の多かる中に。禊祓の神事ばかり重き事は無れば。天津祝詞の多かる中に此祝詞ばかり重き祝詞はなく。天上にて。兒屋根命の宣給へる詞も。其なるべく所思るに。餘の祝詞は。悉く傳はれる中に。此のみ漏たることは。悲しき事のかぎりなる故に。年頃いたく歎き思へりしを。猶深く考ふるに。此は別に重き詞なる故に。式にはわざと載漏されたるにて。〔然る例は、餘詞にも有り、其は天神壽詞にも、天都詔戸太祝刀言

遠以亙告禮、如此告波、と見えて、其詔戸は漏したり、然れども此は既く、餘書より見得て、古史に記したり。）中臣家には。必是を傳られたらむと所思たり。（然は有れど、此にいと不審き事なむある、其は度會延佳が、中臣祓瑞穗抄と云物に、天津祝詞乎以宣禮、と云ふ處にて、卜部家にて、唯授一人之祕文也と云ひて、宣禮といふ下に、祕文を入れて、如此宣良波、と後段にうつるは、然も有へけれど、此中臣祓の外に、太諄辭は有るまじきなり、或本に、白衆等、各念二此時清淨偈一、諸法如二影像一、清淨無二假穢一、取レ說不レ可レ得、皆從二因業一生と云を、太諄辭なりと云ひて、岩出祭主、流、粥見祭主流なりといふ、兩家共に、大中臣の嫡流なり、六百年以前の書にも、此偈を載たりといへり、此白衆云々の文は、金剛界禮懺文と同文にて、彼文に礙とあるを、假字に替たるのみ異なり、六百年以前の書にも、此偈を載たりとは、何書を云るならむ、予が見たる書にては、後醍醐天皇の元應二年に、度會神主家行の著せる神祇本源に、闢二天之磐戸一之時の呪文、天津宮事の祕文とて、諸神等各念二此時清淨偈一、諸法如二影像一、清淨無二假穢一、執レ說不レ可レ得、皆從二因業一生、と云ふ文を載たるを見たり、元應二年より、この文化十二年まで、四百九十六年にやならむ、然れば此文を、天津祝詞なりとて、唱へたるも、甚舊き事なれども、かゝる穢はしき文を、岩出粥見などの家にて傳られけむは、如何なる事にか、また近き頃、內宮の師職、澁谷光博と云ふ人の、三位荒木田經雅卿より授かりたる、大祓勤仕作法と云ふを、我弟子なる、岡田孝良に見せ置れたるを見たるに、太祝詞事乎以宣禮、といふ處にて、極汚穢毛溜無禮波、穢事波有良志、內外乃玉垣、清淨志と、百度唱へて、每レ呪錢切散供打レ手、と見えたり、此も佛書を竊して、後人の作れる、六根清淨祓、といふものゝ文なるを、然しも博士と聞えたる經雅卿の、太祝詞なりとて傳へられしは、謂ある事なるべし、然れば其家々にては、太祝詞をば、否らぬ別詞の如く心得て、かゝる穢き詞どもを、太祝詞と思ひ混らしたりときこゆ、甚も悲き事なりけり。）○篤胤をぢなき身なれども。年ごろ此事

の、いたく心に懸りて。阿波禮この詞を見得てましと。深く探ねたりしかば。靈幸ふ神の御心と。其太祝詞なるべきを得て。彼これ異なる處。また誤れる言など。密に校べ正したるも有れど。學問の力の足らざらむ人は。等閑に思はむ事の。いと惜ければ。姑らく祕藏きて。傳ふべき人を待て傳へむとす。(○校者等云く、是より以下は天津祝詞の考にて、もと別卷なるを、こたび印本と爲に就て、合卷とは爲せるなり。)

大祓詞を宣る前に。祓戸神たち。及び八百萬神等に祈白す。天津祝詞の有けむが。漏たることは。上に辨へたるが如くなるを。其詞よ。罪穢を祓ひ給はむ事を。祈白すより外なかるべきこと疑なし。と思ひ決めたるは。往し文化七年の冬の事なりしかど。頗に人の信ひくまじき說なる故に。おのれ一人のみ。大祓詞を誦をりは。祓戸神たちに祈白す詞を。まづ白して後に。彼詞は誦たりしを。近頃深く考ふるに。世に美曾岐祓と稱ふ詞なも。其太祝詞なるが。時うつり世かはりて。彼これ謬れる詞も混雜れる故に。其とも覺えぬ趣になれるにぞ有ける。其はかの詞はしも。世の神道者など云ふ徒の。普く唱ふめれど。是を古の天津祝詞としも辨へず。此をやがて。祓といふ物ぞとさへ心得居るめれば。云にも足らず。また世の古學者たちは。此詞を知るや知らずや。たま／＼に知たる人も。正しき古書に。記し傳へざる故に。なほざりに見過して。心とめて味へむともせず。唯に神家者流の。私詞とのみ思ふめるは。其に古の實に暗き故にぞ有ける。其は此詞の。式などに載られず。たゞ祓竟て後に。諸人に宣り聞す。謂ゆる大祓詞のみ載られたる事は。此は神に白す詞の中にも。やごとなき詞なる故に。書に記さず。此神事に預かる人の。次々に。口づから。傳へ來りし故なるべし。(其は上件に、天神壽詞のことを云へるをも、思ひ合すべし。)かく思ひ定めて。世に傳はる美曾岐祓と云詞を。三四くらべ見て。考へ定めたるを。次々に記して辨へてむとす。

○第一文

かく顯たる事は、別義あるに非ず、下に次々論ふに、見易からむ料のみなり、

高天原爾神留坐。皇親神魯岐神魯美乃命
乎以弖。日向橘乃檍原乃九柱乃神。栗門
及速吸名門乃六柱乃神達。諸汚穢乎祓賜。
清賜倍止申事乃由乎。左男鹿乃八乃耳乎
振立天。聞食止申壽。

この詞に。高天原爾云々。命乎以弖と云て。祓戸
神たちに汚穢を。祓ひ清め給ふべき由を。神魯岐
神魯美命の。令せ給へる狀に云へるは。道饗祭詞
に。高天原爾事始弖云々。八衢比古。八衢比賣。
久那斗止御名者申弖。稱辭竟奉云々。夜之守日之
守爾。守奉齋奉禮。と令せ給へるに思ひ合するに。
よく古意に符ひて。必かく有べき文勢なり。され
ど皇親と云ふ言は。第三第四文に。なきに從ふべ
し。さて命乎以弖の下に。皇御祖神伊弉諾尊。と
云ふ言を漏せり。此はかならず有るべき文なり。
其由は。第二文の下に云を見よ。○九柱乃神。及
速吸名門乃六柱乃神達。こは太しき非なり。其由。
第二文の下に云を見るべし。○諸汚穢と云より。
申壽と云ふまでは。次々に云を見て辨ふべし。○
さて此詞は。謂ゆる八部祓てふ物にも見えて。吉
田家より弘く世に傳へらるゝ詞なり。

○第二文

高天原仁神留坐寸。皇御祖神伊弉諾尊。
日向乃橘乃小戸乃檍我原爾。御禊乃大御
時。成出流神波。八十枉津日神。神直日神。
大直日神。底津海童神。底筒男命。中津海
童神。中筒男命。表津海童神。表筒男命。
祓戸乃諸神等。諸障穢乎。祓賜清賜倍止
白事乃由乎。平久聞食止。恐美恐美申須。

此は高天原仁と云より。檍原爾と云へるまでは。
正しき古文なるを。第三文と合せ考ふるに。神
漏企神漏美乃命乎以弖。と云ふ文を傳へ漏したれ。
さて檍我原とある。我字非なり。○御禊乃大御時
と云より。表筒男命と云まで。禊祓の本因を知ら

ざる。後世人の。神代紀によりて。作り加へたる詞なること疑なし。其は古史傳。第二十四段に注せる事實をよく辨へて。底津海童神以下。六柱の神等の。祓戸の神ならぬ事を曉り。大祓詞に。祓戸神四柱の御名は擧たれど。此神等の御名の無をも。思ひ合すべし。また八十枉津日神は。瀨織津比賣。直日神は。氣吹戸主にて。此二柱は。祓戸神に坐せども。祓戸にては。八十枉津日神。直日神とは申さぬ事なり。(此事古史傳に、委くいへりき、)また此に準へて。第一文に。九柱乃神。粟門及速吸名門乃六柱乃神達と云へるも。後人の書替たる文なることを悟るべし。(殊に檍原にて、九柱の神を生給ふとあるも、速吸名門にて、六柱の神を生坐りと有も、共に異なる一書どもの傳なるを、合せて、粟門及速吸名門と云へるにて、いよゝ後人のわざなること、灼き物をや、)さて此文に。御禊乃大御時成出流。と云る言。後人の口氣なり。御こは第三文に。御禊祓比給布時仁生坐る。と有る類の文なりけむを。近世人の。さかしらに替つるにぞ有るべき。○祓戸諸神等。諸字非なり。第三第四の文に無きに從ふべし。然るは神等と云に。諸てふ言は籠りたればなり。○諸障穢乎。と云より。以下の文は。第三第四の文の下に云ふを見て。辨ふべし。○さて此詞は。白川家にて。傳へ給ふ由にて。其流を汲む神職たちの誦むを。聞覺えたるまゝに。記したるなれど。此に甚いぶかしき事あり。其は伯家部類に。水灑祓(雅富王記、)とて。載られたるには。高天原仁神住在須。神漏岐神漏美乃命乎以て。日向乃小戸乃檍原乃九柱乃神達。阿波乃水戸乎。速吸名戸乃六柱乃神達。諸乃障穢乎。祓玉比淸免給布止申壽事乃由乎。八百萬乃神等。聞看土申壽。とあり。然れば。弘く神職に傳へ給ふ詞と。內々唱へたまふ詞とは。異なれるとおぼゆ。いかなる事にか有らむ。

○第三文

高天原仁神留坐須。神漏企神漏美乃命乎以天。日向乃橘乃小戸乃檍原仁。御禊祓比給布時仁。生坐留祓戸乃神等。諸乃障

穢乎。祓賜倍清女賜倍止白寸事乃由乎天之斑馬乃耳振立天聞食止。恐美恐美白須。

此詞。すべて宜しく所思る中に。第二文と合せ考ふるに。命乎以天と云下に。皇御祖神伊弉諾尊。と云文を脱したり。○諸障穢乎。こは第二文にもかく有れど。第四文に。諸乃枉事罪穢乎。と有るかた勝りておぼゆ。○祓賜倍と云より以下は。古文の殊に美たき物なり。其由下に記せる正文に。釋を見て知べし。○さて此詞は。江川安豊が。或神道學者に傳へ受たる由にて。語り聞せたるを記せり。藤浪家にて唱ふる詞なり。と云る由なるは。實なりや知らず。

○第四文

高天原爾神留坐寸。神漏岐神漏美乃命乎以天。日向乃橘之檍賀原仁。御禊能時成坐留神等。諸乃枉事罪穢遠。拂賜倍清米天賜布。止申事乃由乎。天神地祇。八百萬乃神等共仁。左男鹿能八箇乃御耳乎振立弖。聞食止申寸。

此詞も。皇御祖神伊弉諾尊。と云詞を脱したり。然れどもすべての文は。最めでたし。其が中に。檍賀とある賀字。例の非なり。○御禊能時。こは第三文に。御禊祓比給布時仁。とあるかた勝れり。○成坐留神等。こは神の上に。祓戸乃。の三字を脱したり。第二第三文と。合せ見て知べし。然れども。無ても通えざるには非ず。○清米天。とある天字は。後世ざまの非ことなり。さて賜倍止と有べきを賜布止と有るは。此も後世の非事なり。○左男鹿能八箇乃御耳。此は第一文にもかく有り。また朝野群載に。大祓詞を。中臣祭文。とて擧たるにも斯く有て。鹿は耳疾き獸なれば。理はさる事ながら。此は第三文に。天之斑馬乃耳振立弖。と有る方。大祓の時に。馬を出して。其詞に。高天原爾。耳振立弖聞物止。馬牽立弖。と有に符へれば。彼に從ふべし。さて春日社にて。此詞を唱ふ

る時は。かならず左男鹿乃。云々と云ふとぞ。然も有らば。左男鹿乃とある詞どもは。彼社にて云へる詞の。世に弘でれるなるべし。○さて此の詞は。垂加流の神道學者より。春日神社の傳なりとて。授りたるなり。また或人は。香取社のなりとも云へり。（なほ此餘にも禊祓詞とて、聞集めたるが多かれど、大凡右に擧たる四文に違ふこと無ければ、悉くは得物せずなむ）

○右に論らへる詞どもの中に。古實に符へりと思ふかぎりを探摭ひて。正文を定むれば。

高天原爾。神留坐須。神漏岐神漏美乃命乎以弖。（此は第三第四の文に依れり、但し命乎以弖の乎字なき方宜し）皇御祖神伊弉諾尊。（こは、第二の文によれり）日向乃橘乃小戸乃檍原爾。（こは、四の文共にかく有り、但し第一第四の文には、小戸乃の三字脱たり）御禊祓比給布時仁。生坐留（こは、第三文による）祓戸乃神等。（此も、第三の文に依れり、但し第二、第四の文も、同じ意なり）諸乃枉事罪穢乎。拂賜倍清米賜倍止申事乃由乎。天神地祇。八百萬乃神等共仁。（こは、第四文に依る、但し清米天賜布止、とある天字を除き、布を倍と改めたるは、第一、第二、第三の文に依れり）天之斑馬乃耳振立天聞食止。恐美恐美白須。（こは、第三文に依れり）かく擇び定めて。熟々讀味ふに。最も珍たき古文にて。彼天祝詞乃太祝詞なる事疑なし。（但し日向の上に、筑紫二字有しが脱たるなり、故古事記、また御紀の一書に、此ことあるに依て補ふべし、また祓戸乃神等、こは私に申さむには、神字の上に、大字を加へて、祓戸乃大神等、と稱へ申すべし）さて正文とは成れゝど。本より讀方の誤れるも少からず。はた文字用格の紛らはしきも有れば。其はみな補ひ訂し。更に正文を改め記して。粗その注解をも加へむとす。

高天原爾神留坐須。神魯岐神魯美乃命以氐。皇御祖。神伊邪那岐命。筑紫日向乃橘乃小戸乃阿波岐原爾。御禊祓比給布時仁生坐留祓戸乃大神等。諸能枉事罪穢乎。祓賜閉清米賜閉登申須事乃由乎。天津神國津神。八百

萬乃神等共仁。天之班馬乃耳振立天。聞食世登。恐美恐美白須。

高天原の事は。古史傳(また靈のみはしら)に委く注へり。○神留坐須の神は、神集神議などの神と同く。崇辭に冠たるなり。故加微とよむは非なり。留はすなはち字の如く、留てふことなるを。都麻理と云ふは古言なり。(委くは、御の大祓詞後釋に、云はれたるが如し)此は皇美麻命の。高天原を離れて、此國に降坐るに對へて、降り坐さゞる神を、留坐須とは申せるなり。○神魯岐神魯美と申す御號のことは。古史傳に委く云るごとく。皇産靈神と。天照大御神とを申すことも有れど。此は高皇産靈。神皇産靈神を申せり。○命以氐は。御言以氐の義なり。さて此までの文は。天津神の御口づからの語には非ず。皇美麻命天降坐て後に此を唱ふる時に。冠て申せる文なることは。灼きものから。文に三の義あり。其一は。伊邪那岐命といふに係りて。神魯岐神魯美命の。大詔命以て。依し給へるまに〳〵。事始たまへる。伊邪那岐命の云々、と云へる義なり。二には。祓比賜閉、清米賜閉と云に係りて、道饗祭詞に。高天原爾事始弖云々。八衢比古。八衢比賣、久那斗止御名者申弖。稱辭竟奉云々。夜之守日之守爾。守奉齋奉禮。とありて。塞神たちに、命せ給へるごとく。此も祓戸神たちに。祓ひ清め給べき由を神漏岐神漏美命の。命せ給へる由なり。(大祓詞と考へ合せて此意を知り辨ふべし。)三には。聞食世と云に係りて、高天原に神留り坐す。神漏岐神漏美命の。御言依さし給へる。天津詔戸のまに〳〵。白す事を。祓戸神たち。天津神。國津神。八百萬神たち共に。聞食せと云へるなり。かゝれば。皇御祖と云より。聞食世と云までは。天祝詞にて。前後の文は。此を申せる人の詞なり。熟々文に心を著けて。讀辨ふべし。○皇御祖とは。伊邪那岐大神は。皇美麻命の。大御祖に坐せばなり。○神伊邪那岐命。神は崇めて冠たるにて。神速須佐之男命。と申す神の如し。此を上につけて。皇御祖神とよむは非なり。其は鎮火祭詞に。神伊佐奈伎伊佐奈美乃命。と有ると合せ考へて。天津祝詞には。神伊邪那岐命。と宣ひけむ

事を。思ひ徴すべし。○筑紫日向乃橘乃小戸乃阿波岐原爾。御禊祓比給布時爾。この事は。古史傳第二十三段に。委く云へるを見るべし。○生坐留。こは阿禮麻勢留と訓べし。(ナリマセルと訓は非なり。)阿禮は。現といふと同言なり。(くはしくは、古史傳に云へるを見よ。)○祓戸乃大神等とは。古史成文の。御禊段に出たる。八十枉津日神。大直日神。伊豆能賣神。速佐須良比賣神。四柱なり。大祓詞に。瀬織津比咩とあるは。八十枉津日神。伊吹戸主とあるは。大直日神。速秋津比咩とあるは。伊豆能賣神なる由。また此神たちの。罪穢を祓ひ給ふ功などのことは。古史傳に具に注へれば。此に云はず。○祓比賜閉淸米賜閉。登申須事乃由乎。天津神國津神。八百萬能神等共仁。云々聞食世と申すことは。大祓詞に。天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮。如此久乃良波。天津神波。天磐門乎推披氏云々。所聞食武。國津神波高山之末。短山之末爾上坐氏。云々所聞食武。如此所聞食氏波。云云。速川能瀬爾坐須。瀬織津比咩止云神。大海原爾持出奈武。如此持出往者云々。と云ひて。天津神國津神の。まづ聞し食て。さて祓戸之神たちの。祓の功を成し給ふ趣なるに符ひて。いとも尊き文なりかし。○天之斑馬乃耳振立氏は。大祓の時に。馬を出して。其詞に。耳振立聞物止。馬牽立氏。とあるに符ひて。いと〳〵めでたし。此に依りて考ふるに。解除に馬を牽ことは。祓物には非ずて。神たちの。耳聽く祈言を。きこし食し給はむ事に。祓代に。奉るにぞ有ける。○さて此詞は。馬を引立て。式のまゝに。大祓事を爲て。祈白すときは。全文を申さむも。然る事なから。常に祈白すには。天之斑馬乃耳振立氏。と云ふ詞は。省きて申すべき理なれども。全文を申さむも。非事にはあらず。偖また後世には。集れる諸に。宣聞す大祓詞を。神に白すさへ非事なるに。況て太祝詞事乎宣禮と云ふ下にて。太祝詞ぞと心得たる文を。唱ふることも。非事とおぼゆ。必まづ神に。太祝詞を白して後に。大祓詞を唱ふべき者なり。此式は。神祇式にも詳には見えざるを。内宮年中行事に。六月十六日の。川原御祓の處に。御巫内人。向二御前方一。申二詔刀一。と有りて。其詔刀に。神事に供奉

る人等を。清淨らに祓ひ清めて。御饌の神事に清淨に仕へ奉らしめ給へ。といふ趣を。祈まをし竟て後に。榊の枝を河に流す時に。各々中臣祓祭文を讀よし。見えたるにて悟るべし。此は然すがに。大御神の神事なるからに。故實の殘れるものとこそ所思ゆれ。

文化十二年四月三日に考へ畢る

平田篤胤 花押

銕胤云、この天津祝詞の考はしも、我父の早く著されし書なる事は、上に年月の有にて知べし、此のち古史徵の開題記にも說き記され、猶また考へ補はれたる事なきに非ず、其は大祓詞再釋に就て見べし、かくて篤胤と言へるは、已が前名なるを文政の末頃に、今の如く改めたり、 追書

新刻祝詞式序

海山之陬。窮僻之境。苟有人類。無不有教。其最大行者。自儒佛而外。耶蘇回回等教。其立法。雖有異同。無非祭政歸一之義。夫政之爲言祭也。故儒有望秩禘嘗之禮。佛有諸天善神之祀。西方諸教。亦立造物之主事之。皆所以勸善懲惡統治國家也。我
皇祖天神。造分天地。化成萬物。命
皇孫。降居襲山。統馭區宇。授以天津宮事。此其意本。祭政歸一之義。而諸教莫不由焉。其言之載在典籍者。無古於祝詞。苟明祝詞之義。祭祀之禮。則治天下。其猶視諸掌乎。然而道有汚隆。時有盛衰。中古以來。異教益隆。而斯道遂衰。及荷田岡部本居諸賢出。訓古典。明古語。僅能得存十一於千百焉。伏惟。
今上天皇。聖明自天。蚤紹
先帝聖旨。發號施政。莫不率由舊典。遍詔天下。大明祭政歸一之義。更興大學。俾學士尋其委而溯其源。僉曰。
橿原宮御宇天皇。及
水垣宮御宇天皇之聖化。其庶幾乎。鐵胤不肖。謬承之教官。既老且病。不能復有爲。竊喜斯道之益明也。更刻此書。以便於子弟誦習。且使世儒眼孔小者。知道之大源出於此書。而萬國之教。亦原
我
皇祖天神之旨。庶幾有以報

聖恩萬分之一。豈非幸乎。遂書以爲序。

明治二年己巳十一月丁亥

大學大博士平朝臣鐵胤

祝詞式新刻本序

人有言。皆曰祭政一致。是豈知本者之言乎哉。恭惟。
皇祖天神。鎔造天地。化育萬物。降
皇孫於襲山。定爲大界之主。授以天都詞
太詞事。以爲治天人之大經大法。其道
唯一。曰祭耳。蓋天地之道。莫大於祭。
夫君臣也。父子也。夫婦昆弟朋友之交
也。其政亦唯由祭而立焉。何也者。
國言訓政。謂麻都利登。卽祭事之義也。
蓋
皇上之臨馭宇內。其歸在君其君。臣其
臣。父其父。子其子。而明祭祀之義。
以申追遠之孝。是其大較也。如之日
月星辰。風雨雷電。春秋寒暑。及宮室衣

服。穀菓井竈。道路門廁。山海草木。禽獸蟲魚。無非神之主宰造設者焉。人類之所以夭壽生死。吉凶禍福之所以循環無端。皆有其故。而化工之神。亦各有所施爲。苟溯其源求其故。則人之在世。譬如魚在水。魚由水以活。人由神以活。
神恩之廣大。何翅被祖先人餘蔭之云而已哉。是故。
天神之本教。政祭祭政。以馭天下。天下不言而化。無爲而治。所謂祭政一致。正謂此也。然則開闢之說。卽
天帝之口授。而天都詞太詞事之本。在此書矣。五大洲雖廣乎。古傳之存乎世者。豈有古於此者哉。而治國修身之術。愼獨存誠之法。無一不備焉者。則謂之經亦可。謂之史亦可。謂之宇宙第一之書。亦固不誣也。伏惟
今上叡聖文武天皇。智海涵古。心鏡燭道。乃降
詔。俾學士入大學者。先從事於此書。有志之士。舞蹈踊躍。盡賀一新之政。僉曰。
橿原
水垣之聖化。庶可見矣。鐵胤頑鈍。備員教官。遭逢
聖世。乃亦竊喜斯道之再興。抑亦千歲之一時也哉。豈不愉快乎。世之志於正道者。宜銘心肝而不怠矣。
明治二年己巳九月己卯。識於東京客

舍。

大學大博士平朝臣鐵胤

祝詞正訓上卷

○新年祭

集侍神主祝部等諸。聞食登宣。「神主祝部等共稱唯。餘宣准此。」高天原爾神留坐。皇睦神漏伎命。神漏彌命以。天社國社登稱辭竟奉。皇神等能前爾白久。今年二月爾。御年初將賜登爲而。皇御孫命能宇豆能幣帛乎。朝日能豐逆登爾。稱辭竟奉久登宣。

御年皇神等能前爾白久。皇神等能依左志奉牟。奥津御年乎。手肱爾水沫畫垂。向股爾泥畫寄氐。取作牟奥津御年乎。八束穗能伊加志穗爾。皇神等能依左志奉者。初穗乎波千穎八百穎爾奉置氐。瓱閉高知瓱腹滿雙氐。汁爾母穎

爾稱辭竟奉牟。大野原爾生物者。甘菜辛菜。母青海原住物者。鰭能廣物鰭能狹物。奧津藻菜邊津藻菜爾至氏爾。御服者。明妙照妙和妙荒妙爾稱辭竟奉牟。御年皇神能前爾。白馬白猪白鷄。種種色物乎備奉氏。皇御孫命能宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉久登宣。

大御巫能辭竟奉。皇神等能前爾白久。神魂。高御魂。生魂。足魂。玉留魂。大宮乃賣。大御膳都神。辭代主登御名者白而辭竟奉者。皇御孫命御世乎。手長御世登堅磐爾常磐爾齋比奉。茂御世爾幸閉奉故。皇吾睦神漏伎命。神漏彌命登。皇御孫命能宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉久登宣。

座摩乃御巫乃稱辭竟奉。皇神等能前爾白久。生井。榮井。津長井。阿須波。婆比支登。御名者白氏辭竟奉者。皇神能敷坐。下都磐根爾宮柱太知立。高天原爾千木高知氏。皇御孫命乃瑞能御舍乎仕奉氏。天御蔭日御蔭登隱坐氏。四方國乎安國登平久知食須我故。皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣。

御門能御巫能稱辭竟奉。皇神等能前爾白久。櫛磐間門命。豐磐間門命登。御名者白氏。辭竟奉者。四方能御門爾。湯都磐村能如塞坐氏。朝者御門開奉。夕者御門閉奉氏。疎夫留物能。自下往者下乎守。自上往者上乎守。夜能守日能守爾守奉故。皇御孫命能宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉久登宣。

生嶋能御巫能辭竟奉。皇神等能前爾白久。生國足國登。御名者白氐辭竟奉者。皇神能敷坐嶋能八十嶋者。谷蟆能狹度極。鹽沫能留限。狹國者廣久。峻國者平久。嶋能八十嶋墮事無。皇神等能依志奉故。皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉登久宣。

辭別。伊勢爾坐。天照太御神能大前爾白久。皇神能見霽志坐四方國者。天能壁立極。國能退立限。青雲能靄極。白雲能墜坐向伏限。青海原者棹柁不干。舟艫能至留極。大海原爾舟滿都都氣氐。自陸往道者荷緒縛堅氐。磐根木根履佐久彌氐。馬爪至留限。長道無間久立都都氣氐。狹國者廣久。峻國者平久。遠國者。八十綱打挂氐引寄如事。皇太御神能寄奉波。荷前者。皇太御神能大前爾。如横山打積置氐。殘乎波平聞看。又皇御孫命御世乎。手長御世登。堅磐爾常磐爾齋比奉。茂御世爾幸閉奉故。皇吾睦神漏伎神漏彌命登。宇事物頸根衝拔氐。皇御孫命能宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉登久宣。

御縣爾坐。皇神等前爾白久。高市。葛木。十市。志貴。山邊。曾布登。御名者白氐。此六御縣爾生出。甘菜辛菜乎持參來氐。皇御孫命能長御膳能遠御膳登聞食故。皇御孫命能宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉登久宣。

山口坐。皇神等能前爾白久。飛鳥。石村。忍坂。長谷。畝火。耳無登御名者白氐。遠山近

山爾生立留。大木小木乎。本末打切氐持參來氐。皇御孫命能瑞能御舍仕奉氐。天御蔭日御蔭登隱坐氐。四方國乎。安國登平久知食須我故。皇御孫命能宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉久登宣。

水分坐。皇神等能前爾白久。吉野。宇陀。都祁。葛木登。御名者白氐辭竟奉者。皇神等能寄志奉牟。奥都御年乎。八束穗能伊加志穗爾寄志奉者。皇神等爾初穗波穎爾母汁爾母甁閉高知。甁腹滿雙氐。稱辭竟奉氐。遺乎波皇御孫命能。朝御食夕御食能加牟加比爾。長御食能遠御食登。赤丹穗爾聞食故。皇御孫命能宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉久乎。諸聞食登宣。

辭別。忌部能弱肩爾太多須支取挂氐。持由庭波利仕奉禮留幣帛乎。神主祝部等受賜氐。事不過。捧持奉登宣。

○春日祭

天皇我大命爾坐世。恐岐鹿嶋坐健御賀豆智命。香取坐伊波比主命。枚岡坐天之子八根命。比賣神。四柱能皇神等能廣前仁白久。大神等能乞賜能任爾。春日能三笠山能。下津石根爾宮柱廣知立。高天原爾千木高知氐。天乃御蔭日乃御蔭止定奉氐。貢流神寶者。御鏡。御横刀。御弓。御桙。御馬爾備奉理。御服波明多閉照多閉和多閉荒多閉爾仕奉氐。四方國能獻禮留御調能荷前取並氐。青海

原乃物者。波多能廣物波多能狹物。奥藻菜邊藻菜。山野物者。甘菜辛菜爾至麻氐御酒者瓱上高知。瓱腹滿竝氐。雜物乎。如横山積置氐。神主爾。某官位姓名乎定氐。獻流宇豆乃大幣帛乎。安幣帛乃足幣帛登。平久安久聞食者登。皇大御神等乎稱辭竟奉久登白。如此仕奉爾依氐。今母去前母。天皇我朝廷乎平久安久。足御世乃茂御世爾齋奉利。常磐爾堅磐爾福閇奉利、預而仕奉流。處處家家王等卿等乎母平久、天皇我朝廷爾。伊加志夜久波叡能如久仕奉利。佐加叡志米賜登。稱辭竟奉良久登白。「大原野枚岡等祝詞准此」

○廣瀬大忌祭

廣瀬能川合爾稱辭竟奉流。皇神能御名乎白久。御膳持須流若宇加能賣能命登御名者白氐。此皇神前爾辭竟奉久。皇御孫命能宇豆能幣帛乎令捧持氐。王 臣 等乎爲使氐。稱辭竟奉久乎。神主祝部等諸聞食登宣。奉流宇豆乃幣帛者。御服明妙照妙和妙荒妙。五色物。楯戈御馬。御酒者瓱閇高知。瓱能腹滿雙氐。和稻荒稻爾。山爾。住物者。毛能和支物毛能荒支物。大野能原爾生物者。甘菜辛菜。青海原爾住物者。鰭能廣支物鰭能狹支物。奥津藻菜邊津藻菜爾至萬氐置足氐奉久登。皇神前爾白賜部止宣。如此奉宇豆乃幣帛乎。安幣帛能足幣帛止。皇神御心平久

安久聞食氐。皇御孫命能長御膳能遠御膳止。赤丹能穗爾聞食牟。皇神能御刀代乎始氐。親王等王臣等。天下公民能。取作奧都御歲者手肱爾水沫畫垂。向股爾泥畫寄氐。取將作奧都御歲乎。八束穗爾皇神能成幸賜者。初穗者汁爾母頴爾母。千稻八千稻爾引居氐。如横山打積置氐。秋祭爾奉牟登。皇神前爾白賜登宣。

倭國能六御縣乃。山口爾坐皇神等前爾母。皇御孫命能宇豆乃幣帛乎。明妙照妙和妙荒妙五色物。楯戈至萬氐奉。如此奉者。皇神等乃敷坐須山山乃自口。狹久那多利爾下賜水乎。甘水登受而。天下乃公民乃取作禮留奧都御歲乎。悪風荒水爾不相賜。汝命乃成幸波閉賜者。初穗者汁爾母頴爾母。瓱乃閉高知瓱腹滿雙氐。如横山打積置氐奉牟登。王等臣等百官人等。倭國乃六御縣能刀禰。男女爾至萬氐。今年某月某日。諸參出來氐。皇神前爾。宇事物頸根築拔氐。朝日乃豐逆登爾稱辭竟奉久乎。神主祝部等諸聞食止宣。

○龍田風神祭

龍田爾稱辭竟奉。皇神乃前爾白久。志貴嶋爾大八嶋國知志皇御孫命乃。遠御膳乃長御膳止。赤丹乃穗爾聞食須。五穀物乎始氐。天下乃公民乃作物乎。草乃片葉爾至萬氐不成。一年二年爾不在。歲眞尼久傷故爾。百能物

知人等乃卜事爾出牟。神乃御心者。此神止白止負賜支。此乎物知人等乃卜事乎以氐卜止母出留神乃御心母無止白止聞看氐。皇御孫命詔久。神等乎波天社國社止。忘事無久遺事無久。稱辭竟奉止思志行波須乎。誰神曾。天下乃公民乃作作物乎不成。傷神等波我御心曾止悟奉禮止宇氣比賜支。是以皇御孫命大御夢爾悟奉久。天下乃公民乃作作物乎。惡風荒水爾相都都不成傷波。我御名者。天乃御柱乃命國乃御柱乃命止。御名者悟奉氐。吾前爾奉牟幣帛者。御服者。明妙照妙和妙荒妙五色乃物。楯戈御馬爾御鞍具氐。品品乃幣帛備氐。吾宮者朝日乃日向處。夕日乃日隱處乃。龍田能立野乃小野爾。吾宮波定奉氐。吾前乎稱辭竟奉者。天下乃公民乃作作物者。五穀乎始支。草乃片葉爾至萬氐。成幸閉奉牟止悟奉氐。是以皇神乃辭教悟奉處仁。宮柱定奉氐。此乃皇神能前爾稱辭竟奉爾。皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎令捧持氐。王臣等乎爲使氐。稱辭竟奉久止。皇神乃前爾白賜事乎。神主祝部等諸聞食止宣。

奉宇豆乃幣帛者。比古神爾御服明妙照妙和妙荒妙。五色物。楯戈御馬爾御鞍具氐。品品能幣帛獻。比賣神爾御服備。金能麻笥。金能樃。金能桛。明妙照妙和妙荒妙五色能物。御馬爾御鞍具氐。雜幣帛奉氐。御酒

者瑰能閉高知。瑰腹滿雙氐。和稻荒稻爾。山爾住物者。毛乃和物毛乃荒物。大野原生物者。甘菜辛菜。青海原爾住物者。鰭能廣物鰭能狹物。奧都藻菜邊都藻菜爾至萬氐如橫山打積置氐。奉此宇豆乃幣帛乎。安幣帛能足幣帛止。皇神能御心爾平久聞食氐。天下能公民能作作物乎。惡風荒水爾不相賜。皇神乃成幸閉賜者。初穗者。瑰能閉高知。瑰腹滿雙氐。汁爾母穎爾母。八百稻千稻爾引居置氐。秋祭爾奉牟止。王卿等。百官能人等。倭國六縣能刀禰。男女爾至萬氐。今年四月。「七月者云今年七月」諸參集氐。皇神能前爾。宇事物頸根築拔氐。今日能朝日能豐逆登爾。稱辭竟奉流。皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎。神主祝部等被賜氐。墮事無奉禮登宣命乎。諸聞食止宣。

○平野祭

天皇我御命爾坐世。今木與利仕奉來流。皇大御神能廣前爾白給久。皇大御神乃乞志給乃任爾。此所能底津石根爾。宮柱廣敷立。高天乃原爾千木高知氐。天能御蔭日能御蔭登定奉氐。神主爾神祇。某官位姓名定氐。進流神財波。御弓。御太刀。御鏡。鈴。衣笠。御馬乎引竝氐。御衣波。明多閉照多閉和多閉荒多閉爾備奉利氐。四方國能進禮流。御調能荷前乎取竝氐。御酒波。瑰戶高知瑰腹滿竝氐。山野

能物波甘菜辛菜。青海原乃物波。波多能廣物波多能狹物。奥都毛波邊津毛波爾至麻氐雜物乎。如横山置高成氐。獻流宇豆乃大幣帛乎。平久所聞氐。天皇我御世乎。堅磐爾常磐齋奉利。伊賀志御世爾幸閇奉氐。萬世爾御坐令在米給登。稱辭竟奉登久申。

又申久。參氐仕奉流。親王等王等臣等百官人等乎母。夜守日守爾守給氐。天皇我朝廷爾伊夜高爾伊夜廣爾。伊賀志夜具波江乃如久立榮之米令仕奉給登。稱辭竟奉止久申。

○久度古開

天皇我御命爾坐世。久度古開二所能宮爾之氐供奉來流。皇御神能廣前爾白給久。皇御神能乞比給之萬比任爾。此所能底津石根爾宮柱廣敷立。高天能原爾千木高知氐。天能御蔭日能御蔭止定奉氐。神主爾。某官位姓名定氐。進流神財波。御弓。御太刀。御鏡。鈴。衣笠。御馬乎引並氐。御衣波。明多閇照多閇。和多閇荒多閇備奉氐。四方國乃進禮留御調乃荷前乎取並氐。御酒波瓱乃閇高知。瓱能腹滿竝氐。山野物波甘菜辛菜。青海原乃物波。鰭乃廣物鰭乃狹物。奥都毛波邊都毛波爾至末天雜物乎如横山置高成氐。獻流宇豆乃大幣帛乎。平久所聞氐。天皇我御世乎。堅磐爾常磐爾齋奉利。伊賀志御世爾幸閇奉氐。萬世爾御令坐米給登。稱辭竟奉登久申。

又中久。參集氐仕奉。親王等王等臣等。百官人等乎。夜守日守爾守給氐。天皇我朝廷爾。彌高爾彌廣仁。伊賀志夜具波江能如久。立榮氐令仕奉給登。稱辭竟奉登良久申。

○六月月次（十二月准レ之。）

集侍神主祝部等。諸聞食登宣。

高天原爾神留坐。皇睦神漏伎命。神漏彌命以。天社國社登稱辭竟奉。皇神等前爾白久。今年乃六月月次幣帛。「十二月者。云二今年十二月月次幣帛一」明妙照妙和妙荒妙備奉氐。朝日乃豐榮登爾。皇御孫命能宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉登久宣。

大御巫能辭竟奉。皇神等能前爾白久。神魂。高御魂。生魂。足魂。玉留魂。大宮賣。御膳都神。辭代主登。御名者白氐。辭竟奉者。皇御孫命乃御世乎。手長御世登。堅磐爾常磐爾齋比奉。茂御世爾幸閇奉。故。皇吾睦神漏伎命神漏彌命登。皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉登久宣。

座摩乃御巫辭竟奉。皇神等乃前爾白久。生井。榮井。津長井。阿須波。婆比伎登。御名者白氐辭竟奉者。皇神能敷坐。下都磐根爾宮柱太知立。高天原爾千木高知氐。皇御孫命瑞乃御舍仕奉氐。天御蔭日御蔭登隱坐氐。四方國乎。安國登平久知食須故。皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉登久宣。

御門乃御巫能辭竟奉。皇神等能前爾白久。櫛磐間門命。豐磐間門命登。御名者白氐辭竟

奉者。四方能御門爾。湯都磐村能如久塞坐氐。朝者御門開奉。夕者御門閉奉氐。疎布留物乃、自下往者下乎守。自上往者上乎守。夜乃守日乃守爾守。奉故。皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉久登宣。

生島乃御巫能辭竟奉。皇神等乃前爾白久。生國。足國登御名者白氐。辭竟奉者。皇神乃敷坐。島乃八十島者。谷蟆能狹度極。鹽沫乃留限利。狹國者廣久。嶮國者平久。島乃八十島墮事無久。皇神等寄志奉故。皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉久登宣。

辭別。伊勢爾坐。天照太御神乃大前爾白久。皇神乃見霽志坐。四方國者。天乃壁立極。國乃退立限。青雲能靄極。白雲乃向伏限。青海原者棹柁不干。舟艫乃至留極。大海原爾舟滿都都氣氐。自陸往道者荷緒結堅氐。磐根木根履佐久彌氐。馬爪至留限。長道無間久立都都氣氐。狹國者廣久。嶮國者平久。遠國者。八十綱打挂氐引如寄事。皇太御神寄志奉波。荷前者。皇太御神乃前爾。如横山打積置氐。殘乎波平聞看。又皇御孫命御世乎手長御世登。堅磐爾常磐爾齋比奉。茂御世爾幸閉奉故。皇吾睦神漏伎命神漏彌命登。鵜自物頸根衝拔氐。皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉久登宣。

御縣爾坐。皇神等乃前爾白久高市。葛木。十市。志貴。山邊。曾布登。御名者白氐。此六御

縣爾生出。甘菜辛菜乎持參來氐。皇御孫命乃長御膳乃遠御膳登聞食故。皇御孫命能宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉登久宣。山能口坐。皇神等乃前爾白久。飛鳥。石村。忍坂。長谷。畝火。耳無。登御名者白氐遠山近山爾生立流。大木小木乎。本末打切氐持參來氐。皇御孫命乃瑞乃御舍仕奉氐。天御蔭日御蔭登隱坐氐。四方國乎。安國登平久知食須故。皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉我久登宣。

水分坐。皇神等乃前爾白久。吉野。宇陀。都祁。葛木登。御名者白氐辭竟奉者。皇神等依志奉牟。奧都御年乎。八束穗乃伊加志穗爾依志奉者。皇神等爾。初穗者穎爾母汁爾母。𤭖閉高知。𤭖腹滿雙氐稱辭竟奉氐。遺乎婆皇御孫命乃。朝御食夕御食爾加牟加比爾。長御食乃遠御食登。赤丹穗爾聞食故。皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉登久。諸聞食止宣。

辭別。忌部乃弱肩爾。太襁取挂氐。持由麻波利仕奉留幣帛乎。神主祝部等受賜氐。事不過捧持奉登宣。

○大殿祭

高天原爾神留坐須。皇親神魯企神魯美之命以氐。皇御孫之命乎。天津高御座爾坐氐。天津璽乃鏡劒乎捧持賜天。言壽。「古語。云許止保企。言壽詞。如今壽觴之詞。」宣志久。皇我宇都御子皇御孫

之命。此乃天津高御座爾坐氐天津日嗣乎。万千秋乃長秋爾大八洲豐葦原瑞穗之國乎。安國止平久所知食止。「古語云志呂志女須。」言寄奉賜比。以天津御量氐。事問之磐根木根立知草能可岐葉乎毛言止氐。天降利賜比志食國天下登。天津日嗣所知食須。皇御孫之命乃御殿乎。今奥山乃大峽小峽爾立留木乎。齋部能齋斧乎以伐採氐。本末乎波山神爾祭氐。中間乎持出來氐。齋鉏乎以氐齋柱立氐。皇御孫之命乃天之御翳日之御翳止。造奉仕流禮瑞之御殿。「古語云阿良可。」汝屋船命爾。天津奇護言乎「古語云久須志伊波比許登。」以氐言壽鎭白久。此乃敷坐大宮地底津磐根乃極美。下津綱根。「古語番繩之類謂之綱根。」波府蟲能禍無久。高天原波。青雲乃靄久極美。天乃血垂飛鳥乃禍無久。掘堅多留柱桁梁戸牖乃錯比「古語云伎加比。」動鳴事無久。引結幣留葛目能緩比。取葺計留草乃噪岐「古語云蘇蘇伎。」無久。御床都比能佐夜伎。夜女能伊須須伎。伊豆都志伎事無久。平久氣久安久奉護留神御名乎白久。屋船久久遲命。「是木靈也。」屋船豐宇氣姫命登「是稻靈也。俗謂宇賀能美多麻。今世産屋。以辟木。束稻置於戸邊。乃以米。散屋中之類也。」御名乎波奉稱利氐。皇御孫命乃御世乎。堅磐常磐爾奉護利。五十橿御世乃足良志御世爾。田

永能御世止奉福爾依氐。齋玉作等我。持齋波利持淨麻波利造仕禮留。瑞八尺瓊能。御吹伎乃五百都御統乃玉爾。明和幣。「古語ニ云ニ爾伎氐」曜和幣乎附氣氐。齋部宿禰某我弱肩爾太襁取懸氐。言壽伎鎭奉事能。漏落武事乎波。神直日命。大直日命。聞直志見直志氐。平良氣久安良氣久所知食登白。

詞別白久。大宮賣命登御名乎申事波。皇御孫命乃同殿能裏爾塞坐氐。參入罷出人能選比所知志。神等能伊須呂許比阿禮比坐乎。言直志和志「古語ニ云ニ夜波志」坐氐。皇御孫命朝乃御膳。夕乃御膳供奉流。比禮懸伴緒。襁懸伴緒乎。手躓足躓「古語ニ云ニ麻我比」不令爲氐。親王諸王諸臣。百官人等乎。己乖乖不令。在邪意穢心無久。宮進米爾進。宮勤爾勤之米氐。咎過在乎波見直志聞直志坐氐。平良氣久安良氣久令仕奉坐爾依氐。大宮賣命止。御名乎稱辭竟奉久登白。

○御門祭

櫛磐牖豐磐牖命登御名乎申事波。四方内外御門爾。如湯津磐村久塞坐氐。四方四角與利疎備荒備來武。天能麻我都比登云神乃言武惡事爾「古語ニ云ニ麻我許登」相麻自許利。相口會賜事無久。上自往波上護利。自下往波下護利。待防掃却。言排坐氐。朝波開門。夕波閉門氐

參入。罷出人名乎問所知志。咎過在乎波。神直備大直備爾。見直聞直坐氐。平良氣久安良氣久令奉仕賜故爾。豐磐牖命。櫛磐牖命登。御名乎稱辭竟奉久登白。

〇六月晦大祓（十二月准之）

集侍。親王諸王諸臣。百官人等諸。聞食止宣。天皇朝廷爾仕奉留。比禮挂伴男。手繦挂伴男。靫負伴男。劍佩伴男。伴男乃八十伴男乎始氐。官官爾仕奉留人等乃。過犯家牟雜雜罪乎。今年六月晦之大祓爾。祓給比淸給事乎。諸聞食止宣。

高天原爾神留坐。皇親神漏岐神漏美乃命以氐。八百萬神等乎。神集集賜比。神議議賜氐。我皇御孫之命波。豐葦原乃水穗之國乎。安國止平久知所食止事依志奉伎。如此依志奉志國中爾。荒振神等乎波。神問志爾問志賜。神掃掃賜比氐。語問志磐根樹立。草之垣葉乎毛語止氐。天之磐座放。天之八重雲乎。伊頭乃千別爾千別氐。天降依志奉支。如此久依左志奉志四方之國中登。大倭日高見之國乎。安國止定奉氐。下津磐根爾宮柱太敷立。高天原爾千木高知氐。皇御孫之命乃美頭乃御舍仕奉氐。天之御蔭日之御蔭止隱坐氐。安國止平氣久所付食武。國中爾成出武。天之益人等我。過犯家牟雜雜罪事波。天津罪止。畔放。

溝埋。樋放。頻蒔。串刺。生剝。逆剝。屎戸。許許太久乃罪乎。天津罪止法別氣氐。國津罪止八。生膚斷。死膚斷。白人。胡久美。己母犯罪。己子犯罪。母與子犯罪。子與母犯罪。畜犯罪。昆蟲乃災。高津神乃災。高津鳥災。畜仆志蠱物爲罪。許許太久乃罪出武。如此出波。天津宮事以氐。大中臣。天津金木乎。本打切末打斷氐。千座置座爾置足氐。波志天津菅曾乎。本刈斷末刈切氐。八針爾取辟氐。天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮。如此久乃良波。天津神波。天磐門乎押披氐。天之八重雲乎。伊頭乃千別爾千別氐所聞食武。國津神波。高山之末。短山之末爾上坐氐。高山之伊穗理。短山之伊穗理

乎撥別氐所聞食武。如此所聞食氐波。皇御孫之命乃朝廷乎始氐。天下四方國波罪止云布罪波不在止。科戸之風乃。天之八重雲乎吹放事之如久。朝之御霧夕之御霧乎。朝風夕風乃吹掃事之如久。大津邊爾居大船乎。舳解放艫解放氐。大海原爾押放事之如久。彼方之繁木本乎。燒鎌乃敏鎌以氐打掃事之如久。遺罪波不在止。祓給比淸給事乎。高山之末短山之末與里。佐久那太理爾。落多支都速川能瀨坐須。瀨織津比咩止云神大海原爾持出奈武。如此持出往波。荒鹽之鹽乃八百道乃。八鹽道之鹽乃八百會爾座須。速開都比咩止

云神。持可可呑氐牟。如此久可可呑氐波。氣吹戸坐須氣吹戸主止云神。根國底之國爾氣吹放氐牟。如此久氣吹放氐波。根國底之國爾坐。速佐須良比咩登云神。持佐須良比失氐牟。如此久失氐波。天皇我朝廷爾仕奉留。官官人等乎始氐。天下四方波。自今日始氐。罪止云布罪波不在止。高天原爾耳振立聞物止馬牽立氐。今年六月晦日夕日之降乃大祓爾。祓給比清給事乎。諸聞食止宣。四國卜部等。大川道爾持退出氐祓却止宣。

○東文忌寸部。獻横刀時呪。西文部准此。

謹請。皇天上帝。三極大君。日月星辰。八方諸神。司命司籍。左東王父。右西王母。五方五帝。四時四氣。捧以銀人。請除禍災。捧以金刀。請延帝祚。呪曰。東至扶桑。西至虞淵。南至炎光。北至弱水。千城百國。精治。萬歳萬歳萬歳。

祝詞正訓下卷

○鎭火祭

高天原爾神留坐。皇親神漏義神漏美能命持氐。皇御孫命波。豐葦原乃水穗國乎。安國止平久所知食止。天下所寄奉志時爾。事寄奉志天都詞太詞事乎以氐申久。神伊佐奈伎伊佐奈美乃命。妹背二柱嫁繼給氐。國乃八十國島能八十島乎生給比。八百萬神等乎生給比氐。麻奈弟子爾。火結神生給氐。美保止被燒氐石隱坐氐夜七夜晝七日。吾乎奈見給比曾。吾奈妹乃命止申給比支。此七日爾波不足氐。隱坐事奇止氐見所行須時。火乎生給氐。御保止乎所燒坐支。如是時爾。吾名妹乃命能。吾乎見給布奈止申乎。吾乎見阿波多志給比津止申給氐。吾名妹能命波。上津國乎所知食倍志止。吾波下津國乎所知止牟止白氐。石隱給氐。與美津枚坂爾至坐氐所思食久。吾名妹命能所知食上津國爾心惡子乎生置氐來奴止宣氐。返坐氐。更生子。水神。匏。川菜。埴山姬。四種物乎生給氐。此能心惡子乃心荒比曾波。水神匏埴速姬川菜乎持氐。鎭奉禮止事教悟給支。依此氐稱辭竟奉者。皇御孫能朝廷爾。御心一速比給波志止爲氐。進物波。明妙照妙和妙荒妙。五色物乎備奉氐。青海原爾住物者。鰭廣物鰭狹物。奧津

海菜邊津海菜爾至萬氐御酒者𤭖邊高知。𤭖腹滿雙氐。和稻荒稻爾至萬氐如横山置高成氐。天津祝詞乃太祝詞事以氐。稱辭竟奉久止申。

○道饗祭

高天之原爾事始氐。皇御孫之命止稱辭竟奉。大八衢爾湯津磐村之如久塞坐。皇神等之前爾申久。八衢比古八衢比賣。久那斗止。御名者申氐辭竟奉波。根國底國與里麤備疎備來物爾。相率相口會事無氐。下行者下乎守理。上往者上乎守理。夜之守日之守爾。守奉齋奉止。進幣帛者。明妙照妙和妙荒妙爾備奉。御酒者𤭖邊高知𤭖腹滿雙氐。汁爾母穎爾母。山野爾住物者。毛能和物毛能荒物。青海原爾住物者。鰭乃廣物鰭乃狹物。奧津海菜邊津海菜爾至萬氐。横山之如久置所足氐。進宇豆乃幣帛乎。平氣久聞食氐。大八衢爾湯津磐村之如久塞坐氐。皇御孫命乎堅磐爾常磐爾齋奉。茂御世爾幸閉奉給止申。又親王王等臣等百官人等。天下公民爾至萬氐平久齋給部止。神官。天津祝詞乃太祝詞事乎以氐。稱辭竟奉止申。

○大嘗祭

集侍。神主祝部等諸。聞食登宣。
高天原爾神留坐。皇睦神漏伎神漏彌命以。天社國社登敷坐留。皇神等前爾白久。今年十一月中卯日爾。天都御食乃長御食能遠御食登。皇御孫命乃大嘗聞食牟爲故爾。皇神等相宇豆乃比奉氏。堅磐爾常磐爾齋比奉利。茂御世爾幸閉奉牟止依氏志千秋五百秋爾平久安久聞食氏。豐明爾明坐牟。皇御孫命能宇豆乃幣帛乎。明妙照妙和妙荒妙爾備奉氏。朝日豐榮登爾。稱辭竟奉乎久。諸聞食登宣。
事別。忌部能弱肩爾太襁取挂氏。持由麻波利仕奉留禮幣帛乎。神主祝部等請氏。事不落捧持氏奉登宣。

○鎭御魂齋戸祭。中宮。春宮。齋戸祭亦同。
高天之原爾神留坐須。皇親神漏伎神漏美能命乎以氏。皇御孫之命波。豐葦原能水穗國乎。安國止定奉氏。下津磐根爾宮柱太敷立。高天之原爾千木高知氏。天之御蔭日之御蔭止稱辭竟奉氏。奉御衣波。上下備奉氏。宇豆乃幣帛波。明妙照妙和妙荒妙五色物。御酒波瓱邊高知瓱腹滿雙氏。山野物波甘菜辛菜。青海原物波。鰭廣物鰭狹物。奥津海菜邊津海菜爾至萬氏雜物乎。如横山置高成氏。獻留宇豆乃幣帛乎。安幣帛能足幣帛止。平久聞食氏。皇我朝廷乎。常磐爾堅磐爾齋奉。茂御世爾幸閉奉給氏。自此十二月始。

來十二月爾至萬氏。平久御坐所令御坐給爾止。今年十二月某日齋比鎭奉止申。

○伊勢太神宮

○二月新年。六月十二月月次祭。

天皇我御命以氐。度會乃宇治乃五十鈴川上乃。下津石根爾稱辭竟奉留。皇太神能大前爾申久。常毛進流二月新年「月次祭唯以二六月月次之辭一相換。」大幣帛乎。某官位姓名乎爲使天。令捧持氐進給布。御命乎申給止久申。

○豐受宮

天皇我御命以氐。度會乃山田原乃下津石根爾稱辭竟奉流。豐受皇神爾申久。常毛進流。二月新年「月次祭唯以二六月月次之辭一相換。」大幣帛乎。某官位姓名乎爲使天。令捧持氐進給布。御命乎申給止久申。

○四月神衣祭。九月進レ此。

度會乃宇治五十鈴川上爾。大宮柱太敷立天。高天原爾千木高知天稱辭竟奉留。天照坐皇太神乃大前爾申久。服織麻續乃人等乃常毛奉仕留。和妙荒妙乃織乃御衣乎。進事乎申給止申。荒祭宮爾毛如是申天進止宣。

「禰宜内人稱唯。」

○六月月次祭。十二月進レ此。

度會乃宇治五十鈴乃川上爾。大宮柱太敷立天。高天原爾千木高知天稱辭竟奉留。天

照坐皇太神乃大前爾申進留。天津祝詞乃太祝詞乎。神主部物忌等諸聞食止宣。「禰宜内人等共稱唯。」

天皇我御命爾坐。御壽乎手長乃御壽止。湯津如磐村常磐堅磐爾。伊賀志御世爾幸閉給比。阿禮坐皇子等乎毛惠給比。百官人等天下四方國能百姓爾至萬天。長平久。作食留五穀乎毛豐爾令榮給比。護惠比幸給止三郡國國處處爾。寄奉禮留神戸人等能。常毛進留御調絲。由貴能御酒御贄乎。如横山置足成天。大中臣太玉串爾隱侍天。今年六月十七日乃。朝日乃豐榮登爾稱申事乎。神主部物忌等諸聞食止宣。「神主部共稱唯。」荒祭宮。月讀宮爾毛。如是久申進止宣。「神主部亦稱唯。」

○九月神嘗祭

皇御孫命御命以。伊勢能度會五十鈴河上爾稱辭竟奉流。天照坐皇太神能大前爾申給久。常毛進流九月之神嘗乃大幣帛乎。某官某位某王。中臣某官某位某姓名乎爲使氐。忌部弱肩爾太襁取懸。持齋波里令捧持氐進給布御命乎申給久止申。

○豐受宮同祭

天皇我御命以氐。度會能山田原爾稱辭竟奉流。皇神前爾申給久。常毛進留。九月之神嘗能大幣帛乎。某官某位某王。中臣某官某

位某姓名乎爲使氐。忌部弱肩爾太襁取懸。持齋理波令捧持氐。進給布御命乎申給止久申。

○同神嘗祭

度會乃宇治能五十鈴乃川上爾。大宮柱太敷立氐。高天原爾千木高知天稱辭竟奉留。天照坐皇太神乃大前爾申進留。天津祝詞乃太祝詞乎。神主部物忌等諸聞食止宣。「禰宜内人等共稱唯。」天皇我御命爾坐。御壽乎手長乃御壽止。湯津如磐村。常磐堅磐爾。伊賀志御世爾幸閉給比。阿禮坐皇子等乎毛惠給比。百官人等天下四方國乃百姓爾至萬天長平久。護惠美幸倍給止。三郡國國處處寄奉留禮神戸人等能。常毛進留由紀能御酒御贄。懸税千税餘五百税乎。如横山久置足成天。大中臣太玉串爾隱侍天。今年九月十七日。朝日豐榮登爾。天津祝詞乃太祝詞辭乎。稱申事乎。神主部物忌等諸聞食止宣。「禰宜内人等共稱唯。」荒祭宮。月讀宮爾毛。如此久申進止宣。「神主部共稱唯。」

○齋内親王奉入時

進神嘗幣詞申畢。次郎申云。辭別氐申給久今進流齋内親王波。依恒例氐。三年齋比清麻波理氐。御杖代止定氐進給事波。皇御孫之尊乎天地日月止共爾。常磐堅磐爾平久氣安久御座志米武止。御杖代止進給布御命乎大

中臣茂桙中取持氐。恐美恐美毛申給止久申。

○遷㆓奉太宮㆒祝詞（豐受宮准レ此）

皇御孫命能大命乎。以氐皇太御神能太前爾申給久。常乃例爾依氐。廾年爾一遍比大宮新仕奉氐。雜御裝束物五十四種。神寶廾一種乎儲備天。祓清賣持忌波理氐預供奉。辨官某位某姓名乎差使氐。進給狀乎申給止久申。

○遷㆓却祟㆒祭

高天之原爾神留坐氐。事始給志神漏伎神漏美能命以氐。天之高市爾八百萬神等乎。神集集給比神議議給氐。我皇御孫之尊波。豐葦原能水穗之國乎安國止平氣久所知食止。天之磐座放氐。天之八重雲乎伊頭之千別支爾千別氐天降所寄奉志時爾。誰神乎先遣志波水穗國能荒振神等乎。神攘攘平氣武止神議議給時爾。諸神等皆量申久。天穗日之命乎遣而平氣武止申支。是以天降遣時爾。此神波返言不申氐。次遣志健三熊之命毛。隨父事氐返言不申。又遣志天若彥毛。返言不申氐。高津鳥殃爾依氐。立處爾身亡支。是以天津神能御言以氐。更量給氐。經津主命健雷命。二柱神等乎天降給比氐。荒振神等乎神攘攘給比。神和和給氐。語問志磐根樹立。草之片葉毛語止氐。皇御孫之尊乎天降所寄奉支。如

此久天降所寄奉志。四方之國中止。大倭日高見之國乎。安國止定奉氐。下津磐根爾宮柱太敷立。高天之原爾千木高知氐。天之御蔭日之御蔭止仕奉氐。安國止平久所知食武。皇御孫之尊乃。天御舍之內爾坐須皇神等波。荒備給比健備給比。祟給事無志氐。高天之原爾始志事乎。神奈我良毛所知食氐。神直日大直日爾直志給比氐。自此地波四方乎見霽。山川能清地爾遷出坐氐。吾地止宇須波伎坐止世進幣帛者。明妙照妙和妙荒妙爾備奉氐。見明物止鏡。翫物止玉射放物止弓矢。打斷物止太刀。馳出物止御馬。御酒者瓱戶高知瓱腹滿雙氐。米爾毛穎爾毛。山爾生物者。毛乃和物毛能荒物。大野原爾生物者甘菜辛菜青海原爾住物者。鰭廣物鰭狹物。奧津海菜邊津海菜爾至萬氐爾。橫山之如久。几物爾置所足氐。奉留宇豆乃幣帛。皇神等乃御心毛明爾安幣帛乃足幣帛止。平久聞食爾。祟給比健備給事無之氐。山川之廣久清地爾遷出坐氐。神奈我良鎭坐止世。稱辭竟奉止申。

○遣唐使時奉幣

皇御孫尊乃御命以氐。住吉爾稱辭竟奉留。皇神等乃前爾申賜久。大唐爾使遣止佐牟爲爾

依船居無氐。播磨國與理船乘爲氐。使者遣佐牟止所念行間爾。皇神命以氐。船居波吾作牟止悟教給比支。教悟給比那我良。船居作給部禮波。悦己備嘉志美。禮代乃幣帛乎。官位姓名爾。令捧賚氐進奉久止申。

○出雲國造神賀詞（出雲國造者。穗日命之後也。）

八十日日波在止毛。今日能生日能足日爾。出雲國國造姓名。恐美恐美毛申賜久。挂毛麻久畏岐。明御神止大八島國所知食須天皇命乃大御世乎。手長能大御世止齋止「若後齋時爲者。加後字。」氐。出雲國乃青垣山內爾。下津石根爾宮柱太敷立氐。高天原爾千木高知坐須。伊射那伎乃日眞名子。加夫呂伎熊野大神櫛御氣野命。國作坐志大穴持命。二柱神乎始天。百八十六社坐皇神等乎。某甲我弱肩爾太襷取挂天。伊都幣能緒結。天乃美賀秘冠利天。伊豆能眞屋爾麁草乎。伊豆能席登刈敷支天。伊都閉黑益之。天能瓱和爾齋許母利氐。志都宮爾志靜米仕奉氐。朝日能豊榮登爾。伊波比乃返事能。神賀吉詞奏賜波久登奏。高天能神王高御魂神魂命能。皇御孫命爾

天下大八島國乎事避奉之時。出雲臣等我遠祖天穗比命乎。國體見爾遣時爾。天能八重雲乎押別氐。天翔國翔氐。天下乎見廻氐返事申給久。豐葦原乃水穗國波。晝波如五月蠅水沸支。夜波如火瓮光神在利。石根木立青水沫毛事問天荒國在利。然毛鎭平天。皇御孫命爾。安國止平久所知坐之米止中氐。己命兒天夷鳥命爾。布都怒志命乎副天。天降遣天。荒留布神等乎撥平氣。國作之大神乎毛媚鎭天。大八島國現事顯事令事避支。乃大穴持命乃申給久。皇御孫命乃靜坐牟大倭國申天。己命和魂乎。八咫鏡爾取託天。倭大物主櫛𤭖玉命登名乎稱天。大御和乃神奈備爾坐。己命乃御子阿遲須伎高孫根乃命乃御魂乎。葛木乃鴨能神奈備爾坐。事代主命能御魂乎。宇奈提爾坐。賀夜奈流美命乃御魂乎。飛鳥乃神奈備爾坐天。皇孫命能近守神登貢置天。八百丹杵築宮爾靜坐支。是爾親神魯伎神魯美乃命宣久。汝天穗比命波。天皇命能手長大御世乎。堅盤爾常盤爾伊波比奉。伊賀志乃御世爾佐伎波閉奉登。仰賜志次乃隨爾。供齋「若後齋時者。加後字。」仕奉氐。朝日乃豐榮登爾。神乃禮自利臣能禮自登。御禱乃神寶獻良久止奏。白玉能大御白髮坐。赤玉能御阿加良毗坐。青玉能水江玉乃行相爾。明御神登大八島國所知食。天皇命能手長大御世乎。御横刀廣爾誅堅米。白御馬能前足爪。後足爪踏立事波。大宮能内外御門柱乎。上津石根爾踏

堅米。下津石根爾踏凝之。振立流事波耳能彌
高爾天下乎所知食牟左右事志太米。白鵠乃生御
調能玩物登。倭文能大御心毛多親爾。彼方能
古川岸。此方能古川岸爾生立。若水沼間能
彌若叡爾御若叡坐。須須伎振遠止美乃水
乃。彌乎知爾御遠知坐。麻蘇比乃大御鏡乃
面乎。意志波留志天見行事能己登久。明御
神能大八島國乎。天地日月等共爾。安久平久
知行牟事能志太米止。御禱神寶乎擎持氐。神
禮自利臣禮自登。恐彌恐彌毛。天津次能神賀
吉詞白賜久登奏。

○中臣壽詞

現御神止大八島國所知食須。大倭根子天
皇我御前仁。天神乃壽詞遠稱辭定奉良久止中
須。
高天原仁神留坐須。皇親神漏岐神漏美乃命
遠持天。八百萬乃神等遠集倍賜天。皇孫尊波。
高天原仁事始天。豐葦原乃瑞穗乃國遠。安國
止平久介所知食天。天都日嗣乃天都高御座仁
御坐天。天都御膳遠長御膳乃遠御膳止。千秋
乃五百秋仁。瑞穗遠平介久安介久由庭仁所知食止
事依志奉氐。天降坐之後仁。中臣乃遠都祖天
兒屋根命。皇御孫尊乃御前仁奉仕氐。天忍
雲根神遠。天乃二上仁奉上氐。神漏岐神漏美
命乃前仁受給里波中仁。皇御孫尊乃御膳都水

波。宇都志國乃水爾。天都水遠加氏奉牟止申
世止。事教給仁志依氏。天忍雲根神。天乃浮雲仁
乘氏。天乃二上仁上坐氏。神漏岐神漏美命乃
前仁申波。世天乃玉櫛遠事依奉氏。此玉櫛遠
刺立氏。自夕日至朝日照万氏。天都詔戸乃太
詔刀言遠以氏告禮。如此告波。麻知波弱蒜仁
由都五百篁生出牟。自其下天乃八井出牟。
此遠持天。天都水止所聞食止事依奉支。如此
依奉志任任仁。所聞食由庭乃瑞穗遠。四國
卜部等。太兆乃卜事遠持氏奉仕氏。悠紀爾近
江國野洲。主基仁丹波國冰上遠齋定氏。物
部乃人等。酒造兒。酒波。粉走。灰燒。薪採。
相作。稻實公等。大嘗會乃齋場仁持齋利波參

來氏。今年十一月中都卯日仁。由志理伊都
志理。持恐美恐美母清麻波利仁奉仕利。月内
仁日時遠撰定氏獻留。悠紀主基乃黑木白木
乃大御酒遠。大倭根子天皇我。天都御膳乃
長御膳乃遠御膳止。汁仁毛實仁毛赤丹乃穗仁毛所
聞食氏。豐明仁明御坐氏。天都神乃壽詞遠稱
辭定奉留。皇神等母。千秋五百秋乃相嘗仁。
相宇豆乃比奉利。堅磐常磐仁齋奉利氏。伊賀
志御世仁榮米志奉利。自康治元年始氏。與天
地月日共。照志明良志御坐事仁。本末不傾。茂
槍乃中執持氏奉仕留。中臣祭主。正四位上
行神祇大副。大中臣朝臣清親。壽詞遠稱辭

定奉久止申。又申久。天皇朝庭仁奉仕留。親王等王等諸臣百官人等。天下四方國乃百姓諸諸。集侍氐。見食倍尊食倍。歡食倍聞食倍。天皇朝庭爾茂世仁。八桑枝乃立榮奉仕留倍支禱乎。所聞食止。恐美恐美毛申給波久止申。

平鐵胤謹書

祝詞正訓終

神拜詞解

此乃神床爾神籬立弖招祀比奉里稱辭竟奉留掛卷毛畏伎天御神千五百萬國御神千五百萬廼大神等並仁大八島國六十六國々島々郡々鄕々村々坊々爾靜坐須宮仁被知給布大小三千一百三十二座乃神等及宮仁被知給波奴千五百萬乃大神等乃大御前仁鹿自物膝折伏世鵜自物頂突拔支愼美禮麻比拜美奉里弖畏美畏美毛白須

此の神床に神籬立てとはいはゆる神㯮をいふ。此は世の人心あるは誰も其家の宜しき所に御棚を設け小宮を置きて祀ひ奉る其宮を。神籬とは云ふなり。(委くは古史傳に云を見るべし)招祀比奉里とは神々各々諸國鄕里に御社ありて鎭坐すを家々の神棚に小宮を設けて祭るは其の分靈を勸請し祀ひ奉る意なれば云へり。「招とは字の如く招く心にて俗に勸請と云に同じ」稱辭竟奉留は。古き祝詞にいと多き詞にて凡て神靈に申す詞は其神靈の御德の事を悉く稱擧盡し獻る種々の物の事。また仕へ奉る人の勞き骨折をさへに言擧するも本は其神靈を崇むより出たる言なり。(水などの物にたつぷりと溢るゝまでに入たるを湛たりといふも同意なり思ひ合すべし)掛卷毛畏支とは。神靈の御事は言に掛て申すも畏れ多き事ながらと云ふ意なり。(古書に言卷も畏しといふも同じ意の詞なり)天御神千五百萬國御神千五百萬廼大神等。天神とは。天に成坐して常しへに天に留り坐す神は更にも言はず。國に生坐るも天に昇て留り坐す神また天に坐して國に降坐る神をも天神と申し。國神とは國に生坐して國土に鎭り坐す神をいふ。其は下に云ふ如く限なく多く坐ます故に千五百萬とは云へり古書に八百萬神と云へるは常なれども出雲風土記なる語臣猪麻呂が言に據りてかく云へり。(千五百萬といひ八百萬といふ數に拘るべからず此は只數の限なく多きを云へる古言なり)○並仁大八島國六十六廼國々島々郡々鄕々村々坊々爾靜坐須とは世の始め神の生成給へる國は八國なる故に皇國の惣名を大八島國と云へるが後にそを六十六國に別ち給へり。其外に島々も多く。また國の中に郡を別ち郡の中に鄕を別ち鄕の中に村を別ちまた町々に別ち給へるが。其處々に大きくも少さくも神の

鎭り坐さぬ所なし。○官爾被知給布大小社三千一百三十座神等とはいはゆる延喜式内の御社をいふ。(延喜式とは醍醐天皇の延喜年中に勅撰ありし朝廷の御禮式の御書にて五十卷あり。)すなはち延喜式の神名帳に、天神地祇惣三千一百三十二座社二千八百六十一處(大四百九十二座小二千六百四十座)とあり。(大と云ひ小と云へるは俗に大社小社といふとはいさゝか異りて其神によりて大の御あしらひなる小の御あしらひなるとある由なり委く神名式の附錄にいふを見るべし。)此は神祇官の御帳に書留て朝廷にて御祭ある社なれば古く官知社と云へる故に官爾被知給布神とは云へり。○官爾知衣給波奴千五百萬能大神等とは。上件神祇官の御帳に記されたる社々の外にいと多く社あり其を古く未官知社と云へる故に官に被知給はぬ神とは云へり(また古書に式外の社とも云ひ今もしか云ふめり。)體源抄と云ふ書には神宮萬七千七百十三成宮神二千七百五十不成宮神一萬九千と見え。源平盛衰記に鬼界島にて俊寛が云へる詞の中に日本は神國なり大小の神祇三千七百餘所なり。吉備大臣神明の數を記したるには上には一萬三千。下は粟三石が數と云へりと見ゆ此をもて神祠の多さこと知べし。其をみな家の神床に招奉りて拜み奉る故に天御神千五百萬云々とは申すなり。○大御前仁とは。俗に御前と云ふに同じ。(中頃よりの詞に廣前とも云へれとも大御前といふぞ古言なる、また俗に寶前など云ふは佛語によりたる非辭なり。)○鹿自物膝折伏世とは鹿の如く膝を折伏せと云へるにて鹿の膝を折て休む狀に人の座したる狀を譬へたる古言也。(また古書に宍自物膝折伏せともあり、同じ言也、古言に鹿を加具と云へり。)○鵜自物頂突拔支とは鵜の如く頂を突拔きと云るにて鵜鳥の水に潛るとき頭をつぶりと突入るゝに人の拜するとき頭頂を下に突付る狀に譬へたる古言なり。(此は鵜に限らず水鳥の水にかづく狀はみな如此くなれど古く鵜をもて譬へたり古言に頂を宇那禰と云へり。)○愼美禮麻比とは。字の如くにて俗にいふ御禮をする事なり禮を古言に韋夜と云へり。(また敬字をキヤマヒと訓むも本は同語なりウヤマヒとも云へどいさゝか後の語なり。)○拜美奉里

氏も字の如くにて拜を古言にヲロガミと云へり。折屈てふ語の約りたる言にて其は膝折伏せ頭を突附たるが折屈たる狀なればなり。(奉をマツリと訓むこれ古言なり、俗に此字をタテマツリとのみ訓むとと心得ためれどタテマツリは立奉りにて、そは榊などを立て奉より云ふ言にて意異なり。)○畏美畏美毛 白須も字の如く畏々ながら白し上る由なり。(俗に畏美畏美と云は非訓なり。)

篤胤伊怯久劣在杼母 加茂眞淵平宣長等我 古學爾 功斯在志導爾依弖神世乃御典袁讀窺比奉里弖在爾

篤胤伊と云へる伊は人の名に附ていふ古言にて某よといふ意あり又いさゝか卑しみ云ふ意もあり。(我が名のみならず人の名に附ても云へり其は親む意あり。)○怯久劣在杼母 はみづから貶し卑めて云ふ言なり劣なくを古書に男道無とも書るもて知べし。○加茂大人本居大人の古學に功しく此學は此大人たちの導せられたる恩頼によりて世に弘まれる事は此に言はむも今更なれば言はず。(近くは予が著せる入學問答を見て知べし。)さて此大人たちの事を予等末學の身として實名を言はむ事は有まじき事なれど此は神に申す語なれば難なし常の例とは爲べからず。(凡て我より上たる人の實名を云ふを不禮とせる事いと古くも其の心ばへの見えたるを俗の古學者たちの然は知らず只漢にならへる事とのみ思ひためるは麁略なり、然れど中には餘りに其格に泥みて古人の名をいふ事をも甚くきらひて云ざるも有れどさては却りて穩ならず紛はしき事も多かればよく心を用ひて辨ふべし。)○神乃御典とは延喜式の祝詞卷神名帳古事記日本紀を始め神の故事上つ世の事實を記し傳へたる御書どもを云ふ。讀窺比 奉里氐と云へるは。畏々に讀伺ひたる由なり。然るは慶長四年に勅本の日本紀を始めて板に彫しめ給へる事は跋文に日本書紀歷代之古史也云々蓋神道者爲萬法之根柢儒佛二教者皆是神道之末葉也頃學儒佛者夥而知神書者鮮矣物有本末事有終始何棄本取末焉於神國爭疏神書乎云々「萬機之政尙以神事爲最第一」陛下寬惠叡智之餘後世惜其流布之不廣遂命鳩工於是始壽諸梓及之天下矣とある如く時の天皇命の御許し坐して下が下まで神の御典を讀奉り古道を本とし

學びてよとの叙慮には有しかど卑しき凡人の身として讀奉る事はいとも難有く辱き事なる故に其心ばへを以てかくは云へり。讀伺ひ思ひ得たる趣は次々に白し述るが如し。

御世能初發爾高天乃神祖天之御中主大神高皇產靈大神神皇產靈大神天御虛空爾事始給比一物乎生給比天地袁鎔造給比弖伊邪那岐伊邪那美命仁此漂在國乎修固成世登天瓊戈袁事依志賜比

御世能初發爾とは字の如く此世の初發の時にと云ふが如し○天之御中主大神。この神は神典どもに世の初の處に御名のみ出て御神德の事は傳へ無れどまづ御名の義は天の眞中の主たる神と申す義にて。(御中は眞中といふが如し。)天地を鎔造り給へりとある二柱の產靈大神を此神の御子とも申し傳へ(古語拾遺異本に見えたり。)神皇紹運錄には諸神諸人之元祖衆姓衆戶之分派皆悉無不此神之苗胤也と有などを合せて事狀をつら〳〵考ふるに其神德の傳へ無ぞ却りて御神德の廣大なる處にて始なくまた終もなく男女の德を具へて寂然に御身を隱し給ひ爲事なくして二柱の產靈大神を仕ひて產靈の功績を成さしめ給ふ大元主宰高祖の大神にて天地神人萬物の元祖神になも坐ましける故產靈神の成し給ふ產靈の御態を始め次々の神等の成し給ふ御功德も悉くに御中主神の爲事無して成し給ふ御神德に依ることとなる由をまづ熟く辨ふべし、(なほ委くは古史傳に云ふを見るべし。)○高皇產靈大神神皇產靈大神。高皇と申し神皇と申すは尊みて稱へ奉れる言なり。產靈は字の如く產成し給ふ御德の奇靈に坐ます由の御名なり。高皇產靈神は男神に坐まし神皇產靈神は女神に坐まし二柱ともに御中主神の御子に坐まして。彼の神の功德を持別けて男女の產靈の御間に天地を鎔造り始め給ひ無窮に萬の事物を成し給ふ故に產靈神とは申すなり。○天御虛空爾事始給比とは。上件三柱の神たち天地いまだ無りし以前より天つ虛空に坐まして事始し給ひと云るにて古き祝詞どもに高天原爾事始弖と云へる意なり。○一物乎生給比天地袁鎔造給比弖は。古傳に見えたる如く天地の初發は先大虛空の眞中に其の形容言ひがたき一物生出て其中より清明なる物もえ騰りて天日の御國となり(神典ど

もに高天原とあるはすなはち是なり）重濁れる物垂下りて。月夜見となり。中間に殘れる物は國地の基となれり。これ天地の判たる始なり。其始に生出たる一物やがて二柱の產靈大神の產靈の御間に鎔造し給へる物にて。これ天地と判たる故に。顯宗天皇の御世に日神月神の御託言に產靈神は天地を鎔造坐る御功ありとは詔へるなり。○伊邪那岐命伊邪那美命仁云々。伊邪那岐命は男神に坐し伊邪那美命は女神に坐也此二柱の神共に二柱の產靈神の產靈の御間に生坐る御子に坐ます事は言ふも更なり。產靈神は天に神留り坐して產靈の本を主宰して伊邪那岐伊邪那美二柱神に國土に產靈の御功德を成さしめ給へり。此漂在國とは上に云へる一物の中より天日の御國は萠上り月夜見國は垂下り中間に殘れる國土と成べき物のいまだ固まらすふは〳〵と在しを脩固め成せと詔ひ任して。天瓊戈といふ御矛を賜へるなり。此御矛のいとも〳〵奇しく妙なる物にて此を賜へる深き由縁は此に盡しがたければ古史傳を見て知るべし。(靈の眞柱にもかつ〳〵云へり。)

伊邪那岐伊邪那美二柱大神其瓊矛乎指下志畫成給比弖於能碁呂島爾天乃御柱國乃御柱登見立給比弖八尋殿袁化作給比妹妋二柱所就給比弖大八島乃國々島々乎生給比

伊邪那岐伊邪那美の二柱の神は產靈神の御依しの御言御矛を承賜り坐して。天の浮橋より彼御矛を指下し國土の基と成べきかの漂へる物を畫成して引上け給ひしかば其矛の末より垂たる物おのづからに固まりて島一つ成たり此を於能基呂島といふ二柱神まづ此島に降坐して彼御矛を國土の中心と突立給へり。此を天の御柱とも國の御柱ともいふ。其柱を眞中として八尋殿を化作給へるこれ家居の始なり。此時はいまだ木も草もなき間の事なれど神の奇しく妙なる御所爲によりて木草を用ふる事なく何とか爲て化作し給へる故に日本紀には其意をもて化作くは書れたり。○女男二柱所就給比弖は二柱神其の化作給へる八尋殿に住ひて夫婦の道を始め給へる由なり。嫁字をトツギと訓むも所就の義にて是より出たる語なり。○大八島乃國々は。一に淡路二に大倭（西は長門より東は陸奥まで大

倭の國なり、)三に伊豫二名島(後世に此を伊豫、讃岐、阿波、土佐、の四に別ちて四國といふ、)四に筑紫島(後に此を筑前、筑後、豊前、豊後、肥前、肥後、日向、大隅、薩摩、の九に別て九國といふ、)五に壹岐島六に對馬七に隱岐島八に佐渡島なり。まづ此八島を生給へる故に御國の總名を大八島とは云なり此の外に生給へる島々も多かり。

青人草乃祖萬神等生給比萬物乎毋生給比弖青人草等惠給布登諸乃神等生給比萬乃事乎始給比弖爲登爲志勤美給閉留事毎爾天皇祖神等能大御心乎御心登爲弖青人草等惠給比愛美給比彌益爾蕃息里榮由倍久功竟弖復命白給閉留乎始米

二柱の神既に國を生竟まして後。直に八百萬神を生給へりと神典に見えたるは。世の青人草の始祖神たちを生給へるにて。是ぞ天御祖神の詔命を承りませる事とある御成業にて國土を脩固成し給へる事はもはら青人草を任せ給はむ料にぞ有けるもし然る御事ならずは國を脩固成させ給へるを何の要とかせむ熟思ふべし。○萬物とは鳥獸蟲魚を始めその外の萬物をも弘く云へり。○青人草等惠給布登 諸乃神等生給比云々は二柱神の青人草を愛しみ惠み給ふ御心ばへの事或は皇國のならぬ佛を信じ祭るも多かれど然る外國風にむくるさかしら心はやめて現人神とます天皇命の皇祖神たちを齋き祭り給ふ御業に習ひて我が家の祖々の御靈をいつき祭らうぞと云るなり。其は世の諺にも上を習ふ下といふ如くこの神國に生れたらむ人はすべて神の直き御心しわざ上の正しき御掟をかしこみ倣み習ひ奉るべき物なればなり。(漢籍にも堺に入ては禁を問ひ家に入ては口を問ふとも見ゆ然るに今世の漢學者ども漢國の禁を問ふはあれどまづ皇朝の御掟をかしこみ習ひ奉らむとする者の少きはいかにぞや、)古語に此を神習ふとは云へり。故その意ばへを第三首に詠あらはしつ。我が御世の事とは我が神國の世の事はと云る意にて。神習ふと云事の本は應神天皇の御世の故事に春山の霞男。秋山の下氷男といふ兄弟在けるにその兄下氷男が伊豆志乙女といふ美しき女を得むと爲けるに得ざりしかば其弟霞男に云けるは吾伊豆志乙女を戀へどもえ得ず汝この乙女を得たらむには上下の服をさ

り身高を量りて甕に酒を作りまた山河の物を悉そなへ設て汝に償はむと云ひしに霞男よくしたゝめ其乙女を得て子をさへに生せたるに下氷男かの償物を出さゞりしかば其母親の語に我御世之事能許曾神習青人草習乎不償其物と言へる事あり。(この語言の意は吾がこの神國の世の事は何事もよく神の御所行をこそ習ふべき事なれ然るに今其兄なる子は神には效はずして青人草の所爲を效ひて償ふべき物を償はずと云るにて神は直ければ契約を違ふ事なきを今其には習はずして青人草の直からざるを習ひて契約を違へたりと云るなり、師の言の如く上代には人草もみな直かるべきに直からずとはいかゞとも云べけれど然らず上代には青人草と云ども後代に比ぶればすべていとてよなく直かりき然れども神はまた殊に直ければ其に比べては凡人は直からざりしなり)こはいと古く神世の頃より加微をば習ふべく人草の俗き風は效ふべき物に非ずといふ語言の有し徵なり(今俗に上を習ふ下といふ諺のあるも元はこの意ばへなりけむを今は下たる者の爲まじき態をも上に爲給ふ事をば何事をも見まねびて爲る事に云ふめれど元は然る事には非じかし)扨加微といふ言。漢字渡りてより神字と上字とわけて書めれど元は同言なれば神習ふと云は神典を讀奉りて神の直き御心しわざを效ふは云までもなく。上には神の道を第一に立給ひて御祖神を崇まひ祭り給ふ正しき御制度を畏み尊み從ひ習ひ奉り事違へざるもやがて神習ふといふ古語のむねに合ふ行ひなり。然るはまづ天皇命の皇祖天照大御神を常に崇まひ給ふ御有趣は順德天皇の(天照大御神より八十九代に當らせ給ふ)記し遺させ給へる禁秘御抄の開卷第一に禁中事といふ條ありて凡禁中作法先神事後他事旦暮敬神之叡慮無解怠白地以神宮並内侍所方不爲御跡萬物隨出來必先被奉白僧尼許所進之物不奉之とあり。(禁秘御抄をまた建暦御記ともいふ建暦の年間に記させ給へればなり、さて今引る文は此に要ある所をのみ摘て擧げたるなり)この御記に凡禁中作法先神事後他事と宣へるは凡そ禁中の御作法の甚多かる中に何事をもさし置てまづ神事を第一に遊ばして他事をば後に遊ばすが元より定れる御作法ぞと也。

旦暮敬神之叡慮無解怠とは旦暮に神を敬ひ給ふ叡慮解怠なく。白地神宮並内侍所方不爲御跡とは右の如く神を敬ひ給ふ事天皇の御行の第一なる故に白地にも伊勢大御神の宮の方と内侍所の神鏡の坐す方をば御跡に爲たまはぬこと御々代々の天皇の御行なる由なり。(内侍所とは内侍たちの常に侍ふ所にて其所に伊勢大御神の御代官の神鏡を祀ひ奉り給ふ此を畏所と申す畏み敬まひ給ふ由なりまた内侍所に祀ひ給ふ故に内侍所の神鏡とも申すまた只に内侍所とも申せり委くは禁秘御抄を拜見して知べし。)萬物隨出來必先被奉とは通えたる如く何によらずその御初穗を奉らるゝ由なり。必先と記させ給へるによく心をつけて拜見すべし。自僧尼許所進之物不奉之も通えたる如く僧尼はたとへ高貴人の爲たるにも有れ佛法の人にて其佛法は大御神の嚴しく惡ひ給ふが故に僧尼の許より進れる物をば穢物としていかに珍しき物なりとも直には神に奉らざる御定也。(大御神の佛を惡ひ給ふ證は下に委く云を見るべし。)始に詠記せる歌どもの意を取すべて言はゞいさ人々よ我が神國の世の事はよく神習ひ現人神の御所行に習ひて神道を第一に守り世の人草並のさかしら說は聞入れず玉だすき心にかけて親先祖を大切にして齋き祭り祖々の元つ御祖とます神等の幸へをも祈るが人の眞の道ぞと云る也。(師歌にも云々神習ふべし。)さて天皇命の御行ひに神事を第一に爲給ふ事は。御自身の御爲を思食しての御勤め御愼のみには非ず。元は天の下にあらゆる人民を眞幸く安然にあるやうにとの御心よりかく御勤あらせらるゝ事にて其本の由緒はいとも尊く辱き御事なれば各々愼みて心にしめ其の辱さを常忘るべからぬ事にざりける其故は先靈の眞はしらに圖を著して辨たる如く。此世の初發に日月もなく國土もなく何所も〳〵空しき大虛空なりし程にいと高き天つ御虛空の眞中に天之御中主神と申す大元主宰す神の始なく又終もなく爲こと無して御神の德廣大靈妙なること言語に述べくも有らず男神とも女神とも知べからぬが寂然に坐まして其次に高皇產靈神と申す男神と神皇產靈神と申す女神と二神おはし坐て。天之御中主神の御神德を持別け給ひ女男の御間に天地を鎔造り人

草萬物を産成し世を始むる事の本を主宰し。(産靈神と申す御名の意はすなはち産成し給ふ御神徳の靈異に坐ますより稱へ奉れる大御名なり)其御間に産生し給へる伊邪那岐伊邪那美女男二柱神に國土を修固成せと事任し給へるは産靈の徳を成しめ人草を生成さしめ給はむの御心なり(産靈神の世を始め坐る事は人草を蕃息せ給はむとの御心なりし事は國を修成せと詔へるもて知られたり其人草を生蕃息らせ給はむの御心ならずは國土を修成させ給へるを何の用とかせむよくおもふべし)捴てこをもて二柱の神天降坐して國土を固め夫婦の道を始てまづ大八島國を生成して青人草を生給ひ。さてその人草を愛たまふと諸の神たちを生給ひ。(二柱神の人草を生給て後に生坐る神たちは、風火金水土の神たち豐受神を始め大かたは人草の用に爲と爲生れ坐る神たちなり)萬の事を始め給ひて爲と爲し勤み給へる事ごとに天皇祖神たちの大御心を御心として人 此處御稿二丁无
二柱神の人草を惠み給ふとて其要に諸の神等を生給へる事はまづ既に國を生竟まして我が生る國狹霧のみ薫り滿る叢と詔ひて風神を吹生し給へるを始め火神金神水神土神を生坐し火神土神と御合坐して稚産靈神生坐し其御子に衣食住の本つ神たる豐受神生坐し伊邪那美命の與母都國へ生往るを歎かして伊邪那岐命の御涙に泣澤女神成坐し火神の御骸に大山祇神大雷神高龗神生坐し大山祇神と豐受の幸魂野神との産靈の御間に天之狹土神國之狹土神天之狹霧神國之狹霧神天之闇戸神國之闇戸神大戸惑子神大戸惑女神生坐し伊邪那岐命女神の御跡を追ひて夜見國に往坐し彼國の穢き狀を否しみ思ほす御魂によりて速玉男神豫母都事解男神成坐し夜見と此國との行かひを止め給ふ時に三柱の塞神成坐し夜見國の穢をみそぎ給ふ時に直戸神四柱生坐し其四柱の中なる水戸神の御子に沫那藝神沫那美神頬那藝神頬那美神天之水分神國之水分神天之久比奢母智神國之久比奢母智神八柱生坐し右の神たちはいはゆる造化の事と現に人草の要とある事どもを持別て知看す神たちなり。

古史傳外篇上卷

平篤胤謹述

神道篇

古天地未無りし時より天空上に天地萬物の大元主宰す高大祖神おはし坐す御名を天之御中主神と申す男女の徳を具へて始なくまた終もなく無窮に天上に寂然に御坐し其靈明の極み。聲もなく臭もなく爲と無して男女二柱の大神を生み給ふ高皇產靈神皇產靈神と申す。此二柱神はも天之御中主神の御德を持別けて靈妙に測がたき產靈の神德を具へ賛給へる天地萬有の祖父母神に坐ます夫婦の御交無して其產靈の御間にまづ天地泉と成べき一物を鎔造し給ひ。數多の神を生給へるが中に天之底立神と宇麻志葦芽彥男神とは天上に因て成坐して天國を修固め。國之底立神と豐斟淳神とは底下に成坐して泉國を修固め給ひ。伊邪那岐伊邪那美神男女二柱は大地の未固まらず潮に泥の混淆りて漂蕩へる時に成坐るを產靈神侍て天瓊矛を賜ひて國土を生固めよと御言依し給ふ其は專と人草を產成さしめ給はむとの大御心にて產靈の神德を附屬し給へるにぞ有ける伊邪那岐伊邪那美二柱神其の大御言を敬み畏み受賜はりて。まづ彼天沼矛を指下して畫成給ふに其矛末より垂落る物おのつから凝て島と成けり。(謂ゆる於能碁呂島これ也)「頭注云大地球の左旋する事は畫成給へる御手の運に由る事也」二柱神其島に天降らして天沼矛を未堅まらざる大地に天御柱國御柱と突立給ひしかば締り固まりて國生廣め給ふべくなも成にける。(漢籍に天柱地軸の說はすなはち天御柱國御柱の遺傳なり、)爰に二柱神夫婦の御交を始給ひ大八島の國々島々を生給ひ竟て。人草を生給ひ。(但し此はこれの御國の始め、人草の始を云也、外國々の成始め、また人草の始は古史傳に考の及べるかぎりはいへりき、)人草の爲にとて萬物草木の類を生成し給ひ。數多の神等を生成し給へるも人草を惠み給はむとにぞ有ける其は生給へる國の狹霧を撥はんと伊邪那岐命は風神を吹生給ふ。(これ風の始なり、)伊邪那美命は火神を生給ふ。(これ國土に火のある始なり、)其御產に御保止を燒えて病惱み坐し其惱の間に金神を生給ふ伊邪那岐命に夜は七夜日は七日吾をな見給ひそと詔ひて、石屋

に籠り給へりしを、伊邪那岐命其を奇しと思ほして七日七夜を待敢給はず。石戸を押開け見給ふに。火を生給ひ御陰を燒えて坐しき。(是穢火の始なり)爰に伊邪那美命耻恨み給ひ。伊邪那岐命に吾那勢命は上津國を治看せ吾は下津國を知らんと白して。其石屋の奥より泉國に往坐るが。上津國に荒ぶる御子を生置て來つれば其荒びを靜むべき神を生むと詔ひて途より歸り坐て御尿に水神御屎に土神を生給ひまた瓠川菜をも生給ひ火神荒びたらむには。水神は瓠を持ち土神は川菜を持て鎭奉れと事敎へて遂に夜見津國に往坐しぬ。こゝに火神土神と御合坐て。稚產靈神を生給ひ。この神豊宇氣毘賣命(亦名宇氣母智神)を生給ふ。是五穀草木牛馬養蠶(桑木は此神の御體より成たり)の祖神なり此神の木に幸へ給ふ御魂を久々能智神と云ひ(是木神なり、)草に幸へ給ふ御魂を草野姬神と申す(是野神なり、)此二御靈を凡て屋船命と申す。然るは屋は木もて造り萱もて屋根を葺ばなり。さて伊邪那岐命は伊邪那美命の泉國へ往坐る事を甚く御歎きまし。かつ此事は火神を生給へるより起れる事を御怒り坐して。御太刀を拔して火神を三段に切給ひしかば。高靇神。大山祇神(頭注云この大山祇と野神と御合て八柱神なりてきりを起し)大雷神成坐し。火神を斬給へる御佩の御靈を伊都之尾羽張神と申す此神と火神の御靈とに依りて經津主神建甕槌神など成坐しぬ。また火神を斬給へる血石村草木にたばしり附る故に草木いさごも自然に火を含む(これ世にある吉火の始なり。)さて伊邪那岐命御歎に堪ず伊邪那美命の御後追て泉國へ往坐し吾と汝と生る國いまだ作竟ずあれば歸りませと詔ふに。伊邪那美命吾旣に泉津戸喫しつれば。歸り難けれど泉津神と議りてむ吾をば見給ふなと詔ひて入給ふに。其間いと久かりしかば待かねて。一火ともして入見給ふに伊邪那美命夜見の穢にあへて虫たかりとろゝぎていと汚かりしかば　(以下未稿)

本教玄妙篇上卷

平篤胤謹著

神道篇一

古天地未無りし時より天空上に天地萬物の大元主宰す高大祖神おはし坐す御名を天之御中主神と申す始なくまた終もなく天地萬有を生成べき男女の德を具へ纔給へれど其靈明の極み聲もなく臭もなく爲こと無して無窮に天上に寂然に御坐し給ふ其御子に男女二柱の大神を生し給ふ高皇產靈神神皇產靈神と申すこれ天地萬物の祖父母神に坐ます此二柱神天之御中主神の御德を持別けてまづ天地を鎔造し萬有を產成し給ふ靈妙に測がたき產靈の神德を具へ纔ちて天地萬有の祖父母神に坐す夫婦の御交無して其產靈の御間にまづ天地泉の基を鎔造し出し給ひ數多の神を生給へる中に天之底立神と宇麻志葦芽彥男神とは天上に因て成坐して天國を修固めまし國之底立神と豐斟淳神とは底下に成坐して泉國をし修固め給ひ。伊邪那岐伊邪那美神男女二柱は大地に成坐るを產靈神天沼矛を賜ひて國土を生固めよと御依言し給ふ其は人草を生育し賜はんとの大御心にて產成さん事を專と產靈の神德を附屬し給へるにそ有ける伊邪那岐伊邪那美二柱神その大御言を敬み畏み受賜ひて

(以下未稿)

神道玄妙論

平篤胤謹撰述

神道といふ言は孝徳天皇紀に惟神とある註に謂隨神道亦自有神道也と見ゆ。（師云神道に隨ふとは天の下治め賜ふ御わざはたゞ神代より有來しまにまに物し賜ひて少かもさかしらを加へ給ふと無きをいふさて神代のまに〳〵大らかに所知看せば自に神の道は足ひて他に求むべき事なきを云なりけり故現御神と大八洲國しろし看すと申すも其御々世世の天皇の御政やがて神の御政なる意なり萬葉集の歌などに神隨云々と有も同じ意ぞ神國と韓人の申せりしも諾にぞ有ける神の道と申す名は用明天皇紀に始めて見えたれど其はたゞ神をいつき祭り給ふ事を指て云るなり此なるぞ正しく皇國の道を廣くさして云る始なりけると言れたるは實然る言なり。天皇命の天下を治め賜ふ御政の神隨に神道をもて治め賜ふ古の道なれば況て神習ふべき人草の惟神なる道に隨ひ據りて心を正し身を脩め家を齊ふべきは言まくも更なり、日本紀の跋に神道者爲萬法之根柢儒佛二教者皆是神道之末葉也頃學儒佛者夥而知神書者鮮矣物有本末事有始終何捨本取末焉とある叡慮の旨を賢こしと思はむ人はよく此旨を心得べき物なりけり。）玄妙論とは神世の古傳に依り本づきて神の道の玄妙なる旨を悟り得たる隨に論へればなり。（玄妙といふ言は天滿宮の御語に凡治世之道者以神國之玄妙欲治之と宣へるに採れり、但しその玄妙なる旨を己よく見得たりと云ふには非ず、神の道はも、凡人のいかに彌心に思慮を用ひたらむも其閫奥の百千が一ならでは慮り知らるべからず、然れど年月あまた行き住り起き臥しに就ても此を思ひ此を念へる實意をしも靈幸はふ神の憐と見行してや有けむ、己が意に悟り得たりと思ふ事どもを彼此と書記せるなり、見む人なほよく思ひて定むべくなも。）

本教の古傳に因りて稽ふるに吾人の生れ出たる本は天地いまだ無りし前より天御虛空に御坐して世界の大元主宰めす天之御中主大神の御神德を持分けて天地を鎔造り事始めませる二柱の產靈大神の產靈の御間に風火金水土五種の物を結成し賜ひその御靈を分

賦り賜ひて生しめ給へる物になも有ける是を以てその性質は素より至善ければ其善しき性質の從に曲らず過たず行ふを人の道といひ其の道のまに〳〵導くを敎とは云ふなりけり。(本敎といふ言は古事記の序に太素杳冥因本敎而識孕土産島之時察生神立人之世云々見えたり、神世の古傳は産靈大神の御親成坐るまに〳〵素より知看せる古事を傳へ敎へ給へるなる故にかく言へり、さて敎といふ言の見えたる始は本敎の御言に伊邪那美命火の神を生給ひ此御子の荒び給ふを鎭め給はむ料に水神土神瓠川菜を生給ひて水神は瓠を持ち土神は川菜を持て鎭め奉れと事敎へ悟し給へる由見えまた産靈大神の御言にも少毘古那神を敎養に順はず我が手股より漏し子なりと詔へり、然れば敎といふ語はいと早く天地初發の時より有しなり、言の本は長だちて導くより活用ける言なるべし、然るを我が上古には敎といふ言はかつて無りしといふは漢風に似たるを餘りに惡ふ偏心にぞ有ける抑神の御世より早く敎てふ事の有ける本は上件の古事どもを思ふに子を導き敎ふるよりぞ始まりける○さて漢籍中庸に天之命之謂レ性率レ性之謂レ道修レ道之謂レ敎と見え尙書の康誥に子祇服厥父父字厥子弟恭厥兄兄友于弟天與我民彜と云るは本敎の旨によく符へる語なりかし)さて其道の趣を熟々に思ひ察れば天皇命の天下を平賜ふ御道は更なり國造等の國を始め諸人の家を齊へ身を修むるも悉くに仁愛の德行を本と務むべき物なりける其は産靈大神の天地を鎔造まし伊邪那岐伊邪那美命の産靈大神の御任しのまに〳〵國生固めて人民を生成し給へるは産靈大神の大詔命を御心と爲給へる御成業の本にて萬物を生み神等を生成し給へるは人民を愛育ひ給はむとの御業なるを始めと爲し功しみ給へる悉くに此の本義に外れたる事なく然か神功竟て天に昇り坐て復命白し給ひ。後に又産靈の大神の御言として大國主神に幽世の事を司しめ給ひ皇美麻命を天降し顯世のことを知しめ賜へるも人民を愛しみ治め賜はむとの御擧なれば天神の御政は更なり庶人の行ひも天神の然る御心を心の柱と立固め伊邪那岐命の御成業を學び顯國に在る間によく仁愛の事業に勤しみ神の道に功德を立て幽世に詣たらむには大物主神の御後に從ひて天に參昇り天神の賦り賜へる性のまに〳〵德

行の勤を過たず功竟て參れる由を復命白すぞ人の本業にて神習てふ古語の旨に叶ふめる（神習といふ言は應神天皇記の古語に我御世之事能許曾神習靑人草習乎と見えたり）偖その伊邪那岐命の御仁愛の德業を成給へる跡を熟々觀るに敬肅を專とするに本づき（天津神の御任しを奉り事へ給へる是なり）義理を立るに立ち（御行を修めて善に遷りて邪に流れず）智慧をもて慮り。勇敢をもて行ひ給へるにぞ成れりける。（こは己が古史傳に解明せる趣をよく見て熟思ひたらむには自に明に知らるべし）故いと上古には世人なべて識らず知らず惟神によく此德行を復行ひつつ殊に其德の名どもを設けて敎ふる事は無りしかど其道統一に行はれて御世は穩になも治りける（弘仁格式序に古者世質時素法令未彰無爲而治不肅而化と藤原冬嗣公の書き給ひ三善淸行朝臣の異見封事に國俗敦厖民風忠厚上垂仁而恤下下盡誠以戴上一國之政猶一身之治云々と有などを思ふべし）斯在に大御稜威の韓また漢に及べるより。御德化を慕ひ奉りて外國々より歸命ひ參れる人ども多かるを國々處々に別ち住ひしかば世人の風その蕃人の風俗に移り效ひて漸々にかの純固なりし神隨の道を復過つ人の多く出來にければ降たる後世と成ては本を正し德行の名をも著して敎へ導かずは有まじくなも成にける（孔子の語にも大道之行也云々と云へるは實然る語なり）さて彼漢土の國は本より卑しき末國なるに因りて國人の性質大かた惡く穢なく其の行ひ正からぬ故にいと早より其を導く賢き人も多く出て種々德行の名どもを設けて敎誨せる書ども多かり。其は彼國の周と稱ひし世の人どもの物せるぞ最詳しかりける我友鈴木朗その學問を委曲に爲て德行五類圖てふ物を著せり其は普く彼國の書傳を考へて德行の名は品々有れど其大きなるは敬義仁智勇の五に止まる餘の名どもは悉く此五德の下に屬列ぬべき由を記せり。それ上に記せる伊邪那岐命の御德業の跡によく符ひて。從り用べき說なれば今其要とあるは說等を摘て聊か其を註して德行を務る人の目的とせむとするなり。

凡德本於敬立於義成於仁智以鬪之勇以行之是其大較也　此は大較なれば註せず其は下に委く其旨を云る文に注すればなり。

敬ハ人之所ニ以事ヲ神ニ也

敬は都々斯美と訓べし。舊く謹愼祗欽肅などの字を訓來れり。言の本は萬葉集に恙字を多く都々美と訓み都々美那久といひ都々麻波受など活用けるを思ふに都々斯美てふ言は都々美なくと大切にするより出たる言と通ゆ（都々斯美つゝしむ、つゝしまむと活く）また此字を韋夜麻比とも訓來れり。韋夜は禮にて麻比は辭なり。さて敬字の下に屬べき名どもを多く列たる中に欽祗肅愼謹は共に都々斯美と訓て字義いさゝか異なり。忌戒畏齋勤儉などは都々志美といふ訓の方に屬き恭謙讓順などは韋夜麻比といふ訓の方に屬り。

〇德は伊佐保志と訓べし。日本紀をはじめ古書に功勳功德忠誠などをよめり。文德天皇紀仁壽二年二月の處に栢原東人天平勝寶元年爲駿河守于時土出黃金東人採而獻之帝美二其功一曰二勤哉臣一遂取二勤臣之義一賜二姓伊蘇志臣一と有り。此に依りて思ふに伊佐保志てふ體語を切めて伊蘇志ともいへり。（佐保は蘇とつゞまる）また活用しては伊蘇志美。いそしむ。いそしまむ。など云ひ歌にはいそはくなども云へり。また急閙なども是より出たる言にて其事を要と進み勤むるより活用ける言なるべし。俗にいそ〳〵するなども云へり。

〇義は許等和利と訓來れり。（萬葉集にしか訓り日本紀に義字理字をもかく訓たり）言の本は事制また言制の意にて理を正し事を制ち斷むるを云へり。（ことわりことわることわらむと活用けり）。又余斯とも訓む。（余斯は余呂斯の省言なり）さて義字の下に屬べき名どもを多く列たる中に理。廉正。直。嚴。善。潔。信貞などの意は常に忘るべからぬ事にぞりける。

〇仁は宇都久志美と訓べし。珍愛の御子愛しき青人草などいふ宇都より出て萬葉集に愛をうつくしと訓り。（日本紀に德字をうつくしむとよめり）うつくし母うつくし人うつくし妹うつくしき子など歌に見ゆ萬葉集に天地の神相うづなひと見え。續紀の宣命に相宇豆奈比相扶奉とも相うづなひ奉り福はひ奉りとも見え中臣壽詞にはうづのひとも云へりいつくしむと云はこの轉れる言なり。萬葉集に皇神のいつくしき國と見えたり。また米具美と訓べし。

〇智は佐登理と訓べし神代紀にしか訓り。聰を佐杼

志と訓むも同言にて言の本は利にさの冠りたるより佐杼志。佐杼伎佐杼久とも活用きまた諭誨などの字をさとしと訓むも同言にて此はさとし（所悟）さとす（為悟）さとさむ（将悟）さとせ（令悟）と活用けり。癡愚はこのうら也。

○勇は伊佐美と訓來れり。いさみ。いさむ。いさまむと活用き敢て事を行ふにいへり。また諫諍などの字をいさめと訓むもいさみを活用したる也懈怠はこのうら也

仁愛は躰也敬義智勇は手足也

古學諄辭集卷之一

氣吹舍門人 河内盛征
井原正孝 等謹輯

○秋津彦瑞櫻根大人乃御前爾稱祈白須詞

佐久久志呂鈴乃屋大人乃御前爾、平篤胤。恐美恐美母申佐久。秋津彦瑞櫻根大人登御名波申弖。稱辭竟奉流神乃命波志母。其父母乃御心登。空見津大和國。大御心茂吉野乃山乃。山乃高嶺乎。大宮所登定賜比弖鎭坐須。水分神爾乞申之給比。其神乃御靈爾依弖奈母。世爾生出坐弖。其水分神乃。世爾水分里幸倍賜布事乃如久。並立山乃盛乃花爾。朝日乃豐榮登爾。登流麻々爾々。耶保比照相布事乃如久。清久雄々志伎御心乎振起坐弖。功美勤米賜比弖。世乃物學徒乃。一日片時母無久弖波得有良奴書乃數々。書著志分里幸波比惠美給倍流。廣伎厚伎御功波志母。學問乃道爾波古今爾比類無久。稱辭竟奉良麻久欲須流爾。言靈乃幸波布國乃御國人母。辭竟倍足波禰杼。且々母稱申佐婆。古事記傳乃書乎記賜比。天地能初發乃時與里。高天原爾神留坐須。皇我親神祖三柱乃皇大御神乃大御德乎始弖。神乃御世乃御々世世。天皇命乃遠都御代乃。御々代々乃古事。神乃道廼妙奈流由緒乎。眞澄乃鏡乃眞佐夜迦爾。見明弖米坐志令悟給比弖。古伎言語乃。中世今爾詳奈良奴乎。眞由爾辨別米賜比。且馭戎慨言乎記給比弖。盛爾吾我皇大御國乃高久尊久。諸夷乃國乃。卑久賤伎理乎宇麻羅爾令悟。世乃學問徒乃。蟹我歩成須横佐麻說爲弖。內乎外登爲志外乎內登爲須。其誤事乎令正賜比。漢字三音考乎。著志給比弖。御國乃物言音乃。他萬國爾優里弖。美久正伎事乎考倍示志給比。且辭玉緒乎撰賜比弖。氏爾遠波乃定禮流矩則乎明志賜比弖。世乃歌詠美。文章書久人乃限乎幸倍賜比。玉乃小琴。玉乃小櫛乎。記志給比弖。萬葉集登。光源氏乃物語乃。悟難久讀難伎詞登事登乎令明令正賜比。且玉霰乃書乎令降賜比弖。歌詠美文書久人乃。眞木乃板戶爾音立賜比教賜比弖。仍四十箇餘三部。卷數百箇餘八十箇計。種々乃書籍乎著賜比弖。其撰備登撰備。書伎登書禮志書籍乃卷々。紙乃一枚。行一行母。世爾物學夫人乃。心智久心直伎者。所思受起舞比。手拍知打咲樂弖。其御陰乎宇禮

志美思比給布流爾奈母。故遠遲無久拙伎篤胤等我友賀良爾至麻弖爾。其御靈爾依弖志。遙祁伎神代乃有祁流形乎宇迦々比尋爾弖。明祁久貴久。奇靈爾畏伎。神隨奈流道乃正實乎百箇我一母。悟知事得弖志有流思賴乎。記志賜比令悟賜倍流。許々良乃御書讀度毎爾頂爾捧持弖。大人命乃教倍賜閉留其御心乎心登波爲弖。一人母多久說敎倍與登敎倍置給倍流隨爾。朋友爾母語相比令聞多流乎何母好聞受侍里弖。諸共爾此道乃學爾赴加比。力乎合世心乎一爾志弖。篤胤我拙伎心爾。考得多流事共。書記世流書共乎。世爾弘牟流功勞乎助成弖。次々爾板爾彫成牟登議里侍布爾那母。如此久諸同心爾倭魂乃振起禮流波。全大人乃命廼。此道乎幸閉守里給布恩賴爾依流事登。嬉美辱美思比給閉良流々謝乎申斯。御祭仕奉良牟登爲弖例乃隨爾。今日乃生日乃足日乎講說乃定日登撰定弖。篤胤我新宅乃奧乃小床乎。伊豆乃磐境登掃比清弖。奧山乃賢木乃枝乎打折持來弖伊豆乃眞坂樹登二所爾刺分。時待我弖爾競比咲流梅乃花乎母取添弖。神籬成波夜志齋比立奉弖。荒幣和幣乃幣帛取置伎。篤胤我弱肩爾。太襁取掛弖。由志里伊都志里杵突伎仕奉禮比毛知比乃鏡。持齋麻波里。持清麻波里歌比都々。舞比都々。造里仕倍奉禮流一夜酒。我爾波安良奴石多々須。常世爾在須久斯乃神少御神乃釀志御酒登乎。白木黑木登。甕閉高知里。甕腹居並倍時自久乃香乃菓種々爾。干糒。洗米。赤飯。堅鹽。御毛比。大野乃原爾生留物者。甘菜辛菜。始米種々乃物。靑海乃原爾住物者。鰭乃廣物鰭乃狹物。大海爾生流物波。廣和布。荒和布。若和布乃。奧津藻菜邊津藻菜爾至麻弖爾。新乃禮代今日乃御饗止。各茂各茂持寄里。滿並倍貢奉弖。恐美恐美母申佐久。秋津彥瑞櫻根大人命乃御靈。今如此刺立齋比奉流神乃小床爾。安良那久御坐弖。各知是誠齋比齋比。切爾奉仕流。淨久赤伎心乃誠乎。鏡成御心爾。愛久所思志。惠美賜比燐美給比弖。漏落事乎波。見直志聞直志坐弖。此貢奉流多米都物乎。御心母和親爾。平介久安良久。安幣帛乃足幣帛登。所聞食之。御前爾集倍流敎乃御子。朋友。吾我輩乃勤美學夫。學乃業乎。今母去前母彌助爾助給比。彌獎米爾獎給比。彌廣爾導伎賜比弖。妖鬼乃禍事有世受。此學爾害爲須穢伎人等波拂比給比退那給比弖。屋內和夜加爾障事

無久。夜乃守日乃守爾。守幸閉給比弖。醜部伎穢伎。外國諸乃曲禮流道爾。相麻自許理相口會倍給布事無久直伎正志伎猛伎雄々志伎。倭心乎令振起賜比弖。彌益々爾。此道爾功乎立之米賜比。所有異伎邪乃道乃。佐霧成滿比呂碁禮流乎科戸乃風廼氣吹吹放事乃如久。彼方乃繁木我本乎。燒鎌乃敏鎌乎以弖。打掃布事乃如久。拂比給比清賜比弖。皇美麻命乃。安國登平部久。手長乃御世登。神隨所知食牟。大八洲細矛千足乃國中爾。所有大御民乃心盡〱。直伎伊猛伎古乃意爾令立歸給比弖。皇御國乃大御稜威乎。谷蟆乃狹度極美。白雲乃墜坐向伏須限。千萬國乃戎夷乃八十國。島乃八十島墜事無久。畏美畏美仕倍奉呂比。大海原波棹枇干佐受。船滿都々部。陸往道波。磐根木根履佐久彌弖。長道間無久。立都々部。遠國波八十綱打掛弖引寄流事能如久。皇御國倍參侍亘比。堅磐爾常磐爾奉仕亘世賜倍登。篤胤等諸共爾。牡鹿成膝折伏世。宇自物頸根衝拔弖。開手打上氣。拜美恐美恐美母申給波久登申須。

辭別弖荷田東滿呂大人。岡部眞淵大人。二大人乃御前爾畏美畏美母白須。二人乃大人共爾。此乃御床爾天翔來坐弖。此床爾種々乃物共乎。相嘗爾平氣久安部久。汁爾毛實爾毛。赤丹乃穗爾聞食弖。豐明爾明坐座之。篤胤等我身爾取奴業爾波有禮杼。大人等乃說諭之坐流古道乎。本居大人止共與爾。相宇豆乃比相麻自許里相助成弖。思布我麻々適々世爾繼說弘米久米給閉。世爾繼說明佐之米給閉登畏美畏美母白須。

○豐香島乃天之大神乃御前爾祈白須詞

衣手乃常陸國。鹿島郡香島鄕乃。(下總國香取郡香取鄕乃。)底津石根爾大宮柱太敷立。高天原爾千木高知弖鎭坐須。豐香島乃天之大神止(香取大神止)稱辭竟奉留。掛麻久毛畏伎武甕槌之男大神。亦名豐布都神。亦名健布都神乃(布都主大神。亦名伊波比主神乃)大御前爾。舊此邊領在志。千葉介平常胤我裔孫。平篤胤畏美畏美毛祈白須事乃由乎。天迦具神。(御前乃事執給布神等)耳爾高爾聞取弖。執奏志賜幣止白須。

高天原爾神留坐須。神魯岐神魯美命乃大詔命以弖。豐葦原乃水穗國波。吾皇美麻命乃。將治食國止言依志賜比弖。八百萬神等乎。天乃高市爾。神集々賜比弖。

彼國波。伊都速振荒振神乃。多在止所思波、誰神乎使志弖。將言向止詔賜布時爾、八百萬神等。神議議坐弖。天穗日神是可遣止申伎。故此神乎。國體見爾遣志々爾。三年爾至麻弖返言申佐受。次爾遣志々健三熊命毛。父事爾從弖返言申佐受。又遣志々、天稚日子波。邪乃所爲有志爾依弖。返矢爾中弖。立處爾身亡伎、是以。更爾八百萬神等爾命思賜布時爾。八意思兼神深思比弖議給都良久。天安河乃河上乃。天石屋爾坐神。名波伊都之尾羽張神乃子。武甕槌之男神。石拆根拆神乃子。石筒之男石筒之女乃神乃子布都主神。是可遣止白給於伎。是爾大神、出雲國乃伊那佐乃小濱爾降到賜比弖。國造志、大國主神、其子言代主神乎問和志坐弖、現國乃事令避弖。健御名方神乎、諏訪乃海爾追退給比。久那斗神乎。鄕導止爲弖。大八島乃國中、悉見廻賜比弖。千早振荒振神、螢那須光久神。狹蠅那須宣留神乎、神攘々、神和々坐志、石根木立、青水沫、草乃片葉毛言止弖、安國止治米賜比。歸順坐留。八百萬神等乎帥弖、白雲爾乘弖、天爾參上弖返事白給比弖。首渠神、大物主命乃齋主止志弖、齋比鎭賜比。皇美麻命爾安國止平久治看佐世奉里賜比。橿原宮爾初國治看志天皇命乃大和國爾打入賜布時爾。助奉里賜比弖。御軍人乃邪神乃氣吹爾。捧伏世留乎。國平坐留御太刀。布都御靈乎降賜比弖。其荒振神乃。皆切仆志賜比、[illegible]天之香島宮余里。此乃御郷爾移坐弖。志貴島宮爾。大八島國治看志々、天皇命乃御世爾。大坂山乃頂爾。白梓御服乎生志賜比。食國乃大政事、平久安部久守坐牟止誠賜比弖。天神之御子乃。現御神止。神隨治看須御世々々乎手長乃大御世止。萬千秋乃長秋爾、堅磐爾常磐爾齋奉里、茂御世爾幸常守賜布。高伎貴伎御陵威爾依弖。荒振神乃騒無久。穩爾安部久住比來留事乃。廣伎厚伎御惠乎。悅比嘉志美。大宮乃方爾向弖。日爾異爾拜美奉留爾那毛。如此波在杼毛。三栗乃中御世余里外國々乃横佐乃道乃渡來弖、蟹我行那須邪說乎。上無伎物止。說弘牟留事知人乃。佐蠅乃如久囀岐漫里、皆人其爾幸里弖、諸越乃戎乃惠美斯乎日知止敬比。伊那志許米。穢伎底乃國邊乃、國乃乞食乃祖爾諂比弖。客神止尊美弖。奇靈爾畏伎皇神乃神隨那留大道乃。中爾生禮弖在那賀良、其御蔭乎不思弖。神乃惠乎大呂加爾、思居留人多在事乃。懷悒

久慨伎爾。此頃又。於蘭陀止云底依國乃。學事佐閉
始禮留乎。立廻弖稍看留爾。其言說乃百足受。八十
乃中爾波少乃善事毛有宜爾見由禮杼毋善事爾惡事伊
繼久例在禮婆。流弖乃世爾何狀乃。邪說乃蔓里來牟
毛計難久。神乃御國乃。神乃御末止。令生給幣留。
神乃御靈乃辱那佐乎。五百濱千濱爾限無伎。眞砂乃
數乃其一毛。報奉良麻久欲須留心爾、安在受思慮弖。
燒太刀乃利心興志、身爾敢奴事爾波有禮杼。然在牟
時乃。倭心乃柱乃固爾。斗富斯留伎神世乃道乎。說
明志。記志置麻久思比興弖。年麻爾久。間無久閑無
久功美學夫。直伎厚伎心乃底乎。神爾奏志弖。彌益
益爾御靈德乎蒙良牟止。殊更爾思立弖。渡邊之與止
共爾。御前爾參來弖。禱里拜美奉里。其禮代止奉留物
波。此度新爾。古狀乎考出弖。鍛冶川邊正秀爾令作
在留。眞金鏡乎。青和幣白和幣止共爾、榊乃枝爾取
著弖奉留。淸伎赤伎心乃誠乎。此奉留。眞金鏡乃。
眞淸明爾見之明米。聞看悟坐弖。憐美賜比惠賜比。
異國風乃枉說乎。攘比却比弖。神乃御世乃直伎風乎。
說明佐牟止功美學夫。篤胤我。學乃業乎彌進爾進賜比。
彌助爾助賜比。古說乃學乎牟久佐加爾令榮賜比弖。

神代乃昔大神乃。荒振神乎神問志問志給比。狹蠅那
須噪宜留神乎。神攘々賜比。石根木立。青水沫草乃
片葉乎毛言止弖。安國止治賜幣留事乃如久。外國學
乃徒乎。皆悉爾問和志。言向志米賜比。戎說乃氣
吹乃狹霧爾。瘁痴多留人等乃。忽爾心醒、和美安美
弖。長寢爲都留哉止悔驚伎、此正道爾面向弖。諸
同心爾助麻都呂比。神乃御稜威乎。大空乃壁立際。
青雲乃墜坐向伏限、谷蟆乃狹度留極。鹽沫乃至留流
限。彌弘爾令說弘賜比、篤胤我拙心爾。思得在牟
考乎。記著佐牟書乃卷々。有乃盡。阿夫佐波受。思
布我任、爾板爾彫弖令弘賜比。萬世乃永世爾。常磐爾
令傳賜比。咎過在乎婆。神直毘大直日爾見直志聞、
直志。賜比弖。業成竟留麻弖。壽命長久。身乎健
爾。煩志伎事無久。又妻子等親族。朋友。教子等我
身爾毛。禍神乃禍事無久幸閉賜波婆、今立奉留御鏡
乎八咫鏡爾替弖。賽爾奉牟止。誓言弖。祈奉
留事乃由乎。平祁久安祁久。聞看世止白言乎。天迦
其神。（御前乃事執給布神等。）眞男鹿乃耳振立弖[illegible]
給比。奏志賜布止。畏自物進退比匍匐比。鵜自[illegible]
根突拔弖。天之八平手打上弖。畏美畏美毛言告里祈

伎奉留止白須。
○撰ニ古史ー之時祈ニ願神等ー詞
掛麻久母畏伎。天都御神千五百萬。國都御神千五百
萬乃大神等廼大御前乎。平ニ篤胤一。四方八方爾愼美
敬麻比拜美奉里弖畏美畏美毛白須。篤胤伊。怯久劣
在杼母。加茂眞淵。平ニ宣長ー等我。古學仁功志在
斯導爾依弖。神世能御典乎讀窺比氐天地乃初發余利。
世間廼事乃有能悉。神等乃御所爲仁。洩流々事無久
脫留事無久。恩賴乎蒙利弖在流緣由乎。多斯爾窺奉
里。高天原仁事始給比之天皇御祖廼大神乃。御子命
能彌繼々爾。萬千秋乃長秋仁。現御神登。大八島國
所知看志弖。安國登平祁久。天下能公民乎。惠美賜
比撫賜布。大道廼義理乃本根乎。畏美畏美毛窺比
得弖。頂爾尊美厚那美氐在乎。其御惠能尊伎厚奈
伎條々乎。言擧世牟波不禮志可畏之。然波在禮杼。八
百萬歲千萬年登遠都神世能古事乎。人世麻傳仁傳布
留登爲弖波。語繼錄繼間爾己我比々伎々。自然爾訛禮
留事乃。取々仁出來傳波里弖。何正斯伎御故事敍登。
不明志伎惑之伎事廼。將少在奴乎。彼此能傳語乎。迦
爾加久仁考閇別知撰集閇弖。百結々備。八十結々備弖婆。

千尋栲繩一條仁打延氐。其正語波正語登。滯里無久
窺比悟弖布倍久。伊加傳撰結備整閇弖。書記佐麻欲久。
負氣無久毛思比隱弖波在禮杼。多夜須加弖禰婆。是
年許呂默在都留仁。今度眞乃徒等。其事伊佐勢登。志
斐伊謝奈布賀。最異仁所聞仁依弖之。熟々爾思閇婆。如
此伊謝那布波。卽神等乃御心奈留倍志。伊佐世牟登
思比起氐。志世流仁奈母。故此十二月廼五日登云日
乎。生日乃足日登。撰定米業始爲弖。今年登云年內
乎限里弖。夜牟曉昧登休息事無久。夜日不知爾。一向
爾志斯弖。其大概乎陀爾書記斯竟麻久登須。故辭別弖誓
閉白佐久。天都神千五百萬。國都神千五百萬廼。大神
等乃幸魂。奇魂皆悉。此處仁依賜比。相宇豆那比相
扶賜比弖。篤胤我明伎淨伎。誠廼心以弖。志世留所爲仁
過事無久。正語哀正語登思得志米賜閇。故然爲牟仁波。
御靈幸閇給比。相麻自許里相口會賜比氐。漏流々事無久
掛卷茂畏伎。大神等能幽事乎凡人廼多夜須久。顯波志
申佐牟事乃出來米禮婆。神等能大御心爾何爾加母所思食牟
登。恐美惑比悽惶留禮杼。然有傳波。尊伎御故事能事乃
實廼於富々志久弖。畏久母慨波斯祁禮婆。默毛敢在弖
傳。懼々爾顯志申須事乃有牟乎。罪那比給波傳。犯事無

久過事無久思得志米給閉。然而今如是始牟留所業廼。神等乃御心仁違比弖。罪犯在倍久波忽然爾篤亂我身乎腦萬世。臥志令止給閉登白須。如是宇氣比言白之弖勤牟日間仁。事成佐勢給波婆。畏在杼。神等乃御心。相宇豆那比給閉利留思定米。大船廼多由多布事無久。眞木柱太久心哀。鎭固米弖。此學乎供奉弖牟。然思比鎭米弖婆。由久前爾毛。緩怠留事無久。日夜忘流流事無久志弖。務米志麻理伊佐乎志久。學乃所業乎。己等諸同心爾相助都相伴奈比。窺比悟得志米給比。神習波志米給閉登。畏美畏美毛。祈里祝伎。御靈乃幸乎。乞禱奉留登白須。

○祭二大雷大神一祝詞

此乃神床爾神籬立弖鎭奉里稱辭竟奉留。掛卷毛畏伎大雷大神乃大御前爾。愼美敬比拜美奉里弖畏美畏美毛白須。高天原爾神留坐須。神魯岐神魯美乃命以弖。神伊邪那岐伊邪那美命。大八島乃國々島々乎生給比。世廼人草乎惠給布登。諸乃神達哀生給比。麻奈乙子爾火產靈神乎生給比。伊邪那岐神火結神乃御靈爾因弖。大神乃生坐弖。世爾有留枉事禍物乎拂給布本能由乃麻々廼。高天原爾始給比之事哀。神隨毛知看志弖。荒備健比崇里給布事無久。四方四隅與利荒疎備來牟。萬乃枉物禍事乎攘給比追退給比。此乃殿爾神降世之米給布事無久。稜威乃御靈乎幸閉給幣。惠給閉宇豆那比給閉止。祈祝伎乞願奉里弖。月每乃朔日乃日止。十五日廼日乃。定禮留祭波更奈利。御稜威乎振比給波牟臨時爾毛。其禮代登立奉留物等乃洩落牟事乎婆。見直之聞直志給比。罪犯有哀波。宥給比恕志給比弖。夜乃守日廼守爾幸閉給閉登。鹿自物膝折伏世。鵜自物頂根突拔弖開手打上計。畏美畏美祈祝伎奉留事乃由乎。相殿爾齋比奉留風神。火神。金神。水神。土神。諸共爾平氣久安氣久聞看弖。守里幸閉給幣止白須。

○每朝神拜詞

是乃神床爾神籬立弖招請奉里令坐奉里弖。日爾異爾稱辭竟奉留掛卷毛畏伎天之御中主大神。高皇產靈神皇產靈神乎始奉弖。天御神八百萬。國御神八百萬乃神等。大八島之國々島々所々之大小社々爾鎭座坐須千五百萬乃神等其從倍給布百千萬之神等枝宮枝社之神等。一柱毛漏落給布事無久辭別弖波幽事知看須大國主神。大國魂神。大物主神。醫藥之術止咒禁之術豈爾幸賜布少毘古名神。別爾波眞薦刈信濃國。伊都速佐淺

間山爾鎮坐須賀長比賣神爾副弖守賈須。日々津高根王命乎始米弖天翔國翔留諸蕃倭之山人等。總弖世爾在止志在留諸之御靈等之正志伎限。一柱毛漏落給布事無久有由留大神等御靈等之盡。招奉留麻々邇々。奇靈神憑里幸倍給倍登令坐奉里弖。天勝國勝奇靈千憑彥命登稱名令負奉留曾富登神。亦名者久延毘古命乃御前爾乎阿曾美鶯亂し齋清麻波里赤伎淸伎心計乃禮代止。御酒御饌御毛比獻里弖鹿自物膝折伏世。鵜自物頂根突拔伎へ愼美禮麻比拜美奉里弖畏美畏美毛白須過犯須事乃在乎婆。見直志聞直志給比罪愆有乎毛宥給比許給比弖此獻留物等受給比令祈願白須事等乎平部久安新久聞召勢止白須鶯亂伊怯久劣在利毛加茂縣主眞淵乎阿曾美宣長等我古學爾功績在志導爾依弖。神世乃御典乎讀窺比奉里弖在爾〽天地乃初發之時爾高天之神祖天御中主大神高皇產靈神皇產靈大神高天原爾事始給比弖神伊邪那岐伊邪那美命爾是漂在國乎修固成世登天瓊矛乎事依志賜比伊邪那岐伊邪那美二柱大神其瓊矛乎指下志畫成給比弖游能碁呂島爾天之御柱國之御柱登見立給比弖八尋殿乎化作給比妹妋二柱所就給比弖大八島乃國國島々乎生給比青人草乃始祖神等乎生給比萬物乎毛生給比青人草乎惠給布登諸乃神等乎生給比弖其御態乎別依志給比萬之事乎始給比弖爲登爲志勤美給閉留事每爾天皇祖神等乃大御心乎御心登爲弖青人草乎惠給比愛志美給比彌益爾蕃息里榮由倍久功竟給閉留乎始米天照大御神其御業乎受持給比弖天御國知看志穀物乃種等御覽志弖此物等波宇都志枝青人草乃食弖活倍伎物叙登詔給比弖殖生志賜比天之下乃荒振神等袁神攘々給比語問志岩根木根立草乃片葉乎毛語止弖幽冥事波八百米杵築之大神爾言依志治志米給比皇美麻命乎天都高御座爾令坐奉里給比弖萬千秋乃長秋爾大八島乎安國登平氣久治給閉登天降志任奉里顯明事知看佐志米賜閉利斯時爾神魯伎神魯美命乃御言依志坐流天祝詞乃太祝詞爾依弖皇美麻命能御々代々天神社國神社乎齋比神祭袁專登爲弖天乃下乎治賜比人民袁惠給比撫給布事奈毛天皇祖之大神乃御傳坐留大道乃根元爾氏供御任乃麻々邇々天神地祇等受持給比弖。世中乃事乃有乃悉。神之御態爾洩留々事無久脫留事無久。廣伎厚伎恩賴乎蒙里弖在留緣由袁多斯爾領比得弖頂爾尊美辱美弖在乎。中御世與利。外國々乃橫趣乃說等傳波里來弖。世人乃心漸爾其方風爾移呂比弖。異伎卑伎蕃神乎頁專止齋伎。高久尊伎皇神等乃御靈爾依

弖。其御道乃中爾生禮弖食物衣物住家等。爲止爲須事毎爾大御惠乎蒙里都々毛。然波思奉良受。神乃道乎麁略爾思居留人多爾出來弖。神事仕奉留事乃廢禮以來弖。天神社國神社毛甚閉坐留爾依弖。皇神等波。彌放里爾放坐弖。在坐奴禮登隱呂比坐。蕃神波所乎得都々大神借比弖世人欺久事能懷悒呂志久慷慨久。身爾敢奴態爾波在禮杼。神乃御典乎熟解明志弖。世人爾普久。大神等乃御德乃。辱伎本之由緒袁知志米。靈能眞柱立固志米弖猶此後毛。何樣乃異伎說等蔓里來登毛。率弖世自止思比興志弖。往斯文化八年止云年之十一月余利。間無久閑無久。今日乃活日迺足日麻傳。心者綏怠流事無久。此學乎勤美仕奉良牟止。志邪斯侍布仁奈毛。今招奉里稱辭竟奉留。天地之大神等御靈等。一柱毛漏落給布事無久此乃神床爾神集々給比。平部久安部久御座坐弖。神魯伎神魯美命乃。高天原爾始賜比志事乎。天地乃大神等。神隨毛知看弖。任乃麻々邇々幸閉坐志。荒振神等御靈等波。皆御心乎直志和斯坐弖。善志伎御心振起給比。中御世余里人乃隨意爾行波志米。或波神隨毛宥給比弖用給閉留蕃國々乃。事等乃。神魯岐神魯美命乃道爾違閉留非事波。糺志改米退部給比。天地乃大神等。神世乃毛許

呂。大御稜威乎振比給比。各々掌別給布功德乃任爾。相宇豆那比相麻自許里相口會給比弖。前爾神之道乎不知志程爾。過犯世留種々乃罪怠穢。今毛仍日々爾失犯須事乃在乎婆。見直志聞直志給比。宥給比許給比。拂清米志米給比弖。古語等波漏須事無久。過事無久。正語乎正語登思得志米給比。說誤禮留事有良婆。次々爾思得弖令改給比。足者不行杼毛天下乃事等盡爾。令知給比。外國說爾麻禮。正說波正說止撫得志米給比。高天之神祖乃神之産靈爾造給比。其御靈乎分賦倍留御末奴止爲弖。其道好牟性止令在給布事波。頓弖神乃如此使給布事止那毛思奉留爾。掛卷波畏部禮杼毛。吾魂波。頓弖神乃分靈爾志在禮婆。幽事神事乎毛。知良流々限波令知給比弖。此世奈賀良爾神爾毛見奉里。世乃爲。道乃爲爾。祈里止禱留事等。爲止爲須術等。神習之術。醫藥之術。咒禁之術乎。悉爾神術奈須伊豆速伎驗有志米給比弖。普久人乃災難乎令救給比。所有妖物毛形隱志敢受恐畏禮志米給比。我無久一向爾歸順奉里仕奉禮婆。此軀即奇靈千憑彥命爾等志。大神等御靈等。常爾請呑奉留隨爾。靈幸倍坐神憑坐弖。其德爾令似給比。大神等乃御靈之幸請奉留登。御前爾捧宜弖。日毎爾給波留活藥乃驗炳

焉久。傳給布隨爾。軀乎健然爾病志伎事無久。煩波志伎事無久。彌若爾伶若給比弖。堅石爾常石爾世爾弘久功成竟留麻傳。世乃長人止在志米給比。學乃業乎。彌彌爾進米給比。彌助爾扶給比弖。平久佐加爾榮志米給比。五百卷千卷乃書等。言美志久義理正志久記得志米給比。爲事言事悉爾伶愛敬給比。外國學乃倭曲禮留徒乃邪說波。次々爾問和志言向志米給比。此正道爾赴志米給比弖。諸同心爾神習波志米給比。仍神之道爾歸順波傳。四方四隅余里荒備疎備來牟。妖鬼枉人波。速爾追退罰米給比弖。例乃隨爾豫美都國爾逐比下志給比。大神等乃御稜威乎。世爾炳焉久伶知給比書著佐牟書等乎。阿夫佐波受。形木乃板爾彫成弖世爾伶弘米給比。治禮留御世乃祥爾。神世乃由緒乎。普久廣久滯留事無久。美波志之世爾解明佐志米給比。世人盡爾。正志伎直伎古意爾復良志米給比。仍其書等乎。最高伎雲乃上爾毛。世乎爲政給布公邊爾毛。伊吹擧志米給比。廣伎厚伎御德乃公心爾。庸夫乃思乎毛徒爾波捨自止採用給比。神世乃由緣乎所思坐弖。次々爾。廢禮多留神事乎伶興給比。衰坐留社々乃千木高久伶擧給比。古道爾復志給比弖。無窮爾君止臣止乃御中。彌睦備爾親備伶榮給比。此功績乎以弖。罪

怠穢犯乃有乎毛。宥給比恕志給比弖。大神等乃御恩乎報伊志米給比。功成竟弖。現世乎罷禮留後乃魂乃往方波定乃麻々適々。産土神等事執給比弖。一向爾幽事知須留。大神乃御許爾參里仕奉弖志米給比。大神乃御後爾立弖。天上爾復命白佐志米給比。彌益々爾。正志伎直伎太心乎伶固給比弖。動久事無久。天地乃有牟限乃後世乃次々毛。現世爾立牟功績乃隨爾。神世乃學乎世人爾幸閉志米給比弖。邪乃道乎糺志辨閉伊吹拂比。平退久留態爾仕奉留神止成志米給閉。又其爾就弖波常毛家内乃者共。朋友。親屬敎子等乃萬乃枉事罪穢乎毛。拂給比清給比弖。病志伎事無久。煩波志伎事無久。睦備親美。諸々義理爾叶閉留願事共波幸閉給比弖。同心爾大神等乃大道乎。說弘牟留功勞乎扶志米給比。御歲豐爾。世乃富。世乃饒乎毛。不足事無久伶得給比弖。人多爾伶養給比。神習波志米給閉止日波異禮杼毛心言波違閉受清伎赤伎心乃麻々適々。僞良受飾良受祈祝伎。請願奉留事由乎。天御柱國御柱命。御息乃其走出留駒乃耳彌高爾。天都神者。天之磐門乎推披伎弖聞食志米。國都神者。高山乃伊穗理。短山乃伊穗理乎搔別弖聞食志米。天翔國翔留山人等諸之御靈等。天勝國勝奇靈千憑彥命爾。聞食志米給倍止畏美畏美毛白須。

古學諄辭集卷之二

氣吹舍門人　井原正孝
河内盛征等謹輯

○神職等諸乃御社乎拜奉留時其御前爾白須詞

此爾處爾鎭座坐須。掛卷毛畏伎大神能宇頭乃御前爾。忌麻波理淨麻波理弖。愼美敬比畏美畏美毛白須。皇大御國波。二柱御祖乃大御神乃生坐留大御國爾志在禮婆。大御神等乃御道波。千代萬世爾無極。天地登共爾榮志米給波牟事波申須毛更那里。天津日嗣所知食須。皇美麻命乃大御世乎。堅磐爾常磐爾齋奉。茂御代乃足志御世爾幸幣給比。親王等王等臣等百官人等乎。長久平久。守給比弖。天皇我朝廷爾。伊迦志耶久波延乃如久立榮衣令仕奉給比。吾嬬乃遠朝廷爾天下乃大政事所聞看須。征夷大將軍乃御末波。樛木乃彌繼繼爾永久久志久。武伎御稜威乎。彌高爾。彌廣爾輝加志榮志米給比。此鄕乎領主達。日爾異爾榮志米給比。氏子乃益人等。彌益々爾榮志米給比。四方乃國乃青人草等。種々乃禍無久取作五穀乎。始米弖。作里登作留物等乎。惡風荒水爾不相給。八束穗乃茂穗爾成幸幣給比。姓名家内乃諸人親族。諸乃災難無久。守幸幣給比。漏落牟事乎婆。神直日大直日爾見直志聞直志坐弖。夜乃守日乃守爾。護給比矜給閉登。鹿自物膝折伏鵜自物頸根築拔氏畏美畏美毛白須。

○越後國蒲原郡名瀨村地主神乎祭留詞

越後國。蒲原郡。佐古久志呂石瀨地爾。地主止鎭坐須大神乃御前爾。井伊右京大夫藤原朝臣家子乃老止繼弖仕留。松下隱岐前源定年爲弖畏美畏美毛白須。往文化十一年。月爾公儀之御心止志弖。我陣屋乎此地爾作禮止令賜志御命乃任爾。定年爾其事執麻加那比。大神爾其由謝志弖。我手代止事過受仕奉禮止事令負遣志。月我中爾月乎撰美。日我中爾日乎撰美弖。朝日乃豐榮昇爾其事爲始弖。大神乃御前爾祈乃禮代止獻留幣帛波。奧山乃五百枝賢木乎根掘爾持來弖。青和幣白和幣八咫鏡乎取著弖立奉里。八取乃机爾置備弖奉留物波。洗米。堅鹽。鮑。鰹。御酒乃御樽滿並弖。大海原爾住者波。鰭乃廣物止鯛魚。鰭乃狹物止雜魚。海底爾生留物波奧津藻葉邊津藻葉。野山爾翔留物波雉子。大野原爾生留物波甘菜辛菜爾至麻弖。橫山乃如久打積置弖奉留。淨伎赤伎心乃誠乎惠賜比。漏落牟事乎婆見直志聞直志坐弖如此獻留宇豆乃幣帛乎。平那久安那久。安幣帛乃足幣帛止聞看志受賜弖。

大神乃宇須波伎居坐須石瀨乃處爾。造立留陣屋爾。八十禍津日乃禍事在世受。荒備踈備來牟物乃。下行波下乎守里。上行婆上乎守里。掃比退賜比弖子孫乃繼々。伊加志彌久波枝乃如久令昌賜比。堅磐常磐爾壽命令長賜比。武運長久志久。天地日月止共爾無窮久。又公儀乃御命蒙里。荒振人乎討罰牟留時波。齋鎌齋斧持弖。其乃荒野爾事始弖。荒草荒木乎打拂布事乃如久。齋鋤齋鍬持弖。石根木根乎穿乎須事乃如久。身方一人爾百人。射向布所爾敵無久令平賜比弖。手代止遺須定年乎始米。依弖仕留武士乃八十伴緒乃子孫乃次々毛。武道彌長爾長久彌榮爾榮志米賜比。己我乖々令在受。手蹟足蹟令爲受。又我領留國中穩爾。所有百姓乃家々毛平祁久安祁久。其作止作留物乎。草乃片葉爾至麻弖成幸幣賜比。又家々爾持別多留業乃爲我隨爾幸閉賜比。彌常磐爾。繁昌留處止令在賜幣止祈白須事乃由乎。平久安久。走出留駒乃耳彌高爾聞食世止中勢止令賜布。君乃御言乎蒙里弖。今日乃生日乃足日乎吉日止定米弖。君乃御言能隨爾。松下豐前源定年。鹿自物膝折伏世鵜自物頂突拔弖。畏美畏美毋白須

○同神爾賽詞

越後國蒲原郡。此乃石瀨乃邑乃。底津石根爾。大宮柱太敷立弖。鎭座坐須大神乃大前仁從五位下。松右京亮藤原朝臣井伊直暉乃家臣乃老止繼弖在留。下志摩源小年爲弖。畏美畏美毋白須。往文化十三年五月十五日乃日仁此乃地爾陣屋建牟事乎祈白之弖波在禮杼又更仁。本乃與板能陣屋袁增造禮止。公儀乃御命在爾依弖。前仁願白世留事乎。停留由乎白須止爲弖。今日乃生日乃足日仁。大神能御前爾之。賽乃禮代止進留幣帛波。奧山乃小柴我枝乎打折持來弖。伊豆乃眞賢木止二所仁指立弖。荒妙和妙八取乃机仁。置備弖奉留物波洗米。堅鹽。鮑鰹。御酒波甕戶高知。甕腹滿並弖大海原爾住物波ゝ鰭乃廣物鰭乃狹物。海底爾生留物波奧津藻葉邊津藻葉。野山爾翔留物波雉子。大野原仁生留物波。甘菜辛菜仁至麻傳、橫山乃如久。置高成弖奉留。仍漏落牟事乎婆。見直志聞直之給比。如此進留宇豆乃幣帛乎。安幣帛乃足幣帛止。平祁久安祁久聞看受給比弖。彌々益々守給閉。幸給閉止。新白寸事能趣乎聞看世止申世止言依志給布我君乃任乃隨爾。今日乃生日乎。吉日止定弖。源定年。鹿自物膝折伏世。鵜自物頂突拔弖。畏美畏美毛稱辭竟奉留言乃由乎。集禮留諸。聞看世止白須。

○同國三島郡與板邑地祭乃祝詞

越後國三島郡。此乃與板邑乃底津石根仁。大宮柱太敷立弖。地主止鎭坐須。廣幡八幡大神能大御前爾。從五位下。右京亮藤原朝臣井伊直暉。家子乃老止繼弖仕留。松下志摩源定年爲弖。令白事乎。平邪久安邪久聞看世止申須。今年六月七日乃日爾。吾嬬乃遠能朝庭。大將軍乃御言以弖。此能陣屋狹在婆。增造里弖。其領地乎治米與止近所爾替地賜比弖。令賜比志任乃隨爾。定年爾其事執麻加那比。大神爾其由謝志弖。我手爾代里弖。事過受仕奉禮止。事令負遣志弖。月我中爾月乎擢美。日我中爾日乎擢美弖朝日乃豐榮昇爾。其事爲始弖。大神乃御前爾。祈乃禮代止進留幣帛波。奧山乃五百枝眞賢木乎。根掘爾掘來弖。青和幣白和幣八咫鏡乎取著弖。荒布和布止立奉里。八取乃机爾置備弖奉留物波。洗米。堅鹽。鮑。鰹。御酒波甕戸高知。甕腹滿並弖。大海原爾住物波。鰭乃廣物止鯛魚。鰭乃狹物止雜々魚。海底爾生留物波。奧津藻葉。邊津藻葉。野山爾翔留物波雉子。大野原爾生留物波。甘菜辛菜爾至麻弖。横山乃如久打積置弖奉里。漏落牟事乎婆見直志聞直志坐弖。如此進留宇豆乃幣帛乎。平邪久安邪久。此幣帛乃足幣帛止。聞看志受賜比弖。大神乃宇須波伎居坐須與。地爾造立留

陣屋爾。八十枉神乃禍事在世受。荒備疎備來牟物乎。掃比退賜比弖。子孫乃繼々。伊加志彌久波枝乃如久令榮賜比。堅磐爾常磐仁壽命長在志米賜比。武運長久志久天地日月止共仁窮無久。又事戸有弖。荒振人乎討罸牟留時波。大神乃胎中爾坐都々。韓國乎言向給閉留事乃如久。此乃齋鎌齋斧持弖。此乃荒野爾今事始弖。荒草荒木乎打拂布事乃如久此乃齋鋤齋鍬持弖石根木根乎穿平須事乃如久。身方一人爾百人。射向布所爾敵無久。令平賜比弖。手代止遣須定年乎始米。依弖仕留武士乃。劒佩伴緒乃八十氏人等我。子孫乃次々毛。武道彌遠長爾長久。彌榮爾榮賜比。己我乖々令有受。手躓足躓令爲受。又我領地穩爾。所所百姓乃家々毛。平邪久安邪久其作止作留物乎。草乃片葉爾至麻弖。成幸幣賜比。又其家々爾持別留業乃。爲我隨爾幸乃賜比。樛木乃彌次々爾繁昌留地止令在賜幣止。祈白須事乃趣乎。走出留駒乃耳振立弖。聞看世止申世止。言依志賜布。我君乃任乃隨爾。今日乃生日乃足日乎吉日止定弖。源定年。鹿自物膝折伏世。鵜自物頂突拔弖。畏美畏美毛。稱辭竟奉留言乃由乎。集禮留諸聞看世止白須。

○井伊家御祖等三前乎祠奉留詞

越後國三島郡與板邑乃。此所爾底津石根爾。宮柱太敷
立弖。我親御祖備中守共保君。從五位下侍從兵部大
輔直政君。四品右京大夫直朗君。三柱乃御靈乎。鎮
座志米奉里弖。御跡繼多留御胤子。從五位下右京亮直經。
家子乃長止繼弖仕布留。松下志摩源定年爲弖。令申事
乎。平久安久聞看世止申須。直經我前代乎繼在志。從
五位下直暉。世爾在志間仁。此居所悉久成竟多良牟時
爾。三柱乃神靈乎。此乃所仁祠比奉里。仕奉羅牟止議里定
米氏志其意乎繼弖。今斯如此御祠造里仕奉里弖。從三位
神祇權大副。卜部良長朝臣爾請志弖。三座乎合世弖。井
伊家幸靈社止云布社號乎立奉利弖。定年仁其事等誂
行比。我手爾代里弖。事過多受遷祀比奉里。又汝我遠祖。
松下豐前守源清景波毛。我家仁殊奈留由緒有弖。家長
止仕在志乎。世乃古支例乃隨爾。御祖乃神等能御前乃事
誂留神止。其下座爾祠比鎮米與止事令負弖。月我中仁月乎
擇比。日我中仁日乎撰比弖。朝日能豐榮昇爾。其事行比
始米弖。大御前爾今日乃禮代止手自奉留物者。奥山乃五
百枝賢木乎。根掘爾持來弖。靑和幣白和幣八咫鏡乎取
著氏。荒布和布止立奉里。八取之机仁置備閉氏奉留物
者。御饌。堅鹽。鏡餅。鮑。鰹。御酒者甕戸高知。甕

腹滿並弖。大海原爾住物波。鰭乃廣物止鯛魚。鰭乃狹
物止鱸魚。海底仁生流物者。奥津藻葉。邊津藻葉。
野山爾翔留物者雉子。大野原爾生留物波。甘菜辛菜
爾至麻弖。横山乃如久打積置弖進奉里。漏落牟事乎波見直
志聞直志坐弖。如此進留宇豆乃幣帛乎。平久安久。
安幣帛乃。足幣帛止聞者志受賜比弖。此乃居所爾八十柱
神乃禍事在世受。四方四隅與利荒備疎備來牟物乎掃比退賜
比弖。御子孫乃繼々。伊加斯彌久波枝乃如久令榮賜比。
堅石爾常石爾壽命長在志米賜比。武運長久志久。天地
止共仁極無久。又荒振敵有弖射向波牟時者身方一人爾百
人取志米給比速爾令平給比。又如此寄弖仕布留家子乃劒
佩久作緒靱負布伴緒乃八十氏人等我子孫乃次々毛
彌遠長爾長久彌榮爾令榮給比。己我乖々爲志米受手蹟足
蹟在志米受。此乃鎮地乎穩爾。百姓乃家々毛平久安久
幸閉給幣止白須事乃趣乎。走出留駒乃耳彌高仁聞看志。清景能
御靈母此進留物乎相嘗爾受給波里。御祖等乃御前爾事乎
能久誂申志賜閉止申世止言依志賜布。我君乃任能隨爾。今日乃
生日能足日乎吉日止定弖。源定年鹿物膝伏世鵜自物
頂突拔弖。畏美畏美毋稱辭竟奉留言乃由乎。平久安久聞
看世止白須。

○參河國一宮祭日祝詞

參河國寶飯郡一宮村乃底都岩根尓宮柱太知立氐鎭座坐須砥鹿大神乃宇頭乃御前尓官位姓名愼美敬比恐美恐美毛申佐久大奈牟智大神止御名波白之弖稱辭竟奉流神乃命波志毛神代乃始乃時須佐之男命乃御詔乃隨尓彼大神乃生太刀生弓矢乎以弖御庶兄弟奈流八十神乃○荒振神乎追撥比賜比打誅米賜比弖國造始米賜比○　又皇產靈神乃勅尓依弖其神乃長子尓坐須○　少名毘古那神止○御兄弟止成坐氐○　御心乎睦比御力乎合世坐氐國巡作堅米賜比伊邪那岐神乃眞名兒熊野加夫呂岐奇御氣野命乃依佐之賜比授祁賜閇流五百津鉏乃神鉏乎取持賜比弖葦薦菅乎殖生之弖○　水月如須浮漂布國地乎堅米作利賜比少御神乃常世國尓渡利坐之後波和魂大物主神止相共尓廣矛乎御杖止爲突弖國巡賜比豐葦原中國乎悉尓順從閇賜比弖○宇之波伎坐尓依弖○　大國主神止白之又國作大名牟智神止白之又顯國玉神止白之又大名持神止御名尓負座之又千劒破荒振神○言問布岩根木根○青水沫乃類乎平祁和之賜比○令言止賜比不降伏惡支神不和親穢伎鬼等乎討米米賜比追攘比坐弖○　武伎强支御稜威座坐尓依弖○　葦原醜男神止白之○　又八千矛神止毛稱白世理又愛之伎蒼生乃病乎憐美賜比弖○　少名毘古那神止議坐氐○　藥湯乃道止病乎療須流方止乎始賜比○飛禽走獸昆蟲乃灾乎攘牟止爲弖○　其咒乃法乎定賜比伎○　是乎以氐百姓等○　今尓至流迄其恩賴乎蒙利奉利○　又高皇產靈神○　天照大御神乃御詔以氐○　皇美麻命乎天降令坐牟止爲賜布時○先經津主神武甕槌神二柱神乎下之賜比弖○　大神尓問之賜波久○汝我宇斯波祁流○葦原中國波○　我御子之所知國止言寄之賜閇理○御勅乃任奉弖牟耶止問之賜比志時尓○恐之○詔乃隨此葦原中國波獻弖牟○吾避奉弖婆誰可毛麻都漏波奴者有牟○　吾兒等百八十神波○八重言代主神神乃御尾前止成弖仕奉弖婆○　違布神波有弖自吾所知顯明事波皇美麻命所治賜閇○　我波隱氐幽冥事乎將治止白賜比弖大八洲國現事顯事避賜比○　皇美麻命乃鎭利坐牟○大和國止白賜弖己命乃和魂乎八咫鏡尓取託弖○倭大物主櫛𤭖玉命止御名乎稱弖○　大三輪乃神奈備尓令坐○　味耜託彥根乃御靈乎○　葛城乃鴨乃神奈備尓坐世○　言代主神乃御靈乎宇那提乃神奈備尓坐世○　賀夜奈流美神乃○御靈乎飛鳥乃神奈備尓令坐氐○天神乃御子命乃○近支守神止貢奉置賜比○　又其平國賜比之時尓所杖賜閇流廣矛乎○　經津主神武雷神尓授祁賜比氐白賜波久○

吾此矛乎以氐卒爾治功乎成世利。皇美此齋場爾參入集氐。大神乃御德乎仰奉利。恩賴乎乞祈奉流人共波。各各荒忌眞名忌之弖。忌淸回利都禮杼。百千々乃人乃參集波禮留中爾波。不慮穢不思過有止毛。神直毘大直毘爾見直之聞直之坐氐。咎賜布事毛無久祟賜布事毛無久。夜乃守日乃守爾。守利賜比幸閉賜閉止。畏美畏美毛白須。

○田遊祭祀詞

掛卷毛畏支砥鹿大神乃宇豆乃大前爾。忌回利淸回利弖。愼美敬比。恐美恐美毛白。古支法乃任。今日乃生日乃足日爾。田遊乃神事奉仕止爲弖。大庭爾榊乃小枝乎折敷氐。田所止爲弖種々爾仕奉留神官等群立集弖。耕。播種子。分秧。植苗。收稻乃狀如須俳優奉仕嚴之御代乃足之御代爾幸閉賜比。食國天下爾。道速振荒振事無久。遠伎島々遙祁伎磯乃岬落令治坐賜比。親王。諸王。諸臣乎始氐。仕止仕布流百官乃人等乎。平祁久安祁久守賜比弖。天皇我朝廷爾茂之八桑枝乃如久立榮延令仕奉賜比。東乃遠朝廷爾食國乃事獨持弖政恭知賜布。大將軍乃御末波。樛木乃彌繼々爾永久久玖。武支稜威乎彌高爾彌廣爾耀加之令榮賜比。生坐御子等與利御族御屬爾至流迄。彌榮爾令榮賜比此所乎領須吉田乃城主松平君乃武支稜威乎。

日爾異爾令榮賜比。所治留百姓乎毛令惠賜比四方乃國乃蒼生等種々乃禍無久。取作留五穀乎始氐。草乃片葉爾至迄。作止作留物等乎。惡風荒水爾不令相賜。八束穗乃茂穗爾成幸閉賜比。大神乃鋪坐須此鄕爾。生出流氏子等乎。無漏事無落事。守賜比矜賜比氐。枉神乃枉事不令有。天乃益人國益人止。生出令榮賜比。其持分流家業乃。各立榮氐。繼々爾饒波布地止令成賜比。御社爾。奉仕神司等我家內安久穩爾。諸乃災波不萠前爾。遠久伊噴拂比賜比。過犯須事乃有乎波見直之聞直之坐氐。夜乃守日乃守爾護賜比幸閉賜閉止。祈白須事乃由乎。平祁久安祁久聞食受賜閉止。鹿自物膝折伏世。鵜自物頸根突拔弖。恐美恐美毛白須。辭別氐白佐久。今日乃神事爾仕奉流。神主祝等與利始氐。村內乃氏子里々乃百姓等。總弖狀乎神隨阿那可笑。阿那面白止見行之坐氐大神乃御年代乎始氐四方國乃公民等我。手肱爾水沫搔垂利。向股爾泥搔寄世弖取作留奧津御年乎暴風洪水爾不令相賜八束穗乃茂穗爾成幸閉賜牟事波白毛更那利朝夕爾勞支作留陸田種子等山縣爾蒔留廿菜辛菜爾至迄成傷布事無久風雨時節爾協比弖農業乃時乎不誤。或波野山爾住米留禽獸乃踈備荒備弖。年穀等乎無傷事。種々乃病。蝗乃災

無之氐。彌益々爾立榮延繁利令實賜閇止。祈白須事乃由乎。平希久安希久聞食受賜閇止。正月初三日乃夕日乃降爾。姓名恐美恐美毛白須。

○武佐弓始祭祝詞

掛卷毛畏伎祇鹿大神乃宇豆乃御前爾。忌回利清回利氐、愼美敬比恐美恐美毛白須。每年乃任例。正月乃初乃八日乃日乎生日乃足日止齋定弖。朝日乃豐榮升爾。神官等諸大前爾集波利弖。武佐弓始乃御祭奉仕氐。畏美畏美毛祈白佐久。天津日嗣乃高御座爾。明御神止大八洲國所知食弖。神止毛神止仰支奉流。天皇命乃高支貴支大御稜威波申毛更也。東乃遠朝廷爾食國乃大政聞食須。大將軍乃綾爾可畏支武支稜威波。谷蟆乃狹渡留極。潮沫乃留流限。戎夷乃國乃八十國。島乃八十島無落事。射放都迦久弓乃音如須。彌高爾彌廣爾令所聞滿賜比其仕閇奉留百官人等乎始氐。武士乃八十氏乃人等波。眞麗矢串如須直久正久。忠々之久功之久令奉仕賜比。此細矛千足乃國中爾波。道速振荒振人。不順從惡支者無久。守外國乃蠻夷國乃賊等乃。疎備寄來弖仇美犯須事無久。賜比幸賜比。若適毛穢支奴乃。伊須呂許比荒備氐射向布事乃有牟時波毛速希久高支可恐支神御稜威乎振坐氐彼神代乃昔。大神乃廣矛以氐。如蒼蠅惡支神。言語布岩根木根。青水沫乎討誅米。神攘々賜閇流任例。寇賊等悉久令擊執得賜比。或波八十神乃荒振神乎。每坂尾追伏世。每河之瀨逐追賜閇留故事乃如久。遠久追比退希令打拂賜比弖聊毛國中乃人民乎。喧擾須事無久無爲惱事。守幸賜比。千萬乃公民等毛。劔太刀利心振起志武久雄々久志之弖。茂之八桑枝乃如久繁利榮延。天下四面乃國方波。安國乃可怜國心安國止。平希久安希久。樛木乃彌繼々爾令立榮賜閇止。泥藝奉流事乃由乎。惟神聞受坐世止。姓名。恐美恐美毛白賜波久止白。

辭別氐白佐久此國吉田城爾坐氐。此里乎治須松平君乃武運乎。長閇爾守幸比坐弖。日爾異爾令榮賜比。賴弖仕布流臣等毛己我乖々不令有。武運彌遠永爾令榮賜閇止恐美恐美毛乞祈奉止白。

○火舞祭

掛麻久毛恐支八握穗大神乃宇頭乃大前爾。姓名。愼美敬比畏美畏美毛白。八十日日波雖有。此二月乃初未日乃夕日降乎。吉月乃吉日乃吉時止隨例齋定弖。火舞乃神事奉仕止爲弖。神官等諸。平常與利殊爾齋淸回利氐。大前爾參集波利氐。大宮毛赫久計利爾庭燎乎焚弖。

紙以弖作禮留花形止。折鈴乃五十鈴止乎。御巫我一手爾取持知。大前乎左往右往舞訶那傳弖。火舞仕奉狀乎。神隨見行坐氐大神乃敷座須此鄕乎始弖。大八洲乃國中爾波。火神乃御心伊知速健備坐事無久。根國底國自利。荒備疎備來牟枉神乃禍事无行事。天下乃千五百萬乃人等乃。過犯須事乃有乎婆。神直日大直日爾見直聞直坐氐。國爾毛家爾毛火乃災不令有賜夜守爾守幸賜閇止。恐美恐美毛白賜波久止白。

○祈雨祭祝詞

三枝乃參河國寶飯郡。一宮村乃下津岩根爾宮柱太知立氐。鎭座坐須。砥鹿大神止稱竟奉留。掛卷毛畏支大那牟智神命乃大御前爾。姓名。愼美敬比畏美畏美毛白須。此乃處爾大坐坐弖。大宮乃甕戸押張弖見遙加之坐須四方乃國倍波之毛大神乃高支尊支恩賴爾依弖。安國乃足國止。平祁久安祁久生出留國益人等毛安久穩爾。其取作留雜乃穀物等波。年每爾傷布事無久。伊加志瑞穗爾榮延實利弖有來之乎。今年天保十年止云年乃。五月乃月立乃頃與利雨下降旱續弖有經禮婆。殖之田毛。播之畠毛日爾添弖萎美損波延都々枯奈牟止爲留乎。公民等歎支悲美侍留爾依弖。此國渥美郡奈流吉田城爾坐弖。此邊所領須松平源朝臣君乃御言以弖。此大神乃御前乎。常與利異爾齋比奉弖奇之支異之支恩賴乎乞祈禮止仰世賜比任祁賜閉利。故是乎以弖臨時乃御祭仕奉止之弖。此六月乃十六日自利。日波三日夜波二夜乎。吉日乃吉夜止撰定米弖神司等諸。伊豆乃忌屋爾忌籠利弖。大前爾捧奉流幣帛波。宇豆乃御饌宇豆乃御餠爾。御酒波甕上高知。甕腹滿並弖。海物山物野物爾至留迄。八取之机爾置足波之弖。神主禰宜乎始弖。吉田乃殿爾仕布留司々乃人等其殿乃領世留里々乃百姓等迄。各大前爾參集侍弖。夜波夜乃明留極美。晝波日乃暮流迄。鶉如須伊這比囘利。庭雀伊蹲居弖。奉齋奉祈狀乎神隨看行坐氐。奉流多米津物乎。安幣帛乃足幣帛止。平祁久安祁久聞食受賜比弖。四方八方乃公民乃人等我。歎支慨牟事乃狀乎。米具久悲久思行坐弖。今毛往前毛彌益々爾。嚴乃御靈乎幸閉坐氐。彼方乃山乃峽。此方乃山乃峽與利雲立騰弖。海神乃奥津宮方爾競比和多利弖。忽爾天津水乎令降賜比或波神鳴利震動弖。穀物等傷布蟲乃類乎毛。拂比賜比。每田乃水口。野澤乃澄水。多藝知流弖。手肱爾水沫搔垂。向股爾泥搔寄弖。取作留奥津御年乎始弖。朝夕爾耘利培比。勞支作留陸田物等與利。山縣爾蒔流青菘之類爾至迄毛成傷波受。彌榮

爾榮え。彌繁爾繁弖。八束穗乃茂穗爾成幸閉賜比。百姓等我心足比弖。惠々良々爾笑比澆布計里。奇之支御靈乎幸閉賜比。其家内毛安久平加爾。夜守日守爾守賜比。矜賜閉止。鹿〻物膝折伏世。鵜自物頸根突拔弖恐美恐美毛白須。

辭別弖白久。今殊爾招奉流豐宇氣毘賣神。大年神。御年神。若年神。天水分神。國水分神天久比奢母智神乃大御前爾白須。大神等爾此乃處爾天翔利來坐弖。此獻流物等乎。平介久安介久相嘗爾聞食弖。奉齋奉祈事乃狀乎。相宇豆那比坐氐。高支貴支恩賴乎幸閉坐氐。速介久天津水乎分利施之賜比四方國乃民草等我。農業乃行乎助給比惠賜比作止作留年穀等乎豐加爾令稔賜閉止。恐美恐美毛白須。

又白久。如此奉仕中爾。不慮毛過犯須事乃有乎婆。見直之聞直之坐氐。大神等乃御心毛和親爾。祈白須事乃由乎。馳出留駒乃耳彌高爾聞食受賜閉止。姓名。恐美恐美毛白賜波久止白須。

○常陸國多賀郡助川村地祭祝詞

衣手之常陸國。多賀郡助川村乃。底津石根爾宮柱太敷立。天都御虛爾千木高知弖鎮座坐須鹿島大神登稱辭竟奉留。掛麻久毛畏伎建御雷之男神。及相殿爾坐須三柱之神等乃大御前爾此能國所知須水戸殿乃家老登。繼氐仕布留山野邊兵庫。源朝臣義觀畏美畏美毛白須事乃由乎。天迦具神耳彌高爾聞取氐。執奏志賜閉登白須。

高天原爾神留坐須。神魯岐神魯美命乃詔命以氐豐葦原乃水穗國波。吾皇美麻〻乃。繼々所治食佐牟國登言依志賜比氐。八百萬神等乎天能高市爾神集々賜比弖。彼國波。伊豆速振流荒振神乃。多在登所思須波誰神乎使志氐。事向麻斯登詔賜布時爾。八意思兼神。深思比氐議給都羅久。武甕槌神。經津主神。是可遣止白給伎。於是二柱大神。中世今乃大將軍。副將軍乃如久奉仕給比氐。出雲國爾天降坐氐國造羅志々、大國主神。其子言代主神乎問和志坐氐現國乃事令避氐久那斗神乎鄉導登爲氐。大八島能國中悉見廻給止氐。千早振荒振神袁盡久打誅給比。螢火光神。蠅聲邪神等乎此乃國邊由。青海原潮之八百重爾。神攘比攘比給比。石根木立草乃片葉毛言止米氐安國登平治米賜比弖歸順坐流八百萬神等乎帥氐天上爾參上理氐復命白給比氐皇美麻命爾浦安國登平介久所治看志米奉里給比氐。天之香島宮由里此乃常道能豐香島宮爾移坐氐。橿原宮爾初國所知看志々

天皇命乃御軍能時爾國平坐世流御劒乃靈乎降給比弖荒振神等乎皆切仆斯賜比志貴島宮爾大八島國治看志々天皇命乃御世爾食國乃大政事乎平部久安氣久守坐乎止識賜比氐天津神之御子命乃現御神登惟神所治看須御々世々爾下長之大御世登萬千秋乃長秋爾堅石爾常石爾齋奉里茂御世爾幸比賜布高伎貴伎御稜威爾依氐荒振神乃暗無久穩爾世乎經留廣伎厚伎御惠袁辱那美畏美後爾作里仕奉禮留遙宮乃多在中仁此乃宮波毛此處乃鎮守神登立給閉留爾依氐今新毛殊爾御祭仕奉里氐白須事有里熟爾所聞看佐閉此天保七年登云年乃　月皇美麻命之吾妻能遠乃朝廷爾坐氐其大御手爾代里氐天下乃大政事所聞食志四方八方能夷狄諸乎毛平馭米賜布大將軍乃御前爾我之水戶殿副將軍宰相公乃白賜比氐義觀爾命世賜波志久吾之知流是能國波毛大日本國東端爾在里氐日高見能國爾，有禮杼大神能宇志波伎在須比乃邊波青雲乃曾伎閉乃極美大洋乃原爾志有禮波近伎年頃往々爾底依之夷狄乃關館里寇美來都々近回比窺比船漕寄流事能有流乎從今後止乃邊波汝我知行布處登任賜幣婆○太平乃要害山爾陣屋乎營造氐○居處登定米○海賊能防乎為氐與是大將軍乃御意也止命世賜比伎○故是袁以氐吾我公能任乃麻々邇々○月我

中爾月乎撰美○日我中爾日乎撰美，今日乎生日乃足日登定米氐○朝日能豐榮昇爾其事行比始米氐○大神等乃御前爾祈乃禮代登進幣留幣帛波○奧山能五百枝眞賢木乎根許自爾持來氐○青和幣○白和幣乎取著氐○見明須物止鏡○齋夫物登玉○打斷物止御劒取懸都○又別爾射放都物止弓矢○馳出流物登御馬爾○荒妙和妙袁取副閉○八取乃机爾置備閉氐○今日之御饗登奉留物者○洗米○堅鹽○鮑○鰹○御酒波甕戶高知里○甕腹滿竝氐○大海原爾住物波鰭乃廣物止鯛魚○鰭乃狹物止雜魚○海底爾生流物者奧藻葉○邊藻葉○野山爾翔流物者雉子○大野原爾生流物者甘菜辛菜爾至麻氐○橫山乃如久置高成奉留○仍漏落牟事乎婆○見直志聞直坐乃○如此進流宇豆之幣帛袁平部久安部久安幣帛乃足幣帛登聞食志受給比氐彌益々仁大御稜威乎振給比○大宮乃甕戶押張里○見遙加斯坐須四方八方能外國由○荒備疎備射向比來流賊乃有牟時波神世之昔大神乃○荒振鬼等乎討誅米○神攘々賜閉留例之隨仁○陸爾下立受介擊攘給比○或波態止毛陸爾下立志米氐○坂之每尾爾追伏世○河之每瀬仁追迫米弖今志毛此乃齋鎌齋斧持氐○此乃處爾事始米氐○荒草荒木乎打攘布事之如久○此能齋鉏齋鍬持氐石根木根乎切平須事之如久寇賊等盡々

久討取得志米氐速爾報命白佐志米給比常者毛皇美麻命乃御世乎天地止共爾無窮久大將軍副將軍能武運袁長久仁守幸比坐氐伊加志八桑枝乃如久令榮給波牟事波白須毛更那里賴氐仕布留武士乃太刀佩久伴緒靫負布伴緒八十伴緒能氐人等我子孫之次々毛武道彌遠長爾令在氐己我乖々令在受心爾汚伎隈乎置加受直伎赤伎誠乎以氐山行加婆草生尸海行加婆水漬尸大君乃奉爲仁許曾死那米閇爾波在自登眞木柱太心乎令立氐仕奉志米賜比況氐此守斯波伎坐須處乃有由流百姓乃人等我家毛不穩爾其作止作留物等乎暴風洪水仁令相受成幸比賜比其持別流家業乃各々榮延氐樂木乃彌次々爾饒波布地登令成賜閉止祈白須事狀乎毛所聞食別給閉止源義觀鹿自物膝折伏世鵜自物頸根突拔氐畏美畏美毛稱辭竟奉留乎相殿乃神等共仁平介久安介久聞食世登白須

○上總國長柄夷隅兩郡之神職等奉祭
東照大神詞

掛卷毛畏伎下毛野國二荒山乃底都岩根爾大宮柱太敷立弖鎭座須東照宮止稱辭竟奉大神乃御前爾此乃上總國乃伊隅長柄二郡乃所々乎宇須波伎坐須神等爾仕奉流神主等諸共爾恐美恐美母申佐久昔保元止云志年乃頃與利伊知速振神乃荒備止天下亂臨始麻理斯余利次々爾甚久亂弖物部乃八十氏人等國々爾己我乖々國處處標都都。互爾地乎侵志爭比。神乃御戶代奪取。宮人等袁婆貶志卑志米。百姓乎推掠米擾岐競比弖。三百年餘里私乃戰止受。天下乃人草等常夜往那須歎伎流離比岩根樹根立。草乃片葉毛事問迄爾響那比弖最毛慨久悲志支世乃有趣爾奈母在祁留如此亂利止亂禮志時爾當利弖高天原爾神留坐須天皇祖之大神等乃神御慮爾夜在祁牟。此乃大神世爾生出坐弖武伎曾伎大御稜威乎振起志坐弖。廣伎厚伎御慮以弖。天下乃荒振人等袁伐鎭太米。順布者乎婆惠美給比。皇御門乎敬比坐志。吾嬬乃武藏國能大江戶爾。遠乃朝廷乎設給比弖皇御孫命乃大御手代止志弖天下乃大政事所聞看志奉行比賜比弖。四方八方乃蕃國々乎毛平治米給比殊爾波御國內乃大伎小伎社々乃神等爾御戶代永久貢奉其宮人等乎婆常人止等加羅受御阿都加比乃御掟定米給比。百姓乎撫養比坐志。總弖天下仁御惠乃御式目乎區々爾宣別給比。平介久安介久治米給比志與利。今仁至萬弖其御治米爾違布者無久。山乃曾伎野乃曾伎迄爾畏美麻都呂比弖世人等穩志久樂志久世乎經留態爾功美部々。有由留人草漏留事無久落留事無久。恩賴乎蒙留中爾。別弖神社爾

奉仕留宮人等波。貴伎御掟乎承賜波利戴奉禮婆。遠邇無久拙支輩爾波有禮止。其恩賴爾報奉里麻久思興侍里弖。四月乃十七日乃日波公儀爾弖大神乃御祭行比給布日爾志有禮婆。同心乃宮人等相語比弖此家乃奧所乃小床乎。伊豆能岩境止掃比淸米弖。奧山乃賢木乃枝乎打折持來弖。二所爾刺立弖。尻久米繩引延弖。神籬成波夜志齋比奉利。青幣白幣取置持淸麻波利持忌麻波利仕奉利。大御酒波。甕瓮高知里甕腹居並倍。大食洗米乃菓種々爾。大海原爾住物波鰭乃廣物鰭乃狹物。海底爾生流物波荒和布若和布乃奧津藻葉邊津藻葉爾至萬氏爾。今日乃禮代御饗乃物止滿並倍貢奉留乎。安幣帛乃足幣帛止。平介久安介久所聞食止白須。

辭別弖白佐久。掛卷毛畏伎天皇命乃大御世乎伊加志御世乃足志御世爾。堅磐爾常磐爾齋比奉里守幸閉給比。皇國乃大道乎。彌弘爾彌高爾遠長爾令榮行給閉止大前爾參集禮留神主等諸共爾。鹿自物膝折伏。宇自物頸根衝拔弖。恐美恐美白須。

○同神職等祭先祖詞

謹美敬比弖遠津御祖乃御靈。代々乃御祖。親族。諸御靈等乃御前爾。子孫姓名。近伎鄕々乃大神等爾仕奉留神主等諸共爾。鹿自物膝折伏弖。鵜自物頂根突奴伎弖恐美恐美白須。天避留鄙部乃中爾毛此乃上津總國伊隅長柄乃邊波毛。鳥我鳴吾嬬國乃東乃極美。朝日乃直指須海原近伎鄕々爾弖。上津代波鄕人等。生出留隨爾表裏乃心逆志弖心有事無久。淸伎赤伎眞澄鏡乃曇奈伎心爾奈毛有祁禮婆一向爾皇美麻命乃大御面向祁爾順比奉里種々乃取行布和射乎毛。總弖古事乃例爾倣比弖勤美行比來爾祁流遠三栗乃中津代爾至里弖。蟹我行橫佐乃道乃參渡里。內日刺都乎始米。四方八方乃鄕里々。野乃底山乃底萬氏弘基里弖。皇大神國乃古事廢禮弖。大神等乃御稜威毛彌隱里爾隱呂比行伎弖。宮人等我仕奉留神業波。歲爾異爾卑志米貶左延都々。伊武勢伎布勢廬爾屈美弖居禮婆佐賀無伎人等波。橫佐乃道乃時米久爾。毛智鳥乃拘良比泥美弖其方爾相麻自古理。相口會弖己我仕奉留御社己我家乎毛退伎去里弖永久其迹乎斷爾志人毛多加留爾辱久雄々志久毛。吾家乃御靈等與當昔次々乃荒廢乎之毛痛久忍婆志都々。仕奉禮留御社其家乃子孫乃嗣々。彌遠長爾守里保知弖今爾傳閉給閉流事波。最毛尊伎辱伎恩賴爾奈母有祁留如此久尊伎恩賴爾依弖奈牟。今之毛玉幸波布大神等乃御心登古學比乃宇麻志大人等次々爾世爾出坐弖。神代乃故實

見之明良米顯事幽事萬乃由緒乎毛詳爾說明志世爾教悟志給比弖日爾月爾惟神奈留御道乎慕比學夫徒澤爾出來弖大神等乃御稜威波漸爾昔古爾立復里照輝伎。宮人等毛大神等乃稜威乃御光乎蒙里弖久且良繁禮留布勢廬乃柴乃破戸乎推開伎弖尊伎御道乃片端乎毛手取行比弖正道乃正直奈留趣横佐乃道乃横佐奈留趣乎毛窺比知留々事登奈毋成奴留波。自今後爾益々爾此學乃榮行久御世止成那牟事乃甚嬉志久歡志伎爾就弖春彥奈毛其恩賴爾報奉留止志弖。世々乃御祖能御祭殊爾仕奉良麻久思比立奴流時爾合世弖。近伎鄕々乃母常母睦魂相閉留神主等毛同樣爾。其御祖等乃恩賴乎蒙禮婆各毛各毛互爾其家々乎巡廻理弖。御祭相助都々仕奉乎登言布爾語合弖。今日乎生日乃足日登擇定米弖。姓名我奧津小床袁。伊豆能磐境登掃清免。奧山乃賢木乃枝乎打折持來弖。伊豆乃眞坂樹登二所爾刺立弖。時乃花乎毛取添弖神籬成波夜志齋比立奉弖。姓名我弱肩爾太襁取掛弖。持齋麻波里。持淸麻波里。造理仕閉奉禮留一夜酒登。我爾波安良受在多々須常世爾在須久斯乃神。少御神乃釀志御酒登乎。白木黑木登竊盛高知里。甕腹居並倍。百杵乃八百杵爾。杵突伎仕奉禮留餅乃鏡。時自久乃香能菓種々爾。栗實柿實。梨實。洗米赤飯。堅鹽御毛比。大野原爾生留物波。甘菜辛菜乎始米種々乃物。青海原爾住物波。鰭乃廣物鰭乃狹物。大海仁生流物波廣布。荒布若布和布乃奧津藻葉邊津藻葉爾至留迄弖爾。今日能禮代御贄乃物登各毛各毛持寄滿並倍立奉弖。恐美恐美毋申佐久。遠津御祖代々乃御祖。親族乃御靈等。今如此久刺立齋比奉流神乃小床爾天翔來坐此獻奉流多米都物乎。御心母和爾親爾平介久安介久。安幣帛乃足幣帛登所食弖。姓名。我家爾毛身爾毛枉事有世受夜乃守日乃守爾守幸閉守惠那比給比。子孫乃八十續續伎。無窮爾根母莖母立榮爾。吾御社爾勤美仕奉志米學問乃道。物學久業乎毛勤志米家名乎毛聞佐志米受。遠長爾御祭善志久仕奉志米給閉登。今日乃御祭爾相集閉留神主等諸共爾。鵜成並居宇自物頸根衝拔弖。平手打上都拜美恐美恐美毛申給波久登白須。

室松岩雄
保持照次　校

明治四十五年二月十日印刷
明治四十五年二月十三日發行

定價金貳圓也

編輯兼發行者　東京市麴町區飯田町五丁目八番地　室松岩雄

印刷者　東京市京橋區弓町廿四番地　金子久太郎

印刷所　東京市京橋區弓町廿四番地　三協印刷株式會社

製本者　東京市京橋區南鍋町二丁目七番地　由美直之助

發行所　東京市麴町區飯田町五丁目八番地　平田學會